予算特別委員会日程

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
３月３日（金） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・企画財政課 ・議会事務局 ・総務課
３月６日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・会計室 ・町民生活課 ・環境資源課 ・税務課
３月８日（水） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・住民課
３月１０日（金） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・健康介護課 ・産業観光課
３月１３日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町一般会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育推進課

３月１６日（木） １０：００～ 議　会　室	①令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ②令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和５年度宮代町介護保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④令和５年度宮代町水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤令和５年度宮代町下水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・　山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角・　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	企画財政課長	菅　原　隆　行　君
企画財政課副課長	飯　山　　武　君	企画財政課主幹	宮　下　義　樹　君
企画財政課主幹	田　原　浩　介　君	対話のまちづくり推進担当主査	大　越　一　範　君
財政担当主査	中　村　淳　一　君	情報担当主査	飯　尾　浩　之　君
管財担当主査	島　村　　剛　君	総務課長	福　田　拓　也　君
総務課副課長	鈴　木　淳　史　君	人権推進室長	野　口　延　寿　君
総務課主幹	飯　山　保　孝　君	総務課主幹	青　柳　　誠　君
総務課主幹	高　澤　　学　君	庶務職員担当主査	齋　藤　千　洋　君
秘書広報担当主査	平　向　優　子　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　　幹	青　木　　豊
主　　任	岡　村　恵美子		

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は12名であります。なお、金子委員におかれましては、本日午前、委員会欠席との連絡がございましたので、ご報告いたします。

これより予算特別委員会を開会いたします。

それでは、議長、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（合川泰治君）　皆さん、おはようございます。

３月議会予算議会ということで、皆さん、また何というんですかね、一つ一つ、今度は詳しく、この町の将来について質問できるわけですので、どうか慎重審議、そしてまた進行に協力いただきますことをお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いをいたします。

また、質問側も答弁側も的確な質問、答弁をお願いをいたします。委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう、委員の皆様には特段のご配慮をお願いいたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎議案第１３号の審査（企画財政課・議会事務局・総務課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、総務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

なお、委員会開催期間中、本日は町長が今ご出席されておりますが、町長及び副町長が出席いたしますが、公務のため席を離れることもありますので、よろしくお願いいたします。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（菅原隆行君）　皆さん、おはようございます。

企画財政課長の菅原です。

それでは、担当職員、自己紹介させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　皆さん、おはようございます。

企画財政課副課長の飯山でございます。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　おはようございます。

企画財政課主幹の田原です。よろしくお願いいたします。

○管財担当主査（島村　剛君）　おはようございます。

企画財政課管財担当主査の島村でございます。よろしくお願いします。

○財政担当主査（中村淳一君）　企画財政課財政担当主査、中村でございます。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　おはようございます。

企画財政課主幹、宮下でございます。よろしくお願いします。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　企画財政課情報担当主査の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）

おはようございます。

企画財政課対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　おはようございます。

九山でございます。

４点質問いたします。

私たちの予算書134ページ。

11、便利バスが走る事業、12節委託料、便利バス運行委託料4,520万ということで、バスの便が金額はもうかなり上がってきてはいるんですけれども、今度、停留所が増えたことであったりするんですが、ぐるるとか、いろいろなところの催し物ですね、ふだんやっている講座の時間とか、皆さん、バスを非常に利用してくるということで、そのあたりの配慮とかどうなっているかということが１点。

あとは、以前もお聞きしましたが、バス停の草とかごみとかの状況を把握されているかということと、あと１点、圏央道のところがバス停が変わったりして、圏央道の工事のところですね。圏央道の脇の道のバス停とかが変わったんですけれども、そのあたりのやはりごみがすごくて地域の方が大変な思いをしていたとか、そんなこともあるんですが、今後、やっぱりバス停の管理はとても大事なので、その辺はどう考えているのかお聞きします。

２点目が予算書の80、81ページ。

２節の庁用自動車管理事業、前回説明をいただいたときにＥＶ２台購入とお聞きしたと思うんですが、その辺をどういうものかお願いいたします。

あと３点目、私たちの予算書130ページ。

(5)のみやしろ定住促進作戦です。12節で委託料がウェブサイト運営管理の委託料153万4,000円となっているんですが、この辺の内容の更新とかは委託先にお任せしているのか。あとはこれ広報広聴課の担当にはなるんですが、いっとき定住促進でホームページを開けますと、かなり長い時間、定住促進のページで何か、私もそうなんだけれども、開けても開けても何か変わらない状況が続いたんですけれども、定住促進に力を入れていることでやっているのか、そのあたりをお聞きします。

あと４番目、予算書の86、87ページ、私たちの予算書132ページです。

(7)のＯＡ管理事業、公共施設のオンライン予約システム導入について、ちょっと詳しくお願いいたします。

以上、４点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　企画財政課主幹の田原です。

では、回答していきます。

まず、便利バスの関係です。

初めにやった、それぞれの施設の事業への配慮ですけれども、全てを網羅しているわけではないんですけれども、特にぐるる宮代の１番のスクールとかいろいろございまして、そこにはしっかり配慮して、現在よりも少し早い時間ではありますけれども、さほど待つわけでもなく５分ほど早くはなりますけれども、その辺のほうは配慮させていただいております。

あと、圏央道とバス停の周りのごみの関係ですね。今回、前回お話をいただいて、それからバス事業所も変わります。なので、何度もバス事業者

とも一緒に動きましたし、担当でもバス停のほうの確認もしております。バス停自体が汚いものとか、周りの草の関係とか一応確認をして、これから処理をしていきましょうということで、担当内で話をしておりますので、これから進めてまいります。

圏央道のところなんですけれども、あそこも断続的に工事が行われるので、なかなか安定した場所に置けないというのが今現状でございます。ただ元に戻したり、また動かしたりとかというところもございますので、そこはちょっと工事事業者とも調整をして適宜直していきたいと思っております。

バスのほうは以上です。

あと、ＥＶ車両購入の関係です。今年度予算のほうで電気自動車２台準備しております。１台、軽自動車、１台は普通車ということで、大きなものではなく、それを２台、それぞれ１台ずつということで購入を予定をしております。

あと１つ飛びまして、ＯＡ管理の施設予約システムに入ります。

宮代町のほうは、今でも施設管理のほうの施設予約のほうは現場と窓口という２か所だけで行っておりますので、それを何とか早くシステム化してインターネットでもスマホでもすぐできるようなということで予定をしております。

まだどんなシステムでどこの会社とどんなシステムというのはまだ決まっておりません。ただ宮代町の予約システム自体は、ほかの市町村に比べて若干遅いので、ほかの町でやっているいいところとか悪いところとかしっかり確認させていただいて、やはりどこも一長一短あるんですけれども、使いづらいところとかもあります。使いやすいところもあります。システムの見やすさもあります。その辺も全てせっかく後からなのでいいものを探してつくっていきたいと思っています。

予約システムに関しては、当然、スマートフォン、パソコン、こちらで24時間、365日できるような仕組みになりますので、利用者の方はいつでもどこでもできるような仕組みをつくっていきます。ただし、電話、それから窓口等の予約のほうも当然変更で行っていくと思っています。

あと料金の関係、キャッシュレスとかカードとか、この辺が段階的にできるような考え方をしております。最初からキャッシュレスで走っていくと、その分、構築費もかかってしまうとか、あと利用の関係、その後の当日行ってどうするとかというところですね。その辺の部分がなかなかやったことのないことですので、どうなるか分からないので、窓口払いのほうがよかったんじゃないかとか、いろいろなことが出てくるかと思いますので、当然対応はできるようにはしていきますけれども、最初の部分は、とりあえず予約だけでもできればいいなというふうには思っております。

以上です、ここまでですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課の宮下です。

私のほうからは、私たちの予算書130ページです。こちらのほうの定住促進作戦のホームページについて回答のほうをさせていただきます。

こちらなんですけれども、ご質問にいただきました委託先にお願いしているところではあるんですけれども、丸々お願いしているというわけではなくて、毎月、月に１回は定例会ということで話合いのほうをさせていただいております。その中で、町の先ほどのホームページに出ていた、恐らくバナーというところだと思うんですけれども、あのように大きな特集というのを年に３回、それ

とあとは大規模の特集でなくて、ちょっと小さな特集というのも年３回、年６回、ああいった特集記事をお願いしているといったところでございます。

それで、大きな記事だったときに、町のほうの広報のほうがホームページのほうに載せるということでバナーをつくっていただいたというところではあるんですけれども、今のとおり年３回なものですから、大きな記事が。なので、ちょっと１つ大きな記事を出しましたら、その次の記事までちょっと時間がかかってしまうところがあると思います。

その中でせっかく定住促進も含めて、そういった特集記事を組んでいただいたので、町のほうのホームページにも出してくださいということで、広報のほうと調整してお願いしているところではあるんですけれども、おっしゃるとおり、中には１か月ぐらい出ているケースもございますので、そのあたりについては、ほかの小さな記事の特集記事も、単純にいけば２か月に一遍は違う記事が出るもんですから、町のほうのしっかりとした情報の発信も含めてトップページにバナーがいつまでも出ていないようにというところについては、今後調整のほうをさせていただきたいと思います。

回答としては以上になります。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ありがとうございます。

では、１点目の便利バスについてです。

グループのほうは若干５分程度ということで配慮していただいたということで、やはり皆さん、ミズノさんがやっている事業じゃないとかとかも、やっぱり結構すごく皆さん、バスで行くので出られないとかという声も結構出ているみたいなので、やっぱり周知だと思うので、しっかりとやっていただくとか、やっぱりそういう声に傾けてほしいと思います。周知とかお願いしたいと思います。

あと今度、バスの会社が変わるというのは聞いていますので、やはりただ走るだけじゃなくて、やっぱりバス停の管理は大事なので、そのあたり話し合ってくださるということなんですが、私は結構回ってみるんですけれども、圏央道のところの皆さん、病院帰りとかで寄るんですけれども、セブンでお買物して、あそこで食べて飲んで、みんな捨てていくんですって。それがやっぱり隣の畑とかでいっぱいになって、ご近所の方が毎回ずっとやっているんだけれども、バス停が反対になったらどうなるかというのがあるけれども、やっぱりバス停をきれいにという前提でやっていただきたいので、そのあたり対応をどうするのかお願いいたします。

２番の庁用自動車管理事業に関しましては、軽ということで、資料にももう何年度というのをきっと出ていましたけれども、これ何課が使うようになるのかお聞きいたします。２台ともです。

あと３番のホームページなんですが、定住促進に力入れているというのは分かるんですけれども、町民に分かるようにするためにはちょっと変えるとか、やっぱりいつ見ても同じだと、もう次の町のことを見たくてもやめてしまうというのを、私もそうだったんですけれども、ほかにも声を聞いているので、そのあたり今一生懸命やってくださっているのは分かるので、上手に、あとは定住じゃない、もともとの人たちにとって、何で定住だけなんだという思いにならないようにと、そのあたり工夫をどうするかお聞きします。

あと４番目です。これ具体的にシステム導入なんですけれども、一応導入はいつまでぐらいにできるか、そして具体的にもうちょっとイベントとかなんですかね、よく今電話ですごい混み合って

いるとかと聞いていますので、そのあたりなのか、どんなものになるのか。私は公民館とかがならないのかなと思っているんですけれども、またそのあたりもお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

それでは、順次お答えいたします。

便利バスについてです。ごみの関係、すみません、私が行ったときはいつもきれいだったので分からなくて、今のお話を伺って、なるほどと思いました。特に、向こう側、圏央道を挟んでのほうに今臨時のバス停ございますので、そちらのほうの配慮を考えておきます。

あとＯＡの予約システムですね。すみません、説明が全然足りていなくて申し訳ございませんでした。

基本は館、グラウンドの予約になります。イベントの予約ではなくて、施設の利用の予約になります。公民館等も当然やっていく予定ではありますが、全ての施設、全ての場所を一遍にスタートさせようとすると、どうしても時間がかかり過ぎてしまうというのがございますので、担当の考えでは、要は五月雨式にやっていきたいと思っています。当然、文化的な施設、公民館、それから運動の施設、いろいろなタイプの予約がございますので、やりやすいものもあるし、やりづらいものもありますし、時間をどうやって配分していくんだとか、そういうところもございますので、大体どこでも、どこの市町村でも同じような施設は使っておりますので、簡単に当てはめていくことはできるんですけれども、予約をする人と受ける側と両方の体制が整わないとなかなかスムーズな予約システムというのが運用できませんので、その辺も含めて、一遍にはできないかもしれないけれども、順番にどんどんやっていくというような、使ってみたらユーザーのほうからよかったよねと、ここもやりたいよねという話も当然来ると思います。そんなのを受けながらどんどん広げていきたいというような考え方です。

予約システム、年度明けてから業者の選定をしてスタートをしていきますので、年内中に使えるようにしていく予定で今動いております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

２点目のご質問いただきました電気自動車の関係でございます。

こちらのほう、委員会資料のほうで車の一覧表43ページのほうに掲載させていただいてございますが、庁用車には企画財政課が管理しています、全庁的に共有して使っていただける車のほかに、各課のほうで現場作業とかに使っていただくような車、それぞれございます。

今回予定してございます電気自動車２台につきましては、２台とも企画財政課のほうで、共有で管理しまして、皆さんのほうで各課のほうで使っていただく車を購入させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　主幹の宮下です。

先ほどのホームページの件ですね。ご意見いただきましたとおり、町のホームページというのは、当然、定住促進だけではなくて、町のそのものの情報を掲載するところが民意であるべきところで

はございますので、先ほどお話ししましたホームページの委託先との打合せ、毎月１回の定例会に広報担当も同席をしておりますので、そのあたり、つくった情報については長い間、ある程度のルール決めですね、２週間程度とか、そのあたりのルールを前提として決めて、今後の運営に生かしていきたいと思いますので、今後調整させていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

バス停のほう、分かりましたし、見に行ってくださったときにきれいになっているということで、地元の方から声をもらったときに、そのままにしておいてくれと言ったら、もうすごい量なので頻繁にもう片づけちゃったと言われて、多分、担当課が行くとき、いつもきれいになっているんですけれども、やはりそれがどんどん増えてしまっているということなので、管理のほうを、よろしくお願いいたします。

今までは地元の方とかバス停の前の方とかが結局やっている状態がずっと続いているんですけれども、今後はちょっと把握して何かやっていただくとか、何かそういう考えはあるのか、もう一回聞きます。

自動車のほうは、企画財政課でＥＶのほうは共有ということで分かりました。

３番のほうも、ホームページ見て、わくわくするようにいろいろなことをしてほしいので、定住促進に力を入れているというのは非常に分かっておりますので、上手にやっていただきたいと思います。

あと、４番目の５年度中にするめどをつけるというか、やるということで分かりました。よろしくお願いします。

以上です。

１つ質問した分、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

便利バスのバス停の関係でお答えします。

バス停の管理だけを全てするわけではないので、毎日やりますとかというのは言えないんですけれども、お話しいただいたことも十分分かりましたし、今回回らせてもらってバス停自体が汚れているとか折れているとか、そういうこともたくさん見てきましたので、定期的に確認をするということはお約束します。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

５点ほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず１問目になります。

前段の委員と重複するところがありますが、内容が違うと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず１番目としましては、予算書72、73になります。

11、便利バスが走る事業になります。この件につきまして、私たちの予算書のほうの127ページになります。

下のほうになるんですけれども、情報担当、管財担当というところの文章の中で「交通系ＩＣカードによる支払に対応した車両による運行を開始します」ということがあります。これに関しては、こちらのほうの4,524万円という形で入っているわけなんですけれども、これに付随した形で入ったもので、これに関してのその予算というものが使わずに済んだのかどうかということをまずお聞きいたします。

それから２点目なんですが、予算書の74ページ、75ページ、それと予算書の124、125ということで、今回、民生費のほうに移行するということで移動しているんですけれども、一応、まず企画財政課のほうで質問させていただきたいと思います。

ここで高齢者等タクシー助成事業として、前年度789万ということであったものが、民生費のほうへ移行、要するに健康介護課のほうに移行されたということなんですけれども、この経緯について具体的に教えていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

それから３問目になります。

予算書の84、85ページで、みやしろ定住促進作戦ということになります。私たちの予算書では、130ページになります。

ここで、まず定住促進サイトにより町の魅力を発進ということで154万円、定住促進チラシの作成、配布ということで９万円となっております。こちらの定住促進サイトのほうは、前年度131万から154万に増えているんです。このチラシ側のほうは、前年度14万円だったのが９万円に減っているんですよね。これどうして、このチラシのほうがこれだけ減っているかということをお聞きいたします。

それから４問目になります。

予算書86、87ページで、７、ＯＡ管理事業でこちらのほうになるんですけれども、私たちの予算書のほうは132ページになるんですね。この中で例えば、埼玉県スマート自治体推進会議負担金というのが183万円、これ前年度は113万円でした。それから、機器及びシステム保守料というのが、前年度961万、これが今回3,134万円に上がっているんです。それと、各種情報システムの使用料、こちらのほうが、前年度8,538万が9,067万ということで全部がすごい上がっているんですよね。これについて、この金額が上がっているということの説明をお願いいたします。

最後に５問目なんですが、これは私たちの予算書のほうになります。40ページになります。

チームみやしろ会議ということで、総事業費が10万円ということなんです。このチームみやしろプラットホームの本運用ということで、今までのものから今度本運用に変わるということなんですけれども、こちらのほうは、総事業費が前年と同じ10万円ということなんですけれども、本運用していくに当たって、何かその経費が増えるということもなく、このまま10万円ということになっていますけれども、これはどういう費用になるかということをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

それでは順次ご説明いたします。

予算書72ページ、73ページ。便利バスが走る事業でございます。すみません、私たちの予算書では127ページ。

こちらのほうで、循環バスの関係につきましてご質問がございました。この中で交通系ＩＣカードの関係のご質問でございます。

今回契約をさせていただきますものにつきましては、交通系のＩＣカード、こちらのほうを導入した車両で運行していただくということでお願いしてございます。こちら予算のほうにつきましては、今度は予算書のほうにございます運行委託料4,520万ございますが、こちらの中に含めて運行していただくということで、そのような契約をさせていただいてございます。

続きまして２点目、予算書では74、75ページ、

高齢者等タクシー助成事業の関係でございます。

こちらにつきまして、５年度からは健康介護課のほうに事業のほうを移管させていただくわけでございますが、そちらの移管に当たっての経緯ということでございます。

こちらを移管する経緯というか理由といたしましては、今回タクシー助成、令和３年度から２年間にわたって行ってきましたが、そちらを継承させていただく中で、事業をされている方や登録をされている方、また登録はしてございませんが、対象となります75歳以上の方、それぞれに対しまして合計1,000名の方に対してアンケートのほうを行いました。また、アンケートのほかにタクシー事業者のほうからのヒアリングを行いまして、その検証をさせていただいたところでございます。

この結果、こちらの事業が循環バスの補完にとどまらず、実際使っていただいているのが通院や買物など、日常生活における高齢者の移動に必要な交通手段であるということが特徴として見られたことになります。

そのようなことから、日常生活の支援と生きがいづくりにつながる活動への参加を促進する事業としまして、高齢者支援に位置づけて健康介護課のほうに移管させていただくことになりました。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

私のほうからは３点目と５点目のご質問につきまして回答のほうさせていただきます。

３つ目の予算書84ページ、85ページ。定住促進のこちらのチラシの作成費用14万円が９万円になっているというところでございますが、こちらにつきましては、実際、毎年３月ぐらいに定住促進向けのチラシを作成させていただいてまして、そちらの実績に応じて予算のほうを少し減額のほうしたところでございます。

ただこちらにつきましては、作成するチラシの大きさにもよっては、若干金額の前後がありまして、今回はＢ６タイプの見開きで作成をする予定でございますので、そちらについて作成のほうさせていただきます。

そちらについては、初めてツアーにお越しいただいた方にお配りしたりとか、あとは埼玉県のほうで東京の新橋のほうで埼玉県の全市町村に向けた移住を考えている方についての説明をしてくれる職員が１人張りついてやっているというのを県の事業であるんですけれども、そういったところに配架のほうさせていただいて、宮代町のほうの話を聞いていただいた方とかにお配りさせていただくような形で作成のほうをさせていただいております。

それと５点目ですね。私たちの予算書40ページのチームみやしろ会議のこちらの本運用に関してでございます。

実際、昨年度、あとは今年度ということで、昨年度コロナでなかなかちょっと回数が減ってしまったんですが、今年度においては、毎月第１金曜日をメインとしまして、ここまで10回ですかね、今年度、今度来月で10回目の開催になるんですけれども、そちらのほうをさせていただきました。

それで、今までは仮でという形で実際やってきたところではあるんですが、参加者の皆さんのアンケートを取らせていただいたりとか、あとは参加者自体の人数とかも、毎回毎回コロナ禍においても20名から30名程度の方々が参加していただいている中で、こういった形で皆さんと話をするというところの状態、内容がいいというようなご意見も多かったものですから、そのままの形で来年度以降、本運用としてさせていただくような形で

考えているところでございます。

その中で、実際の中は、費用につきましては、予算につきましては、その会場の使用料でありますとか、あとは当日、コロナ禍ではなかなかできなかったんですけれども、本来であれば、リラックスした中で皆さんにお話合いをしていただくということもありまして、簡単なお茶でありますとか、そういったものもお出しするような予定で当初考えていたところなんですが、そこはなかなかプラットホームの仮運用ではできなかったんですけれども、今後の本運用に関しては、実施をしていきたいなというところで考えております。

３点目、５点目については以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

ＯＡ管理の関係でお答えいたします。

まず、スマート自治体推進会議の委託料の関係なんですけれども、負担金の関係なんですけれども、スマート自治体推進会議というのは、県内の市町村で構成しておりまして、幾つかの部門に分かれてもろもろの作業をしています。電子申請、それからセキュリティー、あとは共同クラウド専門部会、それからＡＩ技術、新技術のほうの開発の専門部会の４つに分かれておりまして、それぞれに埼玉県の市町村、行政としてＩＴＣの技術を活用して、要は住民サービスに努めましょうという協議をしている団体でございます。

その中のセキュリティー専門部会というのがございます。こちらは何かといいますと、市町村のインターネットのセキュリティーを市町村全て、埼玉県が一括して全てをセキュリティーを見ていると。それぞれの市町村がインターネットのセキュリティーを管理するのではなくて、全体で大きなものをつくって、その中でセキュリティーを一括で管理するという仕組みをつくっております。こちらのセキュリティーを委託しているセキュリティシステムの更新が今年度ございまして、来年度から新しいシステムでセキュリティーが動き、もう動き始めています。

こちらの開発の費用がかかりまして、更新をするごとに新しい仕組みもできますので、それで費用がちょっとかかったことから、市町村ごとの負担金が上がったというのがスマート自治体の負担金の増の理由でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　情報担当主査の飯尾です。

私のほうから、ＯＡ管理事業の保守委託料と使用料の増加の要因についてご説明させていただきます。

まず、電算保守委託料ですが、こちら大きな増加要因といたしましては、令和５年度に導入を予定しております公共施設予約システム導入経費、こちらのほうが1,420万ほどありまして、増加要因としてはこちらが大部分を占めております。

また、使用料につきましても、やはり大きいのがこの公共施設予約システムの利用経費になりまして、予算上はこちら下期から導入することを考えて、下半期分の利用料を見込んで予算を計上しております。

また、今年度、庁舎で使用している情報系のシステムを置いておりますクラウドサーバーを交換いたしまして、こちらの機器のリース料も今年度末から発生しております。こちらも、使用料の増加要因の一つとなっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

先ほど答弁の中で、循環バスの関係のＩＣカードの関係でございます。ちょっと答弁の中で漏れていましたので、追加させていただきます。

今回、業者選定を行うに当たりまして、町のほうからバスの仕様、運行につきまして、仕様のほうを出させていただきました。その際に現在も走らせてございますけれども、バスの車種としまして、ノンステップバスを導入するということが１つ、あと現在も設備をつけてございますが、バスロケーションシステム、バスが今どこを走っているかというのが分かるシステム、そういう仕様を出させていただきまして、業者のほうから提案をいただきましたが、その中に業者さんのほうから交通系ＩＣカードについて提案の中で出てきましたので、そちらについて結果的に金額等のことを加味して、にその業者さんのほうに委託をすることになりましたので、予算的にはその中に入ってやっていただくというようなことになってございます。

以上、補足でございます。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず１点目です。やっぱりこの交通系ＩＣカードは、新しくされる業者が最初から入っていたというわけではなくて、やはりこういうのも入れてやったらどうだということで、この予算の中に計上されたということでいいということでよろしいんですね。分かりました。

２点目なんですけれども、今回このタクシー助成事業が健康介護課のほうの予算になるということなんですけれども、例えば、これに対しての苦情とか要望があった場合は、どちらの課のほうに行って話をしたらいいかということを教えていただきたいと思います。

それから３問目、こちらに関しては分かりました。

Ｂ６のサイズに変更したので、枚数的には変わらないということでよろしいのかどうかを聞きいたします。

あと４点目です。ＯＡ管理のところで、それにしても、例えば、このスマート自治体の負担金が一気に70万ぐらい上がってしまうということになるわけですよね、負担金が。何かすごい上がりようだなという気するんですね、一般的に考えると。

それから、先ほどの3,134万の中でそういったシステムの中で1,420万円を占めていると言いましたけれども、その残りの800万ぐらいはこのクラウドサーバーでかかっているということになるんでしょうか。その辺がちょっと分かりづらかったんですが、もう一度お願いいたします。

あと各種情報システム使用料というものが、これも一気に50万上がるということなんですよね。先ほど70万とか50万とかで何か金額がすごい大きく上がるというのがちょっと心配だなという気がするんです。このＯＡ事業のところで、本年度の特徴というところで、基幹系システム標準化対応準備作業と書いてあるんですよ。ということなので、まだこれ以上にこれから予算がかかってくるのかなというちょっと心配があるんですけれども、その点についてお伺いいたします。

５点目のことはよく分かりましたので、一応、そちらの再質問だけよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

予算書74ページ、75ページ。高齢者等タクシー

助成事業の関係でご質問でございます。

こちら本年の４月からは健康介護課のほうにタクシー事業については移管をさせていただきますが、その移管に先立ちまして、今年度中、今月中には現在登録をされている方に対しまして、新たなタクシー助成券を発送させていただきます。そちらの作業は現在の企画財政課のほうで行わせていただきます。

その後なんですけれども、４月から健康介護課のほうに移管するに当たりまして、今月中には健康介護課のほうに対しまして、事業の設置でございますとか特徴、あるいは内容等につきましての引継ぎを十分やらさせていただいて、引継ぎをさせていただくことと考えてございます。

なので、基本的には４月以降に対する苦情等につきましては、健康介護課さんのほうで受けていただくようになりますが、ただそうはいっても、２年間、タクシー助成のほうを行ってきましたのは企画財政課でございますので、企画財政課のほうでも、今までご利用されている方の中にはいきなり健康介護課ということもなかなか浸透されない部分があるかもしれませんので、そのような苦情とかありました場合は、企画財政課のほうでも当然ながら対応をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課主幹、宮下です。

先ほどの定住促進のチラシの関係です。

１点ですね、申し訳ございません。サイズのほうなんですけれども、Ｂ６ではなくてＡ５です。私のほうの答弁のほうで誤りがございました。Ａ５で、そちらの見開きのものを作成をする予定でございます。

それで、枚数につきましては、前年度配って在庫の様子等も見ながら、ある程度の調整はもちろん可能なんですけれども、基本的には前年度と同じような枚数を作成する予定でおります。

場合によっては、増刷することも予算内の中で可能であればというところでは検討していくことになります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

スマート自治体推進会議の増額に関しての再質問にお答えいたします。

すみません。先ほどセキュリティシステムが変わったことでということで、ちょっと単純なお答えで申し訳ありませんでした。

セキュリティシステムというのは、１日の空間も空けられませんし、１分の空間も空けられませんので、並行稼働する時期がございます。なので、今年度に関しては、現在使われているものと次期のものの並行期間がございます。この関係で38万円ほど費用がかかっておりますので、この分はもう来年以降はございません。

それから、あともう一つ、チャットツールというのがありまして、同じシステムを組んでいる方々と、携帯で言うところのＬＩＮＥのような感じのパソコンを使ってメールではなく、気軽にダイレクトでデータとか意見とかをやり合うような仕組みがございまして、こちらの共同利用を一応試験的に始めるということでして、その分の費用負担がございますので、増額になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

すみません。ちょっと前後いたしますが、本年度の特徴のシステム標準化対応準備作業のところについてお答えいたします。

この基幹系システム標準化対応準備というのは、国が示しております全国の標準システムの準備になっております。全国のどの市町村に行っても、住民系とか税務系のシステムはみんな同じものが使えるようになるという準備を今しておりまして、この準備ということになっております。

これは2026年にアップするんですけれども、そこの準備でございまして、こちらの今、町では埼玉県の町村で共同で行っていますが、これが全国に大きくなるよというような感じではあるんですけれども、この準備の作業と実際にシステムを大きなものに稼働する作業につきましては、国の補助金で100％、10分の10つきますので、費用負担は当然出ます。予算的には出ますけれども、補助がありますので、こちらのほうで対応していきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　情報担当の飯尾です。

ご質問のありましたクラウドサーバーの部分についてご説明させていただきます。

今回、こちらの仮想基盤、クラウドサーバーのほうなんですけれども、今回、今年度、令和４年度に前回の構築からもう既に６年を経過して、新たにこれを構築し直すということを行いました。前回、構築時は機器の構築にかかる費用に関しては単年度一括で支払いを行いまして、その後、発生していたのが、毎年の運用費用だけだったんですけれども、今回これを単年度で支払うのはちょっと難しいということで、機器の構築に関しても、機器自体のリースということで、これを５年の長期契約といたしました。

これにより公開前のクラウドサーバーと比較すると、当然リース料がアップしておりまして、また今後、情報システムの利用がどんどん増大化していくことに伴いまして、サーバーの管理、サーバー自体に保存されているファイルの管理やセキュリティーに関してもより強固にしていかなければならないという事情もありまして、サーバーの構成自体も大きく変わっております。これに伴ってサーバー容量も大きくなり、月々の運用費用に関しても、やはりちょっと増加は否めないものとなっております。

ですが、これを何の整理もなく、どんどん言われるがままに予算を増大化させていくわけではなくて、限られた予算の中で必要最低限度で、なおかつセキュリティーもしっかりしてきたものを構築ということで、今回このような形で予算計上させていただいております。

説明は以上になります。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　詳しく説明していただきましてありがとうございます。

最後に質問なんですけれども、今回、この便利バスですね、循環バスのほうで大体1,500万ぐらい経費が上がっています。また、このタクシー助成であっても大体170万ぐらい上がっているわけなんですよね。やっぱりこういうものに関しては、どんどん上がっていく可能性がありますので、やはりこのデマンド交通ですね、経費がかからないような新しいデマンド交通を考えていかなければならないと思うんですが、その点についてどのようなお考えがあるかを最後にお聞きいたします。新しい分野を探すということに対してお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。よろしくお願いします。

確かに、バスに関しましても、タクシーに関しましても、費用が非常に増えておりまして、バスに関しましては、人件費ですとかあるいは部材ですとかの高騰によるものというのがありますので、今後安くなるというのは見込めないかなというふうに考えております。

また、一方でタクシーにつきましても、ありがたいことに利用者が増えておりますので、下がることというのはなくて、これからも増えていく。今回より便利な形にさせていただきましたので、さらに増えていくものというふうに考えております。

そうした中で、経費のなるべくかからないような交通政策ということなんですけれども、全国的に官民連携ですとか、あと民間によるサービスというのが大分出てきておりまして、テレビ等でもよく特集を組まれたりもしておりますので、そういった事例を見ながら、その全国の事例というのも、民間主導のものについてはまだまだ検証段階にありますので、そういったものというのを一緒に考えていくというのと、それからあと町内のボランティア等も活用しながら、そういう組合せで検討はしていきたいというふうに今、高齢者支援とも話し合っているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

予算書の81ページの庁舎管理事業のうちの委託料なんですが、ちょっとこれ聞きそびれたのかもしれないんですが、エネルギーサービスプロバイダー業務委託という、この辺ちょっと説明していただきたいと思います。

それから83ページ、公共財産管理事業がございまして、借地更新８施設ということで資料の22ページにございますが、ここの８は、今年度はどこなのか、ちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

それから85ページの政策調整事業なんですが、これ五霞町が主導で結婚広域連携協定事業負担金というのが昨年というか、令和４年あって、婚活の話なんですが、そういうのが消えてしまっているということは、この事業が終わってしまったのかどうか、その辺をお伺いします。

それから、私たちの予算書の21ページの遊休資源活用プロデュース事業ということで、この辺が予算はないんですが、今後どんなふうにやっていくのかというか、この動きというのを教えてください。

それから、企画財政なので、これを本当に聞きたかったんですが、４ページで予算を立てるのは企画財政だと思うんですけれども、私が議員になってから、第３代の町長が人件費というのは町税額の半分というふうにずっと聞いていて、私も予算審議を毎年毎年するときにそれだけはチェックしていたんですね。町税の半分なら人件費を使ってもいいんだなというのがずっと二十何年間、ずっとそれを聞いて確認していたんですが、今年度は令和５年は、見ますに２ページで町税費が39億ですよね。39億5,000万で人件費が20億になって、あ、超過しちゃっていると一瞬思ったんですが、その辺の人件費の総予算に対する割合というか、その予算の立て方としてどんなふうにしているのかというのをもう一回、私はそういうふうに学んできたというか、そんなふうな認識でいたんですが、その辺を教えてください。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５７分

再開　午前１１時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

休憩前の角野委員の質問に対する答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

それでは、予算書80ページ、81ページにございます庁舎等管理事業におけます委託料のエネルギーサービスプロバイダー業務委託料についてのご質問に対してお答えいたします。

こちらにつきましては、昨年の10月から新たな電力会社のほうと契約をして電力供給を受けてございますが、そちらのほうの電力供給会社のほうの選定に当たりまして、株式会社エネリンクさんというところと町のほうとで協議いたしまして、そちらのほうを基づいて電力会社の紹介でございますとか、あるいは価格交渉、あるいは切替事務手続のサポート等を請け負っていただくためのプロバイダー契約のほうを結んでございまして、そちらに対します業務委託料となってございます。

続きまして、質問３点目となります結婚協定の関係に対してのご質問でございますが、そちらに対してお答えさせていただきます。

ご質問にございましたように、昨年度につきましては、３市３町結婚支援広域連携事業負担金といたしまして予算のほうを計上させていただいてございました。こちらの事業につきましては、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町、それと茨城県の五霞町での３市３町での広域連携による結婚支援に関する協定書というものを平成30年に締結してございまして、こちらの協定に基づきまして、結婚支援事業を実施するということで今まで準備のほうをしておったところでございます。

こちらの負担金につきましては、主にその３市３町におきまして、婚活パーティーを開くための事業費として負担金のほうを計上してございました。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、これまで令和２年度から４年度まで負担金のほうを計上してございましたが、コロナウイルスの関係で今まで開催ができてございませんでした。

来年度、令和５年度につきましては、そのような状況もございましたことから、３市３町のほうの協議におきまして、負担金については計上しないと。要は婚活パーティーについては開催するのが厳しいんではないかということで、予算化をしないというような取扱いとなったものでございます。

なお、こちらの３市３町による広域連携につきましては、現在も活動のほうを行ってございますので、来年度以降につきましては、婚活パーティーは実施しないものの、結婚支援に関する情報交換とか、そのような協議のほうは行っていこうということでなってございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私におきましては、２点目でご質問いただいておりました予算書83ページ、公有財産管理事業における借地料についてご回答させていただきます。

こちらについて、こちらでご用意させていただ

いた資料22ページ、11番、公共施設借地一覧表及び積算根拠をご確認いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。番号と施設名称を申し上げます。

２番、宮東グラウンド、６番、７番同一とさせていただいております和戸公民館駐車場、和戸公民館第２駐車場、８番、図書館駐車場含み、10番、須賀中学校運動場、11番、須賀小学校農園、14番、笠原小学校、28番、進州館駐車場、29番、駅前駐輪場となっておりまして、以上８施設ではございますが、一応補足させていただきますと、８番の図書館、それから14番、笠原小学校、それから28番、進修館駐車場に関しましては、施設全部ということではなく、この中の地権者の１人の方との契約更新となっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

私のほうからは、私たちの予算書21ページの遊休資源活用プロデュース事業についてお答えいたします。

町の持っています遊休資源として、庁舎の遊休のスペースと町内にある、町の中にあるスペースのほうがございます。庁舎の中では、今、教育委員会のところの東側の階段のところの階段の真ん中にポスターを掲示してみたり、あと町内在住のアーティストの方の作品展を税務課前のロビーで行ったりなど、幾つかテストで実証実験をさせていただいておりまして、これを引き続き行っていきたいと思っております。

町内、町の中の普通財産等については、健康介護課のほうで所管しております移動販売の駐車場、販売場として幾つか、何か所か使っていただいております。

このような感じで、特に予算を使うことなく、いろいろな実験をさせていただいておりまして、これを引き続いていきたいと思っております。

それから普通財産のほうにつきましては、いろいろな計上等もございますので、その活用方法というのはなかなかそれぞれ難しいものもございます。ただそれの区分け等をして、これからどういうふうに利用ができるのかというのをこれからまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

私たちの予算書４ページの人件費の関係につきまして、私のほうでお答えをさせていただきます。

人件費につきましては、確かに抑えられるようであれば抑えたいというのが財政的な考え方ではありますが、行政運営を考えていきますとなかなか抑えていくというのもちょっと難しい時期にはあるのかなというような理解はしています。

そういった部分で、財政的な観点からお話をさせていただきますと、やはり近隣の状況ですとか、あとは全国の類似団体との比較というのは毎年させていただいておりまして、例えば、住民１人当たりの人件費の支出を近隣と比べましても、宮代町が住民１人当たり６万円、人件費にかかっているんですけれども、杉戸町さんですと6.7万円、松伏町さんですと6.5万円ですとかという、そういう比較を常にさせていただいております。

そういった中でバランスを考えて運営をさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございました。

それでは、81ページの庁舎管理の委託料の今、エネリンクさんというご答弁ございましたが、これ委託のメリットというのはどういうことなのか、ちょっとよく分からなかったのでもう一回お願いします。

それから、借地更新については、全部が持っているわけでなくて、その中の１人の更新もあるということで、今８か所分かりました。

それから、85ページの結婚支援の話なんですが、婚活パーティーはずっとコロナでできなかったのでもう計上しないようにしようということでしないということで、それでこの３市３町は協議はしていくということでございましたが、具体的にどんなふうにやっていくのか、その辺をお伺いします。

それから、遊休資源ということで、私も階段上がったり下がったりしている中で、ああこういうことなんだといって、そこの階段のところはすごくよく気がついたなというふうに思っています。

税務課の前は、ちょっと税務課はなかなかそこまで行くということがないので、ちょっと見ていないんですけれども。分かりました。

あと税の人件費の話なんですが、人件費はこういう状況の中で大変行政がほとんどやらなきゃならないことが増えてきているので仕方がないんですが、そうしますと、先ほど私がこれは第３代の町長が言っていたことを私が覚えていて、いつもそれをチェックしていたような感じなんですが、これはその町税の半分に人件費を抑えなきゃという、その思いというのはその町長の思いだったのか、私はいつもそれを目安にして超えていない、セーフだとかと思いながら、いつも予算審議していたんですが、それは町長個人が思っていたということで解釈していいんですか。そこだけちょっとすみません、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

予算書80ページ、81ページ、エネルギーサービスプロバイダー業務委託料に関するご質問でございます。

こちらは電力会社との中間という形で行っていただいておりますが、こちらの経緯といたしますと、昨年の３月にそれまでの電力供給会社のところが破産をいたしまして、その後、しばらくの間は東電との最終補償契約としまして電力供給をしていただいてございました。その間、うちのほう、町のほうでもほかの小売電力会社のほうを探しておったところでございますが、なかなか法人契約については、どこの会社さんとも契約について拒否をされるというような状況が続いていまして、そのような中、エネリンクさんを通じて、今回電力供給をしていただいてございます藤田商店という電力供給会社があるんですが、そちらのほうの紹介をしていただいたところでございます。

この藤田商店さんとの電力供給を行うに際しまして、例えば、その価格交渉でございますとか、あるいは電力の切替事務の手続サポートを行っていただくとか、あるいは手続に当たってのサポート、すみません、同じですね。そういったような電力供給会社と当町との間の中を請け負ってもらうような一切の業務のほうを引き受けていただいているところでございまして、それによりまして、なかなか電力供給会社が決まらなかったものがエネリンクさんを通じて新たな業者のほうの契約ができたというようなところがメリットというふうに考えてございます。

それと２点目でございます。結婚支援の関係でございます。

先ほどの答弁の中で、婚活パーティーについては、コロナウイルスの関係がありましてなかなか開催できずにいたので、５年度についても開催見通しがつかないので予算を計上しないということで、３市３町のほうでそのような取組を行ったものでございます。

今後につきましては、まだ具体的には実際何をやろうかというのは、今後、このような協議会というか、その３市３町の間での協議を行っていきますが、こちらの協定の中でうたわれておるものとしましては、結婚支援事業の情報交換をするとか、あるいは結婚支援に関する周知、それぞれの市町でどのような結婚支援を行っているということの、お互いの認識として共通化するとともに、それを対外的に周知していくと、そのようなものを現在考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

私たちの予算書４ページの人件費の関係なんですけれども、町長の思いだけかということではなくて、町長さんの思いをやっぱり行政職員の考えにもならなきゃいけないんですけれども、現実的にはここ数年の間に、性質別の予算で言いますと物件費の中からこう人件費に回ったりですとか、会計年度の予算等がですね。そういった部分で人件費がどうしても構造的に膨らむ傾向がありまして、近隣市町を含めて、やはり町税の半分で収まっているところというのは、どこも恐らくないのかなというふうに思っています。

そうしたところの背景もありまして、どうしても超えてしまっていると、そういったことになりますので、町長さんだけの思いということではないんですけれども、現実的にちょっと難しいと、そういうことでご理解いただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ご答弁を今いただきましたが、電力の話なんですが、そうしますとこの153万というのは今後毎年同じ額だけかかるのか、その辺はどのようになっていくのかということをお伺いしたいです。

ただ東電にそのまま契約は、法人だからそういうことをやるのか、そのただ普通にやっているほうが安いということはないのか、その辺がちょっと分からないのでお伺いします。

それから、結婚の支援というか婚活というか今、こども家庭庁というのができましたけれども、こども家庭庁以前の問題で今、結婚されていない方々が結構高年齢でも多くなってきているんですけれども、そういう中で、情報交換というのは職員同士の情報交換を今後していくというご答弁なのかどうか、そういう宮代町独自として結婚に関する婚活、結婚に関する何かをしているということは一切ないということなのか、そこだけお伺い、予算に計上していないので、情報交換はその３市３町の職員同士がしますよという話なのかどうか、確認します。

それから、人件費と物件費とそのニーズ、大分前の町長のその目安というのは、もうだんだん時代的にそぐわなくなってきているなというのは、私もそれは分かっているんです。というのは、物件費の中に、平成16年くらいから指定管理になって指定管理が物件費に入ると、人件費がそっちに行っちゃったんじゃないかという思いもちょっとあったりして、でも、今また会計年度任用職員だとかいろいろなことで行政運営、やらなきゃならないことがいっぱいあって、その辺は分かっているんですが、総予算のうちの人件費が何パーにな

りましたという、その積算した、積み上げていったときに、その辺、予算を立てる企画財政としては、ちょっと近隣プラス去年の予算を見たり、その辺の基準というのだけをちょっと教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

エネルギーサービスプロバイダー業務委託事業の関係でございます。

現在の契約につきましては、現在、電力供給会社でございます藤田商店との供給契約が令和５年の９月までの契約となってございます。こちらのプロバイザー契約につきましては、１年間ごとでございますが、現在、藤田商店さんと電力供給を受けている間は当然、このエネルギーサービスプロバイダー業務委託につきましては、その業務が発生してきます。それ以降、また新たな電力供給会社を選定することになりますが、他市町におきましては、その電力供給会社の選定に当たりましては、なかなか厳しい状況にあると、入札をやってもなかなか業者が入札に応じてくれないというような契約をするのは厳しい状況もございます。

そういったことが現在のこのサービスプロバイダー業務委託料につきましては、現在の電力供給会社との契約が切れた後も、その後も電力供給会社を選定する、探すのに当たりまして、そのような業務も行っていただくことを前提にしまして、年間の委託料を計上させていただいたところであります。

当然、町のほうで入札をやって新たな電力供給会社が見つかれば、このような業務委託料は発生いたしませんが、そうならないことを加味しまして、予算のほうを計上させていただいたところでございます。

それと２点目の結婚支援でございます。

先ほど答弁の中で、情報交換あるいは周知というようなご説明いたしましたが、現在のところ、具体的にどのようなことをやっていこうというのは決まってございません。

ただ、これまでの会議において出ている話といたしましては、各市町で結婚支援の事業等を行っておりますので、そういった事業の情報交換して、そういったものをできるならば、各市町において周知をしていくと。例えば、宮代で行っています事業について、宮代だけにとどまらず、この管内の他市町で紹介するとか、そのような取組ができないかということについて話合いをしている最中でございます。

そういったことから、具体的にじゃ何をやろうかというのは、現在のところまだ決まっていない状況でございます

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

私たちの予算書４ページの人件費の関係なんですけれども、これパーセントだけで言ってしまいますと、全体の事業の中に、例えば、今回のコロナのように給付金事業とかで30億とかが入ってきてしまいますと、当然割合が減ってしまいますし、何％というのはちょっとなかなか難しいのかなとは思っているんですけれども。とは言いましても、やはりプラスマイナス１％の中では収まっていくのかなというふうに思っていますし、それが県内でのやはり平均的な動きだというふうには理解しています。

また、人件費の予算編成に当たっては、総務課

のほうからやはり今後の人材育成等も含めて考えたときに、こういった業務にこれだけ必要だというようなヒアリングはさせていただいておりますので、その中で調整を図らせていただいているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

予算書の72、73、便利バスが走る事業についてです。

こちら広報の３月号にも便利バスのことが載っておりましたけれども、この時刻表が微妙にこうずれていくということであるんですけれども、こちらの時刻表のリーフレットは作るのかということを教えてください。

広報には何か切取り線がついていたので、それで代用、来年度はするのかとか何か、そのあたり教えてください。

次に、２点目なんですけれども、私たちの予算書の132ページ、予算書が86、87ページです。ＯＡ管理事業についてです。

こちらの自治体ＤＸ推進計画の重点項目である基幹系システムの共通化・標準化について、令和７年度末の移行完了に向けた準備作業を進めますということで、こちらのＯＡ管理事業になっていると思うんですけれども、このあたりのことがよく分からないので教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

予算書72、73ページ、便利バスが走る事業の関係でございます。

時刻表についてのご質問でございますが、時刻表ですね、業者が変わることによりまして運行の体制というのを現行の業者と変わってきまして、時刻表自体も変わってまいります。

そちらについて、一番大切なのは、利用される方に周知して、それにいかに多くの方に乗っていただくというのが大切でございますので、ご質問にございましたように、３月号の広報には時刻表を掲載させていただきました。それだけじゃなく、今月中には時刻表を載せましたパンフレット、リーフレットなりを作成しまして、そちらのほうでの周知も行っていこうと思ってございます。

また、なかなか現行のリーフレットもそうですけれども、書面的にはＡ３を三つ折りにしたような感じでございますので、なかなか高齢の方にはちょっと見づらいというようなご意見もございますので、そういったことにも対応しまして、町、これ役場のほうに来ていただくことが前提になってしまいますが、拡大したような時刻表も現在用意してございますので、それを新たな運行に当たりましても、そのようなものを用意しまして、ご希望される方には配付をさせていただこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

自治体ＤＸ推進計画の関係の基幹系システム共通化・標準化のご説明をさせていただきます。

基幹系システム共同化・標準化というのは、先ほどもちょっとだけお話をさせていただいたんですけれども、国の施策の中で基幹系システム、住民系とか税金とか福祉、このシステムを標準化、全国で同じような事業をしていますので、同じ法

律で同じ事業を行っていますので、このシステム自体を標準化することで、どこの市町村でも同じようなサービスができる、ベンダーロックと言われる同じ事業者とずっとやらなきゃいけないとか、そういうのを防ぐようなことをして、それからそもそもシステムの管理費、それから通信費等を大きく下げることができるというのを期待されてこの事業が行われておりまして、令和７年度末までには全国の市町村のそのシステムが標準化されると、みんなで標準的なシステムになりますよという取組になっております。

町のほうは、先ほども言ったとおり、埼玉県町村会ということで、共同でもうこちらと同じようなシステムを今動かしておりますので、特段大きく変わることはないんですけれども、この国の制度のほうには従って一緒に標準化を進めています。

移行に向けての準備というのは、今、町村会の共同化で行っております栃木県にございます株式会社ＴＫＣというシステムのベンダーがいるんですけれども、こちらのほうと令和７年度にはそちらの国の標準化のほうに合わせていけるように、日々それぞれのシステムと共同で準備を行っているというのが今の現状でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

便利バスのほうなんですけれども、リーフレットは作成されるということで、こちらの予算はどこについているのかということと、あと今もうリーフレットが置かれているところで、その変更というか間違えちゃうと思うので、そういうものとか、あとバス停に時刻表を貼ったりというのは町の職員の方がされるのかなと思うんですけれども、そのあたりどんなような感じでされるのかをもう一回お伺いいたします。

次に、ＯＡ管理事業なんですけれども、国のこういった取決めに合わせて、でも現在、情報システムはもう使っているので、特に費用はかからず、それを同じように使っていくということでよろしいのか。それで、それについての埼玉県スマート自治体推進会議負担金とか、あとはこの次の町村情報システム共同化推進協議会負担金というのを、それについての協議というか、かかっている費用なのかということをもう一度お伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

まず、バスの関係についてのご質問でございます。

今月中にバスのリーフレットのほうは作成することを予定してございます。そちらの経費につきましては、今年度の予算の中で対応のほうをさせていただきます。

また、バス停についても、当然時刻表を新たなものを掲示しないといけませんので、そちらの掲示につきましても、今年度中に業者のほうに発注してございまして、そちらのほうの掲示を４月１日の運行開始に間に合うように、これは職員の人海戦術になりますけれども、対応のほうをさせていただこうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

ＯＡ管理事業のほうのご説明をさせていただきます。

ごめんなさい、私の説明がよくなくて。

町では、その町村会の共同システムを行ってい

ますので、もう既に共同でクラウドの仕組み、外側に出していて、これに国が後から似たようなのをやってきたんですね。宮代町というか埼玉県の町村はもう既にそれをやっているので、全国的に見ると、先端、前のほうを走っております。全国、基本的にはそういう福祉とか住民とか税のシステムというのは庁舎の中で管理をしています。そうすると、それぞれの町がそれぞれの保守をかけたり、それぞれのシステム運営をしますので、費用がかかります。これを一元化しようと、標準化しようというのが、今回の国の取組です。

なので、も宮代町は似たようなことをもうしてしまっているんですけれども、それをやめて、国のほうに乗っからないといけないというのが今の現状です。

なので、似たようなことをやっているからもうやらなくていいのかというとそうではなくて、国の標準化に行かざるを得ないのが今の状況になっております。

それ以外の先ほどお話があったスマート自治体推進会議、これはまた別のものです。これは、埼玉県内で先ほどもちょっとだけお話しさせてもらったんですけれども、埼玉県の市町村全てが加入しておりまして、その県内の住民サービスとしてＩＴＣをどうやって活用していけばいいのかというのをいろいろな部会に合わせて取組を行っておりまして、例えば、電子申請、今またマイナンバーカードが出てきてちょっとだけいろいろな話になっちゃうんですけれども、そもそもマイナンバーカードを使わずにもう電子申請ができる仕組みがございまして、宮代町でも今20個の手続をこの電子申請を使って行っております。

この電子申請の仕組みもそれぞれの市町村が１個ずつつくると非常に時間がかかってお金もかかってしまいますので、それを共同化でやりましょうというのを立ち上げているのが、このスマート自治体の推進会議になります。

先ほども言った電子申請と、あと先ほど言ったインターネットのセキュリティーの関係、それも１個ずつやるんではなくて、全体でセキュリティーをかけましょうというのをやっています。

あとは、新しい共同クラウドというのがありまして、これはいろいろな文書とかを保存する場所、それからデータのやり取りをするのに、それぞれが大きな保存をするための箱、ハードディスクをつくるのも１つずつ管理するのは大変なので、共同でやればみんなで１つで使えますよねと、保守もかからないですよねというのをこんなのを研究しているところがございます。

それから、さらにＩＣＴ化を進めていくためにどんなことができるんだろうという、次のステージを見据えたＡＩ等新技術検討部会、こんなのがありまして、この４つの部会を埼玉県の市町村の電算担当課の担当者が集まって会議をしているのがこのスマート推進会議になります。

先ほどの町村情報システム共同化推進協議会というのは、一番最初に申し上げた今、宮代町の従前のシステムの管理している協議会になりますので、これもまた別々ですので、これからも負担のほうはかかっていくと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

便利バスのほうは、ちょっと勘違いをいたしまして申し訳ありませんでした。今年度中にリーフレットのほうも作っていただいて、バス停の貼替えとか管理などもしてくださるということで、どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

それから、ＯＡ管理事業についても、ご説明い

ただきまして分かりました。

現在、その町村情報システムということでＴＫＣシステムのほうで運用、管理していただいているものを今度国のほうに移行するということで、その国のほうというのは、どこの会社というのになるんでしょうか。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

今のご質問に回答いたします。

標準化システムというのは標準化をするので、要は決まった仕組みを国が公表しまして、この公表した仕組みをそれぞれの会社が同じものをつくります。なので、名前を出していいのか分からない。どんな大きな会社でも、どんな小さな会社でも同じ仕組みなので、どこを選んでもいいということになります、市町村は。

なので、いつも同じところ、もう１回契約した同じところとしかできないというのではなくて、値段でほかのところともやることができるというのが標準化です。

株式会社ＴＫＣのほうは、この標準化システムに参加しております。今回のこの標準化で、先ほど言った令和７年に全国の市町村が、その日までに全ての市町村がその標準化のシステムをつくって、国が用意するクラウドの仕組みに乗っかっていく、今までやったことのないような仕組みです。

なので、新しいところにやってもらうというのはとてもリスキーで、事業者のほうも今自分が抱えているのを上げるだけでも精いっぱいなのに、新しいところに取り組むというのはなかなか難しいというのが今の状況です。

今回、町が加入している町村会のほうは、ＴＫＣと今一緒にやっておりまして、ＴＫＣのほうはその標準化をやります。なので、一緒にやっていきましょうということで今は話が進んでおります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

便利バスについて、これが４月から新しい会社が請け負って、また循環バスのコースを若干違った内容が説明されましたけれども、その結果は、山崎のほうは若干伸びた、あとは宮代台が少し伸びたのか、それ以上変わったのはバスの乗り降りができるところが若干幾つか増えたと、それで便利になったというなんか説明をしたようだけれども、私は前々から言っているのは、できれば全町を回ってもらいたいという、前々から主張しています。

特に、循環バスが走っていたところを廃止して急に走らなくなった、それは問題じゃないですかと言っているわけ。その対策も取っていないですよね。金も増えたからどうのこうのという主張している人もいるかもしれませんけれども、私は金の問題じゃないの。便利バスというのは便利なんだから。町民が誰しもが納得できるように、うちのほうも循環バスが、便利バスが来ているよと。回るコースつくるのは大変かもしれません。また確かに時間も延長するかもしれません。じゃ、これ延長したってそんな時間が増えるわけじゃないと思っているんですよ。バスがでかいとあまり細い道路は行けないです。それも分からないわけじゃないですけれども、バスだって普通車というのかな、あまりでかくないバスだってあるんですよ。そういうことをいろいろ考えて、特に前に走っていたところは急に来なくなったって、これは一番ショックだったらしいですよね。

そういう対応をなぜやらなかったのか、なぜできなかったかって、ちゃんと理解できるように説

明願いたいと思うんですよ。

ただ運行はバス会社を変えていいバスが今度来るようなことを言っているようですけれども、それは当然と言えば当然かもしれませんけれども、私が言っているのは、バスがいかに運行してきてくれるか、それで便利な人は100円で乗れる。不便な人はタクシーがあるよって。あれ100円じゃ乗れないもんね。じゃ、その分100円で乗れて、いつでも自由に来てくれるんなら、まだある程度分かるんですけれども。今度は300円の券を２枚使えますよと。じゃ、この不便な地区からある程度走ると、最低200円は払ってもらいますよと言っているようですけれども、200円じゃ乗れないですよね。１回に２枚、タクシーの有料券を２枚もらったとしても。600円プラス何百円とかかると思いますよ。例えば、今でも400円、確かにタクシー券は１枚でも使えますよね。例えば、高齢者だとかそういう人たちは使います。じゃ例えば、私が姫宮から東武動物公園のこっち側へ来るのに片道幾らかかると思いますか、バスの場合。1,000円はかかりますよ、実質1,000円は。そういうことを考えると、やっぱり便利バスは本当に100円というのは、それは安いですよね。そういうことをさんざん今までいろいろな機会のあることで私は言っていましたけれども、私ばかりじゃない。町民の方が言っているわけだからね、本当にひどいねと。

そういう対応をどうして、どのようにやったかどうか、理解できるように。タクシーが使えるようになったからって、そういうふうには理解できませんのでね。便利バスを考えてどういう対応を今までやってきたのか。また、今回どういう対応をして今度の便利バスを決めたのかどうか、理解のできるように説明してもらいたい。それが誠意だと思うんですよね。

まず、１回目はそれでお願いします。本当に理解できるように説明してお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

循環バスについてのご質問でございます。

回答させていただきますが、今回のバス、令和５年度からの新たなバスにつきまして、その経緯といいますか、についてからご説明させていただきます。

循環バスにつきましては、よくいただくご意見としましては、委員のご指摘のとおり、以前はバスが運行していたのに廃止されたので復活してほしいとか、あるいはバス停自体を復活してほしいといったような運行についてのご意見をいただいてございます。

循環バスにつきましては、今までの経緯といたしましては、分かりづらい、時間がかかるとの反省点を基に、平成26年にそれまでの町内全域を回る循環型から住宅団地と公共施設、駅、買物施設、あるいは医療施設を丁寧かつ効率的に結ぶことを基本的な考え方としまして、現在のような直線型のルートに見直しをさせていただきました。

そういったこともございまして、高齢化の進展等によりまして、今回のような循環バスに対するニーズも高まってきているというふうに認識してございますが、以前のような運行体制に戻すと、逆に目的地までの時間がかかってしまうこととなりまして、利便性が低下し利用者の減少や不満を呼ぶ可能性が高まるというふうに考えてございます。

そのようなことから、令和３年に実施しました交通行動調査におきまして、そういう中では、結果としましては約６割の方から現在のルートがよ

いとの回答もいただいてございまして、一方、以前のルートに戻すべきとの回答については６％ということで、現行のルートを支持する声が高い結果となってございました。

このようなことから、今回の見直しに当たりましては、これまでの運行ルートを踏襲することを基本といたしまして、より安全な運行体制とすることや、運行ルート上にある施設、場所への利便性を高めることを目的として見直しのほうをしたところでございます。

具体的には、委員によるご指摘のほうでございましたように、ルートの一部延伸でございますとか、新たな停留所の設置、あるいはより乗り降りしやすいようなノンステップバスの導入、その一方、現行の１日８便については、これは維持するというような見直しをさせていただいたところでございまして、これを基に本年も４月から新たな運行体制での循環バスを走らせていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き企画財政課分の質疑を行います。

午前中に引き続き、小河原委員の再質問から行います。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　答弁終わったんだね。あ、そう。もうちょっと分かるように、質問の趣旨に沿って答弁をお願いしたい。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、どこのどういうところからをお聞きになりたいのか、それ言ってくれないとちょっと始まらないので。

○委員（小河原　正君）　じゃ、テープ戻しましょうか。

いや、私が言っているのは２つほどあったと思うよね、特に。今まで循環バスが通っていたところが通らなくなった、急にね。あと町内１周全部を回れるような方法をなぜ取らないんだという、そういう質問だったと思うんだけれども。簡単でしょう、内容は、言っている内容は。答弁を我々町民の一般の人が理解できるような答弁をお願いしたいと、そういう質問なんですよ。言っていることは簡単なんですよね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

何度かちょっとお答えはさせていただいているんですけれども、まず一番最初に、バスに人があまり乗らなくなったので、平成23年度頃に、何とかして乗る方法を考えてくれということでみんなで考えたんですね。そのときはぐるっと確かに１周していたんですけれども、乗らない理由というのの一番多かったのが、やっぱりぐるっと回ると時間がかかり過ぎるので、バスとしてはそうじゃないほうが乗るんじゃないかという話があって、日工大の先生とかといろいろと勉強をしていく中で、当然、住民の人たちも一緒になって考えていく中で、だとするとバスというのはある程度、こう広い道路を直線的に走って、残りはタクシーとかで補完するのが最適じゃないかと、その当時、そういうやり取りがあったんです。

それに基づいて、確かにバスの路線を新しく今の形に近い形にしたら、確かにお客さんがいっぱい乗ってきたと。

今回、昨年、今度それに対してやっぱり前に戻したほうがいいですかと、それとも今のルートのままでいいですかとアンケートを取ったら、やっぱり今のままでいいですよというほうが多くて、前に戻したほうがいいですよというのは６％ぐらいしかなかったんですね。

やっぱり通らないところについては、補完するシステム、例えば、タクシーだとかほかの乗り合いとかでカバーするほうがいいんじゃないですかという意見があった。そういう中で、今の今回のルートにはなったんです。

今４月から朝日自動車さんが走りますので、朝日自動車さんは県内でもいっぱいやっているので、何かいい方法ないですかという話で今させていただいているんです。ただ朝日自動車さんのほうは、県内いっぱいやっている中でも、宮代町は道路も狭いというのもあるんですけれども、その中ではよくカバーされているほうだというふうに所見としては思っていると。

ただ実際はもう少し走ってみないと、半年、１年走ってみないとどんな課題が出てくるのかが分からないので、その中でちょっと相談していきましょうと今そういうことになっています。

ですので、ちょっとすぐ戻すとかというのはなかなかできないんですけれども、できるだけいい方法は考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それは執行側と専門家の話ね。一般の人は、数が少なくても困っている人がいるんですよ。そういう人を何とかするのが政治でしょう。たとえ１人だろうが２人だろうが、困った人。数が多いからいいんだというような考えでしょう。

あの循環バスが導入されたの、あのときは誰だっけ、副町長は。県から来ている町長だったよな。私、大論争したことあるんですよ、大論争。そのときは大論争というのは個人でやったんだから、それはまあ関係ないよと言われればそうかもしれないけれどもね。そのとき、たとえ数が１人であろうが２人であろうが、困った人が、ずっと乗るのが循環バスだというんだよね、あの当時。だけれども、こんな町でね、ずっと東武鉄道は、こんなっちゃ悪いな、東武鉄道は走っていて、それを回りを走っていれば、鉄道に乗ってあまり乗らないじゃないかいと、私言ったことがあるんですよ。でも、そのときの副町長は、そういうんじゃないんですと。初めて導入するときに、たとえ１人でも２人でも困った人を乗せるのが循環バスですと言うんだよ。分かったと。それじゃ、みんなが困っている人たちが乗れるような方法を考えたほうがいいよと言ったら、そういうことで行きますと言った記憶があるんですよ。ところがそういうことで、その確かに副町長はやってくれた。

ところが、最近になったら、あんたたちが始まったら、それを廃止して、今まで通っていたところを通らなくしちゃってさ。困っている人もいるでしょうよ、まず。怒っている人が。私が怒っているんじゃないんだよ。利用していた人が怒っているんだよ。循環バスが走っているから、土地と家まで、土地を買って家まで造って、ああ今度はこれを利用できて、私もこれ宮代町はいい循環バスがあるし、生活がいいなと思っている、家ができたら、バスが通らなくなっちゃったんだ。ひどいよねと言われたよ。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。思いは。

小河原委員。質問に入ってください。

○委員（小河原　正君）　最後だからちょっと待ってよ。最後だから、これ以上言わない。

○委員長（西村茂久君）　だから、質問に入ってく

ださい。

○委員（小河原　正君）　だから、それ言っているんだよ、趣旨を。分かってくれないのかって。できた当時の内容から変わっているから、なぜその変えた理由を教えてくれと言っているんですよ。その説明がありゃしないもの。

最後の質問だから、３問目やると４問目は駄目だって言うから、私は長く質問するよ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

○委員（小河原　正君）　それで絶対理解できるようにしてくれ、説明してくださいと言ってんだよ。ちっとも納得できないような説明では。

○委員長（西村茂久君）　課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長の菅原です。

先ほどもちょっとお話はさせていただいたんですけれども、ぐるっとやっぱり回ると時間がかかるので、それでもいいよという方、確かにいらっしゃると思うんですね。乗れないよりはそれでもいいよという方もいっぱいいるとは思うんですけれども。

〔発言する人あり〕

○企画財政課長（菅原隆行君）　だから、そういう方もいらっしゃるとは思うんですけれども、そんな中で、皆さんにアンケートを取ったり、ワークショップをやったりした結果、まずはやっぱり直線的に走らせてより多くの人を乗せて、離れているところの人は。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、今答弁中です。全部聞き終わってから、と言っても、もう３回目ですからね。

○企画財政課長（菅原隆行君）　小河原委員さんがおっしゃっていることは分かるんです。ただ、今のご質問で、どうしてこういうルートになったのかというお話だったので、そういった町民の皆さんの声を聞きながら、あと日工大の先生とかも交えて相談した結果、そういう今のルートになって、その足りないところについては、タクシーを今回手当てさせていただいたんで……。

〔発言する人あり〕

○企画財政課長（菅原隆行君）　なので、ここから先については、バスとかタクシーだけじゃなくて、そのほかの仕組みで全体で……

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございませんか。

田島委員。

〔発言する人あり〕

○企画財政課長（菅原隆行君）　気持ちは本当によく分かりますので、一緒に考えていきましょう、そこは。

○委員長（西村茂久君）　ちょっと議事の進行に協力してくださいよ、小河原委員。

〔「偉くなったよ」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　そういう問題じゃないでしょ。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　２点質問させてもらいます。

先ほども質問が出たんですけれども、予算書の83ページ、この自動車購入費です、庁用自動車管理事業、新車の購入３台ということで1,010万。電気自動車が２台ということなんですけれども、その詳細の説明をお願いします。ハイブリッドではなくてＥＶに転換するということで。

あと、もう１点のほうは、総務文教委員会の資料４ページです。この地方交付税の積算根拠ということでなっているんですけれども、来年度が令和５年、24億2,610万、それに特別交付税を混ぜて25億です。令和４年の実績って、特別交付税が

まだ入っていないんですけれども、大体どれぐらいになるのかということと、今回、固定資産税ということで、多分物流倉庫とか無印だとかそこら辺のが入って来ているはずなんですけれども、そういった固定資産税が増えている中で、じゃ今後の地方交付税の入りというのは変化していくのかどうか。

大体この予算の21%、歳入の21%前後をずっときていますけれども、今後の予想として、じゃこの町の歳入に関して20%以上は地方交付税で入って来るのかどうかということもよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

予算書82ページ、83ページ、備品購入費の自動車購入費の関係のご質問でございます。

今回、予算を計上させていただきましたのは、車３台分の計上となってございます。そのうち２台が電気自動車の購入を計上させていただいてございます。

内容につきましては、普通車の電気自動車が１台、それと軽自動車タイプの電気自動車が１台、それぞれ450万と270万の内訳となってございます。

今般、電気自動車の購入について計上させていただきましたのは、環境対策というのがございます。また、電気自動車の場合は、今回予算のほうでは、予算のまだ見込みが立ってございませんでしたので計上してございませんが、まず１点が国による電気自動車の購入補助という制度があるという点が１点、それと今回予算のほうでは、町債、地方債のほうで計上させていただきましたが、脱炭素化推進事業債ということで、新たな事業債が国のほうで計上されました。こちらの対象となっているのがＥＶ・電気自動車のほかＦＣＶ・燃料電池車とかそういったものが対象になるということで、環境対策上も効果がありますし、また財源確保という観点でも交付税算入のある地方債のほうの創設があったこと、そういったことを観点といたしまして、電気自動車のほうの購入２台を新たに計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　財政担当主査、中村でございます。

ご質問いただきましたまずは特別交付税についてご説明させていただきます。

特別交付税でございますが、普通交付税では補足されない災害などの特別な財政需要に対して交付されるものでございまして、４年度の３月分なんですが、実は例年３月20日前後に通知が来て、３日後ぐらいに交付される仕組みとなっておりまして、現時点で金額というものはまだ分からないんですが、今、予算委員会資料には令和２年度まで掲載させていただいておりますが、過去５年までさかのぼりましても、一番少ない年でも8,000万程度は交付されておりますので、8,000万から直近ですと１億1,600万と。これは全国的にどこで大きな災害が起きているかとか、そういった特殊な財政要因がないかというものを勘案された上で交付されますので、明確な数字というのは、交付されてみないと正直分からないところがありますが、実績という形ではそういったことになっております。

令和５年度につきましては、その特殊要因が全国的なものを勘案する以外、いわゆるルール分、算定項目に一定の増額要因が見込まれるというこ

とで、委員会資料の５ページの下に掲載させていただいておりますが、こういった要因と過去の実績を勘案して例年度より1,000万程度増額で勘案させていただいているところでございます。

次の普通交付税のほうでございますが、まず、令和５年度予算の積算といたしましては、国のほうでは1.7％の増を見込んでいるという中で、町につきましては、基準財政の支出のほう、高齢者人口の増ですとかいろいろ勘案して、例年どおり今後も増額する見通しでおりますが、今回、委員もおっしゃっていたとおり、横町のほうに関連して固定資産税のほうが大きく増額になって、当然それを勘案しないといけませんので、この委員会資料のほうの基準財政収入額というところの増減で固定資産税のところ、大きく増と見込ませていただいております。

交付税というのは、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額が交付されるというのが大まかな考え方になりますので、当然、基準財政収入額の伸びが大きいので、国の1.7％増に対して、町のほうでは率にして0.7％の増、額については、予算ベースの比較であれば1,580万円増ということで、国の見積りよりは低く基準財政収入額の増を大きく勘案させていただいているものでございます。

今後の見通しでございますが、当然、固定資産税でございますので、ある程度、今後も一定の額が固定資産税として和戸地区のほうの頂ける見込みですので、当然、基準財政収入額については今後もその増を勘案していく。一方で、基準財政需要額は、もう例年高齢者人口の増ですとか、その他経費の増、あとは国のほうでいろいろ新たに地域デジタル社会推進費ですとかを見込んでおりますので、一定の増は見込まれますので、国の予算配分総額の傾向を勘案しながら、基準財政需要額については伸びるというところで想定をしております。

ただ、固定資産税の増がある分、今までのような伸び率ではないと認識しているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございました。

まず、庁用自動車に関してなんですけれども、普通車と軽と。あともう１台購入するんですけれども、その種類と、あと軽のＥＶを導入して、何でしょう、利便性、どうやって活用するのか。そのＥＶ２台と新しいほうの車。ＥＶのほうは企財のほうで管理するというふうにさっきおっしゃっていたんですけれども、もう１台のほう、普通車ということはないですけれども、ＥＶ以外の車の配属先というかを教えてください。

あと、どこの市町村でもそうですけれども、地方交付税、やはりどんどん町が一生懸命頑張ればほかの税収で落ちて来る、バックがなくなってくるというのは当たり前なんですけれども、じゃ町としては、そのライン。歳入に関して最低これぐらい、歳入に関して２割はやはりほしいとか。20％ですね。そこの境目。どんどんほかの税が、固定資産税とかそういうところが基準財政収入ということで上がってきたときに、どれくらいのラインが町としては最低でも欲しいのか

逆に、どんどんいろいろな税収が増えてきたときに落ち込んでいく、でもトータル的には歳入自体は落ちない。そういったそのラインですか。年々この一般の予算って増えてきているじゃないですか。じゃそれに見合って交付税措置が、歳入に関して何割は町としては確保していくというのが正常というか、そこら辺のラインが分かれば教

えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

庁用自動車の購入についてご説明させていただきます。

すみません、先ほど質問いただいた中でちょっと答弁が漏れていました。申し訳ございませんでした。

３台につきましては、うち２台が電気自動車・ＥＶになります。もう１台につきましては、こちらの委員会資料の43ページをちょっとお開きいただいてご確認いただければと思います。43ページでございます。こちら庁用自動車一覧表を掲載してございますが、もう１台につきましては、27番のまちづくり建設課、こちらの車の買換えを予定してございます。こちらは、普通乗用車のバンタイプになりますが、こちらはガソリン車となります。こちらのほうが１台。

それと、先ほどの委員のご質問にありましたけれども、２台のＥＶにつきましては企画財政課のほうで管理しております。全庁で共有して乗っていただく車。こちらについての代替として普通乗用車の電気自動車と軽タイプの電気自動車を購入させていただくものでございます。

ＥＶ・電気自動車、共有の車として買わせていただくというのは、現在もそうですけれども、共有自動車、全部でこの表では12台ございますが、結構全庁的に需要の率が高いといったことから、電気自動車に買い換えることによりまして、その分ガソリン代でございますとかそういった経費の軽減になるということで、全庁的に使っていただけるような形でＥＶのほうを購入をさせていただくことで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

総務文教委員会資料の４ページの地方交付税のほうのお話をさせていただきます。

交付税が幾らだったらいいのかというその数字というのはちょっと持ち合わせてはいないというか、先ほどもちょっと担当から説明があったかと思うんですけれども、基準財政需要額に対して、需要額と収入額の差が交付税になりますので、町税がいっぱい増えて収入が増えると、基準財政需要額を賄える町税の部分が増えるということになりますので、必然的に交付税がその分下がりますと。実は、これが健全な姿なんです。町税がいっぱい入って自主財源が多いほうが健全な姿なんですけれども、そもそも交付税の考え方というのがまちづくりを基本的にやれるだけの額というのが基準財政需要額になりますので、需要額をどう賄おうかと。どのお金で賄おうかというところになって、足りなければ交付税が措置される、町税とかで賄えていれば交付税が措置されないという考えになります。

そうした考え方から言いますと、交付税が別に減ることが悪いわけではなくて、需要に対して町税と交付税とできちんと賄えるかどうかという考え方をしていくべきだなというふうに思っています。

そうした中では、昨今ですと町税も少しずつ微増傾向にもあるというところもありますので、交付税としては、今回24億ということなんですけれども、この前後を安定して頂けるようであれば、需要に関しては賄えるのかというふうに考えています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございます。

いろいろなＥＶとかを買って10年で見れば、ガソリン入れなくて充電だけで走っていくというのがすごいいいんですけれども、前から自分は思っていたんですけれども、役場の車ってみんなばらばらで、さいたま市なんかはほとんどトヨタのハイブリッドが走っているんですよ。統一されていて「さいたま市」と入っているんですけれども、宮代町って何か全然統一感がなくて、そのときそのときで何かいろいろな車。宮代の庁用車はこれですよみたいな統一的な発注に関してのそういうのはないのかなと思って。要は、何ｃｃとか何とかという金額だけで見積りというか。

多分、さいたま市なんかは、ハイブリッドでこのｃｃとなってくると、トヨタか日産の車しかないということで限定されるんですけれども、その統一感というのは、今後出していくのかということです、それをお聞きします。

あと、本当に心強いのは、何となくこの数字を見ていると、町も歳入を上げることにかじを切りつつあるのかなと。今までは、もうメインが町民税、法人税も少ない。今回は、工場誘致とかそういうことになって固定資産税が増えて、生き残るにはやはりそういうふうに町がかじを切って歳入を上げていく。そうしないと、いつまでたっても自立できないということになるんで、ぜひもうそのようにかじを切って、余談ですけれども、市街化調整区域をなくしてとか、そういった感覚で歳入を上げる。

企財としては、今後、歳入を上げるために、このぐらいはやりたいなという歳入の確保の大まかな計画とかあったら教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

庁用車、町の車に対するご質問ということでございます。

そうですね、こちらのほうの資料にありますように、いろいろな車種の車、タイプの車を導入してございますが、基本的な考え方としましては、燃料消費率が少ない車を中心として今まで購入してきたという経緯がございます。

各課にとっては、それぞれ目的というのがございますので、現場に出る車として適したもの、あるいは各ご家庭に訪問する際に便利な車というような形でそれぞれの各課のほうの意向も踏まえてそれぞれ購入してきました。

今後につきましても、車両に求める機能に支障がない場合については、今後についても環境への負荷を考慮しまして、低公害車、低燃費車というものを導入するような形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

歳入に関してお答えをさせていただきます。

今回の田島委員さんおっしゃいますように、固定資産税で１億8,000万円の増、都市計画税で2,000万円の増。近年例のない大幅増という形になっております。これについては、財政だけではなくて、町全体としてもすごく望んでいたことなんですけれども、ここに至るまでには、やはり約10年という月日を要しています。10年かけてやっとこれだけ歳入を今回企業誘致と定住促進という

形で得られたというふうに思っていますので、まずはこの貴重な財源を有効に使って予算編成をしていくというのが基本になると思います。

その上で、一般質問等々でもお答えをさせていただいているんですけれども、やはり民間主導の今回企業誘致ということで、非常に効果がありましたので、そうした取組というのは引き続き力を入れていきたいとは思っております。

ただ、先ほどもお話しましたように、これやはり10年どうしたってかかりますので、基本的には今ある貴重な財源を生かした予算編成を組みながら、またこの10年かけてきっちりと歳入確保できるような取組を進めていくと。より早ければ早いほうがいいと、そういうふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。４点ほど質問させていただきます。

１点目ですけれども、先ほど来から便利バスの走る事業に質問が集中しているみたいですけれども、私、この便利バス、便利に本当に走るように皆さん住民が納得できるような運行をしてほしいなと思っております。朝日バスに変える、そのときまでには半年から２年ぐらいは設定の変更がまたできるんじゃないかということも言っていましたけれども、住民から設定の変更を願い出る時期というのはいつ頃までに言えばできるんでしょうかね。その辺のところをはっきりと住民が知らないと、できますよということを言っても住民には伝わっていない。

先ほど言ったように６％の方が要望している、60％の人がこのままでよい、残りの30％ぐらいは意見が分からないというのがあるんで、住民に徹底するというのがまず大事じゃないかなと思っているんですけれども、その辺のところの意見の、アンケートを１回取ったからあとはいいんだじゃなくて、やはり回覧とかいろいろな問題で連絡する方法はできると思うんで、ぜひその辺のところはどういうふうに考えているのか、まずひとつお願いします。

それと、先ほど言ったように、変更のことはきちんとお願いしたいなと思っています。

それから、76ページ、３目の財政管理費の78ページにかけてなんですけれども、基金が大分積み立てられております。全部で合計で79億ぐらいですか。それだけの積立金が、79億じゃなかったっけ、これ減債積立金とか。ちょっと待ってください。

237ページ、当年度末の現在高見込額ということで79億2,716万2,000円ということになっていますよね。その辺のところの予定価格とあれは違うと思う、これ違うのかな。

〔「違う、地方債」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　地方債か。失礼しました。私、見間違いました。目が悪いもんで。

これについては取り下げますけれども、この基金というのはどのくらい積み立てられているのか、その辺はこの企画管理のほうに入っているんでしょうか、その辺のところは。町の財政の基金というやつは。企画財政に入っていますよね。どのくらい積み立てられているのか。

なぜこういうことを質問するのかというと、今、物価高だとか非常に町民の生活は困難になってきている。そういう中で、電気料なんかも２倍近くなっている。ちょっとスーパーに買いに行けば２割、３割ざらに高くなっている。本当に生活ぎりぎりにやっている人は、なかなか今度は町民税も払えないような現状になってくる。最近では、子

供の少子化も叫ばれていますけれども、子供を産まない、若い人は。

やはりそういうところに基金を、そのほかにも財政の余裕あるところを投資したほうがいいんじゃないかなと、将来的にですよ。今現在でやれということは言っていませんよ、それは。将来的にはやはり投資しなければ、それがまたプラスになってくる。子供も産んで財政的にまた潤ってくる。やはりそういう循環をつくらなくちゃいけないということで、企画としてどういう考えを持っているのか。例えば健康保険でもそうだし、上げるだけは上げても、今度は払える人が少なくなってくる。子供も産まない。やはりこれをプラスになるように、上げるんじゃなくてね、簡単に。そういう考えは持っているのかどうか、その辺のところもちょっとお聞かせください。

それから、公有財産等管理事業、これは82ページです。これも町民から聞いたんですけれども、草刈り委託料ということになっているんですけれども、これは町のほうの財産のところじゃないと予算化していないんでしょうか。

例えば、草刈りですから、道路とかそういうところに予算はつけているんだと思いますけれども、所有者の不明なところ、何度言っても駄目なところ、そういうところはどういうふうにやるんでしょうか。そこは町民がいくら言っても、駄目だということで言っているんですけれども、その辺のところの細かいことなんですけれども。

〔「環境資源課」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　ここ企画財政課になってる。だけど、企画財政課でこの財産は予算を組んでるわけですから、その辺のところはどういうふうな予算の組み方をしているのか、細かいことをお願いしたいと思っております。予算をつけているのは企画課ですから。これ企画財政課ですよね、公有財産等の管理事業というのは。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、今のところが、これ環境資源の問題になっちゃうでしょ、分かってる。

○委員（山下秋夫君）　環境資源は分かってるんだけれども、財産のところの……。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　１時３９分

再開　午後　１時４１分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

もう一回言ってくれる。今のやつ。

○委員（山下秋夫君）　その辺のところで企画財政としてのこの草刈りのつけ方、予算のつけ方、それをどういうふうに考えているのかお聞きしたいということだけです。

それと、最後になんですけれども、企画財政課で今委託料を相当いろいろなところに出していますよね、委託を。これは委託を出すに当たっては、１つ指名入札とか公募による競争入札だとかいろいろな入札方法はあると思うんですけれども、全体として何社ぐらい入って、幾らぐらいのところまでは競争入札なのか、指名入札なのか。その辺のところの細かいことが分かればお願いしたいんですけれども。１回決めたらもうそれでずっとやっているのか。何年契約でやっているのか、その辺のところをきちんと細かいところ。ちょっと入札の規定というのが分からないんで。その辺のところを教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山

でございます。

順次ご質問に対しましてご答弁させていただきます。

予算書の72、73ページ、便利バスが走る事業に関してでございます。

バスの運行につきましては、こちら最終的には陸運局の許可が必要になります。そちらについては、運行ルートでございますとか、あとは利用料とか、そういった運行全般についての許可を陸運局のほうからいただいて運行が初めてできるということになります。

コミュニティバスとかにつきましては、陸運局に当然出しますけれども、その前にそれぞれの市町村におきまして、地域公共交通会議というものに諮って、そちらのほうの内容を検討した上で陸運局のほうに運行業者が許可を出すというような形になってきます。

そういったことから、いろいろな利用者の方等から意見とかそういったものをいただくことがございますが、まずはそのような手続が必要でございますので、そういった手続を踏む前に内容について町のほうで整理をさせていただいて、それで運行体制等の案を作って地域公共交通会議のほうに諮って、その上で運行業者が陸運局に許可を出すということが必要でございますので、その辺の手続を踏まえて見直し等をやっていくこととなってございます。

それと、次に、予算書の82ページ、83ページ、公有財産等管理事業の草刈り等についてのお話だと思います。

こちらは、公有財産等管理事業におきましては、これは企画財政課のほうで管轄しております普通財産、町が持っておりますうち、普通財産についての管理に関する経費をここで計上させていただいてございます。

こちらのほうの草刈り委託料につきましては、普通財産、予算委員会の資料で言いますと、普通財産の一覧表が23ページのほうに掲載させていただいてございますが、こちらにそれぞれかかります管理に係る草刈り等について、こちらの経費について計上させていただいてございます。

草刈りにつきましては、予算のほうでは年３回ほどの草刈りの実施についての予算を計上させていただいてございます。

なお、町の財産としましては、普通財産のほかに、今、委員のほうからご質問ありましたような道路でございますとか公園でありますとか、そのような行政財産もございます。そちらについての管理は各担当課のほうで行っておりますので、そちらのほうにおいて草刈り等の予算のほうを計上させていただいているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

私のほうからは、４点目でご質問いただきました企画財政課所管の委託事業について回答させていただきたいと思います。

まず、ご質問いただいた中で一般競争入札と指名競争入札の線引きのお話がございましたけれども、今、宮代町におきまして、入札に関して、委託に関しての契約に関して申しますと、一般競争入札幾ら以上がというルールはございません。

参考までに申し上げますと、建設工事で言いますと、設計額5,000万を超えるものに関しては一般競争入札が必須となっております。

したがいまして、私どもが所管をしております委託事業につきましては、入札に関わるものは一律指名競争入札で行わせていただいております。

それから、その中でご質問ございました契約期間の話ですけれども、こちらにつきましては、原則が１年間です。これを一律契約につきましては、予算がございますので、１年間が原則となっております。ただ、例外としてあるのが、予算年度を超えるものにつきましては、皆様にご審議いただきますところの債務負担行為ないし定型的なものに限って行える長期継続契約によりまして、長期継続契約であればリースの類いであれば５年間、それ以外の業務委託であれば３年間の契約を結んでいるケースがございます。

私からの回答は以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

基金のお話いただいております。総務文教委員会資料の14ページに令和４年度末の残高を各基金ごとに掲載をしておりますので、そちらをご覧いただければというふうに考えております。

お話しいただきました基金の額があるので、いろいろと子育て施策等の投資に充てていったらどうだというお話、ごもっともだというふうに思っていまして、そういった意味では、学校の再整備ですとかそういったところに充てる基金も当然用意はしておりますし、それ以外につきましても、今回12月の議会の一般質問等でもいただきました補聴器の補助ですとか、あるいは18歳以下の通院の医療費等も、本来は町もやりたいんです。ただ、こういった基金の残高ですとかその他の需要を見ながらやはり投資も含めてちょっと検討をしていきたいと、バランスを見ながら予算編成をやっていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

〔「もう一つ、便利バスのアンケート、町民の意見はどういうふうに考えているのか」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

便利バスの関係につきまして、先ほどご答弁の中でご説明いたしましたが、バスの運行について先ほどもご説明しましたが、ルートでございますとか利用料金でございますとか、そういった運行全般につきましては、陸運局の許可が必要になってくると。

〔「町民にどういう意見を聞くのかということを聞いてる。それは分かるの」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

今回の一般質問でもお答えさせていただきましたし、先ほどからもちょっとご答弁はさせていただいているんですけれども、今通っていないところに循環バスが通せるのが、果たして通すべきなのか、ほかのやり方があるんじゃないかと、そういったものも検討していかなきゃいけませんので、いつまでに言っていただいたらそこを通すように検討しますよとかそういう話はちょっとまだできないんです。果たして大きなバスがそこに行くというのが適切なのかどうかというところも考えないといけないので、そういったもろもろ含めてちょっと今、朝日自動車さんとは半年ないし１年かけて運行する中で一緒に相談していこうと、そういう話を進めております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に便利バスのことなんですけれども、私のところもはっきり言って相談があります。今のルートの中で相談なんですけれども、今、高齢化社会で、同じ団地の中でもちょっと遠すぎるんだ、こっちのほうにも、どうせ走っているバスというので、バスが走るルートなので、ここにも止めてもらえないかというそういう話もあるんですよ。

ですから、それは町民との相談をきちんと自治会とかそういうところでやるべきじゃないかなと思っているんです。そうしないと、町民の意見が無視じゃないけれども、全て本当に聞いているのかなという感じがするんで、お年寄りはつま先で歩くからよたよたなんですよ。

だから、なるたけ近くに止めてほしいというのが要望としてあるということで、それのところで町のほうでもう少し町民の意見を聞いて、そういうルート変更とかバス停の変更とか、そういうのを取れないかということなんですよ。それがいつまでできるのか。いつまで言ったらいいのかということなんですよ。もう１回決まったんだからもうできませんよと言うんだったら、それはそれでいいのかもしれないですけれども、でも、これは住民の意見を聞かないということになりますから、その辺のところはきちんと、それは半年、１年かけてでもいいですよ。聞くべきじゃないかなということで私は言っているわけなんで、その辺のところを、今、陸運局だなんて言っていても、そういうんじゃなくて、住民の意見をどうするのかということを町としてどういうふうに考えているのか。

だから、それが本当に言える場所があるのか、そういう場所をつくるのか、やるやらないは別としてもね、そういう場所を作るのか、その辺のところをどういうふうに考えているのか、もう一度お願いしますよ。

それと、草刈りの件なんですけれども、これはここの担当課で環境課のほうなんですけれども、予算をつけるということなので、これはあくまでも公有財産の中の草刈りをやるという財産のつけ方なのか、それともこれについて、ちょっと公有財産ではないんですけれども、所有者が分からないというところがあるんですよ。所有者が。

〔「環境資源課」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　それは分かるんです。

分からないところは、絶対にこれはずっと企画課として財産に上げていかないということなんですね。公有財産以外は絶対に上げないということなんですね。

〔「公有財産って何だか分かってるの」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　町の財産以外は、草刈りは道路とかそういうところ以外はやらないということなんですね。そういう考えでよろしいということですね。

○委員長（西村茂久君）　ちょっともう一回整理して言っていただける。

○委員（山下秋夫君）　要するに、公有財産でも何でもないんですけれども、所有者が分からない土地、それはこの草刈りとして予算としては上げないと。公有財産じゃなくても所有者が分からないところがあるんですよ。そういうところは。

〔「公有財産というのは公的なもの」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　分かってる、分かってる。だから、これを……。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、ちょっと暫時休憩します。

休憩　午後　１時５３分

再開　午後　１時５６分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それから、一般の入札のことなんですけれども、建設の5,000万以上と言ったんですけれども、これは競争入札ですよね。指名入札というのは、町のほうでここの会社にお願いしますということでやるわけなんですけれども、それは幾ら以上で幾ら以内なんでしょうか。その辺のところをはっきりと。5,000万以上は競争入札だということで言っているんですけれども、例えば4,900万だったら、これは指名入札でできますよということなんでしょうか。その辺のところを、何社こういう指名入札をやって、平均で幾らぐらいの入札を頼んでいるのか、その辺のところをきちんと教えていただきたいなと思っております。

それと、基金の積み立て、最後に言いますけれども、やはり今、町民が困っている。先ほど理解はできると言っていましたけれども、やはりこういうときじゃなくちゃ基金を崩して町を元気にする。町民を元気にするということは町が元気になりますから、こういうときこそなんですよ、コロナ禍だ、物価がこれだけ上がってしまった。町民税も払えないような状態が多くなってきている。結婚もできなくなってきている。そういう政策をきちんとやるべきじゃないかなということを言ってるだけなんですよ。何かそういう具体的な例というのはあるんですか。

町長は、子育て世帯とか産前産後の何とかと施政方針で言ってましたけれども、それを具体的に子供の対策ということで、具体的にこの予算に組み込んでいるのかどうか。

それと、私たちはやはり子育て世帯と言うんだったら学校給食とかいろいろなことをやったほうがいいんじゃないかということを言っているんですけれども、それを企画財政として完全に予算化させているのか。どういうふうな感じでそれを。基金はこういうために使われるべきじゃないかなという感じはするんですよ。その辺のところをおっしゃってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、３問、全部で。

○委員（山下秋夫君）　３問。

○委員長（西村茂久君）　じゃお願いします。

答弁を求めます。

担当主査。

○管財担当主査（島村　剛君）　管財担当、島村でございます。

先ほどご質問いただきました契約、業者選定に関してのお話ですけれども、指名競争入札と申しますか、随意契約と入札の違いというところがございまして、委託の話で言うならば、50万円以上の設計額になる案件は一律入札が必要となります。金額で足切りをするとすると、その金額で入札となります。

先ほど申し上げたように、委託で申し上げますと、一般競争入札にしなければならない金額の設定がございませんので、一律50万を超えた時点で入札はしなければならない。かつ、一般にしなければならないルールは今現在はないので、私が把握している限り、委託に関して一般競争入札をやった案件はちょっと記憶にございません。

先ほどおっしゃられた入札の結果の平均というお話なんですけれども、今回出させていただいた資料で総務文教委員会資料の29ページに令和４年度の30万以上の工事に限った話で集計させていただいていますけれども、こちらが５億8,892万

5,550円という、これ１月末までの集計結果なんですけれども、こちらの金額がございましたので、今手元で、これは33件で割り戻しましたところ、1,784万6,216円という数字が出ております。

ただ、これ１月末までの集計ですので、正確ではないんですけれども、参考までに数字を示させていただきました。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

便利バスの関係についてのご質問に対しましてご答弁させていただきます。

この４月から、新たに運行を開始させていただきますバスでございますが、そちらのバスに対します町民の皆様からの意見等につきましては、特に改めてアンケートをいつ取るとかそういったものについては今現在は決めてございませんが、ただ、現在のバスルートのほうの大きな変更がないようなご意見等につきましては、随時お話をお伺いしながら、見直しできるようなものについては検討のほうをさせていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず初めに、不明土地の草刈りのお話なんですけれども、所管については、例えばこれ農地だったら産業観光になったりですとか、道路用地だったらまちづくり建設になったりですとか、そのほかでしたら環境資源だったりとかとなるんですけれども、仮に不明土地の草刈りを町として代執行しなくてはいけないといった理由があって予算要求が上がってくれば、それは財政としては予算はつけますというお答えになります。

それと、もう１点、基金のお話いただいておりまして、基金に関しましては、今年度例年よりも多めのもう既に５億3,161万円、財政調整基金を歳入として見込んでいます。要するに、例年以上に行政サービスを維持するために予算は投入させていただいておりまして、先ほど、施政方針の中でも子育て支援についての予算とかを見ているのかというお話があったんですけれども、予算書で言いますと132ページの中にも子育て支援の担当にはなるんですけれども、産前産後家事・育児サービス利用支援事業という形で新規の事業等も入れさせていただいているようなところで、基金等についても活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後の質問をさせていただきます。

最後からいきたいんですけれども、町長が言った予算化、今説明がありました。100何ページだったっけ、一番最後に言った、子育て支援。本当に微々たるものですよね、予算化されているあれが。今、本当に子供の支援がなければ、若い人は子供を産まない。育てられないというのが現状だと思います。

なぜかと言うと、正社員じゃない人は正社員の６割とか７割ですよ。30万として20何万ですから。育てられないですよ、現実的には。町として、そういうところにお金を出す、この宮代町は今日も茨城じゃなくてどこかの町のことを言っていましたけれども、わんさか生まれるって。手厚く町が保護している、そういうところに。やはりそうい

うところだと、子育てするんだったらそのまちでというのが多いらしいですよ。ちょっと忘れましたけれども。

やはりそういう感覚で町を活性化したいんだったら、やはり若い人たちにお金を出す。子供を産めるような状態にする。私はこれが必要だと思いますよ。そういうところに予算をより多く回す。これは計画してですよ、無駄にお金やれとは言っていませんよ。それは執行部のほうで相談をしてきちんとやるべきじゃないかなというふうに感じているんですよ。ぜひその辺のところを若い人らが定着できるようにしてほしいと思っておりますので、そのためには、やはり町がそういう姿勢を見せないと駄目だ。

例えば、さっきも言いました学校給食だとかありますよ、それは、子供に対しての。そういう予算を回していくんだという企画のほうで考え方を持ってほしい。それは町長と相談しなくちゃいけない問題もあるかもしれませんけれども、そういう提案をするということは大事じゃないかなという感じがするんで、ぜひその辺のところをもう一度、そういう税収面で予算が組めるかどうか、お願いします。

それと、草刈りのことについては分かりました。このことについては、代執行やればできますよということなんですけれども、代執行までやらなくてもできるんじゃないかなと私は感じているんですよ。これは予算つける姿勢ですから、町民が困っている、放置だと他の町民が困っている、宮代町の恥になるようなところだけはやめてほしいなという感じはするんで、私のところに来ているのは他の町民なんですよ。他の町民が町内の草刈りをほかの町民がやっているわけですから。だから恥だなという感じはするんですよ。そういうところには予算を回すべきじゃないかなと思っているんですよ、企画財政でも。それ聞いていない、情報が入っていないんだったら別ですよ、町に相談に来たと言うんですからね。

やはりその辺のところはきちんとするべきじゃないかなと、予算を回すべきじゃないかなという感じはするんで。町の人が言っているんなら町のあれだから分かるけれども、隣の町の住民から宮代町に来てわざわざやっているんですよ。ちょっと恥じゃないかなという感じがするんで、その辺のところはもう一度どうするのか、予算を回せるのか回さないのか。代執行じゃなくちゃ回さないよというんだったら別ですけれども。

その辺のところは、あとは細かいことなので、バスのことは町民の意見を聞いてほしいということで、それで結構です。そのことについては、相談した人にも言っておきますので、大きくルートが変更しないところには相談にのってもいいということで。そういうことですよね。ルートが大きく変更しなければ相談にのるということで。解決するかしないかは別としても、相談にのるということでよろしいですね。はい、分かりました。じゃ、その２点だけお願いしたいんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

まず、基金のお話と子育て支援に対する投資という部分についてなんですけれども、今回の予算におきましても、例えば宮東保育園の改修に伴う支援ですとか、あとは公立保育所なども保育時間の延長ですとか、また国庫の補助金、支出金が入るんですけれども、出産・子育て応援給付金につきましては、妊娠期に５万円、出産期に５万円ということで、非常に大きな支援の事業というのを今回盛り込ませていただいているところですので、

そういったところも含めて、子育て支援をはじめほかの施策についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、所有者不明土地につきましては、代執行でなければつけないのかとかいったら、そういうことではなくて、民法等も今改正されてきておりますので、隣地等の立入権とかそういった形も認められてはきておりますので、別に財政のほうで予算をつけていないわけじゃなくて、各課のほうでそういった必要な予算というのが要求されましたら、ヒアリングさせていただいて、必要があれば予算のほうはつけさせていただきますので、そこについては、別に財政が止めているという形ではございません。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございませんか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　委員の深井です。３問質問をさせていただきます。

まず、一般会計予算書のページ22、23。こちらの法人事業税交付金、これが本年度は1,900万で、前年度が1,810万円、差額が90万となっておりますが、この法人事業税の交付金、これは何社ぐらいあって、それでこの差額は何で差額になったのか、これをお答えください。

それから、２番目、30から31ページ。ここの国庫支出金、31ページのデジタル基盤改革支援補助金、これは607万2,000円、これの内訳を説明お願いします。

次に、60から61ページ。３番の橋梁維持管理事業ですか、2,690万。土木債です。それで、61ページ、橋梁維持管理事業となっておりますが、こちらの内訳を説明してもらいたいと思います。

〔「債権だよ」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　債権。これはでも企画財政課と書いてあるよ。

〔「地方債」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　これは地方債ですね。橋梁修繕に対する地方債ですね。

〔「それの」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　これのですね、予算書の102ページ、私たちの予算書です。これの102ページ。私たちの予算書です。ここに令和５年度の目標……。

〔「これ違う。予算書ではこれは企画財政だよ」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　これは別なのか。

じゃ、この地方債ですね、これの内訳の説明をお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁者が分かるような質問をちょっとお願いしたいんですけれども。

答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　財政担当主査、中村でございます。

深井委員からご質問いただきました１点目と３点目についてお答えさせていただきます。

まず、１点目の法人事業税交付金でございますが、こちらは県の法人事業税のうち100分の7.7を総枠として町に配分されるものでして、したがいまして、その事業所数の内訳とかそういったものはないんでございますが、今回の予算の積算の考え方が国の地方財政対策で法人の事業税の見込みをプラス5.3％と積算しておりましたので、令和４年度の予算、あと過去の交付実績等を勘案しまして、令和４年度予算に約５％、その5.3％を積算して端数を調整させていただいた結果、前年度比90万円の増というふうに積算されたものでございます。

あと、３点目の橋梁整備に関する地方債、橋梁維持管理の地方債でございますが、今回の総務文教委員会資料の８ページをご覧いただきたいんですけれども、こちら８ページに橋梁維持管理事業起債予定額2,690万円ということで資料をつけさせていただいたんですが、こちらまちづくり建設課のほうで実施します橋梁維持管理事業。今回は、内容としては天沼橋の設計及び補修工事ということになりまして、ここに書かれているとおりなんですが、国の国庫補助金を受けて実施する事業でございまして、その国庫補助金の金額に応じて⑴補助事業分と書かれている部分につきましては、90％までは交付税措置のある地方債を借りることができますので、こちら積算して1,510万円。

また、その国庫補助金より若干事業費が大きい部分、継ぎ足し単独分と書いてありますけれども、その国庫補助金では回らない町への予算に充当する分として1,321万のうちの９割、こちら交付税措置がございませんが、1,180万円ということで、この２つを足し合わせて2,690万ということで予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

予算書の31ページです。デジタル基盤改革支援補助金の関係でございます。こちら、前段のご質問にもありましたとおり、これが基幹系システムの標準化の補助金になります。こちらのほうは業務委託になりますので、業務委託費として予算計上をさせていただいております。こちらを使ってシステムの標準化の準備を行っていくということになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

先ほどのこの法人事業税交付金なんですが、この差額90万円というのは分かりましたが、法人事業税交付金は何社ぐらいあったんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時２０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　１点目の法人事業税交付金、これについては大体分かりましたので、２点目に移りたいと思います。

デジタル基盤改革支援補助金、この補助金は先ほど説明がありましたが、もう少し細かくちょっと説明をお願いしたいんですが。結局、この下に、ここのところですとデジタル基盤改革補助金もそうですが、下にデジタル田園都市国家構想交付金とございます。これも大体これ同じような状況だと思うんです。この交付金、違うの。

この令和５年度標準準拠システムへの移行支援業務に対する補助金ということでありますが、もう少し、これは内容ですけれども、この補助率が10対10と書いてありますが、これはどうしてこういう10対10なんですか。これ国が決めているんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

ご質問にお答えいたします。

デジタル基盤改革補助金ですが、こちらのほうは基幹系システムの標準化ということで、全国の市町村が一斉に取り組む事業でございまして、国

の施策でございます。

ですので、その準備にかかる費用と最後のシステムを共通のシステムに上げるまでの事業費については10分の10で国の補助となっておりますので、こちらのほうは国のほうで決定しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　今の質問は分かりましたので、ありがとうございます。

次に、先ほどの60、61ページの件で、総務文教委員会の資料で８ページですか、橋梁維持管理事業の2,690万、この対象事業は天沼橋の設計及び補修工事と載っておると思うんですが、先日、ここを視察に皆さんで行ったと思うんですが、天沼橋の設計及び補修工事、これに対しては皆さんも調査して分かったと思うんですが、その先は結局農地の空き地になっているんです。住宅も建てるつもりのないところにこんな予算つけて、いくら国の補助があるからといっても、これをやる必要はないんじゃないかと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

ここで休憩とします。

休憩　午後　２時２６分

再開　午後　２時４３分

○委員長（西村茂久君）　ちょっと時間早いんですけれども、再開いたします。

引き続き、企画財政課分の質疑を行います。

質疑のある方ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、24ページ、25ページの地方交付税でございます。地方交付税についての積算根拠についても資料で出されております。

しかし、実際、先ほど説明がありましたように、基準財政需要額から基準財政収入額の関係なんですけれども、特に個人町民税が7,104万円、それから和戸横町エリアの固定資産税が１億8,050万円、都市計画税が2,209万円ということで、対前年比２億9,973万円となっておりますが、実際、こういうふうにプラスになっておりますけれども、そうすると、地方交付税は普通減額されますよね。しかし、2,680万円の増と見ております。これは財政不足があってはいけないから、まだこれは抑え気味だとは思うんですけれども、そういったバランスの関係では町債のほうが減になっていますよね、その分。その辺の関係でもう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、82、83ページの企画費のＯＡ管理事業でしょうか。これにつきましては……。

〔発言する人あり〕

○委員（丸藤栄一君）　82、83ページ、予算書。ＯＡ管理事業とありますよね。これの。

この関係で。すみません、自治体デジタル化の推進ということで、この自治体デジタル化の推進計画の策定というふうになっておりますけれども、これは予算的にはどういうふうになっているのか。また、どういうふうな計画で進めていかれるのか、その辺の方向性についてもお尋ねしたいと思います。

それから、高齢者タクシーの関係でありますけれども、これについては説明もいただきました。私が思うのは、確かにこれまで実証実験から見えたもの、それから改善もされました。そうすると、予算がわずか前年比169万円だったと思うんですけれども、改善された部分も含めて、これで収まる

のかどうか、非常に心配する必要はないんですけれども、それは足りないぐらいの要求がくればうれしい悲鳴だと思うんですけれども、これまでの説明からいくと、この予算で本当に間に合うのかどうかということで心配するわけなんですけれども、その点どういうふうに見込んでこの予算をつけたのかお示し願いたいと思います。

それから、消費税の関係で、今度はインボイスが10月から導入されます。それで、今心配されているのは、町の場合はシルバー人材センターへの影響というふうにも見込まれると思うんですけれども、その点でのインボイスによる影響なんかはどういうふうに見ているんでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

それから、記者発表資料ということで示されたんですけれども、宮代版スーパーシティ構想。これは予算的にはどういうふうになっているんでしょうか、お示しいただきたいと思います。

それから、やはり今回の予算で一番私どもが気になるところは、物価高騰による町民も大変な思いをするし、町自体もそれによる支出も大きくなると思うんです。今、それはそれで町のほうはいいんですけれども、住民への物価高騰による支援、どういうふうなものが考えられるのか、その点お示しをいただきたいと思います。

それから、財政的には義務的経費が随分大きくなっております。資料でも示されておりますけれども、これはどんどん進んでいくと、義務的経費が大きくなっていく。つまり、財政的にも非常に厳しい状況になると。それは、一長一短にはいかないと思うんですけれども、そういった点でのやはり工夫というのはあると思うんですけれども、そういった点でどういうふうに義務的経費、それから人件費なども含めて抑えていこうとされているのか。抑えていくと言っていいのかどうか分かりませんが、そういった点での改善に向けての方策をどういうふうに考えておられるのか、その点伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　財政担当主査、中村でございます。

私のほうから、まず地方交付税についてお答えさせていただきます。

地方交付税でございますが、先ほどご説明したところからちょっと説明が漏れてしまっていた分もございますので、より詳細に説明させていただければと思います。

まず、基準財政収入額ですが、委員おっしゃいますとおり、町税、今般伸びておりますので、そこを勘案しているところでございます。したがいまして、基準財政収入額としましては、この委員会資料の４ページになりますが、基準財政収入額としては２億3,000万伸びを見ているところでございます。

一方で、基準財政需要額、こちらも伸びておりまして、こちらは65歳、75歳以上の人口の増ですとか、あと特徴としては、包括算定経費、こちらは人口に対して国の示した単位費用というものを乗じるんですが、こちらを国は伸ばしてきてございます。こちらは、光熱費とか物価高騰、公共施設の燃料費の高騰分などを勘案して予算を増額していると伺っておりますが、こちらの増などもございまして、小計の欄で１億800万増ということで、先ほど収入額の増を需要額の増が上回るとご説明してしまったんですが、積算上は収入額の増のほうが大きい状況でございます。

なぜ、それでは交付税増で見込んだかと言いますと、臨時財政対策債振替相当額ということで基

準財政需要内訳の小計の１個下の欄がございますが、こちら国のほうがこれまではこの資料でも分かるとおり、例えば令和３年度は宮代町においても５億2,000万、交付税ではなくて臨時財政対策債で振り替えますよとなっていたところが、令和４年度以降大きく減額になっておりまして、その分交付税としてしっかり配りますよという状況になっております。令和５年度の予算が令和４年度と比較しまして44.1%の減です。こちら地方財政対策のほうでは、昨年度に引き続き大きく減額で見ております。

したがいまして、需要額は臨時財政対策債に振り替えられるのではなくて、しっかり需要額として算定しますよとなった結果、交付税としての額が維持されるという形になりましたので、予算積算上は微増、国の地方財政対策債1.7%に対してほどは伸びないんですけれども、0.7%の増ということで算出してございます。

次に、４番目に質問いただきました消費税のところ、インボイスの関係ということでお答えさせていただきます。

基本的に町の一般会計並びに特別会計は非課税でございますので、特にそのインボイスを導入しての町の直接的な影響というものはないんですが、当然、シルバー人材センターですとか、そのインボイス導入に伴う事務費の増などが間接的に町の歳出予算の増にもつながっている、そういった意味では影響はあるのかなと思っているところでございます。

インボイス制度につきましては、一般会計と上下水道の企業会計については登録事業者となりますので、今年度中に手続をして登録をさせていただくというところを補足させていただきます。

もう１点、埼玉版スーパーシティの関係で令和５年度の予算ということになるんですが、具体的にエントリーシートを提出させていただいた事業費としての予算計上は令和５年度は大きくはないんですけれども、例えば環境資源課で温暖化対策の計画策定ですとか、あとまちづくり建設課の西口の事業の検討委託料ですとか、そういったところはスーパーシティプロジェクトの事業の１つにもなっておりますので、令和６年度以降、恐らく予算としては具体的になってくると思われますが、その準備、検討費用ということで少しずつ動き出しているというところで、そういった意味でスーパーシティの予算計上と言われればそういったところが計上されているというお答えになろうかと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

私のほうからは、自治体ＤＸ推進計画の関係と、あと高齢者等タクシー助成事業についてお答えいたします。

まず、予算書の82、83ページにあります自治体ＤＸ推進計画の策定につきましては、来年度、内閣官房デジタル田園都市国家構想というのがございまして、そちらにありますデジタル専門人材派遣、こちらの制度を活用して、民間のデジタル専門の人材を派遣いたしまして、その方と一緒に町の組織のほうで推進計画をつくっていこうということで今予定しております。

ＤＸ推進計画のほうは、国の定めで2026年、令和６年３月までに全ての市町村が策定することとなっております。宮代町のほうでも町にふさわしいものということで、専門家のほうの方にアドバイスをもらいながらつくっていくということで今予定しております。

続きまして、高齢者タクシーのほうなんですけ

れども、こちらのほうは前、全員協議会のほうでも少しお話しさせていただきました表を活用しております。助成券のほうは、一応300円１枚を使うケースと600円を使うケースがあるということで、その間の500円ということで、単価500円で、今のところ実績が年間６枚ぐらいという計算式が出ております。それから、表にもありましたけれども、来年2,300人ぐらいの人が登録されるのではないかということを予測しておりまして、500円掛ける６枚掛ける2,300人ということで690万、約700万ということでこちらの金額を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

私のほうから物価高騰対策、町の独自の施策はないのかというご質問にお答えをさせていただきます。

結論から申しますと、今回の物価高騰に対応した町の独自の施策というのは盛り込んでおりません。と申しますのも、これまでコロナ禍における物価高騰対策につきましては、国のほうから交付金が町のほうに来ておりまして、その交付金を基に町のほうで各自治体が独自の施策を組んできたわけでございますが、昨年末、国の閣議決定では、本来、国策として国が直接行うべきとの意見もありまして、国のほうで直接行うということで総合経済対策ということで電気料、ガス料の値引きをはじめ、もろもろ施策を国が直接行っているところでございます。そうした中では、恐らく皆さんも電気代等についても先月ぐらいから値引きがされているかとは思うんですけれども、標準世帯当たりで月当たり二千数百円、年間通しては全体で４万5,000円程度の経済対策ということで、宮代町だけで見ましても、恐らく数億規模の国庫交付金と同額程度の事業を今国が直接行っているところもございまして、町のほうといたしましては、町独自での支援策というのは今回特に設けているところではないわけでございます。

続きまして、義務的経費が増えているということで、経常収支がお話しいただいたように80％後半から90％ということで、非常に硬直した財政状況になっております。高齢化を背景に、全国ほぼ同様の傾向ではあるんですけれども、町として今考えておりますのは、各種負担金ですとか、あるいは人件費も含めて、そういった義務的経費で町として優先的に見ていかなきゃいけないものについては何なのか、あるいは少し交渉ができるものについては何なのかということでランクづけをさせてもらいたいなというふうにも考えています。

そういった中で、特に負担金等については、相手方との協議ですとか、相手方との効率化を図れないかですとか、そういったやり取りの中でちょっと見直しを図りながら減額に努めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても義務的経費は非常に増えてはいるんですけれども、なかなか高齢化を背景に、解決するのはちょっと難しいというところがあるのをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、地方交付税の関係ですが、説明で分かりました。これまで臨時財政対策債は、先ほどの答弁でも令和３年度は大きくなっていました。しかし、これは後で地方交付税で見るというような形でずっと来ました。だったら、財政対策債は発行

しなくても、直、地方交付税を増やしてくれたほうが非常に分かりやすいというような感じがしますが、そういう意味では、臨時財政対策債というのは今後どういうふうに考えたらいいんでしょうね、宮代の場合は。その点１つお尋ねします。

それから、自治体のデジタル化ということで、この推進計画については答弁されたとおりで、これからなんでしょうけれども、それはもう推進計画の策定ですから、専門家と一緒になって新年度でつくるわけですね。それを確認したいと思います。

あと、それ以外にインターネットで24時間公共施設の予約を可能とする公共施設予約システムの導入とか、オンラインでの授業とかあるんですけれども、これは実際どういうふうになるんでしょうか。併せてお願いしたいと思います。

それから、宮代版スーパーシティ構想なんですけれども、これは現在29の自治体がエントリーしているということなんですけれども、これのメリットですね、説明はされたんですけれども、このエントリーをすることで県費とかそういうのがそれに合わせて町に来るのかどうか、その辺のメリットについてもお尋ねしたいと思います。多分、エントリーするからにはそれなりの理由があると思うんですね、それについてもお示しを願いたいと思います。

それから、先ほど物価高騰による町としての独自の施策をお聞きしましたが、盛り込んでいないということですので、それ以上は出ないと思うんですけれども、そういった点では、やはり国ももちろんやらなければいけませんけれども、ほかの自治体ではどういった事業をやっているんでしょうか、参考までに教えていただきたいと思います。

宮代としても独自でできることはあるんじゃないかと。そういった点では検討はされたと思うんですけれども、そこに至っていないんですけれども、どういうものがあるのかいま一度お願いしたいと思います。

それから、高齢者タクシー事業なんですけれども、１人当たりの単価で計算しているようなんですけれども、確かに大前提として１人当たりの助成総額を変えないでというのがあるんですよね、あるんだけれども、実際これまで400円券が１回利用できて、それが300円券２枚を使用できると、それでも自己負担が軽減されるわけですよ。私は、今回のこのアンケートについては、特に利用されている人の意見をうんと吸い上げないとよくならないと思うんですけれども、そういった点ではアンケートですから無作為抽出で、どうしても利用されないところの意見も聞くということで、しかし、これまで制度を利用していない方からのアンケートでも、申請を希望する回答が７割を超えているんですよ。そうしたら、使っている人もいくらかは改善されて使い勝手があると。それと、制度を今まで利用しない人も使いたいと。

ですから、さっきから言っているように、このわずかな金額の増額で果たして間に合うかどうかなんですよ。先ほど１人当たりの計算で何人が利用してとかというんですけれども、これはざっと考えても増える要素はあるんですよ。これだけで済むんですかというような疑問を持ちますので、その場合はどうするというのを示していただきたい。増えればうれしい悲鳴ですよ。どうするのか、この予算でいいのかどうか示していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　財政担当主査、中村でございます。

まず、臨時財政対策債の今後の見通しということでお答えさせていただきます。

臨時財政対策債につきましては、先ほども若干ご説明いたしましたが、基準財政需要額に対してどれだけ振り替えるかというところで、国がどういう予算構成を持っているかということになりますが、令和４年度以降、大きくそこを振り替えるのではなくて、交付税として措置するということで、昨年、令和４年度、令和５年度と段階的に大きく減額しておりますので、現時点では、このままこの減額傾向が推移するのかなと認識しております。

ただ、国の臨時財政需要額としては変わりませんので、国がまた臨時財政対策債に大きく振り替える場合は、そちらを活用せざるを得ませんし、ただ、臨時財政対策債もその元金と利子全てについて100％を交付税措置するということになっておりますので、町としては交付税として頂けたほうがありがたいですけれども、そこは国の動向を毎年度見ながらということになろうかと認識しております。

続きまして、スーパーシティにエントリーしたメリットについてご説明申し上げます。

メリットにつきましては、財政的支援と、あと人的支援が挙げられるかなと思っております。

まず、財政支援についてですが、先ほど西口ですとか環境部門の検討するための事業を５年度行うと申し上げましたが、今回、５年度予算には計上していないんですが、県のほうで事業化検討補助という補助金が500万円上限でございまして、こちらについては手を挙げていきたいなと考えております。採択された暁には補正なりで計上させていただければなと思いますが、まずそういった事業化を検討する段階で500万円の財政支援、続きまして、実際に事業を開始していくときは事業推進補助といたしまして補助率２分の１で、補助上限額5,000万円ということで、１億円の事業に対して5,000万まで補助していただけるということで、これまで総合計画にうたわれている西口事業など、そういったやる想定の事業に5,000万円まで充当することができると。これが大きなメリットかなと考えているところでございます。

そして、もう一つ人的支援なんですが、埼玉県のほうでエントリーした団体に対してそれ専用のプロジェクトムチームというのをつくってくださいまして、これまでも何度もやり取りさせていただいております。取りまとめのエネルギー環境課というところと事業系の県の職員がプロジェクトチームとしてついてくれて、事業のアドバイスとか、先進事例がこういうものがありますよですとか、そういった企業とのマッチングの機会を設けるというのも今回県のほうで予定していたりですとか、先進事例の紹介ですとか、とにかくプロジェクトチーム、かなり手厚い支援を受けて今いただいていると、そういう認識でいます。

その財政的支援と人的支援、これがエントリーしたことによる大きなメリットかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

私のほうからは、自治体ＤＸ推進計画のほうのお答えをさせていただきます。

自治体ＤＸ推進計画、令和５年度中に作成をします。先ほどもお話ししたとおり、内閣官房のデジタル田園都市国家構想にありますデジタル専門人材派遣というのを利用させていただくこととなります。

令和４年度も埼玉県のほうでは行田市また川島

町のほうでデジタル専門人材派遣というのを行っておりまして、一応、私どものほうでもその辺のお話をお伺いして、町にとっても有効であるということで、この制度を申請しまして採択を受けておりますので、こちらのほうの人材専門家を使って一緒に計画のほうを策定していく予定です。

それ以外の公共施設予約システム、それから校務支援の関係だと思うんですけれども、校務支援のほうは教育委員会のほうのシステムとなりますので、ちょっと詳しいことは分からないんですけれども、公共施設予約システムのほう、これはこの制度とは別でございまして、こちらのほうは補助金としてはデジタル田園と似たようなんですけれども、国家構想交付金というのがございまして、こちらの申請を今しております。まだ採択のほうは受けておりませんが、今申請中でございます。

こちらを使いまして、公共施設予約システムのほうにつきましては、先ほども、令和５年度中、12月ぐらいを目標に使えるような仕組みをつくっていきたいと思っておりますので、準備をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（飯山　武君）　副課長、飯山でございます。

高齢者等タクシー助成の関係にご質問いただきまして、ご答弁させていただきます。

先ほど主幹のほうから５年度の予算計上の考え方についてご説明いたしましたが、今までの利用実績を含めまして予算のほうを計上させていただいてございまして、１人当たり平均しますと６枚当たりの利用がされているということで、それを基に約700万の予算を組ませていただきました。

こちら、制度の利用方法あるいは助成金の単価のほうの改革というのがございます。今後、こちらの制度のほうはより周知されて、使っていただくことによって、確かに委員のおっしゃるとおり、不足するということも想定されます。その際には、予算がないから事業をやらないということじゃなくて、申し訳ございませんけれども、予算については、不足する場合については補正予算なりを考えさせていただいて、皆さんによりよく使っていただけるように努力させていただこうと思っています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

物価高騰対策の近隣の状況と、あと検討状況ということでございますが、こちらにつきましては、町の予算編成を年末に行うに当たりまして、やはり国の動向というのは非常に注視しておりまして、その結果、今回、国のほうでも電気代等については９月まで支援ということで、予想よりも非常に大きな支援策が出てきておりましたので、そういったところが１点。

それからあと、近隣の自治体、隣接する自治体には全部情報交換をさせていただいておりまして、いずれも単独では支援策は用意していないということの回答も得られましたので、併せてそういったところから町としては、今回、通常の予算編成を組ませていただいたところです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁いただきました。

それでは、再々質問をさせていただきます。

順不同なんですけれども、高齢者等タクシー助成制度なんですけれども、４月からは担当が変わ

ります。健康介護課高齢者支援担当になりますが、これまで実務として、登録済みの方については新たな登録は不要だと。しかし、新規登録の場合は、やらなければもちろんいけないんですけれども、今ちょうど変わり時期なんですけれども、新規登録については、そうすると３月いっぱいまでは企画財政のほうでやるということでよろしいですね。

実際、うちの地域の自治会の人たちも使ってみたいということで、行きたいというふうに実際言っていますので、広報ではそういうふうになるというふうには伝えてはいますけれども、その辺の引継ぎは大丈夫ですねということで確認したいと思います。

それから、地方交付税の関係は分かりました。

先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、インボイスの関係で、町としての対応はどういうふうにされて、影響はあるんでしょうか。

それから、特に先ほど言った人材センターへの助成金は変わりません。しかし、シルバー人材センターの支出が増えるとすれば、これはまた何らかの延長というか、その分の援助は必要かと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。その点お尋ねをします。

それから、宮代町のデジタル化については、分かりました。

あともう一つは、デジタル格差解消に向けてという取組もあるようなんですけれども、デジタル格差解消というのは具体的にはどういうことなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（田原浩介君）　ＤＸのほうの回答をさせていただきます。

デジタル格差、これは、今ＩＴＣを広めていく中で、広がっていく中で、インターネットを使えないとか、スマートフォンとかを使うことがなかなか困難で、情報発信がインターネットのみで発信されていることも多くて、知っていることと知らないことの格差があるというのが今問題になっております。様々な方がインターネットが使えない環境とかというのはあるかと思うんですけれども、その中でも、特に高齢者の方にそういう方が多いというのも現状です。町のほうでは、健康介護課のほうも含めて、広報でも一度お知らせをしているんですけれども、スマートフォンの教室とかを定期的に開いております。

それから、ボランティアの方が集まって宮代町でスマホの教室とかをやって、それを皮切りにグループをつくってくれて、ボランティアサークルなんかでやってくれている方がすてっぷ宮代とかで講座をやってくれていることもあります。

それから、日本工業大学の学生がボランティアで、やはりすてっぷ宮代のほうでそういう使い方の教室なんかを開いていますので、そちらのほうでちょっとずつですけれども、格差を縮めようという努力はしております。

大きな会場で何十人とかを集めたら、もうできないこともたくさんありますので、どうしても５人とか、そういう少数でやることが多いので、一遍にたくさんというのではできませんけれども、今年度も暮れから１月にかけて公民館何か所かでこんな教室もやっておりますので、また来年以降も進めていくと思いますので、そちらのほうでちょっとずつ広げていく予定でございます。

それから、タクシー助成券の引継ぎの関係なんですけれども、現在も後期高齢のところで、75歳というのが後期高齢に移行する年でもありますので、そのお知らせと一緒にタクシー助成のチラシも配っておりまして、もともとそちらの窓口のほ

うで申請書を受け取ることも今ございます。なので、来年４月１日になったら、企画に来たらもういけないのかと、そういうものではありませんので、その辺の引継ぎは随時やっていきますので、大丈夫だと思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○財政担当主査（中村淳一君）　財政担当、中村でございます。

インボイス関係の対応、町の影響ですとか援助についてというご質問です。

まず、シルバー人材センターでございますが、町がシルバー人材センターに発注する場合の経費については、インボイス制度が全てではないんですけれども、いろいろそういった影響も勘案して事務費の増があると伺っております。

一方で、シルバー人材センターに対する補助、支援につきましては、令和４年度と令和５年度は同額で予算計上されておりますが、今後について、導入後の影響などを勘案しながら、健康介護課と相談させていただきながら影響を見ていきたいと考えております。

あと、参考までに町の対応状況なんでございますが、まず、一般会計につきましては３月までに事業所、宮代町としての一般会計でいう事業所として登録をします。登録をして、令和５年10月以降、一事業者としてほとんどないんですけれども、例えば町が事業者さんに物品を売った場合ですとか、一番考えられるのが広告収入を得た場合については、そのインボイスを発行しなければなりませんので、その必要な準備は３月中に整えさせていただくと。あとは、上下水道会計のほうは、今までも消費税課税事業者でございますので、今速やかに登録ですとか、対応については整理しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

暫時休憩です。

休憩　午後　３時２９分

再開　午後　３時３１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより議会事務局部についての質疑に入ります。

議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（野口幹雄君）　議会事務局長の野口でございます。

自己紹介にて説明させていただきます。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局主幹、青木でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

１点です。会議録のことについてお聞きします。

予算書66、67、私たちの予算書136です。

本会議及び特別委員会の会議録の作成予算というのが今年も入っているんですけれども、議員からも何人かから見直しということで出ているんですが、これからペーパーレスになって、今年は入っているんですけれども、今後の動きみたいのは、どうなって、議事録ですね、すみません、議事録はどうなっていくのかお聞きします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

議事録につきましては、印刷の部数は将来的にはなくなる傾向にあるかとは思います。検索システムで多分対応できるかなとは考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

将来的にはということで、私も、ほかの議員も一緒かもしれませんけれども、大体検索システムとパソコンでほとんど調べたほうが速いということと、今後のペーパーレス化というのは進めていくことと、予算の金額も結構かかっているので、やはり見直しをこれからしていただいたほうがいいのかなと思います。その辺もう一回お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

九山委員がおっしゃったとおりに、今後、紙は極力なくなるような傾向でございますので、今、会議録は議員さん分は作っているんですが、それも様子を見て廃止するような傾向になるかなと思います。

ただし、原本がありますので、そちらのほうはどうしても作らなくてはいけないようなことになっていますので、それだけは残すような感じになるかなと思います。あとは検索システムを充実させるような流れになるかと、そういうようなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ありがとうございます。

原本は残していくんですけれども、議員の分とか、図書館とかも必要なのかもしれませんけれども、印刷原本を作るのと、あとほかの印刷の減ることで結構予算というのは変わってくるのか、そんな変わらないのか、その辺やってみないと分からないですけれども、お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局の青木でございます。

原本を作るのと、あと議員さんに配る部数、費用的には、なくしてもなくさなくても大して変わらないと思います。ただ、紙をなくすという意味では、なくすことが意味があるということと捉えておりますので。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　当初予算に関係しているから質問するんだけれども、私の話はどうもあっちいったりこっちいったりすることが得意なので、またある議員から文句言う人がいるかもしれませんけれども、委員長、いいですね。

質問します。ある議員が文句言ったら抑えてください。

前々から出ている話なんです。副議長室がない。あと、室がなければ机ぐらいあったらいいなと思っていた。一向に、何回言っても同じ、ない。

あと、議員が自由に、いつでも勉強できるというか、話合いができる議員室がない。

それは何とかしてもらえればなとは思っていたけれども、また今度の予算には一切触れていない。やはり議員は余り大事にされていないんだなと思

いました。特に副議長の机ぐらいあってももういいんじゃないかなと思っているんだけれども、どうなんでしょうか。

あと、議員がいつでも勉強できる室があってもいいんじゃないかなと。毎回、延々、各会派別というと、これは部屋数を幾つもつくらなくちゃなりませんので、14人が一同に集まれる部屋が、こういうふうじゃなくて、いつでも自由に14人が勉強できる部屋があっていいんじゃないかなと思うんだ。一時……、また話がどこかへいっちゃうと怒られるけれども、副町長とか教育長は自分の部屋をつくったことがあるよね、個室を。そういうことをやるような町なんだから、議員には特にそういうことを大事にしてもいいんじゃないかなと思っているんだけれども、今度新井町長になったら、副町長と教育長の個室はなくしたけれども、そういう時代もあったんだからね。

でも、議員が、今期はあと１年しかないけれども、そのぐらいはやってもよかったなと思います。私、本当に長い間やっているけれども、情けないなと思っているんですよ。近隣市町村には、私が言っている内容がほとんどできていますよね。できてないのはここだけ。

町が光る、町民の人が輝くまちづくりという看板はあそこに立派なのがあるけれども、やることは輝かない町だよね。また余計なことが始まると話が変なふうになるかもしれませんけれども、ここら辺で余計な話はよしますから、ひとつ副議長の机ぐらい最低、あと、議員が使える議員室、そこに小ちゃな部屋がありますけれども、あれじゃ会議にならないもんね、14人入れないから。何か考えることをなぜしなかったのかなと。これが質問だよね。なぜしなかったか。事務局長と事務局の人に言っても、私どもではできませんと言うと思いますよね。でも、話は町長に言っているかどうか。町長がやらないと言ったのかどうか、それだけ答弁お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

局長。

○議会事務局長（野口幹雄君）　事務局長、野口でございます。

議会の専用のスペースということで今ご質問がありました。その中で、副議長室につきましては、今までそれほど議員さんのほうから要望がなかったからと言うと、ちょっと語弊があるんですけれども、議会運営委員会等も含めて、副議長室の必要性については皆さんで考えていきながら、あとは庁舎内のスペースの問題ももちろんございますので、私ができる、できないということは、先ほど委員さんがおっしゃったとおりで、私の口からする、しない、できる、できないということは申し上げられないんですが、考えていきたいと思っております。

あと、同じように議員控室につきましても、他市町の議会であれば会派別の控室があったり、もしくは議員の控室があったりというもので、それぞれの市町によって様々だと思っております。

宮代町についても、庁舎の中で限られるスペースですが、先ほどちょっと狭いというお話は出たんですが、自由に使える控室というものがありまして、あと、この議会室についても、基本的には議員さんのほうが打合せをしたい場合には使える部屋になっておりますので、こちらを活用していただくというところでお願いしたいと思います。

あとは、町長のほうにその要望はしているかという話なんですが、この前一般質問のほうでもお受けさせていただいた中でも、専用の議場も含めた議会が使うスペースについては、必要性については分かっておりますので、ただ現状では、今、進修館のほうの小ホールが議場という位置づけに

はなっておりますので、今すぐに議場をつくる、議員さんの専用のスペースをつくるというところにはちょっと難しいと思いますが、町長も承知していることは承知しておりますので。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。話はしているということだね。

じゃ、このことだけ言っておきます。議員がちょくちょく役場へ来ないというのはなぜかというと、勉強する場所がないから。ほかの市町村はみんなあるわね、この近隣でも。各会派が来て、お互いに議論したり、勉強しているわけ。宮代はないから来ないのよ、やる場所がないから。

例えば会派別の日程を決めるといったって、電話で来るわけでしょう、どうだい、いついつと。副町長が会派の代表に何か聞いているようだ、電話でね。本来は、常時俺らがここで集まっていれば、例えばうちの会派だったら、金子さんに、いつも行けば会えるんだからどうだいと言えるわけよ、それもできない。何しろ我々が常時集まりたいんだけれども、集まる場所がないから来ない。それだけは一つ頭に入れておいてもらいたい。

それ以上言うと、どうもあんまり脈がなさそうだけれども、みっともない町にならないように。町が輝くまちづくりと言っても、ちっとも中身は輝いてないからね、特に委員に対しては。そのことだけ申し上げて、質問を終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑は。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

前段の委員も今質問しましたが、町長が承知しているのは、私たちがこういうふうに質問しているから当然承知していると思います。予算化されていませんので、私は、今日、明日やれとは言いませんけれども、これは議会事務局だけでは難しいと思いますので、できれば総務も含めて、その辺の検討をぜひ始めていただきたいというふうに思いますが、それについてはどうでしょうか。これは町長に答弁していただきたいんですが。今すぐやるとか、やらないとかでなくて、こういう現状を変えていくための何らかの検討をぜひお願いしたいと思うんですけれども、それはできないでしょうか。

その１点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

町長。

○町長（新井康之君）　お答え申し上げます。

議員の皆さんがおっしゃっていることは、いつも質問いただいていますので理解はしているつもりです。また、議会事務局のほうからも個別計画でいろいろ質疑が上がってくるものもございますので、その辺は、企画課のほうも、また総務課のほうも分かっています。

これ、とても大きな話でございますので、役場側の議会事務局、総務課だけで決めるということではなくて、本当に議会の皆さんと役場側で、このことだけをテーマに少し話をしながら、今後の在り方については結論を導いていくのが一番いいんだろうなと思っておりますので、その辺は、決して拒んでいるわけじゃありませんので、始められるのであれば、しっかりと話合いをしていきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　町長からじかにお答えいただきました。私も先ほどから言っているように、今すぐというふうにはいかないにしても、やはりもう検討していかないといけないと思います。

なぜかというと、やはり２階のフロア全部を議会で使うはずだったんです。１階が教育委員会で

使うはずだったんですよ。それがいろんな関係でこういうふうになっています。議場も進修館を使わなければいけないというのは、私が議会に出て、最初は議場はありました、ちゃんと。しかし、その後、進修館を使うようになって、設定から全部、大変な苦労をしてやっています。臨時議会もすぐ開けるというふうになっていませんので、この点はもう、そんなこと言わなくても重々承知だと思いますので、町長が言うように、議員と事務局ともっと広く考えていただけるんだったら、そういう中で進めていただきたいと、それだけお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で議会事務局分の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時５０分

再開　午後　４時０９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を得てからご発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○人権推進室長（野口延寿君）　総務課人権推進室長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務課職員担当主査（齋藤千洋君）　総務課庶務職員担当主査の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（青柳　誠君）　こんにちは。総務課文書法規担当主幹の青柳です。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（飯山保孝君）　総務課庶務職員担当主幹の飯山です。よろしくお願いします。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課秘書広報担当主幹の高澤です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報担当主査（平向優子君）　総務課秘書広報担当主査の平向と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては職、氏名を必ず述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いいたします。

小さな質問で申し訳ないんですが、まず１点目になります、予算書72、73ページになります。人権平和推進事業の中、私たちの予算書のほうは38ページになります。その39ページのところに前期実行計画の成果目標、人権平和に関する啓発事業に参加した市民の意識、関心が向上した割合80％ということで、昨年度も全く同じなんですけれども、この80％というのはどういうことを言っているのかということを、まずお聞きいたします。

２点目なんですが、予算書の74、75、76、77にまたがってしまうんですが、広聴広報事業、この中で77ページに電子計算システム機器借上料ということで166万とあるわけなんですけれども、昨年になるんですが、私たちの予算書の126ページ一番下、町ホームページの管理運営ということで168万円となっているんですけれども、昨年度537

万円だったんですが、大幅に減額されていますけれども、この理由を教えていただきたいと思います。

以上、２点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

まず、人権平和事業の人権啓発意識の数値があるかと思います。前期実行計画の目標といたしまして80％ということで設定させていただいているんですけれども、来年度、令和５年度につきましては、埼葛12市町合同で人権に対する意識調査を予定しております。そこでまた数値が出てくるかと思うんですが、その数値を見まして、また後期に向けて目標の再設定ですとか、啓発ですとか、人権教育のほうのやり方などについては検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　主幹の高澤です。

昨年より広聴広報事業のほうで大幅に金額のほうが減っているということで、先ほど予算書の77ページで使用料及び賃借料ということで委員のほうおっしゃられたんですが、恐らく委託料のほうで今年度、公式ホームページの更新の作成の委託がございまして、これが368万5,000円で、これが来年丸々ございませんので、この分が減額ということになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。分かりました。

最初のほうの質問なんですけれども、80％の意味を答えられていないと思うんですが、これからアンケート調査をします、割合が分かりますという回答しかいただいていないんですけれども、要するに、この80％と決めているものが人口を80％増やしていくとか、何かの基準があって、それを80％に引き上げるという意味だと思うので、それはどういうことを言っているのかというのをお聞きしたわけなんですが、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

80％の意味ということでご質問なんですが、本来であれば100％というのが理想だとは思うんですが、様々な人権問題について取り組む中で、それぞれ人々の感じ方というのは異なってくるかと思います。ただ、今年よりも来年、来年よりも再来年というような形で、そういった意識が向上するような形で宮代町だけではとどまらず、ほかの市町とも連携をしながら様々な人権啓発ですとか人権教育のほうは進めてまいりたいと考えております。

なぜその数値というのが難しいかと思うんですけれども、ちょっと先ほども申し上げましたが、本来でしたら100％というのがあくまで理想なんですが、大体８割方の方が納得できるようなものをまずやることがどうなのかなというような形だと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

何かまだ回答されていないような感じがするんです、答えになっていないかなという気がするんですが、例えば419万円という同じような金額でやっているわけなんですけれども、３年度はどのぐらいの割合だったか。４年度はどのぐらいに増

えたか、５年度はどれだけ向上させられるか、そういうパーセントみたいなものというのは把握されているかどうかをお聞きいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

アンケート結果というのが、人権のほうの研修会ですとか、講演会など、町で行っているものもございますし、広域で行っているものもございます。その際のアンケート結果というものと、あと隔年で行っていますアンケートというのがあるんですけれども、それを含めてというような形で私のほうでは捉えているんですけれども、もちろんその会によって高まったというものもあるでしょうし、それほどというのもあるかと思うんですが、総合的に考えて８割を目指すというのが今回の計画というような形になるかと思っております。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。５点ほどお伺いしたいと思います。

人権の問題が出たんで、最初に人権の問題、73ページ、⑼人権平和推進事業でございます。

この人権平和事業なんですけれども、こういう形で宮代町で過去問題点があったのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思っています。あった場合は、何件ぐらいあったのか、解決件数はどのくらいなのか、そういうデータがあるのかどうか。

ここに13負担金、補助及び交付金となっているんですけれども、協議会ということになっていますよね、この協議会ができたいきさつというのが分かったら教えていただきたい。

それと、昔なんですけれども、部落解放同盟というのがあったんですよ、特に越谷なんか、私いたもんですからよく聞いていたんですけれども、それとの関係はどうなっているのか。その辺のところもお聞きしたいと思います。１点目はそれです。

あと、110ページです。監査委員ということでなっていますけれども、去年も質問したような感じがするんですけれども、この主権者の監査委員の15万6,000円、ちょっと量にしては安過ぎるという感じが私したんですよ。３日も４日も、どのくらいかかってやっているのか、この監査を。その辺のところでどうなんでしょうねという感じがするので。議会選出はこれはある程度仕方ないなという感じがするんですけれども、一般の方が監査をするということですから、ある程度主権者ということで。自分の用事を惜しんでこっちへ来てやっているということになると、監査委員に限らず、ほかの面も見直しが必要じゃないかなという感じがするので、特に私は、この監査委員については強く感じているので、その辺のところもちょっと教えていただきないなと思って、どういう考えでこういうふうになっているのかということで。

あと、私たちの予算書の126ページです。

町民法律相談です。予算が66万円なんですけれども、弁護士さんが毎月２回、第２火曜日と第４火曜日に来て相談しているというんですけれども、これは毎月、どのぐらいの相談件数があるのか、その辺のところを。解決件数はどのぐらいだったのか、住民が今までどおりに生活できるようになったのは何件ぐらいあるのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　４時２３分

再開　午後　４時２４分

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

まず１点目、人権侵害の問題点があったのかということなんですけれども、こちらにつきましては、例えば障がい者差別ですとか、男女差別ですとか、あと高齢者の方とか、いろいろあるかと思うんですね。ただ、人権推進室のほうに女性相談ですとか、町民法律相談なども設置しておりますが、そちらについてお話があったものというのは把握はできるんですけれども、それ以外、例えば各課とか学校とか各地域でということになりますと、なかなか入ってくるものと入ってこないものというのもございます。

特に統計を取っているわけではないので、何々について何件あるとか、それで何件増えたとか、減ったとかという数字は持ち合わせておりません。

続いて、協議会について、予算書73ページ、説明欄の埼葛郡市人権施策推進協議会と、あと越谷人権擁護委員協議会負担金、あとその下の同協議会杉戸部会が該当してくると思われますが、まず、埼葛郡市人権施策推進協議会につきましては、こちら構成の目的につきましては、様々な人権問題の解決のための研究、相互の密接なる連絡調整により、様々な人権問題の早期解消を図るという目的で設立されております。

こちらにつきましては、埼葛12市町ということで、北は久喜市、南は三郷市までの12市町で構成しております。会長は、現在久喜市長がなっておりまして、新井町長は理事という形で入ってございます。

続いて、越谷人権擁護委員につきましては、町のほうに人権擁護委員さん３人いらっしゃいまして、議会のほうにご意見を伺いまして議決のほうをいただきまして、法務大臣のほうから委嘱されております。こちらのほうは任期が３年になりますが、そちらが宮代町の人権擁護委員の方、先ほどの埼葛郡市協議会とはまたくくりが別になるんですが、北が宮代町、南は、こちらは草加市が入るような形で協議会がございます、こちらにつきましては越谷に法務局がございますので、そこに事務局がございます。

続きまして、杉戸部会につきましては、先ほどの人権擁護委員協議会の下の組織といいますか、宮城町の人権擁護委員さん３人と杉戸町に、人口割ということですので４名の人権擁護委員さんがいらっしゃいます、その方との協議会ということで、学校における人権教育、擁護委員さんのほうが学校のほうに出かけまして人権教育をしたりですとか、ここのところ行事のほうができていないので啓発活動というのがなかなか難しい状況なんですけれども、本来であれば、桜市ですとか産業祭のときに人権啓発活動などを行っております。

あと、部落解放同盟との関わりということでご質問なんですが、直接町との関わりというのはございません。ただ、埼葛郡市人権施策推進協議会の中の役の中で開放同盟の方が入っているというようなことがございますので、一緒に研修会などを行うことはございますが、直接町とどうこうというのは特にございません。

続いて、法律相談の件数ということでご質問をいただいておりますが、こちらにつきましては毎月２回、第２火曜日の午前中と第４火曜日の午後、それぞれ４組ずつお受けしているような形でございます。

現在のところ、今年度２月まで終わっているんですけれども、現在の相談件数は77件という形で

推移しております。今年度につきましては残り２回まだございますが、事前予約ということで電話予約のほうをお受けいたしまして相談のほうをお受けしているような形でございます。

法律相談のほうの件数ということでご質問がございましたのでお答え申し上げたんですが、実際、解決したかどうかという内容につきましては、相談者の方と弁護士の先生とのやり取りということですので、町のほうは予約を受けて、相談場所を用意するというのはあるんですけれども、相談の中身、詳しくはどういったことをやったかというのは伺っておりませんので、その後、解決したとか、裁判につながったとか、そういったことについては町のほうでは把握していないところでございます。

なので、実際、その細かい話については、町のほうではちょっと把握しておりませんので。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただきました監査委員の報酬に関してでございますけれども、この監査委員の報酬に関しましては、以前から議員の皆様から額の見直しというのはしたほうがいいのではないかということでご意見、ご提案いただいているというのは承知しておるところでございまして、担当内でも、こちらの額の把握というのは県内の自治体の額の把握等はさせていただいているところで、やはり報酬としては低いほうから数えると２番目か３番目かという、そういう位になります。

実際のところ、代表監査委員の方、毎月１回必ず例月の出納の検査ということで庁舎のほうにお越しいただいて監査を実施しているというのもございますし、決算に当たって決算審査ということで大体５日、６日ぐらい来ていただいて、大体年間で23日ぐらい、これは毎年20日ちょっと監査をいただいているというのはございます。

こちらの見直しなんですけれども、監査委員という町の執行機関の一つでございますので、ほかに選挙管理委員会ですとか、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、農業委員会等もございますので、そこら辺全体の額の見直しという視点で考える必要があるということで捉えておりますので、それぞれおおむね総務課で事務局を所管しているものが多いんですけれども、教育委員会ですとか、あとは産業観光課、農業委員会の所管の部署ですとかと協議いたしまして、見直しに着手していきたいと考えておりますので、議案提出させていただいた際はご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

１つ、人権平和推進事業なんですけれども、これ昔、私もいきさつがあって越谷のほうで部落解放という組織があって、そこが無理やりと言ってはあれなんですけれども、人権が侵されているということで、昔の江戸時代あたりの部落だと思いますけれども、それが尾を引いて現在まで来ているというのか、細かいことはありますよ、今は人権と言ってもいろいろな、先ほど言ったような障がい者の人権だとか、そういうのもありますけれども、おおむねそっちのほうが強かった。だからいまだにそういう組織が委員として入り込んでいるというのが今の現状だと思います。

私は、今そういう部落の差別問題だとか、そういうのはほとんど解決されていて、現在ではない

ということはできるんだと思いますけれども、じゃ宮代町はどうなの、そういうのあるのということになると、うーんという感じはしないでもないんですよ。

だから、その辺のところで宮代町で惰性的にこう援助しているということは、ちょっと名前を変えたほうがいいんじゃないかなと感じはするんですよ。例えば、障がい者の人権を守ろうとか、私はそういう感じはするんですけれども。

もし、これがそのままずっと行くんだったら、永遠に行く予定ですよね、なくてもあっても。例えば、江戸時代のやつを持ち出してやるのかということになると、ちょっと疑問に落ちるような感じがするので、その辺のところの協議というのはどうなんでしょうかね。どこかが手を挙げないとできない問題だと思いますけれども。私はそうじゃないかなという感じはします。時代錯誤はちょっと甚だしいんじゃないかなという感じは。ちょっと人権擁護というだけじゃ分からないんですよ、何の人権擁護なのか。目的をはっきりするというのが必要じゃないかなという感じがするので。その辺のところをひとつ検討していただきたいと思っております。

それと、報酬の決め方、先ほども下から２番目か３番目かなということで言っておりました。宮代町ちょっとこの辺のところが遅れているよなと、見直しが遅れているなと感じがするので、せめて平均ぐらいはという感じはするので、検討してほしいなと感じはします、これは。

私も何年ぐらい前かな、それ言い始めたので、これはちょっと調べた結果、安いというのが分かっていたんですね。これで宮代町で20日も23日も束縛されているって、普通、20日も23日といったら、民間のお給料、パートさんだって15万や20万や、ないですよ、今はね。そういうところがやっぱり15万ぐらいで、15万だったっけ、ちょっともう少し見直してほしいというのが私の願いです。

この辺のところが、必ず検討するということは約束できるんですね、検討ということでは。やる、やらないは別としても検討はすると、見直し、検討はすると、それはできるということですね、間違いなく。また、その後はありますので。

あと町民相談のことなんですけれども、月２回ってやっているの、結果は聞いていませんよということは、宮代町は町民相談、弁護士さんにお金を払って相談だけはここの町の中でやる、それだけなんですか。あとは知らんぷり、弁護士さんにお任せと、そういう相談のことなんですか。

町でそれするんだったら、やっぱり町はその弁護士さんに、内容は聞かなくてもいいですよ。相談件数だとか、解決したのかしなかったのか、そういうことはやっぱり把握する必要があるんじゃないですか、税金を使ってやっているんですから、私はそう思うんですけれどもね。自分でお金を出したやつはやっぱり把握する。それがないと、何のための相談会なのという感じがするので。

その３点、もう一度お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　部落解放同盟の関係ということでお答えしたいと思います。

町で、そういう差別事象があったかというご質問かと思うんですけれども、実際、宮代町でここ最近、差別事象という、同和問題については聞き及んでおりません。

ただ、近隣市町については何件かということも伺っていますし、あと、えせ同和行為といいまして、高額の図書を売りつけられたりとか、そういった企業訪問みたいな形で恫喝まがいのことをしてくるというものはいまだにあるようでございま

す。

こちらの問題につきましては、平成28年、国のほうで部落差別案件の法律のほうができたのと、昨年の７月に埼玉県のほうで条例のほうができています。そういったことで、全くこの同和問題のほうがなくなったというわけではございません。

現在のところですと、例えばインターネット、ＳＮＳですね、ツイッターですとか、ネット上の差別などについてもかなり出ております。それは同和問題に限らず、障がい者差別ですとか、高齢者差別、あとは何か事件が起こると、その方について、実際、関係ないにもかかわらず炎上するような形もございます。こちらにつきまして、全部、様々な人権問題ということで、人権推進室のほうでは取り組んでいるところでございます。

あと法律相談につきましては、毎月、最大８件という形でお受けいたします。実際、電話でお受けする際に、ご住所、お名前、連絡先などはお伺いします。簡単にお答えいただける場合は内容のほうは伺っております。

ただ、深い内容につきましてはプライバシーの問題もありますし、個人的な問題ですとか、近隣とのトラブルなどもございますので、そちらについては町のほうから直接お話しすることはございません。ただし、命に関わるような問題ですとか、例えばほかの課につなぐような項目がもしあった場合は、該当課ですとか、もちろん人権推進室もそうですし、該当課のほうにお知らせというか、紹介するような形は取るようにはしております。

ただ、なかなか相談内容につきましても、実際、裁判を起こさなければいけないようなものもあれば、ちょっと確認ですね。弁護士さんにちょっとこの辺について確認したいというようなものもございますので、実際、時間のほうは30分取っておりますが、実際、本当、二、三分で終わってしまうものもございますし、今、時間いっぱいまでかかるようなものもございますし、それについてはそれぞれいろいろあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

監査委員の報酬の見直しに関しましては、実際、検討もしておりますし、見直す方向性は持っております。それが令和５年度に必ずやりますというのは、今現在申し上げられないんですけれども、安いという課題を抱えているのと、検討はしているというところは間違いなくやっておりますので、議案を出すタイミングになったらお出しさせていただいて、必要な説明の上、ご審議いただいて決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

72ページの人権平和推進事業、質が変わったといえば質が変わったんですよ。ですから、もう昔のままで宮代町はそういう問題はないし、同和行政の問題はないし、質が変わってインターネットとかそういうところのネットのいじめとかそういうのが新たに出てきたということで、質が変わっているんじゃないかなということで、人権というか、そういうのに取り組むような分かりやすい表現の仕方にしてほしいなという感じはするので、ぜひその辺のところは、昔のままというんじゃなくて、解放同盟の部落差別だというだけの問題じゃなくて、質が変わっているんですから、そっちのほうを強調していただきたいなと思っております。そのことについては以上です。

それと、報酬の決め方としては分かりました。これはオーケーです。ぜひ検討して変えていただきたいという方向でやっていただきたいなと思っております。

あと、法律相談、いろんな細かいところもあるので、ぜひこの辺のところは確認をして進めていってほしいなという感じはします。ぜひその辺のところよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

後ろのほうから108、109ページなんですが、町議会議員の選挙が２月に執行予定ですが、今まで私は大体、議員選挙は1,000万かかるというので法改正があって変わったんだと思いますが、その変わった項目だけちょっと言ってください。お願いします。

それから、72、73ページ、⑻文書管理事業で事業概要に1,000万、文書管理システム導入委託料で、今年の目玉かなと思うんですが、電子決済機能等を備えた新たな文書管理システムの導入という、ここちょっと詳しく、これだけではちょっと、私、理解できないのでお願いします。

それから、70、71ページのメンタルヘルス委託料、去年と同じなんですが、これはどんなふうにしていたんでしたっけ、ちょっとお伺いします。

これを聞くのはなぜかというか、これに絡める必要はないのかもしれないんですが、職員の有給取得率というか、有給は取得の日数、取得何パーセントというか、そういうのは出ているんでしょうか、その辺をお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

ちょっと総務課、答弁が遅いんですよね。質問を受けたときは、もう答弁の内容を考えてください。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

ご質問いただいた内容を順番にお答えさせていただきます。

まず、町の議会議員選挙の費用、予算ではあるんですけれども、委員ご指摘のとおり、法改正のほうがございまして、選挙公営制度というのが拡大されたというのがございます。

こちらの関係で上がっているのが、108ページ、109ページ、予算書ですね。その負担金、補助及び交付金の中で、上から２番目、選挙運動用自動車使用公費負担金、こちらですとか、あとはその下、選挙運動用ポスター作成公費負担、続きまして、選挙運動用ビラ作成公費負担金、こちらが見直しにより増えているということになります。

続きまして、予算書72ページ、73ページの文書管理システムの導入に関してですけれども、この文書管理システムというのは、町で管理している文書を、これは今現在、紙をベースで管理しております。これを全てというわけにはいかないんですけれども、徐々に電子で管理へと切り替えていきたいと考えているところです。

それに当たって、このシステムを活用して、例えばですけれども、県などから来た文書にはメールで来ることが多いです。メールで来た電子データをそのまま電子データを原本として保存をしていくようなシステムになります。この電子データで文書を預かったものを、例えば照会、回答が来たものというのを、電子データ上で回答を作成して、その回答の内容というのを上司の決裁を受けて回答するわけですけれども、この起案と決裁というのも電子でやっていこうと考えているものです。

ただ、この電子決裁については、全ての文書についてすぐにできるとは考えておりませんので、まずは職員のほうで慣れるという観点も必要なので、軽易な文書をそういったものから始めていければなと考えておりますけれども、今後このような電子データで扱うという文書がほとんどになってくるかと思いますので、それに対応していくために、また職員の事務効率というのも考えまして、このシステムの導入というのを考えているものでございます。

続きまして、予算書70ページ、71ページ、メンタルヘルス委託料、こちらの内容でございますけれども、こちらメンタルヘルスの研修を主に考えております。研修の内容につきましては、その都度、職員全体にしたほうがいいか、または管理職向けにやったほうがいいか、それとも非管理職にやったほうがいいのか、そういったことを踏まえまして内容を検討の上、実施していく予定でございます。

職員の有休の取得率でございますけれども、有給休暇、多くの職員は毎年20日付与されます。そのうち、おおむね10日間ぐらい、半分ぐらい平均すると取得しているという数字がございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

町議会議員の選挙、今、負担金、補助交付金で、今、ご答弁ございましたが、これは定数14名に対して何名分だろうなということで計上されているかお伺いします。

それから、文書を今まで紙ベースを電子管理していくという流れになっていくということで、今、庁舎内、これは全庁的な話ですかということで、庁舎内ではやり取りはメールでやっているけれども、その文書の管理としては紙だけで全てやっているということでいいのか、お伺いします。

それで、ここで聞いていいのかどうか、ちょっと分からなかったんですけれども、24年になるとファクスが使えなくなるという、広報・広聴でも、ファクスが使えなくなるという話がちょっと聞いたことあるんですけれども、そうしますと、町民からのそういうものは全てメールというか、そういうことになるのかしらということもちょっとお伺いします。

それから、71ページの話なんですが、研修を行うということで分かりました。

あと、有休の取得、毎年20日間いただいているけれども、おおむね半分、職員は半分取得しているとういうことで、これは各課ごとによってばらつきがあるのか、それとも有休を取らないというか、役職によって取れないのか、その辺のばらつきだとか、課によってのばらつきだとか、取っていない人に取るようにと言うのか、その辺の指導というか、その辺の推進という言い方おかしいですけれども、その辺を教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、町の議会議員選挙のこちらの予算に当たっての立候補の見込みですけれども、18名分で想定しております。18ですね。

続きまして、文書管理システムにつきましては、全庁的な導入ということで考えております。

それと、ファクスが使えなくなるという件ですけれども、こちらは総務課で回答していいかどうかというのはちょっと分からないですけれども、基本的にはメールというのがございますので、今の町民からのお問合せ等はメールでもいただいているというのはございます。

ただほかにも、ファクスだけじゃなくて、郵送という手段もございますので、ファクスが使えなくなるということであれば、代替ということでメールが主になってくるのではないかと考えられますけれども、こちらは企画財政課のほうと調整して、こういったファクスが使えなくなりますよという周知ですとか、それの代替方法については対応していく必要があるかなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あと有給休暇の消化の状況ですけれども、委員ご指摘のとおり、課によっても職員によっても、また管理職、非管理職によっても取得の状況というのはばらばらでございます。どの職が有給休暇が消化しづらいとか、していないとか、そういうのが一概には言えない状況で、職員個人の考え方もございますので何とも言えないんですけれども、有給休暇をほとんど取得していない職員がいるのも実際のところ、現状としてあります。

ただ、今、こういう働く環境として、有給休暇を取れない状況なのか、本人が取らないのか。取らない状況であれば、事業主として、事業所として改善していかなくちゃいけないというのもございますし。また、職員が取りたくない、取る意向がないと言っておりましても、やはりワークライフバランスというのは社会的にも推奨されておりますし、そういった観点からも所属長から有給休暇の取得を促す、そういった取組は年に何回かそういう機会もあるかと思いますので、年末年始の時期ですとか、例えばゴールデンウイーク、シルバーウイーク、そういった合間合間で、それぞれ全庁的な取組として推奨していくというのがございますし、それぞれの所属長の判断で、この週はとかこの月はとかということで、事務の増減等もございますので、そういう状況に応じた推奨、推進というのは現在もしておりますけれども、こういった取組というのはさらに続けていく必要があるかなと考えておりますので、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　今の有休取得の話なんですけれども、そうしますと今の説明を聞いたら分からなくなっちゃったんですけれども、おおむね半分取得というのは、おおむね半分の職員が取得しているという意味なのか、おおむね大体10日、取得している10日を取得していますよというのか、そのおおむね半分取得が分からなくなっちゃったんですけれども、その辺だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木です。

有休の取得の率ですけれども、平均して職員が10日、有休を取得しているという状況になります。全職員の平均ですね。中には20日消化している職員がいれば、ゼロ日、１日という職員もいますということですね。平均すると10日という数字でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕です。よろしくお願いいたします。

予算書70から71、職員研修事業についてお尋ねいたします。

職員の能力を最大限に引き出すとともに、さらなる人材育成を推進するための各種研修の実施となっておりますが、詳しい内容をお知らせください。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

こちらの研修事業でございますけれども、主に、町主催の研修ですとか、あとは近隣の市町と合同でやっている３市１町の合同研修ございます。それと、彩の国さいたま広域連合で、県内の自治体職員ですとか、県職員を対象に行っている研修がございますので、そちらへの参加。また、市町村アカデミーということで、こちらは千葉にある宿泊で行う研修所なんですけれども、こういったところに出席をするような内容になるんですけれども、研修の課目といたしましては、震災用職員研修から始まりまして、職員の経験年数に応じて必ず受けてもらう研修ですとか、あとはその担当している事務に沿った内容の専門的な研修、これは任意の研修なので、自分で能力を伸ばしたいところ、希望があれば出席していただくのと、場合によっては担当内で、この研修の受講は必要だよねということで順番で行っていたりするものもあるかと思いますし、あとはその年々によって必要となれば行く研修というのもございます。

概要としては以上の内容になります。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

それでは、ちょっと突っ込んで。これは総務課だけではなくて、各課において行われるものなのか、ちょっと教えてほしいんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

総務課で予算を設けているのは、あくまでも職員としてというのがメインということになります。各課でも研修の予算というのは持っている課もございます。それはもう各課の専門的な分野を学ぶ研修ということで、直接、各課のところに研修、こういうのがありますよという通知が届いて、各課で申込みをしているものもございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

広報・広聴のことについて、そして、もう一つは男女共同参画、人権です。

最初の74、75、広報・広聴事業、10節需用費、印刷製本費745万で、先ほどの前段者の質問からこの金額、大体分かりました。

それで、２月の広報が東武動物公園の入場券がついているということで、去年とかも早くなくなっちゃったんですけれども、何か今年は駅とかないなと思ったら、上手にこう入れてくれている、その後やってくれているんだけれども、そのあたり工夫している点、ちょっとお聞きします。なくなっていたと去年はすごく言われたんですけれども、今年はその後、土日とか入っていたということで声がかかりましたので、ちょっとそのあたり、工夫している点をお聞きします。

あと、今年度、コロナのときには表紙とかは町民の方が映っていなくて風景だったりしたんですけれども、これからどんな表紙で町民の方が手に取ってくれたり、ホームページを開けてくれているとか、そんなの多分考えていらっしゃると思うので、そのあたり、すみません、内容なのでお聞きします。

あと、町長への手紙がもうこれ長くなったんですが、コロナ禍で件数は減っているのかなとは思いますが、町長への手紙の反応について、そして、どのように回答しているのか、内容をお聞きします。

あと、82、83ページ、男女共同参画推進事業の、ちょっと資料をお願いしたので用意していただいたんですけれども、この中を読んでみると、結構、職員の方の意識の、町民の方より結構男女差比較とかというのがちょっと出ていたりしますから、その辺を担当の職員としてはどう捉えているかお聞きします。

あともう一点、私たちの予算書の38ページ、子ども人権講座の実施と、これは教育委員会がやっていること、あとさっき話していた人権擁護委員さんとかが行けていないのはここの項目じゃない人権擁護委員さんのところで入るのか、その経費とか計上になってくるのかならないのか、今年あたりはいけるのか、そのあたりお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○秘書広報担当主査（平向優子君）　総務課広報担当主査の平向です。

まず１点目ですね、広報紙のほう、駅等に最近入っているようになったよというようなお話なんですが、広報担当のほうでも、今、実際、広報紙というのが自治会を通じて配布しているということもありまして、なかなか手に取る機会が、自治会に入っていない方だと多いということもありますので、なるべく駅だったりとか、公共施設だったり、例えばスーパーマーケットだったりとかに置くようにして、多くの方に広報を読んでいただけるように心がけるということで。一応、今ですと毎週金曜日になりますと必ず駅のところに広報誌を入れるとかということを心がけて、切らさないようなことを今担当内で進めている状況です。

そのため、なるべく駅のところに行けば、必ず広報紙があるような状況というのを必ずつくるように心がけています。

２点目ですが、表紙の関係ですね。広報紙の表紙なんですけれども、まず広報を作る上で心がけていることが、なるべく町民の方に出ていただいて、町民の方が広報紙の広報のファンになっていただきたいという思いを持って作っているというところがあります。タブロイド判に変えてから、表紙と特集というのはなるべく連動するように心がけていまして、表紙を見たら中の特集を読んでみたいなと思っていただくようなものを作っていったりしています。

なので、もちろん特集の取材をする際に併せて、表紙の撮影もさせていただいて、なるべく多くの方が広報紙に登場するようなものを心がけていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

では、町長への手紙についてお答えのほうをいたしたいと思います。

町長への手紙の件数なんですが、実績でまず申し上げます。令和３年度が61件、令和２年度が68件、令和元年度が42件、平成30年度が63件、平成29年度が51件。コロナ禍で大きく減ったとか増えたというのは何かないような感じがします。

内容なんですが、やっぱり昨年、一昨年、その前、要はこのコロナ禍の３年間というのはワクチンに関することですとか、医療体制に関することですとか、あとは保健センターの対応ですとか、そういうものが内容としては多かったように見受けられます。

ただ、ここ最近ではやっぱりもうコロナの話題というのは少なくなりまして、突出してこれが多いという内容はございません。最近ですと、町施

設の要望ですとか、あと教育関係の要望、あとは子育てに対する制度など、そういったものは多いんですが、これといって何が多いというのは特にないです。

あと、当然なんですが、施設で修繕するものですとか、よくあるのは道路の修繕とか、すぐできるものに関しては、すぐできるような対応はさせていただいておる状況です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

資料要求ということでアンケートということで、こちらにつきましては、ちょうど２年前ぐらいになりますが、昨年の４月に策定いたしました第３次の男女共同参画プラン策定のときに合わせて、職員のほうにアンケートを取りまして、今回そちらのほうの一部抜粋ということで、職員の考えていることについてお示しさせていただいております。

こちらのほうを、ご覧になっていただいてお分かりかと思うんですが、男女差で各質問によって差があるもの、また差がないもの、まちまちあるかと思うんですけれども、職場の環境ですとか、あとは管理職を希望する、しないですとか、その辺につきましては、ちょっと２年前ということで職員が若干入れ替わっておりますが、その当時の正直な気持ちをアンケートということで出たかと思います。

こちらにつきましては、こういった示されたものに課題というものが上がってくるかと思いますので、そちらのほうは総務課のほうで今後取り組んでまいりたいと考えております。

あと人権教室のほうの関係なんですけれども、こちらのほうは、私たちの予算書に載っている教室につきましては、教育委員会のほうで各学校、学級ですとか学年のほうで取り組んでいるものでございます。

そのほか、先ほど申し上げました人権擁護委員さんのほうが出張するような形で人権教室というのを、年によって取り組んでおりまして、講話みたいな形ですとか、あとはＤＶＤを視聴していただいて、それについて生徒さん・児童さんに意見を求めたり、意見交換をするような形を取っております。ただ、どうしてもコロナ禍ということで、なかなか難しいということがございましたので、次年度につきましては、コロナの状況を見ながら、人権擁護委員さんのほうとお話をさせていただいて、人権教室という形にするのか、啓発にするのかというのは考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　町の広報紙は結構もうタブロイドで定着してきた、皆さん定着しているのかなと思うんですけれども、反応はどうか、お聞きします。

それで、３月とかは、何か毎回同じ部数が入っていると思うんですけれども、残りというのは結構あるのか。配布して何とか１か月でなくなるのか、そのあたり、多分、去年と今年の予算の枚数もあると思いますけれども、去年同様なのか、残りの部数ってそんな出ないのか、そのあたり、お聞きします。

あと、さっき答弁いただきましたけれども、やはり町民のいろんな方が出ていただくというのと、ちょっと答弁を聞いていて、出てもらったり、あとファンになってもらう広報紙の中、すごくいいなと思って、内容にも私は広報で来るのがうちのところは遅いので、すぐにパソコンで見るんです

けれども、何かとても見やすくなっているというので。若い人も見ているというのはよく聞くので。そのあたり工夫されていると思っています。

あと町長への手紙に関しましては、そんなにコロナ関係なくということで、解決、道路対応とかはすぐ対応ということで。町長への手紙の中で、どうしても何回もやっぱり、解決しないというか、自分の思いが伝わらないということで何度も下さるという方もいるのか、そこだけ１点お願いいたします。

あと、男女共同参画のほうと子どもの人権に関しては分かりました。この学校の、１点、人権擁護委員さんが今コロナで行けないと思うんですけれども、学年は高学年とか、やっぱり、ＤＶＤとかによるんですけれども、対象の学年とかがあるのかお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○秘書広報担当主査（平向優子君）　秘書広報担当主査の平向です。

タブロイド判に変えて反応はどうかというところなんですが、もちろん始めた当初というのは、やはりＡ４判からタブロイド判に変わったときというのは保存がしづらいよとか、大きくて見づらいよという話はやっぱり当初、三、四か月ぐらいは多くいただいていました。

今、聞く内容で言うと、やっぱり絵が大きくなったね、写真が大きくなったねとか、あとはＡ４判のときに比べると文字のほうも大きくしていたりとか、今回そのＵＤフォントということで見やすいようなフォントも使ったりだとか、あと大きいのが全ページ、カラーになったというところも大きいのかなと思います。

聞く反応としては、この辺の近隣の自治体でタブロイド判は一応東武の沿線の南のほうの自治体さんというのはほとんどタブロイド判が多いんですけれども、この辺だとまだＡ４判が多かったりする中で、宮代さんの広報っていいよねという声を聞くことのほうが多くなってきたかなと思います。

もちろん町民の方とか以外にも、同じ自治体さんの中でも、宮代さんどうやってタブロイド判を作っているのというのを聞かれたりすることも多くなってきましたので、意外とほかの自治体さんの中でタブロイド判に対する魅力というのを感じていただけているのかなというふうに感じています。

あと２点目の残部ですが、今、自治会さんにお配りするときも多少いただいた数字より予備を持たせて配っているので、大体１か月終わった後に自治会の区長さんのほうでお戻ししていただいたりするんですが、その分が余るような形で、基本的には広報担当で持っている予備の分というのはその月中に配り切るような形で進めています。なので、大体、月でいうと50部とか60部というのは月終わりに戻ってきて残っているというような状況が平均的です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

町長への手紙についてお答えのほうをいたしたいと思います。

何度も解決しないで手紙のほうをくれる方がいるのかということなんですが、まずお手紙をいただくときに、町長からの返事を要るか要らないかというチェック欄がありまして、当然、要ると答えた方には返事のほうをさせていただいています。

それを読んでいただいた方の中で、やっぱりどうしても納得できないという方が、年に、これちょっと何とも言えないんですけれども、数名いる方は再度いただくことはございます。いただいた方にはまたご返事を返すようにいたしております。なので、何度も何度もという方はそんなにはいないかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　広報のほうは分かりました。定着しているのと、やはりいろんな方が読んでいただく、ファンを増やすように今後もお願いいたします。

それで町長への手紙は分かりました。今、手紙ですけれども、メールの方のほうが多いんですかね。何かその割合とか分かったらお願いします。

あと、さっき聞き忘れちゃったんですけれども、この職員アンケートのが何年かたっているので変わってはきていると思うんですけれども、町民の皆さんのアンケートよりは、やっぱり町職員のほうが男女差を感じている女性が多い結果ということがありますよね。そのあたりとか、やっぱりちょっと町のほうが改善、そういうふうに思わないように、ここ二、三年、産休の方も増えていらっしゃいますし、変わっているとは思うんですが。

前段の委員の方の質問にもありましたけれども、やっぱりワークライフバランスの改善とかで、やはり私もちょっと前段の委員さんの質問でびっくりしちゃったのは、やっぱり有休をほとんど、ゼロから１の方も、あまり取っていない方もいるという話で、やはりそこは管理職は取らせるのも仕事だと思うんですよね、休を取らせる。

その辺を聞いていて、今びっくりしたのは、このアンケートを見ても、やっぱりあとは男性のほうが、男性のポストが減り、男性が活躍しづらくなるという回答もあったということで、意識、やはり男性だから、女性だからじゃない意識をやっぱり人権室のほうでやっていってもらいたいと思いますが、そのあたり、もう一回お願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

町長への手紙の紙ベースとメールとの割合なんですが、今、令和３年度のデータがございまして、61件中17件が紙ベースになります。それ以外はメールです。なので、今ざっと計算しますと約28％が紙ベースということになってございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほど、男女の関係でのアンケートの内容について、有休の関係も含めてご質問があったので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

このアンケートを取りまとめるに当たって、設問によっては課題ということで分析して、これに対応していく必要があるということで示しているものもございます。

その中で、確かに男性の働く場がということで載っているのも事実なので、その背景というのは何とも分からないですけれども、今、委員ご指摘のとおり、管理職ですとか、女性が少ないという事実はございます。その改善に向けてというわけではないですけれども、女性も普通に管理職になれるようにということで、今、主査級の職員で女性がおりますけれども、経験を積んでその下準備

をしているという状況にございます。

また、その男性の働く場というのがどういう背景なのかというのはその職員に聞かないと分からないですけれども、今の職員構成、年齢構成からすると、本当、将来的になんですけれども、男性職員よりも女性職員のほうが多くなる段階が来ます。そういうことを想定した上で言っているのかもしれないので分からないんですけれども。

ただ、やっぱり女性がというわけでもないですし、男性がというわけでもないですし、同じように働いていける環境というのが必要なんだと思いますので、有給休暇についても女性のほうが取得しやすいとか、男性のほうが取りやすいとか、そういうものもなく、やはり有休の承認する権限のある人、所属長含めて副課長もそうなんですけれども、有休の取得に向けては一日でも多く取れるようにという努力は必要だと思いますので、継続してやっていきたいと考えておりますので、総務課としての周知をしていきたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２５分

再開　午後　５時３５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

休憩前に引き続き、総務課分の質疑を行います。

ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございます。

塚村です。２点質問をさせていただきます。

私たちの予算書の38ページ、人権平和推進事業なんですけれども、こちらの人権啓発活動の実施ということで、こちらの242万円の積算の内訳を教えてください。

２点目が予算書の74ページの行政不服審査会運営事業についてです。

こちらについて教えてください。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私たちの予算書38ページ、人権啓発活動の実施の金額の内訳ということでございますが、こちらにつきましては、人権平和推進事業につきまして、第５次総合計画、こちらは総務課のほうの、総務課人権推進室の分と、教育推進課の学校教育、あと生涯学習のほうと一緒になっておりますの。

こちらの金額の内訳といたしまして、242万円のうち、総務課のほうで持っておりますのが150万円、人権教育、教育委員会のほうで持っているものが92万円になります。こちらにつきましては、予算書の72、73の人権平和推進事業、こちらのほうが当たってくるわけですが、こちらのうち、法律相談、こちらに関するものについては入ってきませんので、それを抜いたものがこちらの内訳となります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

行政不服審査会についてご質問いただきましたので、こちらについて回答をさせていただきます。

この行政不服審査会というのは、行政不服審査法に基づいて、審査請求があった場合なんですけれども、その場合に、町の内部でその内容のほう

を再度審査いたしまして、その審査の結果、この審査会のほうに内容を確認していただいて、判断というか、内容の確認をいただくような機関でございまして、今のところというか、ここ数年、こういった申立てはないような状況にございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

１点目の人権なんですけれども、こちらに私たちの予算書のほうに、あらゆる偏見や差別の解消に向けた取組で、そういった問題に取り組む団体への補助ということで、先ほど予算書のほうにある越谷人権擁護委員などのそういった費用であるということが分かりました。

先ほどの前段の委員でもございましたけれども、この人権への予算について、予算がついているんですけれども、この人権啓発ということになかなか結びつかないのかなと思いまして、今現在ですと、人権侵害ということでいろんなハラスメントがあると思うんですけれども、例えばパワハラだったりセクハラだったりとか、そういうことの取組などは、こういったところに入っているのか。また、こういう啓発活動にこういったことが一番身近なことではあると思うんですけれども、そういうことを町ではどのように取り組んでいくのかということをお伺いいたします。

２点目の行政不服審査会は、ここ数年行われていないということなんですけれども、例えば、どういうことにこういった審査会が審査するような内容になるのか、具体的にもしあれば教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

委員のほうからご指摘がございました人権啓発への結びつきということなんですけれども、委員のほうからもございましたとおり、例えばセクハラですとかパワハラ、あと先ほど前段の委員さんのときも申し上げましたが、最近ＳＮＳを使って、あること、ないことを書くことによって集団いじめみたいなような形になっていることもございます。あとは、それを見たりして、それを信用して、さらに拡散してしまうというようなことが多々ございます。

人権につきましては、本当に様々な事柄と申しますか、問題というのは、ないように見えて、実際、各地、学校でもそうでしょうし、職場、地域、様々なところであると思います。こちらにつきましては、人権推進室はもとより、庁内あらゆるところでそういった意識を持って取り組んで、人権意識の高揚と申しますか、啓発のほうには努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

行政不服審査会に申立てができるような案件ということですけれども、例えば税の賦課処分、これは皆、対象になってきます。また、保育園の入所の関係も対象ですし、あとは開発の許可とかそういう許認可関係、該当してきます。

該当するものについては、教示ということで、この町が決定した内容を知り得た日からおおむね３か月以内に審査請求をすることができますという文書がついておりますので、そういったものが対象になってくるということになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

分かりました。

最後に一点だけ。先ほどのパワハラやセクハラなどのハラスメントについて、この庁舎内でそういった案件があったのか。また、各指定管理先などでそういうことがあったのか、それで取り組んでいるのかなど、そのあたりのこと、最後に教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

庁舎内でこういったハラスメントがあったかどうかということでありましたので、私のほうで答弁させていただきます。

過去に遡ってというのが、ちょっとどこまでかというのは手元にはないんですけれども、ここ数年、私が総務課にいる限りでは、こういった事例は聞いてはいないので、総務課にはそういった報告は上がってきていないです。こういった窓口は総務課になっているので、あれば恐らく報告は来るかなと、相談も来るかなというのも考えられますので。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　３点ほどお願いいたします。

まず、私たちの予算書のＰ126、広聴・広報事業。自分なんかも重宝しているのが、町のＬＩＮＥですね、いろんなお知らせが届いて非常に便利だと思います。

防災行政無線で流していることもこのＬＩＮＥで流していただきたいんですけれども。自分なんかもメールを登録しているので来るのは来るんですけれども、ＬＩＮＥだと無料だし。多分、防災行政無線を登録している人よりも、ＬＩＮＥを登録している人のほうが多いので、この災害時とかやっぱりいろんな情報をＬＩＮＥで流していただいたほうが、より多くの人に広がるので、そのＬＩＮＥで流せるのか。流せない理由、そして、流すようにするためだったら、どういう予算が必要なのかということをお聞きします。

あと予算書の71ページ、先ほど角野委員さんのほうからメンタルヘルス委託料、これメンタルヘルスの研修ですよということなので、具体的にメンタルヘルスの研修ってどういうことを行っているのかお聞きします。

あと予算書のＰ85です。男女共同参画社会推進事業で、扶助費、この一番上のほうで８万4,000円で、配偶者等からの暴力等による被害者への緊急避難支援費８万4000円、具体的にどういったことをこの予算でやっているのか。また、過去にこれを使ってこういうことがあったという事例があればよろしくお願いします。

以上３点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

ＬＩＮＥを頻繁にというんですか、防災の際ですとか、防災無線の内容をＬＩＮＥで流せるかどうかというご質問なんですが。基本的にＬＩＮＥ、今現在の運用としましてＬＩＮＥに関しましては、我々担当のほうで必要に応じてＬＩＮＥのほうを流させていただいています。

例を挙げますと、６月のひょう被害、急にひょうが降ってきたときですとか、あと、つい先日の宮東・中島・川端地区で、今週ですよね、停電が

ございました。その際も、防災担当のほうからの依頼もございまして、ＬＩＮＥのほうで流させていただいて、停電していますと。あと停電が復旧しましたというＬＩＮＥのほうは流させていただきました。

全ての防災無線のほうで流れた内容がＬＩＮＥのほうでできるかといいますと、今現在は職員のほうで必要に応じて、職場のパソコンで打っている状況ですので。例えば土日とかもありますので、それが今、可能かと言われると難しいところがあるかということでございます。

あと、そのシステム的にそういうものができるか、あとはその予算なんですが、ちょっとこちらの総務課のほうでは実は把握のほうはされておりません。あとは防災課のほうで防災ツイッターというものを運用していますので、そちらとのすみ分けですとか、ＬＩＮＥを使ったそういう防災無線の連動ですとか、そういうものは今後、防災のほうと、そういうものは可能かどうかというのを確認することは可能だと思いますので、その辺は今後確認のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

予算書70ページ、71ページのメンタルヘルス委託料、こちらの研修の内容でございますけれども。例えばセルフケア、自分で心身の不調に気づいていけるようにしましょうですとか、あとはラインケアと申しまして、その周囲の職員が他の職員の心の状況、体もそうですけれども気づいてあげましょうと、そういった研修。

あとは、これは個人単位ということが多いかと思うんですけれども、仕事中であっても、たまに休憩等を取って伸びをするとか、そういうことをして、心の負担というのを合間合間で解いていきましょうと、そういった、実際、体を動かした研修というのもやったりします。

気づきというところで、個人であり、周囲の職員でありということでつなげて、本人に伝えたりとか、本人が自覚したりとかした場合には、適切な医療機関等を受診するように勧めたりとか、そういった研修が主になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

先ほどご質問をいただきました男女共同参画推進事業の扶助費でございます。こちら、配偶者等からの暴力等の被害者への緊急支援費ということで計上させていただいております。こちらにつきましては、毎年計上のほうをさせていただいているんですけれども、今まで実績というのはなかったわけですが、実際、昨年の11月の下旬に１件事例がございました。こちらにつきましては、被害者の方が役場のほうに避難をされてきたんですが、時間がちょうど午後、今ぐらいの時間帯ということで、収容施設のほうの空きもちょっと変な話、今日は空きがないということで言われまして、翌日になれば空くという連絡がありましたので、急遽、宿泊施設のほうに入っていただいたということがございます。

基本的には自己負担で宿泊費ですとか、例えば食事ですとか、生活必需品などは用意していただくんですが、ＤＶ被害の場合ですと切迫した状況で、何も、それこそ、例えば財布とか身の回りの品、携帯とかも持ち出せずにということが多くなりますので、その際は町のほうで負担をさせてい

ただくということで予算のほうを計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　答弁ありがとうございました。

多分、広報の方も驚いていると思うんですけれども、このコロナのときに、皆さん、相当、年配の方もＬＩＮＥに入っているんですよ。いかにこの宮代町で、多分この宮代町のＬＩＮＥをつながっている人というのは予想以上に多いんですね。無線は聞こえないときがあるし、メールも登録していない。そういったときに、やっぱりＬＩＮＥって便利なので。

やっぱり問題になるのは、時間のロスですよね。夜間、その災害時、やっぱり職員の方が出ていないと打てないから。ですから、何とか機械でちょっと予算を取って、メールでも知らせられる。だけど、ＬＩＮＥのほうが多い。じゃ、ＬＩＮＥも使おうというような予算組みを取ってやっていただければ、より住民の安全・安心に結びつくので。必ずこれはやっていただきたいという要望になるんですけれども、それだけ今もうお年寄りがＬＩＮＥをやっているということで、ぜひ予算を何とかつくってください。

あと、続いて、このメンタルヘルスの委託料ということで研修。実際ここ二、三年、心を病んで辞める職員がいるので、自分のイメージとしては、やっぱり上司がちゃんと言ってあげて、ちょっと休みなさいとか、そういう精神科に通いなさいという、早め早めにやらないと。学校の先生もそうだし、役場の職員の方もそうだし、やっぱり住民と対応しているので、潰れない前に、研修だけではなくて、そういうもうちゃんとした課長命令で、あなたは行きなさいと。行かして、保険で自分でとかそういうのはしようがないかもしれないけれども、やっぱりそういう組織づくり。ああもう駄目になっちゃうと分かっていながら、来て駄目になる。だから、そういうときにはもう早めに休ませて、有休なり何なり、病欠なり何なりで対処していかないと。

皆さんもご存じのように、１回倒れると、また次、復活しても、何かのきっかけでまた駄目になることが多いので。そういう組織づくりを総務で考えてあげて職員をサポートしていくということを、これも要望なんですけれども、よろしくお願いします。

あと、最後のこの８万4,000円、これが下の子育て支援ではＤＶとか何か同じような事案が出てきたときに、そこら辺が何か分からないんですよ。総務でやっていることと、下でやっていること。

ＤＶって意外に多いというのを皆さん知らないし、駆け込むところも分からないし。だから、逆にいって、８万4,000円で何がサポートできるんだろうと思っていて。じゃ、仮にその11月にあった人、１件あったということで、この８万4,000円というのは何に使うんですか、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

田島委員からのご質問にお答えいたします。

まず、予算のこの８万4,000円の内訳なんですけれども、積算といたしましては、宿泊費、一応単価7,000円で計算しているんですけれども、そちらのほうと、あと食事ですね、食事代１食、大体1,400円ということで積算のほうをしております。あと生活必需品については、一応2,800円ということで取ってはいるんですけれども、その該

当する方によって持ち出せるものがあったり、なかったりということで若干増減はあるかと思っております。

実際、11月にあったケースにつきましては、宿泊費のみ支出のほうをしておりまして、実際、１泊宿泊のほうをしておりまして9,000円、こちらのほうは宿泊費ということで予算のほうを支出しております。その方のケースにつきましては、食事のほうと生活必需品については持って出られたということなので、そちらについてはほかの支出のほうはございませんでした。

こちらにつきましては、その後、施設のほうに移っていただくということで、県を通して施設のほうに行っていただきます。こちらについては、その方がどちらに行ったかということについては口外できないということになっておりますので、町のほうとしても、本人から連絡があればまた別なんですけれども、基本的にはＤＶ被害者の方については、携帯電話なども置いていっていただく、ある意味、変な話、身を隠していただくということなので、手がかりが残らないような形で施設のほうに移っていただいております。

例えば、子育て支援課とかそちらとのやり取りということなんですけれども、子育て支援課ですとか、教育委員会、あと福祉課などから、該当する方の情報というのがございましたら、それは関係課のほうで決裁、保健センターも含めてなんですけれども、情報交換のほうをいたしまして、実際、至急に動くケースなのか、それとも見守っていくケースなのかというのは、こちらのほうは児童相談所なども含めて連携のほうは取っております。

以上でございます。

○委員（田島正徳君）　ありがとうございました。

万が一のためなので。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

心の変化の気づき、そこは非常に大事だと考えております。やっぱり早急に気づいて、病気にならないようにというのを防ぐのは大事だと思っておりますので。

今現在も、周囲の職員が異変を感じた場合には上司に話しているケースもありますし、その上司から総務課に連絡が来ることも実際あります。そういった場合には、状況を把握するようにいたしまして、その周囲の職員であり上司については、日頃の状況というのをよく確認するように、また総務課と情報を共有するように伝えまして、そのさらなる日頃の変化の把握に努めているところです。

ただ、心に負担がかかる要因というんですか、対職員であった場合というのはなかなかその上司であり周囲の職員というのも、また対応が変わってくる場合もありますので、そういった場合には、やはりその周囲の職員、関係するその気づいた職員から連絡が来ることもあるんですけれども、そういった場合には直接総務課がその方と話をしたりとか、上司を挟まないでやるとか、周囲の職員を挟まないでやるとか、臨機応変に状況の把握に努めて、何かしら話は聞くようにしたりですとか、医療機関を受診するよう勧めたりとか、選択肢を提供して、当然休むことも視野に入れることを話ししたりとか、その制度の説明等をさせていただいた上で、必要であれば病気休暇取得して、さらに休職の処分ということで、そういう流れになっている職員も実際おります。

そこはなるべく総務課としても関わるようにして、なるべく早期の回復ですとか、悪化しないよ

うにということで対応を図っているところですので。引き続きやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

ＬＩＮＥに関しましては、令和２年の８月に運用のほうを開始させていただきまして、大体約２年半ぐらいですか、初年度、ワクチンの関係もございまして9,000人程度の登録ということで、そこから２年半で今、１万2,946人とやっぱり今も増えている状況です。

いずれにしましても１万2,000人の登録者数というのも考えれば、町の情報ツールとしては大変重要であると感じておりますので、防災無線との連動ですとか、そういうものに関しましても今後、防災担当のほうとちょっと情報交換をしながら、そういうものが可能かどうかというところをまず勉強させていただいて、必要に応じてそういうものも検討していきたいと思いますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　答弁ありがとうございました。

要望ということでお願いして、やっぱりしっかりやっていっていただきたい。

このメンタルに関しては職員、ＬＩＮＥに関しては住民、役場の職員の方は、住民の安心・安全を守るということで、まず第一にそういったことを優先して予算を出し、検討するというんではなくて、何とか実行に持っていっていただきたいと思います。

この答弁も、共同参画の、配偶者からの暴力を得て逃げてくる、なかなか予算はつけにくいと思うんですけれども、ちょっと7,000円で１泊泊まれるところはなかなかないんで、もうちょっと予算の見積りを見直して、結局は子供とお母さんが一緒になったりしたら、あっという間にこの予算を使い切ってしまうんで、でも、予想以上に今、増えておりますから、何とかこの予算はもっと増やしていただければいいなと思います。

あと、聞くのを忘れていたんですけれども、広報・広聴ということで、本当にすみません、忘れちゃって、言語条例とかなってきたので、多分、これからコロナが終わってイベントがどんどん増えてくるんで、大きなイベントのときに手話、要はインターネットの放送局だと後で字幕がつけられるんでいいんですけれども、生で舞台であったりイベントであったときに、手話の方の予算がどこにも入っていないんで、今、福祉課とか健康介護課とか見たんだけれども、そういったようなことはないので、じゃ、総務課かなと思って、今、最後にちょっと突発で質問しちゃったんですけれども、そういったイベントとかで手話の通訳者の方を用意する予算を取っていないんですけれども、今後、取る予定はあるんでしょうか。最後です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　総務課主幹の高澤です。

イベント等の手話の方の予算ということなんですけれども、総務課のほう、秘書、広聴・広報事業のほうでは、現段階ではそのような予算は取ってございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。何点かご質問させていただきます。

まず第１点は、なかなか総務課としての新しい事業ですかね、これだという事業はあるんでしょうか。あれば言っていただきたいと、それが第１点。

それから、人権擁護推進事業に関わると思うんですけれども、性的少数者、ＬＧＢＴへの理解促進と支援ということでもうずっと続くんですけれども、新年度ではどういうことが行われるのか、まずその点についてお尋ねしたいと思います。

それから、大きくいって男女共同参画社会というか、ジェンダー平等の問題なんですけれども、これは総括でも質問しましたので、ある程度分かるんですけれども、やはり町の管理職についてはないと思うんです。ただ、漠然としているだけではいけないと思うんですけれども、そういった点では、今後、どのように登用していくのか。

それから、審議会での女性の委員を増やす措置も必要だと思うんですけれども、これはどういうふうに措置を講じていかれるのか。

それから、正職員の男女賃金の格差があるというふうにも聞くんですけれども、実際、宮代町ではあるのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員はやはり女性が多いと思うんですけれども、男女の比率はどういうふうになっていますか。どちらかというと賃金が低いので大変だと思うんですけれども、年収200万円以下の賃金、どういうふうにその点ではなっているのか。これは会計年度任用職員のほうに関わりますので、分かりましたらどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

最後の職員数と、それから会計年度任用職員の推移については資料で出ておりますが、これは令和５年度ではどういうふうになるのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、あと、障がい者の雇用状況ですよね。どういうふうになっていますか。併せてお願いしたいと思います。

それから、先ほどの前段でありましたけれども、108、109ページの町議会議員選挙があります。これの投票率を上げる策というのは、一番身近な選挙ですので、現在、どういうふうに考えているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、町の管理職の女性の割合、これを目標を持たないといけないのではないかということで、目標としては、30％というのを一応掲げてはおります。ただ、現状、追いついていない状況というのはございますので、これに対応すべく、毎年度、努力しているところでございます。

また、審議会等への女性の参加ですけれども、こちら公募で募集する際には、年齢ですとか、あとは男女比率、そういったものは考慮させていただいた上で選任するということをやっておりますけれども、実際のところ、なかなか女性の参加というのが進まない傾向というのはあるのかもしれないですけれども、こちらは引き続き取り組んでいく必要があるかなと考えているところです。

続きまして、正職員の賃金の格差はあるのかということですけれども、こちら正職員の賃金の格差はないと。ありません。

続いて、会計年度任用職員の女性の比率ですけれども、男性が18％、女性が82％ということで圧倒的に女性が多い状況にございます。

あと、200万円以下の賃金の方というのは、ただいまちょっとそのような数字は持ち合わせていないので、後で確認してご報告させていただきたいと思います。

職員数の令和５年度の状況がどうなるかというところでございますが、職員数につきましては、令和４年度４月１日現在、222名でスタートしております。そこから退職等を含めまして、現在の予定ですけれども、現在は、すみません、ちょっとお待ちください。現在の見込みですけれども、228名の予定です。

続きまして、障がい者雇用の関係でございますけれども、令和４年度、障がい者雇用の、残念ながら法定雇用率2.6％は達しておりませんで、2.27％ということになっております。ただ、令和５年４月１日から採用予定の者もおりますので、現在の見込みですけれども、令和５年度は法定雇用率の達成ができるものと見込んでおります。

また、町議会議員選挙の投票率を上げる策ということですけれども、委員ご存じのとおり、投票率を上げることに対する特効薬というか、様々な取組をやってもなかなか上がらない状況というのはございます。

町の選挙管理委員会といたしましては、選挙があるという周知というのは一定程度させていただいておるかなというところではあるんですけれども、この４月に県議会議員選挙がございますけれども、既に広報等でお知らせを始めたんですけれども、選挙公報の郵送サービス、そういったものを始めたりですとか、あとは投票所入場券に地図の表記をできるように、今、業者と調整をしているところです。実際、投票所が分からない、別の投票所に行ってしまうという方もいらっしゃったので、簡単な地図にはなってしまうんですけれども、そういった表記をして案内をする。

また、一般質問でもございましたけれども、投票に来るのにハードルを抱えている方、その支援のための仕組みというのも導入に向けて検討をしているところです。投票率の向上につながるかどうかというのは分からないですけれども、そういった新たな取組を何点かさせていただく予定でおりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

ジェンダー平等についての取組ということで、毎年、ＬＧＢＴの関係で職員の研修ということでここ数年行ってまいりました。ここ数年は、新採職員の方に受けていただいたりですとか、令和３年度につきましては、議会議員の皆様にも受講いただいたかと思っております。

本来でしたら、今年度、みやしろ大学の方にも受講していただこうということで計画はしていたんですが、コロナの状況ということがございまして、今年度については新採用職員のみということになってございます。

来年度につきましては、コロナのほうが落ち着きましたら、また違った形で、町の職員だけではなくて一般の町民の方ですとか、例えば、先ほど申し上げましたみやしろ大学の方ですとか、できるだけ多くの方に受講いただいてご理解のほうをしていただくよう努めてまいりたいと思っております。

あと、審議会についての補足なんですけれども、昨年４月１日現在の数字ですと、附属機関の女性の委員の割合につきましては22％ということになっております。

こちらにつきまして、公募でしたら比率の問題

で呼びかけというのもできるかと思うんですが、充て職の職もございます。医師ですとか施設の設置者ですとか、そういった方につきましてはなかなか難しいのかなというのと、あと、町の所属長が充て職になっている者もございますので、こちらにつきましては、今後、管理職のほうが、女性管理職のほうが増えてまいりますと、若干数字のほうが変わってくるのなかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほど管理職の女性の割合、30％と申し上げたんですけれども、ちょっと私のほうで誤って答弁をしてしまったので、訂正をさせていただきます。

令和７年度までに25％、令和13年度までに30％を目標としている状況でございます。

〔発言する人あり〕

○総務課副課長（鈴木淳史君）　これ主査級以上の役付職員の割合ということで、令和７年度までに25％、令和13年度までに30％と訂正させていただきます。申し訳ございません。

また、一番最初にご質問いただきました総務課として新しい事業ということで、一番大きなものということで、文書管理システムの導入というのは大きなものかなということで考えております。これは職員の事務効率のほうの向上にもつながりますし、あとは職場の環境、各フロア内の環境の整備にもつながるかなと。

また、対町民というのは、なかなか内部の文書の管理なのでどこまで効果があるかなというのはありますけれども、ただ、文書の検索等はしやすくなったりとか、町民にも効果のあるものと考えておりますので、そちらの導入に向けて準備をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず最初に聞いた、総務課としてこれだというのは文書管理システムということなんですけれども、これは近隣でもかなり進んでいるというような形なんでしょうか。その点、再質問させていただきます。

それから、町の管理職のまず目標ということで、一応かなり先ですよね。でも、令和７年というと、もう目と鼻の先で、確かに主査級だとかそのぐらいになると本当に進んで管理職になるというような、そういうふうになっていけば進むかと思うんですけれども、いかんせん今の状況のままだとそんなに変わらないのかなというふうに思うんですけれども、目標、令和７年までに25％というと、現在は何パーセントですか。

やはり個々の課ごとの状況なんかを考えていかないと、これは目標倒れになってしまいますので、そういった点では非常に気になるところなんですが、それで、さらに令和13年度までに５％アップの30％というふうになっています。ですから、この令和７年度までの25％に登用するという、この目標に向けてどうなんでしょうか。

私は、今まで目標はないのかなというふうに思っていたものですから、これは目標をそのままに持っているということなんですけれども、実際、このようにしていくというのはなかなか難しいと思うんですけれども、目標自体はいいと思うんですけれども、近づけるということについての、どういうふうに近づけていくのか、その点、もう一度お願いしたいと思います。

それから、審議会への女性委員を増やすというの、これ現在、22%ということですか。先ほどの答弁ですと。これもやはり少ないのかなというふうに思いますけれども、やはり増やしていかなければいけないと思うんですけれども、特に公募のところでは、やはり女性が審議会に入ってくるような、その方法というのはありますでしょうか。

先ほどの年齢的な問題もありますけれども、やはり男女の女性の比率を上げるというのは本当に大事なことだと思うんですけれども、それはどういうふうになされていくのかお願いしたいと思います。

賃金格差はないということで、それは間違いありませんということで確認します。

会計年度任用職員、約82%は女性だと。そのうち、年収なんですけれども、後でということなんですが、早いところ教えてください。なぜかというと、正職員のほうの格差はないにしても、やはり会計年度任用職員の要するにワーキングプアですよね。働いても、働いてもなかなか生活向上しない。

そういう意味では全体の引上げというのは必要だと思うんですけれども、その辺の考えですよね。やはりどういうふうに持っていらっしゃるのか、その点、再度お尋ねをしたいと思います。

あと、町議会議員選挙の投票率の関係なんですけれども、一時は不在者投票ということでよく言われておりますけれども、今、投票時間がかなり長くなりました。

宮代の場合は、今、まさに一番寒い時期の投票日になります。ですから、夏場と違って、午後、投票率がどんどん上がっていくというような状況じゃない。むしろ逆の状況になっていると思いますので、それなりに大変だと思うんですけれども、これといった策はないというと、もうそこでおしまいですよね。

ですから、やはりそこを突破する知恵を働かせなければいけないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。投票率が高いところと宮代の状況とどこがどう違うんでしょうか。

宮代は、条件的にも、先ほども言ったように、いい季節でやりませんよね。そういう状況の下で大変かと思うんですけれども、状況もみんな同じだと思うんですけれども、そういった点でのやはり工夫は違うと思うんですけれども、どういうふうにあるのか、総務課としても研究というか勉強していると思うんですけれども、その点での課題はどうなんでしょうか。お尋ねします。

それから、最後、職員と会計年度任用職員の状況ということなんですけれども、この予算書にも書いてあります。この一般会計と、それから特別会計と企業会計ということであると思うんですけれども、さっき言った222人というのは、令和５年、全部ね。この参考資料で載っているのは令和４年１月１日、この228人というのは、いつの時点になるのか。

それから、これは正規職員でしょう。会計年度任用職員の人数も、これは予定しているのはどういうふうに新年度ではなっているんでしょうか。その点もお尋ねしたいと思います。

あと、障がい者の法定雇用ということで、令和５年度は達成できるということなんですけれども、これは達成できる根拠を示していただきたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

まず、総務課での新しい事業ということで、文書管理システムの近隣自治体の導入状況でござい

ますけれども、実際のところ、この文書管理システムというのは、まだ町村ではそれほど導入が多くない状況です。導入の検討をしている自治体は多いようですけれども、なかなか導入には至れない状況もあるようです。

杉戸町、松伏町については、現在のところ導入していない状況です。近隣ですと、白岡市も導入はしていない。幸手市も導入はしていない状況です。蓮田市も導入していないです。導入しているのは、春日部市と久喜市……久喜市は導入していないです。春日部市だけです、導入しているのは。

続きまして、管理職職員の女性への登用の関係でございますが、令和４年４月現在で役付職員、主査級以上の職員で女性の占める割合というのが16.5％ということになっておりまして、令和７年度のこの25％到達には、あと８人程度の役付職員、主査級以上の職員が必要ということになります。

こちらは女性のキャリアデザインの研修への参加を促すですとか、所属長、周囲の職員による、まずは主査級になることの必要性、大切さ、そういったものを声かけしていくですとか、また、育児休業の取りやすい環境というのも必要になってくるかと思いますので、そういった環境の整備等を少しずつ進めていく必要があると考えております。それで、令和７年度のまずは目標達成に向けて努力していきたいと考えております。

続きまして、会計年度任用職員の年収の関係ですけれども、会計年度任用職員の報酬の見直しについては、実際のところ、令和４年度から令和５年度にかけてということで、最低賃金の改定も踏まえて賃金のほうを上げております。具体的には、時給で目安として換算いたしますと、令和４年度は1,014円だったものが令和５年度は1,024円へと引上げを行っております。

また、現在、国のほうでは、会計年度任用職員の勤勉手当が支給できるように仕組みの見直しをしておりまして、今、開かれている国会のほうに提出される予定です。それを踏まえまして、令和６年４月１日施行という、現在、その案になっておりますので、町のほうでもその導入に向けて、国からの情報を得つつ、支給ができるように改正をしていきたいと考えているところでございます。

また、先ほどの職員数の関係ですけれども、222名と申し上げたのは、令和４年４月１日現在の正規職員の人数になります。この中には、正規職員と再任用職員ですとか任期付職員も含まれた数になります。222人が令和５年４月１日は228名になる見込みです。

会計年度任用職員の人数につきましては、昨年末の12月に募集を開始いたしまして、今、任用に向けた手続をやっている途中ですので、具体的な数字というのはまだ出ていない状況になりますけれども、多少、令和４年度よりも増えるかなと思っておりますけれども、これは応募の状況にもよりますので、人数については、現在のところまだ確定していない状況ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、障がい者雇用に関しての法定雇用率達成、令和５年度は達成しますということで申し上げたんですけれども、新規採用職員が４月１日から採用されるということで、採用される予定でおりますので、それを踏まえて法定雇用率を算出いたしますと、達成する予定であるということになります。

最後に、投票率の関係でございますが、期日前投票等、寒い時期に投票自体の実施ということになりますが、投票率の向上につきましては、これは以前からの引き続きの大きな課題であると捉えておりますので、以前も投票率が向上した自治体などに問合せして、どういった取組をやったんで

すかねと確認したことはあるんですけれども、意外とどこの自治体も改めて何という取組はしていないという回答がほとんどでした。

町が今、行っているような懸垂幕の掲出ですとか広報でのお知らせ、ＬＩＮＥでのお知らせ、そういった町で取り組んでいるもの以外にやっているというのは、あまり新しいものは聞かないという状況にございます。

先ほど答弁をしなかったですけれども、もう４月にある埼玉県議会議員選挙においては、昔やっておったんですけれども、途中で啓発はしなくなってしまったものを改めてやりましょうということで、町の広報車にマグネットシートで選挙のお知らせを貼って投票を、選挙があるという周知をする。循環バスにも貼れるように大きめなものも今、準備しているところです。

また、あとは投票しやすい環境ということで、委員のほうからご指摘ありました第１投票所、すてっぷ宮代ですとかもそのまま、土足のままというんですかね、来たまま投票ができるような改善というのも実際やっていくように準備しておりますし、その環境の向上が投票率につながるかというのは分からないですけれども、そういったことも含めて少しでも投票に来ていただけるような取組というのは継続してやっていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

審議会の女性参画のほうの目標値を達成するためにということで、30％という目標値があるわけですが、今年度、４月１日現在は、現状のところ22％ということで８％の差があるということでございます。

先ほど申し上げましたが、充て職ですとか資格職の部分についてはなかなか難しいところもあるかと思うんですが、公募などにつきましては、町のほうでは、市民参加条例のほうで、必ず審議会ですとか行事の際は一時保育を設置するということになっております。また、公募の際の説明会につきましても、一時保育のほうを設置するような形で参加しやすい環境というのは整えているところです。

また、あと審議会につきましては、各種団体の方に選出のほうをお願いしているところもございますので、そこにつきましては、可能な限り、比率が同じような形になるよう選出していただくように働きかけのほうを行ったりですとか、人権推進室のほうで行っております男女共同参画セミナーですとか情報誌の発行の際も、審議会の案内、男女共同参画の推進委員のほうの案内などについても、先月12日、セミナーのほうを行った際もお知らせのほうは図っております。

なかなかすぐにということは難しいかと思うんですが、徐々に目標値に近づくように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　総務課副課長の鈴木と申します。

先ほど会計年度任用職員の今後の採用の状況ということで、数字は確定していないんですけれども、令和５年１月１日現在で今、222名の会計年度任用職員を採用しているところです。参考までに数字をお伝えしておきたいと思いまして答弁させていただきました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　時間もありますので、じゃ、端的にお願いしたいと思います。

２点で、審議会等の女性委員を増やす問題については、これは30％じゃないですよ。あくまでも管理職の女性を30％に上げる、それは上げる必要がありますけれども、審議会については、増やす措置、それが必要だということでお願いしたいと思います。

職員数の関係です。先ほど会計年度任用職員の数が出ませんでしたので、予算づけするのに、特に今回、職員の増と思われるところは、新たな保育所の開所、それからふじ第２児童クラブ、それから公立保育所の保育時間延長、これらが大きな要因だと思うんですけれども、それで、そういうところへも会計年度任用職員のやっぱり適切な配置、確保、これは大事だと思うんですけれども、それをなくしてと思ったんですけれども、数字を上げましたので、令和４年１月１日までは206人で、令和５年１月１日、222人というふうにするということでよろしいですね。これは確認なんですけれども。

職員、ＯＢ、会計年度任用職員の確保というところで、先ほど私が言いましたが、それ以外、何か特に増やすというところはあるんでしょうか。あれば答えていただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　６時４８分

再開　午後　６時４９分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

副課長。

簡潔にお願いしますね。

○総務課副課長（鈴木淳史君）　はい。総務課副課長の鈴木と申します。

会計年度任用職員の人数なんですけれども、募集の段階、令和５年４月１日任用に向けた募集の段階では、200名を予定しております。ただ、実際、令和５年１月１日現在で222名ということになっておりますけれども、これは通常の任用ではなくて、一時的な事務の増に伴う会計年度任用職員も含まれている数字になるので、この200名を予定しているというのは、あくまでも年間を通して任用するような会計年度任用職員の数字ということになります。

ただ、200人募集しておりますけれども、実際、応募が不足している、そういう状況も確認しておりますので、実際の人数というのは、まだこれからということになります。

令和５年４月１日にかけて増員が予定されているのは、保育園の時間延長、これが主な増の要因になります。基本的には、各課の募集を総務課で取りまとめて行っておりますので、人数の把握、詳細については、各課で細かい部分というのは管理しておりますので、現在、お答えできるのはこのような状況になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

副委員長。

○副委員長（川野武志君）　手短にやります。

どうしても総務課長の顔見たらちょっと質問したくなっちゃいまして、総務課の目玉というときにきっと話が出てくるかなと思っていたんですけれども、全然出てこなかったんで、和戸の横町の

土地整備事業で、先ほどの企画財政でも大分それが町の財政に貢献しているというところで、新たな企業誘致推進室みたいなものを、あのときもそうだったんですけれども、副町長を筆頭にプロジェクトチームをつくったと思うんですけれども、そういった推進室みたいなものをつくっていただけないのかなと、そういった一般質問をさせていただきましたんですけれども、そのときに総務課長は、室と言えないけれども、そういったものをしていきたいという話があったので、きっと総務課長から出てくるかなとずっと思っていたんですけれども、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。

一般質問でもお答えさせていただいたんですけれども、企業誘致を含め、そういった事務を所管する組織ということで、室なのか担当なのか、そういった部署、必要性については認識しておりますので、その設置が可能かどうか、引き続き、人事異動もありますので、それを含めて検討、研究させていただければということでお答えさせていただきます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で総務課の分の質疑を終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月６日月曜日、午前10時から委員会を開き、会計室分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会をいたします。

お疲れさまでした。

延会　午後　６時５４分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷　龍弘　君	会計管理者兼会計室長	佐藤　賢治　君
会計室主査	髙林　優子　君	町民生活課長	吉永　吉正　君
町民生活課副課長	押田　昭浩　君	町民生活課主幹	横溝　秀武　君
町民生活課主幹	関根　雅治　君	危機管理担当主査	加藤　正久　君
交通安全・消防担当主査	長瀬　昇之　君	環境資源課長	伊東　高幹　君
環境資源課主幹	小林　知弘　君	環境推進担当主査	山﨑　健司　君
資源循環担当主査	河井　伸一　君	資源循環担当主査	田邊　和美　君
税務課長	門井　義則　君	税務課副課長	金子　諭　君
税務課主幹	石井　栄　君	町民税担当主査	岡安　英之　君
資産税担当主査	松井　美絵　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野口　幹雄	主幹	青木　豊

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月３日に引き続いて、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１３号の審査（会計室・町民生活課・環境資源課・税務課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についてのうち、会計室、町民生活課、環境資源課、税務課分の順に質疑を行います。

これより会計室分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、会計管理者から出席者の紹介をお願いいたします。

○会計管理者兼会計室長（佐藤賢治君）　おはようございます。会計管理者兼会計室長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計室主査（髙林優子君）　おはようございます。会計担当主査の髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。おはようございます。

予算書の58ページ、３目の証紙等売りさばき収入についてお聞きいたします。

前年度と比較が212万8,000円なんですが、これ県の証紙の関係かと思いますが、そのあたり、もう一度お願いいたします。

あと、３節の郵便切手売りさばき収入12万円となっているんですけれども、このあたりは例年と一緒なのか。庁舎の玄関を入って左側に、切手ありますと分かりやすく表示してくださっているんですけれども、年間、普通の切手と、かもめーるは扱っているのか、あと年賀はがき、そのあたり、枚数とかお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

お答えいたします。

まず、58ページ、証紙の売りさばきでございますが、前年度より減らしてございます。

売りさばきを減らしました主な原因といたしましては、埼玉県の証紙制度の廃止が決まりましたため、令和４年12月の埼玉県議会で廃止条例が可決いたしました。そのため、令和５年12月末日をもって、証紙の販売を終了することになりました。

証紙の利用自体は、翌年３月まででございます。そのため、１月以降の３か月間について、これまでの実績から予想される額を減額いたしました。

また、令和５年度よりパスポートの電子申請が開始されまして、申請者は国に直接申請することができ、手数料をクレジットカードで決済するという情報がありましたものですから、売りさばきの予定額の５％ほどを減額して計算しております。

こちらの５％減額につきましては、正直に申し上げて、どの程度利用があるか想像できませんでしたので、ほんの少々と減額となっております。

次に、切手売りさばきについてのご質問ですけれども、売りさばきは令和３年度に始めさせていただいたのですが、思ったほど売れなかったという現状がございまして、３年度の実績、それから今年度、４年度の１月までの実績を考えまして、少々減額させていただいたという状況でございます。

それと、かもめーる、年賀はがきの取扱いというご質問でしたが、そちらにつきましては、かもめーるは取り扱っておりません。また、年賀はがきも取り扱ってございません。現在、はがきに関しましては、通常の官製はがき、通常のはがきと、あと、インクジェット用のはがきを少々販売しております。

かもめーる、年賀はがきにつきまして、取扱いをいたしておりません理由といたしましては、時期を逃しますと不良在庫となってしまいまして、そちらを売るためには、手数料を払い通常の官製はがきに交換するという手間がかかってしまう、また費用がかかってしまいます関係で、年賀はがき、かもめーるのほうの取扱いはいたしておりません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

県のほうの売りさばきが廃止になるということで、３か月分の予算ということで分かりました。

あと、パスポートも５％減ということで、このコロナ禍で、パスポートが切れている方もかなりいると思うので、申請なんですけれども、多分、国直接ということで、年配の方は来るかと思いますが、これは動向を見てみたいと思います。

あと、切手なんですけれども、ポストに入れる人、結構いるんですよね。私も入れたりするんですけれども、中に入らないと、私も、もともと切手を売っていると思わなくて、ついつい子育て支援課のほうから入ってしまうので、ポストの辺りに庁舎内会計室で売っていますとか書いてあると、ああ、売っているんだ、ポストだけじゃないんだと思えば、買う方いらっしゃるかなと思いますけれども、そのあたり、もうちょっと工夫される点かなと思います。

先ほど質問のときに言いましたけれども、入ってすぐに掲示板で貼ってくださって、入ってすぐ分かるのは、あれすごい分かりやすいんで、その辺ちょっと、どう考えていくのかお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○会計室主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

ご質問についてのポストの辺りにＰＲしてはどうかというご提案でございますが、大変すばらしいのではないかと、今私も、はっと気がついたところでございます。ただ、郵便局が管理しておりますポストですので、何か支障がないか、これから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

ポストの辺りでもいいんですけれども、よく庁舎のところって、窓にも貼ったりしていますよね。ちょっと工夫をしていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

１点だけお願いします。

78ページです。

会計管理費、会計管理事業のことでお聞きします。

会計室の消耗品、ここに1,085万円と書いてありますけれども、どういうところに使われているのか、まず最初にお願いします。

それと同時に、公金の取扱い、事務手数料ですね。これは、どういうあれになっているのか。今年からかな、何か分からないけれども、その辺のところの説明をお願いしたいと思っているんですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○会計室主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

まず、１点目、78ページの消耗品についてでございますが、消耗品につきましては、埼玉県証紙の購入費、消耗品費でございます。それと、収入印紙の購入費、それから郵便切手、ほかには会計室内で使う事務用品などを購入しております。

次に、公金振込手数料についてでございます。

会計管理事業のご質問ですと、消耗品費はそれらでございます。それと、共通物品事務に関しましてでございますと、庁内で使っております事務用品、コピー用紙、印刷製本費等でございます。

それと、先ほどの会計管理事業のほうの消耗品費でございますが、印刷製本費のほうも出しておりました。申し訳ございません。そちらは印刷製本費でございます。消耗品費は、先ほどの印紙、証紙、郵便切手、事務用品でございます。

それと、次のご質問の公金事務取扱手数料についてですが、今年度、494万2,000円増額しております。

まず、こちらの内訳でございますが、55万円ほど、埼玉りそな銀行宮代支店派出所における公金事務の取扱手数料を計上してございます。こちら、令和２年度から税込み55万円でございます。

内容につきましては、町の派出の事務取扱いの手数料でございますね。朝９時から12時半、13時半から15時までの間、町の税金等の収納のために、派出窓口を開設していただいております。

これまで指定金融機関に対して、町は公金事務取扱手数料の負担をしてきませんでしたが、銀行から、コスト削減のために県内市町村に対して、派出１か所につき年間、町については50万円、市については100万円の費用負担を求められておりまして、令和２年度から負担しているところでございます。

次に、494万2,000円増額の部分でございますが、今年度新たに計上いたしました埼玉りそな銀行へ支払う公金振込手数料でございます。

一般的に、自分の口座から他人の口座へ振込する際には手数料がかかるのですが、しかしながら、自治体は指定金融機関から、これまでずっと手数料を免除されてまいりました。自治体との取引は、ほとんど無償対応になっておりますので、指定金融機関事務のコストを考えますと、相当な赤字であると聞いております。以前見た資料によりますと、宮代町の指定金融機関事務には年間1,800万円程度のコストがかかっているそうでございます。

ご存じのとおり、長引く低金利により、金融機関は厳しい経営状況が続いておりますため、指定金融機関にとりまして、自治体との採算を改善するためには、こちらの自治体との取引の採算を改善したいというのが急務になっているとのことでございました。そのような状況ですので、埼玉りそな銀行から、数年にわたりまして、何度も手数料の負担を求められているところでございます。

これに関連しまして、令和４年３月29日付で国から、指定金融機関と自治体は経費負担の見直しをするようにという通知がございました。約１年ほど前でございます。総務省から届いておりますので、このまま見直しをせずにいるのは難しい状況でございます。

そこで、埼玉りそな銀行と調整を重ねました結果、幾つかある手数料負担の要望の中から、振込手数料については令和５年度から負担を開始することで合意いたしましたところでございます。

埼玉りそな銀行によりますと、まだ負担を開始していない宮代町などの幾つかの自治体が、令和５年度から負担を開始する予定となっておりますので、埼玉県内で埼玉りそな銀行を指定金融機関に指定している全ての自治体が公金振込手数料の負担に応じることになるそうでございます。

ちなみに、県内でりそな銀行を指定している自治体の数は60というふうに伺っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。消耗品、郵便切手とかそういうことで、これは了承しました。

これ全額、消耗品というのはそれだけ、あとは共通の項目、印刷代とか、それは別ですよね。だから、すると、消耗品としては、郵便切手とか、そういうやつが全てだということでよろしいんですね。分かりました。

これ、別々で悪いんですけれども、何がどのぐらいかかっているか、およそで結構です。どのぐらいかかっているのか、またひとつお願いします。

それと、公金の振込、これはいつ頃、３年ぐらい前からと言われて、国が、去年ですか、それは。振込手数料を出しなさいということで国が指導してきた、自治体にお金がかかることをやりなさいということで指導があったということで、町も応じたということなんですね。

これは振込だけの問題でしょうか。それとも、将来的にはほかの問題も出てくるんでしょうか。その辺のところ、もう一度お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

それで、委員長からお願いなんですが、もう少し、流れるようで結構なんですが、マスクをやっていますんで、もう少しゆっくりとお話ししていただけますか。お願いです。

担当主査。

○会計室主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

ご質問にありました、公金振込手数料以外に要望されてはいないのかというご質問だったと思うのですが、ほかにも窓口収納の手数料１件につき幾ら、それと、口座引き落としの手数料も現状の金額より上げてほしいというような要望がまいっております。ただ、現状では、時期的なものは未定ということで、これまで要望されていたのですが、取り下げられている状態でございます。

以上でございます。

申し訳ございません。消耗品の内訳というご質問を漏らしてしまって、申し訳ございません。

まず、県証紙購入費186万3,000円、それから、県証紙の旅券分として88万4,000円、収入印紙につきましては104万円、旅券分につきましては654万円でございます。それと、事務用品、幾つかございまして、消耗品など７万8,000円ほど計上しております。それから、郵便切手のほうが12万円でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最後にお聞きしますけれども、銀行から手数料が上がるわけなんですけれども、これは町民に負担をかけることになりますか、最終的には。そういうことでよろしいんですか、お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○会計室主査（髙林優子君）　会計担当主査、髙林でございます。

町民に負担をおかけするのかというご質問ですけれども、町の予算でございますので、最終的には町民の方に負担を求めることになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

暫時休憩です。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時２１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を得てから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○町民生活課長（吉永吉正君）　皆様、おはようございます。

町民生活課長の吉永です。本日は、よろしくお願いいたします。

それでは、出席している職員の自己紹介をさせていただきます。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　おはようございます。町民生活課副課長、押田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　おはようございます。町民生活課危機管理担当の加藤です。よろしくお願いします。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。交通安全・消防担当、長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　おはようございます。

交通安全・消防担当主幹の横溝と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　おはようございます。

町民生活課地域振興担当主幹の関根と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を必ず述べていただくようお願いいたします。

質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。

予算書74ページ、私たちの予算書29ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業について質問させていただきます。

和戸地区の開設で、少し白紙状態に戻った件ですけれども、その際に町として、開設するセンターの思い描いているコミュニティセンターの大きさとか、駐車場の何台分必要なのかという、その辺の件を質問いたします。

あと、それに際して、市民活動や自治会活動の大部分は土曜日、日曜、祝日で行われます。また、

ふだん働いている方の配慮を考え、センターに配置される職員は、土日・祝日でもサポートできる勤務体制にする必要があると思いますけれども、その辺のお答えを。

あともう一つ、子育て支援とか高齢者等、障がいのある方に対する対策などもサポートできるのかお伺いします。

その３点をお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、土渕委員の質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、１点目の地区コミュニティセンターの駐車場ですとか規模の関係でございますが、委員の皆様ご存じのとおり、11月17日に議会全員協議会で、地区コミュニティセンターの設置については、ご報告のほうをさせていただいたところでございますが、複数議員の方から再考を求める意見がございました。その関係で、再度、地区コミュニティセンターの設置については検討しているところでございます。

令和５年度につきましては、地区コミュニティセンターを外部に設置することなく、町民生活課の事務室内に置いて、職員を外部に出すような方向で現在進めているところでございますので、外部への地区コミュニティセンターの設置に関する駐車場ですとか大きさについては、現在、検討をまだしていない状況でございます。

重複しますけれども、職員の体制でございますが、職員につきましても、町民生活課の執務室で事務を執りまして、そこから地区のほうに出向いていくような体制でやらせていただきたいというふうに現状考えているところでございます。

最後、３点目でございますが、障がい者の方ですとか子育てに対する支援の関係でございますが、こちらにつきましても、十分、子育て支援課と調整しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（土渕保美君）　勤務体制に対しての答えは。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

大変失礼しました。勤務体制につきましては、地区の要望に応じまして、通常、月曜日から金曜日の勤務体制となりますが、土曜日、日曜日も、要望がございましたら、対応のほうをさせていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ご答弁ありがとうございます。

開設する、取りあえず箱物は造らず、要望があったときに出張して応えるという形と捉えてよろしいんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

土渕委員おっしゃるとおりの考えでございます。箱物は取りあえず、今のところ考えておらず、いずれ検討はさせていただきますが、町民生活課の執務室に職員を置いて、そこから地域のほうに出向いた体制で地域づくりをつくっていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　分かりました。

最後なんですけれども、例えば、どこどこに集まって、ここに人が集まるから来てくれというような要望を起こして、そちらが決まったら、職員が出向くという形と捉えてよろしい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

そのように考えていただいて結構でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

５点ほど質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

ちょっと重複してしまうんですが、まず１番目、地区コミュニティセンター事業、こちら、予算書の74、75ページになります。私たちの予算書では29ページになります。

こちらのほうなんですが、今の答弁の中で、相手側から言われたらそちらに出向くという、そういうやり方だとお聞きしたんですけれども、この中で、町内全地域を対象に区長訪問を開始と書いてありますので、行政のほうから地区のほうへ入っていくという、それを基本にされていると思うんですが、その中で、能動的な支援というふうに言われているわけなんですけれども、それについて、具体的な内容を教えていただきたいのと、あと、10万円ということで、消耗品費というふうになっているんですけれども、10万円だけで足りるのかどうかということもお伺いいたします。

２問目になります。交通安全対策事業ということで、予算書88、89ページになります。私たちの予算書では57ページになります。

こちらのほうなんですけれども、通学路等の危険な箇所について、交通安全対策を実施ということになっております。

教育推進課のほうと通学路とかの話合いがあって、決まった段階で、こちらの町民生活課のほうへ話が来ると思うんですが、信号機の問題とか要望されていると思うんですが、その辺については杉戸警察署と対応されると思いますが、そちらについて、どのようにされているかをお伺いいたします。

３点目になります。防犯活動事業ということで、予算書92、93ページになります。

総事業費は1,404万円なんですけれども、私たちの予算書では58ページになるかとは思うんですが、説明では57ページに書いてあるんですね。地下道の維持管理についてになるんですね。

こちらのほうが、昨年度は、地下道防犯カメラ保守点検委託料として８万5,000円が入っていたんですけれども、今回の予算書には入っていないんですけれども、これはどのようにされているかということをお伺いします。

それから、４問目になります。防犯活動事業ということで、予算書92、93、94、95ページにちょっとずれるんですが、私たちの予算書では59ページになります。

ここで、防災行政無線、この通信施設修繕費ということで139万円計上されております。前年度は87万円で、大体52万円ぐらい増額になっているんですけれども、これは何か所されて、内容はどのようになるかということです。

それと、防災行政無線バッテリー交換等更新ということで747万円、これは新しく入っているとは思うんですが、これは何台分なのか、それとも全部を交換するのかということですね。

それと、防災無線に対する苦情・要望があった

のかどうか。また、その対応はどのようにされたのか。すみません、これは後の質問でいいです。

取りあえず、先ほどの防災行政無線通信、その修繕がどういう内容なのかということと、防災行政無線バッテリー交換等の更新は何台分なのかということをお伺いいたします。

以上です。

ごめんなさい、あと５問目でした。失礼しました。

５番目として、予算書の94、95ページになるんですが、防災コミュニティ促進事業で、総事業費が409万円ということで、こちら、私たちの予算書だと41ページになるわけなんですけれども、自主防災組織の育成・強化を図るということになっております。

そこで、自主防災活動に対する支援ということで369万円が計上されております。昨年度は30万円ですから、約340万円増額されているんですけれども、これについて、どのような経費になっているのかということをお伺いします。

その中で、その他の経費のところが、前年は205万円だったのが、逆に今回17万円ということで、この辺はコロナ禍の影響があったのかなとは思うんですけれども、説明よろしくお願いいたします。

以上５点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹の関根と申します。

１問目の地区コミュニティセンター事業の能動的な支援と10万円の予算の関係についてお答え申し上げます。

能動的な支援につきましては、泉委員ご指摘のとおり、役場の職員のほうから各地区自治会に出向いていきまして、おせっかいにはなってしまいますが、いろんなコミュニケーションを図らせていただいて、困り事だったり課題、こちらを抽出させてもらって、できることであれば、お手伝いをしていきたいと考えております。

想定としましては、４月中に自治会向けの資料の配付を、例年郵送で行っていましたが、来年度からは事業の一環として、各地区自治会に訪問させていただいて、資料のほうを説明しながら、手渡しでお渡しできればと考えております。

予算のほうの10万円につきましては、こちら、訪問事業に伴う消耗品を想定しております。５年度、設置に向けた検討もしていきますので、そこで必要なものは、新たに予算の要求をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。

泉委員のご質問にお答えします。

予算書88、89ページ、私たちの予算書57ページ、通学路を含めた交通安全の対策については、どのようにされていますかということだということですが、通学路の交通安全に関しての検討につきましては、交通安全対策協議会というものを設けておりまして、年２回協議をさせていただいております。

主要なメンバーの中に、杉戸警察署長さんであるとか町の町長さん、教育長さん、あと杉戸県土整備事務所長、各小・中学校の代表、宮代高校の校長先生など、主なメンバーの方が入っていただいた中での会議をしております。

その会議の内容としましては、まず各小学校から通学路の要望取りまとめいたしまして、その要

望について、どういうふうに対策をしましょうかということを取りまとめさせていただいています。

その中で、例えばグリーンベルトが消えちゃっているよとか、信号が欲しいよとか、横断歩道が欲しいよとか、注意喚起の看板が欲しいよといったような内容が出てきたものを、私どものほうで各関係団体、特に関係の部署ですね、道路の担当、警察などと協議をさせていただきまして、今年の取組ということでまとめていきます。

その協議の中で取り上げられなかったものにつきましても、都度、住民の方であるとか学校さんのほうから、ここら辺に信号が欲しいよと、横断歩道が欲しいよといった要望がありましたら、都度まとめさせていただきまして、杉戸警察署のほうに要望のほうを出させていただいております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、防災活動事業の関係でお答え申し上げます。

予算書92ページ、93ページ、94、95ページでございますが、その中の施設修繕料の関係でございます。こちらのほう、前年比で52万7,000円の増額となっているところでございますが、こちら、施設修繕に加えまして、令和５年度につきましては、雨量計測センサーの交換ということで、こちらのほうの費用を予算計上させていただいた関係での増額となっているところでございます。

また、工事請負費の関係だと思うのですが、746万9,000円の予算計上につきましては、こちら、防災行政無線改修に伴う経費を、746万9,000円ということで一括計上させていただいたところでございます。

なお、746万9,000円の工事の内容でございますが、６点ほどの工事がございます。

１点目といたしまして、ファイアウォールの更新、２点目といたしまして、遠隔制御の修理、３点目といたしまして、緊急親局バッテリー交換、４点目といたしまして、無停電電源装置バッテリー交換、５点目といたしまして、再送信子局・屋外子局バッテリー交換、６点目といたしまして、Ｊアラート用無停電電源装置の更新ということで、トータル746万9,000円を新規に予算計上させていただいたものでございます。

最後になりますけれども、防犯活動事業の地下道の防犯カメラ保守点検料の減額に関するものでございますが、こちらのほう、昨年度、予算計上あったものの、令和５年度については予算計上なしということでございますが、こちらのほうにつきましては、百間地下道、和戸地下道に設置している防犯カメラについて、以前、ソフトバンクと契約のほうをさせていただいておりまして、常時通信を行っておりました。緊急時には非常ボタンを押すと、町に通知が来るようになっていたところでございます。

しかしながら、この通信に使用していたＰＨＳが終了した関係で、契約を解約したことによりまして、それに伴って保守点検も不要となったということで、予算のほうを削除させていただいたところでございます。

最後になりますけれども、予算書の94ページ、95ページの防災コミュニティ促進事業の関係でございます。

こちらのほうで、安心・安全まちづくり推進事業費補助金368万7,000円の予算を計上させていただいているところでございますが、こちらの予算につきましては、前年度と同額という形になっているところでございます。前年度と同額計上の予

算なんですが。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時４４分

再開　午前１０時４６分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、各地域の課題をしっかりと見詰めていただくということで、文書ではなくて直接訪問していただくということは、大変すばらしいことだと思っています。

その中で、もう一つ、和戸・姫宮両地域での地区コミュニティセンター開設の見通しについてもお聞きいたします。内容の中で、こちらのほうも進めていくと書いてありましたので、そちらについての見通しをお伺いいたします。

それから、２問目ですね、分かりました。

この場合、グリーンベルトとか横断歩道、信号等を会議の中でまとめて、杉戸警察署へ話をさせていただくということなんですが、申請をした後に、なかなか決まらないと思うんですけれども、その後の対応というのはどのようにされているのかをお伺いいたします。

例えば、信号機設置を杉戸警察署に要望しても、なかなかつけてもらえないんですが、それで、要望しただけで終わってしまうのか、それとも、継続的に警察署のほうに要望を続けていらっしゃるのかどうかということをお伺いいたします。

それから、３問目については分かりました。

ソフトバンクとのそういったもので、解約されたので必要なくなったということなんですが、今年度においては、何か問題等起こらなかったのかどうかをお伺いいたします。

それから、４問目ですね。

分かったんですけれども、バッテリー交換というふうに書いてあるんですが、ファイアウォールとかいろいろ、先ほど説明されたわけなんですけれども、ちょっと私も早過ぎて、よく理解できなかったんですけれども、そういう中で、３種類のバッテリーを交換されるみたいなことを言われていたんですけれども、これって、もう一度、どのようにバッテリーが使われているかというのが、ちょっとよく分かりづらかったので、もう少し詳しく教えていただくということと、あと、防災無線に対しての苦情とか要望が町民の方から出たのか。また、それに対する対応というものがされたのかどうかも、一緒にお答えいただきたいと思います。

あと、最後の防災コミュニティ促進事業なんですけれども、すみません、私の見た私たちの予算書が、ひょっとしたら去年じゃなくて、一昨年になっていたかもしれません。私の間違いかもしれません。申し訳ありません。

そういう中で、大体この予算なんですけれども、支援の対象の内容はどういうものかということをお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹の関根と申します。

地区コミュニティセンターの両地区の見通しにつきましてお答えさせていただきたいと思います。

資料では、私たちの予算書29ページのほうにあります令和５年度の目標の中に、ご指摘のとおり、地区コミュニティセンターの開設に向けて検討していきますということになっております。

これにつきましては、先ほど申し上げました、訪問させていただきながら地域の実情等を把握して、それと昨年、皆様からご意見いただきましたので、そちらを基に、須賀地区、姫宮地区、両地区について、同時に検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当の長瀬です。よろしくお願いします。

予算書88、89ページ、私たちの予算書57ページの交通安全の関係のご質問にお答えします。

要望が出た後、その後の対応についてということだというふうにお話伺っています。

要望を出した後、警察さんのほうで、やっぱり規制のかかるもの、止まれの関係であるとか、横断歩道であるとか、そういったものは、どうしても町のほうで勝手にできないので、警察さんのほうで協議をしていただく形になります。

その中で、やはり距離がどうしても必要な、前の隣の信号から次の信号までの距離が何メートルと決まっていたりとか、横断歩道についても、次々に造るわけにはいかないので、前の横断歩道から次の横断歩道までの距離がという、そういったルールが決まっておりますんで、そこのところで駄目だよと言われるケースも多々あるところでありますが、当然、世の中の流れもありますので、その点につきましては、我々の地元のほうで必要だよと、生活している者が必要だよというお話があるものにつきましては、機会を捉えて都度、改めてまた、文書等ではないですけれども、警察のほうには要望してまいっているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、お答え申し上げます。

まず、防犯活動事業の関係でございますが、地下道の解約の関係でございます。

こちらのほうについては、今年度、特に町民の方から問題ですとか、そういった指摘事項はなく、安全であったというふうに認識しているところでございます。

続きまして、防災活動事業の関係でございます。

こちらのバッテリー交換、３種類のバッテリー交換をやるということで、どのようなものかということでございます。

まず、順次ご説明申し上げます。

緊急親局バッテリー交換でございますが、こちらのほうにつきましては、親局が役場の防災行政無線の発信元となっております。電力の供給停止等の緊急時にも動作するようにするためのものでございます。

こちらのほうにつきましては、経年劣化によりまして、交換推奨時期となっていることから、今回交換をするようなものでございます。

また、無停電電源装置のバッテリー交換でございますが、こちらは予期せぬ停電ですとか入力電源異常が発生した際に、電源を供給する機器に対して一定の時間電力を供給し続けることで、機器やデータを保護することを目的とした装置でございます。

こちらの機械のバッテリーも、経年劣化によりまして交換推奨時期となっていることから、同じように交換をするものでございます。

最後になりますけれども、３点目の再送信子局、屋外子局のバッテリー交換でございますが、受信

子局は町内に全部で48か所ございます。再送信子局のほうが須賀中学校の中にありまして、その配下子局として７か所ございますが、こちらのほうも同じように経年劣化、交換推奨時期ということで、バッテリーの交換をさせていただくものでございます。

また、防災行政無線に関する苦情ですとか要望に関しましては、特に大きなものとして苦情とか寄せられているようなものは、今年度の事案はございません。過去においては、鳴らしたときに音が大きいから、もうちょっと小さくしてくれとか、そういった話ですとか要望はございましたが、今年度につきましては、特段問題ないというふうに認識しております。

また、最後、防災コミュニティ促進事業の関係でございますけれども、こちら、補助金の中の関係になるかと思われます。

こちらの中で、安心・安全まちづくり推進事業費補助金というものがございます。こちらのほうの町民への支援の内容でございますけれども、目的のほうは、災害や犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した自主防災及び防犯活動の設立及び活動を支援するためのものでございます。

内容につきましては、自主防災活動事業と、あと防犯活動事業がありますが、今回につきましては、防犯活動事業の関係でございますので、防犯活動事業に特化した説明のほうをさせていただきます。

内容につきましては、防火用の資機材の購入費、防災拠点の整備に要する経費、防災訓練の実施に要する経費、防災に関する意識啓発及び研修に要する経費、それから防災士の資格取得に要する経費、このようなものに対しまして、補助金のほうを地区の方々に交付して、支援のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。丁寧に教えていただければ、本当にありがたいと思います。

その中で、２点ほど質問させていただきます。

まず一つ、バッテリーですね、交換されるということで、支局が48か所もあったということ、驚いたわけなんですけれども、大体、バッテリーの推奨時期というのは何年ぐらいになっているのかということと、中には、反響などが起こって聞きづらいという苦情、私のほうに届いたりしたんですね。

そういう中で、対処してもらえる方法があるということで、説明していただいたことがあったんですけれども、もう一度、この機会に詳しく教えていただければと思います。角度を変えるとか何か、そういった話合いを年に何度かされるということで、そのときに対処できる可能性があると聞いたんですけれども、それをもう一度教えていただければと思います。

あと、コミュニティ促進事業ということで、いろいろな防災に関して支援されるということで、特に資格取得の支援までされるということで、これはすごいありがたいなと思いました。

その中で、今年度の実績として、大体何地区に支援が行われたのか、来年度は何地区を見込んでいるのかということをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

まず、１点目のバッテリー交換の関係でござい

ますが、推奨時期につきましては、約５年というふうに言われているところでございます。したがいまして、デジタル化に整備したのが平成29年度ということなので、約５年が経過しているということで、次年度、令和５年度、予算計上させていただいたところでございます。

また、防災行政無線、聞きづらいということで、角度調整というようなお話を泉委員のほうからいただいたところでございます。実際、過去の事案におきまして、防災行政無線のラッパの関係で、音の調整ということで角度調整をしたという事案もございます。そういった形で、業者さんのほうと調整しながら、どういった方法が一番いいのかという専門家の意見も聞きながら、対応のほうに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、続きまして、コミュニティ促進事業の関係でございますが、補助金の関係でございます。

令和４年度の自治会への補助の実績でございます。まず、１月24日現在で大変恐縮なんですが、防災資機材の購入に関する補助につきましては11地区、防災拠点整備に関しましては７地区、地区防災訓練の実施に関しましては13地区、防災士資格取得につきましては１地区ということで、22団体ですかね、約20ぐらいの団体に対しまして、令和４年度については、補助のほうを地区の方々にさせていただいているような状況でございます。

以上です。

５年度の見込みにつきましても、同額の予算計上させていただいております。地区の方々の話合いによりまして、補助の申請が出てくるというふうに考えておりますので、令和５年度につきましては、予定が立たないということでご理解いただければと思います。申し訳ございません。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

96、97ページです。

進修館管理事業で、ありがたいなと思って、ちょっとわくわくしているんですが、測量業務と設計業務、これについてお伺いします。本年度の特徴にも書いてありますが、その辺詳しく教えてください。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

進修館の駐車場の拡張の件につきましてご説明させていただきます。

今、既存の進修館の駐車場ですが、アスファルトのほうもかなり老朽していまして、雨が降ると大量に雨水がたまってしまって、通行の妨げになっているという現状がございます。この課題がずっとあったところなんですが、今回、放置自転車の駐輪場、あちらのほうの放置自転車を山崎の第一浄水場のほうに移動したことで、ここが空いております。

さらに、進修館の駐車場がちょっと狭いという課題も長年あったところでございますので、今の既存の駐車場から放置自転車の駐車場のエリアを拡張しまして、さらに雨水対策として、浸透型のアスファルトの駐車場に整備する関係で、広くな

る、それから車の区切りも再度考えなきゃいけないということで、測量と設計の委託のほうを予算計上させていただいております。

拡張する部分については、放置自転車置場とその周りの駐輪場をそのまま真っすぐ既存につなげるような形になりまして、およそ515平米広がるということで、駐車台数も20台強増えると想定されております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。20台分強、止められるようになりそうな感じなんですが、そうしますと、まだ設計業務はされていないんですが、今、わくわくロードでしたっけ、町の。あそこから、あの道から、あそこが例えば広くなったとき、あそこから出るとか、そういうふうな形になるのかどうか。その辺、どんなふうな車の動かし方になるのかお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

駐車場の出入口の関係につきましても、設計の段階で、どのように出入口を設定する、今の出入口は決まりとして、裏側ですとか側面に出入口をつけることが、危険性とか考慮して、設計の段階で検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　３点、よろしくお願いいたします。

予算書のＰ87、市民活動推進事業の中で、18節の負担金、補助及び交付金で、町民まつり振興事業助成金285万円、この金額というのはずっと変わっていないんですけれども、物価高騰になっていますし、町民まつり、もし開催するとなると、ちょうちんだとか電灯つけて、電気料も相当かかってくると思うんですけれども、従来と同じ予算で可能なんでしょうか。また６月にも電気代が上がるということなんで、果たしてこの285万円で従来どおりのことができるのかということをお伺いします。

２点目としては、防犯パトロールで、青いライトを回して巡回している車があるんですけれども、どういったことを目的に巡回しているのか、よろしくお願いします。

３点目として、いろいろな防犯灯とかカーブミラーの要望とかを、住民から自分なんか、お聞きするんですけれども、その際に町民生活課に行くと、その要望は区長さんから出ておりませんと。地域に住んでいる人ではなくて、通勤だとか通学で使っている方たちもいます。特に女子高生とか、どこどこが帰るときに暗いと。そうなったときに、自分なんかが窓口に行って、ここ防犯灯必要なんじゃないですかというと、いや、その要望は区長から出ていませんので。

我々住民の代表として、議員が、こういうことがあるんだけれども設置はできないのかというふうに要望を出しているんですけれども、じゃ今後、区長からの要望がないと、そういう行動に町民生活課は出ないのか。以前はそのようなことがなかったということも聞いておりますけれども、その見解をよろしくお願いします。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

私のほうから、市民活動推進事業の件について

お答えさせていただきます。

予算書の86ページ、87ページになります。町民まつりの補助金285万円、物価の高騰でというお話です。

まず一つ、電気代につきましては、こちら、同じ予算書のほうで、需用費の電気料ということで９万円計上させていただいております。実績を見ますと、９万円で十分予算のほうは足りるんですが、場合によっては、電気代が２倍、３倍ということになる可能性もございます。

ただ、電気料につきましては、通常、４月から７月までは全く使っておりません。８月の１か月間、町民まつりの周知期間のちょうちんの電灯、当日の電気ということで使っておりますので、９万円という金額でおおむねいけるかなと。

ただ、町民まつりの補助金のほうにつきましては、電気料に限らず、町民まつりの準備の段階で、いろいろなところで費用がかかってまいります。去年は縮小して、時間も短い時間でやったところなので、比較はできません。

来年度につきましては、今月末に世話人会のほうを開催させていただいて、開催方法、期間等、骨子を固めていきたいと考えておりますので、現在のところは、４年前のような形になるかどうかは、まだ未定となっております。その中で、この予算の中で工夫をしてやっていきたいなと考えております。ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、お答え申し上げます。

まず、防犯パトロールの関係でございますが、こちら、町の職員が町内を巡回という形で、青色防犯パトロールということでやらせていただいているところでございます。

こちらのほうにつきましては、青色回転灯を整備した自動車を使いまして、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロールでございます。効果といたしましては、視界性が高くて、また、よく目立つため、通学路等を走行すると、見せる防犯としての犯罪抑止効果が期待できるというふうに考えているところでございます。

また、天候に左右されず、少人数で広範囲のパトロールが可能であります。また、パトロール中に特殊詐欺ですとか自転車盗難防止の啓発などを流すなど、対象の幅を広げたパトロール活動が可能であるというふうに考えているところでございます。

このように、職員が週２回、担当を決めて、パトロールのほうを実施させていただいている状況でございます。

続きまして、防犯灯とカーブミラーの関係でございます。

こちらのほう、区長から要望が出ないと、町のほうとしてはつけられないのか。議員さんとしてみれば、住民さんからの要望を聞いて、それを窓口のほうに話を持ってきていただいているというような状況でございますが、こちらのほうにつきましては、まず経緯のほうを申し上げさせていただきます。

防犯灯の新設につきましては、区長さんからの申請に基づきまして設置するような状況となっております。平成17年度までは、年間を通じて、随時受付のほうをさせていただいていた状況にございます。その結果、早いもの順で効果性がなくなってしまい、無秩序な設置傾向になってしまい、町全体の公平性ですとか必要性といった視点から設置を検討するべきではないかというような課題

が出てきたところでございます。

その課題を受けまして、平成18年度から年度１回の申請にして、職員が新設の可否について審査をしておりましたが、職員が新設の可否を判断することは、公平性ですとか妥当性が十分に保たれていないという誤解ですとか問題が生じたところでございます。そのようなことから、職員により防犯灯の新設を検討することが困難になってしまったというような状況もございました。

こういった背景から、平成19年度から、これらの問題を解決するために、防犯灯設置検討部会のほうを立ち上げさせていただきまして、町民の視点から防犯灯の新設について検討するようになったところでございます。

検討部会のほうでは、申請のあった新設防犯灯について、設置基準と照らし合わせて、新設の可否を審議していただいているところでございます。このように、検討部会の活動で、公平性を確保した計画的な防犯灯の新設が可能となったというふうに認識しているところでございます。

いろいろな部分で、設置に関しましてはルールというものがございます。このルールというものは、スポーツであるとか文化の面で、音楽の部門であっても、いろいろルール、基準というものがあって、それにのっとり審査等を行っているというふうになっていると思います。ですので、こういった防犯灯の設置、町がやる防犯灯の設置についても、そういったルール、基準にのっとって、まずはやらせていただいているということで、皆様方のご理解をいただければと思います。

なお、現状の年１回の区長さんからの新設要望に対しまして、それ以外、ここにいらっしゃる委員の皆様方が住民の皆様方から要望いただいた際には、その要望のお話を一度聞いていただいて、皆様方のほうから、大変恐縮ではございますが、町の町民生活課のほうにお話、一報いただければ、私どものほうで相談させていただき、その話を地元の区長さんのほうに投げかけて相談させていただき、臨機応変な対応に努めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございました。

町民まつり、久々に大々的にやれると思うんですね。町民生活課に限ったわけではないんですけれども、結構予算の金額というのが、例年どおりというふうになっているのが多いんですけれども、やはりいかんせん物価が上がっているので、じゃ、予算内でぎりぎりやらなきゃいけないという思いはあると思うんですけれども、例年どおりやるためにはこれだけの予算がかかるんだと、逆にそういうふうに数字をまた見直して、予算計上のほうをお願いしたいなと思うんですよ。

逆に言うと、今まで電気料９万円でよかったと。じゃ、物価高騰していなくても、例年どおりだったら、計上は５万円ぐらいでよかったんじゃないかとか、そういうふうになるんで、とにかく積算根拠をもう一度ちょっと、ちゃんと見直していただきたいなという要望です。

あと、防犯パトロールの青い点灯している車、よく見かけるんですけれども、自主防犯のパトロールということで行っている。

町民生活課って、範囲が広い、町民の方にやっぱりアピールしてもらいたいと思うんですね。ですから、ごみの多いところ、フェンスが壊れているところ、吸い殻の多いところ、そういったところをやっぱり止まってチェックするとか、防犯だけではなくて、町民生活課の役割、あとはまちづ

くりとか、いろんなところの絡みもありますから、単に防犯パトロールというだけではなくて、せっかく週２回そうやって巡回しているんだったら、その車を活用して、いろんなことをチェックしていく、できることはその場で処理するというような、町民生活課としては考えていないのか。よろしくお願いします。

あと、最後のほう、防犯灯、カーブミラー、ぜひそのように、住民からの要望ということで、区長の方にもう一回振っていただいて、やっていただきたいなと思います。ですから、防犯パトロールの車の件だけでお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、防犯パトロールの関係で、再度お答え申し上げます。

防犯パトロールの目的については、一度目で申し上げたとおりでございます。

そのほか、防犯パトロールしながら、青色の車を活用して、町民生活課として、防犯の観点だけでなく、ごみですとかフェンス、吸い殻、いろいろもろもろ、そういったことを、一度止まってチェックしてほしいというようなご要望もいただいたところでございます。

こちらのほうは、あくまでも現段階では、防犯に特化したパトロールということでやらせていただいております。基準もございますので、その以外のことにつきましては、後々検討させていただければということで、ご理解いただければと思います。前向きに検討させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　それでは、検討ではなくて、来年度からちゃんとやっていただくように要望いたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　予算上じゃない、私は質問するかもしれませんので、予算に関係はするんだけれども、町民生活課の関係で幾つか聞きたいことがありますので、質問したいと思います。

まず、幾つもあるんだけれども、できるだけ省略いたします。

１点目は、自転車対策事業ですけれども、何か聞くところによると、これから自転車に乗るのに、全員がヘルメット、今、中学生、ヘルメット着けて通学していますけれども、一般の方がヘルメットをかけて、ふだん町道を運転してくださいと、どこかで記事を読んだことがあるんだけれども、何か全員に、安全を考えると、ヘルメットを着けるべきだと。

というと、これから町の町民の方にヘルメットお願いすることになると、ヘルメットもそんな安いものじゃないから、それらの予算上の対応を考えているのかどうか、１点。

もう一点は、消防関係ですけれども、おととしでしたっけ、中島出張所をなくしたよね。消防署も、あそこを廃止しましたよね。

最近見ていると、宮代町も、あってはならない火災が時たまあるようですね。そういう火災等があると、町民の方は不安を感じるわけです。自分が火元にならなくても、類焼で火災になることもある。そのことを考えると、消防署がなくなるというのはやっぱり、町民の方は不安を持っています。

中島出張所をなくして、どのくらい不安を持っているかというのを、多分、町民生活課の方は知

っていると思います。何人か、私も知っている人に言われています、不安だなと。何とか元へ戻せといっても、なかなか戻せないとは思うけれども、それの対応は大丈夫なのか。自信を持って答弁できるように、その対応の仕方、杉戸から来るから、春日部から来るから、白岡から来るからすぐ来ますよと、そういう答弁じゃなくて、今まで中島出張所にあった活動内容と同じなのかどうか、それをちょっと説明してもらいたいね。

もう一点は、何人の方から質問があったようですけれども、地域コミュニティセンター事業、和戸、姫宮のほうへ設置をすると、将来。現在は、町の町民生活課の職員があそこの庁舎を中心で活動すると、そういう説明がありましたよね。それはいいことなんで、私、いいことだと思います。

ただ、町民生活課もやっと目覚めたなと感じたんです。というのは、町民生活課だけのことじゃなく、私たちは予算全体を考えるわけです。宮代町はこれから多くの金がかかる、目に見えてあるわけです。財政が逼迫するということは間違いない、こういう状況の町です。

ですから、和戸のほう、姫宮に事務所を設置したり職員を置けば、職員だって、私、考えると、10人近く新たに職員を置かなくちゃならないでしょう。事務所を置けば金がかかる。そういう金のかかることをやめて、それで、今の町民生活課でやるような仕事がコミュニティができれば、私は本当に一番いいことだと思っています。ですから、町民生活課もやっと目覚めたなと、私はこの間から感じています。

本当に、これからの財政を考えて運営すべきだと思っています。職員を10人近く置いたりしたら、年間相当の金がかかりますよ。確かにそれすれば、職員の活動は、毎日毎日同じような活動しているわけじゃないと思いますよね。１人職員を置けば、例えば附帯人件費を入れれば、1,000万円ぐらいかかるんですよ、１人で、年間ですよ。そうすると10人で1,000万円だから１億円かかる。そういう附帯人件費というのは、ばかにならないんですよ。

ですから、私は、財政が逼迫していることを考えれば、今の事務所で、ここの事務所で、町の事務所で同じ活動ができれば、本当にいいことだと私は思っています。ですから、町民生活課もやっと目覚めたなと私は思ったわけです。町民のためです。

そのことを考えて、どう考えているか、もう一回説明してもらいたい。財政を考えるのかどうか、そこら辺も兼ねて、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

小河原委員の質問にお答えいたします。

自転車対策というお話でしたが、自転車対策というよりは、今回ヘルメットのお話ですので、交通安全という切り口だと認識しております。

４月１日から、自転車の運転者に対して、ヘルメットの着用が努力義務という形で法整備がなされております。したがいまして、自転車に乗る場合にはヘルメットをかぶってくださいというような形になるんですが、こちらにつきまして、当然、購入をしないといけないという部分が出てくると思います。

しかし、残念ながら、町といたしまして、購入に対して助成金をお配りするとかいうような予算的な対応については、現在のところ考えておりません。交通安全の立場では、現在のところ、啓発

等、まず法の周知を中心に対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　交通安全・消防担当の横溝と申します。

中島出張所の関係なんですけれども、活動内容は出張所がなくなって同じかというお話だと思うんですが、火災はなかなか、いつ発生するか分かりませんが、こういう点、今回の場合は建物火災とかありまして、消防署のほうから、今まで防災無線で、その辺をＰＲしてくださいというようなお話が、失礼しました、火災予防週間に合わせて、火災に対する啓発等をやっているところでございます。それはソフト面なんですけれども、実際に火災が発生した場合に、活動については、今までどおり、出張所がなくなったからということで、火災の場合には、今までどおりの対応をされていることだというふうに考えております。

というのは、消防署もそうですけれども、消防団さんのほうもありますので、連携を取りながら、同様の活動をされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹の関根と申します。

地区コミュニティセンター事業についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、財政逼迫しております。その辺も踏まえまして、４月からは、役場の地域振興から職員が出向いていって訪問事業を始めます。いろいろ情報を集めた中で、事務所の設置もしくは詰所、いろんな考え方があると思いますが、その辺も検討していって、一番ベストな方法を模索していきたいと思います。

また、人件費ですとか財政面につきましては、担当課とも調整させていただいて、なるべく効率のいい方法を検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

ヘルメットについては、ひとつ、予算をつけろと、そういうことじゃなくて、安全を、いかに自転車に乗る人が安全に町道を走れるのかどうか。そこら辺をよく、今からでも宣伝して、事故のないように。特に高齢者が自転車で、縁石とかああいうところに引っかけて、ぶつけて命を落とした人を私、何人か知っています。そういうこともありますので、ヘルメットをかぶっていれば死亡していないということも聞いています。

そういうことを考えて、ぜひ町民生活課も、交通安全のことを考えれば、真剣になって、今からいろいろ対策を考えてもらいたい。

もう一点の中島出張所、確かに言っていることは分かりますけれども、例えば消防車ばかりじゃなくて、救急車というんですか、あれも大分、すぐは来ないよというふうなことをたまに聞きますよね。そういうことを考えると、やっぱりあそこにあるのとないのとじゃ、例えば中島地区の人とか姫宮地区の人は、やっぱりあったほうが早く来てくれるよね。それを不安を持っているわけですよ。

やっぱりなくすべきじゃなかったなと私は思っているんですけれども、ひとつ、前回と変わらないぐらいの活動をするということを言っていますから、それをまず今回、当分は信用して様子を見

たいと思いますので、ぜひ、あそこがなくなっても変わりませんと、自信を持った活動をお願いしたいと思うんです。消防署に言っておいてもらいたいと思います。

もう一つ、今の最後の質問ですけれども、地域コミュニティ、財政が、場所を設置すれば、絶対財政は必要なんですよ、どんなことを考えても。今の職員が行くわけじゃないでしょう。新しい職員、何人か置くんでしょう。それはあり得ないわけ、財政が逼迫するわけですよ。逼迫しないように検討すると言っていますけれども、そんなことはあり得ない。だから、私は、今の課は目覚めたなと、すごいなと私は褒めているわけです。

今の職員でできるんだったら、それでやってもらうのが一番、財政は逼迫しないんですよ。それを言っているわけですよね。これから財政のことを考えながら検討しますと言ったって、そんなこと絶対あり得ないから。場所を設置すれば、１か所３人なり４人必要でしょう。そうすると、普通、職員の給料と手当だけしか考えていないでしょうけれども、附帯人件費というのは知っているでしょう、どのぐらいかかるか。

附帯人件費というのは、職員いると、例えば給料とか手当を考えると、それの六、七割、附帯人件費かかるんですよ、プラス。ばかにならないんですよ、附帯人件費というのは。それを考えると、こういう逼迫している時代に、そういうことを考えて、これから検討します、財政を問題ないように検討しますと言うけれども、そんなことはあり得ない。絶対財政が必要です。相当する、何千万円も。ですから、私は、今の課は目覚めてすごいなと褒めているわけです。褒めているんですよ。

そういうことですから、それを私は継続してもらいたい、そういうことなんですよ。これからやる方向で何か、いけないとは言わないけれども、財政逼迫しない方法を絶対考えてもらえるかどうか、もう一回、最後に念を押しますけれども、絶対財政が逼迫しない方法を考えますね。そのことだけを、答弁で結構ですから、お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、再質問は３番目だけですか。

○委員（小河原　正君）　簡単だと分からないといけないから、しつこくやっています。

○委員長（西村茂久君）　３番目だけね。２番目の救急車もお尋ねされたんだけれども、要望ですね。

○委員（小河原　正君）　聞いて要望だと思えば、要望でいいですよ。

○委員長（西村茂久君）　その辺、答弁求めるやつが幾つあるかというのをあれしていますので。

○委員（小河原　正君）　私のしゃべり方で、多分、優秀な職員だから分かってくれていると思いました。

○委員長（西村茂久君）　分かりました。

答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

小河原委員ご指摘の逼迫しないように検討するというところにつきまして、当然検討させていただきますということでよろしいでしょうか。

○委員（小河原　正君）　前段の委員会のときに、しゃべるのぐちぐちぐちっと言わないでくださいと言っていましたよね、マスクしているから。ちょっと聞こえない部分があるの、答弁に。

○委員長（西村茂久君）　じゃ、もう一回答弁してください。

○委員（小河原　正君）　はっきり、ゆっくり、要望しているからね、委員長は。

○委員長（西村茂久君）　主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

小河原委員ご指摘のとおり、逼迫している財政ですので、しないようにできるよう検討・研究してまいります。よろしくお願いします。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑は。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

何点か質問していきます。

１つは、57ページに、あと88、89ページ、自転車で廃棄自転車、あと放置自転車、そういうことで書かれているんですけれども、これは撤去等の廃棄処分ということで、有価回収収入となっています。

これはどのぐらいの、何台数分ぐらいあって、どんな業者を選んで処分しているのか。指名業者なんでしょうか、それとも宮代町の自転車屋さんか何かに、それとも廃棄業者なんでしょうか。その辺のところも詳しくお願いします。

それと、この中で、廃棄自転車、再利用される自転車があると思うんですけれども、再利用は何台ぐらいあって、これは業者に払い下げるとしたら、どんな方法で払い下げられているのか。指名なのか、それとも競争入札で払い下げているのか、ちょっと分かりませんので、教えていただきます。

それと、廃棄自転車は、個人には払い下げることはできないんでしょうか。例えば年１回のバザーか何か開く、町業者。団体よりか個人で買ったほうが、単価が高くなる可能性が相当あります。町の財政にも貢献すると思いますので、その辺のところは考えてほしいなと思っております。

それと、Ｐ59の消防団員退職報償費となっているんですけれども、２目雑入の中にこれが入っているんですよ。これはなぜ雑入の中に入っているのか。また、消防団員が退職したとき、これをもって支払われるのか、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

あと、96ページです。13目、進修館の昨年度、空調機器の交換を行いましたが、それで変化があったかどうか。どういうふうに聞いているのか、ちょっと教えていただきたいな思っております。何か私たち、議会なんかやっても、寒いというところもあるし、そんなに変わっていないなという感じがしないでもないんで、その辺のところも、どういうふうに町民から言われているのか。また、業者はどんなふうに言っているのか、その辺ところも教えていただきたいと思います。

あと、94ページです。(2)災害に強いまちづくり啓発事業です。

災害に強いということで、まちづくりをするんだということなんですけれども、関東大震災のとき、宮代町も地割れをして、活断層があるということで、その辺のところは分かっているんですけれども、関東大震災のときも多くの建物とか、そういうのが被害に遭ったということで、地割れなんか。

この関東大震災被害地域に、被害がまた予想されると考えられますけれども、対象地域に対策として、啓発か何かをやっているのかどうか。その辺のところも、どういう啓発をしているのか、内容を教えていただきたいと思っております。

あと、すみませんね、順不同で、92ページの(1)防犯活動事業です。

今、高校生が刃物で60歳の教師を傷つけたというニュースなんかも出ています。安心・安全まちづくり推進事業補助金、防犯ということでなっているんですけれども、支給団体というのはここに書いてあるとおりなんですけれども、どんな内容で補助金を出しているのか、内容を教えていただ

きたいなと思っています。

それと、88ページです。交通安全対策事業です。

これ、後から聞いたんですけれども、県道春日部久喜線の須賀地区の踏切から杉戸のむさし堤団地へ入る交差点、直角以上に曲がっている入口があるんですけれども、そこで事故が起きたという話は聞いているんですよ。どんな事故だったのか、その辺のところもお聞きしたいなと思っております。

それと、宮代町でどんな対策をしたのか。あそこ、四角のあれになっていますけれども、あれ宮代町でやったのか、それとも警察なのか、ちょっと分かりませんので、宮代町としての対策はどのようにしたのか、お聞きしたいなと思います。

あと、84ページになるんですけれども、⑵まちづくり交流事業です。

国際交流、他町村との交流となっていますが、対象国や地域はどこを指しているのか。どんな内容でやるおつもりなのか、教えていただければありがたいです。国際交流と他町村との交流となっている、84ページの⑵ですね。まちづくり交流事業、84ページです。

いいですか。P84、まちづくり交流、一番上に書いてある交流事業、ここのことです。このことについて、いろんな国と国際交流ということが書いてあります。あと町村相互交流、事業概要で書いてありますので、どこの地域を指していっているのか、どんな交流をする構想を持っているのか、その辺のところをよろしくお願いします。

あと、70ページの⑹地域コミュニティ活性化事業、先ほどから皆さん言っていますけれども、今、自治会の会長の成り手が少なくなっている、先ほど町のほうでは、いろんな、後で自治会長なんかと相談しながらということで言っていましたけれども、成り手が少なくなっている。会員も少なくなっている、自治会に加入する世帯も少なくなっている。

こういう状況の中で、果たして今のままで、コミュニティセンターを造って何とかかんとかと言っていましたけれども、それだけだと済まないと思うんですよね。実際に自治会長が行って、いろんな広報を配ったりなんかしていますので、今、少なくても経済が発展していないで、少しでも収入を得るためには働いて忙しい、そういう状況になっているんで、町としての考え方をもう少し詳しく、それだけで済むのかどうか。対策なんかもあったら、ちょっとしたところに交流場みたいなことあれば、対策みたいのがあれば教えていただきたいなと思っております。私も参考にしたいなと思っていますので、その辺のところもお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

午前中に引き続いて、町民生活課分の質疑に入ります。

午前中の山下委員の質問に対する答弁から入ります。

答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、午前中、山下委員さんのほうからご質問いただいた件に関しまして、順次お答え申し上げます。

まず、歳入の関係でございますが、予算書の57ページ、廃棄自転車回収代金、こちらに関する件でございますが、何台で、業者はどこですかという内容でございます。

こちらの廃棄自転車の回収につきましては、令和３年度につきましては73台、なお、令和４年度につきましては、これからという形になります。

また、回収業者のほうでございますが、昨年度は、蓮田市にあります三堀アレスダンクという民間業者でございます。「三堀」と書くんですけれども、「みぼり」だか「さんぼり」だか、ちょっと申し訳ございません、お許しください。アレスダンクは片仮名でございます。

なお、令和４年度につきましては、これからの話になりますけれども、町内にございます、片仮名でございますが、ハモダ株式会社さんのほうに決定しているところでございます。

続きまして、同じく歳入の関係の57ページ、再利用自転車引渡代金の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、放置自転車の関係でございますが、自転車のリユース協力店に対して、撤去自転車の販売代金のほうの回収に当たるものでございます。宮代町自転車再利用促進会へ放置自転車を販売したりするものでございますけれども、町内に促進会は５団体で構成されているものでございます。令和３年度につきましては、利用促進会のほうに10台の販売を行っているところでございます。

なお、令和４年度につきましては、６台の販売をさせていただいたところでございます。

続きまして、予算書の59ページの消防団員退職報償金の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、消防団組織法の第25条に基づく、退職する消防団員の退職報償金の関係でございます。

宮代町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、また消防団員等公務災害等共済基金に基づき、支給をさせていただいているものでございます。年度末で退職する消防団員を想定した形での予算という形でご理解いただければと思います。

なお、消防団員公務災害等の補償等共済基金は、退職した消防団員の多年の苦労に報いるため、市町村が支給する功労金としての性格を持つ金銭給付でございます。昭和30年度に、消防団員の処遇改善の措置の一環として創設されているところでございます。

続きまして、進修館管理運営事業の空調機の関係でございます。

空調機の改修工事につきましては、令和４年度、今年度、予算措置のほうさせていただいておりまして、現在進めているところでございます。

しかしながら、委員さん、皆さんご承知のとおり、ワクチン接種の関係で進修館が会場となったという関係で、改修工事のほうが遅れているということで、こちら、契約の変更をさせていただきまして、新年度を迎えた令和５年４月28日までを契約変更という形で、改修工事のほうをするようになっておりますので、そちらの空調機の変化につきましては、まだ工事中ということで、どうなったかという詳細については申し上げられません。

しかしながら、改修工事を行っているということで、今よりは数段よくなるというふうに見込んでいるところでございます。

続きまして、予算書の94ページの災害に強いまちづくり啓発事業に関連したご質問をいただいているかと思います。

災害の関係で、被害の予想に対する対応ですとか啓発については、どのようになっているかというようなご質問をいただいたところでございます

が、こちらのほうにつきましては、令和４年５月に改定した町の地域防災計画がございます。その中で、14ページと15ページに、災害被害想定ということで記載のほうをさせていただいているところでございますが、その中で、ちょっと計画のほうの一文のほうを読ませていただきます。

町での被害想定でございますが、平成19年の被害想定におきましては、町では最大８人の死者、177世帯の全壊、6,000人以上の避難者、約6,000世帯の断水が想定されておりましたが、平成24年、25年の被害想定では、死者はゼロ人から１人、全壊については79世帯、避難者は最大で780人、断水世帯は最大2,785世帯と、これまでよりも小さい規模で推計をされているところでございます。

しかしながら、県の被害想定は、埼玉県全域から、５つの地震について、一定のモデルを設定して推計を行ったものでございまして、町といたしましては、阪神・淡路大震災や熊本地震の教訓を受けまして、想定外の大規模な直下型地震等も起こり得ることも前提にしながら、埼玉県地震被害想定における茨城県南部地震をメインターゲットに予防対策を進めたいというふうに考えております。

また、災害の対応につきましては、私たち災害担当だけの職員だけでは到底力が足りないというふうに考えておりますので、こちらにつきましては、全庁一丸となった取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、予算書の92ページ、防災活動事業でございます。こちらのほうの18節の負担金、補助及び交付金の安心・安全まちづくり推進事業補助金（防犯）の関係でございます。

こちらのほうの内容はというふうなご質問をいただいておったかと思いますので、内容についてご説明申し上げます。

こちらは、自主防災・自主防犯組織の活動に対する補助制度でございます。町内の各地区や地域での自主防災・自主防犯組織の活動を応援するための補助内容となっております。

目的といたしまして、災害や犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した自主防災や防犯組織の活動を支援するため、補助金を地区に交付するものでございます。

その内容でございますが、防犯用の資機材の購入費、防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費、地域環境改善活動に対する経費に対して、地区の方へ補助をさせていただいているところでございます。

続きまして、予算書の70ページ、地域コミュニティ活性化事業の関係でございます。

こちらにつきましては、会長の成り手不足ですとか会員数が少ないというような状況が、どこの地区でも見受けられます。その関係で、町の考えはということで問われておりますので、その関係にお答え申し上げます。

地域の中で知り合いが増える、あいさつできる、大人も子供も一緒に楽しめる、そんな自治会の楽しさ、いざというときに助け合える、心配してもらえる大切さを地区の方々にお見せして、感じていただくことが必要だというふうに感じております。また、会員の皆様が、やってよかった、楽しかったという喜びですとか達成感を味わっていただくことも大切ではないかというふうに考えております。

そんな活動が増えていけば、きっと自信を持って勧誘いただけるのではないかというふうに考えております。

また、町内会を義務と考えずに、地域に関わっていける権利と考え、みんなで住みやすいまちをつくっていけたらというふうに思っております。

自治会による柔軟な考え方、活動できないから、会費を払えないからと退会していくままにしておくのは、町内会の役割と逆行しているのではないかというふうにも感じております。そんな人こそ、町内会で見守っていただければというふうに考えております。

また、祭り、行事等におきまして、人手が足りないのであれば、行事を広域化するなど、隣の地区と手を組むことも必要であり、考え方を変えた取組により自治会は変わっていくものというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興主幹、関根でございます。

私のほうからは、まちづくり交流事業に関するご質問のほうに対してお答え申し上げます。

対象国と地域はという問いであったと思います。

国際交流につきましては、特定の国を対象に協定ということではなく、町内で日本語教室や異文化講座などを実施している国際交流みやしろという市民活動団体がございます。その事業に対して支援をしているところでございます。

また、地域につきましては、相互交流に関する覚書のほうを越生町さんのほうと調印しておりますので、今年度、防災の関係で、相互物資の協定等のお話を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

山下委員さんからの質問についてお答えいたします。

むさし堤団地付近での交通事故についてというようなお話がありましたが、埼玉県警の交通事故発生マップで、2022年１月１日から2023年１月３日までのデータがそちらに掲載されているんですが、その間ではちょっと確認ができておりませんので、事故のほうは町のほうでは把握はしておりません。

事故のきっかけということではなくて、あそこのちょうど直角に曲がっているところの道路整備が一部されたところなんですけれども、県道部分については県土さんのほうで対応していただきました。堤団地側に向かう町道の部分につきましては町のほうで、「止まれ」という路面標示のほうが薄くなっておりましたので、そちらの工事のほう、路面標示のほうをさせていただいております。

あと、別のご質問の中で、ちょっと補足をさせていただきます。

消防団の関係になります。予算書59ページ、諸収入のほうで、今回、消防団員退職報償金169万8,000円ということで計上されておりますが、これがそのまま支出のほうで、180ページ、181ページの消防総務事業の報償費、消防団員退職報償金169万8,000円という形で、ここで記載をさせていただいておりますので、入りと出の方で、ご確認いただければと思います。

あと、自転車のほうなんですけれども、個人への払下げについてはどうかというようなご質問があったと思います。そのまま自転車回収したものを、程度がいいものがあれば高い金額でお渡しすれば、町の収入にもというようなお話もありましたが、やはり事故とか壊れたりとか故障とかいう部分が心配な部分がありますので、基本的には引き上げた自転車については、自転車の再利用促進会さん、自転車販売店さんで構成されている団体

さんのほうに払下げをしまして、そこで整備をして、おのおのの自転車店のほうで販売をしていただくという部分も取組をさせていただいております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初に自転車のことなんですけれども、放置自転車、業者に販売するということで言っていましたけれども、令和３年で10台ですか、令和４年度、６台ですか。そういう、比較的新しい自転車が放置されている現状があると思うんですよ。

やっぱり今、町民も、子供さんが高校、大学ということで通学なんかの場合、自転車が必要だという方もいらっしゃいます。やはり、そういう町民生活に密接に関わる自転車とかそういうのを、せっかく集めた放置自転車をそのまま業者に渡すんじゃなくて、やはり年に一度でもいいから、そういう方、春の入学前に町民に明け渡したというか、そういうのが必要じゃないかなと思っているんですけれども。

比較的新しければ、それは整備そんなにしなくても、皆さん毎日乗っている自転車ですから、分かると思うんですよ、どこが悪いとかそういうのは。ここはブレーキ一つ緩いから、これは業者じゃなくちゃ駄目だというわけじゃないと思うんですよ。その辺のところは応変に、町民の生活という意味では、やっぱり明け渡すということが必要じゃないかなと思って、バザーでいいですよ。そういう感じでやれば、町も助かると思いますよ、それは。業者に引き渡すよりか、町民に引き渡したほうが高く売れますからね。

例えば、新品の自転車の３分の１だとか、半額以下だとか、そういう値段で売れますから、１台3,000円か5,000円としても、相当売れるわけでしょう。これ以上の、この二、三倍では売れると思いますよ。ぜひその辺のところも考えて、いろんな自転車置場の働いている人たちとか、そういう人たちに還元していく。必要かなと私は感じているんですよ、ただ業者に渡すだけじゃなくてね。

壊れかかった自転車はしようがないですよ、廃棄処分で、これはやらなくちゃいけないというのもありますけれども、その辺のところはよく考えるべきじゃないかなという感じがするんですよ。

ほかの自治体ではやっているかやっていないか、私もあまり気にしなかったんですけれども、その辺のところは把握していますか、ほかの自治体の動向というか、自転車に関する。ぜひ、その辺のところは考えてほしいなという感じがします。

あと、消防団のあれは分かりました。いろんな退職金だとか、そういうほうに回される、ここの予算ね。やっぱりこれは雑入の中に入っちゃうんですか。何か雑入じゃないような感じがするんだけれども、消防団の59ページ、雑入と書いてあるんだけれども、その辺のところも、もう一度お願いしたいなと思っております。総務費だったら総務費のほうに、どういう、町民生活課のほうに入るのか何か分からない、ちょっと分からないなという感じがします。

あと、96ページ、進修館の昨年度の空調機器、今年に延長したということで、それからじゃなくちゃ分からないということで、なお現在、議会なんかで使っていても、寒いところと窓際、暖かいところもありますけれども、私のところはちょっと寒いですよね。そういうこともあるんで、ちょっとあれっと思って聞いたんですけれども、ひとつよろしくお願いします。

それから、94ページ、災害に強いまちづくり啓発事業です。

想定が低くなったということなんですけれども、

なぜ低くなったのかなと思っているんですよ。安全な建物というふうに感じているのか、安全な道路だと感じているのか、安全な電車だと思っているのか、その辺のところが分かりませんね。

外国で、トルコなんかで起きた地震、何万人も死んでいるんですよ、はっきり言って。建物が崩れやすいというけれども、確かに下が揺れてしまえば、どんな建物でも崩れますからね。まだ日本でも想定されていませんけれども、高層ビルだって分かりません、はっきり言って。安全だと言っていますけれども、日本の技術で。起きたわけじゃないからね。

なぜこれ、低くしなくちゃいけないのか。みんな油断しますよ、はっきり言って。やはり最悪の想定をするべきじゃないかなという感じがするんですよ。特に宮代は、地盤の低いところもあるし、夏と冬、雨が大勢降った、台風時期だとか、そういうときも考えなくちゃいけないしね。

やはり低くするということは、町民の皆さんに油断を与えるということですから、その辺のところは、ちょっともう一度考えたほうがいいんじゃないですか。私は感じております。もう一度お答えください、その辺のところは。命がかかっていますからね。

それから、92ページの防犯活動、先ほども言いましたけれども、高校生が刃物で60歳の、ちょっと理由は分かりませんけれども、私も、そういうことが起きている。どこで起きるか分からないというのが、今現状だと思うんですよ。

町内活動に自主防災会だとか、そういうものをやっていますよと言っているんですけれども、確かにそれはそれで結構なんですけれども、特に学校とかそういうところの防犯、どのようにやるのかなという感じがするんですよ。

町のほうでは、小学校だったか中学、小学校だと思ったけれども、そこに地域のあれをつくるということで言っていますけれども、そうすると、他人が、訳の分からない人が入ってくる。本当に訳が分からないですよね。万が一あったらどうするのかなという感じが、私は感じているんですよ。

その辺のところも、町としてはどのように、安全対策としてですよ、町の考え方でもいいですから。安全だったら安全でもいいですよ、それは。安全になるたけするというんだったら、安全になるたけするで結構です。でも、事実として、こういうふうに学校に入ってきて事件を起こしているというのが事実としてあります。ですから、私は、それはやめたほうがいいんじゃないかなという感じがしないでもありません。町の考えをおっしゃってください。

それと、交通安全対策、あそこは事故があったんですか、なかったんですか、堤団地に入っていくところのあそこの交差点。今、四角で赤字で囲ってありますけれども、なかったということなんですか、それともあったということなんですか。私も言われたから聞いているんですけれども、あったのかなという感じでね。なければないでいいんですよ。

ただ、交通安全、あそこは、そのために警察がやったということなんですか、それとも埼玉県でやったんですか。先ほど埼玉県でやったということなんですが、宮代はタッチしていないということですね、じゃ。防犯灯じゃなくて、町道のところに「止まれ」というだけなんですね。

何のために「止まれ」と、あそこに書いたんですか。県のほうの指導でやったということなんですか。事故が起きたんじゃなくて、県のほうの指導で、あそこへ「止まれ」ということで。そのところがちょっと分からないんで、本当にあったのかなかったのか、そして、死亡事故だという話も

聞いたんだけれども、違ったらいいですよ、それで。私は人から聞いた話だから、調べたわけじゃありません。

そういう話があるんで、どういうふうに把握しているのかなという、分からないと言っていましたけれども、それは、警察官か何かで調べないと分からないんですか。それとも、町では把握していないということだけなんですか。もう一度お願いします。

まちづくりの交流事業は分かりました。他町村とは越生町、あと町内の国際交流の場があるということで、その辺のところは分かりました。ぜひ、いろんなところと交流をするということは大事なことですので、やっていただきたいなという感じがします。

これは特定の団体だけじゃないですよね。国際交流やるのには、ここの団体以外はほかは駄目だとか、例えばここに留学で来たとか、日工大に留学で来たとか、そういう人たちも入るということで受け止めてもよろしいですか。

報償金、あと、70ページの地域コミュニティの報償金ですけれども、この辺のところはちょっと私も、大変だ、入る人もいない、辞めていく人が多いんだよなんて、自治会長にも言われるんですけれども、やはりその辺のところだと思うんですよね。

やっぱり今は、２人で働いて家庭が留守、一緒になってやっぱり生活が成り立っている。そこで、自治会だとかそういうものを、若い人は特に、やっていたら大変だということで、入らない人がいるんじゃないかなという感じがするんで、その辺のところはあるんでね。

それと、自治会に入ったらお金を取られる。取られるというわけじゃないんですけれども、お金の問題、経済的な問題も出てくるんで、若い人からすれば、1,000円で2,000円でも節約したいというのが今の現状じゃないかなという感じがするんですよ。

ですから、その辺のところも含めた町の考え方を、今後研究をしていったほしいなという感じがするんです。答えられなかったら答えられなくていいです、それは。自治会の問題もありますし、地域のこともありますので、研究課題だなという感じがするんで、まだまだね。

本当は全員に入ってもらって、自治会活動をやってもらうのが理想としてはいいんですけれども、いろんな、先ほども言いましたね、建て替えるだとか、そういうことを言っていましたけれども、そのためには、やっぱり自治会に入らなくちゃいけないんでね。ただ、今の若い人は、言ったように経済的な問題、子育ての問題、いろんなものがあって、入らない人が多いということなんですよ。

そういうことで、これからの町の研究課題じゃないかなと、その負担を全部なくせというわけじゃないんだけれども、軽減していく。そういうことが必要じゃないかなという感じがするんで、ひとつ、答えなくていいです、これは。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

山下委員の質問にお答えいたします。

自転車の廃棄の関係で、リサイクル、もっと直販でできるのではないかというようなお言葉だったんですけれども、昨年度、どのぐらいの自転車を販促会の展示のほうで出させていただいたかというところの数値も、ちょっとお示ししたいと思います。

35台、リサイクル可能なような状態のものをお

出しして、実際売れたのが10台という状態です。ここから考えますと、残り25台はプロの方が見ても、ちょっと手間がかかってしまうなというような判断で、購入を控えられたというような状況だったのかなと思います。

同じように直販でお出しするとなると、この35台が対象になってくるとは思うんですけれども、やはりプロの方が敬遠する25台を一般の方に町が売り渡すという形になりますと、やはり整備の問題は非常に大きな問題ですので、それで事故を起こして、町のほうに、こんなの売ってというようなお話になっても、ちょっと厳しい部分もありますし、販売の業者さんのほうも町内に５店舗ございますが、その５店舗さんとの自転車の販売というところでの競争をしてしまうというような部分がありますので、現状では、整備も含めてしっかりやっていただける自転車店のほうに売渡しをして、ちゃんと整備をして、一般の方にお渡しするというような流れを取らせていただいています。

程度のいいものにつきましては、撤去・保管をしている状況ですので、皆さん持ち主がおりますので、連絡つく方にはご連絡を差し上げています。ご自身でまだまだ乗れるというものであれば、取りに来ていただいていますので、撤去保管料１台当たり2,000円になるんですけれども、2,000円をお支払いいただいて、持って帰っていただいているという状況ですので、実際取りに来ないというのは、いろんな状況があるとは思いますが、2,000円払って取り返してもどうかなという車両がほとんどなのかなというような実態がございます。

続きまして、消防団の雑入というところではございます。こちらにつきましては、交付金ではないので、団体か民間のところの収入になるので、諸収入、雑入という枠のほうに掲載をさせていただいております。

あと、県道の事故についてなんですけれども、繰り返しになってしまいますが、埼玉県の交通事故発生マップというのがホームページにございます。こちらのほうで改めて確認させていただいたところ、2022年１月１日から2023年１月３日までの間では発生はなかったということで、我々のほうもちょっと報告を受けていないので、分からないというところではあるんですけれども、なかったという形だと思います。

県道の部分の表示につきましては、杉戸県土さんのほうで実施をされています。私どものほうでは、町道の部分の「止まれ」の表示が薄くなっていたので、各種町内の路面標示の業務の中の一環として、たまたまこのタイミングでやらせていただいたというところです。

死亡事故につきましては、既に1,500日以上ゼロが続いておりますので、死亡事故があったというようなことは絶対ないと、今のところ、お話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

予算書の94ページの災害に強いまちづくり啓発事業に関連する再質問に対してお答え申し上げます。

先ほど私のほうで、宮代町地域防災計画に基づく被害想定のほうを申し上げたところでございます。その答弁に対しまして、想定が低くなったのはなぜかというような形でございます。

山下委員おっしゃるとおり、最悪の想定はしなければならないというふうに考えているところでございます。

地域防災計画の改定に当たりまして、予測の数値的なものにつきましては、各種のデータを基にコンサルタント会社のほうではじいたものを、こちらの地域防災計画のほうに掲載をさせていただいているところでございます。しかしながら、数値的に見ると、かなり低い値ということで、おっしゃるとおり、町民の方も、数字だけを見たら油断してしまうというのはごもっともだというふうに感じております。

そういったこともありますけれども、災害時には住民の方が自助でやるべきことがございます。そういったことも、昔に比べると、今はかなり、自分で災害時については何をすべきかということが浸透してきていると思いますので、住民の方一人ひとりにつきましても、災害に対する心構えが変わってきているというふうに認識しているところでございます。

また、先ほども私のほうで、職員、全庁一丸となってということを申し上げたところでございます。

防災対策を実現するに当たりましては、業務に直接携わる地方公共団体の担当職員の能力の向上、人材の育成は、大変重要な課題であるというふうに考えております。また認識しております。これを積極的に全庁一丸となって推進していくことが必要であり、また、体にたたき込ませることによって、万が一の災害時には、職員一人ひとりが自分の考えを持った形で行動できるというふうに考えております。それによって、我々は町民の命・財産を守らなければならない責務がございますので、そういったことを全うしていけるものだと思っているところでございます。

この点につきましては、数字的なことは低くなっておりますけれども、重複しますが、全庁一丸となって、災害時に対しては取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

４点目は、学校の防犯対策でございますけれども、これにつきましては、学校と地域が連携いたしまして取り組んでおります。また、須賀小学校の再整備につきましては、現在、市民参加で基本構想を策定中でございますので、大変申し訳ないんですが、詳細につきましては、教育委員会の審議の際に改めてご質問をいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました、いろいろと。

災害、町一丸となってやるんだということを言っていますけれども、災害が起きたとき、一丸となるということも本当に大変なことだなと。１週間後あたりは、一丸になってできる可能性もありますけれども、なかなか災害が起きて、すぐに一丸となってやることはできません、はっきり言って。自分の家族、自分の命、それが最初に来ます。それから余裕が出てきたとき、一丸となってやっていくんだ。そこで、最初から災害の想定を低くしてしまう。私は、どこか違うんじゃないかなという感じがします。

その辺のところ、もう一度見直したほうがいいんじゃないかなという感じがします、最初から。私はそう思いますよ。

起きたとき、例えば職員だって、ここへ来られるかどうか分かりません、役場に。歩いてくるんだか、自分の家族とか家とか、そういうのがまず

最初に頭に浮かびますよ、誰でも。それからですよ、余裕が出てきてやるのは。だから、そういう想定をしながら、やっぱりやっていかなくちゃいけないんじゃないかなという感じがするんで。

それは確かに、一丸となってやっていくというのは気持ちは分かりますよ。でも、実際にはできないというのが、どこのあれでもそうですよ。ヤブキタ、トルコだってそうでしょう、最初はできなかったんですよ。それで、自分のところが落ち着いてきて、キタが助けるということでなっているわけですから、すぐにはできないというのかな。

だから、その辺のところを、その空白の時間をどうするのかということなんですよ。私は、その辺のところをもう一度見直したほうがいいんじゃないかなということで言っているわけで、その辺のところは担当者含め、考え直してほしいなという感じはします、これについてはね。このことについてはこれで結構です。

あと、防犯の活動の学校の安全、今、須賀小の教育委員会のほうで、もう一度質問してくれと言いましたけれども、やはり防犯活動ということになれば、こちらで、町民生活課のほうだと思いますので、現実的に起きているということなんですから、町民生活課のほうではどう考えるのか。それを、いや、これは教育委員会だよというならば、教育委員会のほうでやりますけれども。町民生活課としてどう考えるのかということで聞きたいんですよ。それだけですね。

交通安全に対しては、これは死亡事故がなかったということで、私も、だから、ここで聞こうかなと思っただけで、実際には人から聞いた話だけですから、あそこに四角いあれがあるんで、死亡事故が起きたのかなということを言っていましたので。

何であそこ、工事やったのか、ちょっと分からないんですけれども、むさし堤団地の人があああいうところをやれということを言われたのか、県のほうに。その辺のいきさつというのは分かりますか、あそこの改造したいきさつというのか。それだけおっしゃってください。あとは結構です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

踏切付近のむさし堤の交差点のところの状況ですけれども、町のほうではちょっと把握しておりませんので。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副町長。

○副町長（渋谷龍弘君）　副町長の渋谷でございます。

山下委員のほうでご懸念されておりますのは、恐らく今、須賀小学校のほうの再整備で検討しております地域に開放された学校ということで、学校の中に地域の方が入ってくることによる事故みたいなことをご心配されているのかと思っているんですけれども、現在、先ほども申し上げたとおり、市民参加で今、基本構想をつくっておりまして、先進地のほうにも出かけまして調査研究しておりますので、そういった方向性が出次第、またご報告させてもらおうと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書の88ページ、私たちの予算書の57ページです。交通安全対策事業についてです。

こちら、先ほどもご説明ありましたが、電気料

の道路照明などの予算についてなんですけれども、資料の16ページにございます防犯灯の工事等の資料があるんですけれども、この防犯灯が、修繕も含めて昨年度31件ありました。

先ほど、地区の区長さんを通して、年１回の審査で検討部会が開かれて、新設などされているということなんですけれども、要望があった全ての新設がこの検討部会でされるのか、それとも、基準に照らし合わせて優先順位など決めてされてのこういう結果なのか。それによって、また今年度も大体同じ予算が全体的についていまして、電気料については200万円増額されておりますが、増額分が地下道にあるのかなど、このあたりのことを教えてください。

次に、予算書94ページで、私たちの予算書の41ページになります。こちらの災害に強いまちづくり啓発事業についてです。

こちらは、防災訓練のための予算ということで、来年度、防災訓練というのは、町全体で行う防災訓練の費用なのか。こちらに参加型の防災訓練となっていまして、去年も同じような感じのことが書かれておりますが、41ページにもあるんですけれども、実践的な訓練を踏まえてということで、どのようなところを来年度は見直しをしていくのかということを教えてください。

最後に、⑶の防災コミュニティ促進事業についてです。

こちらの中の避難所設営宿泊訓練実施委託料について、まず伺います。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　危機管理担当主査、加藤でございます。

先ほど塚村委員のほうから、交通安全対策事業ということでご質問があったのですが、こちら、ページにつきましては、予算書92ページ、93ページの防犯活動事業の間違いだと思うんですが、よろしいですか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　１時５０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　危機管理担当主査、加藤でございます。

先ほど、防犯灯の工事発注状況で31件ということでございまして、そのうち、新設につきましては11灯、修繕については20件ということで、令和５年１月20日現在では、こういった発注状況でございます。

毎年、地区からの要望が年に１回、区長さんから要望を受け付けまして、そちらについて、要望があった件数全て、まず担当のほうで現場を確認させていただいて、地図に落として、写真を撮って防犯灯設置検討部会のほうに諮ります。第１回のときに、そちらのほうを委員さん、委員さんというのが、地区連の代表の方、あと専門家の方、あと公募の方から成る設置検討部会なんですが、そちらのほうで現場を説明させていただいて、実際に夜間、我々のほうで車を運転して、設置要望箇所を全て回らせていただいております。その夜間設置で採点したものをもって、次回の会議で皆さんで集まっていただいて、設置の可否について決定するという流れになっております。

令和４年度でございますが、14か所要望があったうちの11か所のほうを既に設置させていただい

ております。こちらで防犯灯についてはよろしいですか。

予算書94ページ、私たちの予算書41ページの災害に強いまちづくり啓発事業の、こちらの事業概要に書かれております参加体験型地域防災訓練の実施ということになっておりますが、こちらについては、令和５年度につきましては、今年、３年ぶりに須賀小学校で、規模を縮小させていただいて訓練を実施させていただいたんですが、今年度につきましては、実施場所が百間小学校ということで、消防団の第５分団、第６分団エリアということで開催するということ……令和５年度については、第５分団、第６分団エリアで開催ということで、百間小学校で実施します。

こちらについて、こちらの文言で、参加体験型ということで記入させていただいているのは、こちらについては毎年、実行委員会形式で、皆さんが主体となって、当日の訓練の会場設営や実施主体となるということで、こういった書き方をさせていただいております。

予算書の94ページ、95ページの委託料で、防災コミュニティ促進事業の委託料で、避難所設営宿泊訓練実施委託料ということで書かせていただいております。すみません、こちらについては、宿泊訓練実施委託料ということで書かせていただいているんですが、これが、細説のほうでこういったことで書かせていただいておりまして、数年このような形で記載がされているんですが、来年度から記載のほうを変えさせていただいて、実際、職員対象とした訓練の業務委託ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

防犯灯についての予算のページの誤りがありまして、失礼いたしました。承知をいたしました、この件に関しては。

要望があって、検討部会で先ほどの内容で検討されて、それによっては、ここは要らないというところもあるということなのか。今現在で14か所中11件ついたというのは、そういうこともあるのか、それとも要望があったのは全てつけているのか。あと、予算以内でないとつけられないということで却下することもあるのかという、その辺、もう一度お願いいたします。

次に、防災に強いまちづくり啓発事業についてですが、災害に強いまちづくり啓発事業ですね。

こちらの防災訓練の内容は承知をいたしました。防災訓練に当たっては、実際の現状に基づいたというところがすごく大事だと思いまして、いつも標準的にやられているものに、何か実践的なものというのが、また見直しがあってつけられるのか、そういう訓練が加わるのかというところをもう一度お願いします。

あと、先ほどの避難所の訓練ということは、避難所設営宿泊訓練というのは、職員の方が避難所を設営して、実際に避難が必要になった場合、泊まるというのを想定して、そういった訓練をすることなのか、ちょっとよく分からなかったので、もう一度そこをお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　危機管理担当主査、加藤です。

防犯灯の設置要望について、全てがついたのか、却下されたのかということなんですが、実際に要望が出たのが14件で、11件は設置させていただいて、３件は、あらゆる状況というか、明るさとか、そういった距離の問題とかもございまして、そちらについては区長さんのほうより、理由を付して、

設置できないということで通知させていただいております。

防災訓練、実際の現状に基づいた実践的な訓練が今年度加わるかと、来年度加わるかということなんですが、こちらについては、訓練内容につきましては、毎年実行委員会で、事務局からご提案させていただいたものと、実際に実行委員会がございますので、そちらのほうで話をしながら、新種目等につきましては検討させていただきたいと思います。

今年度につきましては、新たにドローンによる被害者救出訓練ということで、新たな訓練もやらせていただいておりますので、そちらについては、令和５年度の実行委員会の皆様と一緒に検討していきたいと考えております。

あと、避難所設営宿泊訓練につきましては、実際、10年ほど前には福祉課と協力して、そういった訓練をやっていたようなんですが、ここ10年は、そういった訓練でなくて、職員を対象にしたハグ（ＨＵＧ）訓練とかを実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　防犯灯に関しては承知いたしました。予算がいっぱいだからやらないとかと、そういうことはないということで承知をいたしました。

２点目の防災訓練なんですけれども、実行委員で決めるということで、町からのご提案ということで、実際、そういった避難所に避難訓練ということで、そういった何かが起こった際に避難所に集まられたときに、やはり訓練だけでは分からない、例えば季節の問題とか、そういうことがあった場合とか、そういった想定したとか訓練ということも必要なのかなと思いました。

それで、３点目にも関わることなんですけれども、宿泊して訓練するというのは、もう10年以上やっていないということなんですけれども、実際今、避難所にパーティションなどを立てて、避難訓練を想定した、折り畳んだりとか設営したりとかと、そういうことをやられていると思うんですけれども、夏にそういった体育館に集まって、どういう状況になるのか、冬だったらどうなのかとか、そういうことを実際体験してみて、またそこに防災訓練など、あと啓発活動にもつながると思いますので、そうやって実際に体験していただくこともいいのかななんて思いましたので、そういう実行委員の方に町からも、今はこういう訓練はされていないということなんですけれども、もう一度改めて訓練をして、本当に実際に避難所生活が始まったらというのを想定したものも加えていただければと思いました。

そういうことはご検討いただけるのか、もう一回、最後お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○危機管理担当主査（加藤正久君）　町では、実際に地域防災訓練のほかに、避難所開設訓練というのを職員対象で行っております。今年度につきましては、地震を想定、例年、台風とか風雨の災害を対象にやっていたんですが、今年度につきましては、地震が起きて、職員参集から始まる訓練をやりまして、職員が参集してからどのくらいで避難所が開設できるかということを検証させていただきました。

その中で、開催が７月だったこともありまして、百間中を避難所として開設したんですが、やはりこの暑さの中でしたので、実際に職員もこの暑さの中で、実際に避難者を受け入れたときに、避難者の体調が悪くなってしまうのではないかといこ

とで、身をもって、今年度、暑さ対策については重要だということを認識しております。

そういった訓練の中でしか分からないことも、塚村委員おっしゃるとおりにあると思いますので、今後についても、そこら辺検討していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時２０分

○委員長（西村茂久君）　再開をいたします。

引き続き、町民生活課分の質疑に入ります。

質疑のある方、挙手願います。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

７点お願いします。

私たちの予算書34ページ、進修館のオープンカレッジで、新たなグループを10団体、これ７年までに設置ということなんですが、今の実績と、今後どんなグループを入れようと考えているかお聞きします。

あと、これは資料を出していただいたんですけれども、進修館もしていただいて、ありがとうございました。

あと、私たちの予算書41ページ、みんなで備える防災力強化推進事業、これも成果目標、前期実行計画の成果目標なんですが、その中で、マイ・タイムラインが広報でも載っていたんですが、これを７年までに50％にする、作成率となっているんですが、７年度までって、令和５年度、６年度、７年度、３年なんですが、50％まで持っていくのにどう考えているのか。

この50％って、ちょっと確認なんですが、人口というよりは世帯の数なのか確認いたします。

あと、私たちの予算書57ページ、道路照明についてです。

今回、３丁目は４年度で、道路反射鏡が２つのが３点、おかげさまでついたんですが、非常にありがたいんですが、このような場所って町内にいっぱいあると思うんです。今後もこうやってつけていただけるのか、お聞きいたします。

あと、すみません、同じく私たちの予算書57ページなんですが、道路照明、以前委員会で質問いたしました、区長だけじゃなくて一般の方、町民からの連絡でもつくということで、広報にも載っていましたが、それの区長ではなく一般の方とかの情報というのは、どれくらい増えているのかお聞きいたします。

あと、私たちの予算書59ページ、登録メール委託料５万円なんですが、登録数というのが増えているのか。それとやっぱり、委員からも出ていましたけれども、今、ＬＩＮＥとかのほうがかからないしというのもあるし、そのあたり、私もちょっと気になっているところなので、お聞きします。

あと、横断歩道についてお聞きします。

県道の横断歩道と町道の横断歩道の設置の仕方、警察等に相談すると思いますが、設置の仕方に基準がありましたら、お聞きします。

以上７点です。

それで、多分再々質問までいかないと思うので、分かりやすく端的に答えてください。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

私のほうからは、進修館オープンカレッジの実

績ということで回答させていただきます。

大きく３つ、オープンカレッジを開催しております。１つ目としましては、モデル事業としまして、昨年度の頭、町民まつりをテーマとしたワークショップを開催させていただいたところです。

その際に集まりました方々が、昨年、縮小した町民まつりのイベント委員として参画していただきまして、コミ広でやったブースをそれぞれ担当して活動していただきました。町民まつりをテーマとしてということなので、ぜひ来年度も参加したいということでお話伺っております。

それから、もう一つが、進修館の木橋、コロネードのところから築山に向かって突き出ている木の橋が老朽していたことから、そこの修繕をテーマに広報のほうで募集させていただいたときに、７名ぐらいの方が応募いただきまして、進修館のほうとタイアップしまして、ワークショップ形式で、実際に塗装のほうを市民参加でやらせていただきました。今は完成してきれいになっているところです。

この方々も、非常に進修館に興味をお持ちで、今後も自分たちができる修繕箇所の調査をして、来年度もぜひ実施したいということで伺っております。

３つ目については、12月に、じりつのほうの事業として、キャンドルナイトを開催しておりました。これ、開催に当たりまして、やはりコロナ禍ということで、じりつさんのほうが、ぜひ一般の方も興味を持っていただきたいということで、オープンカレッジの看板をつけまして公募で募集したところ、車椅子の方であったりとか興味のある方が数名参加していただいて、実際、キャンドルナイトのときにお手紙を朗読したりとかということで参加させていただきました。

その方たちも、別の障がい者福祉団体のほうにいる方だったんですけれども、来年もぜひお手伝いしたいということで活動が広がっているというところが、現在のところの実績となっております。

来年につきましても、テーマの募集からさせていただいて、役場とか進修館関係とは別として、語り合いたいテーマがあれば取り上げていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

道路反射鏡と横断歩道の関係につきましてお話ししたいと思います。

道路反射鏡につきましては、委員会の資料３ページのほうに記載をさせていただいていますが、令和４年度につきましては９か所18面のご要望があったところ、３か所５面ということで、和戸地内のエリアのほうを中心的に設置をさせていただきました。

こちらにつきましても、町の職員が審査をしているのではなくて、前段ご説明申し上げました交通安全対策協議会の部会といたしまして専門部会がございまして、そちらのメンバーさんに現場のほうを確認していただいて、採点をしていただいて、３か所という形になっております。

ですので、要望と箇所数、申請箇所と設置箇所につきましては、その審査の結果次第というところでございます。予算の限りもございますので、全部必ずということは、なかなか難しいところでありますが、審査の中で、今回につきましては３か所５面という形で設置をさせていただいたところでございます。

道路照明の要望ということですが、道路照明というのは、大きい道路に設置してある道路の照明

となるんですけれども、こちらにつきましては、要望というのは特段ございません。

次に、横断歩道の設置の基準ということなんですけれども、公安委員会さんのほうで基準を決めております。横断歩道の間隔は、市街地においてはおおむね100メートル以上、非市街地においてはおおむね200メートル以上とするというような条件が一つ付されておりますので、この範囲を一つの目安として、設置ができるかどうかというような形になっております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、お答え申し上げます。

私たちの予算書の41ページ、みんなで備える防災力強化促進事業、防災コミュニティ促進事業の関係でございますが、こちらのほうの下段のほうの前期実行計画の成果目標、令和７年度、２つ目のマイ・タイムラインの作成率50％以上ということで、目標のほうを立てさせていただいております。

九山委員ご指摘のとおり、目標まであと３年ということで、この50％の関係でございますが、人口で見ているのか、世帯で見ているのかという形ですけれども、こちらのほうの50％の目標については、世帯で見させていただいているところでございます。

また、その目標達成に向けて、どのように考えているかという形でございますけれども、こちらのほうにつきましては、防災・防犯マスター講座というのを年間事業計画でやらせていただいているところでございます。

こちらのほうについては、防災・防犯の講座になりますけれども、マイ・タイムラインということで防災関係になりますので、そちらのほうのマイ・タイムラインのつくり方、作成の仕方という項目を一つ設けまして、そちらのほうで講座を受けてきた人に周知のほうをして、自分で勉強していただいたことを地域に持ち帰っていただいて、一世帯でも多くの方々に話をしていただければというふうに考えております。

また、こちらのほうにつきましては、普及率の把握方法もあるかと思うんですね。そちらのほうにつきましては、自主防災組織のほうにアンケートを行ったり、地区防災訓練、町全体でやる防災訓練においてもアンケート調査を行って、マイ・タイムラインの普及率はどの程度かというような調査を行ってご協力いただいた上で、率の把握に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、私たちの予算書の59ページ、防災活動事業の関係で、登録制メールのお話をいただいたかと思います。

こちらのほうの登録者数につきましては、令和５年１月26日時点の登録者数で恐縮でございますが、2,518件でございます。年々、若干ではございますが、登録者数は増えていっているという傾向にございます。

また、ＬＩＮＥを使ったらどうかという話もいただいたところでございますが、皆様ご存じのとおり、今、町の総務課の広報において、ＬＩＮＥのほうでいろいろな町情報を発信しているかと思います。総務課のほうで確認したところ、今、登録者数が約１万2,000件ぐらい登録をされているというようなことも聞いておりますので、今後につきましては、皆様、ＬＩＮＥも既にやられている方もいらっしゃると思うので、町としましては、他課と連携を取りながら、今後、防災に関しての

ＬＩＮＥについてはどうするかというのも調整して、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

オープンカレッジ３つ、分かりました。

それで、今、木の橋の修繕をお聞きしたんですが、以前、五、六年前になりますかね、下のタイルとかを並び替えたりとか、あのときも何か、ボランティアで募集して修繕したり、進修館をやっている方たちのグループというか、そのときはあったような気がするんですが、それとは別のものを改めて募集して今回やったということで、そのつながりはないということでしょうかね。

あと、これからオープンカレッジを増やしていくということですが、答弁の中に、来年度とかをテーマとか取り上げたいという、どういうところからそういう意見を取り上げていくのかお聞きします。

反射鏡については分かりました。多分区長さんが、きちっとやってくださる区長さんなので、しっかりと出たと思うので、やっぱりこれ、ほかの方の答弁を聞いていても、やっぱり区長さんの力って大きいと思いますので、声を吸い上げていっていただきたいと思います。

私が町内走っていると、やっぱり住宅街、とても危ないところが、同じようなところ結構あると思うんですね。そのあたりは、やっぱり区長さんに上がっていかないというのと、やっぱり諦めていた、３丁目もみんな諦めていたんですけれども、区長さんが動いてくれて、今回要望が通ったということになりますので、声を吸い上げていただきたいと思います。

そのあたり、どうするのかしっかりと、あとはもう一つ、何回も出して駄目だからと、諦めて出さなくなるというのも区長さんから聞いていますので、そのあたり、どうしていくのかお聞きします。

あと、マイ・タイムラインが、そうすると、防犯マスター講座の開催で、これ受けた方のすごく力が要りますよね、住民に説明していくという。例えると、私が住んでいる和戸は1,100世帯あるんですね。そうすると、50％というと、550世帯がタイムラインをつくるということなので、本当に一生懸命伝えていかないといけないので、それはマスター講座を受けた方だけの力では大変無理だと思うので、やっぱり町と連携して、ゲームのようでもいいので家で書くようにするとか、何か工夫をしてほしいと思いますけれども、その辺の連携をもう一回聞きます。

あとは、災害のメールですけれども、若干増えて2,518件ということで、田島委員とかも先日言っていらっしゃいましたけれども、今１万2,000件、それであと、学校の安全パトロールとか家族の者がやっているんですけれども、やっぱりＬＩＮＥで入ってくるんですよね。不審者が出たとか。そういうので、いいなと私はちょっと思っているので、連携できるものなら早めにお願いしたいと思いますので、そのあたりもう一回お願いします。

答弁いただければ、再々質問いたしません。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

オープンカレッジについての新たなテーマの掘り起こし方法というところだと思います。

テーマを例を出してということではなく、新たなテーマの発掘ということになりますので、非常

に難しいところではあるんですが、町のホームページ、広報はもちろんのこと、オープンカレッジにつきましては進修館との共催事業になっておりますので、進修館のほうで発行している進修館だよりですとか、もちろん進修館のホームページ、それから、通常ですと、２階に市民活動サポートセンターが設置されていますので、そちらのほうでの情報提供等ということで、幅広く募集をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

マイ・タイムラインの再質問に対しましてお答え申し上げます。

まず、マイ・タイムラインにつきましては、今度、令和５年度、新年度から新たに、出前講座の中にマイ・タイムラインの作成の仕方というようなメニューを設けましたので、地区の地元の方々、出前講座をご覧になって、こういったメニューも取り込んだんだな、マイ・タイムラインのつくり方をもっと勉強したいなということであれば、ご連絡いただけると思うので、そういったものを、まず自主防災会との連携を取りながら周知に努めて、取り組んでまいりたいと思います。

また、今、マイ・タイムラインの動画作成のほうを作っている最中でございます。これ、３月に入って、今年度も終わりに近づいていると思いますが、３月の末日までには、マイ・タイムラインの作成の仕方ということで、動画でアップしてホームページに載せて、住民の方に併せて周知してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

失礼しました。それと、最後、防災の関係のＬＩＮＥ、こちら、早めに導入をということなので、善処させていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

九山委員のご質問にお答えいたします。

反射鏡の関係なんですけれども、ご要望、どうして区長さんかというところも含めてお話しさせていただきたいんですが、設置に際しまして、町の用地があれば町の用地にやったり、電柱に許可したりという形ができるんですけれども、場所によっては、住民さんのお土地を借りて設置をしなきゃならないというところがございます。こういった場合には、どうしても地区の同意を先にいただいてからじゃないと設置ができないという前提条件がありますので、ここ必要だよねという結果が出たけれども、そこの地主さんが嫌だと言われて、つけられないとなってしまうと、もとのもくあみになってしまいますので、どうしても区長さんの地元のご協力を最初に取り付けた中でのご申請をいただくというような形になっております。

これは防犯灯も同様な流れになっておりますので、そこのところは申し訳ないんですが、ご理解をいただきたいなというところです。

設置に際しましては、交通量とか視認性とか、当然、以前は家が建っていなかったからよく見えたけれども、家が建ったんで見えなくなっちゃったとか、生け垣が低かったんでよく見えていたんだけれども、植木が伸びちゃって見えなくなっちゃったというところも当然ございますので、必要性につきましては、またその都度審査をさせていただきますので、通らないから諦めちゃったではなくて、地元で必要だというふうにご認識いただ

けるようであれば、再度ご申請いただければ、そのときにまた都度審査をして、必要性のほうを確認させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

１点だけ、マイ・タイムラインを出前講座でやっていただくというんで、ありがたいなと思います。サロンとか、私も参加しているんですが、サロンとかでやってくれると、独り暮らしの人もとても多いので、お話ししていただけるとすごくつながっていく、若い人は結構、家族でどこで待ち合わせしようとかやっていますので、ぜひともお願いします。これは要望です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、74、75ページの地区コミュニティセンター事業、新規なんですけれども、これは本当に今、先ほど前段の委員も言いましたけれども、自治会の加入率も下がっているし、自治会そのものも存続が危ういと。それはなぜかというと、役員の成り手がいないと、そういう関係であるようです。

そういった点で、非常にここのところ、自治会活動が衰退化している、そういう中での事業の立ち上げかなというふうに思っていたんですけれども、そういう意味では、大きな役割を果たすんじゃないかなというふうに期待をしているんですけれども、そういった点では、先ほど運営費の関係で云々言っていましたけれども、和戸・姫宮両地域での開設というふうにうたっていますけれども、これは当初、こういう問題というのは、特に地域に関係なく、絶えず町民生活課としては話を聞いて、改善に向かわなければいけないと思うんですけれども、そういった点では、どういうふうに改善されていくのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

続きまして、88、89ページ、これは交通安全対策費の関係でございます。

いろいろ質問もありますので、私は、特に２月20日付の、これは県道の問題ですけれども、白線が消えかかっているという、そういった新聞での苦情というか、見ましたけれども、これはあると思うんですが、町としてはいろんな面で、通学路を最優先してやっていると思うんですけれども、そういった点で、今回のこうした道路路面標示設置修繕というのはあるんですけれども、これは繰り返しあると思うんですけれども、工事請負の積算根拠ですね、どこなのか、お示しいただきたいと思います。

それから、92ページ、93ページ、先ほど、地区コミュニティセンター事業の関係でも、自治会活動、地域活動と併せて密接だと思っているんですよね、防災関係も。やはり、どこも自治会がありますけれども、自主防災組織をつくってというのがありますけれども、それは自治会とは別になっていますけれども、やはり顔ぶれは同じなんですよ。区長が会長になったり、副会長が副会長になったり、やり方はいろいろあると思うんですけれども、やはりこれが、自治会活動が衰退してしまうと防災対策も、やはり命に関わる問題ですんで、こういった点で、本当に力を入れていかないといけないと思うんですが、そういう観点からもお尋ねしたいと思います。

それから、94、95ページの防災対策費の防災行政無線システムの関係で、私たちの予算書の59ペ

ージ、よく聞き取れないというふうに言われます。これはもうしょっちゅう言われるんで、私は、これについてはフリーダイヤルで聞けるようになっています。もちろん広報でも、その点ではよく書かれておりますが、結構知らない方が多いので、私なんかはこれを利用していますので、そういう方には、私も町民の方に教えるんですけれども、やはりこれは、毎回毎回のように広報でも伝えていただきたいし、知らない町民が多いです。ですので、ぜひそういう立場から、宣伝をしていただければなというふうに思います。その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、96、97ページの進修館費、これは前段の委員の中で質疑がありました。

１点なんですけれども、これまで社協があるときに、社協専門の駐車場ということで、４台ぐらい確保していたと思うんですけれども、今後は、今は教育支援センターになっていますけれども、とにかく進修館、あるいは役場庁舎で使う車は、ここでいいということでよろしいですよね。特別以前のようなことはないでしょうねということを１点だけ確認させていただきたいと思います。

それから、防災対策の関係で、分団への協力費というのが、自治会によっては協力費を頂きたいというふうな状況もあるようなんですけれども、ここのところコロナ禍で、ずっとなかったような記憶もしているんですけれども、これは、なぜ言うかというと、うちのほうの自治会に協力費を求めてきているんですけれども、これは応じなければいけないのか。それとも、町との関係で、分団費がどうしても必要なのかどうか、そういった点ではどうなのかね。

ほかの自治会の関係は私はよく分かりませんので、言えないんですけれども、少なくとも自治会費から分団への協力費、必要なのかどうか。その点、出しているところの自治会、出していないところの自治会、それは私は確認していませんので分かりませんが、そういうことがあっていいのかどうか。その点についての町の対応についても、お尋ねしたいと思います。

以上です。

あと、進修館で、印刷機の関係ですが、細かいんですけれども、自治会などで当然、印刷機を使うことがあります。どうも進修館の指導なのかどうか分かりませんが、１回印刷機、表を印刷したら、裏面は１日置いてからしてくださいというような、そういう指導らしいんですけれども、今、いろんなインクとか印刷機があって、そんなことやっていられるのかなと。そういう印刷機なのかなというふうに、これは勘違いされても困るし、そういう印刷機だということで、どうも指導しているようなんですけれども、そうすると、総会の資料を２日間かけて作らなくちゃいけないと、そういうふうになってしまうので、印刷機について、もう少し、一度にできるような印刷機にできないものかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根でございます。

私のほうから、地区コミュニティセンター事業の件と進修館の件ということでお答えいたします。

まず、地区コミュニティセンター、先ほど委員ご心配のとおり、加入率の低下であったりとか、自治会活動につきましても、コロナ禍も重なって衰退している状況は、担当としても認識しております。

まさに５年４月から訪問事業を展開していきますが、ただ自治会支援ということではなくて、区

長さんも約半数の区長さんが１年で交代してしまうということもありますので、活動ができていない自治会については、引き継ぐものがなかったりということで、区長さん自身も困惑しているというお話も聞いております。

そのため、４月からは、まず４月中に全地区訪問をさせていただきまして、自治会のほうで区長さんとコミュニケーションを図りながら、困り事、そういったものの手助けをしていけたらなと思っています。そうすることによって、少しずつ活動が復活していければと考えているところでございます。

次に、進修館の駐車場について、従来、社協の駐車場として４台確保されていたところにつきましては、支援センターのほうは固定の駐車場は必要がないということで、今、全て進修館の駐車場として管理していますので、進修館の利用者であったり、役場庁舎の利用者の方が使える場所となっております。

印刷機のほうにつきましては、確かに機種が古いのかどうかは、ちょっと確認ができていませんが、利用者サービスの向上ということもありますので、両面印刷について機種を替えるであったりとか、そういった工夫ができるのかどうかというところを指定管理者のほうに確認してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

丸藤委員の質問にお答えいたします。

予算書88、89ページの道路の路面標示の関係でございます。

どちらの場所を施工するのかということでございますが、通学路を中心にという形でやらせていただいております。姫宮駅の東口の通り、こちらの施工を予定しております。あわせて、西口の都市計画道路になります252号線、こちらの駅前から突き当たったところから南側というんですかね、ローソンに向かった側のところをまだ実施していないので、そちらの部分の施工を予定しております。

あと、消防団の関係です。

自治会さんへの協力金については、ちょっと町のほうで詳細は把握しておりませんが、過去にはそういった実態があったということは聞き及んでおります。この点につきまして、消防団長ともお話しをしたところ、消防団長からは、各分団から地元の自治会には、そういった協力金については求めないようにというような話をしているということは聞いております。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（押田昭浩君）　町民生活課副課長、押田でございます。

それでは、予算書の92ページ、93ページの防災活動事業の関係でご質問いただいた件についてお答え申し上げます。

自治会と自主防災会の関係は同じような感じで、会長等も重複しているようなお話もいただいたところでございます。これが自治会が衰退すると、自主防災会も危ういというふうにお話をいただいたところでございますが、そちらのほうにつきましては、まず自治会のほうにつきましては、加入率の低下とか役員の成り手不足、これは各地区共通の悩みであるというふうに認識しております。その一方で、災害時の対応ですとか高齢者の見守りなど、町内会に期待される役割は大変大きくな

っているというふうなところも認識しているところでございます。

したがいまして、組織は弱体化しているものの期待は膨らむというジレンマに陥っていることが、町内会が現在抱えている最大の問題であるというふうに捉えているところでございます。

その最大の問題をどのように解決していくか、これが、令和５年度から始まります地区コミュニティセンター事業の中で、職員が地域の中に溶け込んで、出かけて、いろいろな話を聞きながら地域の問題解決を探っていく、どうしたら地区や地域が活性化していくかというようなことに取り組む予定でもございますので、自治会に限らず、自主防災会の関係につきましても、そこに溶け込んだ形で、いろいろな話を聞きながら、問題解決に努めていければというふうに考えているところでございます。

続きまして、同じく防災活動事業の関係の防災行政無線の関係でお話をいただきました。聞き取りづらいですとか、フリーダイヤルで聞けるというようなお話をいただいておりまして、丸藤委員さんのほうも、自分で聞きづらかったときにはフリーダイヤルを活用して聞いてくださっているというようなこともお聞きできました。

その中で、知らない人が多いということで、毎回広報で伝えていただきたいというご要望もいただいております。こちらのほうにつきましては、定期的に町の広報紙にお知らせしたり、また、町のホームページにも随時掲載しているところでございます。こちらのほうにつきましては、まだ認知度が少ないというような状況でございますので、引き続き広報、ホームページ等で啓発活動に努めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、地区コミュニティセンター事業です。

これは、先ほど来から言っているように、自治会、あるいは地域活動、それと防災関係、本当に広いと思います。でも、恐らく自治会に参加する方も、トップ、要するに役員に誰かなってくれれば、それにはついていくけれども、自分が率先して役員とか自治会長とか副会長、そういうのにはならないという意見は多いんですけれども、だから、その辺がネックになっていると思います。

あと、やはり町からの事業ですよね。あまりにも以前と違って多くなっているということが大きな要因だと思います。ですから、その辺はきちっと整理しなければいけないのかな。

逆に、こちらの自治会ではこんなふうにやっているけれども、こちらは、先ほど答弁もあったように全く何もしないと。そういうような自治会であってもいけないと思いますので、そういった点ではぜひ、新年度はこれからですんで、大いに期待をしたいと思いますので、自治会に寄り添って、ぜひお願いしたいと。その推移については、我々も注視していきたいと思っております。

それ以上の答弁はないと思いますので、これについては結構でございます。

あと、88、89ページの道路路面標示の設置、あるいは修繕の関係ですが、こういうニュースが新聞に載っていたから改めてではないんですけれども、やはりこういうことがあってはいけないと思いますので、ぜひ。優先順位もあると思うんですけれども、ぜひ、新年度でこれは全て解消されるのかどうかというのは、やっぱり問題になると思うんですけれども、そういった点ではどうなんでしょうか、それが第１点。

それから、先ほど聞き漏れたんですけれども、

道路反射鏡については、曇らないような、今、カーブミラーになっておりますけれども、特に新しく設置されるところは、どういうふうな基準で設置されているんでしょうか。もちろん、曇りを取り除くようなカーブミラーのほうがいいに決まっているんですけれども、そういった点ではどういうふうなことになっているのか、その点、１点確認をしたいと思います。

それから、消防団の協力金の関係ですが、答弁のとおりだと思うんです。私もそういうふうに聞いていたし、消防団からの協力金は求めないというふうに思っていたんですけれども、実際求められている自治会もあるんですよ。自治会のほうは、そういうふうに求められると、自治会独自で防災訓練もやるでしょう。そうすると、そういう協力もしていただけないのかなと勘違いするわけですよ。

これは逆に、町にとっても、末端のほうで防災訓練をやるのに、もちろん消防団の協力をいただきたいというふうに思ってやっているんですけれども、そういうのが協力しないとやっていただけないのかなみたいな、逆に変なことになってしまうので、これは協力金は求めないというのが、私もそういうふうに思っていたんですけれども、これを、じゃどうしようかといったときに、自治会で採決するんですよ。応じたほうがいいのか、協力しないほうがいいのかと。それは協力しないほうがいいに決まっているんですけれども、みんながそういうふうな思いになってしまうんですよ。

それがあってはまずいと思いますんで、これは町のほうからきちっと指導していただきたいと思うんですけれども。何で協力金が必要なのか、地域の自治会から。その辺、もらっているところは分かると思いますので、ぜひ指導していただきたいと思うんです。その点だけ、改めてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

丸藤委員の質問にお答えいたします。

道路面標示の白線についてなんですけれども、来年度の予算の範囲で、まず計画しているところをやらせていただきまして、請負残が出ましたら、またその残った工事費の範囲でやらせていただく箇所も出てくるとは思うんですが、なかなか町内全箇所というのは厳しいですので、優先の場所を通学路優先にやらせていただきまして、それに対して残った工事費を合わせて、引き続き実施をしていくという形をやらせていただいております。

道路反射鏡についてなんですけれども、こちらにつきましては、新しく取り替える場合、壊れてしまって取り替える場合、また新設の場合には、曇り止め仕様のもの、今風のものに変えさせていただいております。

あと、消防団の協力金につきましても、把握していないところもあったかと思いますので、近々役員会がございますので、町のほうでそういったお話、議会のほうでもございましたんで、改めてお話をさせていただきたいと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　そのほかに質疑のある方ございませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　いないようですので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩します。

休憩　午後　３時０７分

再開　午後　３時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより環境資源課分について質疑に入ります。

念のため、留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただきますようお願いいたします。

それじゃ、担当課長から職員の紹介をお願いします。

○環境資源課長（伊東高幹君）　皆さん、こんにちは。環境資源課長の伊東でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

職員の紹介については、自己紹介という形式でやらせていただきます。よろしくお願いします。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　こんにちは。環境資源課主幹の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　皆様さん、改めまして、こんにちは。環境推進担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（河井伸一君）　皆様さん、こんにちは。資源循環担当の河井といいます。よろしくお願いします。

○資源循環担当主査（田邊和美君）　こんにちは。資源循環担当主査の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きく４点お聞きいたします。

まず、１点目になります。みやしろの魅力推進事業ということで、予算書では90、91ページになります。私たちの予算書では61ページになります。

ここで、大体ページの真ん中辺りなんですけれども、環境推進担当ということで、西原自然の森において自然環境を生かした森づくりや活用を進めますとあるんですが、この内容なんですけれども、具体的に説明いただきたいと思います。

２問目になります。空き家対策事業、こちらは予算書90、91ページ、私たちの予算書では62ページになります。

こちら、総予算は62万円なんですが、(1)として、空き家発生予防講演会の実施ということになります。これ、14万円ということなんですけれども、空き家をなくすための相続に関する講座というものを開くということで、これは講師を派遣して支援を行うことになっております。これは、どのような体制になっているかということをお伺いいたします。

３問目になります。環境衛生事業、予算書で152、153ページになります。私たちの予算書では63ページになります。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金40万円となっております。

今までは、地域猫活動推進事業補助金となっていたんですけれども、今回ちょっと分かりやすくなっていると思います。この40万円の予算の計上の内容をお伺いいたします。

それから、最後に４番目なんですが、塵芥収集事業、予算書では154、155ページになります。私たちの予算書では65ページになっております。

今年度の宮代町一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しということで、改定委託料が227万7,000円

ですかね。(1)として、家庭ごみ資源物収集カレンダーの作成、これが208万円、これはどのようなものを検討しているかということで、予算の内容ですね。それから、ごみ集積所用看板等の準備、これが28万円ですね。それと、ごみ分別アプリの構築ということで22万円となっております。これらの予算計上の内容をお伺いいたします。

以上４点になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　それでは、お答えをさせていただきます。

環境資源課主幹、小林でございます。

お答えのほうをさせていただきます。

まず１問目の、予算書でいきますと90ページ、91ページ、みやしろの魅力推進事業ですね。それの事業の内容を具体的にということでございました。

こちらに関しましては、今現在、新しい福祉の拠点であるすてっぷ宮代、こちらに隣接した、旧西原自然の森という言い方で竹林がございます。この竹林を中心とした自然環境を生かして、いろんな方にあそこに集まっていただくための様々なイベントですとか、あるいは竹林自体を維持、そしてまた、守り継いでいくといったような形で、そこに加わってくださる方たちを様々なイベント事業を通じて募りまして、住民参加の中で西原自然の森を守り継いでいくとともに、あそこの魅力を発信できるような様々なイベントを行うということで、ちなみに令和４年度につきましては、年間で２本ほど事業を行いました。

７月にサマーフェスタという形、それから、12月に西原自然の森フェスタ2022という形で、いずれも事業のほう、自然観察会ですとか、あそこの竹を生かした竹灯籠作りですとか、そういった様々な事業のほうを行わせていただいております。

来年度に関しましても同じような形で、いろんな方たちの参加を募りながら、住民の皆さんと一緒にあの場所の魅力を高めながら、いろんな皆様にご参加いただけるように、魅力の発信をしたりとか魅力づくりをしていくというような形で考えております。

１問目につきましては以上でございます。

２問目、同じく予算書の90ページ、91ページ、空き家対策事業の中の、あと、私たちの予算書でいきますと62ページということで、こちら、空き家発生予防講演会の実施ということで14万円の予算計上、この内訳ということでございます。

こちらに関しましては、実施体制ということでございますけれども、埼玉県のほうで空き家の予防講座のメニュー、いわゆる出前講座のメニューがございます。この埼玉県のメニューを使いながら、県と連携をしまして、こちらの私たちの予算書のほうにもございますとおり、相続されない空き家をなくすために、いろんな方たちに空き家にさせないための知識あるいは考え方というのを学んでいただく講座というのを、県と連携して実施するということで考えております。

続きまして、３問目でございます。

予算書でいきますと152ページ、153ページ、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業補助金ということで、40万円の計上がございます。

この内訳ということでございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる野良猫、飼い主のいない猫、野良猫の、これ以上増えない、望まない増殖、繁殖を防ぐために、１頭5,000円になりますけれども、5,000円の補助金、不妊手術を受けさせるための補助金というのが、こちらの補助金になります。

40万円ですので、合計で80匹分の猫の不妊を行

うという形で、こちらは埼玉県のほうから補助金の財源を頂きまして、この形で実施をさせていただくということで考えております。

最後になります。予算書でいきますと、154ページ、155ページになります。塵芥収集事業のうちの収集カレンダー、それから分別アプリについてということでご質問いただいております。

収集カレンダーにつきましては、現在、久喜宮代衛生組合で作成をしております、ごみのいわゆる分別カレンダーですね、あちらと基本的には内容同じものです、を作成するということで、令和５年度は令和６年度に向けた準備ということになります。令和５年度までは、久喜宮代衛生組合が収集業務を行う関係から、もう既に配布がされておりますけれども、５年度のごみ分別カレンダーというのは配布がされておりますけれども、これの６年度版の印刷を想定しています。

それから、同様に分別アプリに関しましても、令和６年度からは宮代町が、ごみの収集業務を久喜宮代衛生組合から事務の移管を受けまして実施する形になりますので、それに合わせて分別アプリの構築、それからリリースについても宮代町のほうで実施するということで、こちら22万円の計上という形になっております。

以上でございます。

失礼いたしました。あと、収集の看板ですね。

収集の看板につきましては、同じように令和６年度から宮代町が収集業務を行うということでございますので、それに合わせて、ごみの集積場に、いわゆる地区外からの持込み禁止の警告ですとか、あるいは、ごみの分別を示す案内の看板が各集積所に掲示されていると思いますけれども、あちらの作製費になります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目の西原自然の森の自然環境についてなんですけれども、確かにそういった竹林を利用してやったりとか、すてっぷ宮代でフェスタとかありましたし、竹を切り抜いて電気を、とてもきれいで、夜行ったらすごくきれいだったんですけれども、手が込んでいるなと思いました。

確かに、電球はちゃんとＬＥＤを使っていて、そういう電球でありましたし、また、バイオ燃料を使った発電機で電気を供給しているという、そういうことも行っておりまして、その辺で、そういった活用を実際に見てもらって、意識を高めようとは思ったと思うんですけれども、予算書の中には、ツリークライミングの何かそういうのが書いてあるんですけれども、そういったものも話されるのかなと思ったんですけれども、それはなかったんで、それも一緒にしまして、イベントによって環境資源に対する、どういったものの効果を上げたのか、実績が出たのかということをお伺いいたします。

それから、２問目の空き家対策事業なんですけれども、こちら、県のほうからということがありましたけれども、大体ほとんどが、講師謝金が10万5,000円になっていますので、予算的には本当に３万5,000円ぐらいで運営するのかなと思うんですけれども、何件ぐらいを考えているのかということで、今年度の実績はどのくらいあったかということと一緒にお聞きいたします。

３問目はよく分かりました。80匹を予定しているということになっておりますので、今後ともお願いしたいと思うんですが、うちのほうでもよく庭に野良猫がしょっちゅう来ていまして、物置の奥に子供を産んだりとかして、かわいそうだからずっとそのままにしておいたりしたんですけれど

も、最近それが少なくなってきたので、効果は上げられているんだなということを感じております。

あと、４問目に話しました塵芥収集事業の中で、そうしますと、今、Ａ４判で32ページになっているんですね、カレンダー。これとまるっきり同じものを作るということなんでしょうか。宮代独自で新たに考えるということはないんでしょうか。

それについてお聞きするのと、あと、分別アプリは今、衛生組合でも作っているんですけれども、それとは別に、宮代独自のアプリを構築されるのかどうか。

あと、先ほどのごみ収集所の看板、これは結構量あると思うんですよ、看板て。看板を作るとなると、28万円で済むのかなという気がしていたんですけれども、また、65ページの説明の中で、修正シールというのが作製とあったので、これはどんなことかなと思ったら、先ほどの答弁で修正シールのことを言われたので分かったんですけれども、看板自体のプレートで作り直すということがあるのかどうかを伺います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、１問目の西原自然の森事業の中で、予算の中にツリークライミングに関する予算が、４万4,000円ですけれども、予算書の91ページですね、計上されているということで、こちらに関しましては、実は西原自然の森ではなくて、山崎山のトラスト地でもやはり同じように、山崎山の保全活動も継続して実施をさせていただいておりますので、そちらで実施するという、こちらは想定になっております。

ちょっと内訳が分かりにくくて、大変申し訳ありません。このツリークライミングに関しましては、山崎山で実施する、トラスト祭というのを10月の大体末に毎年開催させていただいております。これを想定した予算ということになっております。令和４年度に関しましても、トラスト祭、実施をさせていただきました。コロナの関係で若干、例年よりも少し参加数を抑えた形にはさせていただきましたけれども、非常に好評で実施をさせていただいております。

それから、空き家対策事業ということで……失礼いたしました。西原自然の森の実施の効果ということでございますけれども、一番はやはり、あそこの場所に関わって、様々な事業を町と一緒に考え実施してくださる方たち、協力者といいましょうか、そういう方たちが増えてきているということで、昨年も、例えば竹灯籠だけで取りましても、50人ぐらいの方たちにご参加いただいたりですとか、様々な事業を実施する際に、参加者であると同時に、一緒にやっていただく、運営の側にもついていただくという形の参加の協力者も増えておりまして、そういったところが増えてきているというところが一番大きなところかなというふうに感じております。

続きまして、空き家対策事業の講師謝金10万5,000円ということで、こちらに関しまして、回数はということでございますけれども、一応７回を想定したものになります。１回が１万5,000円ということでの７回ということで、10万5,000円という形で想定をしております。

ちなみに、令和４年度の実績でございますけれども、コロナの影響ということもあるかと思いますが、実績はない状態になっています。

続きまして、塵芥処理事業でございます。塵芥処理事業の分別カレンダーというものが、来年度

も全く同じなのかというようなご質問でございますけれども、基本的にごみの分別とか分別のルール、あるいは収集の日程、これは全く同じ内容で行いますので、基本的には、中身、内容、情報は基本的には同じ形になるかと思います。

宮代町の独自の部分ということでございますけれども、有料広告を中で実施をしておりますので、この広告の掲載に関しましては、やはり町独自のものが出てくるのかなというふうには考えておりますけれども、分別カレンダーの構成といいますか、体裁といいますか、形、デザインですね、体裁は、非常にいろんな研究を重ねてきた結果ということもございますので、基本的には使い勝手の部分を変えてしまうと、なかなか皆様の使い勝手の部分が損なわれる可能性もあるということで、デザインを変えるときには、しっかり議論しながら変えていきたいと思っておりますので、取りあえずは同じような形で作らせていただこうかというふうに考えております。

それから、分別アプリに関しましては、こちらは、実は今、久喜宮代衛生組合がいわゆるライセンス契約でもって、一つのライセンス契約で１本の分別アプリというのを作っております。これが、令和６年度からになりますけれども、６年度からは、先ほど申し上げましたとおり、久喜市、宮代町それぞれで収集業務を行うと。この収集業務に付随した、分別に関しまして付随した業務になりますので、そうしますと、どうしてもそれぞれの市町で管理するアプリを作るということが基本となります。

そうしますと、基本的に先ほどのカレンダーと同じですけれども、使い勝手が大きく変わってしまうと、そこで大きな混乱を招きますので、使い勝手の部分は大きく変えずに、いわゆる宮代町のライセンスで今度はアプリを作って、リリースをしていくという形になります。その意味では、独自といいましょうか、町で管理するアプリになっていくという形になります。

それから、最後に、ごみの集積所の看板についてでございますけれども、看板の内訳といたしましては、200枚を新規で作成をするに加えて、修正シールということで2,000枚を作りまして、こちらは対応してまいりたいと考えておりまして、この修正シールの趣旨としましては、先ほど来お話ししているとおり、収集の主体が久喜宮代衛生組合から宮代町になります。そこの表示に、久喜宮代町衛生組合が作った看板という表示になっておりますと、引き続き問合せ等が衛生組合のほうにいってしまいますので、あくまでも宮代町が行っているということで皆様にご理解いただくために、この修正シールで、既存の看板の久喜宮代衛生組合と表示されている部分を宮代町というふうに表示を改めていただくための、ちょっと既存のものを活用しながら、シールで修正して対応していくというような形で考えているということになります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。大変よく分かりましたので、再々質問はいたしません。

空き家対策の講習を利用される方がいなかったというか、今回は実績がなかったということなんですが、ぜひこの７回分を有効に使っていただけるように、周知のほう、しっかりとやっていただいて、少しでも前に進めていただければと思います。

また、アプリも、町独自でしっかりとやっていこう、面白いのをちょっと作っていただければと思うんですが、あとカレンダーについても、この

208万円というのは、そうしますと、印刷代のお金という形で考えればよろしいということで、分かりました。ありがとうございました。

今後とも衛生組合との連携をしっかり取っていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑のある方。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４点質問をさせていただきます。

予算書の90、91ページです。

環境推進事業の地球温暖化対策実行計画作成委託料について伺います。こちらは、どちらに委託をされるのか。

こちらのほうは、予算書の33ページの国の補助金を使っての、ですよね、事業ということで。こちらの計画というのが、何かつくらなければいけなくて、このような計画を策定するのかなど、詳しく教えてください。

２点目が、みやしろの魅力推進事業の委託料の桜管理委託料についてです。

こちらは前年度と同額になっていまして、桜が結構、川沿いの桜が結構切られたりなどして、桜の量も減っていたりしていると思うんですけれども、そういうことも含めて、あと前年度は、桜市があるという設定で、桜のライトアップもこの中に入っていたかと思うんですけれども、来年度はライトアップなどのが入っていないので、そういうのがどのようになっているのか教えてください。

次に、空き家対策事業なんですけれども、こちらの空き家等対策協議会委員への報酬とあるんですけれども、この中で、どういうことを話されているのかというのを伺います。

あと、委託料で、空き家適正管理委託料ということなんですけれども、こちら、どこに委託をされているのかお願いします。

最後に、152、153ページの環境衛生事業の側溝等清掃たい積物運搬委託料などについて伺います。

こちら、運搬していただいているのは、運搬していただいた堆積物というのは、その後どうなっているのかというのを伺います。

あと、側溝清掃についてなんですけれども、来年度は、家の前にどうしても土地形状上、泥がすごくたまってしまう家があったりとか、特別にそういった場合は、町で清掃していただけるようなことを自治会のほうでご説明されたようですが、その基準というのがちょっと分からないので、教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず１問目、予算書の90ページ、91ページ、地球温暖化実行計画作成委託料ということで940万円計上させていただいております。こちらの委託の内容ということでございます。

まず、委託先に関しましては、こちらは入札等で、これから決まってまいる部分でございますので、現在。委託先というのが決まっているものではございません。

それから、計画の内容でございますけれども、今現在、宮代町では、地球温暖化対策実行計画の事務事業編といいまして、簡単に言いますと、宮代町役場だけを対象とした計画というのが実はございます。今回、この940万円は、それだけに限らず、今度は宮代町全域を対象とした計画策定という形で考えておりまして、先般町長の施政方針の中でも、宮代町ゼロカーボンシティ宣言というのをさせていただいております。それを受けてと

いうことにもなりますけれども、宮代町全域を対象とした温暖化対策、具体的に言いますと、2030年までに二酸化炭素排出量を46%以上、2050年には二酸化炭素排出量実質ゼロというような形、これがゼロカーボンになりますけれども、これを目指した計画づくりということになります。

特に全町対象となりますと、具体的にどのような、現状の把握、それから、その把握をした上で、どういったことをして削減をしていくのかといったところが、非常に難しい部分になってまいります。

これに関しましては、実は環境省がマニュアルということで、様々な方策をまとめた資料等を提供しているものもございます。そういったものを参考にしながら、事務委託の中で、具体的に宮代町にあった削減策ですね、全町で取り組める削減策というのを計画策定の中で計上させていただいて、できるだけスピード感を持って実施していくという形で考えております。

温暖化対策につきましては以上でございます。

同じく予算書90ページ、91ページ、桜管理委託料の計上ということで、こちら、289万6,000円ございます。これ、基本的には前年度と同額ということで、一方で桜の木自体は減ってきているというようなご指摘がございました。これについてどうなのかということかと思いますけれども、やはり桜も寿命がございまして、当然ながら老朽化によりまして、どうしてもそのまま、いわゆる枯れてしまった桜というのは危険ですので、伐採をしてということで、そういった管理をさせていただいております。

若干数は減ってきてはいますけれども、今のところ808本ということで、桜の木の数をこちらでは把握をさせていただいておりまして、基本的には、いわゆる害虫がどうしても桜はつきますので、アメリカシロヒトリですとか黒毛虫といったものです。こういった害虫の発生する時期に合わせて定期的な消毒を行ったりですとか、あるいは、どうしても桜は伸びますので、伸びて危ないというような状況が確認できましたら、そういった伸びた枝に関しましては剪定をしていくというような形で管理をしているというところが実際でございます。

それから、ライトアップにつきまして、電気料が３万円ということで計上させていただいておりまして、こちらは、あそこのクロネコヤマトの場所にある、ちょうど反対側の桜並木ですね。あそこをライトアップということで、しばらくの間、桜の魅力を伝えるために、ライトアップという事業を実施させていただいておりましたけれども、コロナ禍を迎えまして、人が集まる要素というのがなかなか行いにくい状況になりましたことから、今止めさせていただいておりまして、新しい形でどんな盛り上げ方があるのかといったところは、まだこれから、必要に応じて検討していくということで考えておりますので、現在のところ、まだちょっと再開の予定は立っていないというふうな状況でございます。

続きまして、同じく予算書90ページ、91ページ、空き家対策事業でございます。

空き家対策事業の空き家等対策協議会ということで、委員の報酬、こちら、17万6,000円の計上がございます。この内容についてということでご質問ございました。

こちらは、まだ具体的に、はっきりしたものがあるわけではございませんけれども、空き家の対策を実施する上で、市町村が空き家対策を行う際に必要となる空き家等対策計画の策定、あるいは策定した計画を実施する上で、市町村だけでなく、こういった協議会を組織しまして、協議会と共に

空き家対策計画というものを実施していくということで、計画と協議会、それから、あとは例規の整備ですね、対策の根拠となる空き家対策の条例ですとか規則ですとか、そういった空き家対策に向けた例規を整備をしまして、そういった３本立てで、空き家の対策を新たに実施をしていくと。そのための協議会の委員の謝金という形になります。

あわせて、空き家の適正管理委託料30万円ということでございますけれども、こちらは、今ご説明申し上げた空き家の対策をするための体制整備が整った後の話になるんですけれども、具体的に対策が必要な、管理が不適正ということで、なかなか皆様にご心配をかけてしまうような状況の空き家に対しまして、必要に応じて町が対策を打っていくということを考えております。

庭木が伸びてしまっているとか、あるいは建物でも、少し緊急に対応が必要な危険箇所、壁が落ちそうとか、あるいは屋根の上のアンテナが落ちそうとか、そういった状況が、すぐにでも対応しなければいけないような状況があった場合には、町の直接の対応では難しいような部分に関しましては、委託料を使って、専門業者等の力を借りて対策をするということを想定した30万円ということでございます。

それから、予算書の152ページ、153ページ、環境衛生事業の中の側溝等たい積物運搬委託料145万2,000円ということで、こちらの堆積物の処理の方法ということかと思います。

こちらは、業者に委託をしまして回収して、回収した後は、いわゆるリサイクル処理をかけております。汚泥として、泥なので乾燥して、別のものにリサイクルをするということで、そういった処理をかけているということになります。

それから、もう一点、例えば、ご自宅の前がすごく堆積物がたまってしまって、その対応、町の方で実施をするというようなご案内、恐らく地区連絡会のほうで、今般、側溝清掃、それから側溝の管理に関しまして、区長の皆様に地区連絡会を通じて、改めて町の方針をご案内させていただいております。その中で出た話かと思います。

実は、側溝の管理自体は、まちづくり建設課が管理をしておりまして、堆積物の対応の基準といいますか、どういった状況のときに対応するかといったところに関しましても、実はまちづくり建設課のほうで判断をして対応していくという形になりますので、申し訳ありません、私のほうからは以上ということで、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

１点目、２点目は承知をいたしました。

３点目の空き家対策なんですけれども、空き家のお問合せは全地区からかなりあると思いまして、このように進めていただけるというのは本当によかったと思います。

空き家の適正管理を委託するということは、その協議会などで決まった末にされるということなんですけれども、それは来年度中に、そういう対応までいかれるのか。また、今までお問合せがあったものを、この協議会で踏まえて、いろんな内容があったと思うんですけれども、先ほどおっしゃっていたのに追加して、ネズミの発生などで、そういうものは害獣として駆除できないものもあるということで、その辺のことでもお困りの方がおりますので、ぜひ併せてお願いしたいと思うんですけれども、この時期というか、来年度中にそういうのが行われるのか、もう一度そこだけお伺いいたします。

最後の側溝清掃についてなんですけれども、資料などにもあったんですが、側溝清掃を各地域でされた後に、汚泥を乾燥させなきゃいけないということで、１か月ぐらいそこにずっと置きっ放しになっているのは、やはりそれというのは、そのようにしないといけないのかということを伺います。

というのも、それがずっと道にあるということの問題というのもございますので、処理の最終処理がどうなっているのかということで、その辺がすぐに運搬していただけるのか、いただけないのかというところ、もう一回お伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

１点目、私のほうから説明させていただきます。

空き家対策についてでございます。

私たちの予算書の62ページの下段になりますけれども、空き家対策事業を掲げさせていただいております。総事業費62万円となっておりまして、この内容につきましては、書かせていただいたとおり、予防の講演会の講師派遣の謝金と対策協議会委員の報酬ということになっておりまして、ここに具体的に金額は出ておりませんけれども、空き家の対策計画をまずもってつくらせていただくということが先行していく必要があると。

全体像、町の中における空き家の状況ですとか対策について、自前でやらせていただくつもりでございます。埼玉県のほうがマニュアルを準備しておりますので、そういったものを参考にしつつ、宮代町においてもより具体的に、年２回現場を回らせていただいておりまして、ある程度ノウハウも蓄積してきた経緯もございます。

また、一方で、埼玉県内には先進的に取り組んでいる事例がございます。川口市さんなんかは、特に相続財産管理人などを立てて、うまく進めているような事例もありますから、そういったことも勉強させていただいた上で、宮代町がどういうふうに進めていけるのかということについては、もちろんマンパワーとの兼ね合いもございますので、まずはどういったことができるのかということを研究した上で、対策協議会の中でご検討いただいて、先ほどお話のあった具体的な事例に対して、どういうことができるのかということについては検討させていただいた上で進めたいというふうに思っておりますので、ただ、具体的にそれができるかどうかについては、この場ではちょっと言及できませんけれども、より具体的に進められるように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

２点目の点につきましてお答えをさせていただきます。

側溝清掃の汚泥に関しまして、改修までに少し時間がたっている、１か月ぐらいというお話ございました。

側溝清掃の運搬業務に関しましては、いわゆる単価契約の１トン当たりの単価契約ということで、１トン当たり４万円という単価契約で、実は運搬処理をかけております。そうしたことから、あまり早い時期に回収をしますと、どうしても水分量で単価というのが上がってしまう部分がございますので、ちょっと１か月というのは長いのかなというふうに思いますけれども、ある程度の時間のたったものに関しましては、速やかに回収をさせ

ていただくということでございます。

もう一つ、実は運搬業務委託に関しましては、入札を行う形になっておりまして、この入札が、いわゆる新年度になってからの入札事務を行います。そうしますと、どうしても、いわゆる業者さんが決まるまでに、１か月ほどお時間をいただくのが毎年の状況になっておりまして、例えば、今年度でいきますと、５月13日が契約日になっておりまして、ですので、それよりも前に早く清掃いただいた地区の堆積物に関しましては、業者が決まるまでは少しお待ちいただく状況というのも生じてしまう状況になっております。そこら辺は、ちょっとご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

５点お願いいたします。

１点目は、先ほど出ていました空き家です。

それで、私たちの予算書62ページの空き家対策事業、この中の空き家等対策協議会委員報酬等の協議会についてお聞きします。

これは、いつ頃始めるのか、あと人数、そして内容ですね。それで、先ほど質問の中にありました、30万円用意しているんですけれども、それが今年から金額用意しているということは、実行するのかお聞きします。

２点目は、資料請求しました10ページです。

広域利根斎場組合構成市町負担金の内容なんですが、今年度は昨年度と同じ予算になっているんですが、昨年度は負担金が75万円から135万円、資料11の中にあって、今年は135万円、負担額ですね、のところがあるんですが、燃料費とかがすごく上がっていますが、そういう全部のお金とか、そんなに上がっていないような気がするんですが、そのあたりどうなのか、お聞きいたします。

３点目は、私たちの予算書64ページ、ごみ処理業務の円滑な移行に向けての協議・検討なんですが、来年度から町がいろいろやることになりますが、月曜日、週の初めとか、このごみはどっちに入れるのとか、すごく衛生組合は非常に問合せが多いということなんですが、そういう対応を突然来年度受けるのか、それとも、現状、衛生組合、電話も全部使って、総務課とかの電話も全部使って対応しているみたいなんですが、そのあたり、研修というのかな、ちょっと状況を見に行ったりとか、ちょっとしたりとか、そういうことをされるのか。準備段階、かなり大変とは聞いているので、そのあたり、どうするのかお聞きします。

あと、私たちの予算書65ページ、塵芥収集事業なんですが、先ほど前段の委員もお聞きしまして、ほとんど変わらないようなのですが、外国人対応のものがございますよね。それで、今、５か国、６か国ぐらいあると思うんですが、私たち衛生組合の議員としては、衛生組合に希望しても、来年度替わってしまうので、そういう要望は出せないんですけれども、このあたり、うちの町はすごく、今衛生組合が作っているごみカレンダーの対応で大丈夫なのか。

それとも言語が、やっぱりうちの町は、中国、フィリピン、タガログ語、今、衛生組合あるんですけれども、ベトナム語とかなっていますが、非常にたくさんの人が、上位の人数が以前と変わってきていたりもしていますが、そのあたり、対応をやっぱり困らないようにするとか、何かそういうことを考えているのかお聞きします。

あと、久喜衛生組合のも出していただいたんですけれども、こちらは大丈夫です。

以上４点か、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　九山委員、５番目はどういう質問でしたっけ。一番最後ですね。

○委員（九山妙子君）　最後、久喜宮代衛生組合は、資料請求したけれども、質問しませんと言いました。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず、１問目の空き家対策事業の中の空き家対策協議会の謝金の内訳、それから人数、内容、メンバー構成等のご質問かと思います。

こちらに関しましては、まだはっきりと決まったものはございませんで、いわゆる学識経験者ですとか、町民の方ですとか、そういった中から構成をするということで、そういった皆様から選出をさせていただきまして、協議会を構成して、協議を進めていくという形を想定しております。

ということで、具体的な内容、それから回数等は、まだこれから決まってまいりますので、取りあえずの形ということで17万6,000円を計上させていただいております。

それと、空き家対策の緊急対策委託料ということで30万円ですね。こちら、実施を想定しているのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、空き家の対策に係る町の体制が整備されましたら直ちに、案件があればになりますけれども、実行させていただく、予算も有効活用させていただくということで考えておりますので、来年度中に実施まで至りたいということで考えております。

続いてのご質問、広域利根斎場組合の負担金についてのご質問でございます。

こちらに関しましては、1,225万7,000円ということで計上しておりまして、組合のほうで算定をして、これで十分に足りるということで計上しておりますので、特に過不足等はないものというふうに町としては考えてございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時２３分

再開　午後　４時２４分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。大変失礼いたしました。

ご提出させていただきました資料の11ページと10ページとの比較ということでご指摘をいただきました。その中の建設に係る経費は、750万円というところから1,350万円という数字で、この数字の動きがあるという部分に関しましては、組合がこういう形で計上しておりますので、組合がこういった形で割り振ったというものになります。失礼いたしました。

続きまして、私たちの予算書の63ページ、環境衛生事業のごみ処理の体制ということで、衛生組合でも……失礼しました。私たちの予算書65ページです。失礼いたしました。

塵芥収集事業に関係してということで、ごみ収集体制の、特に住民の皆様からの問合せ対応ということで、かなりボリュームが大きい、それに対応するということへのご心配かと思います。

令和６年から町に収集業務が移ってまいりますので、来年度はそれに向けた準備の時間になります。ですので、問合せ対応に関しましても、特に電話の本数が、それなりに増えてくるという形が想定されますけれども、その対応につきましては、

来年度中に具体的に、宮代町が大体どれぐらい対応件数が増えるのかというところをもう一度調査・精査いたしまして、その問合せの対応の体制につきましては、来年度の中で、衛生組合と協議をしながら体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。できるだけ町民の皆様の問合せに混乱が生じることがないように、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、同じく私たちの予算書の65ページ、ごみ収集カレンダーの外国語対応ということでございます。

こちらに関しましては、宮代町のいわゆる外国人の住民登録の状況に応じまして、外国語の設定をしております。基本的には衛生組合のほうで、特に外国語の対応に関して、現在の状況で大きな混乱といいますか、過不足等は生じていないというふうに伺っておりますので、基本的には衛生組合のやっている形を踏襲して、引き続き外国語対応というところは行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

空き家はこれからということで、すみません、いつ頃から委員を選んで、大体それを、大体いつ頃か決めているようでしたらお聞きします。

広域利根のほうは分かりました。

それで、状況を見てということで、ごみの処理業務の円滑も分かりました。

あと、外国人に対しても分かりました。

１点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁願います。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

空き家対策事業につきましては、現在、こちらの私たちの予算書の中にも、網かけしてあるところに書かせていただいておりますけれども、空き家対策の計画の策定といったことを、先ほどの前段委員のご答弁でも申し上げましたとおり、計画策定をまず前半で行いたいというふうに考えております。年度の前半で行った上で、対策等の在り方について検討させていただいた上で、年度後半に協議会等の設置ですね、そういったことを行った上で、できる限りのことをやらせていただくということで、緊急委託料についても対策協議会で具体的に検討した中で、必要に応じて委託料については活用させていただきたいというふうに考えておりますので、年度前半は計画の策定ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

５点ほど質問させていただきます。

先ほどから空き家のことで出ていましたので、ちょっと具体的なことで聞きたいなと思っているんです。現在空き家がどのぐらいあるのか、また、空き家が増えるという想定なんでしょうか。その辺のところで教えていただければ、ありがたいと思っております。

私は個人的なあれだと、空き家は増えると思っております。なぜかというと、結婚しない人が多くなってきている。相続する人も、空き家を相続する人もいないという人が、これからは続出してくるんじゃないかなという感じがするんで、空き家が、相続する人がいなければ空き家になるのが当然で、その辺のところで、どういうふうに感じているのか、お願いしたいと思います。

あと、同じ90ページと91ページの国庫補助金、二酸化炭素排出基準、これから入札して、内容なんかも、契約の内容を決めていくということなんですけれども、これ、入札に当たって、町の考え方、こういうことをやりたいということで、業者に、こういう内容でどうなんだということで、入札かけると思うんですけれども、町はどんな想定をして二酸化炭素を減らすという、具体的な例というのを業者に示してあるんでしょうか。その辺のところをお願いします。

あと、146ページの狂犬病の予防です。

今、町内で、どのぐらいの犬を把握しているのか、狂犬病として注射を打っているのか。犬の数というのが、正確にははかれないと思うんですけれども、やっていない方もいると思うんですけれども、今、日本の中でも狂犬病が、世界の中ですか、ちょっと分からないんですけれども、狂犬病のあれが発生したということも聞いているんですけれども、その辺のところを町としては、全数に打ってもらうのが一番いいんですけれども、なかなかそこまではいかないと思うんですよね。どのくらいまで把握しているのかだけでも結構です。お願いします。

あと、152ページです。環境衛生事業の区分12の草刈業務委託料。

これらのあれは、どんな場所を想定して、草刈りの委託をしているのか。例えば道路とか、公共の場所だとか、何を想定しているのかちょっと分からない、ただ草刈りの委託と書いてあるだけなんで、どこをどういうふうに委託しているのか、ちょっとその辺のところも言っていただければ、ありがたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、156ページ、154ページの塵芥、し尿収集処分事業、令和６年から業務が始まるということなんですけれども、処分場が遠くなりましたよね。運搬に係る経費が増大するということで、その負担、どこに負わせるのかな。町が出すのですか。ということはできないと思うんで、これは利用者に負担を負わせるのでしょうか、それとも業者に負担を負わせるのでしょうか。その辺のところをおっしゃってくれれば、ありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（小林知弘君）　環境資源課主幹、小林でございます。

お答えをさせていただきます。

まず１問目、空き家の件数でございますけれども、今般、環境資源課のほうから提供しております資料の９ページをご覧いただきたいと存じます。

４番ということで、空き家の把握件数、令和４年度及び不適正管理空き家の処理状況ということで、一番上をご覧いただきますと、環境資源課で把握している空き家件数は76件ということになります。これは米印にございますとおり、町民の皆様から、いわゆる不適正管理、苦情と言われるものですね、こういったものをご相談いただきましたものに関しまして、この76件ということで把握をしておるものでございます。

これが増えているのかどうなのかというようなご質問がございました。

町が76件と把握している状況に関しましては、同じような件数で推移をしているような状況でございまして、これはあくまでも、町民の皆様から苦情を頂戴する件数というところが大体同じということでございます。

これがすなわち空き家の件数とイコールかというと、決してそういうことはございません。空き家の件数に関しましては、委員ご指摘のとおり、

やはり全国的には増える傾向にあるということで、町内でも残念ながら、そういった傾向は否めないのかなというふうに考えております。

続きまして、予算書の146、147ページの……失礼しました。予算書90ページ、91ページ、環境推進事業、地球温暖化対策の計画策定委託料ということで、町の具体的な考えを示すのかというようなご質問がございました。

当然ながら、計画の策定に当たりましては、宮代町の特性に合った計画にしていかなければ、成果というのにはつながってまいりませんので、町の特性、具体的に言いますと、住宅が非常に多いというところですね。あとは、大きな工場ですとか、そういったものがないということで、いわゆる住宅が中心の、規模としても中小規模の自治体ということになるかと思います。この規模ですとか状況に合った計画というものを、宮代町に合った形の施策あるいは目標ということを策定するということで、業者のほうにはそれを求めていきたいというふうに考えております。

続きまして、予算書の146ページ、147ページ、狂犬病予防事業に関してご質問いただきました。犬の登録数というご質問、それから、狂犬病の予防接種の接種数、そのあたりかと存じます。

まず、町で把握しております最新の、２月末時点でということになります、犬の登録件数でございますけれども、1,640頭でございます。うち注射を接種した頭数、こちらが1,179頭でございます。率でいきますと、71.9％ということになります。

一般的に、70％以上の接種率が確保できていると、狂犬病の蔓延は十分に対応ができるというふうに言われておりますので、70％ということを宮代町は超えておりますので、一定レベルの成果は出ているのかなというふうに考えております。

続きまして、予算書の152ページ、153ページ中ほど、環境衛生事業の委託料ですね。

草刈業務委託料50万円ということで、こちらはどんな場所を想定しているということでのご質問でございます。

こちらに関しましては、いわゆる国納、和戸の山ですね、不法投棄の山の、あそこの草刈りを想定したものになります。主にはまちづくり建設課のほうで、残土の対応については進めているかと思いますけれども、そこに発生する草の除草を、こちらの50万円の中で対応していくという形で考えてございます。

続きまして、予算書でいきますと、156ページ、157ページ、し尿収集……失礼いたしました。154ページ、155ページの塵芥収集事業及び、次のページですね、し尿収集処分事業ということで、こちらの収集場所が遠くなると、搬入先が遠くなるという形でのご質問かと存じます。

まず、令和６年度に関しましては、し尿のみが北本地区衛生組合に切替えになりますので、し尿のみが遠くなるという形になります。

ごみに関しましては、同じように久喜宮代衛生組合の清掃センターと言われる施設での搬入が続いてまいりますので、大きな収集運搬費用に関する影響というのはないものと考えております。

一方で、し尿に関しましては、当然ながら北本地区衛生組合、若干距離が延びますので、その部分の影響というのは当然あろうかと考えておりまして、それに関する、特にし尿のくみ取りに関する経費に関しては、特に町民の方からご負担いただいている、いわゆる収集手数料の増額というのは考えておりませんで、増額分に関しましては、基本的には宮代町のほうで対応していくという形で考えてございます。

回答につきましては以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初の空き家対策、全国的に増大しているんだ、これは例外なく宮代も増大しているということで、いろんな事由があると思うんですけれども、まず、先ほど言ったように、相続する人がいなくなるということなんですよね。やっぱり相続する人がいなければ、これは空き家になる。それは、空き家になれば朽ち果てる、本当に危険だなという感じがするんで、そういう対策をきちんとしてほしいなという感じがします。

町の財産にするのか、国の財産にするのか、ちょっと分かりませんけれども、そういうときは。ぜひ、その対策をきちんとしてほしいなという感じがします。

それから、同じ二酸化炭素の計画の入札して、町としては具体的には、住宅課中心の計画を持つんだということなんですけれども、住宅は二酸化炭素、いろんな暖房だとか、いろいろあると思うんですね、電力を使ったり。そういうことをやるのかなという感じはするんですけれども、それに対しての町の補助とか、そういうのは考えているんですか。ちょっとそこら辺のところもお願いしたいと思います。

それから、狂犬病のことなんですけれども、71.9％だと言っているんですけれども、登録していない人がいるんですよ。そこが問題なんですよ。実際に、本当にこの犬大丈夫なのかいというのを見かけます。散歩している犬だとか、そういう犬は、みんなほとんど登録しているんですよ、かわいがってね。ただ庭につないである犬とか、そういうのが登録されていないんで、ちょっと危険だなと私は感じているんですよ。

万が一、犬ですから、どんなふうにやられるか分からない。猫だって同じでしょう。猫でも犬と、ニャオンと近づいてきても、急に爪を出す、そういうのがあるんですよ。ですから、ちょっと危険だなという感じがするんで、これを登録を待ってやるのか、それとも被害が出てからやるのか、それは分かりませんけれども、なるたけ被害がないように、町の行政としても、そういう被害が出た場合、対応をお願いしたいなという感じがするんですよ。

実際にあります。うちの犬もやられました、猫に。そういうことで対応を迫ってほしいという感じがします。それと、これはこれでいいです。

あと、152ページの和戸の山の草刈りだとは思いませんでした、はっきり言って。全体的な草刈りかなというふうに思っていたんで。

そこで、あそこも一つの一環としてやっていかなくちゃいけないということで、それは前にも説明受けていますけれども、それをやって対応するということだと思うんですけれども、ぜひそれは進めてほしいなという感じがします。いつまでもあそこの山を置いておくわけにいかないんで、周りもちょっとまずいなという感じがするんで、できるだけ早く処分してほしいなという感じがするんです。

それは、順番があるんで、環境資源課から始まっていくんだと思いますけれども、次からはほかの運営だと思うんですけれども、ぜひ１番目を早めにやってほしい、早く手続してほしいというのがあります。

あと、環境資源課では、先ほど言ったように草刈りとか、そういうのはやっているんだと思いますけれども、どこを中心にして、和戸駅の山は別としても、やっているのか、それをお願いします。

それから、最後に、156ページのし尿処分ですか、６年度から、町としては、業者とか利用している人には負担をかけないということを言ってい

るんですけれども、現在は負担をかけないかもしれないですけれども、近い将来、ずっとこれは町のほうで、負担かけないように増えた分はやるんですか。そういうことですから、皆さんに、いや、増えないよ、今までどおりだよということで言っても大丈夫なんですか。

その辺のところがあるんで、１年間だけだったらこれは困りますし、業者だって困りますよね、業者、ガソリン代、人件費かかったり、今まで半日で終わった仕事が１日かけてやるとかね。これは経費がかかるんですよ。その辺のところをきちんと、町としても計画あるのかどうか、その辺のところもおっしゃってくれれば、ありがたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

まず、地球温暖化の計画については、住宅が中心、宮代町の特性というのが、大部分が一般的な個人住宅ということになりますので、それに対応するような施策というのを、来年度計画をつくる中で具体化していきたいということもありますので、現時点で具体的な内容があるわけじゃないと。要は計画をつくりながら、その内容については精査していきたいというところが回答になります。

それと、草刈りの件については、あくまでも環境資源課がやっているものは、空き地環境保全条例に基づく国納の山については、代執行という形でやらせていただくものをここに計上させていただいているものでありまして、環境資源課が主体的に草刈りをしているところは現状としてありません。

桜の管理は、先ほど申し上げたとおりで別途やっておりますけれども、草刈りについては、空き地環境保全条例に基づいて現場をパトロールして、その土地の管理者に草刈り、適正な管理をお願いするということをやっておるわけでございまして、令和４年度までの予算では、業者に代行して発注するための予算を持っていましたけれども、５年度についてはそれをやらなくなりますので、あくまでもお客様が主体的にご自身で発注していただくという方法に変えましたので、そういった計上になっておりますけれども、環境資源課が主体的に草刈りをやるといったことは、これ以外にはないということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

あと、し尿処理の手数料についてでございますけれども、この件については、先般の11月30日に全員協議会を開催させていただいて、今後のスケジュールというところで少しお話をさせていただきましたけれども、関係する規約等の改正を予定しておりまして、それを踏まえまして、町の条例をつくっていくという流れがございます。その中で、議会に上程をさせていただいて、ご審議を皆さんにお願いするということになりますので、ここでの回答はご容赦いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　何点かお聞きしたいと思います。

小河原です。喉がかれてきちゃったんで、すみません。

まず、桜の問題、前段者が質問しましたけれども、私、前々から思っていたんですが、宮代町の桜は種類は何だっけ、何か決まっているんだよね。それ１本だよね。

それで、私、いつも思っているんですけれども、

先ほど前段者の答弁の中で、桜も枯れてきているのもあるとか、植え替えなくちゃというのもあるらしいので、私、桜も種類を変えて植えてもらえば、もう少しはきれいな町になるんじゃないかなと、桜の種類。みんな808本、全部ほとんど同じだよね。あまり何系がないというんかな、もうちょっと、有名な桜の見学行くところは、種類をいっぱい植えてあるんだよね。そうすると、変化があるわけ。時期も幾らか変わってくる。そのぐらいのことを考えたらいいんじゃないですか。

同じ種類だと、ぱっと一遍に咲いて、全部ぱっと終わるの。若干気候にもよって違いますけれども、大体同じだよね。そこら辺、少し変化を取って、町の変化も、きれいな町だというふうに、同じ桜の名所でもね。そういう考えあるのかないか。

もう一点は、あまりこれはしつこく言うと、おまえ何だと言われる内容なんですが、衛生組合の問題。

この間、衛生組合では答えることはできませんというのがあったんです。その内容については、ひとつ、町で把握していると思うので、早急にその内容が分かったら、宮代町の議会へ報告してもらいたい。副町長と課長がいたんですから、よく分かっていると思いますので、それはイエスかノーかを教えてもらいたい。

もう一点は、空き家対策、先ほどから何人かの人が出ていますけれども、私に言わせりゃ、今さら何だと言いたい。もう15年も20年前から言っているんですよ、議会で。空き家対策、何とかしろよと。それは、担当課、課長が新しく生まれたから、そこまでできませんでしたと言うかもしれませんけれども、そんなことないよね。町だって流れがあるわけだから。今さらかと。

私は、空き家対策協議会を設置と、これは他人任せなの。自分たちでこうするというのを、なぜ早くつくらないのかと思う。それが業務でしょう。今始まったことじゃないんですよ。10年も20年前から言っているんです、空き家対策何とかしろと。それを今さら、協議会をつくって、前半は計画をつくるとか、それ他人任せじゃない。自分たちでこうするんだというのをなぜつくらないのか、それを教えてもらいたい。

次です。かますの問題は、これは質問じゃなくなるかもしれませんけれども、私、前々から言っているんですけれども、U字溝の清掃、地区によっては業者を頼んで清掃しているわけ。そこに、そう人たちにかますも出さない、かます代も要らない。あと、運搬委託料も要らなくなる。そういうことがあるから、大金を払えというんじゃなく、気持ちだけでも面倒見る必要があるんじゃないかなと思うんです。

前々から言っているんですよ、U字溝の蓋が開かないじゃないかと。みんな腰を痛めちゃう、または年寄りだと、ある若い課長は、私はやっていますと答弁したけれども、じゃその課長、うちのほうへ来てやってくれるかといったら、やりっこないでしょう。みんな年寄りになっちゃっているんですよ。

例えば、うちの周りだって、60代の人はいないよね。みんな70、80、若くて70代かな。女の人ばかりだという家庭もあるわけ。女の人なんか、なおも持ち上がらない。そういう人がいるんだよ、いっぱいと言っているわけですよ。

それは面倒ないんだから、U字溝の問題については面倒見るということを考えてくださいよ。年寄りをいじめているのと同じ。それは、子供対策というのは今、一生懸命、国もやっているかもしれないけれども、年寄り対策も必要ですよ、こういうことで。ちっとも面倒見ない。

ある課長は、私の地区はやっていますと、こう

言った。それは若いから、課長クラスになりゃ、60前だからね。そういう発想じゃ困るというの。何とかしてもらいたい。何とかするかしないか。

もう一点、草刈り。

結果なんです、草刈りは。草が生えてどうしようもない、住宅の人は草が生えてどうしようもない。長く、その人が厚意的にやっていたけれども、その人もまた年取ってしまってできない。そういう人がいる、そういう場所もあったわけ。その結果をやらないから、引っ越しちゃった。

行政というのは結果なのさ、結果。宮代町は結果が遅い。何とか早くやれますかどうか、やりますと。何か代執行の問題とか話が出ていたようですけれども、私は結果なんですよ。結果がどうか、早いか遅いか。それを地権者のところへ話しは行っていますと、１回行ったらしい、１回話だけ、職員が２人で。それで終わり、ちっとも進まない。

だから、私は結果だと言っている、結果が何も進まない。口だけ、宮代町。やっています、どういうふうにやっているんだと言ったら、今言ったように、しつこいようだけれども、話しに行きました、地主さんに。

それはありがたい、行ったということは。結果……

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、お願いですけれども、質問はできるだけ簡潔にお願いしたいんですよ。時間も経過していますから。

○委員（小河原　正君）　私の頭では、これが一番簡潔なんです。

○委員長（西村茂久君）　だから、質問を簡潔にお願いします。

○委員（小河原　正君）　一番簡潔なんです。これが。何とかするかどうかの質問です。

○委員長（西村茂久君）　それから、小河原委員、５つの質問をされましたけれども、委員長としては、２番目の衛生組合議会における、答弁しなかったかどうかはともかくとして、していないと。宮代町はそこに出ているんだから、何か言えるだろうと。

この質問については、予算質疑とは関係ありませんので却下します。取り下げてください。

以上４つの質問に対して……

○委員（小河原　正君）　私にとっては大事なことなんですよ。これは。大事なこと。

○委員長（西村茂久君）　いや、これは場所が違います。予算特別委員会でやる話じゃありません。

○委員（小河原　正君）　何で令和５年度の取組の文書に入っているんですか。

○委員長（西村茂久君）　今、予算特別委員会で予算審議をやっているんです。だから、関連づけられればそれでいいんですけれども。

暫時休憩します。

休憩　午後　４時５８分

再開　午後　５時０１分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

順次お答えをさせていただきます。

まず、桜の管理ですね。予算書でいいますと、90ページ、91ページの桜管理の委託料でございます。

先ほど、前段の委員からのご質問にもありましたとおり、環境資源課におきましては、808本の桜の木の管理をさせていただいております。剪定ですとか施肥ですとかをやらせていただいている

という形になって、その過程で、委員さんのあくまでもご意見という形で、樹種の変更というか、桜の種類の変更ができるのかについては、ちょっとここではお答えができないです。あくまでも管理、適正な管理をしていくということで予算計上させていただいておりますので、例えば枯れてしまったところに別のというのは、今ここではお答えができないということで、ご容赦いただければと思います。あくまでも、これは管理料として計上させていただいているものでございます。

衛生組合のお話でございます。

環境資源課の私たちの予算書の61ページの内容につきましては、令和６年度からごみ収集と運搬について、宮代町に業務の一部が移管されるということで、ここに書かせていただいております。その準備を宮代町が行いますよというような内容でございます。

委員さんのご懸念は、恐らく解体のことですとか、新ごみ処理施設に係る負担金のお話だろうかと思いますけれども、現時点で決定した内容はございませんので、本会議の中でもお話をさせていただいているとおりでございまして、内容が分かり次第、こういった場になるかと思いますけれども、委員の皆様に説明して協議をさせていただくということで、ご理解をいただければと思います。

次に、空き家対策でございます。

空き家対策につきましては、予算書でいいますと90ページ、91ページ、私たちの予算書でいいますと62ページでございます。

過去から委員さんは、本会議等で一般質問等いただいているということで、私のほうも承知をさせていただいております。

来年度につきましては、さらに一歩進めたいという気持ちがありまして、まずは計画をつくるというだけじゃなくて、協議会の設置をするとともに、できる限りのことをやるという意味で、管理委託料なんかも設けさせていただいていると。前段の委員さんのほうのご質問でも答弁させていただいているとおり、具体的な取組、ほかの自治体、取り組んでおります先進的な取組があります。近くでいいますと、久喜市なんかは条例をつくって取組を進めております。そういったことを参考にして、具体的に進めたいという気持ちで、ここに予算を計上をさせていただいているというものでございます。

次に、かますの話ですかね、汚泥の話かな。

環境衛生事業になりますので、予算書でいいますと152、153ページの環境衛生事業の12委託料の側溝等施設清掃たい積物運搬委託料でございます。

前段の委員さんのほうからもご質問ありました、２月の上旬に行いました地区連絡会、上旬、中旬ですね、４回開催させていただいております。その中でも環境資源課が出席をして、地区の区長様、自治会長様に対してご説明申し上げました。

宮代町のスタンスとしては、側溝の管理は、第一義的には町が行いますということでお話をさせていただいております。しかし、一方で、地区の取組として、自治会が主体的に衛生上の問題から堆積物の除却を行うための活動をしていただいた場合につきましては、例えば道具の貸出しですとかかます袋の配布などをさせていただいて、なおかつ出た堆積物については、町が業者に発注をして、運搬まで行わせていただきたいということでお話をさせていただいております。

実際に、地区でできないよですとかといった場合には、まちづくり建設課が所管になりますのでというのはありますけれども、現場の状況を見させていただく、要は側溝というのは、いわゆる雨水の排出というのがその目的でありまして、雨水の排出に支障が出ている箇所につきましては、町

が現場を確認して、そういった状況、要は雨水が流れにくい状況が現に起きているということが確認できれば、それについては町が予算で行わせていただくということです。

令和５年度の予算におきましては、400万円の予算を計上しているというふうに私も承知しております。まちづくり建設課のほうでご確認いただければと思いますけれども、必要によってそこは実施すると、町が必ず行うということで、予算を組ませていただいているという状況でございます。

草刈りの状況でございますが、個別具体的には、ここではお話をさせてはいただきませんけれども、ご相談があった箇所につきましては、環境資源課の職員がそこに出向いて、状況を確認させていただいております。もちろん結果が出ないものもあれば、結果が出るところもあるということです。

第一義的には、土地の管理者ないしは所有者が草刈りをしていただくのが本来のことでございまして、町はそれをやってもらうために促すことしかできないという状況がございます。場合によっては代執行なんかも、将来的にはあるかもしれませんけれども、第一義的には土地の管理者にやっていただくと。そのために町が状況を確認して、所有者など町の情報をもって確認をして、通知を申し上げて、場合によっては電話で催促をさせていただいているという状況でございます。できる限りのことはやらせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　また、私たちの予算書中心に61ページ、62ページ、63ページに基づいて、確認というか、若干質問的な内容を述べさせてもらいたいと思います。ページ数は分かりましたか。

桜については分かった、そうなのかなと。でも少し、もうちょっときれいな町にしてもらいたいなということを、同じ桜でも、申し上げておきたいと思います。

あと、衛生組合の問題は、今答弁言ったけれども、本当に内容が分かり次第、宮代町の議会へ提案してもらいたい。そのことをお願いしておきたいと思います。

あと、空き家対策については、何かまたうまいこと言い出したけれども、町でこういうのは、とっくにやるべきだったんですよね。今さら委員会をつくって、条例をどうのこうのと始まりましたけれども、それじゃ遅いんですよ。本当は、とっくにやっているのが町の立場なんですよ。もう10年も20年前から言っているんだから、みんな、何とかしろと、空き家を。それを今さらやるというのを、やめろとは言えないでしょうから、随分遅いですという皮肉だけ言っておきます。

あと、63ページのかますの問題、本当にこれは、個人が何人かで集まってやっているんですよ、業者を頼んで。自治会じゃないんですよ、個人が何人か集まって。みんな、本当に蓋が開かないんですよ、機械を使えといったって、昔の機械なんか使えやしないですよ。みんな70代、80代の人が、やれといったって、できっこないですよ、こんな厚いの。蓋が開かないんだから。それを考えてくださいと言っているの。それでも考えないようだったらしようがない、また考えてくださいと強く要望を言っておきたいと思います。

草刈りも同じ、結果がいつになっても出ないのが宮代町。しつこいようだけれども、何十年も個人で厚意的にやってくれたのを忘れちゃって、そういうのを本当に何とかしてくださいと言っているわけよ、私は。

だから、これも早急に結果を早く出してもらいたい。そのことをもう一回、出すか出さないか答

弁願いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

２点ほどいただいたかと思います。

衛生組合の問題については、先ほども申し上げたとおりでございまして、形がどういう形になるかは別としても、分かり次第、委員の皆様にご相談させていただくということでございます。

また、草刈りについても、先ほどのご答弁と重なる部分もありますけれども、結果が全てだというのは承知はしておりますけれども、なかなか相手方もいるということでご理解いただければと思います。できる限り環境資源課、また、関係するまちづくり建設課とも一生懸命やらせていただいておりますので、今後も引き続きご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員（小河原　正君）　これ以上質問しても出そうもないので、また機会があったら、同じことを質問したいと思います。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、丸藤でございます。

３点ご質問させていただきます。

まず、空き家対策の問題でございます。

前段の委員のところでも質問して、答弁も出ております。課長の答弁もよく分かります。しかし、そういうふうに言っても解決しないのが空き家対策です。

これまで私も、大きなところでの空き家の問題、ずっと取り組んできて、問題の空き家については自分なりに解決して、もちろん町の努力によって解決されておりますけれども、依然個々に、確かに住民から空き家、あるいは雑草等もそうですよね、含めて、何回も何回も言ってもなかなか解決しない。もちろん個人でも努力しているんだけれども、私は、あまり住民同士のトラブルになっては困りますので、やはり町が入って取り組んでもらいたい。しかし、そうもいかないということで、新たに、先ほど言ったように空き家適正管理委託料が出ました。これでどういうふうに変わるのかということで、まず１点、ご質問させていただきます。

それから、地球温暖化、脱炭素化に向けた取組、総括質疑でも聞いておりますので、それ以外のことで、地球温暖化対策実行計画の見直し策定をやると、それから電気自動車２台の購入と、それから小・中学校の照明ＬＥＤ化、これについても、積算根拠ですね。予算ではどういうふうになっているのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

それから、152、153ページの、やはり前段の小河原委員も言いました側溝等の関係でございます。

課長も言うとおり、町民も側溝とはいえ、雨水はもちろん、まちづくり建設課で管理していますから、本来する必要はないんですけれども、町民の善意で、善意と言っていいのか、それぐらいはやりますよというところもありますよね。そこが、今言ったような高齢化とかそういうんで、側溝もかなり重くなってきています。だんだんできないというような、それから、先ほどの町民生活課との関係で、自治会から脱会していくと。いろんなことができないし、そういうこともやらされるんじゃ、とても入れないと、だんだん減っていくわけですよね。

そういうことで、言いたいのは、どうしても雨水がたまってどうしようもないところは、それは

まちづくり建設課のほうできちんと調べて、それが原因であれば、そちらで対処するということなんですけれども、私は、それはそれでいいと思うんですけれども、側溝清掃、じゃ、できなくなったらできないで、それは住民の協力が得られなくなったので、それはそれでしようがないということでいいんですね。

ということで、これは町のほうでも強制できないし、繰り返しますんで、じゃ、協力していただけないところは、それはそれでしようがないということでよろしいのか、その確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

３点ご質問いただいております。

まず、空き家の対策について、どう変わるのかというような、まず１点目のご質問でございます。

これまでも宮代町においては、年に２回現場を回らせていただいて、お客様のほうからお問合せないしは苦情等いただいた物件について、巡回をして現場を確認して、例えば庭木の繁茂の状況ですとか、軒の状況ですとか、そういった建物の倒壊状況なども確認をさせていただいて、写真を添えて所有者の方などに、管理者の方にご通知申し上げて、改善をお願いしてきたいという経緯がございます。

これも長年やらせていただいてはいたんですけれども、やっぱりこういった経験を重ねてきますと、私も、夏ですかね、現場を担当職員と一緒に回らせていただいて、やっぱりなかなか改善が進まない物件も現にあるということは、私も自分の目で見させていただいて、やっぱりフェーズが少し変わってきているのかなというところだと思っているんですよね。実際に高齢化が進んで、現に件数もやっぱり増えてきているというのもありますので、少しやり方を前進させないと、この状況を食い止められないというふうに思っております。

そういったこともありまして、計画づくり、甘いと言われるかもしれませんけれども、どういった対策を講じていくのか。また、先進的に取り組んでいる事例、幾つか県内でもございます。埼玉県においては、そういった先進事例を市町村に共有して、より取組を強くしてほしいといったようなのがありまして、連絡協議会というのをつくって情報共有もしていただいております。

そういった情報を受けて、宮代町もより具体的な取組を進めたいということで、計画づくりですとか緊急の委託料を計上させていただいた、ないしは協議会の運営経費も計上させていただいたということでございます。

より具体的にする、これどう変わるのかといったら、一つ具体例、実際にどういうふうにするかというのは、まだこれからになりますけれども、例えば、なかなか連絡しても、庭木が非常に繁茂している状況なんかを代執行を行って、その代金を所有者ないしは管理者の方に請求するといった事例がほかにもございます。条例をつくってやっている事例もございますので、そういったことを参照にして、そういった取組につなげていきたいというふうには考えております。

要は、具体的に一歩進んで、町もできることをやっていきたいということで考えておりまして、そういった意味で管理委託料なんかも設けさせていただいているという状況でございます。

あと、２点目の温暖化についてなんですけれども、まず予算の立てつけとしては、予算書でいいますと90ページ、91ページになりますけれども、

地球温暖化対策実行計画の作成委託料ということで940万円、これには国庫支出金、４分の３の補助を想定しているんですけれども、国のほうでも、計画づくりを工夫してやる場合には国の補助金を出しますよというような仕組みになっていまして、補助率としては４分の３で、なかなか競争率が非常に高そうで、こういった温暖化計画をつくる自治体が増えてきておりますので、ちょっと取り合いになる可能性もあって、これ全て獲得できるかというのは、宮代町も頑張らなければいけない状況にはなるんですけれども、事務事業編といったものと区域施策編、この２つの策定と見直しの委託料で、940万円を計上させてもらっているということでございます。

また、庁用車の管理事業になりますので、予算書としては80ページ、81ページになりますね……ごめんなさい、82、83ページですね。

事業としては庁用自動車管理事業になりますけれども、新車購入３台になりますけれども、そのうちの２台分が電気自動車になるというふうに確認しております。

それと、ＬＥＤ化につきましては教育費になりますので……

〔「だから、幾らかと聞いているんだ。２台で幾らかと」と言う人あり〕

○環境資源課長（伊東高幹君）　すみません、金額については、ちょっと私も承知しておりませんで、ごめんなさい、企画財政課のほうで計上しておるもんですから、ちょっと私、すみません、その金額については承知しておりませんで、恐縮ですが、申し訳ございません。

ＬＥＤ化についても、ちょっと具体的な金額については、この後、教育推進課がございますので、そこでちょっとお問い合わせいただければと思います。恐縮です、よろしくお願いします。

側溝清掃についてでございます。側溝清掃につきましては、前段委員からも幾つかご質問等いただきました。

ご質問にもありましたとおり、地区連絡会において、宮代町としては、側溝の管理は第一義的には宮代町が行うものですよといったことを地区の自治会長様、区長様には伝えてあります。その上で、側溝清掃についても、あくまでも任意ですということでお伝えをしてあります。任意だということでご理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

答弁いただきました。

じゃ、２つです。脱炭素化に向けた取組については、これは環境資源課で組みましたよというふうに普通思えたので、金額ぐらいは出るのかなと思いましたが、確認なんですけれども、普通車が450万円、軽自動車が250万円……じゃ、いいですよ。そちらで聞いてくれと、私はこれ、環境資源課でこういうふうな、取りあえず新年度は取り組みますよというような記者会見までやっているわけだから、当然あってしかるべきだと思ったんですよね。分からないということだったら……そうだよ、金額。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時２５分

再開　午後　５時２５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それと、側溝清掃の関係は

分かりますよ。

じゃ、協力していただけないところはそれまでという、言葉は悪いですけれども、そういう認識、取り方でよろしいですねということ、確認なんですが。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（伊東高幹君）　環境資源課長の伊東です。

すみません、把握していなくて恐縮です。

環境資源課が音頭取りするのは当然だとは思っているんですけれども、温暖化の取組というのは、やっぱり全庁的にやるべきだというふうに思っておりまして、それぞれの課でできることをやっていただくということが当然に必要なのかなということもありまして、これは町長を筆頭に全庁的に進めていくという意味で、ゼロカーボンシティの宣言をさせていただいておりまして、庁内的にはそういった認識を共有させていただいているということです。

ただ、私の勉強不足というか準備不足、大変申し訳ございません、休憩が入るようであれば、ちょっと確認させていただきますので、ご容赦いただければと思います。

２点目についてでございます。

やらないところを放置するという意味ではございませんで、まさに側溝の機能というのは、あくまでも雨水をきちんと適正に処理するということでございまして、そういった機能に支障が出ている状況が確認いただければ、当然に町が責任を負って、確認をして、必要な清掃を行うという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で環境資源課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時２８分

再開　午後　５時４０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより税務課分についての質問に入ります。

担当課長から、出席者の紹介をお願いします。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。よろしくお願いいたします。

職員個々の自己紹介にて失礼いたします。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務課主幹（石井　栄君）　こんにちは。税務課主幹の石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○資産税担当主査（松井美絵君）　税務課資産税担当、松井と申します。よろしくお願いします。

○町民税担当主査（岡安英之君）　失礼します。町民税担当、岡安と申します。お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ご承知だと思いますが、答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１点だけお伺いします。

山下です。

徴収対策です。

ここには執行停止だとか、いろいろ効率的な徴収対策ということで書いてありますけれども、私たちの予算書の53ページには、そのように書いてあるんですけれども、今、町民は納税するのが義

務、それは分かっております。しかし、町民、無職、いろいろなことがあって、税金を納められない方が増えてきています。

これ、徴収対策して、これによって、成果というのですか、町の。また、分納などはどのようになっているのか、これは不納も併せてです。きちんと、まず最初にそれを把握したいなと思って質問しました。ひとつよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　主幹の石井と申します。

山下委員の質問に対してお答え申し上げます。

徴収対策におけます個別の相談事案につきましては、委員おっしゃるとおり、景気が非常に悪い中、個々の収入状況ですとか支出状況を個々に把握しながら、丁寧に対応させていただいておるところです。

あとは、分納の状況ということでよろしいでしょうか。

滞納事案の件数におけます、その中の分納の事案の件数につきましては、大変申し訳ありませんが、数字のほうは持ち合わせはありません。もちろん滞納整理につきましては、税額を一括に納付することができない方がほとんどですので、分納ということで、複数回に分けて納めていただくというのが原則、基本になります。

ただ、分納の回数が２年も３年も４年も５年もに及ぶものについては、その辺は随時随時、調整をさせていただいて、遅くとも２年以内の完納に向けた収納計画を個々に出させていただきながら、調整をしておるところです。

以上です。

大変失礼しました。不納欠損につきましては、予算特別委員会資料の10ページに示させていただきました項目11としまして、町税等不納欠損事由別内訳、令和３年度の実績と併せまして、令和２年度の実績、数字を載せております。よろしいですか。税務課の予算特別委員会の10ページになります。

簡単な説明なんですが、令和３年度実績としましては、町税の不納欠損の件数が、町税につきましては94件、金額にしまして387万917円、あわせて、国民健康保険税につきましては件数106件、金額につきましては900万6,019円という内訳になっております。

事由別につきまして、４項目に分かれておりまして、財産がなかったりしたケースですとか、生活困窮者のケースですとか、納税義務者の方の所在が不明のケースですとか、納税義務者が亡くなったりしたケース、または相続人がいないケース、こういった形で事由が分かれておるところです。

以上の説明になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

私から若干補足させていただきます。

不納欠損処理につきましては、年度末処理ということもありまして、令和４年度分につきましては、この３月末で欠損できるようにということで、今、事務作業を進めているところです。

その前提となるのが、処分停止、執行停止、資産がなかったりとか、そういったところで、即時で欠損するまででではないんですけれども、今後徴収が困難であろうという事案については、執行停止、処分停止をかけておいて、状況が変わらなければ３年後に欠損すると、そういった仕組みとなっております。

ですので、今度の年度末、令和５年３月末で欠損する分の多くは、令和元年度の事務処理におい

て処分停止、執行停止かけておいたものが３年到達で欠損に至ると、そういった仕組みの上に基づいて、欠損処理を行っているというところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

令和３年度の欠損の数、それに分納が入るわけですね、これ入っていませんよね、分納がね。分納で納めている人は、これの中には入っていない。下手をすると、分納の人もこの中に入る可能性もある。

それだけ数がどんどん増えている。徴収したくてもできないのが現状じゃないかなと思うんですよ。それで、町の財政も、町民の財政も苦しくなってきているというのが今の現状だと思うんですよ。やはりこれを打開するようにしないと、町だって困るし、個人だって困るしね。町としては、ない人からも取るようになってしまうような感じがしないでもないですよ、強制的に。例えば家、住むところが、これは処分できませんよね、納めていないからと。将来的には、そういうこともするという予想はあるんですか。例えば、住むところまで処分して施設に入れるとか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

滞納事由につきましては、財産調査、資産調査を行いまして、財産なしという確認に至った事案については、決して取るという選択はないです。

ですので、そういった場合には、先ほどお話ししましたように、処分停止かけておいて、３年後に自動的に欠損すると、そういった仕組み、そちら側に入ってくるものと思われます。

今後の徴収におきましても、資産がない方から徴収すると。いずれそうなるとか、そういったことは、今も考えていないですし、これからもそうあるべきでないと思っています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

確かに資産のない人には取れません。家があっても、やっぱり住むところがなくなれば、どうにかしなくちゃいけないんで、やっぱりそれでもお金がかかりますから、それも取れない。確かにそうです。

ただ、こういうふうに資産がない人が増えてきている現状があるんだ、これを強制的に家宅捜索みたいにしてやるんじゃなくて、やはり個人の事情というんですか、健康的に悪いのだったら健康を治してするとか、そういう施策を取っていかないと、何がなんでもということになると、やはりまずいんじゃないかなという感じがするんですよ。

その辺のところで、徴収対策も強制というんじゃなくて、調べることは調べるのは当然ですよ、納税するのは当たり前なんですから。でも、あまりそれを強くすると、何だって反感を買うんですよ、どうしても。家の中を家探しするとか、それはやめたほうがいいんじゃないかなと私は感じているんですよ。事情を聞くことは、それは当然ですよ。見れば分かるんですから、大体、家へ行って。

そういうふうにしてほしいなという感じがするんです。私なんかもいろいろとあって、そういう話を聞くときもあるんですよ。例えば、手当を受けるのに資産があるのかどうか、納税はどうなっているんだ、家探しですよ、ほとんど。家探しまでいかないけれども、かなり厳しくまでやるみたいですね。最後的には離婚しなくちゃいけないのか、生活を別居しなくちゃいけないのかとかまで

来ているんで、そこまで普通、やらなくてもいいんじゃないかなと私は思っているんで、ぜひその辺のところが対策としても、生活が困らないようにしてほしいなという感じがします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　質問させていただきます。

深井です。

私たちの予算書で52ページ、こちらの固定資産税事業・評価替調査事業、あと、一般会計予算書のほうの101ページ、こちらの３番、評価替調査事業ですね。

こちらの調査委託料、こちらに航空写真撮影、あと地図等更新、地価調査など固定資産評価替えのための委託経費と書いてありますが、2,594万円、これの内訳の説明をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時５３分

再開　午後　５時５４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁を求めます。

担当主査。

○資産税担当主査（松井美絵君）　資産税担当主査、松井です。

今の固定試算評価替資料整理業務委託料についての内訳を申し上げます。

航空写真撮影が252万3,296円、オルソ画像作成、オルソ画像というのは、航空写真を撮った後に平面にするために調整をするものなんですけれども、オルソ画像作成に91万2,890円、地番図修正、地番図修正というのは、それぞれの筆１筆ごとの線を明確にしまして、そこに振られている地番を振るという作業になります。こちらのほうが167万4,283円、それから、地番図の分割納品ということで、１年間の間に分筆ですとか合筆ですとか、そういった地番の修正がありますので、それを１年間の間に全９回で更新をかけていく作業になりまして、こちらのほうが91万3,680円、画地認定、画地認定というのは、それぞれの１筆ごとの利用ではなくて、例えば３筆を一つの宅地として使っているであるとか、そういった同じ利用で評価をするんですけれども、そちらの利用の単位といいますか、そちらのほうの画地の認定をする作業で68万3,230円、そして、ちょっとまだ細かくて、しばらくあるんですけれども、家屋図修正、家屋図修正というのは、それぞれの家、家屋について、滅失をしてなくなったであるとか、あとは、新しく新築をしたとかいったような修正をかける作業、こちらのほうが68万5,235円、家屋経年異動判読調査、こちらのほうは、家屋というのは３年に１回、評価替えごとに評価を替えていくわけですけれども、その間に、こちらのほうで把握ができない、勝手に壊してしまうですとか、新しく建ててしまうとか、そういったような３年間のうちの変化ですね、そちらを航空写真のほうで実際に見比べをしながら、判読をして違いを見つけ出すという、こちらのほうが648万2,370円、次が土地評価データ更新、こちらのほうは、土地の先ほどお話をした画地ごとに評価をするんですけれども、こちらの評価自体の内容のデータの更新をする作業のほうが209万6,708円、公図データ加除修正、公図データというのは、法務局のほうで備付けの図として、公図というのがあるんですけれども、そちらと同じ内容のものを町のほうでも保存しておりまして、こちらのほうは参考資料という形でも、窓口で閲覧等できるようにはなっているんですけ

れども、そちらのほうの１年間での動きに合わせた公図の内容の分筆や合筆などの登記上の修正に合わせた加除の修正、こちらのほうが62万2,760円、そして、固定資産管理システム保守料、こちらのほうは保守料になりまして、１年間で53万6,000円、それらに諸経費と消費税が入ったものになります。

以上が内訳になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　それでは、再質問させていただきます。

航空写真撮影というのは、年に何回やっているんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○資産税担当主査（松井美絵君）　資産税担当主査、松井です。

年に１回撮影をしております。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　それでは、予算ですと、前年度と今年度ですか、差額が466万4,000円となっているんですが、どうしてこんなに差が出ているのかお答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○資産税担当主査（松井美絵君）　資産税担当主査、松井です。

去年との比較で差が出ているということなんですけれども、この評価替えの事業というのは、３年に１回評価替えというのが行われまして、その３年間の間で、評価替えのいろいろな作業をその年度に合わせた形で処理をしていきます。その内容が、毎年同じ内容なのではなくて、例えば土地の評価をするときに、路線一本一本に価格がつくわけなんですけれども、この価格をつけるために、１年目はまず、町の中を同じような、似たような地域、状類というんですが、これで分けるといったような作業、これが従来のもので、前の年と同じ内容で大丈夫かどうかということの検証作業をする。そして、次の年には、それぞれに分けた中で、今度は標準宅地といって、鑑定の価格を取る場所というのを決めるんですけれども、そういった場所の選定作業というのをしまして、最後の年に３年目には、標準宅地を決めますと、そこで鑑定の価格が決まりますので、そこから今度は、それぞれ路線の一本一本に、その鑑定価格に合わせて、全体のバランスを見ながら価格をつけていくんですけれども、そういったように、１年目、２年目、３年目というので作業の内容が変わってきますので、委託の内容も変わりますので、そういったことで金額にも差が出てくるということになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　また質問させてもらいます。

私たちの予算書52ページ、令和５年度予算書14ページ、15ページの関係です。

特に聞きたいのは固定資産税、固定資産税も町税で、ばかにならない数字だというのは分かります。

私が聞きたいのは、今までいろいろ町の人に聞かれたこともあります。その内容も加味しますけれども、道路を町が拡幅しますよね、農地でも市街地でも。拡幅すると残地が出ますよね。それもでかい残地ができるなら、まだ理解するけれども、ほんの少し、家も建つような残地じゃない、そんな少し、ちょこりちょこり残してあるわけ。それ、

持っている人が困っているわけです。

これも固定資産税を取られるんでしょう。まず、それを１点、教えてもらいたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、固定資産税の関係で、道路拡幅が行われたときの残地の課税というところでございますが、固定資産税につきましては、賦課期日が１月１日、賦課期日というのがありまして、そのときの利用状況、あとは、そのときの所有者の状況によって課税が生じてまいりますので、残地の使われ方ですかね、それが所有者が町なのか、それともともともとの地権者なのか。あと、そこが利用状況が、もともとの田畑で利用されているのか、それとも道路の予備地とかで町が所有しているのかで変わってくるかとは思うんですが、基本的に元の所有者の方の所有で、田畑の状況であれば、田畑の課税という形になっているかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　課税だと、個人の持ち主だと課税だと。そこで、本来なら今日ここで質問することではなくて、まちづくり建設課の担当になるのか知りませんけれども、課税だから今日、質問しておくんですけれども、誰が見ても、２平米か３平米ぐらいの残地に何も建つわけないでしょう、草だらけ。持っているだけ課税されて、何にも使えないのを、なぜ町が、町のために道路を拡幅して残された土地、本当に困っているわけ。それを何とかしてくれという人が何人かいるわけ。

それで残った、何も使えなくて課税されたら、そんなばかな話ないよね。拡幅したために残された土地。広い土地ならいいけれども、同じ残されても、ほんのちょっとした、何も建つような土地じゃないよね、何もできない土地。それ、何とかしないのかなと思って聞いたんですけれども、ここの税務課では、それでも遠慮なく金を取るんだと、そういう発想ですね。それだけ、もう一回聞いておきたいと思います。

使えない土地でも課税で、町のために残された残地を遠慮なく金は取りますと、そういうことだよね。それでいいですね。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

残地の問題ですが、用地買収の公共事業の過程の中で、どのような使われ方が望ましいのかは、多分担当で考えているかと思いますので、そこが公共用地として必要な部分なのか、それとも、もともとの地権者の方が所有することがふさわしいのか、その辺は用地交渉の過程の中で判断されてくるのかなというところだと思います。

税務課としては、最終的に登記情報が１月１日現在でまいりますので、それに基づいて課税を行うという形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　今の答弁聞いて、これ以上議論してもしようがないなと思って、町のために道路拡幅して、ほんのちょっと残された土地が困っている、草だらけ、困ったよと言っているわけ。そういうのまで、今の答弁だと、冷たいやり方だよね。町のために残されちゃったんだよ。町の拡幅のために道路、それを何とかしてくださいと、泣きの涙で来た人もいるわけ。それを今みたいな答弁だと、拡幅なんかすることないよとなるよね、これからね。残されたら課税されちゃうん

だから、そんな使えるような土地じゃないんだから。それを言っているわけ。残された、草だらけ。

ほかの人がそこへたばこの吸い殻入れて、少し燃えてしまったと、そういうこともあるわけ。それでも課税して、今みたいな答弁だと、本人は泣きの寝入り、泣きの涙だね。そういうふうにしてしようがないんだということだよね。分かりました、言っておきますから。

質問とすれば、それを何とかすべきだと。答弁を聞きます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（門井義則君）　税務課長、門井です。

先ほど金子副課長から答弁申し上げたとおりでございますので、それ以上でもそれ以下でもなく、そのような対応をさせていただくというところでご理解いただけるようお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、大きく２点、お願いしたいと思います。

第１点目は、令和５年度税制改正に伴う事務作業を的確に進めていくと、改正があると、いつもそういうふうに言っているんですけれども、税制改正に伴う地方税の主な改正点、それによる影響額、具体的に指摘していただきたいと思うんですが。参考資料も求めておりますが、その点どういうふうになっているのか、お願いしたいと思います。

あと、歳入の関係で、軽自動車税の第１種、第２種、甲乙と。これの、いつも税制の積算ですよね。それについて、ご説明をお願いしたいと思います。

それと同時に、町たばこ税も、どういうふうに積算されているのか、併せてお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず１点目、令和５年度の税制改正の改正点及び影響額でございますが、こちらにつきましては、予算特別委員会資料税務課分の１ページから４ページにかけて、影響及び主な改正点を掲載してございます。

令和５年度の税制改正において、町税に関しての主な改正点でございますが、令和５年度については、さほど大きな改正点はございませんでしたが、４ページに掲載してございます、３のまず車体課税の中の軽自動車税関係でございますが、１点目は、環境性能割の税率区分の見直しというところでございます。新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえて、環境性能割については、現行の税率区分を令和５年12月末まで延長するという措置を行っております。

また、電動車の普及促進の観点から、燃費基準達成度を３年間で段階的に引き上げるという措置でございます。こちらについては、３ページの表にあるとおりでございます。

環境性能割の税率区分については、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及び、2030年度燃費基準の現行では75％達成者を非課税としておるところを、令和６年１月からは燃費基準達成者を80％達成、同じく税率１％のランクでございますが、2030年度燃費基準、現行では60％達成者を１％としているところでございますが、令和６年１月からは70％達成者、令和７年４月からは75％達成者という区分で、段階的に引き上げるというような措置でございます。

４ページに戻りまして、２点目がグリーン化特例の延長でございます。

こちらについては、電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置、税率の100分の75を軽減するという措置でございますが、こちらのほうを３年間延長するという措置でございます。

車体課税は以上でございまして、次に固定資産税関係でございますが、税負担の軽減措置というところで、１点目が、中小事業者等の生産性向上・賃上げ促進に資する償却資産導入に係る特例措置の創設ということでございまして、こちらについては、令和５年４月１日から令和７年３月31日までに取得した、これらに関する償却資産については、３年間２分の１に軽減措置を行うと。それについて、賃上げの措置を行ったものについては、５年間３分の１に軽減するという措置になっております。

２点目が、長寿命化に資する大規模修繕工事のマンションに係る税額軽減措置の創設ということでございます。

こちらのほうも、令和５年４月１日から令和７年３月31日までに長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションについては、行った年の翌年度分について３分の１とする、わがまち特例の実施を行うというものでございます。

３点目が、バス事業者におけるＥＶバスを導入する場合の変電・充電設備等に係る課税標準額の特例措置の創設でございます。

こちらについては、令和５年４月１日から令和10年３月31日までに導入、これらの変電・充電設備を設置した場合には、５年間、課税標準額を３分の１にする措置でございます。

そのほか、納税環境整備といたしまして、固定資産税における質問検査権の対象の明確化というところで、家屋評価に必要な図面の入手につきましては、これまで納税義務者でありましたが、それらに加えて、施工業者も加えることを明確化しております。こちらの措置については、令和６年４月１日からの導入でございます。

また、ふるさと納税の指定取消しに係る所要の措置ということで、ふるさと納税の地方公共団体の指定取消しにつきましては、令和５年４月１日からは、２年前に遡って取消事由とすることができると制度化されたところでございます。

主な改正点は以上でございますが、影響額の見込みでございますが、軽自動車税関係につきましては、環境性能割の税率区分見直し、種別割のグリーン化特例の延長につきましても、現行税率区分の据置き及び３年延長というところでございますので、現行令和４年度と比べて、同じ内容の税率を据え置くというところでございますので、影響額は、これについてはないのかなというところでございます。

また、固定資産税関係のうち、中小事業者の生産性向上等の償却資産の特例措置でございますが、こちらは先端設備導入計画に基づく一定の資産ということで、これまでも年一、二件という、こちらの導入計画で認定されたものが年間一、二件というところになっておりますので、これも影響額は極小かなというところでございます。

以上が、令和５年度税制改正の町税に係る改正点と影響額でございます。

続きまして、２点目の歳入関係の軽自動車税種別割の区分、積算根拠ですかね。

軽自動車税の種別割につきましては、令和４年度の10月時点の車種別台数に、新車販売台数等の動向やグリーン化特例の見直しなどの要素を加味しまして、令和５年度当初の車種別台数を9,849台ということで、昨年の積算と比べまして199台、2.1％の増加を見込んだところでございます。

特に、軽自動車税の車種別の税額の８割を占めます軽四輪乗用自家用につきましては、5,840台ということで、前年比293台、5.3％を見込みまして、この部分が特に大きな要素を占めるということかと思います。収納率の見込みを97.5％といたしまして、総額では7,292万3,000円と算出したところでございます。前年比865万6,000円、率にいたしまして13.5％の増といたしました。

続きまして、町たばこ税につきましては、前年実績を踏まえて、健康志向などを反映した過去５年間の売渡し本数の動向などを反映して算定したところでございます。

令和３年10月に税率改正後の売渡し本数については、ほぼ横ばいになっておりまして、減少傾向にあった調定額については、令和３年、令和４年は前年度をやや上回ったことなどから、前年度予算額を補正いたしまして、本数にいたしましては2,560万本と見込んで、税率を乗じて１億6,773万1,000円としたものでございます。前年度比1,845万2,000円、率にいたしまして12.4％の増としたところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問なんですが、具体的に税制改正による影響ということで、特に中小企業者の生産性向上と償却資産特例措置ということ、年一、二件ということなんですけれども、これはどれぐらい、どういう職種なんでしょうか。それが第１点。

それから、特に町たばこ税なんですけれども、年々税率が上がって、それでも令和３年、令和４年度よりも本数は増えているんですね。その点だけ、積算ですから、それだってまだ控えめだとは思うんですけれども、その点、確認をさせていただきたいと思います。

それから、町税の環境性能割なんですけれども、これは埼玉県による賦課徴収になっていますけれども、何で減になっているんでしょうか。その点だけお尋ねしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○税務課副課長（金子　諭君）　税務課副課長、金子でございます。

まず、１点目の中小事業者の生産性向上等の償却資産の特例措置の関係でございますが、先端設備等導入計画についての認定については、こちらについては産業観光課で行うことになっておりまして、令和３年度の実績としては、太陽光発電設備関係が２件ほどあったと聞いております。

令和４年度については、農業関係の施設整備が１件あったと、今聞いているようなところでございます。

以上でございます。

続いて、２点目の町たばこ税の売渡し本数等の状況でございますが、売渡し本数については、令和元年度までは、毎年平均して200万本ほど減少傾向にずっとございました。令和３年10月に、たばこ税の税率が改正、引上げがありましたので、令和３年度については、売渡し本数については横ばい、令和４年度についてもほぼ横ばい、やや上回るぐらいのペースで、今、本数については減少傾向から横ばいに推移しているというところでございまして、税率改正の影響もあって、調定額、決算額については、令和３年度上がって、令和４年度も上がって、ほぼ横ばいの傾向というような状況で、今後の推移については、今後の売渡し本数の状況を見ていきたいところでございます。

続いて、３点目でございますが、環境性能割につきましては、本年度、令和４年度の実績を加味

しまして積算したところでございまして、予算額については360万円、前年比マイナス72万円、16.7％の減という形で見込んだところでございます。

こちらについては、令和４年の実績が、予算としては月36万円で見込んでいたところですが、ややこれを下回るというような状況がございます。令和５年については、月30万円という形で、平均額を12か月分という形で、少し下方修正して積算したところでございます。

影響としては、先ほどの半導体不足等で、多分納品とかも遅れているというような状況が影響しているのかなというところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月８日水曜、午前10時から委員会を開き、福祉課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

それで、ちょっとお時間を下さい。

これは報告になりますけれども、環境資源課から、前段の質疑に際しての回答が副町長からございますので、お願いいたします。

○副町長（渋谷龍弘君）　すみません、お疲れのところ、大変恐縮でございますが、環境資源課のほうの質疑におきまして、丸藤委員の質問で保留になっている件につきまして、恐縮ですが、確認が取れましたので、ご答弁を申し上げます。

資料は、記者発表資料の３ページにございます脱炭素化に向けた取組ということで、事業費が2,206万円となっております。

この2,206万円の内訳のご質問でございますが、３点ほどございまして、まず１点目の地球温暖化対策実行計画の見直しと策定につきましては、予算額が940万円でございます。

次の２点目の電気自動車２台の購入ですが、こちらは２台の合計が720万円でございまして、２台の内訳でございますが、普通車が450万円、軽自動車が270万円の合計720万円でございます。

最後に、３点目の小学校の照明のＬＥＤ化につきましては546万円で、合計が2,206万円となるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

延会　午後　６時３４分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	副　町　長	渋　谷　龍　弘　君
福祉課長	宮　野　輝　彦　君	福祉課副課長	小　島　　晃　君
福祉課主幹	小　島　英　樹　君	福祉支援担当主査	荒　川　俊二郎　君
子育て支援課長	横　内　宏　巳　君	子育て支援課副課長	田　中　啓　之　君
子育て支援課主幹	吉　田　直　子　君	こども笑顔担当主査	吉　野　美　樹　君
こども安心担当主査	清　水　邦　江　君	こども保育担当主査	松　岡　祥　哲　君
住民課長	草　野　公　浩　君	住民課副課長	高　橋　正　巳　君
住民課主幹	中　村　佐登志　君	戸籍住民担当主査	海老原　剛　章　君
国保・後期担当主査	安　部　麻里亜　君	年金担当主査	加　藤　智　浩　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　　任	岡　村　恵美子

開会　午前１０時０３分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　改めて、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月６日に引き続きまして、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１３号の審査（福祉課・子育て支援課・住民課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第13号の令和５年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、子育て支援課、住民課分の順に質疑を行います。

これより福祉課分について質疑に入ります。

改めて留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○福祉課長（宮野輝彦君）　おはようございます。

福祉課長の宮野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○福祉課副課長（小島　晃君）　おはようございます。

福祉課副課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○福祉課主幹（小島英樹君）　おはようございます。

福祉支援担当小島です。よろしくお願いします。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　おはようございます。

福祉支援担当の荒川です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。よろしくお願いいたします。

３点質問させていただきます。

まず１点目なんですが、予算書は112ページと113ページ、成果書は36ページになります。

社会福祉事業、この中で、表のところになるんですけれども、社会課題に対応したセミナーやイベントを開催ということで、西原自然の森活用事業ということで、社会課題に対応したセミナーやイベントを開催しております。このセミナーやイベントについて、今年度の実績と新年度の予定をお伺いいたします。

それから、２問目なんですが、予算書の114ページから117ページ、成果書では69ページになります。

障害者総合支援事業……

〔発言する人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　成果書じゃなくて、私たちの予算書と言うんですね。私たちの予算書69ページで、補装具費の支給ということで、車椅子や義肢等の補装具の購入等の支援ということになっております。こちらに関しまして、何件、そしてまた何人の実績があったか、費用はどのぐらいかということを、今年度の費用は幾らだったかということをお伺いいたします。

それから、３問目になります。予算書の116から117ページで、私たちの予算書だと70ページになります。

障害者地域生活支援事業、この中で手話言語条例リーフレット19万円とあるんですけれども、これはどのようなもので何枚作成するのか、また、

配布方法を教えていただきたいと思います。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　主幹の小島です。

１問目についてお答えします。

令和５年度につきましては、前年度の実績を踏まえて、これまで実施した活動、行事等の継続を発展していく予定となっております。引き続き見守りさんの養成講座、フードドライブ養成講座、災害関連のセミナーの実施等を予定してございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。泉委員の質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、補装具費のほうになります。

予算書のほうが114ページから117ページになります。実際、補装具のほうにつきましては、117ページになります。

私たちの予算書のほうにつきましては69ページになります。

補装具の４年度の実績と件数、金額ということになります。福祉産業委員会資料のほうでいいますと、11ページにございます。

11ページに記載されております４年度につきましては、令和５年１月末日現在の数字になっております。延べ交付者数につきましては29名になります。延べ修理者数については14名になります。支出総額につきましては281万5,748円になります。

修理と交付につきましては、その下の表にございますとおり、43件の内訳が記載されております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

手話言語条例リーフレットについてのご質問についてお答えいたします。

まず、こちらのリーフレットですが、手話言語条例について周知するためのものでございまして、作成枚数は１万6,000部を予定しております。配布方法につきましては、広報紙の配布と合わせまして、全戸配布を予定しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

セミナーとかイベントをしっかりとやっていただいているということで、コロナ禍の中でやるのは大変だったのではないかと思います。一般質問のほうでも答弁いただいたのがあった中で、見守りサポーターが86名、それから団体が17団体という形の実績をつくられたということがありました。

私たちの予算書の36ページのところなんですけれども、成果目標ということで、ボランティアの育成50人以上、また、福祉推進委員確保が30人以上という目標も出されているということで、まず、セミナーやイベントに関しまして、これから先にマスクが個人判断ということに変わってまいります。それについてのイベントやセミナーの開催をどのように進められるのかということをお伺いいたします。

それと、福祉交流館すてっぷ宮代ということでしっかりと進められているんですけれども、課題の一つではないかと思うんですけれども、やはり使われる方の足といいますかね、交通手段というものがなかなか難しいところがあるのではないか

と思うんですけれども、例えばこの庁舎の車を利用しまして、午前中１本、あと午後１本、職員の方で大丈夫だと思うんですけれども、役場からすてっぷ宮代まで往復する、そういう便をつくっていただいたらどうかなとか思ったりするんですけれども、その点についてお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　福祉課長の宮野でございます。

まず、１点目の今後のセミナー、イベント等でマスクの問題でございます。こちら13日から個人判断になるということになりまして、基本的には、個人判断という形でなっていくかと思っております。ただ、そのときのコロナの状況に応じて、その辺については臨機応変に行ってまいりたいと考えております。

それから、すてっぷ宮代への交通手段というところでございますが、こちらにつきましては、そういったお声を何件か聞いているところもあります。町の庁用車で職員のほうでとかというような今、ご提案があったところでございますけれども、基本的にはちょっとその辺については、現時点ではちょっと難しいかなというところは考えております。

ただ、やはり何も対策はということではなくて、この辺については、利用される方が社会福祉協議会のお客さんが多い、また、そういったイベントを行うときに関しては、そういった何らかの、例えば駅から車をとか、そういったことは一応検討しているところはしているんですけれども、その辺の最終的な細かなところまでは、最終的に今こうしますというようなところでの結論には至ってはいないところでございます。その辺は課題として考えてございますので、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

ご答弁が細かく丁寧にやっていただいておりましたので、再々質問はいたしません。

一応、駅のほうから考えていただいたというですね、それは多分無理だろうなと思って、せめて役場から、例えば役場で用事があった方が福祉協議会のほうにそのまま行けるような、そういう流れであっていただければと思っていたということなんですけれども。少しでも皆さんが使いやすいようにやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。大体七、八問になるかな。

最初に112ページ、３款の⑵、下のほうです、社会福祉事業です。本年度の財源内容の中の分担金及び負担金となっていますけれども、その内容について、ひとつ、まず最初にお願いします。

また、埼玉県埼葛北地区福祉有償運送費というんですか、市町共同運営協議会委員謝礼と書いてあるんですけれども、これについてちょっと細かく説明をお願いできたら、ちょっと分からないのでね、どんな活動をしているのか説明をお願いします。

それから、115ページになります。

区分15の委託料、これ後ろ側になるのかな、12だからな。12だな、やはり。委託料だな。115ページの真ん中辺の一番上だな。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、ページをしっ

かり。

○委員（山下秋夫君）　115ページの一番上の区分12の委託料、いいですか。第２期地域福祉計画策定業務委託料です。どこにこれは委託しているんでしょうか。

それと、区分18です、同ページの。負担金、補助金、後ろ側なんですね、これがね。117ページです。117ページの一番上、この負担金、補助及び交付金、社会福祉推進事業補助金、民生委員・児童委員活動費等補助金ですが、どんな活動……、このちょっとよく分からないんだけれども、18ページ……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、ページをしっかり間違えないように言ってください。

○委員（山下秋夫君）　115ページだと思ったな。115ページで、12で一番……

○委員長（西村茂久君）　それから、事業名も……

○委員（山下秋夫君）　委託料の下です。115ページの下、12、その中の社会福祉推進事業……、社会福祉事業ないの、あれ。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時１９分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（山下秋夫君）　社会福祉……、何だ。分からない。区分18の負担金だから、民生委員とか児童委員活動費等補助金……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時１９分

再開　午前１０時２０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（山下秋夫君）　115ページで合っています。18の負担金、補助及び交付金、一番上の２番目ですね。上から２番目、区分の18です。

それの社会福祉推進事業、書いてありますね、社会福祉推進事業、それと、民生委員・児童委員活動費等補助金と書いてあるんですけれども、これはどんな活動をしているのか、大体、薄々は分かるんですけれども、具体的に月何回くらい開いて、何人ぐらいを対象にしてやっているのか、ちょっと分からないんで、細かく教えていただきたいなと思っております。

それから、114ページ、115ページにかかるんですけれども、福祉交流センター、⑶の重度心身医療費支給事業、これは114ページに書いてあります。114ページから115ページになるんですけれども、この⑶です。重度心身障害者医療費支給事業です。それと、区分19の扶助費になるのかな、重度心身障害者医療費ですが、令和４年度の説明で、所得制限があるということで、これは言われたんですけれども、今回もあるのかどうか。その辺のところ。

それと、こういうふうに事業の中で所得制限のある、担当課としてあるのかどうか、その辺のところ。去年の説明では所得制限があるということを聞いたんですよ。今年もそれが続けてあるのか。それと、担当課としての所得制限のある事業というのはあるのかどうか。ちょっと分からないんで、教えていただきたい。１つあるということは、２つも３つもあるということだと思うんですけれども、よく分からないけれどもね。だから、それを教えていただきたい、所得制限があるかどうか。

あと、116ページになります。

あと、116ページの福祉交流センター、一番上

の事業です。指定管理料ですが、委託先と、月２回、土曜日開館となっているんですけれども、何人で運営して、これは月に何回ぐらい開催……、年で何回ぐらい開催できるのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。月２回の土曜日開館ということで言っていますけれども、普通の日もやっているのかどうか、分からないけれども、月２回ですから、24回やっているのか、それ以上やっているのか、福祉交流センターの運営事業ですね。それを教えていただきたいなと思っております。

あと、116、同ページなんですけれども、宮代町生活サポート、この下の事業です、サポート事業。これは何人利用しているんでしょうか、ここに。また、これも上限とかがあるのかどうか、ちょっと分からないんで、どういう事業なのか詳しくお願いします。

あと、同ページの一番下です、10の障害者地域生活支援事業ですが、この中の委託料、入浴サービス委託料が令和３年度301万円、令和４年度で294万円、令和５年度で240万円となっております。毎年少なくなっている。その反面、子どもの発達支援巡回事業委託料では増えているんですよね、令和３年度で198万円、令和４年度で286万円、令和５年度の予算では374万円と増えているんですが、これは利用者が増えているのか、その辺のところの説明をお願いします。減ったのと増えたのがあるということでね。どういうふうになっているのかなと思ってね。

119ページになります。

区分18になります、負担金、補助及び交付金となっているんですけれども、いろんなところでね。相談支援協議会負担金、相談支援負担金というのがあります。相談支援協議会負担金、地域自立支援協議会負担金、地域生活支援拠点事業負担金、去年の予算では組まれていなかったと思うんですよね、たしか。去年のを見たんですけれども。そうしたら、今年は予算が組まれているんで、この辺のところの説明もお願いしたいなと思っております。

それから、114ページ、もう一度戻りますけれども、114ページ、障害者更生何とかというのはありますか。障害者……、間違えたか、すみません。これだね、118ページです。

障害者更生援護事業というんですか、レスパイトケアの説明。何かなと思ってね。どういうことをやっているのかなという、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金となっているんですけれども、この辺のところの説明をお願いします。

それと、最後になるんですけれども、119ページの福祉タクシー、これは高齢者等のタクシーと上限は同じだということでよろしいんですか。その辺のところがちょっと分からないんですけれども、条件ですよ。２枚使えるのか、そういう条件は同じで扱ってもよろしいですか。これは違うんですか、別な取扱いになるわけですか。その辺のところを教えていただきたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当、小島です。

まず、112ページ、分担金及び負担金４万4,000円、こちらにつきましては、今年度、宮代町のほうで埼葛北地区福祉有償運送の事務局となっておりまして、こちら２市……

〔発言する人あり〕

○福祉課主幹（小島英樹君）　当番です。そちらで負担金を頂くことになっています。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時２８分

再開　午前１０時２８分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○福祉課主幹（小島英樹君）　お答えします。

５市町で行っている福祉有償運送の分担金となっています。

同じく、その下の謝礼につきましても、協議会を宮代町のほうで事務局として開催しますので、その委員の方への謝礼となっております。

続きまして、委託料、地域福祉計画委託料の委託先についてというご質問ですが、こちら令和５年度に執行予定ですので、これから入札をして決まる予定となっております。

続きまして、115ページ、社会福祉推進事業補助金2,474万1,000円、こちらは、宮代町社会福祉協議会への補助金となっております。それと、あわせて埼玉県国民健康保険組合及び埼玉県土建国民健康保険組合への補助金も入ってございます。

続きまして、民生委員・児童委員活動費等補助金487万8,000円、こちらにつきましては、２月と８月を除いて毎月定例会を行っております。宮代町の民生委員、児童委員の方の活動に対する補助金となってございます。

さらに続きまして、重度心身障害者医療費についての所得制限、来年度も同じようにあるかどうかというご質問ですが、同じように来年度もございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

先ほどの重度医療の所得制限のほかに、ほかの事業でも所得制限があるのかどうかというご質問があったと思います。そこの内容につきましては、福祉課が支援する事業につきましては、所得制限というところも実際なくはない状況です。全ての事業で所得に応じた負担をしていただくという形になっております。多くの方は、所得制限の部分では負担がなく、１割負担という形になるんですが、そこはない状況でサービスを受けていただいているような状況でございます。

続きまして、予算書116ページ、117ページの⑹福祉交流センター運営事業でございます。

こちらのほうは、ほぼ毎日のように、日曜日とかを除いて運営しているような状況でございます。職員数につきましては、そのときのイベントの状況だとかそういったところで、大体２名から４名程度で、ローテーションで職員が入っているような状況でございます。

続きまして、予算書、同じページです。先ほどの交流センターのすぐ下の７番の宮代町生活サポート事業でございます。

こちらのほうの令和４年度の利用者数でございます。令和４年度、登録していつでも事業が使えるような状況にしている方、登録者数につきましては20人になります。実際の利用につきましては、令和５年１月現在で８人の方が利用されている状況です。

続きまして、同じページの一番下の事業です。障害者地域生活支援事業でございます。

そちらのほうの入浴サービスにつきましては、年々利用者が減っているのではないかというお話ですが、こちらのほう、ご自身で入浴できない方、もしくはヘルパーさんとかご家族とかがその方をお風呂とかに入れられないような状況の方というところで、かなり身体状況としては厳しい状況に

なられている方がご自宅に業者さんが来てお風呂に入れる、もしくは施設のほうにその方を搬送してお風呂に入っていただくというサービスでございます。

現在につきましては、お二人の方が利用されておりまして、年々減っているというところでございますが、こちらのほうですね、対象の方がお亡くなりになるケースがほとんどでございます。

こちらの事業につきましては、以上でございます。

私のほうからは、取りあえず以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

予算書119ページ、障害者地域生活支援事業の委託料、子どもの発達支援巡回事業委託料の増額理由でございますが、巡回する事業所が令和４年度は５事業であったのが、令和５年度が７事業所と増えているため、増額しております。

続きまして、予算書119ページ、障害者地域生活支援事業、負担金、補助及び交付金の相談支援事業負担金、地域自立支援協議会負担金、地域生活支援拠点事業負担金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、令和４年度は宮代町が埼葛北地区地域自立支援協議会の幹事町であるため、宮代町から広域事業委託料として支払いを行っておりましたので、この分の予算は委託料として計上しております。なので、令和４年度の負担金の支払いはありませんでしたが、令和５年度は協議会の幹事市が蓮田市となりますことから、宮代町分の負担金を幹事市に支払うため、負担金、補助及び交付金に予算計上しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

続きまして、予算書118ページ、119ページの障害者更生援護事業の中の18節の負担金、補助及び交付金でございます。

こちらのほうの在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金の内容でございます。

レスパイトケアの内容でございますが、こちらのほう、医療的ケアの必要なお子様方が短期入所として利用する事業につきまして補助をするものでございます。

続きまして、同じく118ページ、119ページの福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。

こちらのほう、福祉タクシーにつきましては、障がいのある方の外出を支援という形で、社会活動の支援というところを目的としておりまして、タクシー券、もしくはガソリン券のほうの助成を行っているものでございます。一応、令和５年度からにつきましては、埼玉県とタクシー事業者の協議のほうが調いまして、これまで１回の利用につきまして１枚のみという利用状況だったんですが、こちらのほうが１回の利用で２枚まで、こちらのほう初乗り料金相当額の２倍を超えた場合に２枚使えるという状況になっております。

一方で、自動車燃料券、ガソリン券になります。こちらのほうは、同じように１回の利用につきまして１枚という状況でございましたが、令和５年度からタクシー券のほうが複数枚利用できるという状況の中で、町の中で検討したところ、複数枚利用できるほうがいいだろうということで、こちらのほうも複数枚利用。ただ、この事業につきましては、町のほうで独自に決めていくことができるというところがございますので、２枚という制限ではなくて、年間で12枚お配りしますので、こ

ちらの12枚を１回で使うことも可能ということにしております。

それと、ちょっとご質問ではなかったんですが、ガソリン券につきましては、これまで１枚当たり500円というところだったんですが、ガソリンの価格高騰等を踏まえまして、500円を600円という形にしまして、１枚当たり600円ということで支給する予定でございます。以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

それでは、この112ページの埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会委員支払いとなっておりますけれども、これは５市町が共同でやっているんだということなんですけれども、これは宮代としては、５市町で共同してあるんですが、民間に頼んでいるんですか、それは。それとも共同体で運営をしているんですか。何か自分たちでお金を出して、そういう人たちを雇っているんですか。ちょっと分からないんですけれども。５市町で共同でやっているということは今おっしゃっていましたけれども、この内容というのはどういうふうになっているのか。協議会ですから、それだと有償でということ、何か有償で運送、市町共同運営協議会、協議会だけなんですか、これは。ちょっと訳が分からないですよ、この辺のところが。運送をやっているのか、大変な人に運搬をしているのか。運搬をしている協議会なのか。協議会として、じゃ運搬は別なところに頼んでいるということなんですか。よく分からないんですけれども。有償で運送ということですよね。ちょっとその辺の説明をお願いします。

それから、115ページの児童委員だとかの活動補助なんですけれども、月何回もやっているんだということを言って、年間にも相当やっているということをおっしゃったんですけれども、この辺のところで、何ていうんですか、どういう活動に何回ぐらい協議会を開いてやっているのかとか、その辺のところがちょっと分からないんですよ、本当に。社会福祉事業に補助金を出している内容というのが。民生委員に、児童委員に活動費を補助金を出しているんだと言ったけれども、その活動内容というのはどういうふうにやっているんですか。活動、例えば児童委員活動費ということですから、児童に対してのいろんな活動をするわけですよね。どういう内容のお仕事をしているのか。その辺のところを細かく言ってくれればありがたいんですけれども。やっているのは分かっているんですよ。年にどういうものに、こういう活動をしたのかということが分かればありがたいんですけれども。だから、そういう活動に補助金を出しているんだというのが。お願いします。

あと、114ページの重度心身障害者支給事業、これは福祉課として、去年と同じで所得制限ありますよということで、この所得制限のランクというんでしょうか、どういうふうになっているんですか。例えば収入が200万円以上は駄目だとか、300万円以上は駄目だとか、いろいろあるわけですよね、所得制限となると。分かりませんよ、それは。50万円以上じゃなくちゃ、そうなると出さないとか。そういう逆のこともありますから。この所得制限の内容を教えていただきたいと思います。

それから、116ページの交流センターです。職員が入ってイベントのときは２名から４名参加してやっている。これは職員がこれを全部やっているということなんですか。２名から４名入って、職員が入るということで、独自でやっているということなんですか、町が。それとも、指定管理料ですから、これは指定しているんですよね。その中にお手伝いに行っているという意味なんですか。

その辺のところがちょっとどうなっているのかなと思ってね。お答えの中では職員が入って、多いとき、イベントのときは２名から４名入るんだということをおっしゃっていましたから。これは指定管理料を納めていながら、職員も入っているという意味でよろしいんですか。お答えください。

それから、その下の宮代町生活サポート事業です。登録している人が20人、利用している人は８名。これは年間通してそれだということなんですか。それとも、毎回毎回、大体登録者は20名で、イベントとか生活サポート事業ということでやった場合は常時８名ぐらいなんだという意味ですか、これは。分からないんだけれども、利用者は８名ぐらいだといっているんですから、20名のうち。年間を通してなんですか。その辺のところをおっしゃってください。

あと、10の障害者地域生活支援事業、これは死亡とかいろいろあって、今現在は２人利用しているんだということで、民間の業者が来て入浴を助けたり、そういうことをしているということで了解をしました。

この上のところが、お風呂に入れない人がそういう地域生活支援事業等ということで、やっているということで分かりました。

以上のことだけをお願いしたいと思うんですけれども、再質問ということで。

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　福祉タクシーです。こちらでガソリン代を500円から600円に１枚を引き上げたということ。118ページです、119ページにかけた福祉タクシー等委託料です。ガソリン券として500円から600円にする。そういうことで、それで私、これはもう一つ質問したんですけれども、この福祉タクシー券は分かったんですけれども、これはリンクしているのかなと思って、高齢者のタクシー助成制度と。関係ないのかな。だから、内容は、福祉タクシーと同じ内容なのかなと思ってね。例えば２枚くれる、券はやるとか、そういう内容は同じなのかなと思ってお聞きしたんですよ。これは担当課が違うと分からないということでよろしいんですか。この辺のところは、総合的な考えというのはないということですね。分かりました。

以上、お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

まず、１点目の埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会につきましてご説明いたします。

予算書につきましては112ページ、113ページのところになります。

こちらのほう、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町と共同で設置しております事業となります。そこの中で何を協議するかといいますと、福祉有償運送の事業に新規で参入したいという事業所、もしくは、もう既に稼働している事業所が事業内容を変更したいよというときに審査を行う機関になります。

委員の構成につきましては、住民の代表、ＮＰＯ等の代表、利用者の代表、埼玉県タクシー協会の代表、埼玉県タクシー運転手労働組合等の代表、関係市町を営業区域に含むタクシー事業者、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局職員、埼玉県職員、関係市町の職員のほか、福祉有償運送に関する知識を有する方になります。

有償運送につきましては以上になります。

続きまして、私のほうからは、福祉交流センターの事業の内容になります。

予算書のほうが116ページ、117ページになります。

こちらのほう、指定管理ということで、今現在、ＮＰＯ法人のきらりびとのほうに事業のほうの運営の委託をしている状況でございます。先ほど２名から４名がローテーションを組みまして事業展開を行っていますということでお話ししたところですが、各イベントとか、そこで行われている事業につきましては、その職員の方々が中心になりまして、企画運営を行っているような状況でございます。

町の職員につきましては、そこについては、参加はしていません。あくまでも指定管理ということで、内容をどうする、こうするというところの部分では職員は関わりますけれども、その先の企画運営のところにつきましては、委託しておりますきらりびとのほうで行っているような状況でございます。

続きまして、生活サポート事業です。同じく116ページ、117ページの宮代町生活サポート事業になります。

20人の登録で８人の利用者ということでお話ししたところでございますが、20人の方というのは必ずしも全員が利用するものではなくて、何かあったときにいつでも利用できるように登録しておくという方も中にはいらっしゃいます。８人の方も、常時使っている方もいらっしゃれば、その都度その都度、ご自身の都合に合わせて利用するというところになりますので、年間を通して１回でも利用されれば、お一人という形でカウントしておりまして、実際、そのカウントで８人という形になっております。

それと、先ほどの最後の質問で、福祉タクシーと高齢者等のタクシー助成ということで、先ほど答弁のほうでは、福祉課が管轄している福祉タクシー券、ガソリン券のお話のみをさせていただきました。詳細なお話がちょっと担当外になってしまうので、高齢者等のタクシー助成につきましては、ちょっと内容を詳しくお話しできないというところなんですが、いわゆる対象の方が別物という形になってしまいますので、リンクを福祉課としては行っていません。

ただ、恐らく高齢者等のタクシー券の利用について、複数枚利用が多分、今度５年度からスタートするのかなというところは、逆にあちらサイドが今回うちのほうのタクシー券の複数枚利用に合わせてきたというような状況だと思いますので、そちらのほうはちょっと理由がどうしてそういうふうになったかというのは、担当のほうに聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

利用については、同時に使うことは可能にはなっているというところです。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　福祉支援担当の小島です。

予算書の115ページ、社会福祉推進事業補助金、こちらについて再質問がございましたので、お答えします。

こちらについては、宮代町社会福祉協議会を運営するための主な人件費を補助しています。社会福祉協議会では、それで職員を雇って様々なイベントやセミナー等を行っております。

同じページの民生委員・児童委員活動費等補助金、こちらにつきましては、毎月定例会をやっておりますが、その定例会については、民生委員、児童委員でテーマを決めて、社会情勢に合わせたようなテーマについて研修を毎月行ってございま

す。

また、日々の活動については、地元の見守り、地元で相談事があれば、相談に乗って、必要であれば役場のほうに連絡をして、そこからまたほかへつないでいくというような形で、日々活動してございます。

続いて、重度心身医療の所得制限について、継続してこれからもあるんですが、その金額でしょうか、そちらにつきましては、扶養する親族の数で制限する基準額が決まってございます。ゼロ人の場合は360万4,000円、１人扶養がいらっしゃる方は398万4,000円、お二人扶養する方がいれば436万4,000円、３人いらっしゃれば474万4,000円、５人いらっしゃれば512万4,000円と。それ以降につきましては、プラス38万円を加算という形で基準額が決まってございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。大体内容が分かりました。

ただ、この最後に言われた(4)、114、115にかけてなんですけれども、所得制限、これはそうすると、ゼロで360万4,000円が所得制限だよということなんですけれども、これ収入なんですけれども、それ以下の人はどうなるんですか。ちょっと分からないんだけれども、その辺のところがね。所得制限はここまでなんですか、それともそれ以上の人じゃなくて、それ以下の人は使えないということだと思うんですけれども。それ以下になっていると思いますけれども、これは例えば収入がゼロでも使えるということなんですか、ゼロ。360万円以下だったら。その辺のところがどういうふうになっているのかなと思ってね。収入がゼロの場合はどういうふうになるんでしょうか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小島英樹君）　ちょっと説明が不足しておりました。

基準額はそれ以下、以下の場合の方が受給できることの条件になりますので、ゼロ円の方は受給することができます。だから、補助を受けられます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き福祉課分の質疑を行います。

引き続き質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　３問、よろしくお願いいたします。

まず、115ページ、社会福祉事業、18節の負担金、補助及び交付金の社会福祉推進事業補助金、先ほども出ておりましたけれども、内容としては、社協、あといろんな保険とかそういうことに使われていると言っていましたので、ちょっとその明細というか、内容のほうですね。昨年だと2,400万円は社協とか、あと、子ども食堂には幾らとか、そういうことでいらっしゃると思うので、ちょっとその明細のほうが分かればよろしくお願いします。

２点目は、Ｐ116、117で、６目の福祉交流センター運営事業、12節の委託料、福祉交流センター指定管理料390万4,000円、昨年と２年続けてコロナでなかなか子供たちと接する機会とかなかった

ことなんですけれども、ただ、笠小のほうが児童数が増えてきて、このまま笠小をお借りして、この事業を継続するのかということがまず第１点。

先日も戸田市で高校生が中学校に来てナイフを振りかざすというようなことがあって、この町内の小学校で一般の人が自由に出入りできるというのが、笠小のこの福祉交流センターなんですね。ちょっとそこら辺の防犯の関係とか、そういったことも今後どうしていくのか。もし継続してあそこに残すんだったらということをどういうふうに考えているのか、よろしくお願いします。

あともう１点は、ちょっと細かいんですけれども、Ｐ118、119で、この障害者生活支援事業の19節扶助費、紙おむつ支給費、これの内容を教えてください。

以上３点、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

田島委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、予算書112ページから115ページまでになってきます。その中の115ページの18節負担金、補助及び交付金でございます。

そちらのほうの社会福祉推進事業補助金の内訳、明細をというご質問でございますが、まず、社会福祉協議会のほうに補助する部分が2,458万円になります。そこの中の細かな内訳といたしまして、先ほど別の委員さんのご質問でお答えしたとおり、社会福祉協議会の人件費相当額ということで2,400万、それと、社協のほうで運営している子ども食堂の場所代、進修館の食堂の借上料の部分の費用といたしまして８万円、それと、第５次総合計画、福祉の拠点に関する事業といたしまして50万円、合計で2,458万円になります。

それと、建設国保、土建国保のほうに補助している内容でございます。国民健康保険法第75条の規定に基づきまして、町の補助金交付要綱に基づき補助しているものでございます。

まず、建設国保のほうに４万1,750円、土建国保のほうに11万8,500円、以上になります。

続きまして、予算書116ページ、117ページになります。福祉交流センターのほうになります。

こちらのほう、笠原小学校の児童数が増加しているという状況の中で、そのままやるのか否かというところでございますが、今現在、指定管理の協定を結びまして実施をしているところですので、その指定管理期間中につきましては、そのままいく予定でございます。

ただ、一部不透明なところがございまして、子供の数がどのくらい伸びてくるかというところがまだちょっと福祉課のほうでは把握し切れていないというところの中で、継続的に教育委員会と協議をしながら、お子さんの数とかを確認しているところです。教育委員会のほうからは、今のところ陽だまりサロン、福祉交流センターのほうまでの影響が来るというところまではお聞きしていない状況でございます。

それと、防犯対策のところでございます。ここの部分につきましては、月１回、学校と交流センター、陽だまりサロンのほうと町のほうで、事業運営とか在り方ですとか、そういったところを協議しているところで、防犯対策のところも、直近のところで話題になる予定かなというところで考えております。当然、安全面は第一に考えなくてはいけないというところですので、今現状としても、防犯カメラはたしかついていたかと思うんですが、それ以上のことがどれだけのことができるかというところがまた検討していく予定でございますので、ご理解いただければと思います。

続きまして、116ページ、117ページ以降で、119ページまでいきますね。障害者地域生活支援事業の紙おむつの内容というところでございます。

こちらのほうの事業につきましては、紙おむつの利用が必要なお子さんとかがいた場合に、障がいのある方がいた場合に、月上限5,000円までの紙おむつ代を補助するような事業でございます。こちらの事業につきましては、一度、お店でお支払いはしていただいて、その領収書を持って町のほうで審査を行いまして、5,000円を上限に補助するような事業でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ご答弁ありがとうございました。

この社会福祉推進事業補助金、毎年毎年社協に対する人件費の補助ということで2,400万、これは、よく分からないんですけれども、社協というのは社会福祉法人で、ボランティアセンターとかいろんなことを立ち上げる町といろんなことをやっていくということで、その社会福祉法人に2,400万を毎年払ってサポートしている。そうしたら、もうちょっと福祉課が、ちょっと社協について、いろんなことをタッチして指導していってもらいたいんですけれども、この改善点としてどういうことを来年度は社協にやっていってもらうのかということをよろしくお願いします。

続いて、福祉交流センター、先ほど言っていました指定管理期間はいつまでなのか。要は、保護者の方とか住民の方が笠小はどんどん増えている。今年度の予算で職員数、校長室も図書室を改装して教室を空けているという現状なので、だから、笠原小学校でこの福祉交流センターをやる意味というのをもう一回お聞かせいただければと思います。

最後の119ページの障害者地域生活支援事業で紙おむつ。１か月5,000円というふうにおっしゃって、たしか昨年は予算として300万円だったと思うんですね。物価が上がっていて月5,000円、じゃ実質的に5,000円で去年はこれだけの量が買えたのに来年度はもっと買えなくなるということなんですけれども、そこら辺の物価と合わせて月上限金額を上げる予定というのは考えていないのでしょうか。

以上３点、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

まず１点目の、予算書でいいますと112ページから115ページの社会福祉推進事業補助金の中の社会福祉協議会への補助金で、相当額を出している状況の中で改善点はというところでございます。

こちらのほう、確かに至らない部分、町との関係性の中でまだまだやりたい、やらなくてはいけないことというのはたくさんあると考えております。その中でどういうふうに改善していくかというところでございますが、なかなか社協と町という関係性の中で、やはりそれぞれが考えていることを一致させるということが当然必要になってくるところでございますので、一応、来年度からは月１回、担当者レベルでまずは話をさせていただこうかなということで考えております。そこの部分の中で、社協との話合いをさせていただいて、事務改善ですとか課題とか、問題点を解決していく方策をまずは意思統一というところも含めてやっていくということで考えております。

その上で、必要な部分に関しては、その上の、例えば課長、副課長、社協で言いますと事務局長と踏まえまして、どういう方向性でやっていくか

というところを協議していくような状況で考えております。

２点目の交流センターの話になります。予算書でいいますと116、117ページでございます。

指定管理としてですが、７年度までが指定管理期間になりますので、令和８年３月までが指定管理期間になります。今、子供の数が増えていっている中で、その指定管理期間というところもございますので、そこに影響があるのかどうかというところは、今、教育委員会のほうと試算を出していただきながら、影響があるかどうかというところは今、検討しているような状況です。

このまま指定管理として交流センターのほうを笠原小学校でずっとやっていくかどうかというところでございますが、これまでの経緯を踏まえますと、取りあえずはこのままやっていく状況も１つですし、場合によっては、別の場所でやるということも検討していかなくてはいけないのかなというふうには考えております。

いずれにしても、今、交流センターのほうのやっている事業、意義をですね、町内のほかの場所、もしくは別の場所に広げていくとかという部分も、今のところちょっとまだ検討はしていない状況なんですが、今後この交流センターのほうがどういう立ち位置でやっていくかというのは検討していかなくてはいけない課題ではあるかなというのは認識しておりますので、この指定管理期間中にある程度の一定の方向性を出せればというふうには考えております。

続きまして、116ページから119ページの障害者地域生活支援事業の紙おむつの部分でございます。

上限額5,000円を増やす考えはというお話でございますが、実はこの事業、5,000円上限なんですが、全員ではないんですが、多くの方が5,000円までいっていない状況でございます。5,000円をはるかに超えて、皆さん足らないというお話も今のところはちょっと来ていない状況ですので、まだ検討はしていない状況です。

ただ、今後、物価高のほうがこれ以上進んでいって、紙おむつの単価も上がってしまうような状況であれば、この事業に限らず、検討をしていかなくてはいけないのかなというふうには考えております。ただ、実態が今のところそこまでの状況ではないという認識でございますので、このまま5,000円でいかせていただければということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　最初の質問で、社会福祉推進事業補助金で社協と月１回話をしていくと。社会福祉協議会というのは、やはり町とは違って、役割としては、最後の駆け込みということで支える。そこら辺をもうちょっと社協も認識していただいて、じゃ本来の目的はそういうことなんだということで、要は障がい者、あとはお年寄り、そういうことのためにいろんなことをやっていってもらわないと人件費2,400万出しているのに、何やっているのということになるので。そこら辺をやはり役場が指導して、こういうことをやらなきゃいけないよというふうにちょっと今後指導していってほしいと思います。

続いて、福祉交流センター、どのような経緯であそこにお年寄りの方が来て日中を過ごすというのが、最初の意図が分からないんですけれども。やはりこの状況で一教室占領しているというのは、やはりいろいろ問題があると思うので。とにかく文科省の施設にああいうものが入っている。だから、今後ちゃんと考えて、地域コミュニティセンターとかいうふうに考えているんだったら、やはり須賀小の改装というか建て替え、百間小の建て

替えというところにちゃんと位置づけて、そういうふうな建設をしていくという方針を持っていかないと、空いている教室があったから、そこに入れちゃうとか、そうではなくて、必要性があるからそういうところに置くんですよということをちょっと望んでいます。

紙おむつのほうは分かりました。きっと健常者の方が思っているよりも、紙おむつというのはすごい大切なことなんで、毎日使う消耗品。これがあるだけですごい助かっているんで。ほかの健常者の方は使わない、全く使わないことなんで。そういった面で、やはりいろんなサポート、物価高になって、今後もそういったサポートをいろいろしてもらいたいと思います。

すみません、全て要望なんですけれども、以上で終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせていただきます。

予算書の114、115ページです。

障害者総合支援事業の委託料、みやしろ健康福祉プラン策定業務委託料についてお伺いいたします。

こちらのこれは第６期障がい者基本計画などの策定についてかと思うんですけれども、こちらの委託先を教えてください。

次に、予算書116、117の宮代町生活サポート事業についてです。

こちらは先ほどご説明をいただいたんですけれども、もう少し伺います。こちらのこの補助金を出している団体について伺います。まずお願いいたします。

次に、予算書118、119の福祉タクシー等利用料金助成事業です。

こちらの福祉タクシー等委託料について、こちらも先ほどご説明はあったんですけれども、もう少し詳しく、この864万円の積算の内訳をお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

予算書114ページ、115ページ、障害者総合支援事業、委託料、みやしろ健康福祉プラン策定業務委託料の委託先についてでございますが、委託先はまだ決まっておりません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

予算書116ページ、117ページの宮代町生活サポート事業の、当該事業の補助先というご質問でございます。

こちらのほう、まず障がいのある方々の支援をしている事業所に補助をしているような状況でございます。例えば今の実態の利用としてでいきますと、宮代町の北部のほうにあります、国納地区にありますみなみという事業所です。あと、町外にはなるんですが、さいたま市にありますさくら草になります。あとは、春日部市にありますらしえるという事業所になります。

今、実態といたしましては以上でございます。

続きまして、予算書118ページ、119ページの福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。

こちらの積算内訳でございます。こちらのほう、まずタクシー券につきましては、基本料金を多くのところが500円、１キロちょっとで500円がワン

メーター分になりますので、その500円分を一応7,500枚で375万円。それと、タクシー利用をされると１枚につき100円の手数料がかかりますので、100円掛ける7,500枚で75万円。自動車燃料費補助委託料といたしまして、単価を500円から600円に上げましたので、600円掛ける6,900枚で414万円という積算になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

114、115のこちらの委託先、決まっていないということなんですけれども、昨年こちらの策定に関してアンケート調査を行っているんですけれども、そちらの業者とは替わるということになるのか。あと、そのことについて、どのようなアンケートで出たのかということも踏まえて、今後、この基本計画を策定するのに、宮代町としてはどういうイメージをされているのか、併せて伺います。

２点目の116、117の生活サポート事業補助金なんですけれども、今取りあえず３社の事業所が実績があるということなんですけれども、こちらの補助金をどのような形で出しているのかというのをもう少し詳しく教えてください。

福祉タクシーについては承知いたしました。

２点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　予算書114ページ、115ページ、障害者総合支援事業、委託料のみやしろ健康福祉プラン策定業務委託料についてお答えいたします。

令和４年度、アンケート調査を実施しておりますが、その業者と替わるのかということですが、令和４年度のアンケート調査ということで、アンケート調査の業務委託を締結して業務を進めております。令和５年度については、計画の策定業務ということで、別々の契約を予定しておりまして、プランの策定業務については入札を行って業者を決定する予定でございます。なので、替わるかもしれないし、同じになるかもしれないし、その結果によって決まります。

それから、プランの策定イメージですが、今現状は障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画というのがありまして、この３つの計画の次の新たな期間の計画を策定するものとなりまして、令和４年度に実施いたしましたアンケート調査の結果や今後、国・県から示される方針なども踏まえて策定については検討してまいります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

116ページ、117ページ、宮代町生活サポート事業の補助における決定過程というところでございます。

まず、この事業につきましては、登録がまず必要になります。事業所の登録を先にしていただいて、その事業所による一時預かりや送迎サービス等の１対１で行われる福祉サービスというところになります。

まず、その中で介護人の派遣、一時預かり、移送、外出援助、宿泊、その他のサービスということで補助するものになります。

この事業につきましては、今言ったとおりの事業展開なんですが、ほとんどの事業で移動、移送サービスが多くなっております。事業所のほうで日々支援をしていただいた結果を年４回に分けて請求していただいて、町のほうで補助をするよう

な形になっております。

まず、事業所のほうで、その方に対しての支援を日々どのようにやっているかという報告書を出していただきながら、町のほうでそこのチェックを行いまして、支出しているような状況でございます。年間で、最初の事業所登録をするのは、毎年行っていただくところで、そこの中で、そこの事業所が年間の予定としてどのくらい使いますというところを上限に補助支出をするような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

もう少しお伺いしたいと思いますが、114ページ、115ページの基本計画の策定については、前回の、昨年度のアンケート調査はどこに委託をされたのかということと、あと、もう少し、先ほどアンケートや国の方針を踏まえてつくっていくということなんですけれども、町として、こういった障がい者の基本計画ということで何かお考えをしているのか、もう一度お伺いいたします。

２点目なんですけれども、こちらの116、117の生活サポート事業として、大体１件当たりどれくらいの補助金をされているのかということと、あと、こういったサービスというのは、障がい児の方の例えば病気などした場合というのは受け付けているのかということを最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４５分

再開　午前１１時４８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

予算書114ページ、115ページ、障害者総合支援事業、みやしろ健康福祉プラン策定業務委託料についてご説明いたします。

令和４年度、アンケート調査を実施しているんですが、こちらの委託先につきましては、株式会社Ｎｅｘｔ－ｉさいたま支店となります。

それから、プランの策定に当たっての町としての考えですが、現状の計画に位置づけられているものについては踏襲をしまして、アンケート調査の結果や今後示される国・県の方針などを踏まえて、新たな取組などについては検討してまいります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

予算書116ページ、117ページの宮代町生活サポート事業の内容でございます。

１件当たりどの程度というお話でございます。

まず、この事業につきましては、利用者負担と町負担、あとは県負担ということで、３分の１を利用者負担ということで頂いております。残りの部分を町と県でという形になっております。

１回の利用につきまして、事業所によってちょっと設定金額が違うんですが、町としての負担としては1,600円から1,900円、あとはその方の収入の状況によって上乗せ補助を行うとか、そういった形で利用者軽減も行っているような状況でございます。

年間でいいますと、一番多い事業所がみなみと

いう事業所なんですが、令和３年度でございますが、こちらのほう合計で53万9,950円の支出をしています。利用者につきましては８名います。利用時間が281.5時間という年間の利用状況でございます。

あと、病気とかそういったところで預かれるのかどうかというところなんですが、こちらのほうは、町でその状況の場合どうするというような話ではなくて、事業所のほうで受けるか受けないかというところでございます。多くの事業所がほかのサービスを利用している利用者への支援を行っているというところなので、病気の度合いにもよるとは思うんですが、そういう状況の中で、その病気でも預かるよという場合もございますし、ちょっとそれだと厳しいなというところもあると思います。病気が、もし感染が広がるようなコロナのような状況だと、もしかしてその場合は多分、ＮＧが出るとは思うんですが。簡単な風邪とかそういった部分だったら、いいですよというふうになる可能性もあると思います。その状況によって変わってくると思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　０時５８分

○委員長（西村茂久君）　会議に先立って先ほどの塚村委員の、午前の質疑の中で誤った回答がありましたので、答弁を修正いたします。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

〔「休憩中でしょう」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　それでは、再開をいたします。

午前の質疑の中で、塚村委員の質疑に対して誤った答弁がありましたので、修正の申出がありました。許可します、これを。

答弁を求めます。

担当主査

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉支援担当の荒川です。

先ほどの塚村委員からのご質問に対して、誤った答弁をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

予算書114ページ、115ページ、障害者総合支援事業、委託料、みやしろ健康福祉プラン作成業務委託料についての、令和４年度アンケート調査のほうを実施したその委託先についてですが、先ほど株式会社ＮＥＸＴ－ｉさいたま支店と申し上げましたが、正しい委託先の名称はＮＥＸＴ－ｉ株式会社さいたま支店でございます。訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　では、ほかに質疑ございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕でございます。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書68ページ、予算書112ページ、社会福祉事業、２点についてお伺いいたします。

地域の住民の身近な相談相手の存在である民生委員ですが、長い間欠員状態でありました川端地区で引き受けてくれる方見つかったと伺っておりますが、その後の進捗状況と、まち全体の民生委員の確保状態、あと定年があると聞いていますが、幾つなのか教えていただきたいと思います。その３つお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

ご質問にお答えいたします。

今回の改選に伴いまして、委嘱の人数、定数55のところ47名ということで、８名の欠員が生じております。

今回、その一斉改選後にお一人、土渕委員がおっしゃったようにお一人の候補が見つかりまして、一応今、４月の委嘱に向けて動いているところでございます。そのような状況から、定数のほうが７名の欠員という状況であります。

続きまして、民生委員さんの定年でございます。民生委員さんの定年につきましては、78歳の年齢を超えると委嘱できない形になりますので、78歳を超えると……。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（宮野輝彦君）　78歳になった年になると更新ができなくなっちゃうということですので、実際に77の年のうちに更新ができるということでございます。ぎりぎりが77歳の年になります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ご答弁ありがとうございます。

私は、皆さんと一緒に近所を回らせていただいて、民生委員になる方を紹介したりしたんですけれども、なかなかちょっとしたハードルがあって、なかなかなっていただけない状況が続いていて、今回、地元で民生委員を引き受けてくれる方が出たということに、本当に心をなでている状態ですけれども、そのときに感じましたのが、月に１回やる定例会が平日という形で行われていますので、仕事を持っている方がなかなか出にくい状況にあると感じました。

そこで、町として今後、そういったことに関してどう対処していくか。要するに、平日じゃなく日曜祝日とか、そういった感じでもできるような状況に持っていくことができるかお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

定例会のことだと思いますが、月、８月と２月以外のほかの月につきまして定例会を月１回行っている状況でございます。

こちらのほうは、民生委員・児童委員協議会といいまして、民生委員・児童委員の皆様で構成している協議会でございます。したがいまして、その定例会につきましてどういう形でやるとか、いつやるとかというのは、全てそこの協議会の中で決めていくような状況でございます。

したがいまして、今回、こういうお話があったというところにつきましてはお伝えいたしまして、今後、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

現在、急激な少子高齢化による波がどこの地域にも影響を及ぼしています。今後も、独り暮らしの高齢者の方も増える状況にあると思います。

そこで、やっぱり身近な相談員、また最後の地域のとりでとして民生委員の確保にぜひとも努めていただけるよう要望して、私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子委員）　九山でございます。４点お願いします。

私たちの予算書の67、68なんです。この私たちの予算書の取組のまず文書の中の２段目です。福祉課は、地域福祉、障がい者福祉の充実に取り組んでいるということで、どうしても町民の方にとって福祉というと障がい者福祉という感じになると思うんですが、前半の委員からの質問とかもありましたけれども、次の68ページの社会福祉協議会と民生委員さんなんですが、その地域の福祉の大切さということで、町はどう考えているのかお聞きしたいです。予算も出ていますので、お願いいたします。

そして、次に、ちょっと入浴サービス、資料14ページの入浴サービスなのですが、人数が非常に少ない気がしますが、町内の方でこれを対象になる方というのはもっといらっしゃると思うんですが、入浴サービスを自宅に来ていただいて、入浴のおけというか大きい浴槽を置いたりする場所がなかったりとか、その場合はちょっと場所に行って行くとかという形と思うんですが、このあたり答弁の中で、亡くなられて結局利用した人が少ないという話なんですけれども、その対象者というのはもっといると思うんですが、そのあたりお聞きいたします。

それと、さっきの、あと68ページ、すみません、ちょっと戻っちゃうんですけれども、68ページの陽だまりサロンです。

これ各学校で、25年くらい前に各学校で空き教室が出てきて、それで笠原小に空き教室があったということで陽だまりサロンとかできたと思うんですけれども、その当時、各学校にできる、試験的にやってできると、私は何か社会教育委員やっていたときに聞いた覚えがあったんですけれども、何かそのまま二十数年がたってしまったんです。

それで、その空き教室が今なくなったということで、私もちょっと同じ考え方をしていたので、これから各場所とか、もう場所とか考えたときに、あとはやっぱり地域に笠原地区しかないというのがずっと私は、ほかにも交流ができるだろうと思っていたのがなかったということで、今後しっかりと各課連携して、学校と町民生活だけでなく福祉課も入り考えていくという、そのあたりの考えがあるのかお聞きいたします。

そして、それに踏まえて、高齢者の集まる場所が今なくなっていて、以前カスミにすごく集まってしまったという問題もありましたけれども、今、図書館が高齢男性の方がずっといるということ、高齢者の方がすごく多く行くということで、入り口にも３時間までとコロナの関係であるんですけれども、居場所がなかなかなかったりもします。

それで、ちょっと１番の質問との関係もあるんですが、福祉協議会の役割というのは高齢者、高齢者の、高齢者健康課の方から高齢者の仕事と違って、元気な高齢者、福祉、町の全体の福祉を考えたときに、こういう居場所というのはしっかりと福祉、社会、社協とかは考えていくところだと思うんです。

全国の社協では、自治体と連携をして、すごいひきこもりとかこの町にもたくさんいらっしゃいますけれども、ひきこもりとか高齢者の居場所とかすごく頑張っているところがあるんですが、この町の福祉がどうしても障がい者福祉というイメージがやっぱり町民の方は多いので、そのあたり、この福祉課としては地域福祉、障がい者福祉の充実に取り組んでいますとこの取組状況の中に書いておりますので、しっかりとそのあたり、もう一回そういうひきこもりの方とか高齢者の居場所、どう考えていくのかお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。**九**山委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、地域福祉に関して、町がどういうふうに考えているかというところでございます。

地域福祉につきましては、町だけではなくて、おっしゃっていたとおり社会福祉協議会と連携してこの町の福祉、地域福祉をどうしていくというところは当然考えていかなくてはいけないところかと考えております。

そのような状況の中で、まず今回、第５次総合計画のほうでも掲げております内容が、まさに地域福祉のことをどうしていくというところでございます。

そのような状況から、まず地域の見守りをどうしていくというところで見守りサポーター登録制度というものが出来上がってきています。

そのほか、元気な高齢の方々でも、やっぱりなかなか今のスマートフォンとか扱いが難しいとかというところがあるので、そういったところをカバーするように学生のボランティアさんを充実させてそういうところに対応していくとか、あとは生活困窮という方々に対してのフードドライブ事業だったりとか、そういったところで活躍するボランティアさんを養成するということも、社会福祉協議会と一緒に考えてやっているところでございます。

ですので、基本的には町として地域福祉をどうしていくというところは地域福祉計画とかそういったところに位置づけて、実際その実行をしていくのが社会福祉協議会になっていきますので、そういったところで今後、地域福祉、いわゆる高齢者であっても障がい者であってもお子さんであってもというところで対応できるように、そのときの、その時々に必要となる課題とか、そういったところを見据えていきながら問題解決に向けて取り組んでいくというところが、町と社協との役割としてやっていくというところでございます。

続きまして、入浴サービスのところになります。予算書でいいますと116ページから119ページになります。実際、予算計上上は119ページの12節の委託料になります。

入浴サービスについては、先ほどもお話ししたとおり２名、２人の方が今、利用していて、利用がなくなるときというのが、大体亡くなることが多いというところでございます。

対象者はもっといるのではないかというご質問だと思いますが、対象者としては相当数います。ただ、障がい者福祉というところで、福祉課のほうで対応する部分というところでいいますと、障がいがあって、なおかつ65歳未満、いわゆる介護保険のほうで適用のある65歳以上の方につきましては、介護保険のほうのサービスとして入浴サービスとかを行っていくような形になるので、実際うちのほうの利用者としては65歳未満の障がいのある方。特に身体の方が多くて、そういったところで介護保険でしないというところの方が対象になりますので、相当数いる中の本当の一部の方が福祉課のほうの対象という形になります。

続きまして、予算書116ページ、117ページの福祉交流センター運営事業のところの陽だまりサロンのところになります。

こちらのほう、当初、お子さんの数が少なくて、いわゆる余裕教室、学校としては空いている教室ではないと、余裕ができた教室というところで余裕教室という言い方なんですが、余裕のある教室を利用させていただいて、陽だまりサロンのほうを開所したという経緯でございます。

そのときには、高齢の方とか障がいの方とかお

子さんとか、全ての方が集える場所があるといいよねということで試行的に行うということでスタートしたのかなとは思います。

ただ、そういったところで、じゃそれを広げていくかどうかというところが、ちょっと当時の話がどういう話になっていたのか、ちょっと私のほうではちょっと把握していないんですが、そういった状況の中で広がっていかなかった理由が、ちょっとその辺が分からない部分でもあるんですが、今現状としてそういう集える場所に限りがあって、そこに行けない方々がいろんなところに見つけて、そこに行ってしまうというような状況なのかなとは思います。

今後の話になっていくんですが、今、高齢のほうで行っている地域サロンとか、陽だまりサロンもそうなんですが、そういったところで地域でもそういういろんな方が集えるような場所というのがそれぞれできてきているというのと、子供食堂とかも、実は社協だけではなくてほかの集会所を使って自治会のほうで運営するとかというところの取組とかも増えてきていまして、そういう部分でいろんな世代の方とか、特定の世代とかも含めてなんですが、そういう居場所づくりというのはできていくのかなとは思います。

今後、学校のほうの建て替えとかということが予定されているのかなとは思うんですが、そういったところでそういうサロン的なものが必要性がどの程度あるのかとか、そういったところは話はさせていただきながら、そこに入っていけるかどうかというところはまた別の話になっていくんですが、そういったところの中で検討はしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子委員）　**九**山でございます。

ご答弁いただきまして、まず入浴サービスに関しては分かりましたけれども、やはり対象になる方はいるんだけれども、実際に使っていないということで、65歳以下の方ということで分かりました。

予算的には、毎年これぐらいでいいのかということをお聞きいたします。ほかの方も、対象の方が今後やっぱり使うような動きになるのか、そこのあたり予算どおりでいいのかお聞きいたします。

あと、どうしてもサロン、さきほど社会福祉交流センターの話が出ましたけれども、男性がどうしても、地域サロンとかも男性の参加が非常に少ないですよね。やっぱり、男性の居場所がない。やっぱり町としては福祉ということで、やっぱりしっかりと何かそこは考えていただきたいなと。サロンをやっても、女性はすごく積極的に出てきてくださったりするんですけれども、いろんなところでも少ない状況ですので、そのあたりどう考えていくのかお聞きいたします。

あと、町が生活困窮とかフードドライブ、地域の見守りとかしているということなんですが、どうしてもやっぱり地域福祉というものが、何か根づいていないというのか、言葉もそうなんですけれども、みんなの中にどうしても福祉というと障がい者とか高齢者とかというイメージがあるので、もうちょっとやっぱり社会福祉協議会と一緒になって、うちの町は本当に福祉を考えた町なんだというのをしていただきたいなと思います。

それで、ちょっとさっき質問を忘れちゃったんですけれども、68ページの資料の、ごめんなさい、私たちの予算書の68ページの、先ほどからも民生委員について出ているんですが、民生委員・児童委員活動費等補助金の中で、文章の中に民生委員・児童委員が積極的に地域で見守りや生活上の

様々な相談に乗ることができるよう支援を行いますというんですが、この積極的というのが、民生委員というのはやり過ぎてもいけない、非常に難しい立場だと聞いております。

それで、この何か民生委員さん自体もどれだけ、やった方に聞くと、さっき言ったようにやり過ぎてもいけない、やらなさ過ぎてもいけない、そのどうしていけばよく分からないというところもあって、先ほども質問ありましたけれども、やっぱり私たちの地区でとてもいい方がいらしたんですけれども、やっぱり仕事上、定例会に出られないということで１年で辞められちゃった、残念ながら辞めた方いらっしゃるんです。

やっぱりそういうところも考えていくと、何かこの積極的に地域でと、この積極的にというのは今の民生委員の活動からちょっと分からないので、ここを教えていただきたいです。

それと、あと２月と８月は開催されていないというこの研修のような会議ですよね。そのときというのは、２月、８月というのは何で抜いているのか。暑い寒いなのか、何なのか理由をお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

再質問にお答えいたします。

まず、最初に予算書の116ページから119ページ、実際は119ページに記載されています入浴サービスの予算の関係でございます。

入浴サービスにつきましては、今現在の利用状況、また相談状況を踏まえまして予算計上を行っております。

実際の予算計上につきましては、搬送と巡回と、要は施設のほうに行ってサービスを受けるやり方と、あと自宅のほうに来てサービスを提供する事業が二本立てで組まれていますので、それぞれに対して利用できるような状況で予算計上しております。

今現在利用されているかたお二人につきましては、自宅に訪問を事業所のほうが行って、サービスを受けている状況でございます。

予算計上上、どちらにも対応できるようにということで、施設のほうに行ってサービスを受けるという予算を１名分確保しています。また、途中からサービスを受けたいという方が出ても大丈夫なように、自宅でサービスを受ける方用も実人数プラス１ということで予算計上しておりますので、新たに出てきた場合でも対応できるようにはなっております。

続きまして、予算書でいうと116ページ、117ページの福祉交流センター運営事業の中の陽だまりサロン関連の部分です。男性の参加とか居場所がない。これは、高齢の方ということでよろしいですか。

そういう状況の中で、その居場所につきましては、地域福祉という部分で検討できる部分と、あとは高齢者施策というところで検討していく部分と、両方視点としてはあるのかなというところがございます。

ですので、仮に高齢の方にスポットをということであれば、高齢者福祉のほうの担当の施策とも関係も出てくるので、これは一緒に考えていく部分かなとは考えます。

高齢の方ではなくて、比較的若めの方とかということであれば、そこの部分についてはやはり福祉とか社会福祉協議会の施策の部分でもありますので、そこは責任持って考えていく部分かなとは思っております。

ですので、いろんな年齢層のところでそういう施策を考えなくてはいけないといったときには、やはり福祉課のみならず社会福祉協議会と、あと高齢者福祉、健康介護課と一緒に考えていくような話になりますので、今後ちょっとそこのあたりは関係課、もしくは関係部署、社会福祉協議会と連携して検討してまいります。

それと、地域福祉という部分が根づいていないのではないかという部分です。そうですね、なかなか町のほうで地域福祉というフレーズをなかなか大々的に宣伝をしていない。今までは、ここにも書かせていただいている地域福祉というフレーズというのが、出し始めたのが実はここ一、二年の話でして、それまでは社会福祉というような言葉で地域福祉をカバーしていたような状況でした。

そういう状況から、地域福祉というのはここのところ言われている話ですし、ＰＲ不足というところが否めない部分ではありますので、そういったところで第５次総合計画のほうで地域福祉のところをやっていきますというところに位置づけておりますので、ここはＰＲも含めて今後、社協と連携しながら、言葉もそうですし、実際やっていることも、これが地域福祉の一部なんだなというのが分かるように取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

それと、予算書でいいますと112、113ページの中の、実際予算でいうと115ページになります、民生委員・児童委員の関係です。

積極的にというところのフレーズなんですが、当然困っている人に対しては積極的にです。状況、地域の状況は把握することというところは民生委員さんの役割として必要であって、個々の関わりについては、その困っている状況の中での積極的です。地域の状況を把握するという部分は、常日頃積極的にという形になるかなとは思います。

ですので、比較的関わらなくてはいけない方でも、積極的に関わってしまうと関係が壊れてしまうとか、そういったところもあるので、個々の事情に応じた対応をしてまいりますということになります。

それと、定例会のほうが２月と８月実施していないというところですが、実は定例会は実施していないんですが、２月と８月に役員会というのがやっていまして、２月につきましては４月以降どうする、４月以降の半年間どうする。８月については、９月以降の半年間、下半期の半年間どうするというところを検討する、何をやるかというのを検討するタイミングになりますので、実際そこの部分は定例会を実施していないという形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子委員）　ありがとうございます。

入浴サービス、119ページ、入浴サービス、施設に向かう人１名、自宅１名と増えてもいいようにということで予算を見ていただいているということで、分かりました。

これは、すみません、細かいんですが、訪問と施設、来ていただくのと施設というのは金額的には同じなのか、ちょっとお分かりになったらお願いいたします。

あと、この社会福祉というのは、以前、社会福祉だったものが今、地域福祉になったということで、私はこの言葉すごくいいなと思っていて、いろんな方の福祉という感じがするので、ここ最近ということでやはりＰＲ。

何か、福祉というと何か社会福祉協議会が何かやっているんだというイメージだと、どうしても何というんですか、枠がはまっちゃった感じになってしまう。そこが、社会福祉というのはみんな

町民の皆さん関係あるんだよと何か分かるように、これからせっかく社会福祉という言葉で皆さんを巻き込んでいくというのか、やっぱり総合計画でも横串ということで、さっき男性が、その高齢者の方が、やっぱりそれより若い方でちょっと対応が変わってくるようなお話がありましたけれども、やっぱり地域福祉ということでしっかりと連携。

だから、先が見通した計画とかでも、早い段階から関係あるかなと思ったら関わっていただくということは必要だと感じましたので、そのあたりお願いします。

あと、民生委員についても分かりました。民生委員さん、以前にも申し上げましたけれども、やっぱり地域のことをよく分かっていて、それでしっかり考えて受けてくださっているので、地域にどのような方がいるかということも分かっているので、はっきりいってひきこもりだったりとか、やっぱりちょっと暴力が出てしまうというか、何かそういうのを知っているとできないと、いい人材の方でもできないとおっしゃるんです。そういうあたりの、何ていうんでしょうか、もっと大きい社会福祉でしっかりと社会協議会、社会福祉協議会のほうでやっていくと。

これ結構全国みると、しっかりひきこもり等を考えている社協があるんです。だから、何か町もそういうところにもっと、社会福祉協議会の枠をつくらないというんですか、何かもっとやっぱり連携を取ってやっていただきたいと思うので、そのあたりひきこもりの対策についても、そこを答弁をお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　質問にお答えいたします。

まず最初に、入浴サービスのところになります。予算書116ページから119ページで、119ページの委託料の入浴サービスでございます。

こちらのほうの訪問と搬送の予算、委託料の違いというところでございます。違いはあります。

予算計上上、搬送、施設のほうに行ってというのは、予算計上は１万円の単価で予算措置しております。訪問のほうは、事業所のほうが車を使って動いてというところがございますので、若干単価が高くなりまして１万2,500円の単価となっております。

入浴サービスのほうにつきましては以上でございます。

続きまして、地域福祉のところになります。地域福祉なので、予算書は112ページから115ページになります。

こちらのほう、今まではちょっとＰＲも含めて足らない部分もありますので、町としても地域福祉とはというＰＲとかを皆様に分かるように、特集記事とかを組んで広報とかそういったところも今後、検討してまいりたいと考えております。

社会福祉協議会、実際地域福祉の実行する部隊というところになると社会福祉協議会になってしまうので、そういったところでただ町がそれだから何もやらないということではなくて、やっぱりそこの部分は一緒に考えて動いていくということが大切だと思っていますので、そこはＰＲをしっかりやらせていただきたいと考えています。

それと、民生委員さんの絡みのところで、ひきこもりの関係でございます。

実は、ひきこもりに関しては、社会福祉協議会が一生懸命やっているところというのは、恐らく全国的にもあるのかなとは思うんですけれども、実際のところひきこもりの状況というのは人それぞれなので、そういったところでどこが中心にな

ってやっていくのかというのが難しいところでもあります。

例えば、社協が担う部分、あとは保健センターが担う部分、あとは福祉が担う部分。その人の状況によってそこは変わってくるのかなというところでございます。

福祉分野でいうと、障がいがあって、何らかのその障がいによって家から出られなくなってしまうとかということであれば、町の福祉課の部分でいうと委託の相談支援事業所とかがありますので、そこと連携しながら自宅訪問したりとか、親、家族の勉強会とかを行いながら、ひきこもりから脱却するということはやっていくことは必要かなとは思っています。

社会福祉協議会のところについても、やはりいかにしてそういう方々を表に出てきてもらうかというところは、やはりいろんな事情がある中で取り組んでいかなくてはいけないところではありますので、すごく時間を要する状況かなとは思います。

それぞれの方々に対しての対応になってくるので、専門性もすごく高くなってしまうので、そういったところでイベントですとか、そういう民生委員さんと連携しながら動いていくとか、そういったところを全体的に今はやっているような状況です。

なかなか、ここを一生懸命やっていますというところでＰＲもなかなか難しいような事業ではありますので、今後そこら辺のＰＲも含めて、どういうふうにしていくのがいいのかなというところは考えていきたいと考えますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

まず、112ページから115ページの民生委員・児童委員の関係でございますが、もう午前中からの質疑もありますのであれなんですが、民生委員、定数が55で決まっていますよね。

それで、最近保存版もちゃんと住民にも届きました。やはり、それを見ると歯抜けになっちゃっているから、内容はあと新年度まで８人だったけれども、現在１人見つかって７人。

これは、自治会などと違って定年制もあるし、その辺大変だと思うんですけれども、苦労も分かります。町元職員が民生委員になったりして、四苦八苦しているなというのは感じるんですけれども、やはり定数は定数ですので、協議会がいろいろありますけれども、これはやっぱり福祉のほうできちっと責任を持たないとそのままになってしまうので、その点のやはり改善ですよね。これ以上出ないのかもしれませんけれども、もう一度最後にお願いをしたいと思います。

それから、もう１点は西原自然の森活用事業、新たな福祉の拠点づくりということで、でも金額を見ると社会福祉事業はこの第２期地域福祉計画策定業務、この分の増の分が昨年度と違っているというふうに見えるんですけれども、どういう、この西原自然の森活用事業、どういうふうに推進されていかれるのか、その点もう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、同じく障がい者総合支援事業ということで、第２期宮代町地域福祉計画、先ほど言いました。第６期宮代町障がい者基本計画、それと第７期宮代町障がい福祉計画、第３期宮代町障がい児福祉計画ということで、この後ろのほうの３つが宮代健康福祉プラン策定業務委託料ということになろうかと思うんですけれども、だとすれば

この３つあるんだということを事業概要のほうにも、１つだけにしないできちっと分かりやすく書いていただいたほうがいいのかな。違うんでしたらまた説明をお願いしたいと思いますが。それが１つ。

それから、116、117ページの障害者総合支援事業の補装具費なんですけれども、これは車椅子だとかそういったものに、それから施設とか、そういうのも入っていると思うんですけれども、これは電動の車椅子というか、ああいうのは対象にならないんですね。その点、確認をさせていただきたいと思います。

それから、116、117、次のページなんですけれども、手話言語条例の制定で１万6,000部ということで全戸配布されるわけなんですけれども、この条例の制定は県内ではどういう位置にあるんでしょうか。ほとんど条例は制定されているのか、それともされていないのか、その辺についてのお尋ねいたします。

それから、118、119ページの福祉タクシー等利用料金助成事業です、もうこれも今回の補正のあたりも伺いました。

これで、これまでとは違いますので、改善されたということで努力は認めたいと思いますし、今後も見ていかなければいけないんですけれども、これでこれまでみたいに120万も予算が余ってしまうとか、そういうことはないとは思うんですけれども、そういった点で町と担当としては考えた末のあれなんですけれども、例えば自動車燃料券の単価100円なんですけれども、これはガソリンの高騰などであげても吹っ飛んでしまう場合もありますよね。ですからそういった点でも心配な点はあるんですけれども、その辺の利用状況なんですけれども、どういうふうになっていくのか。

そういった点では、大きく言えばタクシー券が１回の乗車につき２枚まで使用するとか、また期限についても枚数制限、限度があるけれども、制限一応なしということでなりましたけれども、その辺の見込み、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、124、125ページの行旅病人取扱事業ということで、身元不明者埋葬等と墓地埋葬等取扱事業、これ委託料なんですけれども、確かに町内において発生した身元不明の死亡の方と、それから埋葬あるいは火葬を行う方がいない方の違いはあるんですけれども、これは説明のときの、特に墓地埋葬のほうについてはすごいんですね、遺留金等から充当するし、さらに不足が生じた場合は全額県からの補助金が補塡されるということですので、町としては持ち出しは全くないわけですよね。

それはそうなんですけれども、この委託料について、違いは分かるんですけれども、片方は県支出金で26万6,000円ですよね。もう片方はその他というふうになっているので、この辺は説明とちょっと違うのかなというふうに思うんですけれども、その辺ちょっと整理したいものですから、お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

丸藤委員の質問にお答えいたします。

まず、１点目、112ページから115ページの、予算上は115ページになります、民生委員・児童委員の欠員の状況というところでございます。

こちらのほう、民生委員・児童委員につきましては３年に一度の一斉改選というところがございまして、そういうところのタイミングで欠員状況

がそのタイミングごとに出てくるような状況でございます。

今回に関しましては、８人の欠員からスタートして、４月以降は７人になっていくというところでございます。

前回の令和元年12月の一斉改選のときのお話をさせていただきますと、定数のほうにつきましては同じ55、55人のところ、そのタイミングでの委嘱できたのが41名となっております。欠員が14名という状況になっておりました。

その後、いろいろちょっと自治会長さんだとか区長さんとかとも相談をしたりとか、そういったところをちょっと町のほうでもやらせていただきまして、最終的な欠員状況が５人、５名という形になっております。

今回、もともと辞める方の数も含めると、やはり同じぐらいの欠員が見込まれておりました。ただ、そういう状況の中で、町としてもこの状況をよしとするわけにはいかない状況がございましたので、自治会長さんだとか区長さんとか、あとは前任の民生委員さんとも話をしたりとか、あとは町職員の、地域に住んでいる町職員から情報を得たりとか、あらゆる手段をちょっと使わせていただいて情報収集して、町が直接、自治会長さんとか区長さんとかにもお話ししつつ、町が直接交渉をしてオーケーを出していただいた方も実は何人かいらっしゃって、今の状況の欠員状況にしたというところです。

そういう状況から、今後もそういったところの情報を入れさせていただきながら、欠員がなくなるような形を取っていきたいと考えております。

民生委員・児童委員につきましては以上でございます。

次も同じ社会福祉事業になりますので、115ページになります。第５次総合計画について、こちらのほう今後の推進の方向性というところでございますが、実は今、第５次総合計画のほうが始まって今年、今年度で３年目になるところなんですが、今のところスタート地点ということで、手がけ始めたところです。

今後、ボランティアさんとか第５次総合計画のほうで位置づけている事業を動かしていくというところになってくると、実はここの部分でやっぱりマンパワーがやはり不足してくる。ボランティアさん以外のところ、関わる職員のマンパワーとかがちょっと不足するというところもあります。

そういったところをどうしていくかというところは、今後、社会福祉協議会と町で検討しながら、状況によってはそのマンパワーのところの予算措置、予算計上を入れさせていただくという形になってくるのかなというふうには考えております。

続きまして、予算書114ページから117ページになります、障害者総合支援事業の計画のところが１本で書かれているのを、別々に書いたほうがいいのではないかというお話なんですが、こちらのほう、障がい者基本計画というものが町の福祉施策としての大きい基本的な考え方を示す計画になっております。

一方で、障がい福祉計画と障がい児福祉計画につきましては、こちらのほうにつきましてはその障がい者基本計画の実行計画に当たるものですから、実はこの障がい者基本計画の中にぶら下がっている計画になるので、表記として基本計画というところを表に出させていただいたというところでございます。

続きまして、予算書116ページから、すみません、予算書で114ページから117ページの障害者総合支援事業でございます。こちらのほうの117ページにございます補装具の内容でございます。

こちらのほう、補装具につきましては、福祉産

業委員会資料のほうの11ページをご覧いただければと思います。これが、ここに掲載されている内容が全ての品目ではございませんが、電動車椅子については対象となっております。今年度、令和４年度のところで、令和５年１月末現在で３件の交付もしくは修理ということで対応させていただいております。

ちょっと１つ質問を飛ばさせていただきまして、タクシー券のところになります。予算書でいいますと118ページ、119ページになります。福祉タクシー等利用料金助成事業でございます。

ガソリン券につきましては、タクシー券につきましては、先ほどから複数枚利用できるということで、今後どういう形でその利用の方々が使われるかというところが非常に大きくなるところかなと考えております。

一方で、ガソリン券につきましては、年間で12枚というところで500円の券を出していたところなんですが、これだと町内の事業所のところで月１回ペースで入れていくとちょうどなくなるというところなんですけれども、なかなか障がいのある方の外出の頻度とかそういったところで、月１回ガソリンを入れない方もいらっしゃるということで、使い終わらないというところもあるのかなというところです。

そういったところも含めて、今回、複数枚利用できるということで、最大12枚一遍に使えますという状況に変えさせていただいたので、おおむね２回から３回空の状態から満タンにすれば全部使いきれるかなというふうに考えていますので、そういったところではガソリン券のほうは今後、伸びるのではないかと考えております。

ただ、こればかりはちょっと利用者の方がどういうふうな利用の仕方をするかというところが出てしまうので、今回、制度として変えさせてどうだったのかというのは、ちょっと１年間見てみないと何とも言えない状況ではありますので、その後ちょっとまた検証させていただきたいと考えております。

取りあえず、ちょっと私のほうからは以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　予算書116ページ、117ページ、障害者地域生活支援事業になります。手話言語条例です。埼玉県内の制定状況について説明いたします。

埼玉県と県内市町村で、団体の数が合計で64ございます。そのうち制定済みの団体が40ございまして、制定割合としましては62.5％となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

予算書でいいますと124ページ、125ページになります、こちらのほうに書かれております事業といたしまして、行旅病人取扱事業と墓地埋葬等取扱事業というところでございます。

まず、制度の説明のところになりますが、行旅病人取扱事業につきましては、身元が分からない方が町内でお亡くなりになったときに埋葬を行うというものでございます。

一方で、墓地埋葬等取扱事業については、身元が分かっているというところなんですが、埋葬を行う方がいらっしゃらない場合に、役場のほうで埋葬の手続を取らせていただきまして、その費用という部分で身元のほう分かっておりますので、その方の所持金から、あればそこから出していた

だき、もしなければ埼玉県から費用を出していただくという形の事業になっております。

従いまして、大前提として行旅病人につきましては身元が分からないというところなので、最初から埼玉県のほうで支出をしていただくという形になっております。

墓地埋葬につきましては、身元が一応分かっている、判明しているというところなので、基本的には本人の財産から埋葬させていただくというところが大前提ですので、その他となっております。

ただ、その方の所持金が一定額よりもないという状況になれば、県のほうからの支出に切り替わるというところなので、大前提としてまずは本人の所持金から活用していくというところなので、予算計上上はその他という扱いにさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　答弁がされましたので、再質問は１件だけです。

すみません、補装具費の関係で、先ほど資料の11ページと言っていましたよね。いずれにしても電動も補助対象になるということでよろしいんでしょうけれども、ちょっと見当たらないんですけれども。こっちでしょう。分かりました。分かりました。ありがとうございます。

それから、行旅病人取扱と墓地埋葬との関係の財源の内訳、やはり遺留品があるないの関係でこういうふうになっているんだということで分かりました。確認しました。

社会福祉事業の関係なんですけれども、第６期宮代町障がい者基本計画、これが基本になっているということで、説明でも伺って分かりました。

しかし、第７期宮代町障がい福祉計画、第３期宮代町障がい児福祉計画、これはこれから新年度でつくるわけなんですけれども、これはどういうふうに、毎回、毎回というか数年に１回の計画をつくっていくんだと思うんですけれども、これはそれぞれどういうふうになっていますか。最後にお示し願いたいと。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

計画の、３つある計画のそれぞれの状況でございます。

障がい者基本計画というのは、町の福祉の計画になりますので、こちらのほうは全体的なところで記載しますので、６年間の計画策定になります。

この６年間の計画の中で、このほかの２つの、宮代町障がい福祉計画と障がい児福祉計画、こちらのほうが実行計画になるというのは先ほど説明したとおりなんですが、これの、こちらの計画のほうが３年に一度の計画になっています。

ですので、今回つくるのが、いわゆる障がい者基本計画、第６期の障害者基本計画になっていて、福祉計画と障がい児福祉計画につきましては、今回のはその６年間の中の前期の実行計画になります。

こちらの計画、この２つの計画につきまして国のほうで、国とか県とかのほうでこういう施策を入れてくださいというのが具体的に来るのが、こちらの２つの障がい福祉計画と障がい児福祉計画になっています。

町として、アンケート調査とかをやってこういう施策をやったほうがいいよねというような内容のものも、障がい者基本計画のほうで町としてどう考えるのかというところを盛り込んでいくという状況になっています。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

しかし、この第６期宮代町障がい者基本計画、新たに、今のアンケートを取ってと、もちろんそういうことは計画してあると思うんですけれども、新たにこういうものというのはあるんでしょうか。新たな特徴ですよね、そういうものがあれば、特記事項とかありましたらお示し願いたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

新たな取組というところにつきましては、まずこの基本計画のところは、大前提として今までやってきたことを踏襲する部分と、改善して新たな推進していくものと、全く新たなものを取り入れるという形の３層構造でつくり上げていくところかなというふうには考えております。

そのような状況の中で、新たな取組というところにつきましては、今アンケート調査を集計しているところなので、そのアンケート調査の出てきた結果を分析した上で、この部分が町としては足らない、もしくはこういった部分を新たにやったほうがいいというものが出てくれば、その辺を取り組んでいく計画として盛り込んでいく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、大体やりましたけれども、いろいろ質問していると思いますが私１点だけお聞きしたいんですけれども、予算書116ページの審査支払委託料の関係なんですけれども、以前聞いたような記憶はあるんですけれども、忘れてしまったのでまたしつこいようで申し訳ないと思うんですけれども、支払事務というのは大体、おおよそ分かっているんですけれども、特に私が聞きたいのはその審査委託料、この審査していただく、決まるまで、それの流れというのを教えてもらいたいなと。

以上です。

ついでに、支払事務についても幾ら払っているのかを教えてもらいたいですが。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

審査支払手数料の事務の委託料につきましては、まず114ページ、115ページの重度心身障害者医療費支給事業の委託料のところに115万4,000円、それと同じページの障害者総合支援事業の委託料、同じページの下のほうになります。こちらのほうの自立支援医療審査支払業務委託料、介護給付費等支払委託料、療養介護医療審査支払業務委託料ということで、それぞれ10万2,000円、61万2,000円、6,000円ということで計上させていただいております。

まず、重度医療のほうの流れでございます。こちらのほう、対象の方、障がいのある方でこの事業の対象になっている方が医療にかかります。かかったときに、これまで流れとしてやっていたのが、その場でお金を支払って領収書を発行されたその領収書を町に請求として提出いただいていたんですが、窓口払いを廃止した関係もございまして、病院でお金を直接払わない形になっています。

そうすると、今度病院がその保険に関する国保連合会だとか後期高齢者の審査機関のほうに直接この方が、この対象の方が幾ら使いましたよというのを病院からその審査機関のほうに出します。

その審査機関のほうで審査をした結果、これだけかかったので町からお金を私たちのほうへ払ってくださいということで請求が来るという形になりますので、直接窓口払いしなかった方の分を、この審査委託料として使っているような状況です。

同じように、総合支援事業、障害者総合支援事業の委託料のところにつきましても同じようなところで、サービスを受けた方が、これに関しては窓口払いとか云々とかではなくて、サービスを受けた方が事業所とかから請求がその審査機関のほうに来まして、この人がこれだけ使いましたよというところの請求がされて、その審査をした結果、町に請求が来て、審査機関に町がお支払いするという状況になります。

特に、介護給付費につきましては、そこの中で適正な支給決定をしている方がサービスを受けるという仕組みにもなっていますので、きちんと町が決定した支給決定の内容ですとかサービスをきちんと受けているかどうかという審査を併せて町のほうも行って、不正請求を防ぐ形を取っていますので、ちょっと若干そこの介護給付費等の支払事務委託料につきましては、若干一手間町のほうで入るような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　自民の深井です。

私たちの予算書でページ70ページの成年後見制度利用支援事業、それとあと予算書のほう、ページ118から119、こちらの負担金、補助及び交付金、こちらの下のほうの成年後見人等報酬助成金というのがあります。その上のほうには、成年後見人申立登記手数料とかありますが、成年後見人になるためには、やはり埼玉県ですと地方裁判所、そちらに例えば家族が、夫婦２人でいてどちらかが亡くなって、その人の財産を奥さんが、旦那が亡くなって奥さんがその預金を開いた、そういう時には成年後見人にならないと幾ら家族であっても引き出しできないんです。現在の日本の法律ですと。

それで、成年後見人に、こちら書いてありますが、宮代町が成年後見人になる制度自体は、弁護士、あと司法書士、あと宮代町の町長、そういうふうに大体決まっているんです。

それで、この成年後見人制度の報酬助成金、ここに88万8,000円と書いてありますが、これは何人ぐらい助成金をお支払いして、それで誰が成年後見人になったのか、それをお願いいたします。支払している方が。

宮代町では成年後見人は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

予算でいいますと116ページから119ページの障害者地域生活支援事業になります。成年後見人の関係が記載されているのは、11節の117ページから119ページにかけて、あとは報酬助成につきましては119ページになります。

成年後見人につきましては、まず私たちのほうで掲載させていただいているのは障がいのある方になります。一方で、65歳以上の高齢者の関係につきましては健康介護課の予算計上という形になりますので、あくまでも今回の答弁につきましては福祉課所管分のところの話をさせていただきます。

成年後見人につきましては、報酬助成につきましては現在対象になっている方が３名います。そのうちお一人はもう既に助成要件、助成するお金

の要件でいうと預貯金が一定額以上、いわゆる350万円を超えたというところになりますので、報酬の助成は今、休止している状況です。

残り２人のうちのお一人につきましても、令和４年度、今年度お一人350万を超えた形になりますので、報酬助成のほうが止まっているというところになります。

残り１人の方につきましては、預貯金がそこまで行っていないところなので、現在、お一人の方が報酬助成の対象ということでなっております。

この方について、すみません、残り１人の方の後見人さんの職種なんですが、ちょっと今、手元にない状況なんですが、恐らく社会福祉士か行政書士のどちらかの方がなられているかなというふうに認識しております。

もう一つの、宮代町で成年後見人をなられている方、何人いるかというご質問なんですが、こちらのほうは町では把握しておりませんので、恐らく健康介護課でも把握していない状況かと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ありがとうございます。

今、成年後見人というのは、新聞なんかでも取り上げておりますが、結局認知症になった方、そういう方はやはり大体家族以外の方がなっているんですが、一応認知症、今、認知症は課が違うということなんですが、88万8,000円というのは今言われた方でよろしいんですか。

それから、こちらの資料のほうに成年後見制度事業のところに、何か４年度は29万5,000円という助成額書いてあるんですけれども、１人で。これは……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　16ページです。資料の16。

これは、１人になっていますね。これは350万円以上は除いているんですね。この助成額。お答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○福祉課副課長（小島　晃君）　福祉課副課長の小島と申します。

資料のほうが、福祉産業委員会資料16ページになります。上から２番目の表になります。町の後見の報酬助成につきましては、先ほどもお話したとおり対象者は３人なんですが、預貯金350万超えの方が２人おりますので、実際報酬助成をしている方はお一人になります。

その方の、今、現状としての報酬としてお支払いしたのが29万5,000円という状況になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ありがとうございます。

そうすると、88万8,000円と29万5,000円、差額があるんですけれども。

○委員長（西村茂久君）　質問ですね。

○委員（深井義秋君）　分かりました。予算ですね。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はない。

ほかに質疑のある方ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。35分といたします。２時35分。

休憩　午後　２時２０分

再開　午後　２時３３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより、子育て支援課分について質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を得てから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者紹介、お願いします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　皆様、改めましてこんにちは。子育て支援課長の横内でございます。

日頃は宮代町の子育て支援施策にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、本日出席しております職員を自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　皆さん、こんにちは。副課長の田中です。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　皆様こんにちは。主幹の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　皆様こんにちは。こども保育担当主査の松岡と申します。よろしくお願いいたします。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　皆様こんにちは。こども子育て支援課こども笑顔担当主査、吉野と申します。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　皆さんこんにちは。こども安心担当主査の清水と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただきくよう、よろしくお願いいたします。

質疑のある方。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

５点質問させていただきます。

まず、１問目になります。

予算書の132、133ページ、私たちの予算書は78ページになります。

子ども家庭総合支援事業ということで、その中で、私たちの予算書のほうが分かりやすいんですけれども、まず１点目が、子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な経費ということで133万円となっております。具体的な中では、子ども家庭支援、要保護児童等へ支援、また、虐待予防的支援と３種類あるんですけれども、こちらの具体的な内容を教えていただきたいと思います。

２点目になります。

同じページになりまして、私たちの予算書では、やはり78ページになります。

子どもの見守り強化事業ということで、こちらは626万ということなんですが、今年度の実績はどのようになっているかを教えてください。

それから、３問目になります。

同じページで、ヤングケアラーに関する実態調査委託料及び研修講師謝金ということで、調査のほうは184万円、研修講師のほうの謝金が５万円ということになっておりますが、この調査はどのように行われるのか。把握するのは大変だと思うんですけれども、教えていただきたいと思います。

また、研修のほうのスケジュールはどのようになっているかということをお伺いします。

４点目になります。

予算書が132ページ、133ページ、私たちの予算書が79ページになります。

産前産後家事・育児サービス利用支援事業144万円ということなんですが、国のほうでは、伴走型相談支援ということを強く進めているということで、こちらのほうも町としてしっかりと進めて

もらいたいと思うんですが、この144万円の予算の積算根拠を教えていただきたいと思います。

最後に、５問目になります。

予算書が136から139ページ、私たちの予算書ですと80ページになります。

大きく町立保育園運営事業ということなんですが、みやしろ保育園と国納保育園という形になっているとは思います。この中で、保育環境のＩＣＴ化というところで、タブレット型パソコン設置が178万円となっております。これ事務負担の軽減とかいろいろあると思うんですけれども、こちらのほうの体制づくりのスケジュールはどのようになっているかということをお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

１番目の子ども家庭総合支援拠点の関係についてお答え申し上げたいと思います。

こちらの業務内容につきましては、実務者会議を以前は関係機関で３回やっていたんですけれども、今年は４回やりまして、関係機関との連携を、回数を増やしました。

また、あと、学校や幼稚園や保育園などに出向きまして、それぞれ気になるお子さんや保護者の方がいないかということで、情報共有をさせていただき、その後、もし支援が必要な関係機関につなぐことが必要であった場合には、関係機関につながせていただいております。

あとは、要保護のシステムを使いまして、相談の記録だったり、支援の記録だったりを福祉支援相談システムの中に入れさせていただいておりまして、そちらで情報の管理をさせていただいております。

２点目の見守り強化事業の実績についてお話しさせていただきます。

お弁当の配布と、アスポートのほうで２種類実績がございまして、令和５年３月１日現在になるんですけれども、アスポートの生活支援のほうは５世帯20名の方に家庭訪問をしたり、食材を配ったりしまして、家庭の支援をさせていただいております。こちらについては月に１回から２回、家庭訪問させていただいております。

それから、もう一つなんですけれども、社会福祉協議会にお弁当の配布を委託させていただいておりまして、こちらは同じく令和５年３月１日現在になるんですけれども、11世帯45名の方に毎週火曜日の夕飯の時間に合わせましてお弁当の配布をさせていただいております。このとき、ただお弁当を配布するだけではなくて、お子さんに必ず会わせていただいて、お子さんの状況や保護者の方の状況を確認させていただきながらお弁当の配布をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

私のほうから、まず、３つ目のご質問、ヤングケアラーの実態調査の関係についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、まず調査対象は小学校が４年生から６年生、中学校が１年生から３年生、合計で約1,500名を想定しております。実施時期につきましては、秋頃を想定しているんですけれども、詳細は教育委員会、学校で……、学校の協力なくしてはできない調査になりますので、今後、教育委員会と相談しながら進めさせていただきます。

実施方法につきましては、こちらも既に埼玉県

内で実施している自治体の情報によりますと、紙でやる場合と、あとタブレット、学習端末、学校でやっている、それを使う２つのケースが大体あるんですけれども、どちらにしていくのが効果的かという部分についても教育委員会のほうと相談させていただきながら、そのような形で進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、同じくヤングケアラーの関係の研修会の関係なんですけれども、報償費で５万円を予算計上させていただいております。こちら小中学校の教職員を対象にしておりまして、ヤングケアラーの現状とか、ヤングケアラーが学校内にいた場合の対応に関する基本的な知識等を学んでいただくことを目的としております。小中学校の教職員を対象に、夏休み頃かなということで、こちらにつきましても、町内の小中学校の教職員が一堂に集まるような機会に研修会とかそういうところで併せてやらせていただけたらなということで、こちらにつきましても教育委員会とこれから調整をさせていただく予定となっております。

続きまして、４点目のご質問、産前産後家事・育児利用支援の事業になります。こちら144万円の予算額の内訳なんですけれども、令和５年10月から制度のほうを開始する予定、半年分の予算で積算をしておるんですけれども、36時間掛ける2,000円掛ける20人というのが本当に大ざっぱな積算になってしまうんですけれども、家事・育児サービス自体の単価も幅広く、産後ドゥーラとか使いますと１時間3,000円を超えるようなケースがあるんですけれども、そういったケースに幅広く対応できるということで、利用料金の２分の１から３分の２程度をフォローできたらいいかなということで、ほかの自治体、埼玉県内の自治体を見ますと、１人当たりの自己負担が1,000円程度、1,000円以下になるような形で設定できたらなと、１時間当たりですね。そのように考えております。

積算根拠につきましては、初めての事業ということで、これから制度の詳細を詰めていくに当たって、半年分でこのあたりかなということで、36時間掛ける2,000円掛ける20人で積算をしておるところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

５点目にご質問いただきました公立保育園、町立保育園の保育環境のＩＣＴ化、私たちの予算書では80ページ、こちらのスケジュールについてお答え申し上げます。

こちらシステムですね、今現在ですと各ご家庭に緊急連絡ですとか、あとは保育の内容、保護者の方から欠席の連絡を受けるですとか、そのようなシステムを今使っております。このシステムにさらに追加をいたしまして、登降園管理のシステムですとか、あとは保育の軽減ということで、保育の事務に値する保育のドキュメンテーションと言いまして、日々の写真を撮ったり、あとは、活動を記録することで、保護者の方にもそれを提示することもできますし、保育園の保育士が、各保育士が作ったドキュメンテーションを基に保育の質の向上の研修ということにも役立てられます。さらに、そこが日々の日誌ですとか、記録にも当たるというふうにしていくことで、一つの事務をすることで様々に兼ねられるというところで事務の軽減ということを考えております。

こちらにつきましても、もう既に始まっているものもあるのですが、さらに強化するために、各保育室で、その事務が行えるようにタブレットを用意するということで、こちら予算の計上をして

おります。

現在は、有線で職員室で保育の事務を行っているのですが、そうなりますと、なかなか子供たちも見ながら職員室に来るということがなかなか難しい状況でありますので、そのような事務が保育室でできるようにということで、タブレットの用意を考えております。

こちらにつきましても、使いやすいものと、あとは安全性というところを検討しておりまして、６月には、その登降園システムというのは入れられるように準備をしている状況です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず１問目なんですけれども、子ども家庭支援、要保護児童等へ支援、また虐待予防的支援、この３つの支援の具体的な内容を聞いたんですけれども、ちょっと回答が違っているような気がいたしましたので、もう一度、こちらのほうは。なおかつそれに対して、この133万円の予算の配分はあるのかどうかということもついでにお答えください。

２問目になりますが、この支援をすばらしいと思うわけなんですけれども、この支援を受ける対象の制限があるのかどうかをお聞きいたします。

それから、３問目のヤングケアラーに関するということなんですが、本当にこのヤングケアラーをどれだけのお子さんが苦労されていることが実際にあるのかどうかというのを早く見つけてあげるということが大事だと思いますので、早急な対応をしていただきたいとは思うんですが。そういう中で、１つは、研修に関しては年１回だけということになるんでしょうかね。こういうものを受けて、アンケートを基に、またその研修とかした中で、こういうものをどのようにこれから生かしていくのか、要するに次のステップに関して何か考えがあるのかどうかもお聞きいたします。

４問目です。産前産後につきましてはよく分かりました。この中で、新しいということもあるんですけれども、妊娠中から産後１年未満の妊産婦の負担を軽減する助成事業ということになっていますが、こちらに関して制限という言葉が入っていますので、その制限について、どのようなものかをお聞きいたします。

あと、最後の５問目になるんですけれども、このタブレット化ですけれども、これも、このタブレット自身は買取りなのかリースなのかをお聞きするのと、あとは、予算書でちょっと調べてみると、例えばインターネット回線利用料とか、あとＩＣＴシステム使用料、これ２か所を合計しても113万4,000円ですよね。そうすると、178万円の残りの差額というのはどこに計上されているのかをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

すみません、質問に対して回答がうまくできませんで、申し訳ございません。再質問に回答させていただきます。

以前から子供だけでなく、その家庭全体を支援できるようにいろいろな相談に乗ったりとかさせていただいています。

あとは、要保護児童への支援業務の強化についてなんですけれども、こちらは、要保護児童対策地域協議会に上がっているケースのお子さんについて、以前より面談の回数を増やしたり、家庭訪問の数を増やしたりさせていただいております。

３点目の虐待予防的支援につきましては、何か先ほどお話しさせていただきました保育園や学校や幼稚園などに訪問して、そこでちょっと虐待が疑われるお子さんを聞いたりとか、ちょっと保護者の方でも、虐待の疑いのある保護者の方を伺いまして、関係機関と連携を取って、関係機関が面談したりとか、そういったする機会があるときに支援をさせていただいたりしております。

経費の内訳なんですけれども、主なものは、福祉相談支援システムの委託料と、それからこちらの支援拠点の職員２名分の旅費、子ども家庭総合支援拠点の紹介をするパンフレットの印刷代とか、あとはこども安心担当で連絡がスムーズに取れるように携帯電話を購入させていただいておりまして、そちらの通話料などが主なものとなっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

今、清水のほうから申し上げました子ども家庭総合支援拠点の133万円の内訳になるんですけれども、こちら予算書の132、133ページのほうの中段に委託料、子ども家庭総合支援事業の12節委託料のいわゆる福祉相談支援システム委託料、こちらが105万6,000円と、133万円のうち、こちらが大部分を占めているということでご理解いただけたらと思います。

あと、私たちの予算書のほうで、子ども家庭総合支援事業の子ども家庭支援、要保護児童等への支援業務の強化以下４点書かせていただいているものにつきましては、こちらは国のほうで子ども家庭総合支援拠点の設置要綱というものを定めておりまして、そこに定められている子ども家庭総合支援拠点の業務が、そこを抜粋させていただいていると。実際にやっていることは、清水のほうで申し上げたとおりなんですけれども、一応ちょっと硬い言葉になってしまっているんですけれども、要綱の文言をそのまま転記させていただいているということでご理解いただけたらと思います。

続きまして、２点目のご質問、子どもの見守り強化事業の対象者の関係なんですけれども、こちら子どもの見守り強化事業は、一般に募集はしておりません。生活困窮世帯支援的な側面もあるんですけれども、児童虐待の未然防止という部分を第一義的な目的に置いている事業でありますため、一般募集するのはなじまないという整理をしております。

募集はしていないんですけれども、役場内の福祉課ですとか小中学校、社会福祉協議会等の関係機関からの情報収集や意見聴取、高くアンテナを張って、支援が必要な家庭、世帯の把握に努めておりまして、そこで支援が必要かなと、子育て支援課のほうで、当課のほうで判断しましたら、アプローチをして、いかがでしょうかということで、支援につなげていくと、そういう実施方法となっております。

続きまして、３点目のご質問、ヤングケアラーの関係なんですけれども、研修につきましては、来年度予定しておりますのは、予算にあるとおり１回だけということで。講師については、今、月に１回、児童相談所の市町村支援員という県の職員が宮代町の児童虐待の関係の状況についてアドバイスに来てくれているんですけれども、その方にお願いできたらなということで今考えておりまして、１回ということで、来年度につきましては、まずは基本的な知識を学んでいただく機会ということで１回予定しております。

その後につきましては、アンケートの結果、実

際にヤングケアラー、いろんな形の現状が浮き彫りになってくるかと思うんですけれども、それぞれのケースは様々だと思いますので、小中学校をはじめとした関係機関と連携を図りながら、それぞれの児童、あるいは家庭に対して必要な支援といったものを福祉、介護とか、あるいは児童相談所とか保健センターとか、そういった関係機関と連携を図りながら、その子供、その家庭に最適な支援の方法というのを考えていくと。

なので、まだ具体的にどうということが申し上げられるような状況ではないんですけれども、ただ、少なくとも子育て支援課で今ある支援の仕組みとしては、先ほどの子どもの見守り強化事業というのもありますし、あとは来年度、新規事業で掲げさせていただいております子育て世帯訪問支援事業、こちらにつきましては、ヤングケアラーをはじめとした支援が必要なご家庭の家事とか育児とか、そういったものをご家庭を訪問して支援させていただくという新しい事業となっておりますので、こちらのほうによるサポートといったものも併せて令和５年度にスタートさせていただく予定です。

あと、４点目、産前産後の家事・育児サービスの関係の制限です。こちら私たちの予算書のほうに書いてある、助成金額など利用料金の一部を助成、上限額、利用時間・回数制限ありと、その制限のことという理解で説明をさせていただきますと、青天井じゃありませんよということで、ほかの自治体を見てみますと、第１子であるか、第２子であるかというところでも、年間の利用時間の設定というのが変わってきたりしておりますので、利用時間、あるいは利用回数といったものは青天井ではなくて、その方の置かれている状況というか、お子様の数とかそういったもので、制限というか、上限を設けさせていただくことを予定していることでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

５点目に再質問をいただきましたＩＣＴの費用についての内訳をご説明させていただきます。

予算書でいきますと136、137にみやしろ保育園となっておりますが、そちらのまず、インターネット回線利用料の13万8,000円、下のほうにいきまして、ＩＣＴシステム使用料、こちらがシステムの利用になります。回線とは別のシステムの利用料となります。こちらが46万2,000円です。

次に、一番下にあります保育所の備品32万4,000円が、こちらがタブレットの費用となっております。

続きまして、次のページにいきます、138、139ページで国納保育園、項目は同じくというふうになります。インターネット回線利用料が13万8,000円、続きまして、ＩＣＴのシステム使用料、こちらが39万6,000円なのですが、園児数100名を超えますと、先ほどのみやしろ保育園が今年度100名を超えておりましたので、こちらで費用の差が出ておる状況です。国納保育園は100名お預かりしておりませんので、39万6,000円で計上しております。

そして、保育所の備品というところで、こちらも予算書では40万2,000円となっているのですが、こちらほかの備品も含まれておりますので、タブレット代はみやしろ保育園と同じく32万4,000円ということで、合計いたしますと、こちら178万円ということで、私たちの予算書には上げさせていただいております。

こちらタブレットのリースか買取りであるかと

いうところなのですが、こちらは新規購入ということで考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。

とにかく虐待も、家庭の虐待もあれば、あと園で行う虐待もありますので、特に園で起こっている虐待が最近多いということもありますので、こちらには気をつけていただきたいと思います。

それと、ヤングケアラーに関しても、子どもの見守り強化についてもよく分かりました。

最後に１問だけ再々質問させていただきます。

５問目のタブレットの件なんですけれども、これ買取りされたと言われたんですけれども、タブレットは大体４年に１回ぐらい更新する可能性もあるので、できればリースのほうがよかったのかなと思ったんですけれども、その辺についてはどのようにお考えかを最後にお答えください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

ありがとうございます、ご指摘いただきまして。

こちらのタブレット購入に当たりまして、今、使用していますシステムの会社のほうにも対応できるものがあるかどうかということで確認はいたしたのですが、やはりそちらのほうでもリースというところがなかったもので、購入という項目があったので、そのように検討はしたのですが、今後、やはり長く使っていくものですので、いただきましたご指摘を参考にしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。大きく２点質問させていただきます。

予算書の128のみんなで子育て！こども未来事業の中の、予算書131ページになります。地域子育てサロン実施業務委託料についてのこちらの積算内訳を教えてください。

次に、子どもの居場所づくり事業補助金と地域子育てサロン事業補助金についての積算内訳と、こちらについては、対象年齢とかがあるのかもお伺いいたします。

２点目は、予算書の132ページ、133ページ、子ども家庭総合支援事業についてです。前段でもございましたので、詳しく分かったんですけれども、もう少し細かく教えていただきたいと思います。

子どもの見守り強化事業委託料なんですけれども、昨年度より金額が上がっておりまして、対象になる方も増えたりとか、また、お弁当の金額も上がったりなので、そういうことで予算も増やしているのかと思うんですけれども、そのあたりの、細かく言うと、お幾らぐらいのお弁当にするのかとか、あと対象人数を増やされたのかなど、そのあたりのことをもう少し教えてください。

次に、このヤングケアラーの調査委託料なんですけれども、先ほど学校と連携して、タブレットや紙で対象の児童生徒に調査するということだったんですけれども、こちらの委託料というのはどこに委託する想定をされているのかというのをもう一度お伺いいたします。

最後に、こちらの子育て世帯訪問支援事業委託料についてなんですけれども、昨年より、この子ども家庭総合支援で見守りをしていたご家庭などにも、こういった支援が必要であるということで、こういう予算をつけられたのかなとも思うんですけれども、先ほどヤングケアラーの調査をした後にヘルパーさんを入れるということもあったんで

すけれども、そのあたりの想定されているところにすぐにでも緊急性があるのかなど、そういうのでこういった予算をつけているのか。また、このヘルパーさんを、家事ですね。そのご家庭の家事をされる方というのはどういう方を想定しているのか、そのあたりのことをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

初めに、予算書の128、129ページの下段、みんなで子育て！こども未来事業の地域子育てサロンの委託料の内訳ですね。こちら地域子育てサロン委託料として74万8,000円、予算書のほうで計上させていただいているんですけれども、こちらの内訳につきましては、大規模イベントの企画開催委託ということで、こちらについては、去年の10月に駅西口で子育てサロンを企画している若いお母さんたちが企画したハロウィンイベントを昨年度に引き続き２回目のイベントとして開催したんですけれども、そういったイベントを子育て中のお母さんたちに企画運営してもらって、開催するためのコーディネートを引き続きやってもらいたいなということで、こちらについては、町の職員でやることもできないことはないんですけれども、大きなイベントを市民の皆さんにゼロから、皆さんで集まってどうやってやろうかという企画から実際に当日の動きというか、運営のところまで考えてもらう、そこのコーディネートの部分を町の職員がいろんなものと兼ねながらやるよりも、要は町の職員については、大きなイベントというよりも、地域で、集会所とかお店で行っていく地域子育てサロンのサポートのほうをこれからちょっと力を入れていきたい。だけれども、大きなイベントを開催することで、多くの方に子育てサロン、若いお母さんたちが生き生きとイベントを企画したりしているという、そういう事象を多くの方に見ていただく。そういう中で、新しい担い手を発掘したり育成したりしていくということも大切だなと。

ただ、町の職員がそこを全部背負っていくのはちょっとしんどいので、そこのコーディネートの部分を外注させていただくということで、74万8,000円のうち33万円がそちらになります。大規模イベントの企画、開催委託が33万円。

あとは、もう一つが、地域子育てサロンのパンフレットのデザインのほうも、これまで同様に引き続き市民の方が自分たちで企画はしてもらうんですけれども、そこを多くの方に関心を持ってもらえるようなデザインのパンフレットを外注するという部分で10万円、10回分で10万円。

あとは、地域子育てサロン等の情報をインスタグラムで発信していく業務という部分で、こちらについては年間通して６万円。あとは、諸経費が19万円、今申し上げました金額を足すと68万円になるんですけれども、それに消費税を乗じた金額が74万8,00円となります。

続きまして、地域子育てサロンと子どもの居場所づくりの補助金です。こちらは予算書の130、131ページになります。

子どもの居場所づくり事業補助金と地域子育てサロン事業補助金。こちらにつきましては、これまで２年間の期間で地域子育てサロンの担い手を育ててきた、あるいは子どもの居場所づくりを実際やっていただく団体さんを探しているというか、いろいろ発掘してきた中で、いよいよ実際に自主的な活動に移行してもらう。それをサポートしていく。あるいはこれから始めようという方も応援していくと。そういった活動を持続的にやってい

ただくための補助金として、令和５年度、初めて計上させていただいたものです。

内訳につきましては、いずれも、こちらも大ざっぱで大変恐縮なんですが、１回6,000円掛ける地域子育てサロンが20回、子どもの居場所が30回を出した金額ということで。予算の積算根拠はそちらになります。

あと、対象年齢ですね。こちらは、子供の対象年齢、子どもの居場所づくりの補助対象をどういう形、補助金なので、どういった事業が補助対象になるのか、あるいはどういった団体が補助対象になるのかというところにつきましては、現在、担当内で検討しているところなんですけれども、一般的に我々が子供として捉えているのは高校生まで、18歳の一つのラインかなと考えております。

続きまして、子ども家庭総合支援事業の子どもの見守り強化事業の委託料が増になった理由ということで、こちらお弁当の配布事業が増になっております。実際には、その内容なんですけれども、お弁当の１回の配布数を今年度は50食で見ているんですけれども、それを60食に10食増やす。毎週配っているイベントなので、それで30万ほどの増になっております。

お弁当の金額なんですけれども、税込みで648円で積算しております。町内の８の事業所さんで、社会福祉協議会のほうで協力していただける事業所さんを募ってもらって、手を挙げていただいた事業所さんが輪番みたいな形でお弁当のほうを作ってくれています。お弁当の値段については、グレードアップは今のところ予定はしておりません。

続きまして、ヤングケアラーの実態調査の委託料、委託先というところで、こちらにつきましては、いわゆるリサーチ会社、調査会社というところ、やはりアンケート調査とか各種調査、分析、集計の実績がある、ヤングケアラーの調査の実績を含めて、そういった実績のある調査会社に委託を考えております。

続きまして、子育て世帯訪問支援事業の関係です。こちらにつきましては、新規事業として令和５年度174万3,000円で委託料で計上させていただいておるんですけれども、こちらは令和４年度の児童福祉法の改正で、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化を図っていこうと、支援の充実を図っていくということで位置づけられた事業でございます。先ほど申し上げましたとおり、ヤングケアラーを含めた要支援児童、あるいは要保護児童及びその保護者ということで、支援が必要なご家庭対象に家庭を訪問して、子育てに関する情報の提供とか、家事や養育に関する援助等を行うものというような形で定義されています。

援助の例としては、料理の調理、あるいは掃除とか家事とか、あと子供の送迎とかそういったことも対象として例示されております。

委託先については、現在調整中というか、なかなかできる事業所さんというのも限りがあると思うんですけれども、調整中なんですけれども、事業の趣旨を踏まえて、単純に家事支援、家事ができるというだけじゃなくて、子育てに関する相談の対応とかアドバイスを的確に行うことができる事業者を選定していく必要があるというように考えております。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

子ども家庭総合支援事業の詳しい内容について、ちょっと補足をさせていただきます。

本年度から子ども家庭総合支援拠点を設置して、実際に運営させていただいているわけですが、こ

ちらはイメージ的に虐待の対応ではないかというようなイメージがどうしてもあるんですけれども、それだけではなくて、子供の家庭の支援ですね。こちらがやはり大事な業務というふうに認識しております。子供家庭で頑張っている家庭、ただ、もしかしたら頑張り過ぎている家庭があるかもしれないというところで、こういった家庭に何らかの形で支援をしないと、そのまま課題を抱えて埋もれてしまう可能性がございます。こういった家庭に対しまして、アンテナを高く張り巡らせて情報収集を行い、アウトリーチの手法で、こちらから、大丈夫ですか、支援が必要ですかというところをアプローチしていく、こういったところが子ども家庭総合支援拠点の重要な役割だというふうに認識しておりまして、ここを強化していきたいというふうに、今後も強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

いろいろご理解をいただいているということがとても今の説明で分かりました。

再質問なんですけれども、子育てサロンの件は委託料等は承知をいたしました。

それで、先ほど対象年齢というのを伺ったのが、今までの子育てサロンというと、例えば２歳までとか、そういった区切りがあったので、それをちょっと伺ったんですけれども。やはり２歳とは区切らないで、その後もこういった、どこで子育てサロンのそういう年齢での線引きをするのかというのも、今までいろんな方にご意見を伺って出たと思うんですけれども、それの拡充というか拡大というか、そういうのがあったらいいなと私も思っていたので、そのあたりをもう一度お伺いいたします。

次に、２点目の子ども家庭総合支援事業については、お弁当の10食増やしていただくという、それぐらい必要性があるということで、お答えをいただいていることを承知いたしました。

こちらのヤングケアラーに関しては、先進的な、埼玉県でいうと入間市などは、もう条例をつくって対応していると伺っておりまして、ただ、調査をして70件ぐらいそういった対象が出てきても、実際ケアをする段階になったときには１件ほどという、そういうお話もあったので、この子育て訪問支援事業に本当は必要なんだけれどもできないという、そういうところもあるのかなという感じもいたしております。

それで、先ほど、もう一度になってしまうんですけれども、今、見守りされている方で、もうすぐに始まる方というのは、これからその内容等を検討していくとおっしゃっていたんで、今は特にはいないということでよろしいのか、最後に伺います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　主査、吉野と申します。よろしくお願いします。

居場所づくりとサロン事業の対象年齢の件で回答させていただきます。

こちらのほうなんですけれども、身近な場所で子育てサロン事業と、あと、地域のみんなで子どもたちの居場所づくり事業、２つに分かれていまして、対象年齢なんですが、先ほど18歳までということでお答えさせていただいてはいるんですけれども、子育てサロン事業のほうではゼロ歳から２歳を主に対象とさせていただいています。

子どもの居場所づくりのほうは、お弁当の配布だとかもイベントの中でさせていただいていますので、その中では18歳まで対象とさせていただい

ているので、２つの事業それぞれあるんですけれども、サロン事業は主に２歳まで、居場所づくりのほうが18歳までというくくりにさせていただいています。

サロン事業のほうなんですけれども、こちらのほうはご兄弟等いらっしゃるので、２歳までということでしてはいるんですけれども、未就学児、小学校入るまでの方だけでも受入れのほうはさせていただいて、交流だとかそういったところはさせていただくような形で対応させていただいております。

以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当の主査の清水と申します。

先ほどの子育て世帯訪問支援事業の関係につきまして、見守りされていて、今すぐ必要な方がいらっしゃるかどうかの質問についてなんですけれども、現に何件かは、それを必要とされている方がケースの中でいらっしゃいますので、準備が整い次第、保護者の方にはお声がけをさせていただこうと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か、８点ぐらいかな。

まず最初に、120ページの学童保育所運営事業、これで私たちの予算書を見ると73ページなんですけれども、総事業費として１億7,596万円、その中で町からの支出が5,144万円、その他の財源として、国から、県から、学童保育料ということが書いてあるんですけれども、この中で127ページを見ると、かえで児童クラブには3,140万円、宮代町学童保育所指定管理料として１億4,289万8,000円ということで書いてあるんですけれども、それの内訳というんですか、これは人数割なのか、全部……、ちょっと分からないんだけれども。そして、宮代の学童保育所の指定管理料の中に保育料とあれは、かえでクラブは一緒なのか、同じ保育料、１人頭幾らというのは一緒なのか。その辺のところもちょっと詳しく教えていただきたいなと思っております。

ちょっと分からないというのが、これ3,140万円といっても、国から幾ら出ているのかなというふうに、町から幾ら出ているのかなというのがちょっと分からないんでね、個別に分解して教えていただければありがたいなと思っております。

それと、この128ページになるんです、今度は。128ページのひとり親家庭の医療費ですか、ひとり親家庭の、この一番上です。ひとり親家庭の医療費支給事業なんですけれども、このことについては、ちょっと去年より指定1,044万3,000円ですか、５年度ではね。予算としては1,044万3,000円ですよね、ひとり親家庭の本年度の予算としては。昨年度の予算としては1,140万1,000円あったんですよ。その違いというのは、人数が減ったのか、それとも支給基準が変わったのか、その辺のところ、利用者数とか変わったのか、少なくなったのか、その辺のところを教えていただきたいなと思っております。支給基準がもし変わったとすれば、いつから変わったのか教えていただきたいなと思っております。

それと、同じページの(4)児童福祉対策事業、区分の12委託料なんですけれども、この子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料となっているんです。これはどこに委託するんでしょうかね。それと、委託をしなければ、このニーズがつかめないんでしょうか。今、子供の施設が2020年度で

79万人だったそうです、国の調査でね。79万幾らということを言っていましたけれども、79万人。この79万人になるのが国立社会保障・人口問題研究所で、2022年は85万人と予測していたんですよ、今までは。それが11年も早く少子化が進んでしまったと。

今、非正規雇用の拡大が結婚の邪魔になっている。理由としては賃金が安いということで言われております。安心して子供を産み育てる仕組みが大事じゃないかなというふうに私は感じているんですよ。これを委託して調べる必要があるのかという、今さら。

私は、今までの保育料の無料化や給食費の無料化、医療費の無料化、子供対象の国保の均等割などの廃止など、子育て世帯に子供を育てやすくする、そういう環境を進めることではないかなというふうに私は感じているんですよ。この調査よりはやはり実行を先にするべきじゃないかなという感じがするんですよ。これは町のほうでアンケートを取るということで、多分、アンケートだと思うんですけれども、290万も出す、だったら、その290万を有効に活用したほうがいいんじゃないかと私は感じているんですよ。意見は聞いていると思いますよ、それはいろいろと。私はそう思うんで、ぜひ町の考えをもう一度、その辺のところはどういうふうに考えているのかおっしゃってくれればありがたいと思います。

それから、132ページ、15ですか、産前産後家事・育児サービス利用支援事業です。

これ民間業者が提供する家事や育児サービス、産前産後ヘルパー等などを利用した費用の一部を助成すると書いてあるんですけれども、これは民間業者を使わなければ、例えば子供の親がそういう産前産後を見た場合、妊婦さんが子供を産んだとき、親に見てもらうのが一番安心だというふうに私は聞いています。安心して育てられる。

そういうことで、万が一、そういうヘルパーさんみたいなものを使わなければ、これは出ないのかどうか。私は、そういう両親が育ててくれる、見てもらえる条件があるんなら見てもらう。そういうところには補助が出ないのかどうか。私は必要かなという感じがしているんですよ。何も民間業者を使わなくても、それはそれで制度をつくればいいことであって、そういう制度はできないもんか、ひとつお願いします。

それから、132ページ、133ページの児童手当支給事業、２目の児童福祉費の(1)の児童手当支給事業の区分19扶助費、児童手当費、この支給時期として６月、９月、12月ですか、たしか。そういう支給時期が年に３回だというふうに決まっているんですけれども、今、大変な時期なんですよ。これは国で決めたものだと思うんですけれども、町で決めたものじゃなくて。ただ、大変だということで、毎月これを支給できないものか、こういうことはできないのかということで、町にお伺いしたいんですけれども。国の基準がこういう基準でじゃなくちゃ支給しませんよということなのか。

その辺のところの、あとそれと、これに所得制限があるということを言っているんですよ、国会でも問題になりました。子育て世帯から所得制限の撤廃を求める声がいろんなところから出ています。自民党の茂木幹事長も１月25日の衆議院の代表質問で、所得制限の撤廃を求めたということでね。あと、野党６党会派も国会内で会談して、共産党と立憲民主党、日本維新の会、れいわ新選組、社会民主党、有志の会ですか、国会内で話合いをして、児童手当の所得制限の撤廃を求めることで一致したんですよ。

このことについては、町として所得制限を撤廃することを国会に求める、国に求めることができ

ないものか。そのことをちょっとお聞きしたいと思います。どういうふうに考えるのか。

それと、132ページの３目の保育園費なんですけれども、これは137ページになりますね。137ページの区分12、一番上です。保育士派遣業務委託料ということになっています。これはどこの派遣会社に委託しているのか。それと、各保育園に何人ずつ派遣されているのか。それと、保育所の町でやっている人たちと派遣会社から派遣された、それのいざこざというのは……、いざこざというんじゃなくて、保育に関しての方針というのがちょっと衝突みたいなことがあるのかないのか。その辺のところを教えていただきたいなと思って、１つでもあれば、そのことだけでも結構です。

その派遣会社から派遣された人のほかに職員は、その職場の何％ぐらいが当たるのか、どのくらいに当たるのか。例えば10人の保育所、保育園がいたら、派遣は２人だよといったら20％でしょう。その辺のところも教えていただきたいなと思っています。これは正規の保育が何人いるかということで調べればすぐ出てくると思いますので。

あと、138ページ、(4)の国納保育所の需用費、電気料、それとみやしろ保育所の電気料がちょっと違うんだけれども、これは違いというのは、何で違うのか。みんなこれで、資料のほうで見るとＬＥＤになっているんだよ、両方ともね、100％。だから、どういうふうに何が違うのか。その辺のところ、何がかかっているのか、電気料が。お願いしたいなと思っているんですけれども。

それと、区分12の委託料ですよね。138ページの委託料の中の一番下に書いてあります第三者評価委託料、それはどういう評価、仕事内容なんでしょうかね。その辺のところを教えていただきたいと思っております。ちょっと分からない、これは。

そして最後です。138ページ、(5)です。保育所の管理事業の中で委託料。この委託料がみんな違いますね、百間保育所、姫宮保育所、本田保育所、これは人数だけの単なる、それによってみんな違うということなんでしょうか。それともほかの基準みたいなものがあって、違うということなんでしょうか。例えば障がい者を多く預かっているとか、そういうので委託料が違うんだということなんでしょうか。その辺のところ、どういうふうな決め方をしているのか教えていただければありがたいです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

まず初めにご質問いただきました学童保育所運営事業、予算書126ページ、127ページ、私たちの予算書ですと73ページです。こちらのかえで児童クラブ指定管理料と宮代町学童保育所指定管理、こちらアンフィニに委託している部分になるんですけれども、こちらの内容についてということで、お答えさせていただきます。

まず初めに、保育料は一緒なのかということなんですけれども、こちら町内の学童保育所につきましては月8,000円ということで、かえで児童クラブであろうが、ふじ児童クラブ以外のところもみんな月8,000円で同じです。

指定管理料の内訳につきましては、基本的には学童保育所なんで、人件費と施設の管理になるんですけれども、アンフィニのほう、下段の宮代町学童保育所指定管理料１億4,289万8,000円、こちらのほうにつきましては、笠原小学校のふじ児童クラブ、百間小学校のかしの木児童クラブ、東小学校のいちょうの木児童クラブ、３つの放課後児

童クラブを管理運営しておりまして、児童数がトータルで384人、支援単位数、教室の数が12ですね。それに対する指定管理料として１億4,289万8,000円です。支援単位数が12ございます。

もう一つ、かえで児童クラブの指定管理料、こちら3,140万円、こちらにつきましては、須賀小学校のかえで児童クラブ、児童数が85人で、支援単位数は３になります。３つの支援単位に対して3,140万円ということになります。

それぞれ児童１人当たりとかという形で割り戻しますと、アンフィニのほうが37万2,000円、１人当たり。１教室当たりにしますと1,190万8,000円になります。かえで児童クラブのほうが、児童１人当たりですと36万9,000円、支援単位当たりにしますと1,046万6,000円と、若干差はあるんですけれども、そのような形になります。

財源、私たちの予算書の73ページの一番上の総事業費１億7,596万円に対するその他の財源、国からで3,868万円、こちらにつきましては、国のほうから学童保育所の管理運営に対する補助金ということで、子ども・子育て支援事業費補助金というものがございまして、先ほど申し上げました教室数、支援単位と呼んでいるんですけれども、支援単位数、子供の数とかそういったものに応じて積算された補助金でございます。

続きまして……、すみません、かえで児童クラブの保育料の関係なんですけれども、昨年度までは保育料の収入をかえで児童クラブの収入という形にする利用料金制度を導入していたんですけれども、今年度から、保育料の収入については町のほうで収入するようになりましたので、その分で指定管理料……、今までは指定管理料に保育料収入を足した金額が実質的な管理運営費ということで、かえで児童クラブのほうに入っていたんですけれども、今年度からは、保育料の収入は町に入れることになったので、事業に係る経費は全額、今までは事業に係る経費から指定管理者に収入で入る保育料を差っ引いた金額を指定管理料にしていたんですけれども、今年度からは保育料の収入を町に入れるようにしたので、係る経費は全額指定管理料としてお支払いしているという形になります。

続きまして、ひとり親家庭の医療費の関係になります。

予算書の128、129ページです。

ひとり親家庭の医療費、扶助費が減っているということで、何で減っているのかというご趣旨のご質問をいただいたということで、扶助費につきましては、医療費の補助につきましては、令和５年度は1,024万5,000円、予算書で。昨年度比で97万6,000円減になっております。ひとり親家庭の数、委員会の資料の５ページで、ひとり親家庭医療費受給者の状況ということで、平成30年度から令和４年度までの数を提示させていただいているんですけれども、毎年減ってきていると。平成30年度は合計で282人だったのが令和４年度は207名になっておりますので、数自体も減っているということが１つでございます。

あとは、令和４年度、今年度の予算につきましては、今年度10月から医療費の県内現物給付化、窓口負担がなくなるというのを……、医療費の現物給付化、県内の医療機関を受診した場合には、窓口でお金を払わなくてもいいという、そういうのが去年の10月からスタートしたんですけれども、そこで医療費の請求が増えるんじゃないかということで、結構多めに見積もっていたところもあるんですけれども、そこが思ったほどではなかったというところも正直ございます。

今までは、町内は医療費負担、窓口負担がなかったんですけれども、町外だと窓口で１回お金を

払っていただいて、領収書を貼った申請書をまとめて町に出していただいて、それを後で指定の口座に振り込みするという形だったのが、県内の医療機関を受診した場合には自動的に窓口払いがなくなる、自動的に町に請求が来るようになる。これまでは医療機関を受診して窓口払いをした後に町に請求を出さなかった方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そういう方がなくなる、全部、町に請求が来るようになるということで、少し多めに見積もっていたのがそれほどでもなかったというところもございます。

いずれにしましても、ひとり親の家庭自体が減っているということでご理解いただけたらと思います。

続きまして、予算書の128、129ページの児童福祉対策事業の委託料、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料、こちらにつきまして、まずどこに委託するのかということなんですけれども、こちらにつきましては、いわゆるリサーチ会社というか調査会社、ヤングケアラーの調査と同じような形で、福祉関係の調査、あるいは計画の策定の実績のある事業者さんにお願いしていくことになるかということで想定しております。

委託しなくてもできるのではないかというお話もいただいたんですけれども、こちら子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査につきましては、第３期宮代町子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たってのニーズ調査ということで、子ども・子育て支援事業計画といいますのは、子ども・子育て支援法に基づく計画でして、それに基づいて、町民の皆さんの教育、保育、子育て支援に関する制度やサービスの現状、あるいはサービスの利用状況、あるいは今後の希望等を把握するというので、前回は現行計画に先立って平成30年度に実施しているんですけれども、就学前の児童と就学児童を足して、ゼロ歳から小学校６年生までの児童合計1,600人を対象にしたいわゆるアンケート調査を実施するものです。子供を取り巻く家庭の状況とか保護者の就労の状況、あとは保育施設とか子育て関連の施設、あるいはサービスの利用状況、あるいはこれから利用したいと思うかとか、何で利用したくないと思うかとか、そういったことも含めて様々な項目の調査をさせていただくものです。

委員さんおっしゃるとおり、こういう状況の中で、何よりも実行していくことに重きをという趣旨は十分、我々もいつも肝に銘じながら仕事を進めさせていただいているんですけれども、この計画自体は法定計画であって、定めなければならない項目というものもある程度決められていると。調査のボリュームも大きいというのがあるので、これを自前でやるというのは、ちょっときついかなと、担当しては認識しております。

続きまして、予算書の132、133ページ、(15)産前産後家事・育児サービス利用支援事業、こちらにつきましては、私たちの予算書のほうで79ページの上段、網がかかった中で、民間事業者等が提供する家事・育児支援サービスの利用料金の一部を助成しますということで、民間事業者じゃないと駄目なのかと、ご家庭のいわゆるおじいちゃん、おばあちゃんが見た場合でも利用助成の対象とすべきではないかといったご意見、ご質問をいただいたんですけれども、現時点では、民間事業者がサービスとして提供するというところを対象とするということで考えております。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

児童手当のご質問につきましてお答え申し上げます。

まず、支給時期につきまして、毎月にできないかというご質問でございますが、児童手当の制度は、委員ご承知のとおり、国がかなり細かく制度設計をしておりまして、こちらにのっとって支給事務をさせていただいておりますので、なかなか市町村の判断で毎月の支給にするということは非常に難しいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、所得制限の撤廃につきましては、こちらは、これも委員おっしゃるとおり、子育て世帯はお金がかかるものということで認識はしております。なかなか直接、こういったことを国に求めるといった機会は、ちょっと市町村の立場ではなかなかないのですけれども、受給者からのご意見等は直接やり取りしている県と共有して、いろいろなことを意見を反映させていただけるように努めてまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。

それでは、山下委員からいただきました質問について、順次お答え申し上げます。

まず、６点目に上げられました、予算書で137ページの保育士派遣業務につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、令和５年に予定しておる事業となりますので、今、この予定ということでお話しさせていただきます。

今、こちら考えております業者は、久喜市にあります有限会社のウィズさんの家事支援ですとか行っている、そちらの業者さんといますか、お願いする予定です。といいますのも、宮代町で一時保育を委託している、町で一時保育を委託しているというところがありますので、その点で、町として同じく委託をすることで、年会費のほうが町一本でできるということでお話をいただいておりますので、こちらを考えております。

各園何名ずつかということで、来年度、令和５年から延長保育、朝７時から夜７時までの12時間保育を開始するというふうになっております。そこに向けて、今、保育士の確保をしているのですが、やはりなかなか難しい状況であります。

そのときにお預かりするお子様は、大体８時半から５時ぐらいまではある程度の人数がおる状態になっています。その時間帯を正職の保育士と、あとは会計年度任用職員の保育士で、そこはきっちり固めたいところであります。そこからまた、朝は順番に登園をしてきて、夕方は順次帰っていくというところで、人数が本当に減っていくんですね。そこに対応するに当たって、本来でありましたら、私たち正職の保育士と会計年度任用職員の保育士とで一日通して見ていけるのが望ましいのですが、どうしてもそこへの対応というのが難しいことを予測いたしまして、令和５年度、保育士の派遣を予算で計上させていただきました。

各園、公立は２園あるのですが、朝の７時から９時で考えているんですが、そこが各園１人ずつ。夕方は17時から閉園の19時までの２時間ということで、予算は計上しております。こちらも毎日依頼をするというよりも、中の職員で決めるときにはもちろん中の職員で対応いたします。そちらが難しい状況、やはり研修ですとか、あとは保育士も休暇を取ったりいたしますので、そこで不足をしてしまう場合に備えて保育士派遣というものを計上させていただきました。

なかなかやはり保育士の確保というところが難

しい状況であるというところは、ご理解いただけるとありがたいです。

方針の違い、やはり自分たちの考えで行っている保育というところをどのように派遣の方にも理解していただくかというところは、もう先にその会社の方と打合せをもちろんいたしまして、あとは業務、こういうふうにやってもらいたいというところの内容もきちんとお伝えをして、保育士資格がある人を来てもらうということでは、お話はしてあります。

続きまして、質問の７番です。予算書の138ページにありますみやしろ保育園と国納保育園の需用費の電気料の違いなのですが、こちらにつきましては、みやしろ保育園のほうは隣接しております六花と電気料も案分でずっと来ております。もともと、やはりこの電気料にも差があったのですが、国納保育園のほうは単独で電気料のほうをお支払いしているのですが、もともとやはり違いありました。令和４年、始まりまして、今まで使っていた電気会社が替わるというところで、そこは役所と同じ業者なのですが、かなりそこで大きく費用が変わりました。そこからまた今年度で、役所と同じ契約でしているんですが、業者が替わって少し安定はしてきましたが、そこでかなり大きな差が開いた状況です。こちらは実績から平均を出して計上している金額となっております。

ＬＥＤは、委員さんにおっしゃっていただいたとおり両園とも100％完了はしております。

続きまして、８番目でいただきました第三者評価、国納保育園の第三者評価につきまして、お答え申し上げます。

こちら何をするものなのかということなのですが、県の監査は最低な監査を受けているのですが、そうではなくて、第三者評価機関に委託をいたしまして、中立の立場で、その業者は県の認証を受けている評価機関に依頼することになるのですが、そちらの業者による調査を第三者的に保育園を見ていただいて、書面の調査ですとか、あとは訪問調査、職員や保護者に向けたアンケート調査ということで、大きく３つ調査をされることで、保育園のこういう安心安全な場ですよというところを確証いただいたり、あとは、足りないところはこういうふうな点になるよ、ここを改善することでもっといい園になるよという指摘をいただくことになります。

こちらが県のほうで公表される結果というふうになります。令和５年度は国納保育園で上げているのですが、令和４年度、今年度はみやしろ保育園で実施いたしました。両園ともそろって二園というのではなくて、こちらが努力義務というふうになっておりますので、一園ずつ行うということで、今年度初めてみやしろ保育園を実施いたしまして、もうそろそろ結果が公表されるというふうになっております。

私からは以上になります。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時０１分

再開　午後　４時１５分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

休憩前に続き、子育て支援課の審議を続けます。

答弁から入ります。

答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

いただきました最後の質問にお答え申し上げます。

予算書138ページ、139ページ、保育所管理事業の委託料ですが、こちら民間保育所に対する委託料になりますが、その額というのは、国が定めています公定価格というもので基準が決まってきています。その基準は、各施設に在籍する子供の人数ですとか、各クラスに配置する保育士の人数によって決まってくるものです。今回の積算に関しては、令和４年度、今年度の状況を勘案しまして、各施設の委託料を積算しています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

先ほど保育士派遣のご説明の中で、延長保育に伴う時間、延長保育を開始することということで、その中で、朝７時から夜の７時までの12時間保育と申し上げたのですが、12時間保育なのではなくて、開所時間が12時間ということで、その中の標準の方も11時間の利用となります。ですが、今は７時半からなのですが、７時から預けたいという方は７時から預かって、その方は11時間となると、18時までの11時間というふうなことになります。同じくやはりお迎えが夜の７時になるという方は、11時間というふうになりますと、朝お預かりは８時ということで、訂正をさせていただきます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。山下です。

それでは、最初からやっていきたいと思います。

120ページ、私たちの予算書では73ページになります。

これは多少差があるけれども、そんなに差があるというわけじゃないんですね、問題になるほど。確かに差があるなということで見ましたけれども、ひとつよろしく、今後もそういう……

〔「主語がない」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　何じゃないよ、あんたに言っているんじゃないんだから。

要するに学童保育所の運営事業、差がないということで受け止めました。

それから、ひとり親のこれは大体基準が、対象者ということで、ここにも、参考資料にも載っていますけれども、参考資料の５ページですか。人数が減ってきているんだ、そういう説明ですよね。主にこれだということでね。分かりました。これは分かりました。

あと、ニーズ調査です、同ページ(4)の児童福祉対策事業、区分12の委託料。ニーズ調査をやるんだということを言っているんですけれども、これは担当課としてどういうニーズがあるかというのは分からないんですか、それは。担当課としては。分かると思うんですけれどもね、ある程度は。ただ、細かいやつは、この委託して調べるということなんでしょうけれども。ある程度のことは、こういうニーズがあるんじゃないかということでは、そのニーズ会社と、調査会社と相談をしてやるわけでしょう。まるっきり全部、最初から最後までお任せということじゃないんでしょう。お任せなんですか、その辺のところが。もう一度、担当課としてどうなのか。会社に任せちゃえばいいんだよという短絡的なのか、ちょっと分からないんでね。その辺のところもちょっと教えていただきたいとなと思っています。

それから、産前産後の、これは現時点では民間業者にということで言っていますけれども、やはり産前産後の一番安心なのは親なんですよ。見てもらうのは。それが一番なんですよ。それでいない場合は民間会社に頼んでいるというのが普通なんですよ。誰だってそうだよ、私だってそうだっ

たもんね、その辺のところが。親に頼んで、それで親が都合悪いとなれば、民間会社に頼んで見てもらう。

ですから、ぜひその辺のところは、そういう制度も設けるべきじゃないかなという感じはするんで、もう一度その辺のところを、将来的なことですけれども、どう考えているのかお願いします。

132ページの児童手当、これは国の制度で、町としてはできない。意見として県のほうに述べたいということを言っていました。自民党の幹事長も言っていました、所得制限の撤廃ということでね。そういうのが世論の声だと思うんですよ。ぜひその辺は、県でも結構です。強く言っていただきたい。それができるかできないか分かりませんけれども、言えるということなんですから、できますね、それは。質問です、それは。

保険業務なんですが、これ１つだけあるんですよ。民間のそういう派遣会社へ行って、夜と朝はやるんだけれども、犯罪とか、そういうのが今多発しているんでしょう。そういう安全面ではどうなのか。訳の分からない人に預けるわけですから、ずっといる人だったら分かりますよ。人数が変わってしまう、顔が変わってしまう。親御さんからしたらちょっと不安ですよね。私はその辺のところがどうするのかなという感じがするんで、少し安全のことも考えたあれをやってほしいなという感じがします。それはそれだけです。

それと、電気料のことは分かりました。結構です。

この一番最後の138ページ、どんな決め方をしているんですかといったら、これは保育の人数とか法定何とかって言っていましたね。これは、この保育所が独自に決めて、こういうふうにやるといえば変わってきてしまうんですか。それとも、町では統一してやっている、それによって、保育所によってみんな別々なあれになるんですか。ちょっと分からない、その辺のところ。委託料がどんな決め方しているのか。お答えでは法定でやっている、あと人数とか保育士の人数だとか、保育士の人数だって、じゃ５人いるところが３人にしたら少なくなるのか、多くなるのか、分からないんでね。その辺のところが、その事業者事業者によってみんな変わってくるんだけれども、それを決めているのは保育所の一つ一つの事業所で決めているのか。町としての統一があるのかどうか。その辺のところをおっしゃってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

まず、128ページ、児童福祉対策事業のニーズ調査の関係で、町の考え方をお答え申し上げたいと思います。

まず、ニーズ調査、担当課はニーズが分かっているのではということでございますが、こちらは、窓口等で対応しておりまして、窓口等でも様々なご意見をいただいておりますので、そういったところでお伺いできるニーズというのは、常日頃から把握をさせていただいているものでございます。

しかしながら、なかなか窓口に来る機会がない方とか、こういった方がどういったニーズをお持ちなのかというのが、やはりなかなか把握はできておりませんので、まずは的確にニーズを把握するために、令和５年度において調査をさせていただきまして、その後、子ども・子育て支援事業計画というものを令和６年度に策定する予定となっております。このニーズ調査を基に、結果を基に計画を策定するのですが、このときには、より効果的な施策につなげるように計画を策定していく

ということになります。

このニーズ調査委託がお任せなのかということの点についてでございますが、こちらは、細かく委託業者とやり取りを行いまして、その内容、宮代町の特性に応じてどういったことを把握したいか、また、そういったことを把握するためのどういった内容にするかというのは、こちらの町の意見も反映させて、細かく調整しながら決めていく予定でございます。

町が持っていないノウハウですね、例えば集計作業とか、クロス集計とか、こういったノウハウは委託業者にお願いして、より精度の高い結果を得たいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

ご質問ではなかったのですが、保育士派遣の安全面についてご指摘いただきましたので、現段階で考えている配置といたしましては、もちろん派遣の方だけの時間帯というのはつくりません。正職の必ず保育士と組んで、その保育に当たるというところはもう大前提としております。

なおかつ来ていただく保育士の方は、その業者にも確認したところ、その中で教育をきちんと受けた方というところで聞いておりますので、そこは安心して預けていただけるかなと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

申し訳ございません、児童手当のご質問について、ちょっと漏れておりました。順番が前後してしまいまして、申し訳ございません。

委員おっしゃるとおり、今現在の子育て中の皆様の意見とか世論とかというのは、子育て支援課、担当課でも把握しているところでございます。こういった受給者からの意見等につきましては、直接、事務のやり取り等をしている県と共有をさせていただいて、これがいろいろなところに反映していければ有効かなというふうに考えておりますので、この辺の情報共有はさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

民間保育所に支払う委託料ですが、こちらについては、その額については、町で決めておりまして、基準にのっとって決めておりまして、県独自で決まるわけではありませんので、一定の基準に従って町が支払うものになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　一番最後から、138ページの。これは町の基準で支払うということで分かりましたけれども、先ほどの回答のほうでは、法定額とかそういうの、保育士の人数とかだって言っていましたけれども、じゃ少なくても町の基準でやっていくんだ、多くても町の基準でやっていくんだという意味でよろしいんですね。

それ１点と、よろしいんですねという回答だけで、それともう１点、所得制限の撤廃の問題です。県との共有してやっていくんだと言っていますけ

れども、これ県とのそういう話合いというのは何回ぐらいやっているんでしょうか。共有する以上は細かくやっていくんだと思いますけれども、１回なんですか、それとも２回、３回、６回とか１か月に１回とか、そういうふうにやっているのか。ちょっとその辺のところがどういうふうに意見を反映している場所をつくっているのか。それだけちょっと教えていただきたいなと思っております。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

民間保育所に対する委託料ですが、一番最初に申し上げたとおり、国が決めている公定価格、その一定の基準がありまして、それに基づいて決まった額、それを町が決めて民間保育所に対して支払いますので、一定の基準に基づいて町が支払っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

児童手当の関係につきましてお答え申し上げます。

県と情報共有するのは回数があるのかということでございますが、これは特に回数、情報交換というような機会が定められているわけではございませんので、通常の業務の中で機会を得て、情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

132ページの目でいうと13の事業です。子育てのための施設等利用給付事業ということで、前年度より2,800万ほど減額になっております。これが私たちの予算書の77ページにございますが、これのことなんだろうなと思うんですが、細かいこの幼稚園と、それから認可外、この積算をお願いしたいと思います。

それから、先ほど課長がご答弁してくださいました179のニーズ調査、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査ということで、これはされるんだと思うんですが、1,600人が対象ということなんですが、委託するのでまだはっきりは分からないでしょうけれども、アンケートをした場合の回収率というか、そのパーセントというのはどのくらいを考えていらっしゃるのかどうかお伺いします。

それからもう一つは、138、139の民間保育所の管理事業のあの絡みでちょっとお伺いしますが、町立保育園はもう宮代町は早くからおむつの持ち帰りをしていただいています。今年、令和５年１月に厚労省のほうから、使用済みおむつを園で処分するように推奨しますという通達があったかと思うんですが、これに関して、民間の保育園の状況というのが、推奨に対しての、もうされているのか、その辺を確認します。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

ちょっと順番が不同になってしまうんですけれども、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の関係についてお答え申し上げます。

調査の対象につきましては、就学前児童ゼロから５歳で約800人、就学児童、小学校１年生から

６年生の保護者で800人で合計1,600人を予定しております。

前回、平成30年度にやったときの回収率についてお答えさせていただきます。就学前児童ゼロから５歳のほうが51.8%、就学児童、小学校１年生から６年生までのほうが45.9%というのが前回の回収率でございます。

来年度実施させていただくに当たっては、当然、高い回収率を目指して、高い回収率が得られやすい方法等についてもちょっと工夫しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

３点目の民間保育所のおむつの持ち帰りというところで、現在も民間保育所の中でも、もう自園で処理をしている園もございます。やはりまだ施設の環境といいますか、臭いですとか、どのように保管をしておくとか、そういうような問題もありまして、まだ保護者の方に持ち帰ってもらっている園もございます。ですが、来年、保護者の方にも説明をしながら進めていく方向であるということでは聞いております。

その補助金なんですが、設備ですね、ごみ箱ですとか、あとは回収する場所の整備ですとか、そちらが補助金の対象になるということで、各園には周知をさせていただいておりまして、このようにしたいというところまでは、今まだ把握はできていないのですが、そのように周知をしておりまして、出てきた園にはそのように対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当、松岡です。

予算書の132ページ、133ページの子育てのための施設等利用給付事業に関してですけれども、積算の内訳ですが、子育てのための施設等利用費、代理受領分というものが幼稚園の施設に対して支払うものになりますので、そこの積算が430人、町内の児童が利用するというところと、そこに単価です、２万5,700円の12か月を想定して出した額となっております。

それから、子育てのための施設等利用費、償還払い分というのがありまして、こちらが認可外保育施設ですとか、あと、町外の幼稚園に通われている方の分です。こちらが、在籍している児童数、町内に住んでいる子供の数になりますので、人数的には少ないので、実際に利用されている子供の保護者の方が請求してこられるものとなりますが、そこの分については、認可外保育施設に関しては５人を想定していまして、12か月、それから、年齢によって変わってきますので、そこが単価の高い４万2,000円の子供が５人を想定していて12か月分、単価の低い年齢の高いお子さんを８人想定していまして、それぞれ12か月掛けたもの。それから、町外の幼稚園に通われているお子さんを80人と想定しまして、それぞれ12か月分掛けた合わせた額がこの額となっております。

それともう一つの区分、過年度分というのがありますが、子育てのための利用給付というのが２年間見ておりますので、前の年にかかった分がその年度に請求があった場合はお支払いするということで、その分の積算となっておりまして、それほど数としてはないと想定はしているんですが、幼稚園の預かりの部分を３人、認可外保育施設の分を２人と想定して、各単価に12か月掛けた積算

の額がこちらとなっています。

それから、前年度との比較ですけれども、減となっている理由に関しましては、今年度の実績勘案をしておりまして、利用の人数が減っているということもあり、このように減となっているところであります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

今の子育てのための施設等利用給付事業に関して、実績で積算もお伺いしました。2,800万ですよね、予算的には。

そうしますと、お伺いしたいのは、宮東保育園ができましたよね、宮代町に。そして、実際に子供が増えたのかどうか。子供はずっと横ばいな気がするんですが、幼稚園に行く子供たち、幼児が少なくなって、これからは低年齢から保育園に行くようになって、そのまま就学前までは保育園に行くという、そういう傾向になっているのか。幼稚園に行く割合と保育園の割合というのが大体、子育て支援課として把握している割合というのを教えていただきたいなと思うのと、それから、この２つに属さない、子育て家庭何とかというほうに係りますが、就学前、どこにも行っていないというか、どこにも入っていないというところの把握というのがきちんとできるのかどうか、その辺をお伺いします。

それから、民間保育園の使用済みおむつの施設というか、用具が必要だったら、そうしたらそれは補正で上げてくださるということでよろしいのか確認します。

それから、ニーズ調査の話なんですが、半分、学校へ行っている子たちの親のほうが少なかったというのはちょっと意外だったんですが、ニーズ調査をするのは計画を立てるためであって、本当にニーズが漏れない調査をしてほしいという、私が要望なんですが、学校へ行っている、これは個人情報で、しっかりアンケートは守秘義務で、しっかりしますということで、学校から出す、そういうやり方もあるだろうし、そういう形で、50ははるかに……、60行けばね、万々歳だと思うんですが。ゼロ歳から５歳に関しては、子供の育児で大変な中に出さなきゃならないということで、今、若いお母さんたちというのは、ネットというか携帯で全部やってしまう、全てをやってしまうという、そういう時代に入ってきているので、そういうものもしっかり工夫しながら、とにかく回収率を上げてニーズをしっかり把握するという努力をしてほしいなと思います。これは要望というか、お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

最後にご質問いただきましたニーズ調査の関係なんですけれども、角野委員さんおっしゃるとおり、ニーズを漏れなく把握するための方法として、前回は無作為抽出で紙ベースでやっているんですけれども、それがいいやり方なのか、スマートフォンから回答できるようなやり方とか、そういったところも含めて、より回収率を確保できるこの実施方法をこれからちょっと研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

使用済みおむつの回収についてというところで、各園から、やはりこのように改修しましたという

ことで報告がありましたら、あるかどうかが分からないものだったので、予算は上げておりませんので、補正で対応してまいる予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁中は打合せはしないでくださいね。せっかく一生懸命答弁されていますから。

答弁を求めます……、もうないの。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

子育てのための利用給付の関係で、町内のお子様の保育園ですとか幼稚園ですとか、どちらに所属されるかというところの割合なんですけれども、保育園のほうはゼロから５歳児、就学前のお子さんが通う施設、幼稚園のほうは満２歳から通えるところ、それから就学前まで通えるところなので、お預かりする年齢区分が若干違うというところはあるんですが、大体見ますと半々というような形にはなってきます。それで、ゼロ歳と、ゼロから４月１日時点で２歳のお子様は保育園にしか行けないので、その分、しかしそれほど受入れの人数というのはないので、結局のところは半々なのかなというふうに見ております。幼稚園と保育園の割合に関しては、そのようなところになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

先ほど**角**野委員さんからご質問のありましたどこにも所属していないお子さんを把握できていますかというご質問に関してお答え申し上げます。

私たちの安心担当のほうに、未就学園児で安全確認のできていない方がいますかということで調査が毎年来るんですけれども、そのときに、幼稚園とか保育園以外にも発達児童支援施設に通ったりとか、あとはどこにも所属されていない方が何人かはおります。でも、調査の目的は、安全確認ができていないお子さんがいませんかという調査なので、安全確認はみんなできているんですけれども、すみません、正確な数字は今ちょっとデータがここにないので、今お答え申し上げられないんですけれども、何人か所属されていないお子さんもいらっしゃいます。後でお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。４点お願いします。

子育て支援課の令和５年度の取組、私たちの予算書の中です。

こども笑顔担当で、子育て支援センターで本当にすごい評判がよくて、お母さんたちは、このコロナ禍で出産をしているので、本当に支援センターも開いていない、友達もできない、子供の友達もできないという状況下で、とてもやっていただいていて、いいという声が届くんですが、お聞きするのは、今、人数制限しているので、申込みしてもすぐいっぱいになっちゃうとかあるんですけれども、何かその点、来年度、５年度はどうなっていくのか、１点、まずお聞きいたします。

それから、資料の18ページ、学童指導員の人数が２、３、４年、出ているんですが、５年度はふじ児童クラブも１つ増えましたけれども、どういう状況になっていくのか。

その前のページの辞めていく職員も結構多いので、確保できているのかお聞きいたします。

あと、３点目です。

これも資料の24ページなんですけれども、児童相談所への児童虐待申告件数と警告というのをちょっと見させていただいたんですが、前段の委員さんに説明したことにも関係あるんですが、よく事件になるときに、連絡が取れないとか、会えないとかってあるんですが、町内においては、安心担当の方が頑張ってくださっていますけれども、そういう点があるのか。そういうことがあってどうした、もしあった場合、どうされたか、そのあたり、詳しくお願いいたします。

あと、４点目は、いつも聞いているんですけれども、ＬＥＤ化なんですが、資料の26ページです。早くにみやしろ保育園と国納保育園やっていただいたんですが、アンフィニさんが今やってくださっているところと、あと学校を使っているところですね。そこのあたりはどうしていくのか。学校は、学校がこれから取り組むので、それと合わせるのか、そのあたりも分かる範囲でお願いいたします。

以上４点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　こども笑顔担当主査、吉野です。

子育て支援センターの利用状況についてお答え申し上げます。

前年同一期において比較したときに、子育て支援センターのほう、庁舎内の子育てひろばにおいては全体で11%増になっています。国納保育園内のげんきっ子においては23%増になっています。

こちらのほうなんですが、委員のおっしゃるとおり人数制限を設けていますので、実際、今現時点でお断りさせていただいているというのもあるので、受入れのほうができなくて、ちょっと利用できないという方がいるのは現状でございます。

今後、コロナのほうの流行が収まってきてはいるので、今後、近隣の状況等を見ながら、増やしていきたいなというのはあります。

支援センターのほうのイベントだとか教室において、結構予約が取れないという声は聞いていまして、指導員と保育士と相談をして、回数を増やすというようなことで対応はさせていただいているので、お断りすることは減ってきているのかなとは感じております。

なので、今後、人数制限等を急に解除するのは難しいとは思うんですけれども、徐々に増やしていきたいなとは考えております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

学童保育所の指導員の配置状況ですけれども、令和５年、ふじ第２児童クラブが新しく開設されますので、そこの指定管理、株式会社アンフィニのほうから、処遇改善の関係で、いる職員ですとかそういったところは資料として頂いておりまして、それが令和４年度中の実績になってきますので、３月に関して、４月に向けた準備として新しく採用されている指導員さんもそこにのっかってきているので、その人数からしますと、ふじ第２児童クラブの保育室、３保育室ありますけれども、その保育室をプラスした全クラス数に対する配置基準、国の基準、県の基準をクリアしているかどうかというところをこちらで見たところ、基準を満たしている人数は確保されていますので、あとは非常勤の保育士さんが時間で替わってしまうというところもあるので、その分の足りない分を今、若干募集していますというようなところは情報と

してはいただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当の清水と申します。

九山委員さんの３番目の資料24に関しまして、ケースの世帯に連絡が取れない、会えないという場合がありますかというご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

こういったケースの世帯につきましては、なかなか連絡が取れなかったりということが多々あるんですけれども、私たちの担当では、連絡が取れるまで粘り強く電話をさせていただいたり、もし電話で出なかった場合につきましては、信頼関係のおける、その世帯が信頼されている機関にお願いする場合もありますけれども、子育て支援課のほうで会えるまで対応させていただいて、安全確認をさせていただいておりますので、今まで連絡が取れなかったり、会えなかったりするケースはないです。こういった場合がもしありますと、児童相談所や警察と連携を取って対応させていただく予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

子育て支援施設のＬＥＤ化の状況についてお答え申し上げます。

委員会資料の最後のページ、26ページに現状をお示しさせていただいておるんですけれども、現在、ＬＥＤ化がなされていない学童保育、かしの木、いちょう、かえで、百間小学校、東小学校、須賀小学校、こちらにつきましては、いちょうの木の分室は除くんですけれども、学校施設内にある学童保育については、来年度、教育委員会のほうで学校のＬＥＤ化をする予定だと聞いておりますので、その中で一緒にやっていくということでお話を聞いております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

再質問いたします。

子育て支援センター、本当に人気で、皆さん、安心して預けられるし、ちょっとほっとする時間が取れるって、利用者からはやはり目がとても行き届いているというんですか、何かほっとしたりできて、とても居心地がいいという話を聞いています。

そこで、これから順次だと思うんですけれども、教室とかイベント、やはりいい企画をつくってくれているから人気があるんだと思うんです。なので、ご答弁いただいたように、回数を増やすとか、いろんな方が参加できるように、ちょっとこれからもやっていっていただきたいと思います。

やはり人気のものってどんなものか、お子さんと一緒で、何かありましたらお願いいたします。何かコンサートとかもあったと、前からもやっていただいていますけれども、あったと聞いていますので、そこをお願いいたします。

あと、学童の配置です。基準は満たしているということなんですが、今度、保健センターのところに行って、東小と同じように移動するときに連れていく、引率する指導員さんが必要だったりしますが、その辺はアンフィニさんとどのように話がなっているかお願いいたします。

あと、資料の中のやはり今年辞める職員さんがちょっと多いなと思うんですが、そのあたりの原

因、理由が分かりましたらお願いします。

あと、児童虐待のほうで、連絡が取れない場合は忍耐強く、信頼される機関でということで、分かりましたので、これからもお願いいたします。

４番目のＬＥＤ化で、学校の施設は分かったんですが、こちらのまだなかなかって、あと、ちょっとビルをお借りしているほうの保育室のＬＥＤ化はどうなるのか。結構、指定管理とかしているところは、そこがしっかりとやってくださったりもしていますけれども、何かだんだんどこも対応してきていますので、電気代も高いですし、そのあたりどう考えるかお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども笑顔担当主査（吉野美樹君）　こども笑顔担当主査、吉野です。

子育て支援センターのイベントと教室の人気についてお答えさせていただきます。

一番人気があるのは、手形でポンというイベントなんですけれども、こちらのほうは、お子さんの手形を取って、そのときの記念になるような、子供の成長が分かるようなものになるので、毎月楽しみにしていただいているイベントになります。

こちらのほうが今まで月２回で午前中の開催だったんですけれども、午後も開催するようにして、受入れの人数を増やして対応させていただいています。

あとは、支援センターのほうの対象がゼロ歳から２歳を主に対象としているというところで、町の期待どおりというか、１歳児教室、２歳児教室、こちらのほうも人気がある教室になっております。

先日、２月23日にバイオリンのほうのコンサートを行って、こちらもとても好評だったんですけれども、こちらのほうは子育て支援センターを利用していたお母様からの提案で、そちらの方が開催していただいたものになります。子育て応援隊というのもあるので、そういったところもうまく活用しながら、新しいイベントや教室を開催していけたらなと考えております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

ふじ第２児童クラブの移動に関してですけれども、同じ指定管理業者、株式会社アンフィニのほうで管理運営をしていただきますので、いちょうの木分室がありますので、そこと同じような手順で子供の移動というところにはなると思っていますので、その際には、指導員が前後について子供たちを引き連れて、学校から施設へというところになります。

基本的には第２の児童クラブには高学年がほぼ中心で入ってくると思いますので、授業の終了時刻があまり違わないようにするためにも、そういったようなことになっておりますので、そのあたりは管理会社と連携調整して、安全にできるようにしていきたいと思っております。

それから、資料のほうの16ページの保育士、学童指導員の年間退職者数のところですけれども、実際に施設にお聞きしているところ、分かる範囲にはなってしまいますが、やはりご自身の家庭の都合ですとか、そういったところ、また、異動とかいうところもありまして、退職者数がこのような状況になっております。学童に関してですけれども、もともとの指導員数が増えているというところもありますので、やはり分母が増えているというところもありますので、このような状況になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

ＬＥＤ化の関係で、いちょうの木分室のＬＥＤ化の方向性ということでお答え申し上げます。

いちょうの木分室につきましては、賃貸でお借りしている物件になります。家賃と併せて電気、水道料も一定額でというのがあるので、コスト的な部分での効果というのはなかなか、仮に町が予算を投入してＬＥＤ化を図ったとしても、それが賃料にどれだけ反映されるかというところはこれから交渉が必要になりますし、いつまでいちょうの木分室を使い続けるのかというところもまだ見えないので、投資効果というか、そういったところは検討が必要かなというのは考えております。

ただ、環境への負荷を軽減していくという、行政としてひとつスタンスを持っていかなきゃいけないというところもあるのは重々承知しております。そういったところの中で、まずビルのオーナーともうちょっと話を、ＬＥＤ化、ビルのオーナーはどう考えているのかというところも含めて検討させていただきたいというところでご理解いただけたらと思います。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

子育て支援センターの手形でポンとか、増やしていただいているようなので、今後ともよろしくお願いいたします。

学童に関しましては、以前、東小のビルを借りているほうのときに、あちらのほうはちょっと兄弟が入ったりとか、そういう考え方をしていましたけれども、今回は兄弟とかは別、保護者が迎えに来るのが２か所になりますけれども、そのあたりの考え方をもう一回お願いします。

それと、あと、退職者のほうは多分、年齢も高くなっているというのもあるのかなとは思っていますが、人数も増えていますので、理解しました。

４番の、答弁そのもので、含まれているからいいかというと、やはり環境負荷って、町の施設として使っているものだから、そこはオーナーさんとかにお話をしていただくとか、町の考え、これからの環境ね、町もしっかり考えていってもらえるようになりましたので、そのあたりお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

学童保育ふじ第２児童クラブの配置児童の関係なんですけれども、兄弟で預けていただいている場合に分かれてしまうのかと、第１と第２でというご質問なんですけれども、基本的には、先ほど松岡のほうから申し上げましたとおり、ふじ第１、今あるほうについては１、２年生、ふじ第２のほうには３、４、５、６年生ということを基本に今、指定管理者のほうで考えておるんですけれども、兄弟がいる場合は、例えば３、４、５年生に１、２年生の兄弟がいる場合は第２のほうにする、要は２か所にお迎えに行かなくていいような配慮をした配置を検討しているというように指定管理者のほうからは聞いております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

大きく４点についてご質問させていただきます。

まず、132、133ページの子育てのための施設等

利用給付事業、これは書いてありますように、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼稚園の利用等に対する給付金の支給ということで、私立幼稚園等の保育料を無償化しますということなんですが、この積算根拠と、それから、保育の必要性がある方が対象という、もちろんなんですけれども、この辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

同じ132、133ページの子ども家庭総合支援事業で、ヤングケアラー実態調査を実施されます。これも要求して、実態調査、そして把握して初めて事業となるわけなんですけれども、これについて、研修会も実施されますけれども、それと同時に保護者等に対して、もちろん子供、保護者等に対して訪問による家事や養育等の援助を行うということなんですけれども、これはどの程度を見込んでいるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、同じく132、133ページのその下の産前産後家事・育児サービス利用支援事業です。これについては、私たちの予算書にも書かれております。令和５年10月からの開始ということで、それは、利用料金の一部を助成するわけで、上限額とか利用時間、開始制限など等も考えていると思うんですけれども、それらの詳細については９月までに公表するということで、その周知期間が半年なのかなというふうに思っておりますけれども、これはそういうふうなことで進められるんだと思うんですけれども。それらについての日程的な何ていうんですかね、経過も含めて、実施に当たってのその辺の状況などについてもお尋ねしたいと思います。

それから、136、137、139ページの延長保育の開始です。これも開所時間を午前７時から午後７時に拡大、延長保育を実施するということで、これも住民の要望が通って実施されるに至ったことなんですけれども。先ほどから保育士の派遣だとかも言われておりますけれども、実際、前段の質問のところでの答弁でも分かるように、簡単にはいかないと思いますけれども、これは実際、予算上、正規職員、あるいは会計年度任用職員、そのあたりの新たな職員としての確保が必要なのか。それとも、職員、あるいは会計年度任用職員の時間延長に対するその辺の人件費との絡みもありますので、どういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　こども保育担当主査、松岡です。

予算書で言いますと132ページ、133ページ、子育てのための施設等利用給付事業に関してですけれども、こちらの積算についてですが、子育ての施設等利用費、代理受領分につきましては、私立幼稚園さんに通われているお子様の利用料に、教育部分の利用料に対する給付となっています。こちらにつきましては、保育の必要性は問わないところになりますので、利用されているお子様、皆さんの分が支給されることになります。月額２万5,700円を上限として積算、支払われますので、利用される方が幼稚園に支払うものとしては、実費でかかるバスの利用料ですとか、そういった行事費ですとか、そういったところのみになってまいります。

それから、子育てのための施設等利用費、償還払い分のほうにつきましては、幼稚園、認可外保育施設等を利用される方に関しましては、保育園の利用に関しては、保育の必要性が今度問われてきますので、月48時間の勤務条件というところが条件に入ってきます。幼稚園に関しては、通常の教育の預かり時間から勤務のご都合でお迎えの時

間が遅くなってしまうので、その延長部分を幼稚園で預かり事業というものを実施しておりまして、そこを利用される方に対して１日450円、月の上限もありますけれども、そういったところで補助をさせていただいております。そちらも利用の人数から勘案しまして、積算させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

丸藤委員さんの２番目の質問、訪問支援の積算根拠について回答させていただきたいと思います。

先ほど委員さんがお話のあったように、ヤングケアラー、それから、ヤングケアラーだけではなく、家事や育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭について、訪問して家事や育児をする事業なんですけれども、こちらにつきましては、来年度からスタートさせていただきますので、５世帯を想定しておりまして、大体、週に１回２時間の訪問で、月４回の積算で計算させていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　産前産後家事・育児サービス利用支援の関係、お答え申し上げます。

こちらの事業の実施までのスケジュール感につきましては、令和５年10月から事業実施ということで、私たちの予算書のほうにも記載させていただいております。

現在の状況なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、予算の積算根拠は36時間掛ける2,000円掛ける20人ということで予算確保していただいておりまして、それは先進事例等参考にしながら積算させていただいたんですけれども、現在、先進事例を調査したり、あとは家事・育児サービスをやっている事業所から、サービスというかニーズも含めた実態を聞き取りしたりとか、そういうことをしている状態でして、具体的な制度設計には正直まだ至っていない状況です。

なので、これから年度末、年度初め、年度前半に制度設計を組み立てていきまして、９月までには制度を確立して、こういう制度になりましたのでご利用くださいということでお知らせすると、そういったスケジュール感になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○子育て支援課主幹（吉田直子君）　主幹の吉田です。

４点目、公立保育園の延長保育開始に当たって、こちらの保育士の確保という点になるかと思うのですが、あくまでも予算で新たに上げた保育士の派遣というところは、本当に保険的な意味合いがあります。正職、会計年度任用職員の保育士で、まずは大前提、保育を行うというところで、やはりそこには人を増やすというところは大きくなっております。

令和４年度と令和５年度を比べますと、みやしろ保育園では４人多く、こちらパートであったり、みんながフルの職員ではないのですが、４名増で募集というか、考えております。国納保育園のほうでは２名増で考えております。

時間を延ばすというふうになりますと、やはり毎日、今、想定しますと、大体６通りぐらいのシフトを組んで、みんなで早番から遅番まで、７時間45分の勤務時間で回していくとなりますと、６

パターンぐらいのシフトがあるかなというふうに想定しておりまして、そういう不規則なシフトを最低限の限られた職員で回すとなりますと、やはり保育士の疲弊といいますか、そういう面も出てきますと、もしかしたらそれが出て、適切な保育というところ、当たりどころのない何かいけない行動というふうにもつながるというところは一番恐れるところですので、私たちとしては、まずは人員をきちんと確保して、保育士も休憩ですとか休暇ですとかきちんと取りながら、あとは必要な介護であったり、育児であったり、そういう時間の確保もしながら保育士を楽しく元気に勤めてもらいたいなと思っておりますので、先ほど申し上げた職員の増も求めながら、そこが埋まらない場合の保険的な意味合いとして、保育士の派遣というところで予算を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、132、133ページの子育てのための施設等利用給付事業、内容については分かりました。保育の必要性がある方が対象ということも分かりました。

ここで、やはり問題になるのは、送迎バスの関係なんですが、これはもう社会問題になって、もう既に、去年の決算のときにはまだ大丈夫だみたいなね、答弁はあったんですけれども、どこかしら不安な状況があったんですけれども、これについてはもう新年度からはきちっと対応できるものというふうに思いますが、その確認をさせていただきたいと思います。

それから、同じく132、133ページの子ども家庭総合支援事業、ヤングケアラーの関係でございますが、対象が５世帯だということで答弁がございました。

これは、特に宮代だから特別多いとか少ないというのはないと思うんですけれども、その辺の、この５世帯というのは、ほかのヤングケアラーの実態などから想定したものだというふうに思うんですけれども、そうしますと、これは町で対応するんですよね。町の職員が対応するのか、それとも専門の方に委託してやるのか、委託料ですから、これはどういうところに委託するのか。その委託先は何社かあるんでしょうか。その辺の選定はどういうふうに行われるのかお尋ねしたいと思います。すみません、ちょっと。

あと、同じく132、133ページの産前産後家事・育児サービス利用支援事業なんですけれども、具体的にはこれから制度設計に入るということなんですけれども、これについても民間事業者に頼むわけなんですけれども、これについてもどういうところ、宮代にそういう頼むような業者はあるんでしょうか。その辺についての見通しですね。ちょっと普通の何ていうんですかね、育児の家庭を対象にするというようなこととまた違うと思うんですけれども、その辺についてもどういうふうな状況になっているのか、併せてお願いしたいと思います。

それから、136から139ページのみやしろ保育所、それから国納保育所の延長保育の関係なんですけれども、そうしますと、みやしろが４人、国納が２人ということで、これはすみません、聞き漏れたのか、会計年度任用職員を初めから想定して考えているのかどうか、その辺、もう一度確認をしたいと思います。

この場合、国の処遇改善というか、民間保育所と違うから、公立なんで、そういった国からの人件費についての補助、援助、それはあるのかどうか。また、会計年度任用職員とも、正規とも違う

と思うんですけれども、その辺の処遇改善についてもお尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

まず、１点目の幼稚園の送迎バスの関係なんですけれども、問題が発生した後、国のほうで全国にある幼稚園バスの一斉調査、現地確認を行えということでありまして、埼玉県内におきましては、幼稚園については県の教育部のほうで担当しておるんですけれども、県だけでは賄い切れないということで、宮代町にある幼稚園は、町の子育て支援課のほうで確認をしてくれという依頼がありまして、私含めて担当職員で全ての幼稚園のバスの実地確認をさせていただきました。

そこで、例えばフィルムが貼ってあって中が見えなくなっていないかどうかとか、そういった基本的な項目の確認をさせていただいて、県に報告をさせていただいております。

それ以降、それを受けまして、安全対策ということで、園児の見落としというか、降車の見落としを防止するためのブザーの設置とか、そういった部分につきましては、国のほうで補助制度を用意して、県のほうを通して助成を行うというところまでは当然把握しておるんですけれども、実際に今、町内の幼稚園がその補助金をどこまで要求しているかというところまでは、町が窓口になっていないこともありまして、申し訳ないんですけれども、現時点ではそこまで把握できておりません。

続きまして、ヤングケアラー、子育て世帯訪問支援事業の委託先の関係なんですけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、単純に家事支援を行うだけではなくて、子育て世帯、支援が必要な家庭の悩みというか、状況に寄り添って必要なアドバイスを行うところも求められる業務になってきますので、そういったことができる事業所さんというのは、やはり数に限りがあるというか、そんな多いものではないと認識しております。宮代町内にあればいいんですけれども、社会福祉協議会がそういったところでやっていただけたらいいかなというのも今、担当内では考えているんですけれども、社会福祉協議会のほうでどこまで対応できるかというところについても、今、社会福祉協議会のほうで検討していただいている状況です。

産前産後の家事・育児支援のほうにつきましても同じような状況でして、実際に家事だけというところでいえばいろんな企業が今、家事支援に参入しているという話もあるんですけれども、実際、子育て世帯の家庭に入っていって、育児の支援等を含めたサービスができる事業所というと、そんなに多いものではないのかなということで、それについても、宮代町の社会福祉協議会にちょっと打診しつつ、実際にそういったベビーシッターとかホームヘルプサービス、子育て世帯向けのそういったサービスをしている事業所でちょっと声かけをして、実際の状況を把握、確認、調査させていただいているところですけれども、そんなに多くないと捉えています。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

延長保育に伴う職員の増の関係でございますが、基本的には、正規職員は実は令和４年度、募集はしたんですけれども、最初の募集では応募がなか

ったというところでございます。ただ、任期付職員を正職員に、また改めて募集して正職員として採用もしております。また、先ほど主幹のほうからご説明させていただいたとおり、会計年度職員を増やすということを、こちらを大前提で募集をしている、継続して募集をしている状況でございます。

こちらの人件費の関係、処遇改善に係る人件費の関係でございますが、こちらにつきましては、議会の中でもご説明を申し上げているところでございますが、町の職員につきましては、一般の事務職員と同じ給料表を使っております。会計年度任用職員についても同じ考え方でございますので、処遇改善を今回行うといったことは、町としては考えていない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、132、133ページの子育てのための施設等利用給付事業に関連しての私立幼稚園等の保育料無償化、それでの送迎バスの関係なんですけれども、せっかく副課長がね、全ての幼稚園を巡って確認しているのに、最後の詰めがね、どうも甘いような気がするんですよ。せっかくそれぞれね、確認をしているのに、じゃ何が必要なのかということで。私は、もう安全に勝るものはないと思うんでね、安全対策に勝るものは。だから、その点で、何をしたらいいのかということで、もう一度お願いしたいと思います。最後ですのでね。

それから、同じく132、133ページの子ども家庭総合支援事業、それと産前産後家事・育児サービス利用支援事業、これはそれぞれ社協と事業者にということなんですけれども、これは始めるんだから、時間もあるようでありませんのでね、その辺はきちっと詰めていく必要があるのかなと思いますので、せっかくね、やっていただけるし、みんなも期待をしているんでね。ぜひその点ではそういう対応をしていただきたいと。答弁はもうそれ以上ありませんのでね、ぜひお願いしたいと思います。

それから、136ページから139ページの延長保育の関係ですが、これもいろいろね、募集もして、職員を募るようにもしているんですけれども、せっかく延長保育を実施するんだといって、そういうところでできないということになると、我々からすると、残念な結果にならないように、そうするためにも、いかんせんやはりね、正職員にしても任用職員にしても安過ぎるんですよ。それはほかと比べて高いほうですよ、それはもちろん。それでも、やはり集まらないというのは、そういうところに原因があるんでね。

先ほども聞いたんですけれども、国のほうからの処遇改善というのはあるんでしょうか。民間じゃない、公立ですからね。その点はどうなのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。せっかく延長保育をやっていただける、そういう政策を出して、やるというふうに担当課では出したわけですからね。やはりそれにきちっと応えるためにもどうなのかということで、その点と、国との処遇改善ですね、どうなのか、最後にお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（田中啓之君）　副課長の田中です。

幼稚園の送迎バスの関係なんですけれども、最後の詰めをこれから早急にさせていただきます。各幼稚園の実際の現状というか、安全装置の設置状況等調査させていただきまして、もし設置予定

が芳しくない場合には、設置を働きかける等の動きもさせていただきます。調査結果については、報告させていただきます。

私のほうからは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長の横内でございます。

保育園の延長保育に伴う人件費の関係でございます。

こちらは、委員おっしゃるとおり、公立保育園につきましては、実は国等からの運営費の補助というのはないんですね。それなので、町がもう全部運営しているような形になります。やはり延長保育をするに当たっては、もう本当に保育士を増やさなくてはならないということで、今年度取り組んでまいりました。それがですね、まず正職員の募集から始まって、会計年度職員の増員ということ、こちらの募集も行っております。

これだけでは確かに、おっしゃるとおりまだ確実ではなかったので、今回、委託料を計上して、それでもやはり穴が埋まらないときは保育士を派遣していただくという策も講じて、こういった様々な策、対応を講じて延長保育の実現に向けて、今調整しているところでございます。

今、現段階の調整では、４月から時間延長を開始するということで予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。

ここで、最後の休憩をいたします。

休憩　午後　５時４０分

再開　午後　５時５２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより住民課の一般会計分についての質疑、よろしいですか、住民課の一般会計分について質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

必ず発言のときは挙手をして、委員長の許可を得てからご発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　こんばんは。

それでは、職員の紹介をさせていただきます。

私、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　いつもお世話になります。住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当主査、海老原と申します。よろしくお願いいたします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（加藤智浩君）　住民課年金担当主査の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いいたします。

小さな質問で申し訳ないんですけれども、３点ほど質問させていただきます。

まず１問目なんですが、予算書102から103ページで、私たちの予算書では45から46ページになります。

戸籍住民基本台帳管理事業ということで、マイナンバーカード作成の受付及びマイナンバーカードの休日交付を実施というふうになっております。１つとして、どのような体制になっているのかをお聞きいたします。

それから、２問目なんですけれども、これは一応、私たちの予算書のほうの45ページに載っているんですけれども、本籍地以外での市町村でも戸籍証明書等の請求が可能となるよう準備を進めるとなっております。この準備の内容を伺います。

それから、３問目になるんですけれども、こちらのほうは、私たちの予算書の45ページのほうになるんですけれども、おくやみハンドブックの発行、配布の実施とあります。これはどのようなものなのか、また、配布方法はどのようになっているかをお聞きいたします。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当主査、海老原と申します。

お答え申し上げます。

まず１点目のマイナンバーカードの休日交付の体制でございますけれども、こちらは原則月に１回、第４日曜日とさせていただいているんですが、そちらの午前中、お電話でご予約をいただきまして、30分刻みで午前９時から12時までの間でマイナンバーカードを交付するご予約を取っていただいております。ここ数か月は大変カードの申請をされる方も多く、お受け取りの方も多いので、月に２回ほど、第２日曜日、土曜日にするケースもあったんですけれども、土曜日はちょっとあまりご予約が入らないというところがありまして、基本的には日曜日を２回ほど、ここ数か月は月２回という体制でやっております。原則としては月１回でお電話で予約を受け付けて交付しているという形になります。

続きまして、２点目の本籍地以外の市町村で戸籍を取れるような準備ということなんですけれども、こちらは、戸籍のシステムのほうを改修いたしまして、全国どこの自治体でも、本籍地以外の自治体でも戸籍の申請をされますと、そのシステムを通じまして、副本というものが全国のところに、そのＰＤＦ、画像のファイルとしてその謄本が１か所に集まっておりまして、そこを通しまして、どこの自治体からもご自身の戸籍が取れるようになるというものでございまして、そのためのシステム改修等の準備を行うというところでございます。

続きまして、３点目のおくやみハンドブックですけれども、こちらにつきましては、今までうちの町のほう、ちょっと１枚ぺらの紙でご遺族の方へということで、亡くなられた後のお手続、どのような課でどのような内容があるかというようなものをちょっと１枚の紙でお渡ししていたところだったんですけれども、こちらは基本的に業者が死亡届を役場のほうに提出に来たときに、その業者さんにご遺族の方に渡してくださいという形でお渡ししていたものなんですが、それをもうちょっと詳しい内容ということで、ハンドブック的なものにしまして、庁舎内での手続だけではなくて、それ以外の民間での手続とか、そういったものも、こういったものがありますよというような、亡くなられた後にご遺族の方がいろいろお手続を取っていただくような、こういう場合にはここにご連

絡くださいとかいうようなものを１冊の本にまとめたようなものを作成しまして、配布の方法としましては今までの１枚ぺらのご遺族の方へというのと同じように基本的には業者の方に、死亡届が出てきたときにお渡しさせていただいて、ご遺族の方にお渡しくださいということで、お渡しさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。

休日交付って本当にありがたいんですよね。私も前、仕事をしているときに、前のほうのナンバーがありましたよね。あれを出張が多かったので、家に帰ることがなかったときに、結局その期日が過ぎて、郵便局へ行ったんですけれども、郵便局もまた町のほうに返してしまったという、とても手間がかかって腹が立ったというか、そういうことがあったんですけれども。何で休日にやってくれないんだという、そういう思いでした。

今回こういう形で休日もやっていただいているというのは本当にありがたいと思います。本当に日曜日しか休めないとか、土日しか休めないという方には、本当にありがたいと思います。

こちらのほうの周知のほうは十分にできているかどうかを再質問させていただきたいと思いますが、あわせて、先ほど月１回の第４日曜と言っていましたけれども、中には月２回も考えていらっしゃるということでしたので、これは大体何か月ぐらい考えられているかということも併せてお伺いいたします。

２番目の本籍地ということで、こちらのほうは６年度の実施ということなんですけれども、６年度の何月から実施の予定になっているかをお聞きいたします。

それとあと、３つ目のおくやみハンドブック、これもやはりいざというとき何をしていいか分からないという方にしてみたら、本当にありがたいことだと思うんですけれども、これで、一応もうこれを作ったことによって、どのような効果が、実績ができたのかというか、また、新年度もさらにパワーアップできるのかなということをお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当主査、海老原と申します。

お答え申し上げます。

まず１点目の休日交付につきまして、十分に周知できているかどうかという点でございますけれども、こちらは一応、毎月広報に休日交付、何月何日に実施しますということと、あとホームページでも公開しております。

そちらで何か月ぐらい、月２回を考えているかということにつきましては、今のところマイナポイントの関係でかなり多くの方が申請をされていますので、その関係でどうしても、恐らく受け取りの方も相当増えるのではないかと考えられますので、少なくともポイントのある５月ぐらいまでは月２回ぐらいでやれたらと考えているところでございます。

続きまして、ちょっと２点目は……、じゃ３点目、先にちょっとご説明させていただきます。

おくやみハンドブックについての効果の実績ということですけれども、一応こちらについては、今まさに構成といいますか、各課に照会をかけまして、そのハンドブックの内容を詰めているところでございまして、実際にこの配布をする予定が今年の６月からになります。なので、もうちょっ

とまだ、そちらの内容を今詰めているというところでございまして、それはまだ、実績についてはまだお話しできないんですけれども。ということで、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（中村佐登志君）　戸籍住民担当主幹、中村でございます。

今、２点目の再質問につきまして、ご回答させていただきます。

こちらのほうの改修によりまして、いつから本籍の分のがどちらの自治体でも取れるかということでございますが、それは現在のところ、スタートが全自治体一斉ということではなくて、国のほうでも順番に行うというか、それでまだ宮代町はいつということは通知は来てございません。やはりセキュリティーの問題、特に今回、こちらのどちらの自治体からも取れるということで、セキュリティーを高くしようということで、いわゆる通常ですと、今までの町の戸籍のほうでは、それぞれの入力担当者のパスワード管理だけだったものを、ほかの自治体様の戸籍を見に行くということで、いわゆる生体認証、恐らく静脈認証で読み取って本人確認、パスワードと一緒にすると、二要素認証をするという形で進むということになっておりますので、それの準備が整い次第、順番に国のほうから指示がありまして、行うということで。あわせまして、こちらのほう、今まで戸籍のお届けの様子というのは、必ず受けた自治体から各関係自治体様に、原本は本籍地、残りのところにはコピーでお送りするということを取っておったんですが、こちらの改正によりまして、そちらのほうも、いわゆるスキャナーで読み取って伝送するという形に変更になってきまして、届出書の本物は受け付けたところが保管するというふうに変更にもなっていくところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。ＰＤＦの書類として印刷をするという感じみたいですので。

私も昔、本籍地が熊本だったんです。いざというときに熊本のほうに郵送して、切手も入れてやっていて、時間がかかったという、そういうことがあったので、早く進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。１点です。

住民課の令和５年度の取組の中で、私たちの予算書の45ページです。懇切丁寧な窓口というのを心がけていただいています。それはもう本当に町民の方からも、私も用事があって行くときに見ていると、本当にとても丁寧で助かっています。

それで、その中で、今、前段の委員さんでも質問がありましたおくやみハンドブックです。ありがとうございます。この中で、これから６月ということなんですが、ちょっと考えている大きさとか、あと、葬儀会社が来たときに配布するということなんですけれども、例えば、できてからの話なんですけれども、それを持って窓口とかに来た場合、やはりちょっと高齢の方で配慮での方の場合は、職員さんがそれを持ちながら案内するとか、その辺も考えているのか、どうするのかお聞きします。

それで、私もこの前並んだときに、すごい人数がたくさんいたんですけれども……、取りあえずそれをお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当、海老原と申します。

お答え申し上げます。

規格なんですけれども、基本的にＡ４サイズで二十数ページぐらいのものを想定しております。こちらについて、ご遺族の方が窓口に訪れた場合ということなんですけれども、今もご遺族の方へという紙をお持ちいただいて、窓口に訪れた場合には、そちらで該当する箇所をお聞きしまして、町内での手続にはなりますけれども、そちらの該当する部署に移動届と言いまして、そちらで処理するためのものをお渡しさせていただいて、このナンバーの窓口においでになってくださいという形でご案内させていただいているところでございます。

基本的には同じような形で、おくやみハンドブックをお持ちいただいた方につきましても、こちらの町の中で該当する箇所にナンバーの窓口においでになってくださいということでご案内をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

Ａ４サイズで二十数ページって、結構しっかりとされています。

それで、今、健康介護とかも出ているもので、文字が誰にも優しいものというもの、結構、福祉課とか使っていますけれども、そういうあたりも特に配慮してやっていただけるのかお聞きします。

それと、ちょっと要望なんですけれども、窓口の何番さんって取りますよね。あの数字がちょっと小さくて、すごい混んでいて、後ろの方が分からないと、職員さんがすぐ出てきて何番さんと呼んでくださるんですけれども、しっかり座って順番待ちをしてみると、結構、皆さん分からないって、分かりましたと言ったら、分からないというんですね。だから、そういうところをもっと大きくするとか、ちょっともう１か所後ろのほうにつけるとか。何かやはり住民課さんは本当に懇切丁寧な窓口というのを町民の方から聞いているので、そのあたりも取組としてやっていかれるのであれば、その辺もお願いしたいと思いますので、ちょっと利用者の立場になって座ってみていただくとか、お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○戸籍住民担当主査（海老原剛章君）　戸籍住民担当、海老原と申します。

お答え申し上げます。

文字が誰にも優しい文字ということなんですけれども、まさに今、その冊子を作っているところでございますので、その辺につきましては、業者のほうとも連絡を取りまして、検討させていただきたいと思います。

窓口の発券機につきましては、ちょっと現状、あちらの仕様、あの機械をいじってちょっと字を大きくしたりとかというのは難しいところですので、また機械の入替え等がもしあるようであれば、さらにもう一つ画面を設けるとか、もっと大きな字にすることができないかとかいうところも含めまして、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　102ページから103ページ、戸籍住民基本台帳で、戸籍住民台帳の中のマイナンバーカードということなんですけれども、今この資料の10ページを見ますと、67％の方に交付を

したということで、新たに申請したということなんですけれども。これについて、宮代町の商店とか末端で利用するんですけれども、普及率はいいんですけれども、利用するのにどのくらいの宮代町で利用できるのか。その辺のところも分かれば。銀行とかそういうところは利用できると思うんですけれども、例えば小さな商店では使えないと思うんですよ、まだ。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　６時１１分

再開　午後　６時１２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（山下秋夫君）　どのくらい町で使えるのかどうか、どういうところで使えるのかどうか。

それと、116ページ、これ資料では20ページ、21ページ、国民健康保険特別会計繰出事業……

〔発言する人あり〕

○委員（山下秋夫君）　いいんでしょう、繰り出しだから。これ入っているんでしょう、よく見てよな。何考えてんだ、ちょっと。いつも言っているから……

令和３年度では３億3,700万円、令和４年度では２億8,715万円、そして令和５年度では２億5,295万円と予算が毎年下がっています。だけれども、資料20、21ページを見ていただきたいんですけれども、国保税の軽減、減免の状況を見ると、2,467人がやって、この加入者の37.29％が、これが加入者の統計の仕方なんですけれども、ここに、その脇、19ページに載っている合計をすると6,615人、ほかのこの被保険者分布図を見ると、6,808人なんですけれども、ちょっとその辺のところが、統計の仕方が分からないんだけれども、どうやって統計するのか。分からないんですけれども、この脇の分布図を見ると、保険者数を見ると、37.29％とか減免していると。そして、そういう状況で、あと、21ページの６番の国保税の未収、滞納、収納の状況を見ると、滞納者が674人、全体の10.18％になります。そういうことで、払えない人がかなり出てきている。また、これでは書いていないんですけれども、滞納だけじゃなくて、分納で納めている人もいると思うんですよね。そのデータは全然出ていないんですけれども、そういうのを合わせたらかなりの人が今、国民健康保険を払えない状態になっている。私はそういうふうに感じているんですよ。

町のほうとしては、そういう払えない人が多くなってきているのに、繰り出し事業が下がってきている。その現実をどういうふうに見るのか、これはなぜ払えないのか、なぜ下げてきたのか。その辺の現状を町としてはどういうふうに、担当としてはどういうふうに考えているのか、ひとつ、その辺の答えをお願いします。

あとは簡単なやつなんですけれども、資料は31ページ、この予算書では124、125ページなんですけれども、後期高齢者特別会計繰り出し事業です。

これ多分ですけれども、これは国民健康保険加入者から後期高齢者に移動したんだと思いますけれども、ちょっと少なくなってきているかなと思って、どのくらいの人が後期高齢者のほうに、今年のあれでいいです、移動したのか。何名ぐらいが移動したということで。分かりますか、それ。それで、あれが減っているんだということなんだと思うんですけれども、その辺のところの関係を教えていただければありがたいです。

それから、この資料の37ページなんですけれども、国民年金関連ということで書いてあるんですけれども、国民年金の平均の受給金額、１人平均

金額６万7,267万2,546円と書いてあるんですけれども、これは年ですよね、年これだけだということですよね。それを12で割れば毎月のやつが出てくるわけですよね。幾らになるのかな、まだ計算していないけれども。５万幾らだと思うんだよね。やはりこれだけの金額で生活していくというのは、私は無理があるんじゃないかなと思うんだよね。健康保険を上げるとか何とかってまた言っていますけれども、これは払えない人が続出してくる、私は感じるんですよ。だから、健康保険とかそういうのは上げるべきじゃないかな。繰り出しを多くしなくちゃ駄目だということなんですよ、私が考えているのは。そういう意味で。それは、町の担当者もどういうふうに考えているのか。町としてどういうふうに考えているのか。先ほどと同じですけれどもね、それは。

それとあとは148、149の後期高齢者健康診査事業。この検査項目で、３年間ぐらいで変更したやつがあるのかどうか。あったら、その変更した部分だけでも結構です。

それと、この受診した人で発見された病気なんか、主に３つぐらいでいいです。あるのかどうか。

それと、150、151ページです。

後期高齢者の疾病予防事業、総合健診受診補助金ですが、どんな内容の受診が多かったのか、それも３つぐらい出していただければありがたいです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

私のほうから、１問目のマイナンバーカードで町のサービスで使えるものはというご質問かと思いますけれども、今のところ、これ町というわけではないんですけれども、宮代町はコンビニ交付をやっておりまして、コンビニ交付は町としてできるようになっております。

それ以外は、特に宮代町だからというものはないんですけれども、皆さんもご承知のとおりに、来年の秋から健康保険証との一体化、それからその先には免許証の一体化とかあります。先ほどの戸籍の情報連携も、これも実はマイナンバーカードを使って行うものでございまして、これから徐々にマイナンバーカードの利用拡大が進むというふうに思っております。

今、国会のほうで法案の改正を進めておりまして、それが通ればかなり、ここで一気に利用の拡大が進むというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

予算書116ページ、117ページの国民健康保険特別会計繰出事業の関係でお答えします。

前年度と比べまして3,415万4,000円減額になっております。これにつきましては、予算上の数字で、去年と比べまして、税のほうで1,000万円ほど増えていることと、あとは納付金のほうが3,600万円ほど、県に対する納付金が減っているということで、このような数字になっております。

ちなみに委員会資料のほうでお尋ねいただいた19ページについては、１月末現在の数字、20ページの５番の国保税の軽減の(1)の世帯数については10月の数字ということで、若干、軽減数については県に報告する数字なので、３か月ほどずれているということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、予算書の124、125、後期高齢者医療特別会計繰出事業、(2)でございます。

国保のほうから後期高齢者のほうに異動されている方については、毎月月報を取っているわけですけれども、１月については52名ほどが国保から後期のほうに移動されているところです。

３番目、予算書148、149、(8)後期高齢者健康診査事業、検査項目については、特に昨年度と変更はありません。病名については、今ちょっと手元にないんで、お伝えすることができないんですが、コレステロール値とか高い方については保健指導のほうに移っていただくということで、従来の検査項目から変更はございませんので、よろしくお願いします。

最後に、予算書150、151ページ、(9)後期高齢者疾病予防事業、こちらにつきましては、人間ドックに対する補助ということで、昨年度に比べて81万円ほど増えております。人間ドックは今まで予算上111件予算を盛っていたのが、今年度30件増やしまして141件支給をさせていただくような体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

担当主査。

○年金担当主査（加藤智浩君）　年金担当主査の加藤と申します。

私のほうから、資料37ページ、国民年金関連の部分でのご質問についてお答えさせていただきます。

ご質問にありました老齢給付、３年度の１人当たりの平均年金額67万2,546円でございますが、平均年金額と申し上げましたとおり、こちらが年額になります。これを単純に12か月で割り返しますと、おおよそ５万6,000円程度になりますが、こちらの平均の方法ですね、３月末現在で、その年度に頂いた年金額を受給している国民年金受給者数で単純平均しているものでございます。なので、年度中に65歳になられた方、大げさに言ってしまうと、３月に65歳になられた方は、その年度５万円、もしくは満額であったとしても６万5,000円ぐらいしか頂いておりません。なので、単純に12で割り返した数字が一人ひとり頂いている年金額の平均額かと言われますと、ちょっと疑問が残るかなというような形がございます。

もちろん委員おっしゃられますとおり、もともと年間でもらっている方、満額の77万7,800円、これが令和４年度の数字になっておりますけれども、この額を頂いている方から最低基準である10年分、120か月しか頂いていない方というのが年額でおおよそ20万弱になっておりますので、そういった方たちもいることから、もちろん少ない方というのは、月額にしますと非常に少なく、１万6,000円というのが最低の金額となっておりますので、そういった意味ではなかなか国民年金だけでは老後の生活をするのには難しいというのは、ご意見のとおりでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、単純な割り返しでは、ちょっと現実の状態とは乖離する状況も見られますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　マイナンバーカードなんですけれども、宮代では現在、コンビニで交付の利用とかそういうのに使っている。そのほかにはまだやっていないということで、これから健康保険だとか免許証だとか、利用が拡大していくだろうということなんですけれども、やはり拡大する、国とかそういうところが言っているのは、個人事業主のところに、例えば法人が頼んだ場合、それが使えるのかなというふうに、今後のことでね。それがちょっと、また個人事業主もそういう利用

しなければお客さんがつかないというふうに私は感じているんですよ。いろいろな情報はありますよ、それは。そういう大きなところで、役場のマイナンバーだとか健康保険とかそういうのを使うという、個人事業主はそういうのはありませんけれども。将来的にはそっちまでやっていくというふうな感じで言っています。ただ、それが使えるかどうかというのは、やはりお互いに持っていないと使えないということで、そういうことであれば、やはり小さなところが潰れていくんじゃないかという心配事もあります。

私は、そういうんじゃなくて、これは国でやっていることだから、町には関係ないということで言いたいのかもしれないですけれども、やはりこれは利用する、利用される方がいるわけですから。お互いにこれはプラスにならないと、大きなところはいいですよ、コンビニだとかそういうところはできますから。いろんなカードが入ってね、それを入れればすぐにぽんと町と連絡できるとか、住民票なんかそうですよね。そういうのはできますけれども。今後拡大していった場合、お互いの利用価値を……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、質問に入ってください。

○委員（山下秋夫君）　それを町としてはどのように、国との関係がありますけれども、設備を末端まで広げても入れるのかどうか。その辺のところをどういうふうに考えているのか。

それと、国民健康保険５万6,000円、単純には言えないということを言っているんですけれども、ただ、そんなに変わりはしないんですよ、やったとしても。もともと国民健康保険に入っている加入者のあれが低いですからね。幾ら平均で割ったとしても、それはそんなに変わらない。だから、そういう状況の中で、繰出金を下げるということは、私はもう国民に生活は諦めろと言っているような感じがしないでもないんですよ。これは国や県は、あと、町の自治体から収入を、繰入金を少なくしろと言っているかもしれないけれども、町独自の考えでこれはやるべきじゃないかなという感じ。皆さん払えなくなって、みんな大変なことになりますよ。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、単純平均の話で答弁があったのは国民年金ですよ。

○委員（山下秋夫君）　国民年金、すみません。国民年金では生活できない。健康保険だよ、健康保険。それは別の問題だから、国民年金は。国民健康保険に対してね、５万6,000円……、一般会計、すみません。繰入金を、私は国民健康保険でも多くすべきじゃないかなというふうに感じがするんですよ。低くするんじゃなくてね。

今、繰入金が今度５年度では２億5,299万円ですから、やはり繰入れを、滞納者もこれだけいるということでね。でも、これは分納で納めている人はどのくらいいるんですか。滞納者は書いてあるんだけれども、分納とかそういうので書いていないでしょう。それを合わせたら物すごく、もうちょっと高くなるというふうな感じが……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、一問一答じゃないですから、全部質問をはっきり述べてください。

○委員（山下秋夫君）　だから、分納で納めている人はどのくらいですか。それと、滞納者を合わせてどのくらいになるのかお願いします。

国民健康保険加入者が後期高齢者に異動した52名ですか、それは分かりました。国民健康保険から後期高齢者医療に52名が異動したんだよ。だけれども、それは、国民健康保険は人数が少なくなって、後期高齢者が増えたと、そういう状況だということで、そういうふうに受け止めてよろしい

んですね。１月で、１月の統計としては。１月の統計としては52名増えて、これもまたあれなんですけれども……

○委員長（西村茂久君）　山下委員、言いますけれども、全部質問をやって、答弁があって、それに対してまた質問していただければいいんで。

○委員（山下秋夫君）　52名が、じゃ要するに移動した。国民健康保険は52名、統計としては１月末ですけれども、少なくなって後期高齢者が増えた、了解しました。

それと、国民年金は先ほど５万6,000円と言いましたよね、それは単純には言えないけれども。健康保険と同じで、私はこれちょっと少な過ぎるという感じがしますよ。だから、これ本当、町で責任だって言っているわけじゃないですよ。ただ、各種税金を納められない人が増えるんだということですよ、これだけの、現実的には。最初に言ったとおり、国民健康保険が払えない人がこれだけ出てきている。

そのほかにも出てきていると思うんですけれども、その辺のところのこの住民課で把握しているところというのはあるんですか。これだけ減って、払えない人が増えてきたというのは。住民課で把握しているところの中で。もしあれば出していただきたいなと思っています。

あとは分かりました。変化はないということでね。病気なんかもここではちょっと言えないということでは、分かりました。

人間ドックだけが81万円、141件ですか、増やしたということで、それは分かりました。ぜひ人間ドック、皆さん、健康、年取ったということ、大変な、自分でも分からない病気もありますからね、特に膵臓とかそういうところは分からないというのがありますから。人間ドックじゃなくちゃ分からないというのもありますので、ぜひ強めていってほしいなという感じはします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

１問目のマイナンバーカードのご質問にお答えしたいと思います。

マイナンバーカードを使って町にどれぐらい効果をもたらすことかというような質問かと思いますけれども、現在は国の施策を中心にマイナンバーカードを使っているんですけれども、実はこれは各自治体で独自のサービスを構築して使うことも可能でございます。例えばある企業さんですと、職員証として使っているところもありますし、あと、市内の交通網、バスとかタクシーとかにマイナンバーカードを読み取る装置があって、それで読み取って使うようなサービスをやっている市町村もございまして、宮代町はまだそこまでいっていませんで、来年度、デジタル推進計画というのを企画のほうで予算計上しているかと思いますけれども、そちらの計画のほうで具体的にマイナンバーカードの普及、利用については、今後位置づけていくようになるかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

国民健康保険の滞納者、分納者の数というお尋ねでございますけれども、国民健康保険税については、年間９期で分けて納付いただいております。納期に遅れた分については滞納ということで、この数字がほぼほぼ滞納、納め忘れ、お納めできない方の人数ということでご理解いただきたいと思

います。

また、低所得者の方が多い、現在物価高ということで、今年度の税制改正の中で軽減判定基準額のほうの引上げも国のほうで今、国会で今後審議されるということで、そういったところでもいろいろ国のほうでも考えているということで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で住民課の一般会計分の質疑を終了いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月10日金曜日、午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。お疲れさまでした。

延会　午後　６時３６分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九　山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　　長	新　井　康　之　君	副　町　長	渋　谷　龍　弘　君
健康介護課長	井　上　正　己　君	健康介護課副課長	稲　宮　辰　男　君
健康増進室長	竹　花　　治　君	健康介護課主幹	山　﨑　　貴　君
健康介護課主幹	村　山　善　博　君	健康介護課主幹	小　林　和　政　君
産業観光課長	小　川　英一郎　君	産業観光課副課長	榎　本　恭　一　君
産業観光課主幹	鈴　木　　功　君	産業観光課主幹	山　内　一　生　君
農地調整担当主査	鷺　谷　栄　一　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野　口　幹　雄	主　　幹	青　木　　豊

開会　午前１０時０２分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより３月８日に引き続きまして、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１３号の審査（健康介護課・産業観光課）

○委員長（西村茂久君）　本日は議案第13号の令和５年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、産業観光課分の順に質疑を行います。

これより健康介護課の一般会計分についての質疑に入ります。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてからご発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　おはようございます。健康介護課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、自己紹介で行います。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　おはようございます。健康介護課副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　おはようございます。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（小林和政君）　おはようございます。健康介護課で介護保険の担当主幹をしている小林です。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　おはようございます。健康介護課健康増進室の主幹の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○健康介護課主幹（村山善博君）　おはようございます。健康介護課主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いをいたします。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。泉でございます。

３点ほど質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、１点目なんですが、予算書の146、147ページ、私たちの予算書では83、84ページになります。

母子保健事業で、この中で、子育て世代包括支援センターということで86万円の予算がついているわけなんですけれども、こちらのほうは妊産婦、乳幼児の状況を継続的・包括的に把握して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するということになっております。

こちらのほう保健センターと子育て広場のほうの連携ということで、その子育て支援機関や医療機関と連絡を取り合うという形になっておりますが、まず、今年度の実績はどのようであったのか、また、新年度の見込みはどういうふうになっているかお聞きいたします。

２点目になります。

予算書の148、149ページで、私たちの予算書では86ページになります。

健康教育事業ということで、健康マイレージ事業469万円についてお伺いするんですけれども、

こちらのほうは県のほうの事業と一緒に行っているとは思うんですけれども、町としては、一定歩数到達者に得点を進呈ということで、年に２回やられていると思うんですけれども、今年度の利用者の状況、教えていただきたいと思います。どのぐらい増加されたのかということです。

３点目になりますが、これ、聞こうと思っていたのが、新型コロナウイルスワクチン接種の件だったんですね。先ほど説明をいただきましたので、こちらのほうは５月８日から厚労省のほうから65歳以上の高齢者、または基礎疾患をお持ちの方、こちらの接種をされるということになっているみたいなんですが、５月から12月に、何か年に２回接種を行うという形になっております。

もう一つ、若い方たち、12歳以上のほうでは、今回５月７日で終わるということで、その後９月から12月に再開して、これは原則で年１回になるようになるみたいなんですが、これについてスケジュール聞こうと思ったんですが、先ほどスケジュールお聞きいたしましたので、こちらのほうは厚労省のほうでは、2024年３月まで臨時接種として１年間延長するということで、その後自己負担が生じる可能性がある定期接種への移行を検討しているということなんですね。それなので、これが有料になってくると、このワクチン接種を受ける方が減ってくると思いますので、それ以前に今回のワクチン接種をより多くの方に受けていただいたほうがいいと思いますけれども、その点について、町の考えをお聞きいたします。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、子育て世帯包括支援センターの利用状況というところでございますけれども、昨年度、令和３年度になりますけれども、実際に来ていただいた方々が322名というところでございます。

今年度のちょっとデータが古いんですけれども、７月末の時点での利用者数ですけれども、85名ということになっております。

来年度ですけれども、母子手帳等の交付の時点で結構来ていただいたりとかしている方々もいらっしゃいますので、恐らく人数的には300名ぐらいは来ていただけるのではないかなと見込んでいるところでございます。

続きまして、健康教育、マイレージのところだったかと思います。マイレージにつきましてですけれども、参加者の利用状況でございます。単年で、今年度だけどれぐらい増えたかというところまでは、大変申し訳ございません、今の時点で数値を持っていないんですけれども、４年の12月末現在で男性の方々の参加者が1,560名、女性が2,348名、合計3,908名の方々に参加していただいている状況でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（村山善博君）　主幹の村山と申します。

私のほうからは、３点目のワクチン接種に関してちょっとお話ししたいと思います。

今、委員さんご指摘のとおり、来年度は２回、春と秋やるというところで、その次の年度からは、有料化というところも検討されているという情報は聞いておりますけれども、町としましては、きちんとこの５月８日から始まる春接種、あとは９月から始まる秋接種については、対象の方にきちんとお知らせをして、特に高齢者の方とか基礎疾

患を持っている方については、きちんと町のほうでご案内できるようにしていきたいと考えております。ぜひ皆さんには受けてほしいというところで、町としても最大限努力していくつもりでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほど令和４年の７月末で85名という数字を言われたんですけれども、随分と少ないなという感じがしたんですが、５年度に関しましては300名の予定ということで、この４年度だけ何かすごく少ないのはなぜなのかなと思ったんですけれども、今回の予算なんですけれども、83ページを見ますと、例えば親子教室のほうでは大体昨年は596万円だったのが457万円で、妊婦健康診査でこちらが、これは同じ同額ですね。あと、子育て世帯包括支援センターの事業だと、昨年は107万円だったのが86万円、あと、その他の経費も40だったのが33万、この心理相談、言葉の相談は156万円から234万円まで増えているわけなんですけれども、やはり国全体でこういう包括的な支援を強化していこうという中で、予算が減額になっているというのはどういうことなのかをお聞きいたします。

それから、健康マイレージのほうなんですけれども、こちらのほうで２か月になっていますよね。それを参加者を増やすためにももう１か月増やして３か月にするとか、何かそういうことが行われたらいいんじゃないかなという気がしているんですけれども、それとあと、予算書の中でウオーキングイベント入園料というのが、今回１万7,000円ですね、これが入っているんですけれども、これがどういうものなのかもお聞きいたします。

最後です。３問目は、よく分かりました。

２点だけよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　主幹の山﨑です。

母子保健事業、事業全体で89万円の減額となっております。こちら一番大きいものは、令和４年度に購入いたしましたスポットビジョンスクリーナー、これが178万円の予算がなくなったことによるものです。

逆に増額したものは、言語聴覚士の謝礼、臨床心理士の謝礼を１回２万円から３万円に上げております。これは近隣自治体と同額に合わせたものになります。

あと、新規に理学療法士の謝礼を健康相談日の、各月になるんですけれども、年６回半日分を計上しております。近隣自治体では、この理学療法士は宮代町だけがいない状況でしたので、専門知識を持った理学療法士をお願いするものになります。

それと、新たに英語版の母子手帳の購入、それと、点字版の母子手帳の購入、あと視覚障害のある方用のマルチメディアデイジー版セットを購入するものになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

教育事業のマイレージのところの質疑でございますけれども、２か月のものを３か月に増やしたほうがというお話だったかと思いますけれども、こちらについては、今現在ご存じのように２か月はやっているんですけれども、今の間隔がよいのかというところも踏まえて、基本的には１年を通してなるべく運動をしていただきたいというところがあるんですけれども、その中で２か月間をイ

ンセンティブとして見させていただいていますが、今の間隔がよいのかというところも含めた上で検証を進めてまいりたいと思いますので、先ほどいただきました３か月というところも考慮しながら、進められればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　もとい、答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　すみません、健康増進室長、竹花でございます。

入園料につきましてですけれども、こちらにつきましては、実際に東武動物公園とかに入っていただいて、事業を進めたりとかということを行いますので、そういったことに伴って生じる入園料ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

再々質問しないつもりでいたんですが、まず、ウオーキングイベント入園料の１万7,000円分というのは、東武動物公園に入るときに必要なものであるということなんでしょうか。そうすると、これ、何人分になるのかということと、マイレージ事業を知らない方がとても多いんです。町民の方に話しすると、そんなのあったんですかというぐらいで、あまり知られていない人が多いので、周知のほうをもう少し考えていただければと思うんですけれども、今までやってきた周知以外に何か増やせるものあったとすれば、教えていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

増やすための手だてというのは、今現在やはりホームページとか、広報ですとか、そういったところでしか今のところ周知というところは考えていないところではございます。

また、内訳のところですけれども、年齢によってちょっと若干入園料が違っているようでございますので、実際に800円で20名の方、あと600円かかる方々については30名の方というところで予算のほうは計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、120ページ、121ページです。

２目の⑵老人福祉施設措置委託事業、その中の扶助費です、19の。扶助費ですが、特にこれは、緊急対応支援費ということなんですけれども、あと委託料もその上に書いてあるんですけれども、老人福祉施設土地委託料と書いてあります。これはどこに委託するのか、またひとつどうやった選定しているのか、その辺のところをちょっと詳しくお願いしたいと思っております。

あと、緊急対応費とはどんなときに活用するのか、その辺のところも分かれば詳しくお願いします。これは新しい制度ですか。ちょっと分からないので、昨年度の見てもちょっと入っていなかったような感じがしたんですけれども、その辺のところも教えていただきたいと思っております。

それから、同ページで宮代健康福祉プラン策定事業です。123ページになりますけれども、この委託料、また、先ほどと同じ、どこに委託して、

どういうふうな選定の方法をやっているのか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。

あと、122ページです、同ページで、避難行動要支援者支援事業です。名簿更新と支援計画と概要では、説明されていますが、緊急のとき、誰がどのようにどこに避難をされるのか、どのように避難させるのか、その辺のところもはっきり。

それと、支援者の平均年齢が分かれば、どのようになっているのか、その辺のところも詳しくお願いしたいと思います。やはりこれは緊急のときですから、避難をさせるということは命がかかっています。その計画の実効性を知りたいんで、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

あと124ページです。

高齢者タクシー助成制度です。48枚で75歳以上方に配るんだということ言っています。700万ですけれども、これは何人ぐらいいるのか、配った人が。それと、これは福祉タクシーと制度は変わらないで本人１人に２枚とかそういう使ってもよろしいんですか。その辺のところも教えていただきたいなと思っております。多分同じようにやるんだと思いますけれども、詳しくその辺のところも分かればお願いします。

あと、146ページ、147ページ、母子保健事業です。

区分７の報償費、臨床心理士支払いともう一つ146ページです、言語聴覚士謝礼、この２項目が何かこの中で増えているんですよね。なぜ増えたのか。そういう対象者が増えたのか、それともやる回数が増えたのか、ちょっと分かりませんけれども、その辺のところもどういうふうになっているのか。

また、事業概要は、子供の運動・発達を促す理学療法士の導入となっていますが、この運動療法を使っている対象者、何人で、条件等もあったのかどうか、その辺のところも教えていただきたいなと思っています。

あと、同じページの委託料で、産後ケア事業委託料です。去年の予算と比べて、半分ぐらいになってしまったんですけれども、今、子供が少なくなってきているということで、これ、対象者が少なくなったのか、それとも、そういう選定方法というのがあって少なくなったのか、希望者は多くなっているのか、少なくなっているのか。その辺のところも情報として分かれば教えていただきたいなと思っております。

あと、148ページ、149ページの健康教育事業費、区分の需用費です。消耗品が300万円となっているんですけれども、この辺のところのいきさつというんですか、内容というんですか、教えていただきたいと思っております。

それから、150ページの上から２番目、（10）の健康増進計画等策定事業です。12番の委託料です。業務委託料、健康づくりに関する各計画の第２次計画の策定及び進行管理となっているが、これはまたしつこいようですけれども、どこに委託しているのか、どのように委託しているのか、その辺のところも教えていただきたいなと思っております。委託の方法、選定方法、お願いします。

あと２問です。

あと150ページになります。また同じところですけれども、出産子育て応援給付金事業、これなんですけれども、先ほども言っています。相談に応じ、個々のニーズに必要な支援など書かれた本年度の特徴で、出産子育て応援給付金による経済的支援となっています。

私はこれは重要な施策だと思っております。今、若い世帯、子供を産み育てていくことが非常に困難になっている。私は理解しております。2020年

度出産数が、政府統計で79万ちょっとだったんですけれども、私は低賃金で不安定な非正規雇用が拡大している。正社員なら長時間労働、子供を育てるなら低賃金しかないという状況が広がっているんだと考えているんですよ。また、政府は児童扶養手当などの経済的に削減していると。

このような社会状況の中で出生率が減少していると考え、このような施策の充実することは、私は大変いいかなと感じております。

そこで伺いたいんですけれども、経済的支援とはどんなことを指しているのか、考えているのか、教えていただきたい。

それと、収入制限などあるのかどうか、その辺のところの詳しい内容をお願いしたいなと思っております。

最後になります。

同じ152ページから155ページにかけてなんですけれども、医療対策費です。福祉医療センター運営事業、全体的な総括質問でも私は言いました。前年度予算で3,454万6,000円、本年度予算で２億円となっています。設備にはお金がかかる、これはしようがないことです。これはもう医療費ですから、医療には設備費はかかることは一番知って、いるんですけれども、ただ、発熱があったときに受診が拒否される。医療機関としての責任はどう考えているのか、ＰＣＲ検査などの検体数はどのぐらいになっているのか。町はお金を出すだけなんでしょうか。このことについては、町の方針を根本的に見直す必要があるんじゃないかなと感じているんですけれども、やはりお金を出しているところは町なんですから、主体的に指導するということが必要じゃないかなという感じはするんですよ。

それじゃなかったら病院とは言えませんよ。町の出しているお金でやっている病院とは言えません、公的な。その辺のところ、どういうふうに考えているのか、もう一度、何度でも言います、このことについては。お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

何点か質疑を今いただきましたので、順にお答えを申し上げます。

まず、１点目でございます。予算書120ページ、121ページですが、老人福祉施設措置委託事業でございます。

こちら、令和５年度、扶助費ということで５万円の予算を計上いたしております。こちらは、令和４年度計上しておりませんでしたが、内容としましては、委託料の中にその扶助費の５万円を見込んでおりました。ですから、令和４年度の委託料が73万8,000円に対して令和５年度は委託料が68万7,000円、それから、扶助費が５万円ということで、合計金額は変っておりません。

この扶助費の内容でございます。こちらですけれども、緊急対応支援費ということで、実際に措置入所、これはどこに委託をするのかというお話、先ほどいただきましたけれども、一例を挙げますと、養護老人ホームであったり、特別養護老人ホームであったり、ケース・バイ・ケースでその措置をする方の状況に応じて変わってまいります。

緊急対応支援費の内容ですが、例えば様々なケースがありますけれども、まさに緊急に措置で入所しなければならないといったときのための必要なものの猶予するお金になります。

例えば施設に入るときの衣類であったり、タオルやそういった日用品様々なもの、細かいもの、これはすぐ用意しなければいけない。ただ、例え

ば措置をする理由が虐待によるケースであったりしますと、そこをご自宅に帰って引き取りに行くというのがなかなか難しいというケースがありますので、緊急時にそういった対応をすべく、この緊急対応支援費５万円というのを計上いたしました。

ただし、令和４年度までは委託料の中で対応すべく予算をしておりましたので、合計金額は変っておりません。

続きまして、同じく予算書120ページ、121ページの宮代健康福祉プラン策定事業でございます。こちら、プランの策定業務委託料といたしまして、令和５年度は476万3,000円の予算を計上いたしております。

こちらは、現在第８期の事業計画の最中でございます。これは令和３年度から５年度までの３年間でございまして、この委託料は次期、第９期の計画となりまして、令和６年度から８年度までの３年間、この計画を来年度、令和５年度に策定をするための委託料でございます。

先ほどの質疑の中では、どこに委託をして、どのように選定をするのかという話でございましたが、これは、令和５年度になりましたら、その指名する業者のほうを実際に選定して、委託の準備を進めてまいるよていでございます。ですから、現在のところ、どこに委託するとか、どのような選択をするのかというのはまだはっきり決まっておりません。

参考に申し上げますと、現在の第８期の計画というのが令和２年度に行ったんですけれども、そのときにはプロポーザルで契約のほうを結びました。業者は株式会社Ｎｅｘｔ－ｉというところと契約をいたしております。

それから、次ですが、予算書の122ページ、123ページの避難行動要支援者支援事業でございます。こちら、先ほど質疑のほうにもありましたけれども、避難行動の要支援者支援というのは、先ほどのお話でもありましたが、誰をどこにどのように避難していただくかというのが最も重要な課題でして、これは、ご本人のみならずその周りの方々の協力をいただいて決めていかなければならないというふうに考えております。

ちなみに、令和３年度の状況でございますけれども、避難行動の要支援者という方々が令和３年度は928名いらっしゃいました。そのうち、その地区の自主防災会組織に避難行動についての情報を提供してよろしいかという同意書を頂いているのが656人、およそ７割の方から同意書を頂いております。そのうち、実際に計画の策定まで進んだというのが、令和３年度の末ですと106名いらっしゃいます。ということで、全体の中では11%、それから同意をいただいた方の中では16%の方の計画が策定を進んでいるという状況でございます。

しかしながら、災害というのはいつ、どのように起こってくるか分かりませんので、なるべくそこを実効性のあるように進めていくためにということで、町でも私どもの健康介護課と福祉課と町民生活課で連携を取りまして、横断的な協議をいたしまして、そこはスムーズに進むようにということで、モデルケースとして令和４年度１件避難行動の計画の策定のほうを進めさせていただきました。

このときは、ご本人とかご家族とか、それからその地元の自主防災会の組織の方、それからケアマネジャー、そういった方と協議をして、実際にモデルケースとして策定を進んでおります。ちなみに、令和４年度、今年度につきましては、また多くの19地区から名簿の提供のご依頼をいただきまして、提供をいたしております。

また、新たに４年度は84名の方の計画の策定を

いただいております。こちらは、全ては新しい人とは限らないで、今までにも提出をされている方もいらっしゃると思うんですが、今年度そういった形で、非常に皆さんのご協力を得て、個別行動避難計画の策定というのが進んでおりまして、令和４年度は現在84名の方をいただいているという状況でございます。

先ほど、あと質疑の中で支援者の方の平均年齢とうお話でございましたが、特にその平均年齢についてはこちらでは把握はいたしておりません。

それから、もう１点、予算書の124ページ、125ページでございます。高齢者等タクシー助成事業でございます。こちら、令和５年度から健康介護課のほうにて担当することになりました事業ですけれども、利用助成金といたしまして700万円予算を計上いたしております。

この内訳でございますけれども、来年度は利用券が１枚300円で、最大２枚使えるというふうになりましたので、その300円の使用するケースと600円を使用するケースが両方あるか思いますんで、一応仮定としは500円ということで根拠を置きまして、また、利用枚数ですが、現在のところ、年間の利用枚数が5.8枚となっておりますことから、６枚と仮定をいたしました。

また、利用者の方については、これまでの状況から2,300名ということで、500円掛ける６枚、そして、2,300名ということで690万円ということで予算額は700万円という積算となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、予算書147ページのところ、母子保健事業でございますけれども、言語聴覚士、臨床心理士のほうの金額が上がっているというところでございます。

こちらにつきましては、今までが１回当たり２万円ということでお願いしていたんですけれども、近隣の状況とか確認させていただいて、非常にこれが安価でお願いしていたという経緯がございましたので、来年度から一応１回３万円ということで計算をさせていただいた上の増額でございます。

また、続きまして、産後ケア事業のほうでございます。

こちらについての金額が下がっているというところなんですけれども、こちらについては実際の利用者の方々が実績を見させていただいて、減っておりましたので、実績に基づき、減額させていただいたところでございます。

ちなみに、訪問型の産後ケア事業としましては、令和２年度が５名、令和３年度が７名で令和４年度が１月末現在ですけれども、まだ１名しかご利用がいただいていない状況でございます。

また、宿泊型は令和３年度から始めさせていただいたんですが、こちらについては令和３年度が２名、あと令和４年度が同じく１月末現在ですけれども、まだ１名のご利用というところになっておりますので、こちらの実績に基づきまして減額させていただいたところでございます。

続きまして、149ページ、健康教育事業でございます。

こちらについての需用費のほうが300万円ぐらいというところの内訳というところなんですけれども、こちら一番大きいのが商品券、マイレージのインセンティブで皆様のほうにお配りしているものの500円券についてが250万円を超えていると

ころでございます。また、そのほかに大きめのところだと歩数計が１個当たり2,280円のものを82個購入させていただく予定で予算計上していまして、こちらが20万というところですね。あと、それぞれ細かいところが少し入っているという状況でございます。

続きまして、150ページ、健康増進計画策定事業でございます。

こちらにつきましては、委託先というところですけれども、こちら、今プロポーザルのほうで行う予定で準備をしておりますので、そちらで今後委託先の業者が決まっていくものと考えております。

続きまして、出産、子育ての経済的支援というところでございますけれども、こちらの事業につきましては、母子手帳を申請に来ていただいたときに、申請書のほうを書いていただいて、出産までの間に５万円を交付させていただき、また、出産後、赤ちゃん訪問とかの事業のところとかで皆様のほうに用紙のほうを渡させていただき、そちらのほうを記入していただいた後で５万円のほう、それぞれ支給させていただくというところの事業になっております。

また、152ページから155ページのところの六花の運営事業でございます。こちらにつきましては、老人保健施設等も併設しているというところがございますので、動線として入り口が同じだったりというところがあるので、急激に増やすということはなかなか難しい状況にはあるんですけれども、一応毎月合同会議というものを開催させていただいていまして、町のほうの意向として、なるべく発熱外来のほう受けていただきたいというお願いはずっとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　細かいところでちょっと答弁漏れあったようですから。

答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

先ほど質疑に対してお答えを申し上げましたが、１点答弁の漏れがございましたので、追加をさせていただきます。

高齢者等タクシー助成事業のところでございますが、福祉タクシーとの違いについてという点でご質疑いただきました。

こちら、福祉タクシーの制度とこちらの高齢者タクシーの制度でございますが、そのタクシーの利用の助成券につきましては、同時に使うということはできるようになっております。ですから、該当する方がタクシーに乗ったときに、その両方を使うということはできる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　主幹の山﨑です。

先ほどの母子保健事業のところで、理学療法士のどのようなことを行うのかという質問に対してお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、健康相談日のほうで開催を予定しているんですけれども、例えば、お子さんがハイハイをしないとか、お座りがなかなかできないとか、あと、歩行が遅れているとか、そういうお子さんを対象に年齢制限は特に設けておりません。体の動かし方とかを教えてもらうというようなことをお願いするものでございます。

それとあと、もう１点、出産子育て応援給付金のところで、所得制限はあるのかどうかというご質問があったと思うんですけれども、特に所得制

限は設けておりません。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

再質問させていただきます。

一番最後のほうからお願いしたんですけれども、六花、皆さん、これはもう何年も前から言っているわけですよ。このコロナが特にはやってから、発熱外来診てもらえないんだ、町民の方が。

そういう六花というのは、やはり町の財政で運営しているわけですから、今回も億の金を出すわけでしょう。やはり、そういう点で、どうやって説明していいのか、私は迷いますよ。

やはり病院というのは困った人が行っても、やっぱり診て、患者さんを安心させる。それが必要じゃないかなと思っているんですよ。話術でもいいですよ。安心させることが一番の治療ですから。自分のところで治せなかったら紹介状出せばいいんですから。それができなければ病院と言わないんじゃないですか、はっきり言って。きちんとこれは、もう何年も言っているんですから、六花に対して指導をするべきですよ。もうそういう時期ですよ。駄目だったらほかのところと交渉するべきですよ、はっきり言って。それができるか、できないかですよ、あとは。

話し合っているということはもう何度も聞きました。町の病院です。そう言って誇りを持って、あそこの病院言えるようにしていただきたいんですよ。その辺のところの観点を、話し合うだけじゃなくて、どういうふうに進めていくのか、その観点を教えていただきたいと思っております。

それから、その上の委託先の選定方法はということで、150ページの出産子育て応援給付金、私はこれについては本当にこれから改善していく必要があるんじゃないかなという感じはします。１回ぽっきり５万円、また、赤ちゃん生まれてから５万円というんじゃなくて、やっぱり赤ちゃんを成長させるまで応援していく。一つの子育て支援ですよね。もう少し充実していくように、方向性を持ってやっていただきたいというのが私の願いです。その辺のところはどういうふうに考えているのか。これっきりで終わりなのか、一時的なものではないのか。私はこれをやっぱり発展的な方向で持っていくべきじゃなかという感じはします。その辺のところが町としてどういうふうに考えているのか。町長に答えてほしいというのがありますけれども、答えられるんだったら、答えてほしいなという感じはします。この辺のどうなのか、分かりませんけれども、お願いします。

それから120ページに戻りますけれども、選定はどのように決めているんですかということで、いろいろな、これ、もともと老人措置委託事業というんですから、ケース・バイ・ケースでいろんな緊急の次にやるんだということで言っていましたけれども、これ、入所なんかもこの中で決める……、緊急対応して、そのまま入院したら、そのまま町としても扱ってしまうんですか、入院ということで、そのまま入所させてしまうんですか、そのままずっと。設定とかそういうのはありませんか、１回入所したら、緊急時で。お願いします。

120ページの健康福祉、これは分かりました。持続性があって、その先これから平成６年から９年までの３年間のやつを決めていくんだと。選定方法はまだはっきり決めていないと。分かりました。いつ頃これは決まる予定なんですか、選定方法というのは。

それと、避難行動です、122ページの。この平均年齢が分からないと言っているんですけれども、やはり高齢者が高齢者を避難させるというのは、これは難しいと思うんですよ。その辺の考えはど

ういうふうに考えているのか、平均年齢が分からないと言っていますけれども、地域のそういう広場のやっている人というのは大体高齢者が多いんですよ。若い人は勤めていますから。その辺のところで分からないじゃなくて、やはり避難できる、させる。

高齢者でもぴんぴんして働いている人もいますよ、そりゃ。分かりますよ、それも。大体がもう皆さん、疲れたなというのが多いですよ。その辺のところの平均年齢をつかめていないというのはどういうわけなのかな。その避難させる支援者の状況というのは、見ていないということですか、分からないということは。見ていないということですよね、分からないということは。計画はあっても見ていないというふうに感じているんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

それと、高齢者福祉タクシーは分かりました。

146ページの母子保健事業、これも大体分かりました。これは結構です。

それから、産後ケア事業、これ、利用者が減っているんだということで、実績で基づいてやっていると。やはりこれは赤ちゃんが少ない影響もあるんですかね。少なかったという。去年とかおととし、このコロナ化で。その辺のところも分かれば、それだけでも結構です。

あと、148ページの需用費、消耗品、300万円、内容は分かりました。これも結構です。

あと、148ページの不妊治療費助成制度です。じゃ、同ページの148ページの不妊治療……、聞いていなかったけ。

〔「聞いていません」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　ごめんなさい、これに対する質問するの忘れました。

今改めて、これ質問しちゃ駄目ですか。

〔「駄目」と言う人あり〕

○委員（山下秋夫君）　じゃ、いいです。

あとは分かりました。最後のやつ。健康増進計画も分かりましたので、結構です。

じゃ、今までの再質問の内容でお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課の井上です。

私からは冒頭の２点お答えをしたいと思います。

まず、六花の発熱外来です。今回８月の第７波と今回の第８波と言われている中で、非常に感染が多くて、住民の皆様も発熱外来になかなかかかれない非常に負担な思いをされたことかと思います。

各医療機関とも持てる医療資源をフルに活用して、対応に当たったわけですが、なかなか全ての希望者の方を診ることができなったというふうに伺っております。

六花も同様でございまして、繰り返しになりますが、診療所のほかに老人保健施設、それから介護ということで、様々な事業を展開させていただいております。あわせて予防接種と健康診断ということで、施設としては町民の皆様の方の健康を守るための事業に努めているための施設というふうに認識をしております。

したがいまして、今年度予算におきましても、高額でございますが、施設の機能を維持するためのエアコンとそれからエックス線の更新についてご提案を申し上げて、ご審議をいただいているところでございます。

その中で、発熱外来につきましては、これまでも六花と再三話をしてまいりまして、受診する曜日数というのは順次増やさせていただいております。多いか少ないかと言われると、そこは皆様のご判断に委ねるしかないんですが、12月度で88件、

１月度で84件ということで外来を受けさせていただいております。

どんな患者でもどんな場合でも聞いて受け入れろというお叱り、今、いただきましたが、医療というのはそれぞれご専門の中で対応するものでございまして、話を聞くだけということで受け入れるということはできませんので、この点はご容赦を願いたいと思います。

引き続き町民の皆様の声には真摯に耳を傾けまして、ご安心いただけるよう、我々も指導といいますか、共に歩んでまいりたいと考えております。

それともう一つ、子育て支援の関係です。これは山下委員からのご質問からして、令和６年を見込まれておりますこども家庭庁のお話を先取りをされた質問かなというふうに受け止めております。

私どもの課では、母子保健ということで、お子さんが生まれる前後を預からせていただいて、母子手帳の発行から、生まれた後の赤ちゃん訪問と、それから、健康診断、こういったことを通じて、お母さんと子供が健やかに育てるように、まさに伴走型の支援をさせていただいております。

あわせまして、そこから先といいますか、それと並行して子育て支援課でも包括センターを持っていまして、そこでいろんな家庭に寄り添いながら、取り組んでいるところでございます。

予算は別でありますが、町としてタッグを組んで。一体となって進めてまいりますので、引き続きご支援をよろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

お答え申し上げます。

まず１点目、宮代健康福祉プランの策定についてでございます。その選定の方法はいつ頃決まるのかという質問でございましたが、このプランの策定に当たりましてましては、３年前を例に取りますと、国の方針、その計画に当たってのどういう内容を計画に盛り込むか、そういった国の基本方針というのが示されるんですけれども、それが大体春から夏ぐらいにかけて示されるのが例年のスケジュールとなっております。

つまり、それがまずないと仕様書が固まりませんので、それに向けて、その前の時期、それまでには町として、どういう形で選定をするかというのは決めなければいけないというふうに考えていますので、夏までにはどういった形で選定をするかというのを決定したいというふうには思っております。

続きまして、２点目の質疑でございます。

避難行動の要支援の関係でございますけれども、先ほどはその支援する方の年齢のお話をいただきました。先ほどの答弁の中でもお話しをさせていただきましたが、３年度末、個別の避難計画につきましては106名の方の計画をいただいております。こちらの計画は町のほうでも控えをいただいておりますんで、内容については把握しております。

そちらを拝見いたしますと、やはりその地区の自主防災組織の方が主になってやっていただいておりますが、どういった形でどういうふうに、誰をいつ避難させるかというところは、そこに網羅されているんですけれども、誰が避難をさせるかということについては、様々でございます。

例えば、自主防災組織の方が協力してやるケースもございまし、そのご家族の方がやるケースもありますし、近所のお知り合いの方がやるケースもあるし、また親族がやるケースもあるという形で、いろいろなケースがあります。

ですから、確かにおっしゃるように、年齢の高い方ですと、なかなか避難をさせるのにもご苦労

をされること多いかと思いますけれども、それはその方の状況に応じて、若い方でなければ避難ができないケース、また、高齢の方でなければ避難を手伝えないケースというものがあるかと思いますが、それはケース・バイ・ケースでその方に応じて対応していっていただくしかないのかなというふうに考えております。

ですから、内容ついては一応町のほうで個別の避難行動の計画については、状況のほうは把握をいたしております。そういった状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

産後ケア事業について、対象者が減っているのかというご質疑だったかと思います。こちらにつきまして、人口ではないんですけれども、手元にある資料からいくと、母子手帳の発行数で申し上げます。実際にこれが数として正しいのかというところとまた若干、お子様が生まれていらっしゃる数とは若干違っていると思いますけれども、令和１年度については244件、令和２年度が215件、令和３年度に至っては196件ということで、母子手帳の発行自体は少しずつ減ってきているというところの認識でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初の避難行動、122ページですね、ケース・バイ・ケースでやっていくんだ。確かにそうですよ。高齢化社会になってきています。そういう点では、ただ自宅で寝たきりの方とか、それは重要な問題だと思いますよ。

その方が高齢者がまたやるといっても力がありません、はっきり言って。これは緊急に私はきちんとするべきじゃないかと。その中でも選んできちんと、寝たきりだとか、こういう方にはこういう方をということで選定をするべきじゃないかなという感じはするんですよ。

誰が見たって、家族だって、寝たきりの人がかついでいるというのは重たいんですよ。とてもじゃないけれども、動かせない、１人じゃと思いますよ。そういうこと自体今、計画の中にきちんと盛り込むべきじゃないかなと感じがしますよ。きちんとそういうところだけは要所、要所つかむ、それをお願いしたいなと思っております。

それと、母子の産後ケアですか、まず、だんだん少なくなってきている、利用者が少なくなってということは、子供さんが少ないということですよね、宮代で生まれてきているのが。そう感じるんですけれども、やはりこの辺のところ、産めるように町としても進めるべきじゃないかなと感じはするんですけれども、その辺のところで、ここで、この課でそれをやれと言っても無理だと思いますけれども、全体として、その課、その課で産めるような対策を取るべきじゃないかなという感じはします。

それと、最初に言った町の六花の問題なんですけれども、はっきり言って、本当にさっきからはっきり言っていますけれども、私は、ただ協議するというんじゃなくて、実効性がないとこれは、なかなかやったという感じはしませんよ、町民の方は。目に見えて変わったなというふうにしないと。ますます不満が出てきますよ、このままほうっておいたら。その辺のところもきちんと話すべきじゃないかなと。基本的な問題ですよ、これは、病院としての。もう一度、その辺のところどうい

うふうにするのか、ただやります、やりますだけだったら誰だって言えるんですよ。実効を伴うような……、もう何年もやっているんですから、このことについては。私１人だけではないですよ、このこと質問したのは。やっぱり実効が伴わないと、存在意義がなくなります、はっきり言って。強く言います、それは。もう一度お答えください。それだけです。以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、目に見る形が必要というふうに理解しておりますので、これまで六花と話合いを進めながら、先ほど申し上げたとおり、発熱外来の拡充もさせていただいております。ほかの予防接種なんかにつきましてもかなり数打たせていただいておりますし、健診の多くも六花で引き受けさせていただいております。

発熱外来も含めてですが、町民の皆様にどんなことでお役に立てているかということもきちんとお知らせすることも併せながら、事業拡充できるよう私ども健康介護課として努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時２０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、健康介護課の質疑を行います。

質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

１点目、２点目は予算ページからお願いします。

142、143ページの２目保健衛生総務事業の本年度の特色で、各課ＬＥＤ化にやっていただいているんですが、特色のところに出ておりますこの実施時期とかをいつ頃やっていただけるのか。あと、六花のほうもやっていただいていると思いますが、その辺の答弁もお願いいたします。

２点目は、予算書146、147、２目母子保健事業です。私たちの予算書は83ページです。

前段の議員のときにも答弁の中にあったんですけれども、点字母子手帳等の購入とあります。その答弁の中で、英語版ちょっとその後が聞き取れなかったので、そのもう一つのほうの言葉と説明をお願いいたします。この母子手帳の点字は何冊とか、どういうふうになっているのかとか、お願いいたします。

３点目からは資料のほうでお願いいたします。資料の３ページです。

老人クラブ自体が減っていて、これ、毎年質問しているんですが、これ、資料これから出ても減る一方だと思うんですが、その辺の課題、形を変えるとか、何か考えがあるのか。担当課としてどう考えるかお聞きいたします。

あと、４番目は資料の29です。

施設待機者情報として未公表の理由をいつもお聞きしていますが、答弁では、施設側に話をするということなのですが、非公表のところはなぜ公表しなくてよいものなのか、それとも、言ってお願いはしているんだけれども、公表はされないのかお願いします。

それに関連しまして５点目、資料32の地域医療課、これも待機者なんですが、六花ですね、地域医療振興協会の六花も非公表なんですね。公設なので、なぜ非公表なのか。その下の町内の施設は

公表しているんですね。そのあたりお願いいたします。

あと、資料43ページ、高齢者配食サービス世帯の状況なんですが。

〔発言する人あり〕

○委員（九山妙子君）　申し訳ないです。間違えました。すみません、間違えました。

あと、すみません、私たちの予算書84ページ、母子保健事業で、子育て世帯包括支援センターについては、前段の委員の質問もありましたし、子育て支援課でも質問等ありましたが、連携していくという子育て支援課との話もありますが、重なる部分もありますが、どう連携をしているのか、ちょっと分かりづらいので、具体的にお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

お答え申し上げます。

老人クラブについてでございます。委員会の提出資料の３ページでございますが、こちらの表をご覧いただきますと、今、質疑にありましたとおり、老人クラブの数、それから会員数というのは、令和２年度、３年度、４年度ということで減ってきております。特に令和４年度におきましては、前年度が11団体ございましたが、令和４年度は７団体ということで４つ減りました。また、会員数でも令和３年度は566名おりましたが、388名ということで、会員さんの人数も大きく減っております。

ここにつきましては、ここ数年こういった傾向が顕著に出ております。町といたしましても、各老人クラブの代表の方とお話しすることに、現在の活動状況についてお聞きすることもよくございます。また、あわせてさわやかクラブ連合会さん、こちらのほうとも、代表の方ともお話しすることがよくあるんですけれども、やはり現状についてはなかなか厳しいものがあるというふうに皆さん口をそろえておっしゃっております。

その理由につきましては、皆さんお答えいただいている理由というのは、やはりだんだん皆さん高齢化になるにしたがって、その役員の担い手がいないとか、新しく老人クラブに入ってくる方、新規の方がいないということで、やっぱりどうしても人数が減っていってしまうと。どうしてもやっぱり役員さんになると、ちょっと仕事も少し増えてしまったりというのがあって、重荷になってしまって、役員さんの成り手がいないという話もよくお聞きをいたしております。

あわせてあと現在のこの新型コロナウイルス感染症の状況が令和２年度ぐらいからですか、ずっとございまして、活動が思うままに状況が進まないといったこともその拍車をかけている要因の一つというふうに皆さんおっしゃっています。

今後についても相談をさせていただいているところがあるんですけれども、皆さん、正直ちょっとなかなか難しくて、対応する手だてないというお話はいただいております。

また、あわせて今高齢者の方もいろいろ趣味が増えてきたりとかして多様化が進んで、皆さんが集まって何かをするという機会が減っているのかなということもお話の中ではあります。

そこで、町としては、今後そういった形でどうしていくかというところを重要な課題というふうに考えております。

なかなかこのまま老人クラブのほうを活動を活性化するというのはちょっとかなり厳しい状況ではあるというふうに認識はしております。また、

あわせて今地域交流サロンが各地区で、今町内で進んでおります。長くコロナのこの影響の中で、活動も進んではおりませんでしたが、最近になってようやくまた動きが活性化しておりまして、地域交流サロンのほうも活動が徐々に動き始まっているという状況でございます。

そういった形に、場合によっては、老人クラブの活性化と併せてそういった別の形での、地域交流サロンの活動の活性化とか、そういったことも今後視野に入れて考えていくこともあるのかなというふうには考えております。

また、ちょっと話が少しそれてしまうかもしれないんですけれども、今、町のほうで移動スーパーの事業を始めております。各集会所で高齢者の方が集まって買物していただいているんですけれども、そういったことから、例えば集会所を使って何らかのそういった高齢者の方が集まって、いろんな活動につなげていけるような形で進めていけたらいいなというのも考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　主幹の山﨑です。

まず、予算書の142ページ、保健衛生総務事業のＬＥＤ化の時期ということだったんですけれども、年度当初に早速業者のほうを選びまして、工事のほうがあると思います。なので、大体７月頃を見込んでおります。

続きまして、予算書146ページ、母子保健事業のほうなんですけれども、まず、英語版母子手帳、こちらにつきましては５冊の購入を予定しております。

それと、点字版母子手帳、それとマルチメディアデイジー版セット、これ、点字版母子手帳とマルチメディアデイジー版セットという視覚の障がいをお持ちの方に音声で、ＣＤで母子手帳の内容が分かるようなものになっております。これがセットになったものを１つ購入予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、六花のＬＥＤに関してですけれども、六花はもう今年度終了しているところでございます。

また引き続き、私たちの予算書の84ページのところの子育て世帯包括支援センターの連携、実際にどういったことというご質疑だったかと思うんですけれども、こちらについては、平成30年度から毎月子育て広場のスタッフ、あと……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時３０分

再開　午前１１時３２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○健康増進室長（竹花　治君）　私たち予算書84ページの子育て世帯包括支援センターの連携についてというご質疑だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、平成30年度から毎月子育て広場の職員と保健センターの保健師とで赤ちゃん訪問の対象者だったりとか、健診の未来者の方だったりとか、虐待の疑いがあったりとかという方々のことをこの職員を交えて話合いの方法を行い、方針等を決めているというところが具体的な連携というところでご理解いただきたいと思いま

す。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

先ほどの質疑の中で、答弁の漏れがございましたので、補足して追加させていただきます。

委員会の資料の中での29ページと32ページの施設の待機者の情報でございます。

こちら特別養護老人ホームと老人保健施設の待機者のことについての資料でございますが、こちらの資料につきましては、町が行った調査ではなくて、埼玉県が直接各その施設に調査を行った資料を引用したものでございまして、直接町が働きかけて数字の把握をしていることではございませんので、あくまでも引用資料ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの六花の関係なんですけれども、六花の未発表というところを考えますと、調査があった段階で例えば空いていたという話で報告させていただいた後、実際にお申込み等があったときに、空いていないとかということも考えられますので、そのタイミングでの発表ということになりますので、ちょっとそこを明確に幾つという形の数字が出せないというところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　ありがとうございます。

では、ちょっと再質問させていただきます。

142、143のＬＥＤ化については、時期が４月頃には終わるということで分かりました。

六花ももう終了ということで、健康介護課のところはもう全てとなるので、ありがとうございます。

次の146、147の母子保健事業、英語版が５冊で点字版がこれ、すみません、何冊と。１冊、２冊、多分今までは、そういう方は結局いなかったとことなのか。それともいたんだけれども、誰かに読んでもらっていたということになるんでしょうか。分かったらお願いします。

これ、視覚者の音声のほう、マルチメディア電子版というんですか、こちらのほうもセットということで分かりました。

いろんな方がいるということに対応していただいて、何かすごくこの特徴を見たときに、ああ、よかったなと思いました。ありがとうございます。

次が母子健康手帳、子育て広場と保健師との連携というのは、子育て世帯包括センターなんですけれども、場所は離れているけれども、いろんなものを常に連携してやっているということなんでしょうかね。じゃ、会議とはもう保健センターとかに行ってやっているということで、確認です。ありがとうございます。その質問をお願いいたします。

次は、資料３の老人クラブなんですけれども、全国のＰＴＡ協議会とかでも抜けているところがあったりするので、何かやっている人たちは多分続けたいと思うので、例えばリーダーをやった方とかにお話を聞くと、結局その県に行ったりするのもまた負担になるとか、いろんなことをやっぱり皆さん感じているようなんで、今あるところで補助金は町が出して、見守っていくというような考えはあるのか。あれば、すごくいいなと。それ

とあと、サロンとかやっていく人たちもいて、たくさんのグループがいることが大事だと思うんですけれども、そこに通う人。そのあたり、町としては、その上にあるというのが負担になっていることもあると思うので、そこをお願いいたします。

あと、介護施設の非公表というところが県の調査と分かりました。六花も先ほどの答弁だと、その時期が明確に出せないということなんですけれども、出しているところもあるので、これ、公設なので、やはりちょっと町のほうとしては、数を出していただく。その隙間で出せないという理由も分かるんですけれども、やはり出していくということ大事だと思いますので、そのあたり担当課、六花に話をしていくということは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

老人クラブについてでございます。

今ほど**九**山委員さんのほうからお話もありましたが、やはり老人クラブを続けていく上で大変なのは、リーダーの方、役員の方の負担というのがやはり大きな足かせとなっているということについては、町としても認識をしております。

なかなか皆さん、そういったことが難しくなってくるので、クラブを続けていくことが難しいという声もお聞きをいたしております。

補助金につきましては、各個別の老人クラブが活動をしていただいている上では、引き続き町のほうでも補助金のほうお出しをしてまいりますが、なるべくそういった形で、役員の方に負担がならないような形で老人クラブの方とも話していきながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　主幹の山﨑です。

先ほどの母子保健事業の点字版の母子手帳なんですけれども、こちらは点字版母子手帳とあとマルチメディアデイジー版のセットのものになります。これがワンセットですね。

それで、過去に視覚障がいのあるかたが、この母子手帳を取りに来たことは今までないということです。ですので、そのような方のために準備をしておくというものになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

子育て世帯包括支援センターの連携の部分ですけれども、委員ご指摘のとおり、月に１回保健センターに来ていただいて、子育て広場の職員と一緒に会議のほう行っているということでご理解いただきたいと思います。

また、あわせて先ほどの資料の関係ですけれども、六花に関してのところ、公設なので、なるべく公表をというお話でしたので、こちらにつきましては町の意向として、こういう形の考えもあるというところ、きちんと説明をさせていただいて、公表できる部分については公表させていただくような形で努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ありがとうございます。

老人クラブのほうは本当に居場所としてすごく

いいと思うので、やっぱり負担がない、重ねて言うようになってしまいますが、役員さんの負担というのがやはり大きいということで、役員さんがやっぱり病気とかになると、そのまま解散になったりしますので、そのあたりやはり高齢者の居場所づくりでしっかり考えていただきたいと思います。

あと六花は空き状況とかが出ていないというのは、町の考え伝えていただくと同時に、もし公表できないのなら、なぜ公表できないというのを、こちらが納得できるようなお返事をあればいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書146ページ、私たちの予算書の83ページになります。

母子保健事業です。こちらの親子教室、乳幼児健康診査で、この予算の内訳というか、それがこちらの報償費など言語聴覚士や臨床心理士の方が関わられていると思うんですけれども、これがどれがどれなのかというのがちょっとよく分からないのと、あと先ほどから言語聴覚士の謝礼が１回３万円に上げてくださったということで、こちらの積算の内訳というか、どういう形でやっているのかというのをちょっと分かりやすく説明をいただきたいと思います。

２点目なんですけれども、同じく母子保健事業の先ほどもございました理学療法士が来年度から導入されるということで、とてもいいなと思いました。こちらの導入の経緯というか、保護者の方からご要望があったのかや、保健師の方など、今まで他市町村では導入されていたのに、宮代ではなかったということで、どのようにされていたのか。その辺、どういう経緯で今回導入してくださったのかということをお伺いいたします。

最後に、私たちの予算書の88ページにある伴走型相談支援というのが、この同じく予算書の146ページのこの産後ケアの中に入るのかなと思ったんですけれども、このあたりもちょっとよく分からないので。

また、予算書の147ページの産後ケア委託事業料についてもこの積算の内訳を教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただいた質疑についてお答え申し上げます。

まず、予算書146ページのところと、私たちの予算書の83ページの親子教室とか乳幼児健康診査、こういったところの各報償費のところの内訳等がちょっと分かりにくいというご質疑だったかと思います。

こちらにつきましては、親子教室とか乳幼児健康診査については、特に報償費をお支払いしている方々というのは、歯科衛生士の方とかぐらいで特になく、あと、実際に言語聴覚士の方とか臨床心理士の方とかというのは、個別での対応というんでしょうか、健診に来ていただいた後に必要に応じて個別での対応をさせていただいている方々になります。

言語聴覚士については年間で46回、あと臨床心理士については、幼児面接ということで18回を取らせていただいているという状況です。

あと、88ページの産後ケア事業のところ、予算書の147ページのところですけれども、産後ケア事業委託料についてですけれども、こちらにつき

ましては、先ほどの委員さんにもお答えしたような形で、宿泊型と訪問型というところで使っているものでございまして、実際に先ほどご指摘があった伴走型というのとは、またちょっと違うものになります。

伴走型というところはまた今後いろいろ事業を進めていくんですけれども、妊娠時期のところから、出産して、その後もずっと継続した形でのケアができるようにということで、いろいろ事業を進めていく予定でございます。

必要な方々についてはそれぞれが連携を取りながらというところで進めていくという認識でおります。

〔「ちょっと今の件、補足させていただくと」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　課長。

○健康介護課長（井上正己君）　失礼しました。健康課長の井上です。

伴走型支援というのは、妊娠届を出されたときに、出産までの非常に不安に寄り添う、いろんな相談に乗るというのがまず一番大きな支援かなと思っています。

その中では、必要な専門機関ですとか、相談機関にご案内する、アテンドするというのも一つの機能です。同様に、出産をされたときに、例えば子育て支援課が今年予算で上げていますけれども、家事ヘルパーが使えますよとか、産後ケアがありますよとか、そういった各種サービスをご案内するのがこの伴走型支援、まさに真ん中の軸になる部分というふうにご理解をいただいたらいいかなというふうに思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

先ほどの理学療法士の件でございます。こちらにつきましては、他市町では、お願いしているところもあったというふうに聞いています。町のほうとしては、今まで健診とかでなかなかハイハイとかしないんですという相談があったりとかということで、医療のほうでつなげて、実際に見ていただいたりとかということがあったんですけれども、実際には要望があったというわけではないんですけれども、子育ての不安を軽減できるようにということで、導入させていただくことになったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

分かりました。

ちょっと分からないところだけ再質問をいたさせていただきます。

母子健康保健事業、予算書の146、147と私たちの予算書の83ページのこちらの内容と、個別とこの健診は違うということで、内容は承知いたしました。

それで、この４か月、10か月、１歳６か月、あと３歳児健診というのがあると思うんですけれども、こちらに参加をされなかったという人数など把握をされているのかということと、あと、それと同じく私たちの予算書の84ページの乳児家庭全戸訪問事業というのがあるんですけれども、これについても拒否というか、伺えなかったということがあるのかということをお伺いいたします。

先ほどの伴走型については理解をいたしました。それで、こちらの産後ケア事業というのは、宿泊型と訪問型というのがあって、こちらの内訳の金額をもう一度教えていただきたいのと、あと、もし把握をされているのでしたら、どのような状態の方をこういうのを利用されたのかというのを伺

えたらお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、乳幼児健診ですけれども、受診対象者及び受診者数というのはきちんと把握しておりまして、例えば令和３年度でございますけれども、４か月児健診ですと対象者214名で、受診者が214名、10か月児健診に至っては213名に対する対象者に受診者数が213名、１歳６か月児は226名に対して225名の受診、３歳児健診は209名に対して208名の受診ということで、健診のほうには来ていただいているところでございます。

また、健診にいらっしゃれなかった方等につきましても、必ず連絡等取らせていただいて、一応100％合っているという認識はございます。

赤ちゃん訪問のところですけれども、訪問しているのもほとんど100％に、どうしても里帰りとかでなかなかその時期に行けなかったりとかというところはあるんですけれども、ほぼ４か月以内のところで連絡が取れた方々に対しては町としては対応させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

産後ケア事業ですけれども、訪問型については、町の費用としては7,000円掛ける５人分というところでやらせていただいています。また、宿泊型については２万7,000円で、７日間で２人分というところで予算計上させていただいているところでございます。

実際に利用されている方ということですけれども、近くに面倒見ていただけるお母さんだったり、お子さんから見たらおばあちゃんとか、そういう周りに世話をしていただける、フォローしていただける方がいらっしゃらない方々が使っているという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点だけ最後に伺いたんですけれども、この産後ケア事業の訪問型というのは、産科でそういったその後の経過観察というか、そういうことがあってこの利用ができるということ、何か前回伺ったような気がするんですけれども、そういうことでなくても、例えばそういった本人の希望でそういったあと環境が整っていないということでもご利用できるということでよろしいのか、もう一回お伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

委員さんご指摘のとおりで、ご利用いただけるという認識でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、健康介護課の一般会計分の質疑を行います。

質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　議員の深井です。

３問質問をさせていただきます。

予算書の142、143の保健衛生総務事業、こちらから144の145までの件でございますが、こちらの144ページの予防費に隣の145ページに利用費699万と書いてありますが、この内訳を知りたいんでお願いいたします。これ、１番目ですね。

それから次に、ページ146から147ページ、こちらの報償費のところに……、ページが146ページの母子保健事業、こちらの報償費の右側に今年度の特徴、子供の運動発達を促す、理学療法士の導入と書いてありますが、先ほども質問であったと思うんですが、この理学療法士の導入は分かりましたが、この報償費の内訳、もう少し細かくお願いしたいと思います。

それから、３番目、ページ148から149の健康教育事業、ページ149ページの10番、需用費、こちらの件で、右側のほうに本年度の特徴と書いてあります。運動オンデマンドレッスン、親子ウオーキング教室、スッキリ運動教室の実施、健康レシピフォトコンテストの開催、親子向けレシピホームページ記事の更新及び積極的周知、こちらの細かい内容を教えてください。よろしくお願いいたします。

それから、この中で、委託料もあります。こちらのほうもこの内容を説明してください。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　深井委員、ちょっと１問目について、もう一度お願いします。

○委員（深井義秋君）　ページで言うと、この予算書の142ページの⑵保健衛生総務事業の中の次のページ、予防費ですね、⑵、これの右側に……

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　全体です。そうです。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時０３分

再開　午後　１時０５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

予防費の需用費というところでございますけれども、まず、保健予防事業になります。こちらにつきましては、消耗品、図書費、印刷製本費、医薬材料費で、その他の需用費となっております。

〔「ページ言って」と言う人あり〕

○健康増進室長（竹花　治君）　145ページのところです。

続きまして、母子保健事業147ページになります。同じく消耗品と事務用品、食料品、食糧費、印刷製本費、医薬材料費となっております。

続きまして、同じく147ページの健康診査事業になります。健康診査事業については、同じく消耗品、印刷製本費となっております。

健康教育事業につきまして、149ページですけれども、こちらにつきましては消耗品、食糧費、印刷製本費になっております。

健康相談事業、同じく149ページですけれども、こちらについては消耗品になっております。

予防費のところで、出産子育て応援給付金につきましてが消耗品費となっております。

続きまして、146、147の報償費の内訳ということでございますけれども、こちらにつきましては言語聴覚士分として……

〔発言する人あり〕

○健康増進室長（竹花　治君）　理学療法士においては、１万5,000円で６回分というところで計上させていただいております。

148の健康教育事業でございます。内容というところだったかと思います。内容につきましては、オンデマンドということで、実際に委託業者にお願いして、ビデオみたいなもの、画像のものをつくらせていただいて、それを一定期間配信させていただいて、ご自宅でいろいろやっていただくという内容になっております。

親子ウオーキング教室につきましては、もう実際に親子で参加していただきながら、ウオーキング教室を開催させていただくというものでございます。

スッキリ運動教室に関しましては、こちらにつきましても、ご希望の方々に参加していただきながら、運動教室を保健センターのほうで行うものでございます。

健康レシピフォトコンテストというものにつきましては、ご自宅もそうですけれども、お弁当だったり、いろいろな健康に気をつけていただいて作っていただいたりとかしたものを写真とかに収めていただいて、それを町のコンテストのほうに登録、出品していただき、こちらのほうでその方々についての表彰等をさせていただいたりとかするものでございます。

親子向けレシピホームページにつきましては、もうレシピ、こういったものがございますというのをホームページのほうに更新させていただいていますので、それを積極的に周知させていただくというものでございます。

委託料につきましては、健脚チャレンジのものとなっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

３番目の件でございますが、ページ149ページ、こちら今説明がありましたが、こちら親子ウオーキング教室とかスッキリ運動教室とか、これは何組ぐらい実施しているんでしょうか、しようとしているんでしょうか。

それから、まだ２問……。

〔「続けて」と言う人あり〕

○委員（深井義秋君）　あと続けて質問します。

先ほど言った委託料のほうですが、健脚チャレンジというのはどういう内容かちょっと分からないんですが、もう少し分かるように説明お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

実績というところで、親子でウオーキングにつきましては、令和４年度９組19人というのが実績でございます。あわせてスッキリ運動教室につきましては、令和４年度が５回開催しまして61名の参加というのが今年度の実績でございます。

続きまして、健脚チャレンジですけれども、これにつきましては、実際事業する前に血液検査とか体重とかいろいろなものを測りまして、運動、食事の講座をする前の状況、その後に運動教室だったり、食事の講座をやって、事後にもう一回検査をして、実際に数字としてプラスになっているかというのを検証していくような事業です。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

健脚チャレンジに少し補足をさせていただきま

す。コバトンの歩くアプリが今、町のほうで非常に盛んにやっていただいているんですけれども、歩くということは非常に手軽に健康づくりができるものなんですけれども、歩き方というのがあって、歩くためのいろんな技術ですとか、それから、ほかの筋肉の鍛え方とか食事とか、そういった基礎知識があれば、もっとより効果が高まるというのが大事かなと思っています。

そのために学ぶのが先ほど主幹が説明した講座になっていまして、座学とそれから運動トレーニングと両方を組み合わせ講座をやらせていただいています。

ちなみに今年の参加者が大体124名参加いただいております。比較的好評をいただいているかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ありがとうございます。

それでは、この運動教室というのは場所的に社協かなんかでやっているんでしょか、この親子ウオーキング教室とか、やっている場所はどこでやっているんですか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　運動教室は幾つかありますけれども、オンデマンドというのはこれは家庭でインターネットを見て見られるオンラインレッスンのことなんで、これはご自宅でやっていただいています。

親子ウオーキングは今年は東武動物公園、先ほど入園料のお話ありましたけれども、こちらでやらせていただいています。

スッキリ運動教室は保健センターの２階でやらせていただいています。

会場はそんなところでしょうかね。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

147ページの母子保健事業のうちの負担金補助金交付金のことの一番下の妊婦初回受診補助金というのがございます。これ、子ども子育ての国の施策で始まったことなんだろうと思うんですが、これは補助金になっていますが、これについての積算というか、どんなふうになっている内容なのかお伺いします。

それから、151ページの健康増進計画等策定事業ということです。今年この策定、委託をするということなんですが、これは何年ごとにつくっていたんでしたっけ。それから、内容についてお伺いします。

以上です。

すみません、１つ漏れました。

私たちの予算書の82ページ、保健予防事業なんですが、子宮頸がん予防、小学校６年生ぐらいから始まるんだろうと思うんですが、1,002人となっていますが、この内容というか、どんなふうに進めていくのか、お伺いします。

それから、下から３番目の３つの四角なんですが、ＨＰＶの償還払い助成金についてもどんなふうに進めていくのか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　主幹の山﨑です。

まず、１点目、低所得者世帯妊婦初回受診補助金20万円についてご説明させていただきます。

低所得者世帯の女性が産婦人科で妊娠を確認する初回の受診料について１万円を上限に補助するものです。妊娠届出を提出した後の妊婦検診については、公費補助を受けられるんですけれども、妊娠届出提出前は対象にならないために、初回の

受診をためらって必要な支援を受けられないおそれがあることが課題となっておりましたので、この課題を解決するために、政府が2023年度予算に盛り込んだものになります。国庫補助のこれが２分の１の事業となります。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

計画についてですけれども、５年に一度という形で、５年前に基本的にはやらせていただいています。ただ、今回は、来年度においては自殺予防対策計画ですとか、そういったところも併せた形で統合させた形の計画をつくる予定でございます。

私たちの予算書82ページのところですけれども、子宮頸がんのワクチンについてですけれども、多分委員さんご存じのように、今回９価ワクチンというのが承認されて、４月以降については15歳未満の方については２回接種だったりとか、15歳以上の方については３回接種だったりとか、若干今までの２価と４価との兼ね合いとかもございますので、その辺をいろいろ個別の通知等をさせていただいたりとかすることによって、きちんとすみ分けをしながら進めさせていただきたいというふうに考えた1,002名でございます。

償還払いですけれども、こちらにつきましては、今まで積極的に推進していなかった時期がございましたので、その方々に対して、勧めていない時期に受けていただいた方々の償還払いということで準備をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

最初の妊婦初回受診補助金なんですが、これ、来年度からこういうことで、妊娠したらしっかり、受診をためらっている方に出せるようになったんですが、これは国庫補助２分の１ということで、これは周知というか、そういうのはどなたがやるというか、結構これ大事なことなんだなと思うんですが、どんなふうに分かっていかれるようにするのかは町の責任になるのかどうか、そこら辺を。受診しましょうよという、あれと思ったときにできるような形というか、誰でも受けられるという、その周知の仕方というか、それをお願いします。

それから、健康増進計画なんですが、自殺対策も含めてということなんですが、頂いた資料の50ページ、５年に一度の計画ということで、この健康増進ですから、こういう50ページの成人のがん検診だとか、そういうのの目標とかそういうのも入れるんでしたっけ、その辺。

入れるとしたら、この50ページのがん検診の話なんですが、この目標と乖離しちゃうというか、社会保険の人たちは入らないわけですよね。これはこのきちんとした数字というのはどこで見たら分かるのかどうかというのを知りたいんですけれども、これでいくと、コロナ禍ということもあったけれども、少ないですよね。健康増進計画がうたっているものと乖離が生じてくるんじゃないかと思うんですが、そういうのは県がはっきり分かるのか、国がはっきり分かるのか、そこら辺がちょっと分からないところなんです。

その目標みたいなその辺はどんなふうになるのか、お伺いします。

それから、そうしますと、子宮頸がんは小学校６年生、対象者にしっかり保健センターが個別でするということで、学校でするわけではなくて、保健センターが郵送でするということを確認しま

す。

それで、償還払いのことなんですが、しばらく積極勧奨をしなかった分、こういうことになっているんだろうと思うんですが、３月の補正予算でもどうしても余ってしまうというか、その辺をどんなふうにしていったらいいものかなという、また、今子宮頸がんでお亡くなりになる若い方々も結構多くなっちゃっているんで、その辺お伺いします。

健康増進計画のさっきのその再質問と一緒に若い20から40歳の人たちの健康をターゲットにした第５次総合計画というのはすごくよく分かって、この令和４年度でオンラインでやっていたり、いろいろやっているのは、取組方がすごいなと思うんですが、それと一緒に40以上の独り身の男性だとか、そういう人たちの健康というか、増進計画に併せて、そこら辺はどんなふうになっていくのか、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山﨑　貴君）　まず、最初の低所得者世帯妊婦初回受診補助金の広報についてなんですけれども、こちらにつきましては、出産子育て応援給付金事業の中の伴走型相談支援の中で面談をして、その面談の中で低所得者であるかどうかという確認をしまして、それで進めていくような形になります。

なので、その方が実際妊娠届を出してこないと分かりませんので、こちらについては償還払いを一応予定しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

まず、健康増進計画等の目標というところで、資料のほうの50ページのところの各種がん検診についての数値が入ってくるのかというところのご質疑だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、国ですとか、県ですとかが同じような形の計画等をつくっておりまして、そちらに目標値を定めていますので、その目標値を目指すような形になるかと思います。ただ、あまりにもかけ離れている数字というところもあり得ると思いますので、そこは精査しながら進めていければと思います。

また、ご指摘があったように、社会保険の方々に対する受診というところは、各自治体のほうで把握できていないというところもありますので、そういったところで国ですとかが、がん検診の受診率を出すときの計算方法だったりとかというのを何かいろいろ年度によって変わったりとかというところで、今、実際の人口からこういった形で出すというような方法に変ってきていますので、それに合わせた形での計算方法になってしまいますので、恐らく実際の受診というところの、多分委員さんおっしゃっているように、社会保険の方々がどれぐらい受けていただいているかもちょっと把握できない状況にございますので、町の受診率としてはちょっと正確な数値が出せないというような認識だと思っております

また、40歳以上の方の独りで住んでいらっしゃる方々についての健康に関してということですけれども、今までがそういったところの取組がございませんでしたので、今回その計画のほうの新たな見直しというところの中では、そういったところも入れられるような形で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、予防接種については、基本的には個別通知をするべきというふうには考えておりますので、また、そこの中で必要に応じて学校さんにも協力をいただける部分があるようであれば、そちらは検討させていただきながら、効率よく進められればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

健康増進計画は５年ごとにつくるということで、町の自殺対策も含めて、それに対する計画ということでしっかりつくっていただきたいとは思います。

それから、低所得者の妊婦初回受診で伴走型というふうに言われましたけれども、低所得者が妊婦の初回受診を控えるというか、そういうのがだんだん虐待になったり、いろいろ出てくるんだろうと思うんですが、それは伴走型でいいと思うんですが、それをまだ最初に保健センターに、そこに行かない人たちも調べられるんだよという、初回受診できるんだよということをどんなふうに周知するのかということですよね。その辺は、町は関与しないということなんでしょうか。それだけ１点お願いします。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時３０分

再開　午後　１時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

今お尋ねいただきましたのは、妊娠届が出る、出ないにかかわらず制度としてという点かなというふうに受け止めました。

ちょっと啓発ＰＲの方法は考えなければいけないとは思っているんですが、何より妊娠という一つの事象があって、それに合わせて伴走型と言っていますけれども、その中で幾つかお聞きする項目が大体標準化されておりますので、その方のこれから出産に向けた環境、その中には当然経済的な面、家庭の助けの面、こういったことを総合的に伺っていきますので、この中でケアするのが一番適切かなと思っています。

その一方で、もっと広い意味での啓発というんですか、子供を産み育てるというのはこういうことですよというようなものは、多分私どもの課に限らずで、一度洗い出しをしてやる必要があるのかなということは改めて認識をしたところです。ありがとうございます。

○委員長（西村茂久君）　他に質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません、簡単な質問ですけれども、ちょっと流れというか聞きたいんで、お願いします。

金額的な問題じゃなくて、私たちの予算書の89ページ、介護予防サービス、この中には、要介護、要支援の問題があるんですけれども……

○委員長（西村茂久君）　ちょっと小河原委員、待ってください。

特別会計のほうに関連になりますので……。

○委員（小河原　正君）　ちょっと聞きたいのは、特別会計とは違った内容の質問なんですけれども、この日程の問題、ちょっと聞きたかっただけです。

○委員長（西村茂久君）　確認しますけれども、何ページの、私たちの予算書の。

○委員（小河原　正君）　予算書にはない。数字的

な問題じゃなくて、私たちの予算書の89ページです。

○委員長（西村茂久君）　89ページね。

これは特別会計のジャンルに入るんですけれども。

○委員（小河原　正君）　でも、これを特別会計となっているけれども、私が聞きたいのは、要介護、要支援の審査の問題ちょっと聞きたかったんですよ。ですから、介護保険でいいんだと思います。

ここで聞いておけば、町の人が安心すると思って質問したんだけれども、駄目ならやめます。やめます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時３５分

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、３点お尋ねいたします。

まず、122、123ページの避難行動要支援者支援事業、社会福祉費の中の関係、確かに避難行動要支援者名簿の更新、個別支援計画の策定促進ということで、資料の中にも出ておりますけれども、これは実際努力されてここまで来ているんですけれども、個別避難計画策定率、これが避難行動要支援者数に対する割合が11％と、名簿作成同意者数に対する割合が16％ということになっています。

資料は47ページで、実際災害といっても地震とそれから水害じゃ違ってきますよね。町のほうもこういうことで担当課も努力はしていると思うんですけれども、実際、これは個別避難計画策定率ですから、実際106人の方個別に避難できるようになっているんですよねということで確認したいんですが。

さらに、予算ですから、これをどういうふうにさら進めていかれるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

続きまして、144、145ページの保健衛生費の中の保健予防事業でございます。

１つは、今前段でもお話がありましたが、子宮頸がんワクチンの関係で、これは子宮頸がんワクチン積極的勧奨に伴う経費を計上ということで、これが先ほど言ったＨＰＶ償還払い助成金になるのかで、実際子宮頸がんワクチン接種の関係の予算はどういうになっているんでしょうか。これとの関係でお尋ねしたいと思います。

それから、同じくこの中に新型コロナウイルス感染についてもお尋ねしたんですが、まず１つは、先ほど資料頂きまして、個別接種については調整中ということなんですが、これはこれまでの実績もありますし、町の個別の接種については、これまでの協力はいただけるんでしょうねという、それについての見込みですよね。

それが１つお尋ねしたいのと、それから、やはり５類になって、実際どのように変わるのかというのは、大まかな話はお聞きしていますが、実際負担との関係でもう一度その点、国の今言っていることを整理していただいて、どういうふうになるのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つは抗原検査キットの関係です。これは国や県それぞれ、町もそうなんですが、抗原検査キットの配布を行っています。私も一般質問していますので、一般質問の内容については承知しているんですけれども、実際高齢者施設では、国から頂いた抗原検査キットがもうそろそろなくなりそうなのでという話聞いたんで、それについては２月に追加で来ていませんかという話を

したところ、そういうふうな話はしていなかったので、実際どういうふうになっているのか。

それから、私は第８波については、確かに若い方についてはそれほど重症にならなかった。しかし、高齢者においては死者数も多かったので、これはただごとではないなというふうに思っているんです。特に、宮代町でも高齢者施設でクラスターに今回なっていますので、どういうふうな指導を行っているのか、その点お尋ねをしたいと思います。

それから、150ページ、151ページの保健衛生費の中の出産子育て応援給付金事業、これは国の施策で行われるんですけれども、実際この積算根拠ですよね、示していただきたいと思います。

その大きく３点、お願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

いただきました質疑に対してお答えを申し上げます。

避難行動の要支援者支援事業、予算書122ページでございます。

こちらは、避難行動の個別の避難計画でございますけれども、資料の47ページもありますように、現在のところ106名の方が計画の作成をいただいているというところでございます。こちらは、資料を見てもお分かりいただけますとおり、要支援者の対象者の方928名に対して、割合でいいますかと18％ということで、10人に１人ぐらいの割合で作成がされております。この数字は、多いと見るか、少ないと見るかなんですが、やはり全体の数からすると低い数字であるというふうに認識をいたしております。

こちらの計画の内容でございますけれども、実際の避難の個別の計画のほうには、もし地震や水害等があった場合、誰が避難を手伝ってあげるのか、そして、どこに避難をさせるのか、それをどのように行うのかというところが詳細に書かれた計画となっておりますので、そういった面で実際の災害のあったときには、そういった形で進められるような計画となっているというふうに認識をいたしております。

今後についてですけれども、こちら令和３年の５月に災害対策基本法の改正がございまして、おおむね５年程度で優先順位の高い人から個別の避難計画を作成するというふうになっております。

町といたしましても、まずは国の定める方向性である優先順位の高い人、こちらから進めていって、計画の策定を少しでも多く進められるようにやっていきたいと思っております。

具体的な方法としては、令和４年度でいいますと、５月に自主防災組織連絡協議会がございまして、そちらに直接赴いて、自主防災組織の方に説明をして、個別の計画の作成をお願いするように直接依頼をしたところでございます。

今後も自主防災組織の方々には制度の趣旨の説明や依頼をいたして、計画の作成が進むように鋭意努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

私のほうからは、３番目のほうに質問ありました新型コロナの関係でお答えします。

この会議の始まる前にご説明した来年度の関係で、個別接種の協力のほうの見通しはということですけれども、町としましては、これから医師会長のほうにはお願いしには行くんですけれども、

これまでどおりの協力を得られるように努力をしてまいりたいと考えているところです。

もう１点、このコロナの関係で、５類になったらというところで、今新聞等で報道されていますけれども、実際正式に保健センターのほうに５類になったからこうしなさいとかというところは全くないですので、報道ベースのお答えになってしまいますけれども、まず、５類になりますと、法律に基づいて国や県が行動制限とか飲食店に対する指示とかは当然できなくなってくるというのが１個です。

もう一つが治療費についてですけれども、これももう本当に報道ベースのお答えで大変恐縮なんですけれども、これまで本当に無料だった検査とか入院費用について、検査については５類移行後は自己負担、外来については初診料はこれまで自己負担であったけれども、５類移行後も自己負担いただいて、ただし高額な薬については無料というのが一応当面９月末までというような報道がされているところです。

また、入院については、５類前は無料でしたけれども、５類移行後は自己負担というところで、ただし月に最大２万円を軽減するような措置は取られるというような報道を聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質疑についてお答え申し上げます。

ＨＰＶの内訳ということだったかと思いますので、そちらにつきましては、子宮頸がんワクチン、まだこの当初予算を策定した段階では、２価と４価という形でのワクチン接種を見込んでおりましたので、対象年齢の方々が240名で、接種率0.6％見込んで、その方々が３回受けたというところで計算させていただき、720万程度を計上しています。

また、キャッチアップということで、対象者1,266人に対して、この方々に対してちょっと接種率は低くなるんですけれども、15％等を見込んでおりまして、この方々が３回接種するということで950万程度の予算を計上したところでございます。

また、抗原キットにつきましては、８月にお配りしたほか、この後ちょっと今のところ配布させていただく予定はなく考えておりますけれども、今後の感染の状況等も踏まえて、必要に応じて配布させていただく必要があるかなというふうには考えております。

また、出産子育て応援給付金の内訳的な部分でございますけれども、こちらにつきましては、妊娠届出時に５万円というのを月当たり大体平均17件あるかなというところで、それを12か月分ということで1,020万円、あと、出産届出後、応援給付金ということで月当たり25件ぐらいあるかなというところで、12か月分を計上させていただき、1,500万円の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。

高齢者施設のコロナ対策につきまして答弁申し上げます。

まず、１点目の検査キットの関係でございます。検査キットは、県のほうで国のものをお渡しする事業をやっておりました。それが９月と２月だっ

たかと思います。それにつきましては、町を通して周知の依頼が来るものですから、事業所のほうに町から周知をしている状況でございます。

続きまして、具体的な指導というところでございますけれども、町といたしましては、国の感染対策等の周知を事業者にしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、122、123ページの避難行動要支援者支援事業についてでございますが、この個別避難計画策定率、これは高いか低いかではなくて、私は高くしていかなくてはもちろんいけないと思うし、一人でも多くやはり被害者を出さないようにしなければいけない、そのために町も鋭意努力していると思います。

この数字106人なんですが、もちろん個人とそれから施設に入っている方も入りますよね。その施設も入っているのかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

それから、144、145ページの子宮頸がんワクチンの関係なんですが、これは新年度、今年度は随分予算が余ってしまいました。ですから、予算の積算の在り方もどうなのかなと。全員がもちろん予算つけるときには対象にしなければいけないんですけれども、果たしてそれが受けていただけるかどうかというのは、それぞれの判断によるものだと思いますので、なかなかその点では難しいと思うんですけれども、そうしますと、新年度の予算については令和４年度みたいなことにはならないというふうに思っていいのかどうか、その点お尋ねをしたいと思います。

それとあと、子宮頸がんワクチンの関係で勧奨に伴う経費というのは、これは今までもあったんでしょうか。ちょっと私は気がつかなかったんですけれども。その点、確認をさせていただきたいと思います。

それから、150、151ページの出産子育て応援給付金事業なんですけれども、ちょっと答弁が早くて、月12人掛けるそれを12か月、それと、もう一方は25人とか言っているんですけれども、５万、５万だから、金額的にはあれなんですけれども、すみません、聞き取れなかったので、もう一度お願いしたいと思います。

以上です。

ごめんなさい、新型コロナウイルス感染の関係で、抗原検査キットの配布の関係で、再質問なんですけれども、これは確かに昨年の９月、県からの各事業者へ配布をしたということと、それから、今年に入って２月にもう配布、一般質問のときにはまだ予定だったんですけれども、これは先ほどの答弁だと配布されたということですよね。

そうすると、私が今冒頭で聞いたように、高齢者施設の担当の方が知らないのかということで、私は聞いたつもりなんですけれども、これから感染状況はどういうふうになるか分かりません。しかし、高齢者施設ですから、リスクが高いわけですよ、重症化になる。ですから、新型コロナワクチン対策というのは、どこの会社でも一時期週に１回はこういった抗原検査キットで検査して、感染をしないように抑えている事業者、あるいは会社、そういうところもある中で、私は高齢者というのは施設に入っている方は高齢者同士が感染というのはあまりあり得ないんですよ。

実態はやはり外部から接触する方、それから、仕事で入ってくる方、あるいは職員からうつるというのは普通でしょう。だから、特に抗原検査キットなんかきちんと国や県から入るわけですから、

そういった事業者はどこで点検するんですか。少なくとも町のほうでどうでしょうねという、そういう点検は入っていいのかなと。感染対策上、そう思うんですけれども。それがきちんと先ほどから周知されているということであればいいんですが、漏れはないのかどうか、その点も確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

避難行動要支援者支援事業についてお答えを申し上げます。

避難行動における個別避難計画の策定者ですが、106名ということになっております。こちらの106名につきましては、基本としては居宅で、ご自宅で過ごされている方を対象とした数値になっておりまして、また、先ほど質問にありました施設で入っていらっしゃる方につきましては、施設のほうで避難計画を策定するという義務がございますので、基本的に施設のほうでの計画策定、そして、有事の際にはその計画のとおりに動くという対応になりますので、この106名には入っていないというふうにお考えいただいて結構でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきましたご質疑にお答え申し上げます。

まず、予防事業のところ、ＨＰＶワクチンについて、今年度と同じような形で予算が余らないようになるのかというご質問だったかと思いますけれども、こちらにつきましては、一応実績に基づいて、また来年度の当初予算のほうも計上させていただいていますので、今年度と同じような形はないというふうに認識はしているところでございます。

また、勧奨の経費についてというところでございますけれども、こちらにつきましては、保健センターのほうでの役務費というのは取ってはいないんですけれども、きちんと個別通知のほうを行いながら、勧奨のほう行ったりとかしているというところでご理解いただきたいと思います。

また、続きまして、出産子育て応援給付金ですけれども、こちらにつきましてはすみません、活舌が悪かったというところもありますけれども、妊娠届出時が17件で、12月分で1,020万円というところと、出産届出後、こちらについてが、１月25件で、12月分で1,500万円ということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。

コロナの抗原検査キットにつきまして、ご回答申し上げます。

県の事業等につきまして、周知依頼がまいりますので、周知以来となった施設につきまして、町から周知を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再々質問させていただきます。

まず、122、123ページの避難行動要支援者支援事業についてございます。

先ほどこれについてはあくまでも居宅ということで、施設等についてはまた別ということで、答

弁がありました。

そうしますと、施設のほうは施設のほうで確認しているというふうに理解しました。そうすると、この避難行動要支援者というのは分母にはならないですよね。そうすると、施設に入っている方は外すわけですから。そうすると、あくまでも個人については町のほうで責任を負って、避難できるように支援していくということになりますが、施設等については、どこが責任を持って進めていくのか、その点、確認させていただきたいと思います。

それで、この施設に入っている高齢者なんですけれども、昨年も一昨年も台風の時期の災害を見て、本当に施設も大変なことに災害が起きるとなってしまうなということで、施設のほうでも随分気を使ってもちろんいるところなんでしょうけれども、場合によっては、施設のほうから例えば先ほども言ったように、台風の場合は大きな台風が来る場合は、もう１日、あるいは２日前ぐらいから想定できるんで、移動は簡単だと思うんですけれども、施設に任せますか、あるいは個人で高齢者を自宅待機して、それで、災害に遭わないようにしますかという、そういうこともあるようなんですけれども、ですから、私はこれは施設についてもやはりさっき言った令和３年５月に対策基本法ができたから、それに沿って強めているんだろう思うんですけれども、そういった意味では、進んでいるんだなというふうにも思いますが、この個別については、個人のプライバシーもありますし、ですから、私らと言うと、議員も自治会の会長でもないし、自主防災会の会長にもなっていないので、その辺は本当に10人に１人でもなっているのかというふうな思いはするんですけれども、それは間違いないですね。

これはきちんと自主防災会と連絡密にしているようですから、避難はもちろんされるわけですよね。その辺だけ、最後ですので、確認させていただきたいと思います。

それから、144、145ページの関係で、新型コロナワクチンの関係でございます。

高齢者施設についても、抗原検査キットについては周知しているということなんですけれども、じゃ、そういうことで聞かれたときには、そういうふうにお答えしておきます。

それで、もし抗原検査キットが入らないようであれば、それは間違いなく、今の段階というか、新年度に向けてなんですけれども、それは大丈夫なんでしょうね。それだけ、例えば抗原検査キットが足りなくなっている、それを何か感染をしないために、補充をしたいというときには大丈夫なんでしょうねということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

避難行動要支援者支援事業のご質問でございますが、施設に入居されている方の個別の避難計画については、法令のほうで施設が行うことが義務づけられておりますので、計画の策定については施設のほうで責任を持って行うというふうに理解をいたしております。

また、自主防災組織についての今後の対応でございますけれども、昨年来なかなかこの策定が進まない状況を受けまして、自主防災組織の方にアンケートを取って、どういう今状況であるかというのをお伺いしたところ、やはり名簿の提供を受けても実際にその計画をどうやってつくったらいいか分からないという声も多くいただいておりま

す。

そういった状況を踏まえまして、自主防災組織については、この制度そのものの内容ですとか、具体的な計画策定の内容といった、そういったものも含めて説明をしていって、計画策定をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。

コロナウイルスの抗原検査キットの関係でございます。補充を考えていくとき、どうしたらよいかということでございますが、今年度国が実施しましたように、国が確保する分というがまずあると思います。そういったものにつきましては、適時町のほうから周知、ご案内を差し上げてまいります。

また、それ以上に逼迫してきた場合というものもあると思います。そういった場合には、町といたしましても、受給を見ながら、その都度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので……、補足答弁ですか。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（村山善博君）　健康介護課主幹の村山です。

深井委員さんのご質問で答えた内容にちょっと誤りがありましたので、訂正させてください。

内容は健脚チャレンジの内容を詳しく教えてほしいというところで、運動の実技だったり、座学だったりのその前後に血液検査というふうに私言いましたけれども、大変失礼しました、事前の体力測定と事後の体力測定でございます。

訂正は以上です。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で健康介護課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時１１分

再開　午後　２時２８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより産業観光課分について質疑に入ります。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を得てから発言いただくようお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　改めまして、皆さんこんにちは。産業観光課長の小川と申します。

大変お疲れのところ、ありがとうございます。本日の出席者につきましては、この後、自己紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　副課長の榎本です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（山内一生君）　主幹の山内です。よろしくお願いいたします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　主幹の鈴木です。

よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷と申します。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

それでは質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは何点か質問をさせていただきます。

まず最初に、156ページです。第５款労働事業です。

この中で、求人情報を提供などの雇用機会の拡充と書いてあります。しかし、中身が全くありません。私はこの労働事業に対して、ちょっと提案をしたいなと思っております。

私、ひとつ提案します。育児休業制度、育児参加の労働者の権利として定めたもので、育児介護休業法でも労働者は家族の一員として役割を円滑に果たすことができるようにすることを基本理念としているんですけれども、同時に基本理念に従って、労働者の福祉の増進に努めることを事業主・国・自治体の責務として、しています。町は、低賃金や希望する全ての労働者・失業者に、労働者の望む職業訓練や学び直しの機会を提供する仕組みを私はつくるべきじゃないかなと感じておるんです。

そこで、この第５款求人提供による雇用機会の拡充と書いてありますので、ぜひその辺のところは町としてどのように考えているのか。ただ、この提供というのじゃなくて、具体的にやるべきじゃないかなという感じはするんですよ。あまりにも貧し過ぎる。私はそれは町の責任でやるべきだと思っております。今、本当に失業者が多いんですよ。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時３１分

再開　午後　２時３１分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（山下秋夫君）　ぜひこの辺のところ、失業者が多い。コロナで家族でみんな失業している人もいますよ。やっぱり学ぶべき。低賃金もいっぱいいますので。新しい仕事をやりたいんだといっても、そういう学ぶ場所がないんですよ。町の責任として、そういう場所をつくる、必要じゃないかなという感じがします。学び直しだとか、そういう機会を、職業訓練とか、こういう仕事をやりたいんだけれども教えてくれるところないかなということで。町としてやるべきじゃないかなという感じがします。ひとつその辺のところ、どういうふうに考えているのか、お願いします。

次に、156ページの同じページの農業委員会事務事業でございます。これは区分７になりますね、区分の７、報償費です。

遊休農地解消活動謝金となっていますが、具体的に解消対策はどのようにやったのか、実績はどれぐらいあるのか、その辺のところ、よろしくお願いします。

遊休農地が増えているというのが、私は目にするんですよ、増えているんじゃないかなということで逆に。

あと、次のページの(2)の農業年金業務受託事業の実績、年金事業ですね、この(2)の農業者年金。それのこの実績というんですか、どのぐらい、今、この農業年金で入っていて、どのぐらいの人が、今、受給しているのか、それの実績を分かれば教えていただきたいと思います。

次は、160ページです。農業振興費です。

区分14の工事請負費です。真ん中辺です。14の工事請負費、どこを工事したのか、その辺のところ、この工事請負費と書いてあるんですけれども、どこを工事やったのか、ちょっと詳しく、もう一度、１回説明されたと思うんですけれども、またどこを。あと、どこに発注し、どんな選定方法でやったのか。

161ページでしょ。160ページですね、農業振興支援。それの農業振興費の区分14。163だったけれども、どこを指しているのか、ちょっとその辺のところ、もう一度。どこの業者に頼んで、どこの選定方法でやったのか、もう一度お願いします。一度、言ってみましたね。これは、私もなんです。14の工事請負費。ああ、これか。だから、どこのあれを業者に頼んでいるのか、その辺のところお願いします。見てきて、あれは見てきましたよ、みんなで行って。どこを頼むのか予定として、どこをどういうふうにするのか、ちょっとその辺のところが説明がないのでお願いします。

それと166ページ２目の商工振興費です。区分12委託料、産業おこしモデル事業委託料ですが、今、深刻な時期、原材料費の深刻な高騰が事業者を直撃していると。商工会議所、商工会を中心に、宮代の新しい事業モデルを起こそうと頑張っている、それは分かっております。どんなことが60万円の予算できるのかということなんです、私は。

新しい村のように、町が直接資金を提供するならともかくですよ、既存の事業者や商店で単独ではできない。町の発展のためにモデル事業に、公募並びに選定をして資金をつぎ込み、新しい経営戦略を、事務所や商店経営者でみんなで考える勉強会をすることはできないでしょうかということなんです。60万円じゃ、何が本当にできるのかという感じはします。

あと⑵まちなか起業創業支援事業も同様です。町の事業者を元気にするスタッフが考えていることをするべきです。

それと、この中に書いてある事業者のアンケート委託ですが、実施はもうお済みなんでしょうか。それともこれから内容はどんなアンケートの内容になるのか、教えていただきたい。

そして、６番目として167ページ、区分18の負担金補助金及び交付金の店舗住宅リフォーム補助金ですが、令和４年度補正予算のほうでは、利用者が少なくなったと言われたようにお聞きしていました。５年度では増額されていますが、この増えた原因、根拠というんですか。令和４年度の補正予算では利用者が少なくなったと、だから減らした。令和５年では予算が増額されているんですけれども、これやっぱり増えたということなんですか。予算では増えるという見込みなんですか。

あと168ページの２目⑶の宮代ブランド創造事業の区分12の委託料です。どんな、これもブランド委託料、どんな選定方法で委託をするのかという予定なのか。選定方法を教えていただきたい。

それと最後に。168ページです。３目の消費者対策費の説明の一つに、消費者対策事業の増額予定について詳しい説明をお願いしたいと思っております。何で増えるのかなと思って。

それと、区分７の報奨金研修会講師謝礼となっていますが、21万5,000円は１回の講習、これ１回だけの講習料なのか、それとも数回行われる講習代の予定なのか。その内容について教えていただきたいと思っております。

そして、区分18の負担金、補助金、交付金の杉戸町負担金となっているが、順番で杉戸町からの負担金なのか、それの、他町村から負担金が来ているわけですから、順番でこれは宮代がやったり、杉戸がやったりしているものなのか、ちょっと教えていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

まず、ご質問にございました予算書156ページ、農業委員会事務事業におけます、７報償費、遊休農地解消活動謝金でございます。

こちらにつきましては、毎年、農業委員会の農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんによります現地活動でございまして、今年度、令和４年度におきましては、字東地内の農地、こちら水田でございますが、こちらの水田の遊休農地965平米につきまして、除草等の作業を11月９日に実施させていただきました。

こちらの農地につきましては、春日部市内の農家の方が借り受けて、今年から米作りをすることとなっております。

続きまして、予算書158ページの農業者年金業務受託事業に関しまして、現在、宮代町の農業者年金の加入状況でございます。まず、年金をもらっている方につきましては３名でございます。それから、年金に加入されている方、掛金を納めている方につきましては５人でございます。

それから、予算書160ページ、工事請負費、こちら新しい村管理運営事業の工事請負費となります。せんだって、現地視察で若干説明のほうをさせていただきましたが、新しい村にあります育苗施設内の設備等についての更新工事を予定しております。

予定している更新工事を行う箇所でございますが、苗箱の積み重ね装置、それから育苗培土の供給制御盤、それからボイラー、それから脱水機、苗箱供給機、正逆ベルコン、土供給昇降機、以上の設備につきまして、更新あるいは部品交換を予定しております。

こちらの播種プラントにつきましてはメーカーがヤンマーとなっておりますので、ヤンマーと調整の上、進めていくこととなろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

では、ご質問を、順を追って答弁させていただきます。

まず、157ページ、労働事業でございますが、低賃金等々のお話ございましたが、現在、町のほうでは春日部地域雇用対策協議会という協議会に加盟しておりまして、県内企業の後継人材としての若年労働者の確保、定着促進、雇用改善などの雇用対策事業に、関係行政の連絡・協力支援を得て取り組んでいるところでございます。こちらのほう、協議会ですので、宮代町以外も近隣市町も入っていまして、主として事務局を担っているのが春日部のハローワークでございます。こちらについては以上でございます。

続きまして、167ページ、産業おこしモデル事業でございます。

60万で産業おこしができるのかというご質問なんですけれども、現在、町のほうでは事業者の方の高齢化、あと後継者がいないというような課題がございまして、町のほうでも新たな事業者を育成していく必要があると思っておりまして、産業おこしモデル事業につきましては、創業セミナーであったり、シニアの創業セミナーというのを開催しております。そのセミナーにつきましては、令和３年は現在１名の方が起業しておりまして、令和４年は２名の方、昨年行いましたシニアの起業セミナーにおきましても、この間の11月に行い

ましたので、令和５年には起業を予定している方がいらっしゃると、一応、商工会から伺っています。

続きまして、事業者アンケートでございます。こちらにつきましては、コロナを経て商工業者の方の現状を把握するという意味で実施しているところです。今年度、令和４年度は物価高騰に関した項目のほうもアンケートさせていただきまして、今回、物価高騰に関する支援金についても、そこの結果を見ながら制度設計したものでございます。来年度におきましては、まだ状況が見えてないんですけれども、こういうふうに商工業者の皆様の現状を把握する意味で実施する予定でございます。

続きまして、店舗住宅リフォームでございます。こちらにつきましては、令和４年度は臨時交付金を使いまして、350万、通常の予算を増額しまして実施しておりました。

令和５年度におきましては、その交付金が来る見込みが今のところ分かりませんので、町の独自予算として、通常より100万円増額計上をさせていただいています。それにおきまして、その町内事業者の経済循環を支えていきたいなと思っております。

続きまして、169ページ、ブランド創造事業の委託料でございます。

まず、観光情報誌配布委託料等観光情報誌作成委託料は、年に２回配布しています宮代iline（い～ね）でございます。印刷のほうをさせていただいて、今回も３月頭に、今、公共施設等と、あとは町外にポスティングをさせていただいているところであります。それの作成費用と配布委託料でございます。

もう一つが、メイドインみやしろ、カタログデータ作成委託料ですが、こちらにいたしましては、毎年、今回も４月広報に折り込みという形でカタログを作成する予定ですけれども、それと同様に来年度も計上しているところでございます。

選定方法につきましては、基本的には見積り合わせで金額に応じた選定業者数で見積りを競争していただく、そういう形にしております。

続きまして、同じく169ページ、消費者対策事業の研修会講師謝金でございます。こちらにいたしましては、20万増額させていただいています。こちらは、成年年齢が18歳に引き下げたことによりまして、若年者の方への消費者被害というのが全国的に広がっております。ただ、若い方々はなかなかそのような知識も乏しいので、今回、若い方が集まれるように、例えば芸人の方を呼んで、その芸人の方々と、その内容はいろいろありますが、Ｑ＆Ａの方式だとか、そういうことをして知識を深めて、かつ消費生活センターが宮代町にあって気軽に相談できるということを知らしめる、お知らせするような形で考えております。ちなみに、一応、県のほうからも補助金を２分の１ほど頂くような形で補助金の申請をしております。

最後に169ページ、杉戸町の負担金ですけれども、こちらにつきましては、消費生活相談、当町が今まで月曜日・水曜日、杉戸町が火曜日・木曜日ということで行っておりましたが、やはり週４回だと金曜日というのがなかなか地元で相談できないということで、今回、杉戸町さんのほうで金曜日、相談をしていただけるということがありまして、その金曜日にかかる費用の半分を町のほうから杉戸町へ負担する負担金でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最初に、156ページ、労働費です。

春日部協議会、そこの中で若年雇用の。これは勉強会なんですか、それとも具体的な紹介とかそ

ういうのをやるところなんでしょうか。それとも、何か、若い人たちが新しい就業訓練みたいな、する予定なのか、その辺のところちょっとお聞きしたいなと思っております。何かちょっと分からない、むにゃむにゃとした感じでしないでもないので、具体的な内容を教えてもらいたいなと思っております。

それと、農業費、農業委員会費、これ遊休農地、どのぐらい解消されたということ、955平米ということで春日部市が借りているんだということを言っていますけれども、全体的にこれは宮代の遊休農地、増えているんですか、減っているんですか。ちょっと見た目は草ぼうぼうになっているところが遊休農地だなというのは分かるんですけれども、あっちこっちに今ありますよね。久喜のほうから春日部のほうまで、草だらけになっているような田んぼ・畑があります。中には林みたいになってしまったところもあります。その辺のところはどういうふうに解決するのかなという感じはします。遊休農地解消活動と書いてありますので、えっ何だろうという感じなんですよ。

これ、あと、相手が借りた後、今度は遊休農地を解消する活動なんですか、解消する。借りたいなというところだけを。ちょっと分からないような感じがします。全体を、宮代町の遊休農地を解消するというんだったら話分かるんですよ。やっぱりそういうことで町も頑張っているんだなということで。これ見ていると、聞いた話だと、やっぱり955平米を春日部市のほうで農業をやりたい人が借りたということで、そこをやったということなんですけれども、えっ、それだけって。具体的な解消方法を考えているのかどうか、ひとつお願いします。

159ページの年金のあれは分かりました。現在、加入年金もらっている人は３名、加入者が５名、合計８名しかいないということなんですね、これに参加している、農業年金は。農業年金としてやっているのは８名だけなんだということなんですね。実態は分かりました。年金は年金ですけれども、８名がやっているんだということでね。

これは、この農業年金というのは町が、国民年金と同じで町が勧奨していることですよね。ここに書いてあるということは。ちょっと聞き慣れない、ここ農業年金ってあったのかという感じがしないでもなかったんですけれども。はい、これはこれで結構です。

あと、新しい村の改善の言っていましたけれども、これは発注者は最初からもうヤンマーと決めてしまっているんですか。それとも、発注元ですね。これ、競争で入札かけることはしないんでしょうか。最初からもうヤンマーだよというふうに決めてしまったんですか、発注するのに。

やっぱり、より丈夫で長持ちしてやるような、そういうところに発注するということはできないんでしょうか、競争入札で。やはり町でやる工事ですから、全て競争入札でやったほうがいいんじゃないかなという感じは私はしないでもないんですよ。もう指名して発注するということは、ちょっとおかしいなという感じはするんですけれども、税金でやるわけですから。その辺のところはどういうふうになっているのか、どうしてもここでなくちゃ駄目なんだというんだったら別ですけれども。お願いします。もう一度お答えください。

それと、167ページですね。産業おこしモデル事業ですけれども、現在、令和３年度で１名、令和４年度で２名、令和５年度ではまたやれる人がいるというんですが、この産業おこしで店をやってどうなっているのかというのは、町で、いや、まだ少し面倒見なくちゃいけないんだとか、いろいろあるわけでしょう。それ、独立してできるよ

うになっているのかどうか、その辺のところ、継続的にやっていくのかどうか。ただ、産業起こしたら、それで終わりだよということなんでしょうか、これは。その辺のところ、何年までは補助金とかそういうのを出しますよとか、何かあるんでしょうか。細かいところで悪いんですけれども。

アンケートは、これ今年取るアンケート、もう実施しちゃったということなんですか。まだ、これからですよね、アンケートの実施は、予算が通ってないんだから、そうですよね。内容だけは、こういう内容でやりますよということで、令和５年度では、ちょっと細かいことは分かりませんけれども、アンケートを取るということなんですよね。それでよろしいですね。よかったら、それでいいということで言ってください。

あと、168ページの、ブランド創業事業でございますけれども、これは見積り、競争入札、これはやっているということでよろしいですか。入札は競争入札だよというので、これは。先ほど、見積り合わせは競争入札で指名をしているということで説明がありましたけれども、これは競争入札なんだと。そうじゃないんですか。それとも任意で、町がカットして、アンケートを頼んでいる、そのアンケート会社に。

先ほど、見積り合わせで競争入札指名しているということで説明されたけれども、どうなっているのかなという感じがしたんでね。競争入札だったら競争入札で結構です。見積り合わせで競争入札指名しているんだということで言ったんだけれどもね。印刷ですから、これね。同じ会社にずっとやっているのかどうか分かりませんけれども。

最後に、消費者対策なんですけれども、若い人が、今、県からの２分の１でこれはやるんだということで、県からも指導があって、こういうことをやってきているんだと思いますけれども。ぜひ、若い人が分からんとだまされやすいというわけじゃないんですけれども、やっぱり消費者、若い人も犯罪とかそういうのをやっていまよ、そら確かに。いろんなところでニュースが出ています。

だまされるだけじゃなくて、だまされない、だますほうもしないようにしなくちゃいけないと思っているんですよ。やっぱり消費者対策、今、本当にだます人がたくさんいます。それの対策をきちんと若い人も含めてやっていかなくちゃいけないので難しいところになると思いますけれども、これはそういう警鐘を強めていってほしいなという感じはするんですよ、具体的にね。今回はこういう芸能人を集めて、芸能人で扶助する。これ、１回限りということでいいんですね。１回で54万円かかりますよということで、対策事業は。それとも、これは報奨金として21万5,000円ですから、21万5,000円で済むんですか。ちょっと分からないけれども、消費者対策費用として、どのくらいかかるのか。研修会講師報奨がこれが21万5,000円が芸能人呼んだ費用なんですか。その辺のところを教えていただきたい。

杉戸町の負担金は分かりました。金曜日だけ大きくするということで、分かりました。はい。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たっては、質問側がいいんですね、これでということも含めて、改めて答弁してください。

答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹、山内です。

先ほどのご質問にお答えします。

すみません。157ページの労働費でございます。

春日部地域雇用対策協議会でございますが、こちらでの内容につきましては、新規学卒求人の説

明会であったり、高校の求職開拓訪問、また大学等の求人企業の合同面接会や管内企業の若手社員の研修会、また管内企業の新卒就職者の激励会などの内容を主にやっているところでございます。

続きまして、167ページ、産業モデル事業でございますが、先ほど申し上げたように、何人かの方が起業をしておりまして、その方々へのフォローでございますが、まず、できる限り、商工会の会員になっていただいて、困ったときに経営指導員に相談を受けるだとか。資金的なものにつきましては、町のほうの商工業者活性化事業補助金、または起業・創業の補助金等々がございますので、そちらのほうを要件に合えばご利用いただいて、その後、経営を続けていただくというようなことを考えております。

続きまして、167ページ、委託料。ブランド創造事業の観光情報誌等の委託料でございますが、入札ではないんですけれども、町のほうが幾つか選定した業者で見積りを競争してもらえて業者を選定していますので、毎年同じ業者になるわけではございません。

続きまして、168ページ、169ページの消費者対策事業の研修会講師謝金でございますが、芸能人を呼ぶ費用につきましては20万となっております。１万5,000円はまた別の講師を呼ぶ費用でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

まず、156ページ、農業委員会事務事業におけます遊休農地解消活動に関しましてのご質問でございます。

遊休農地に関しましては、議員さんご指摘のように毎年のように増えております。令和４年度に実施しております農業委員会によります利用状況調査におけます遊休農地の面積でございますが、全体で32.9ヘクタールとなっております。

今回、遊休農地解消活動で３農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんが草刈り作業をやっていただいた水田につきましては、再生後の営農再開後に、確実に担い手の方に引き継いでいただけるということで場所を選定させていただきまして、農業委員さん等のお力によりまして、次に引き受けてくれる生産者を確保した上で実施したところでございます。

続きまして、160ページの新しい村の更新工事の関係でございますが、業者の選定につきましては、他の工事同様、業者選定委員会のほうで諮りまして、指名業者のほうを選定することとなります。あくまでも設備のメーカーがヤンマーということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　いいですねと言われたやつ。間違っていたら、ちゃんと答弁してくださいよ。

答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

よろしいですかと聞かれたものも含めて答弁させていただいたと思っています。はい。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

すみません。１問漏れておりました。事業者へのアンケートでございますが。

167ページです。事業者アンケートなんですけ

れども、令和５年度の予算でございますので、まだ実施はしていませんし、また内容についても、まだ固まっているものではございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

ちょっと何問か質問させていただきます。

１つは農業振興費や、ヤンマーで同じメーカーでやるんだということで質問されましたけれども、これはもう、じゃ最初からもうヤンマーと決めてしまったんですね。その辺のところが、なぜ競争入札でやらなかったということで私は質問したんですけれども。もう競争入札も何もない。最初からもうヤンマーというふうに決めている。そういうことでなっているということなんです。ちょっと私は腑に落ちないなという感じはするんですけれども、やっぱりどんなことがあっても入札かけるべきじゃないかなと感じはします。勝手にもうここだけだよといったら、もう全てめちゃくちゃになりますよ。最初から、そういう発注の仕方だと。それじゃ、あってないようなものですよ。じゃ、町長がここだよと決めたらやってしまう。やはりまずいですよ、私はそう思いますよ。やはりきちんと入札はかけるべき、そう思います。

その１点だけで結構です。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　160ページの工事請負費、新しい村育苗施設の更新工事に関しまして、先ほど申し上げましたのが既存の育苗施設の設備につきましてはメーカーがヤンマーでございます。今後、更新工事を実施するに当たりましては、一般の工事同様、業者選定委員会におきまして指名業者を選定させていただきまして、入札でやることとなります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いします。

簡単な質問で申し訳ないんですが、３点質問させていただきます。

まず、１問目なんですけれども、予算書160ページ、161ページ、私たちの予算書では93ページになります。

農業経営基盤強化対策事業、この中で耕作放棄地再生事業対策補助金、これ47万円ということで、昨年と同じ額になっていますが、詳しくいうと46万5,000円なんでしょうけれども。これが担い手経営体が取り組む耕作放棄地等の再生事業の支援ということで、それの利用の推進をしていくということになっておりますが、この具体的な説明ですね、その46.5万円の内容を教えていただきたいと思います。

今年度は、これ東地区でタケウチ農業さんがやられていたということなんでしょうかね。来年度はどのように進めていくかということも一緒にお答えいただきたいと思います。

２番目なんですけれども、164ページと165ページ、私たちの予算書では14ページになります。

こちらのほうなんですけれども、表示のところ、ちょっと細かくて失礼なんですけれども、農業用用排水となっているので、用という感じが１個多いんのではないかなと思うんですが。私たちの予算書のほうですね。

こちらのほうなんですけれども、中島地区、宮東地区の水路ゲートの改修ということで1,351万円となっているんですが、こちらの工事の詳細を教えていただきたいと思います。

最後なんですが、168ページ、169ページで、私

たちの予算書では96ページになります。

こちらのほうは、消費者対策事業ということで、被害未然防止のための啓発グッズの配布ということで、こちら５万円という形になっております。これについても、詳細を伺いたいと思います。今年度で、どのような効果があったのかということでお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

予算書168ページ、169ページ、私たちの予算書96ページの消費者対策事業、啓発グッズの詳細ということでご答弁いたします。

この啓発グッズなんですけれども、これはみんなが消費者、中学生３年生に向けた冊子を毎年配布しているものでございます。こちらにつきましては、成年年齢も低下してきて、中学生にそういう消費者被害のことをお知らせして。また、成人式のときにも、また別の冊子ですけれども出しております。

先ほど申し上げました芸人の講座ということで、若年の方への、特に被害に遭ってから相談するようなケースも見られますので、未然に防げるようにということでやっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査、鷺谷です。

予算書164ページ、165ページなんですが、農業用排水とちょっと表記が違っておりまして、こちらについては来年度以降は統一するようにいたします。

こちらの事業費なんですけれども、設計業務委託料が99万円、工事費が9,350万円となっておりまして、合わせて1,300万となっております。工事費が935万円です、ごめんなさい。

こちらについては、宮東堰とあと姫宮落堰ということで、２か所工事を行います。ちょっと今日は申し訳ないんですが、おのおの幾らということで、積算のちょっと根拠を数値は持ってきていないんですが、合計して935万円が工事費となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

予算書160ページ、161ページ、それから、私たちの予算書93ページにおけます農業経営基盤強化対策事業の耕作放棄地の補助金の関係でございますが、こちらの耕作放棄地再生利用対策補助金につきましては、宮代町地域農業再生協議会が実施主体となって実施する耕作放棄地の再生の取組に対しての補助金でございます。

こちらは具体的には、先ほど農業委員会の解消活動で実施しております遊休農地の解消活動につきましては、遊休化あるいは耕作放棄地化の程度がちょっと機械を、手を加えれば再生が可能な農地において、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんにご協力いただきまして、再生をしていただいているところでございますが、こちらの地域農業再生協議会が実施する箇所につきましては、重機等の大がかりな機械を投じて再生を行う。あるいは雑木の伐採・伐根、整地等を行う事業についても取り組んでいるところでございます。

それから、こちらの再生協議会が実施しております遊休農地再生の取組でございますが、担い手

農業者が実際に耕作している農地の周辺で遊休化が進んでいる田んぼあるいは畑に関しまして、その担い手農家さんが自ら率先して自分で機械を持ち出ししてきれいにして、そこの農地を借り受けて作付を再開するという取組に対して支援をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

その160、161ページのこちらの耕作放棄地の関係なんですけれども、これ利用者が、大がかりということもありますので、もし利用者が見込みよりも増加した場合には、どのようになるのかということをお伺いいたします。

２問目の164、165でのこの改修工事なんですけれども、これは宮東・中島地区圃場整備に必要なものとしてやる工事であるかどうかということをお伺いいたします。

最後のところ、３問目なんですけれども、この啓発グッズのこの予算書の中では、10の需用費の消耗品費の中に含まれるということでよろしいのかどうかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

予算書160ページ、161ページ、私たちの予算書93ページの農業経営基盤強化対策事業、耕作放棄地再生利用対策事業に関しましてのご質問についてお答えいたします。

利用者が多かった場合はどうするのかというご指摘でございます。こちらの事業に関しましては、ある程度、確実に再生ができて、確実に引受け手が見込める、そういったところを、ある程度選定いたしまして、毎年絞り込んで実施しているものでございまして、仮に利用者が多かった場合につきましては、やはり再生してそのままにされてしまいますと、また遊休化されてしまいますので、確実に受け手がいるところを選定してやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

予算書168ページ、169ページ、啓発グッズの節なんですけれども、議員さんおっしゃるとおり、需用費の消耗品費でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷です。

164ページ、165ページの宮東堰と姫宮落堰につきましては、圃場整備事業をというのは別にあるんですが、その受益地に水をかんがいしている施設ですので、圃場整備事業には関係いたします。

ですが、今回、県の補助事業として予算計上させていただいたのは、もう老朽化がひどくて、大変危険な状況だと。宮東の圃場整備事業を待っていると、ちょっと待ち切れないということで地元からも要望ありまして、今回、至急に予算計上したものです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そうしますと、２問目の工事に関しては町独自でやるという形でよろしいということですか。それだけ再質問させていただきます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷です。

こちらにつきましては、町単独ではなくて県の補助金をもらってやります。県費単独土地改良事業というのがありまして、県の補助事業でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

３点質問をさせていただきます。

予算書の164ページの農地費一般管理事業の中の委託料で、用排水路等草刈・汚泥引上等委託料について伺います。

こちらは、前年度よりかなり金額が上がっておりまして、委託先が変わったのか、場所が増えたのかなどご説明をお願いいたします。

次に、予算書の166ページから169ページです。

まちなか起業創業支援事業の中の委託料、起業創業支援事業委託料のこちらは月３万円ビジネス講座への委託料かとは思うんですけれども、こちらの積算の内訳と、あと私たちの予算書の30ページにあります、こちらの下の表では令和４年度までということになっているんですけれども、今年度も開催をされるのかという確認です。

次に、169ページのこの起業創業支援補助金についての積算内訳をお願いいたします。

最後に、同じページの168、169の宮代ブランド創造事業の中の東武動物公園駅ショーケース使用料と会場使用料の、こちらも積算の内訳なんですけれども、あとこのショーケースに関して、姫宮駅にもショーケースがあったかと思うんですけれども、和戸駅にはあるのかちょっと分からないんですけれども、そのほかの宮代の駅のこういったショーケースはこういう料金がかかってないのか、そのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷です。よろしくお願いします。

予算書164ページで、草刈り業務委託の関係で予算が昨年度よりかなり多いということですが、こちらにつきましては、前年度より要望箇所がかなり多くなりまして、そちらについて対応するために、予算がちょっと多くなっております。実際どこをやるかというのは、例えば、笠原沼落というのがありまして、そちらの水中の草刈り、図書館の後ろからずっと老人ホーム、あそこ笠原沼落なんですけれども、そこの水中の草刈り。あと、それをずっと下流に行きますと、東武線を通りまして、その先、市街化区域に入っていくんですが、そちらについても、今かなりひどい状況になっておりまして、本年度やりたかったんですけれども、どうしても予算の計上、間に合わなかったというか、足りなかった関係がありまして、来年度発注で対応したいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

では、予算書166ページ、予算書167ページの起業創業支援事業委託料についてお答えいたします。

積算根拠ということですけれども、月３万円ビジネス講座はまず無料体験ワークショップがございまして、それをやりまして、次に第６回の講座で、６回の最終回が３、２、１の１なんでイベン

トなんですけれども、それとあとはフォローアップ、それの費用で208万6,000円ということになっております。また、その中にはチラシの作成料だとかそういうのも入ってございます。

続きまして、私たちの予算書で、令和５年度も開催するのかということでございますが、過去３年やりまして、起業者も出てきておりまして、今後、商工業者の方をこう増やしていくために必要だと思っておりまして、今年度、令和５年度も開催する予定でございます。

続きまして、169ページ、起業創業支援補助金の積算でございます。

こちらにつきましては、通常の起業する方、１人当たり２分の１の補助率で20万円が５件、もう一つがマルシェ開催補助金で５万円が８件という積算になっております。

続きまして、169ページ、ブランド創造事業の使用料及び賃借料でございます。

東武動物公園の駅のショーケースの使用料につきましては、大体5,500円ぐらいの12回で６万6,000円となっております。もう一つの会場使用料は、先般２月26日に開催させていただいた無印での宮代まーぶるマルシェを予定しておりまして、それの使用料ということで8,800円の４時間の２日分というふうな積算をしてございます。

また、宮代町のほかの駅につきましては、東武動物公園は借りて利用しているんですけれども、和戸駅にはなく、姫宮駅もちょっと町で入れて利用しているものではございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

草刈りについて、そのように範囲を広げてやっていただけるということで承知をいたしました。先日ちょっとお伺いしたということもあるんですけれども、道路のような、実は用水路であったというそういう箇所というのは、道佛地区以外にもあるのかというのをお伺いいたします。

次に、まちなか起業創業支援事業についてです。

こちら、今まで３年３回開催をして約40名の方がご参加されたという資料ございまして、この中で起業を今もされている方というのは何名ぐらいいるのか。また、先ほどフォローアップもされているということなんですけれども、この起業されなかった方のご意見などを伺っていたら教えてください。

最後のショーケースは姫宮駅に何かいろいろ飾ってあったのを見て、こういう地域の方がされているのか、何かその辺どういう状態になっているかというのは町で把握していないということですかね、はい。分かりました。

じゃ、２点お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査、鷺谷です。

道佛のカスミの後ろに水路がありまして、そこには蓋がかかっておりまして、そういう状況にはなっておるんですが、あそこ市街化区域でございまして、あそこの上流と下流というのが中須用水、の後ろも中須用水なんですけれども、どうしても用水をあそこで潰すわけにいかないので、上流と下流を市街化の幹線でつないでいるものなんですけれども、ほかにあのような蓋がかかっている農業用で用水路・排水路ということでなっているものについては特に町内にはございません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹

の山内です。

月３万円ビジネス、過去３年やらせていただきまして、３年目はまだ途中なんですけれども。もちろん起業した方が、先ほども申し上げましたように何名かいらっしゃって、例えば、まだ起業はしていないんですけれども、６戸でシェアキッチンをやったりされている方、あとは町の違う子育て広場とかの事業等でご協力いただいたりとか、起業というラインは超えてないんですけれども、それ以外でも町というか、町全体の活気づくりだとかそういうことに副次的ではございますがやっています。

また、その３ビズへの参加者の方が先ほど申し上げました創業セミナーとかで専門的な知識を得まして、次のステップの起業に踏み出している方もいらっしゃいますので、非常に大事な事業かなと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

すみません。フォローアップにつきましては、月３万円ビジネスのその講座の中で、講座終了後からその年度が終わるまでにフォローアップをしていただいています。

なので、その後というのは、また町のほうで、今回も新しい村等で、村の集会所等を、卒業から１年以内であれば１回は無料で利用できるような制度を設けまして、今回もクリスマスにもやっていただきましたし、ほかの機会でもやっていただきまして、活躍の場というか創業の一つのきっかけにしていただいているところです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目の草刈りの件なんですけれども、その道佛の後ろの道で、特に民家に隣接、もうすぐその水路になっているという状況のところは、やはり草刈りのことで困っておりますので、特にちょっと気をつけて見ていただいて、あと先日もご提案をさせていただきました防草、砂のようなものも取り入れていただけるよう、こちらのほうは要望して、終わります。

２点目のこちらのまちなか起業創業支援事業についてです。

こちらは、いろいろご活躍いただいているのも私も拝見をしてはおります。それで、楽しそうにやられているとは思うんですけれども、やはりこのビジネスとして起業をしたいという、そういう思いでそういった参加をされているということもあるので、そのあたりの活躍の場ということは、もちろん経験だと思うんですけれども、そのビジネスというところのフォローというか、そういうところはどうなのかということと。

あと、この講座に参加をして、それでそこでやろうと思ったんだけれども、やらなかった方というのもいるのではないかなと思って、その方たちのフォローというか、どういう、起業をしたいとう思いで参加をされて、でもそれがなかなか起業に結びつけないという、その講座の中でフォローアップはされているということなんですけれども、こちら町の事業としているので、町でそういった方のフォローというか、そういうことはされないのか。またはアンケートというか、聞き取りというか、そういうことがあったら教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

月３万円ビジネスのフォローということなんですけれども、町といたしまして、先ほど申し上げました創業セミナー、もう一つ単発で、事業をよりよくするヒントに、販路開拓・商品開発・改良のきっかけづくりセミナーというのを、今年は３月28日、昨年度は３月30日に実施いたしまして、その際にも３ビズの方が何名か参加しております。

また、もちろん講座に参加して卒業したんですけれども、その後に続かないという方ももちろんいらっしゃいます。町としては、年に１回、アンケートというか、その後、どういうことをしているかというのは把握させていただいているところです。

また、町でやったよりもっと前のやつで、７年ぐらいかかってから起業したりとかご活躍されている方もいるので、それは長い目で見ていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時３８分

再開　午後　３時５０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、産業観光課分の質疑を行います。

質疑のある方。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。大きく２点お願いします。

新しい村の管理運営事業162、163でＬＥＤなんですけれども、資料の10番です。

ほかの課とか見てみると結構進んできたんですけれども、指定管理のところが結構ＬＥＤ化しっかり取り組んでくれているんですけれども、新しい村のほうは、今後、指定管理の方とか話し合って進めていくのか残っている部分、お願いします。

あと、168ページ、資料の27、消費者対策事業です。

先ほどから何人かの委員も質問していますけれども、この資料の27を見ますと、被害の件数というものが100件前後なんですけれども、その若者対策をするんですけれども、若者の被害の未然に防ぐということでいろんなイベントとかするようになると思うんですけれども、やっぱり若者の相談というのが増えているのか、この件数の中の何件か分かったらお願いします。

もう１点、私たちの予算書のこの消費者対策なんですけれども、その中の項目に消費者被害防止サポーターの養成５万円とあるんですが、これをちょっと細かくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

予算書162ページ、163ページの新しい村管理運営事業のＬＥＤ化の話ですが、こちらについては指定管理者と話しながら進めていく予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

予算書の168ページ消費者対策事業で、委員会資料の27ページでございます。

若者の被害ということなんですけれども、ちょっと正確に何件というのではないんですけれども、その中で若者が、例えば勧誘される、例えば無料

ネット求人広告だとか、そういう売買契約につきましては40件ございます。その中には訪問販売とかも入っていますので、全部で40件ですけれども、40全部が若者ということではなく高齢者の方も混ざっているところでございます。

続きまして、予算書168ページの消費者被害防止サポーターの養成でございますが、こちらに関しましては、埼玉消費者被害をなくす会というところが養成講座をやっておりまして、過去１回、まず養成講座を実施しまして、現在５名の方が活動しておられます。今年10月にももう一回開催させていただきまして、３名増えて現在８名でございます。

その消費者被害防止サポーターの方々には、ちょっとコロナ禍ということで、毎月、県から送られてくる資料等を郵送させていただきまして、その方々がご自身のサロンであるとか、お知り合いの方とかに周知していただく、そういうような活動をしていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

新しい村管理運営事業のＬＥＤに関しては、今ご答弁いただきましたように、指定管理のほうとやり合っていただくということで了解いたしました。

電気代も高騰していますし、環境の負荷ということもありますので、特に新しい村は自然ということでしていますので、一日も早くお願いいたします。

次の消費者対策事業の件数的には若者とか関係なく40件あるということが売買契約ということで、報道とかでも出てはいますけれども、今度、週１回増えるということで先ほどありました。

私もこう議会来たときに通ると結構閉まっていることが多いんですね。ということは、相談者が多いことかなと、相談室のドアがいないときは開いているんですけれども、開いていないということは中にいるということと、時間も長くなったのかなと。以前、来ていたときより、開いている日が少なくなったかなという気はいたします。そこは分かりましたのでよろしくお願いいたします。

そして、あとサポーターの養成についても分かりました。これコロナだから、今は自分のサロンとかで報告というんですけれども、ちょっとこれからマスクも任意で個人の判断によりますけれども取れたりとか、だんだん活動もいろいろできてくると、もうちょっと活動ができるのか、そのあたり、どのような活動になっていくのか、本来の養成した人に対する活動ですよね、そこをお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

すみません。１個質問ではなかったところなんですけれども、議会に来られるたびにドアが閉まっているとあったんですけれども。現在、月曜日と水曜日が10時から４時ということでやっております。それ以外の時間なんですけれども、なかなか庁舎内個室がないということで、教育委員会さんとかが使っていて、もしかするとそういうので閉まっている場合もございます。

もう一つ、消費者被害サポーターの今後の活動なんですけれども、最初に初めて養成したとき、まだコロナ前でしたけれども、そのときは社会福祉協議会の地域サロンの代表者の集まりに出ていただいて、こういう方が防止サポーターでいるんですよというようなお話はさせていただきました

し、また桜市とかそういうイベントでティッシュを配っていただいたりとかということでやっています。

そのほかで、ワクチン接種のときに消費生活相談の啓発ティッシュを会場に置かせていただいたりしています。活動については、またサポーターさんのほうと、どういうような活動ができるのか、おいおい考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑のある方。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、２点についてご質問させていただきます。

まず１点目は164ページ、165ページの農業生産基盤整備推進事業、これは埼玉型圃場整備の実施ということなんですけれども、１つは前段で質問もありましたが、県の補助金を活用しての堰の改修工事、これはどこにある堰の改修工事か、それが１つ。

それと、宮東及び中島地区においても埼玉型圃場整備事業なんですけれども、これは令和５年度の事業として基本計画の策定と組合設立に向けた協議を行うと。これは組合の設立に至るんでしょうか、その辺の。

それと、まだ事業は令和８年度まで整備完了まで続くわけなんですけれども、どういった事業が残っているのか、その点についても併せてご答弁願いたいと思います。

もう一つは、これは予算にないんですけれども、産業観光課として遊休農地への対策、それから担い手対策の推進、農地の基盤整備や高付加価値農業の推進ということで進めようということでやっていらっしゃるんですけれども。

ロシアのウクライナへの軍事侵略によって、物価高騰の影響が出てきております。当町では農家さんの肥料価格高騰もあるかと思うんですが、これへの対策として、どのようになっているのか、ちょっと予算があれば、これだというふうに示していただきたいと思うんですけれども。

その大きくいって２点お願いをしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷です。

まず、堰が２か所ありまして、宮東堰と姫宮落堰というのがございまして、まず姫宮落堰というのは、中島にひさやというラーメン屋があるのをご存じでしょうかね。そこを入っていくと姫宮落というのがありまして、そこのところにある堰です。ちょっとあまり行かないところだと思うのでちょっと分かりづらいと思うんですが、県道の春日部久喜線にある、ひさやというラーメン屋の後ろにある堰です。それで、宮東堰につきましては、こちらもちょっと分かりづらい場所なんですが。

そうですね、今、県道で宮東保育園を今造っておりまして、そこから中に、宮東保育園のすぐ脇にある水路の上流の500メートルくらいのところにある堰です。こちらも道路から見ると、水平線じゃなくて、ちょっと下に見下ろすような感じで隠れちゃっている場所なのでちょっと分かりづらいと思うんですが、２か所はそちらにあります。

あと２つ目の質問で、宮東・中島圃場整備事業の関係でなんですけれども、まず令和４年度、本年度につきましては基礎調査を実施いたしました。基礎調査で現地調査測量を実施しまして、土壌の状況を調査、あと地耐力の調査、施設の状況調査、施設の状況調査というのは水路とか道路とかがど

のように配置されているか、あと構造物がどのように設置されているかの状況調査をしました。あと地盤調査ということで、田んぼの１筆ごとの高低差を調査しまして基礎調査としました。

来年度、令和５年度なんですが、来年５年度は事業調査ということで、県が国のほうに補助申請の書類を出します。それに対しての事業の調査ということで、本年度やった基礎調査資料を基に施設の設計、施設というのは水路とか道路とか、あと田んぼの高さの調整とかそういったものの設計をします。そういったものを事業計画書として作りまして、国審査資料ということで作成いたします。

令和４年度、令和５年度なんですけれども、その後、３か年かけて、まず令和６年度につきましては用地測量を実施しまして、境界びょうを設置しましたり、境界座標も測量実施いたします。

令和７年度なんですけれども、工事が始まります。工事と併せて、工事の前には、道路が一部寄附採納とかで拡幅されますので寄附採納の手続、そのほかに分筆移転登記を実施します。

令和８年度につきましては、令和７年度に引き続きまして工事を実施しまして、工事終了後、県から町への贈与等の手続を実施いたします。

あと土地改良組合なんですけれども、令和５年度に設立いたします。令和５年度に設立いたしまして、令和６・７・８と運営する予定になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

肥料の高騰対策へのご質問でございますが、こちらにつきましては、昨年、令和４年の秋頃に、国のほうから方針等緊急対策が講じられておりまして、ＪＡが実施主体となって肥料価格の高騰分への補填という形で、町内の農家さんで農協さんで肥料を購入された方については、個々に支援の手続のほうを進めております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

まず、164、165ページの埼玉型圃場整備の実施、これにつきましては、大まかな年度で今答弁いただきましたので、そういうふうな段取りになっていくのかなというふうに伺いました。

この組合設立なんですけれども、大体、農家さん、どれぐらいの組合の規模になるんでしょうか。それをお願いしたいのと。

それから、先ほど言いました宮東・中島地内の堰の改修工事、間違えるといけないので、ここだという図面を、後で結構です、議員の皆さんに分かるように示していただきたいと思います。

それで、再質問なんですけれども、予算なんですけれども、この農業生産、要するに埼玉型圃場整備事業については分かるんですが、この宮東・中島地内の堰の改修工事というのは、どれに当たるんでしょうか。この施設改修工事費がそうなんでしょうか。その確認をさせていただきたいと思います。

それから、２点目の肥料価格の高騰対策なんですけれども、先ほど、昨年の秋の国からの、個々にＪＡを実施主体にして手続を取ったということなんですけれども。これについての町の独自支援策というのは考えられないのか。もうこれで、昨年の秋の国からの支援で十分なのかどうか。私は農家さんの話を聞くと、やはり大変だというような話を聞くもんですから、そういった必要はあるのかなというふうに思っています。そういった町

独自の支援策というのはどうなんでしょうか。その点、お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長の小川です。

ご質問にございました宮東・中島の関係の図面のことについて、ご答弁のほうをさせていただきます。

２月28日の委員会視察のときに、皆様に図面のほうをお渡し済みではございますが、もしお手元にないようでしたら、またお声がけいただければお渡ししたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。委員会が違うということで、後でお渡しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。失礼いたしました。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査、鷺谷です。

堰２か所、宮東堰と姫宮落堰の２か所の予算の関係なんですけれども、予算書の165ページの委託料の322万5,000円と、あと14番の工事請負費の1,028万5,000円、この合算した数字が予算となっております。あと設計と工事請負費がないと、ちょっと工事のほうができませんのでそのようになっております。

あと、埼玉型圃場整備の組合員の人数なんですが、今現在、地権者が123名おります。この123名で一応組合は設立するような形になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

肥料高騰対策に関しましての町の支援ということでございますが、令和４年度の補正予算を組ませていただきまして、令和３年分の農業収入額、いわゆる税務申告をした中での農業収入額に応じた形で、農業経営継続生産者支援金という形で昨年12月ですかね、各農家さんに対しまして支援をさせていただきました。こちらは、収入額に応じて１万円、３万円、５万円、10万円という高額単価ではございますが、そのような形で、肥料高騰に限らず、それ以外の燃料等の高騰にもという形で実施をさせていただいたところでございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

再々質問をお願いしたいと思います。

そうしますと、答弁で分かりましたが、埼玉型圃場整備の実施の組合の設立の関係ですが123名ということで。これは場所はどこになるんでしょうか。最後ですのでお願いしたいと思います。

それから、肥料の価格高騰対策ということで、町独自の支援はということでお聞きしました。確かに肥料だとか燃料等もあると思います。これは、昨年だけに限らず、今のところは随分いろんな物価が高騰する、そういった状況にありますので、私はこれは必要かなというふうに思いますが。当初予算にないにしても、必要であれば補正を組むというような状況も出てくるかと思うんですけれども、その点についてはそういった考えも持ってしかるべきかなと思いますので、その点、最後にどうなのかということでお尋ねいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当

主査、鷲谷です。

組合の場所はどちらかということなんですが、まず土地改良区でありますと事務所というのをつくりまして、県のほうに法人登記をしなきゃならないんですが、組合につきましては、特にそのような規定がございませんので、現在もまだ組合をつくらなきゃならないということでちょっと調整している段階であって、まだ決まっておりません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

昨今の肥料などを含む物価の高騰に対しての今後の支援につきましては、国等の交付金等の動向も把握しながら、必要な支援ができればと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　委員長から産業観光課お願いしますが、先ほどの図面、これは全員に配付するようお願いします。ない人もいるかも分かりませんので。よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　細かいことで２点だけよろしくお願いします。

まず、新しい村、株式会社新しい村が指定管理になっているんですけれども、その中で、パン工房とか総菜室というのは、直営ではなくてレンタルというか、今お貸ししてやっていますよね。それというのは、又貸し、指定管理に任せた会社がまたそれを貸している。それがオーケーだとしたら、あそこを貸しているということは家賃とか何かそういうことを取ってやっているのか。まず第一に、町から委託を受けた指定管理の会社が又貸しをしていることはオーケーなのかどうか。

あともう１点は、新しい村の中に今年度の予算で、木柵からコンクリートの用水の工事を行っているんですけれども、現時点であれが終了なのかどうか。

どうしてかというと、道路のほうが高くて、排水溝のほうが低いんですすね。斜面は泥だし。あれで一雨降れば、皆、土砂がまた流れて、せっかくコンクリの排水溝がよくなったにもかかわらず、皆、土砂が入ってしまうので、結構ウオーキングしている人たちが、これで町はちゃんと見ているのっていう。お金をかけて直したんだったら、これはおかしいよねというような。だから、その工事がもう最終的にあれで終わりなのか。確認をしているのか、そういったことを。

以上、２点よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

新しい村の工房の関係ですが、指定管理のほうで再委託については町の承認があれば、再委託は可能となっておりまして。工房の入っている事業者からは、料金のほうは頂いて運営しております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　新しい村の育苗センターの後ろにあります水路につきましては、道路面からかなり低いということなんですが、どうしてもその上流の水路自体の底盤が低いために、高くすると水が行かなくなってしまうことから、どうしてもあそこの高さになってしまいます。のり面がちょっと急勾配で土がまだちょっと仕上げが全て終わっておりませんので、水路から上がったところにちょっと平場を設けまして、土砂対策

をするような感じで最終仕上げをするような感じで考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ありがとうございました。

要は自分が言いたいのは、何でしょう。だったら、総菜屋さんをもっと公募で募集するとか、何か身内だけで回しているみたいな印象がいつもあるんですよ。

じゃ、それを利用しましょうといっても、自分なんかも結構利用しているんですけれども、まずお店でというか、カフェで頼んでもパンが出てくるのは30分以上とか。総菜のほうも、みんな議会でもお弁当を頼んでいますけれども、限られた料理法しかしていないので、限定的なんですよね、出てくるものが。

まず、第一にオープンでそういうのを募集しているのか。もし入れたとしたら、そうやって、じゃ、土日に来たお客さんに早く提供するとか、そういう指導をちゃんと、指定管理がしているんですから、町がちゃんと指示をしないと。結局、お客さんが、何、30分以上もたってもパンも出てこない。今どき、そんなショップはないですから。

そこら辺をもうちょっと、観光観光って言っているんだったら、そういう目配りをしていかないと。入れました。あとは株式会社新しい村に任せていますっていうんじゃ。そういう小さいことをやっぱりいろいろやっていかないと、株式会社新しい村を利用している人たちって、あそこはねという話がもう頻繁に入ってくるんで。もっと町が関与して、こういうことが住民から来ているけれどもどうなのというふうに。もうぬるい体制はやめて、やっぱり指導していかないと。

結局は、3,000万以上もあそこは指定管理料は払っているけれども住民のためになっていないというクレームが結構入ってきますので、そこら辺の指導はよろしくお願いします。

今後、だから、ちゃんと指導をしていくとか、そういう注意を与えるということは、何かどういう手段でやっていくのか、確認をお願いします。

あと、あそこののり面のことはぜひお願いします。多分、確実にまた詰まってしまうので。そうすると、せっかくお金かけて長もちするコンクリを入れたので、そこのところはひとつよろしくお願いします。

以上、１点だけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

先ほどの、カフェのほうで時間がかかるですとか、そういったお話につきましてお答えいたします。

町としても指導をしていかなくちゃいけないと考えておりまして、月に１回、村との経営会議というのを行っておりまして、町の幹部と村の主要スタッフが集まった会議を行っております。来週早々ありますので、今の事実関係を確認した上で必要な指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

公募をしたかどうかにつきましては、恐らくこの直営時代からなのかちょっと分からないんですが、ちょっと今、手元に資料がなくて大変申し訳ないんですが。次、仮に募集する際は広く募っていくような形になるかなと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　このパン工房のほうは、あの時代ですごいお金をかけた機器がそろっているんですよ。だから、居抜きで借りてあそこでパンを作れば相当利益が出るんですよ。ですから、そのパン工房が１回閉まったときに、貸してくれというふうな話があって、いやいや民間には貸せないですよと、その時代は言っていたんですよ。だから、そういうのがあったから、いきなり民間が入ってやっている、なおかつ出てくるのは遅い。もうちょっと町も、株式会社新しい村をしっかり管理していかないと。

根底にあるのは、住民の税金が支払われているということは皆さん知っていますので。いろいろ問題があると思うので。直接、だから、いろんな方に意見を聞いたりすれば、もっともっと改善点が出てくると思いますので、そこら辺はよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　議員の深井です。

６問、質問をします。

まず、予算書のページ156、157、こちらの(1)の農業委員会事務作業、こちらの農業委員会は一応定員が14名なんですね。それで、女性が２名なんですけれども、ある人から聞いたら女性を２名以上に増やさないということなんですけれども、その当事者から聞いた話ですと、女性が今２名で、１名は商工会から１名、それで農業委員の人が１名なんですけれども、その方も一応定年があるんですね、この農業委員会というのは。その定年がもう来るんですけれども、辞めたくても、ほかの方を自分で探してこないと辞められないんだと、そういうことを町から言われたということなんですけれども、それに対してどう思っているのか、返答をお願いします。

それから、２番目、ページ158から159、こちらの農業者年金業務受託事業、こちらの中で農業総務人件費、こちらの159ページの右側に今年度の特徴って書いてあります。こちらの未加入者名簿の補正と、被保険者の資格管理、現況届の取りまとめの実施と書いてありますが、これの内訳を。こちらの報酬・給料と書いてありますが、その下に農業総務費ですね、これの内訳を教えてください。

これ違うの。ああ、そうか。じゃ、この職員旅費と需用費ありますね、８番と10番。159ページですね。農業者の老後の生活の安定、農業経営の近代化、農地保有合理化を図るための農業者年金業務の受託経費、これの内訳を教えてください。

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　関係ないの、これ消耗費。これは。これじゃないの。

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　内訳。これの給料とか職員手当とありますね。１番、２番。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時３４分

再開　午後　４時３５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（深井義秋君）　次に３番目として、ページ160から161、これ水田農業構造改革対策事業、こちらなんですが、ここにページ161に、10番需用費と書いてあります。それで右側を見ますと、新生児誕生お祝い米贈呈事業の実施と書いてありますが、これは何名ぐらいにお米をお祝い贈呈して

いるのか。それで、そのお米はどこから出しているのか、それをお伺いします。

次、４番目、ページ162の⑸明日の農業担い手支援事業、これの163ページ、本年度の特徴のところに、新たな担い手の確保と育成（農業担い手塾の運営、里親制度の実施及び民間企業参入促進）、それでその下に農業の６次化と書いてあります。この６次化はどのように進んでいるのか、それをお伺いします。

次に、５番目、166ページ、⑴商工業振興事業、167ページの18番ＳＡＩＴＡＭＡ出会いサポートセンター運営協議会負担金、これは何名ぐらいでこの連絡協議会やっている。運営協議会、この内容ですね。あと何社ぐらい入っているのか。あと、その後に商工業振興事業補助金、この1,100万円、これの内訳を教えてください。

次、６番目、ページ168、169ページ、⑶宮代ブランド創造事業、これの169ページに18番負担金、補助及び交付金と書いてあります。その埼玉県物産観光協会負担金、これはどこに負担をしているのか、それを教えてください。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁できないものは答弁できないと言ってください。

答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査、鷺谷です。

まず、１番目の質問で、女性が２人いまして、辞めたいってことで、もし、町のほうから、その女性から辞めたいと言われたとしても、誰か代わりを探してくれとか、そういったことは特に言うことはできません。

あと年金受託の人数なんですが、まず年金受給者数が３名で、年金の加入者数が５名おります。この方々のデータの補正とかそういったものを事務処理いたします。そのほかには、新規就農者とかで誰か入ってくれる人がいれば入っていただきたいので、農業委員会の会議の総会の際にチラシを配ったりとかして、そういった宣伝をしております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

予算書160、161ページ、水田農業構造改革対策事業の10番需用費、祝い米の購入費でございますが、こちらは新生児のお祝いということで、新しい村森の市場結で、白米20キロを贈呈するものでございまして、令和４年度におきましては、まだ途中ではございますが、出生数が170人おりまして、そのうち申請があって贈呈を決定した件数が158件となっております。こちらは、新しい村で生産された埼玉県の特別栽培農産物認証制度に基づいた減農薬減化学肥料栽培に基づいた栽培を行って収穫された特別栽培コシヒカリというものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

予算書166ページ、167ページ、出会いサポートセンターの運営でございますが。

会員として44の市町村が参加しておりまして、あとは企業の参加が59社となっております。

また、続きまして、商工業振興事業補助金の内訳でございますが、こちら商工会のほうに補助金を交付しているものでございまして、内訳といたしましては、令和４年度は予算ベースでございま

すが、経営改善普及事業に945万、振興事業費、これは青年部等の育成費ですが、こちらに40万、管理費で55万、そして記帳機械化システム利用料などの事業費に10万、あとは商工会の会館の管理費に50万、計1,100万円でございます。

続きまして、埼玉県物産観光協会負担金は、大宮区にあるソニックシティに協議会が入っておりまして、そちらに負担金を支払っているものです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

予算書162、163ページ、明日の農業担い手支援事業の事業概要欄の農業の６次化の推進でございます。

こちらの事業につきましては、こちらに163ページの予算書、負担金、補助及び交付金、農のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金600万円を計上させていただいておりますが、この中には農業の６次化に取り組む生産者に対しての、例えば加工施設の新設あるいは改修への支援、あるいは商品開発への支援について実施する補助メニューとなっておりますので、こういったものを令和５年度におきましても推進していくというものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

先ほどの農業委員会の件ですけれども、こちらのほうは一応、定員10名ということですが、こちらを減らすことはできないんでしょうか。

それから、先ほどの水田農業構造改革対策事業の新生児。

〔発言する人あり〕

○委員（深井義秋君）　161ページです。こちらに新しい村から20キロを、170名のうち158件に贈呈していると言っておりますが、これは新しい村以外には出せないんですか。

これは、一応コシヒカリと言いましたが、結局、一般の農家も、私、聞いているんですが、今、米が30キロで3,000円と聞いています。それで、米を生産するのに肥料が上がって、米やっても全然合わないということを言っております。そういうことを考えますと、新しい村には宮代町の町内の農家が納めている方もいますが、やはりそういう困っているところを、じかに農家の方から仕入れて、こういう新生児にあげることはできないんでしょうか。

以上２問です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○農地調整担当主査（鷺谷栄一君）　農地調整担当主査の鷺谷です。

まず、定数なんですが、農業委員会の定数は決まりがございまして、まず第１番目、農業者数が町内全域で1,100人以下または農地面積が1,300ヘクタール以下の場合は14人と決められております。それと、次に２番目に、農業者数が6,000人を超える、かつ農地面積が5,000ヘクタールを超える場合は24名という定員になっております。そのほかにつきましては、19名という定員となっております。宮代町につきましては、農家戸数が大体600戸数でございますので、１番目の農業者数が1,100人以下に該当しまして、定数については14名となっております。ですので、14名から何名に減らすことができるかできないかと言われますとできない、定数どおりでやらせていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

新生児お祝い米に関しましてのご質問でございますが、こちらの新生児に対して贈呈させていただいておりますお米につきましては、先ほどご説明したように特別栽培米のコシヒカリでございます。この特別栽培米のコシヒカリを生産されている方、町内に何人かいらっしゃりますが、お米の生産から精米・販売までの一貫した事業をやっているところは新しい村しかおりませんので。なおかつ年間を通した供給となると、現実的には新しい村しかないというのが実情でございますので、新しい村で生産されたお米を森の市場結で引き換えていただくということでやっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　今のお米の件で、161ページ、この新生児誕生お祝い米贈呈事業の件で話を伺いましたが、今、例えば、玄米から白米にするのにはコインの販売所がありまして、そこで白米にもできるんですよね。やはり一般の人はそういうところから30キロの米を購入しているのが多いんですけれども、そういうことは可能ではないんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩。

休憩　午後　４時５０分

再開　午後　４時５１分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹、鈴木でございます。

新生児誕生お祝い米につきましては、20キロと申し上げましたが、一度に20キロ引き換える方もいらっしゃれば、５キロずつ、その都度、時期に応じて引き換える方がいらっしゃいます。そういった多様なニーズに対しても対応できる。それからお米の生産から、玄米の精米、それから販売ですね、そういったものを一貫して年間を通して実施できるところは、もう新しい村ということになりますので、そういったことで新しい村の森の市場結での引換えということでやらせていただいております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

副委員長。

○副委員長（川野武志君）　川野です。

私たちの予算書の30ページなんですけれども、小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業のことでお伺いをさせていただきます。

これ３万円ビジネスから、来年度、さらに飛躍をした事業なのかなと思うんですけれども、そこで３点ほど質問をさせていただきます。

チャレンジショップの運営は誰が主体になるのか。起業創業に関する補助制度とは、その内容を教えてください。

もう一つ、想定している店舗はどこで何か所ぐらいあるのか、想定しているのか、その３点教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

私たちの予算書30ページの小商いからはじめようチャレンジショップ推進事業についてお答えい

たします。

チャレンジショップの運営でございますが、こちらに関しましては、無印良品にあるシェアキッチンだとか、あとｎｏｕｍａｃｈｉ、あそこのアンカルクの隣のｎｏｕｍａｃｈｉカフェだとか、そういう民間の事業で行われているところを、町の「はたらこ」というサイトのほうも、今回その起業のコンテンツもいろいろ入れさせていただいて、その中で周知をしていくと。町として、単独で何かチャレンジショップを運営するというような考えでは今はございません。

続きまして、創業の補助金の制度でございますが、こちらにつきましては、創業する前の方はもちろんなんですけれども、創業しても１年以内の方については補助するという仕組みでございまして、大まかですけれども小規模事業者、例えば起業したときに30人とか従業員のいるようなところではなく、サービス業であれば５人以下。基本的に大体、個人事業主の方で最初はまだ従業員がいらっしゃらない方が多いんですけれども、そういう方に補助率２分の１で20万円で補助をさせていただいているところでございます。

そして、最後でございますが、想定している店舗でございますが、こちらに関しては月３万円ビジネスだけではなく、そうですね、創業セミナーだとか、あとはシニアの起業セミナー、あとは中学生に向けて事業者の話を聞く会ということで、大体、基本的に中学２年生の方に起業をしている事業者の方のお話を聞いていただいて、起業のきっかけにしてもらうというような、対象者も全方位でやるような形でやっております。

また、店舗に関しましては、空き店舗の事業につきましても、限られた路線の、東武動物公園の西口と東口ではございますが、委員会資料に載せさせていただいたような形で補助をする予定でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副委員長。

○副委員長（川野武志君）　ご答弁ありがとうございます。

１番のこのチャレンジショップの運営は誰が主体になるかというのがちょっと分かりにくかったんですけれども、もう一度、ちょっと説明してください。

補助制度の内容としては20万で、それの半分を補助する。また、商売始めて１年以内の方を限定ということでよろしいのか。想定する店舗は無印良品、あと、想定している店舗はいろいろ、この西口と東口のエリア内でしたっけ。その辺、もうちょっと詳しく教えていただけますか。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

私たちの予算書の30ページについてご答弁いたします。

すみません。チャレンジショップの運営の主体は、はっきりいえば民間の方です。無印のシェアキッチン、アンカルクさんのところのｎｏｕｍａｃｈｉのシェアキッチン。側面支援としてサイトでＰＲさせていただいたりとか、そういうことを町はしております。

補助制度なんですけれども、補助率は２分の１で20万までは出ます。なので、40万円を使うと20万円。１年間なんですけれども、１年以上経過した方は、商工業活性化事業補助金で経営改善の、今度は補助金を活用できますので、創業は創業なので、その創業前と創業してから１年の間ですけれども、その後は通常の事業者等の方と同じ経営

改善の補助金を使っていただく予定でございます。

想定している店舗はというんですけれども、すみません、チャレンジショップはもうそこを私どもは想定しているので。チャレンジショップということでしたら、そんな形です。

空き店舗については、委員会資料にありますように、東口のあそこの川までのところと、あとは西口の県道だとか、ロードサイド、道路沿いを予定しております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　副委員長。

○副委員長（川野武志君）　分かりました。

委員会資料のほうでちょっと見させていただいたので、何となくイメージが分かってきたんですけれども。

そういった空き店舗を使ってというと、20万が上限で、その空き店舗を使ったときにも20万円使えるのか、その辺ちょっと教えていただきたいのと。

これ、再々だっけ。そうだよね。

もうちょっと、あとこうやってチャレンジするのに、いろいろ制度があっていいのかなと思うんですけれども。

白岡市なんかは、企業を応援する、何ていうんですかね、白岡だと市内において事業所を新たに設置し、また拡張し成長していく企業に対し優遇措置を講ずることによる産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的にしております、白岡市で成長したい企業を支援する条例。条例みたいなのをこう考える、宮代町でね、産業観光課で、そういったことは考えないのかな。小さいことを応援することも大事だと思うんですけれども、そういった企業に対する応援の仕方、そういうことを考えられないのかなということを最後の質問にして終わりにしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（山内一生君）　産業観光課主幹の山内です。

私たちの予算書30ページでございますが、空き店舗の補助金は、すみません、説明をしなくて申し訳ありませんでした。補助率２分の１で限度額は50万です。なので100万円使ったときに50万円補助金が出るということです。ただし、創業と同時に使ったときは、この50万円のほうが多いので併用はできないです。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長の小川です。

条例の制定についてでございますけれども、本会議のほうの一般質問でも企業誘致の条例についてご質問のほうをいただいております。

現在いただいた質問につきましては、既存の事業所を応援するための何か条例ということで、白岡市のほうにそういった条例があるということでございますので、こちらについては、白岡市の条例については私どものほうで確認をさせていただいて、まずは勉強のほうをさせていただきたいと思います。その後、町のそういった中小の事業者を応援できる形が取れればというふうには考えておりますが、今ある条例について、まずは勉強のほうをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月13日月曜日午前10時から委員会を開き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時０３分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町　長	新井康之　君	教育長	中村敏明　君
まちづくり建設課長	成田雅彦　君	まちづくり建設課副課長	髙橋勝己　君
まちづくり建設課調整幹	石塚孝信　君	上下水道室長	忽滑谷　和　君
まちづくり建設課主幹	和田光春　君	まちづくり建設課主幹	小林賢吉　君
都市計画担当主査	島村明子　君	教育推進課長	大場崇明　君
教育推進課学校管理幹兼副課長	竹内知子　君	生涯学習室長	新井庸一　君
教育推進課主幹	小川雅也　君	教育推進課指導主事	加藤裕一　君
教育推進課指導主事	齋藤真美子　君	教育推進課指導主事	鵜川裕介　君
教育総務担当主査	髙橋道彰　君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	川﨑章人　君
生涯学習・スポーツ振興担当主査	宮部俊周　君	文化財保護担当主査	横内美穂　君
総務課長	福田拓也　君	企画財政課長	菅原隆行　君
住民課副課長	高橋正巳　君	税務課長	門井義則　君
町民生活課長	吉永吉正　君	環境資源課長	伊東高幹　君
福祉課長	宮野輝彦　君	子育て支援課長	横内宏巳　君
健康介護課副課長	稲宮辰男　君	産業観光課長	小川英一郎　君

会計管理者兼
会 計 室 長　　佐　藤　賢　治　君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長　野　口　幹　雄　　主　任　岡　村　恵 美 子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月10日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１３号の審査（まちづくり建設課・教育推進課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についてのうち、まちづくり建設課、教育推進課分の順に質疑を行います。

終了後、議案第13号の討論、採決を行います。

これより、まちづくり建設課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項ですが、委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　おはようございます。まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　おはようございます。まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室長の忽滑谷です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課調整幹（石塚孝信君）　まちづくり建設課調整幹の石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画担当主査（島村明子君）　まちづくり建設課都市計画担当主査、島村明子です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を必ず述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

４問質問させていただきます。

まず、１問目です。

予算書172ページと173ページになります。

都市計画道路整備事業、この中で、都市計画道路春日部久喜線の整備ですね。この中で、まず、完成区間が214メートルで、整備区間が858メートルということで、それに用地買収を行っていくということなんですけれども、この整備内容と用地買収について伺います。

その中で、21節の補償、補塡及び賠償金というところで、支障物件移設補償費1,280万円についても伺います。

２問目になります。

予算書174ページから175ページ、地区生活道路整備事業で、こちらのほうも21節の補償、補塡及び賠償金、この100万円についてお伺いいたします。

３問目になります。

予算書の174、175ページ、岸辺遊歩道整備事業、こちら、今回12万円ということになっているわけなんですけれども、備前堀川等において、自治体や地域の関係団体などと共にアイデアを出し合い、地域に親しまれ愛される遊歩道や水辺の整備方針を決定するとなっております。

表のところなんですけれども、備前堀川等の遊歩道整備ということで、「等」がついていますので、備前堀川以外にもあるということですよね、それについて。

それと、既存遊歩道の整備というのもあります。あと、古利根川の活用促進に合わせた良好な水辺空間の創出の検討ということで、この３つがずっと矢印でつながっていくわけなんですけれども、このことについて、説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。見通しということですね。

それから、４問目になります。

予算書の180、181ページ、私たちの予算書だと23ページになります。

公園等環境管理事業ということで、上のほうに地域のオリジナルパークをつくろう！というふうになっているんですけれども、ここで、地域の人々のライフスタイルに合わせた公園をつくるとなっております。その場合で、それぞれが特色のある場に再整備等、地域の人が集まる憩いの場という２つが掲げられていると思うんですけれども、これについて、どういうことか、詳細をお願いしたいと思います。

地域の人が集まる憩いの場というのは、青空カフェとか移動販売、健康づくりパークと書いてありますので、これについて詳しく教えていただきたいと思います。

もう一つ、風土記の丘公園法面防草工事165万円、こちらの詳細もよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

まず、予算書のほうの172ページ、173ページについてでございます。

春日部久喜線、完了区間214メートル、整備のほうは858メートル、用地買収ということが上げられているというところで、補償費の1,280万円はというところの説明をさせていただければと思います。

こちらのほう、春日部久喜線の町道12号線のほうの用地買収の補償費のほうになっております。こちらのほう、残事業としまして、用地のほうが４件プラス、物置を持っている方ということで、５人になっているんですけれども、こちらのほうの補償になっております。基本的には、交差点の近くの補償ということで、今回1,280万円を上げさせていただいているような状況でございます。

続きまして、予算書の174ページ、175ページの地区生活道路の同じく補償について、100万円上げているというところだと思うんですけれども、こちらにつきましては、建築後退用地ですとか未登記用地、あと電柱の移設等の補償について、計上させていただいているところでございます。

続きまして、予算書のほうの174ページ、175ページですね。

こちらの岸辺遊歩道のほうが、予算として12万円上げさせていただいておりまして、こちらのほうの、備前堀川以外の整備はどのようなところを考えているのかというところと、どんな整備があるのかというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、まず第一といたしまして、番屋橋のほうから文珠院橋、県道の和戸大橋、

そのぐらいのところの整備をまず考えておりまして、それと町道の688号線ということで、今、県のほうで、オーバーブリッジのほうの整備を始めているかと思うんですけれども、そちらから雷電神社のほうに入ってくる町道688号線について、この辺の整備を考えているところでございます。

ただ、今回12万円ということで、少ない額になっているんですけれども、こちらにつきましては、杉戸県土整備事務所のほうで行っている人道橋、こちらのほうの整備が、来年度から用地のほうの測量に入ったり、借地のほうの用地測量に入ったりということで、進めているにはいるんですけれども、ちょっと進みが若干遅いような状況になっておりますので、こちらの整備に合わせながら、説明会等を開いていきたいと思っております。

一応、来年度、今年度について、杉戸県土整備事務所のほうで人道橋の設計のほうが終わるということを伺っていますので、その説明会が来年度行われるというふうに伺っています。それに合わせて、うちのほうといたしましても、岸辺遊歩道整備について、杉戸県土整備事務所と一緒に説明のほうを地元の方に図って、進めていきたいなというふうに思っております。

こちらの表にあるとおりなんですけれども、備前堀以外というところの整備はどんなものがあるのかというところなんですけれども、既存遊歩道の整備ということで、基本的には健康マッ歩ですとか、あと、その下の古利根川の活用ということで、今、杉戸町のほうで埼玉県と進めているような、良好な水辺空間の創出ということで整備をやっていますので、それに、同じような整備が一緒にできるのかどうかということで検討しているんですけれども、ちょっと埼玉県のほうから言われているのは、杉戸と同じような整備をするのは難しいとは言われているんですけれども、その可能性について、引き続き検討をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、予算書のほうの180ページ、181ページ、オリジナルパーク、私たちの予算書の23ページの地域のオリジナルパークをつくろう！というところで書いてあります、地域のライフスタイルというところとか憩いの場というところで、どのようなものなのかというところといたしましては、地区ごとに、今回上げられているのが宮代台の中央公園と学園台のけやき公園ということで、いずれも多少古いような団地のところの公園にはなるんですけれども、やっぱり宮代台と学園台では多少状況が違いますので、その辺の、例えば宮代台であれば、建て替えがだんだん進んできていたり、若い人が入ってきたり、けやき公園のほうも学園台、だんだん代替わりがしてきているんですけれども、やっぱり地区ごとに状況が違ってきて、ニーズ等も異なりますので、そういったニーズを確認しながら、地区に合ったものを整備していくような形で、市民参加で進めていければというふうに考えております。

公園のほうの道佛地区の風土記の丘の防草シートの内容といたしましては、ちょうど風土記の丘は高低差がありますので、その、どちらかというと線路側の斜面になるんですけれども、こちらのほうの草が、どうしても公園の中が見えなくなるほど生えてしまうということもありますので、こちらのほう、試験的になるかなとは思うんですけれども、防草シートのほうを張らせていただきまして、草のほうを食い止めようというための工事になってございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、都市計画道路ですね。もう214メートルのほうは、完全に完成したということでよろしいでしょうかね。その用地買収の中では、支障物件として、私もずっと気になっていたんですけれども、交差点のところの駐車場みたいなところがずっとそのままになっていて、何か以前に話合いがついたとお答えされていたんですけれども、それなのに全然進まなかったので、心配していたんですけれども、今回の予算の中にそれが入っているということなので、安心いたしました。

５件あるということなんですけれども、駐車場スペースを取り除く場合の金額は、幾らぐらいになるかを教えていただきたいと思います。

それから、地区生活道路のほうですね、こちらのほうは分かったんですけれども、電柱の移設も含まれていると聞いたんですけれども、電柱の移設は幾らぐらいかかっているのかというのをお聞きいたします。

それから、３問目の174ページ、175ページ、岸辺遊歩道なんですけれども、説明を受けるのは、そういう形だなと思うんですけれども、表のほうを見ますと、市民参加でのそういう整備方針の検討というのは、４年度で全部終わっているわけですよね。その中で、まだ検討するのかなと思ったもんですから、やはり話を聞いていると、何か分かるようで分からないという感じがしたんですが、12万円ということで、本当にやる気があるのかなという、そういう気持ちがあったので、お聞きしたわけなんですけれども、こちらに関しては、県土整備事務所とのやり取りの中で使われるということなわけでよろしいんですね。分かりました。

あと、４問目、180、181ページになるんですけれども、こちらのほうも説明をお伺いした中で、何となく、見えているようで見えていないというんですかね、イメージだけしか言われていないような気がしまして、例えば、地域の人が集まる憩いの場をつくり上げるというほうの青空カフェとか移動販売、健康づくりパーク、例えば移動販売だと、そのスペースを確保しなければいけないとか、あと、健康づくりパークというふうにした場合にはどのようなものを考えているとか、そういう何か具体的なものが示されなかったので、ちょっとがっかりしていると思うんですけれども。

街区公園設計業務委託料ということで、629万5,000円ですね、こういう形で出されているんですが、お金をこれだけかけるわけなので、もう少し見えるような説明をいただければと思うんですけれども。

風土記の丘のほうは分かりました。試験的にということですので、これからもこれを検証して、ほかの公園でもやっていただければと思います。

３点だけ質問、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。よろしくお願いします。

１問目、都市計画道路整備事業の214メートルにつきましては、もう既に完成しているところでございます。

交差点の部分の駐車場の補償費ということなんですけれども、一応、こちらが880万円を予定しております。残りにつきましては、電柱の移設費のほうになっております。

続きまして、地区生活道路のほうの電柱移設費の費用、100万円のうち幾らかということなんですけれども、こちらは、100万円がそのまま全て電柱、ただ、電柱によって一つ一つ、東電とかＮＴＴとかが設計しますので、その費用は一概にはちょっと言えないんですけれども、一応、建築後退用地の中で、電柱の移設が必要になることが結

構多いもんですから、そちらに対しての予算となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

次に、予算書180ページ、181ページのオリジナルパーク事業なんですけれども、こちらのほうの地域のイメージですとかということで、委託料で600万円の設計ということの内容なんですけれども、まず、宮代台中央公園のほうにつきましては、設計のほうの委託のほうで入れていきたいというふうに考えているんですけれども、こちらのほう、アンケート調査ですとかワークショップを今年度やりまして、それに対して、具体的な宮代台の要望ですとかアイデアなどを入れたような形で、それを設計にまとめていくような形になっておりまして、まだその辺の詳しい内容、まとまるというのが、来年度設計をしながら、例えばパースを描いていただいたりとかということをして、イメージを膨らませながら設計の成果を作っていただくということなので、ちょっとすみません、まだふんわりしているような状態ではございます。

学園台につきましても、けやき公園、こちらのほうも、ワークショップを地元の方でやっていただいているような形なんですけれども、こちらも、ちょっと宮代台の中央公園とは違うんですけれども、学園台については日工大の方と、学生たちと共に、できれば、あずまやなんかを造るという学校の授業の一環として、こちらのけやき公園のほうで活動していただければということで調整は進んでおります。

そのような形であるので、ちょっとまだ具体が見えないところはあるんですけれども、徐々に進めていっているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。よく分かりました。

１点だけ確認させていただきたいんですが、やはり皆さん、ちょっと気になっているので、例の12号線の交差点のところなんですけれども、いつ頃工事が始まる予定になっているのかをお伺いいたします。最後の質問です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

12号線の交差点付近につきましては、一番大きなところの地権者さんと、一旦は話ができていたんですけれども、その後、権利者さんの都合ということもあるんですけれども、何回か電話はさせていただいているんですけれども、直接会えてはいないような状況になってしまっているというところで、いつまでに買収ができるかというのは、ちょっと今言えないような状況になっております。

そういった状況ですので、引き続き努力はしたいと思っているんですけれども、連絡等して、まずは会いたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

大きく３点、質問をさせていただきます。

予算書の178、179ページ、私たちの予算書では17ページです。東武動物公園駅西口周辺整備事業の委託料と工事請負費についてです。

こちらの現地調査業務委託料、それに係る道路用地草刈委託料が発生するということなんですけ

れども、それとあと、道路用地工事費のこちらの金額の積算の内訳を教えてください。

次に、東武動物公園駅東口周辺整備事業、こちらも同じく現地調査業務委託料、道路用地草刈委託料、そして道路用地工事の、こちらの積算内訳もお願いいたします。

私たちの予算書の17ページなんですけれども、こちらで、ちょっと前後しちゃったんですけれども、東武動物公園西口のわくわくロード事業について、市民参加により社会実験をしながら実施していくというご説明だったと思うんですけれども、こちらの市民の方々というのは、どのように募集されたのかお伺いいたします。また、これからどのように募集していくのかというのもお伺いいたします。

続きまして、予算書の180ページ、181ページ、私たちの予算書は23ページになります。

前段でもございましたけれども、公園等環境管理事業の街区公園設計業務委託料についてです。

ご説明をいただいて大体分かったんですけれども、もう少し詳しく、こちらの委託料の積算内訳ですね。先ほど、宮代台と学園台であるということだったんですけれども、もう少し詳しく教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず、予算書のほうの178ページ、179ページ、私たちの予算書17ページの西口のわくわくロード事業ということで、こちらのほう、まず委託料といたしまして、800万円を計上させていただいておりまして、こちらで、次年度以降整備する箇所を検討していくんですけれども、こちら、市民参加によって進めていくために、いろいろな条件をまとめたりですとか、市民参加の進め方とか、そういういったものをアドバイスいただきながら、資料作成ですとか、そういったものも含めまして、こちらのわくわくロード事業のほうの事業の検討等、導いていくような委託になっております。

残りの400万円なんですけれども、設計業務委託といたしまして、今年度、基本的な整備の方針が決まりますので、その中から、基本的な整備の方針の中から全てを工事できるというわけではないので、できるところを抽出しまして、そちらのほうの、どのような整備にするかというところで、詳細な整備に向けた設計ということで、400万円を確保させていただいているような状況でございます。

続きまして、道路用地のほうの工事費といたしまして、社会実験の工事費ということで、600万円のほうを確保させていただいているんですけれども、こちらのほう、整備に向けた箇所の選定に向けまして、今回、駅前通り線のほうで社会実験をやらせていただいているんですけれども、そちらのほうでいいますと、今年度２回、社会実験のほうをやらせていただいておりまして、１回目といたしましては、コミュニティ広場で、広場の使い方、公共施設の使い方ということで、まちなかピクニックというものをやらせていただております。

３月、今回の18日、19日に開始されるわわわ！トウブコということで、駅前通りのところを市民参加によって、今、車道を多少狭くして、歩道のほうの休憩施設をつくらせていただきまして、今後の整備に向けて、今、車中心の道路になっているかと思うんですけれども、そちらを人中心の道路に変えていくような実験になっております。

来年度につきましても、このような形の実験を

するということで、ちょっとまだ場所までは決まっていないんですけれども、東武動物公園駅の西口駅前広場から新しい村までのエリアの中で、どこをやるべきかというところを先ほどの委託の中で検討しながら、社会実験の詳細な内容を決めていくような段取りになっております。

景観整備工事ということで、あと100万円ということになっているんですけれども、こちらのほう、以前から話が出ていた内容ではあるんですけれども、イルミネーションですとか、駅前のＳＮＳで発信できるような新たなポイントをつくるというようなことをイメージしておりまして、こちらのほうで100万円のほうを上げさせていただいているような状況でございます。

続きまして、わくわくロードのほうの市民参加の社会実験をやっているんですけれども、その辺の検討委員の募集の方法は、どのような方法かというところがあったかと思うんですけれども、西口周辺でいろんな取組を、市民活動をされている方たちがいらっしゃいますので、その中から、いろんな業種の方にお声かけさせていただいております。例えば、設計事務所さんをやっている方であったり、あとマルシェをやっている方、そういった、この辺で何か市民活動をやっていて輝いているような方にお声かけをさせていただいております。

そこからの広がりで、今、20人から30人、関わっていただいている人がいて、やっぱり忙しい方が多いので、一度に集まれる人数というのは限られてしまっていますけれども、関わりとしては今、日工大の学生も含めて30人とかというぐらいの人数が関わって、進めさせていただいている状況でございます。

続きまして、予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書の23ページ、オリジナルパークの委託の積算の内訳というところなんですけれども、こちらのほう、こういった公園の設計の委託をするときには、歩掛かりがありまして、そちらのほうで計算するんですけれども、基本的には公園ができる設計と、設計・積算ですね、あと図面を描いたりですとかパースを描いたりというような内容で、実施設計というような形での歩掛かりを使わせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書178ページ、179ページ、東武動物公園駅東口周辺整備事業の委託料と工事請負費についての内訳なんですが、まず委託費で1,075万円計上しておりまして、こちらの内訳につきましては、電線共同溝の予備設計として750万円、分筆測量委託費として300万円、除草の業務委託料として25万円計上させていただいております。

共同溝予備設計につきましては、駅前広場、電線を地中化する共同溝を予定しておりまして、こちらの予備設計ですね。予備設計の後、詳細設計があるんですけれども、各占用者、電線とかガス、水道、その占用者を集めまして、まず意向確認と、どのような量、どのようなタイプのものが入ってくるかという聞き取り調査をしながら、設計をしていくような形になります。

分筆測量につきましては、用地買収を実施しておりますので、こちらの用地が契約に至った場合、土地を分筆するための委託費になります。

除草業務につきましては、用地買収、買った用地の管理ということで、除草費用として25万円上げさせていただいております。

工事請負費につきましては、600万円計上して

おります。こちらは、買収後の土地、宮代町の名義になった土地について、解体後は土のまま、砂利のままだったりますので、こちらの部分を仮舗装する費用になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

よくご説明いただいて分かりました。

分からないところをもう一回、再質問をさせていただきます。

東武動物公園西口周辺整備事業についてです。

こちらは、現地調査委託料800万円が市民参加のまとめだったり、資料を作ったりということで、400万円が設計業務の委託料ということで承知をいたしました。

道路の用地工事費としまして、これから、市民参加で出た意見をまとめたもので600万円の工事をして、100万円で駅前の景観を整備するということで、そういうことでご説明ありましたけれども、そういうことでよろしいのかということと、あと、今実際にこちらでしている工事費というのは、今年度の工事費の中に入っているということでいいのか。

それで、今年度の道路工事費というのが2,500万円ありまして、これが、東武ストアの前の道の交差点の工事費ということで伺ってはいたんですけれども、この中から今ここの工事費が出ているということなのか、ちょっとその辺が、この600万円のことがちょっとよく分からなかったので、もう一度ご説明をお願いいたします。

私たちの予算書の17ページです。

わくわくロードの市民参加についても、こちら、西口で活動している方たちに町のほうからお声かけをして、こういった検討を進めていっているということで承知をしたんですけれども、また、西口で実際に関わっている方たちのお声も必要なんですけれども、それ以外にほかに、ここのまちづくりというか、わくわくロードに関わりたいという方を今後募集するようなことはされないのか、もう一度お伺いいたします。

次に、東武動物公園の東口周辺事業については、電線の工事費ということで、業務設計などということで承知をいたしました。

こちらに関しては、そういった工事をするということが今のタイミングであって、まだ東口がどうなっていくかというところまではいっていないというようなことだと思うんですけれども、橋を挟んで杉戸と宮代で、その辺のバランスというか、どのように連携して東口を工事しているのかということをもう一度お伺いいたします。

次に、予算書の180、181ページの公園等環境管理事業についてです。

こちらの街区公園設計業務委託料の積算の内訳を伺いましたが、こちらは、２つ一緒になっちゃっているということなんですかね。今、例えば宮代台ではこれぐらいとか、学園台ではこれぐらいというような、何か積算があるのかなと思ったので、そのあたりをもう一度伺うのと、こちらに関しても市民参加ということで、学園台は日工大とも近いので、協力し合ってということで、とてもいいなと思っているんですけれども、あと自治会との連携もされているということなんですが、何かそのあたりの、市民参加ということはとてもいいんですけれども、特に一部の方たちだけでというところが、やはりそのほかの近くの地域の住民の方との温度差みたいなことも出てくると思うので、その辺をどういうふうに捉えて町は関わっているのかということも含めて、ちょっとお願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

まず、予算書178ページ、179ページ、私たちの予算書17ページのわくわくロード事業の関係ですけれども、こちらの工事費、市民参加によってまとめられたところの工事というふうに認識されているというところだと思うんですけれども、まず、この600万円分につきましては、社会実験を前提にはしているんですけれども、この整備は暫定整備的なものというふうにも考えていただければと思いますので、社会実験をやってすぐに壊してしまうものもあると思うんですけれども、そうでなく、それが後々まで残るような工事も出てくるのかなというふうに思っていまして、その辺ちょっと分かりづらいところではあるんですけれども、やっぱり実験をやった結果、将来の整備像をまとめるということが、これまでと違った手法なのかなというふうに思っていまして、市民参加でやって、やっぱり成功もあれば失敗もあるというふうに思っています。その辺を、最終的な整備で失敗をしないように、そういった社会実験を通じて、皆様方のニーズを調べるというところでございます。

社会実験、ただの実験だけじゃなくて、どういう人の動きがあるかですとか、当日来ていただいた方に対してはアンケート調査をしたりということで考えておりまして、スマホを使って簡単にアンケート調査ができるような仕組みを今つくっていまして、そういったことでご意見を聞くような形を取っています。

100万円の工事で駅前広場、今年度、イルミネーションですとか景観をつくるような整備をするんですけれども、こちらのほうはどちらかというと、毎年恒例のイルミネーションだったりというような形で、宮代町の顔となるようなイベントといいますか、場所をつくっていけるようなものに使いたいというふうに考えております。

この予算の関係で、交差点工事、もともと新間豆腐屋さんがあったところの工事について、確かに今年度工事でやるという予定でおりました。ちょっと令和３年からの繰越しの予算の関係もありまして、基本的には令和３年度からの繰越しの予算のほうで、交差点改良のほうの工事のほうは発注しております。ただ、こちらのほうの工事、まだ電柱の移設が、これ長々となってしまって申し訳ないんですけれども、ＮＴＴ柱がたくさん積んであって、そちらのほうの工事がまだ終わっていない状況でございます。

先週、こちらの移設のほうの関係の手続の書類が上がってきましたので、今年度末までには電柱のほう、移設が終わるとは思っています。なので、ちょっと事故繰越になってしまうかとは思うんですけれども、その後、交差点の改良のほうを令和３年度からの繰越予算のほうで対応させていただきまして、こちらの今、市民参加でつくっているような歩道の休憩スペースというのは、今年度の令和４年度の予算のほうを使わせていただいております。

ちょっと今、デッキのようなところに段々のパレットが置いてあるような形で、ほぼほぼ完成している状況ではございます。こちらのデッキのほうの工事費といたしましては、もろもろかかりまして、70万円ちょっとぐらい、今かかっているような状況でございます。

続きまして、市民参加のメンバーの声かけのほうなんですけれども、こちらのほう、やっぱり先ほどの説明のとおり、忙しければ出られないというのは仕方ないことだと思っていますので、入れ

替わりのような形で、いろんな方が関わってきていただいております。そのような中で、誰かが仲間を探して声をかけているというような状況が今続いている状況で、おおむねの人数は確保できていると思っていますので、先ほどのご質問の中で、募集はどうなんでしょうという話があったんですけれども、基本的には大々的に募集は、今のところ予定はしておりません。ただ、いろいろやっている中で、今の方たちの中から派生してメンバーが増えるというのはあるかとは思っております。

続きまして、一つ飛ばしまして、予算書のほうの180ページ、181ページのオリジナルパーク、私たちの予算書23ページということで、こちらのほうの委託のほうの内訳ということで、すみません、先ほど説明が足りなかったと思うんですけれども、今回の委託料の設計というのは、宮代台のほうの設計の委託になってございます。

学園台のほうにつきましては、先ほどの説明のとおりなんですけれども、大学との連携で、あずまや等を基本的には事業の中で造っていただくということになります。ただ、部分的な材料費であったり、あずまやの基礎の部分というのは、ちょっと学校のほうでも持てないような部分もありますので、そちらについては材料費というような形で、今計上させていただいているような状況でございます。

あと、住民の方の、市民参加でやっている中での参加されていない方との温度差ということで、多少の温度差はあるかと思うんですけれども、基本的には自治会の方から選んでいただいたり、募集をかけていただいたりという方がメインとなって進めていることでございます。そこのメンバーから、自治会にはフィードバックするような形でやっておりますので、難しいところではありますけれども、そこは情報交換しながら進められているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書178、179ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業についてご説明申し上げます。

まず、現在、駅前広場については、基本設計を実施しておりまして、以前、パース図等にもあります概略設計時の図面と、ちょっと交通管理者、警察等の考え方も変わってきていますので、その辺の修正をするために、今設計をしているところでございます。

修正設計の後、電線共同溝の予備設計については、共同溝の位置とか回線の入る設置する場所とか、共同溝をやると、西口もそうなんですけれども、地上機というものが、でかいボックスのようなものが配置されますので、ある程度、今年の基本設計で構造物の配置の位置を決定して、その上で、共同溝の地上機の位置とか、下に大きく潜るますの位置とかを決めていきたいと考えております。

もう一点、杉戸と宮代の連携につきましてなんですけれども、こちら、今、杉戸町側については県土整備事務所のほうで、県道となっておりますので、詳細設計を行って、工事に向けて準備しているところでございます。その上で、杉戸町、宮代町、杉戸県土整備事務所３者のほうで、設計の内容について、例えば高さとか設計面でのすり合わせ、あとは景観面でのすり合わせ、歩道の色とか柵の色とか街路灯の種類、色、その辺について、詳細に協議を進めながら実施しているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

分かりました。ありがとうございました。

最後に、再々質問なんですけれども、178ページ、179ページの東武動物公園西口周辺整備事業については、いろいろご説明いただきまして分かりました。

市民参加でメインの通りをつくり上げていきたいという町の思いはよく分かりました。それで、やはり出来上がったものもそうなんですけれども、そのプロセスもすごく重要だと思いますし、そこでのつながりなども生まれてくるので、そういう手法を取っていくということは承知をいたしました。

これに関する、先ほど、市民参加というのも募集をしないで、その方々のつながりというので、それで一体感というか、同じ方向を向いているということで、やりやすいということだとは思うので、そういったお考えなんだなというのも分かりました。

現地調査業務委託料として、こういったまとめたり、資料を作ったりとか、そういうことを市民参加の方々が、これだけお金をかけて市民参加の手法を取って、そういったまちづくりをしているんだということは知っているのかというところで、そのあたりをお伺いしたいのと、あと、こういうメインの通りが、いろんなそういった市民参加によって、確定はしなくても、また壊すものもあれば、それを踏まえて新しいものをつくっていくという、そういう形もとてもいいんですけれども、こういうお金がかかっているということも、正確な金額は分からないにしても、町民の方が気にはなっていて聞かれたりもするので、そういうことからしても、設計とか市民参加というプロセスはもちろん大事なんですけれども、そこにかける費用というか、そういうことのご説明というか、そういうのを広く知らせることも、町民の方に知っていただくということも必要なのかなと思いまして、そういうことを、まずは市民参加の方々にお伝えしているのかということと、あと最後に、こちらの委託先、それぞれの委託先というのが決まっていたら教えてください。

次に、東武動物公園駅東口周辺事業については分かりました。

最後に、予算書180ページ、181ページの公園等環境管理事業についてです。

こちらは、宮代台の設計ということで承知をいたしました。またちょっと、こちらも費用のことになってしまうんですけれども、設計ということは、お金がかかるのは分かるんですけれども、図面を描いたりということで。それで、またこれ、今600万円かかって、またその上にあずまやとか、それを造る工事費もかかってしまうということで、公園管理に関しては、私もいろんな要望をいただいていまして、こういった市民参加で自分の地区の公園を使いやすい形にしていこうという取組は、とてもいいと思うんですけれども、先日、あずまやも簡易的なものだったら、大体200万円ぐらいで造れるというのを伺って、そういうのが本当に今、小さなお子さん遊ばせるところで欲しいといっていることもあるので、こういう取組も大事なんですけれども、一方で、すぐ造ってほしいというか、造れるようなものも進めていただけたらと思うんですけれども、すみません、これは今後の要望としてお願いしたいと思います。

１点だけ、委託先がもし決まっていれば教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづ

くり建設課副課長、髙橋です。

予算書178ページ、179ページの西口わくわくロード事業について、こちらの予算、来年度の委託先というところになるところだと思います。

今年度につきましては、基本設計、基本構想ということで、良品計画さんのほうに市民参加のコーディネートであったり、そういったところをまとめていただいております。

来年度については、まだ決定はできていないですけれども、引き続きお願いができると、ありがたいかなというふうには思っております。

以上でございます。

すみません、市民参加の費用についての、参加している方にそれが伝わっているのかどうかというところではございますけれども、こちらにつきましては、基本的には、最終的に社会実験をやるときに、これにかかった費用とかというのをどこかに掲示するなりというようなことは今回考えておりますので、そういったところで周知ができたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課分の一般会計分の質疑を行います。

質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　それでは、幾つか質問させていただきます。

まず最初に、164ページの農業集落排水事業会計負担事業でございます。

これは、そのものを言うわけじゃないんですけれども、去年ですか、前に、公共下水道に集落排水のあれをつなぐという話をお聞きしました。そのことについて、まちづくり建設課として、今後、今どのように進めようとしているのか。そういうことを少し説明していただければ、ありがたいと思っております。

それから、170ページの設計積算システムリース料でございます。

これは、埼玉県のシステムをリースするということでなっているようですけれども、これは埼玉県全体の自治体で、このリースで道路設計とかそういうのをやっているのかどうか、ちょっと分からないんで、宮代町だけが借りてやっているのか、埼玉県全体でやっているのか、その辺のところも、どういうふうに統一した考えを持っているのか、ちょっとその辺のところを教えていただければと思っています。

それと、174ページ、地区生活道路整備事業、昨年の５分の１の予算になってしまったということで、これ、町民から地区生活道路の改善とか要望がたくさんあると思うんですよ。例えば、舗装されていないところを舗装してくれとか、砂利を入れてくれとか、いろいろと出てくると思うんですよ。これ、何で５分の１になってしまったのか、また、町民からどのくらいの要望数が昨年度はあったのか、今後どうするのか、その辺のところを全体的に網羅して、話していただければありがたいなと思っております。

まちづくり建設課として、今年はどのくらいの要望数をどういうふうに考えているのか、地区生活道路の整備ということでね。全体的にどのように考えているのか、教えていただければありがたいと思います。

それから、174ページの岸辺遊歩道整備事業、これ、先ほどもお答えがありました。杉戸町とかそういうところ、県のほうのお考えもあって、整備事業、ちょっと長引いているような感じがするんですよ。特に、あそこの人道橋をつけて考えるということなんですけれども、しかし、人道橋、いつ頃までにつくのかどうか、その辺のところがはっきりしないんですよね。その辺のところ、町として、どのように考えているのか、埼玉県にどんなふうに言っているのか。

やっぱり人道橋をつけるつけないで、あそこの和戸駅の踏切、どうするのかということ、広い範囲で出てきちゃうんですよ。郵便局がまだ移動していない、宮代の和戸地区は、あそこの金融機関といったら郵便局が一番なんですよ。人道橋をつけて、郵便局をつけて、そういう計画も含めて、全体的な計画がはっきりしないというのが私の印象なんですよ。まちづくり建設課として、本当にどのように考えているのか、和戸地区、地域の整備計画を。ちょっと分からない。

杉戸町がどうとかこうとかと始まって、宮代町としてどうするのかということ、県にはっきりと言うべきじゃないですか、それについては。その辺のところも教えていただきたいと思っております。

それから、176ページの都市計画総務事業区分の12委託料の和戸駅周辺活性化検討調査業務委託料です。176ページ、１目の⑵です。

176ページの都市計画総務事業費、区分12委託料、和戸駅周辺活性化検討調査業務委託料となっていますけれども、全体的に和戸駅周辺を活性化しようということでやるんですけれども、これ、どこに委託するのか。選定方法なんかが分かったら教えていただきたい。例えば、どこそこのあれが競争入札で受かりましただけでもいいんですよ。選定方法とか、どういうふうに決めているのか。ちょっとそれを、まず最初に教えていただきたいなと思っております。

それに、最後になんですけれども、180ページになります。第８款土木費の⑴公園等環境管理事業、区分12の委託料です。

街区公園草刈だとか樹木管理、これも委託先をどのように決めているのか。選定方法として、これは宮代の業者でやっているのかどうか、それともほかの町の業者なのか。例えば、まちづくり建設課で委託先を決めるのには、どのような選定方法をしているのか、その辺のところも教えていただければありがたいです。

それだけです。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

予算書165ページの農業集落排水事業会計補助金に絡むご質問ということで、農業集落排水を下水につなぐ段取りということでございますけれども、来年度、農業集落排水施設の機能診断、接続検討業務のほうを行う予定でございます。

こちらにつきましては、その後、令和６年度に県の下水道課とか、あと、さらに令和７年度、全体計画の見直しとか都市計画の変更、令和８年度に生活排水の変更、あと、農業集落を下水につなぐための財産処分とかの手続を経て、令和９年度に一応実施設計を行い、令和10年度に接続工事を行って、令和11年度ぐらいから供用開始を行うという、今のところの段階の予定をさせていただいております。

ただ、こちらにつきましては、県の調整とかもありますので、今後はそれを調整しながらやっていきます。また、令和５年、６年の業務委託の検

討が進んで、令和７年度のときにつきまして、住民説明を開けばなという感じで考えている予定でございます。

取りあえず、農業集落排水の接続を公共下水につなぐというのは、このような計画、スケジュールを考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書170ページ、システムリース料の件についてなんですけれども、こちらは埼玉県のシステムになっております。他市町村に全て確認したわけじゃないんですけれども、ほとんどの自治体が埼玉県土木積算基準を使っていますので、そちらの基準がシステム化されたものが、こちらのシステムになっております。ですので、恐らくほぼ全ての自治体で取り入れられているものだとは思います。

もうちょっと規模が大きい自治体なんかは、それとは別に独自のシステムのようなものを入れている可能性はあるんですけれども、基本的に使っている工事基準が埼玉県の土木積算基準ということになりますので、宮代町のほうではこのシステムを取り入れているところでございます。

続きまして、予算書174ページ、地区生活道路整備事業の工事費が去年に比べて減っているということで、こちらにつきましては、地区生活道路整備事業のほうで見ている工事費につきましては、建築後退用地、未登記用地、これらの申請があったものについて、町に寄附採納を受けた部分について舗装をしたり、砂利をまいたりという工事になりますので、こちらは去年の申請数に基づいて減額されたものでございます。

先ほど委員がおっしゃられた地区の要望とか、そちら舗装の点検・修繕とか、そちらについては、道路維持管理事業の中の工事請負費で対応しています。こちらにつきましては、例年並みの予算がついておりますので、引き続き今年並みの修繕が可能かなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書174ページ、岸辺遊歩道の関係の全体計画、和戸の関係の全体計画をどのように考えているかというところについてお答えさせていただきます。

こちらについて、印象的に事業が長引いているんじゃないかというお話もありましたけれども、杉戸県土整備事務所のほうから聞いている話ですと、本来であれば、来年度あたりに郵便局の移設等、契約をしたいというふうに考えていたというところではあるんですけれども、なかなか予算のほうが、思っていたよりもついてないということも伺っております。

全体的な話なんですけれども、杉戸県土整備事務所についているお金がちょっと減ってきてしまっているというふうに伺っております。そのために、こちらのほうの岸辺遊歩道の事業についても、同じように遅れてきてしまっているというのが今の状況でございまして、こちらの事業につきましては、人道橋のほうの設計を今、杉戸県土整備事務所のほうで進めておりますので、それに基づきまして、来年度につきましては、負担の考え方、当初考えていたよりも物価ですとか、あと資材の高騰というものがありますので、その辺を含めた負担の割合のほうを再度調整、詰めさせていただ

きまして、進めていければというふうに思っております。

全体計画として遅れてはいるんですけれども、岸辺遊歩道整備ということで第５次総合計画に位置づけられた事業でございますので、スケジュール的には遅れているかもしれませんが、将来的に整備を行っていけますので、進捗については、遅れてしまっていて申し訳ないと思うんですけれども、確実に着実に進めていければというふうに思っております。

和戸の委託について、予算書のほうの171ページということで、委託料になると思うんですけれども、こちらについて、どのように業者のほう決めているのかというところでございます。

こちらにつきましては、まちづくり系のコンサルタントを指名入札ということで選ばせていただいております。こちらのほうは、委託の登録、埼玉県であったり宮代町であったり、入札の登録をしているまちづくり系のコンサルタントになっております。

続きまして、予算書のほうの180ページ、公園の樹木管理等ですね、草刈り、樹木管理の委託先、委託の会社は、町内のほうを使っているのかというところでございますけれども、基本的には町内業者のほうにお願いしておりまして、街区公園の樹木管理については入札のほうを行っておりまして、草刈りのほうにつきましても、単価契約等を行っているところではございますけれども、シルバー人材センターのほうにお願いしたり、シルバーのほうが忙しくてどうにもならないようなときにつきましては、町内の業者にお願いするということも考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

まず最初に、農業集落排水、令和７年度までには住民説明会を行うんだという、そこまで来ているんだということなんですね。これは間違いなくそういうスケジュールで、農業集落排水は公共下水道につないでいくんだと。

それは分かるんですけれども、そこの農業集落の排水事業、あそこは、どこら辺につなぐ計画があるのかどうか。まず、その辺のところはどういうふうになっているのか。計画あるということは、そういう設計まで含めて準備が進んでいるんでしょうか。その辺のところが分からないんですけれども……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時２５分

再開　午前１１時２５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

○委員（山下秋夫君）　そういう設計まで含めて、この計画が進んでいるということでよろしいんですね、受け止めて。分かりました。もし違っているというんであったら、この場で言ってください。

あと、システムリース料、170ページです。これは埼玉県でやるということですから、これは埼玉県の統一した設計でやるということは、どこの町へ行っても大体同じ値段で同じようにやっているんだということ、埼玉県内では。そういうことでよろしいですね。分かりました。

それから、174ページの道路新設改良費です。

これは、道路維持管理のほうでやっているから、生活道路については、そんなに昨年よりか予算が下がっていませんよということで、維持はできますよということなんですけれども、生活道路、町のほうでかなり町民から、どうなっているんだと

か、道路、たまには田んぼの真ん中の道路に砂利が入れられていたり、要望がたくさんあると思うんですよね。この要望の数字というのはどのくらいになっているんですか。また、その要望に応えた数字というのはどのくらいになっているのか。

やっぱり皆さん住んでいますから、ここを直してくれとか、そういう要望がたくさんあると思うんですよ。それはほとんど解決されているのかいないのか、その辺のところもちょっとおっしゃってくれればありがたいです。維持管理料は分かったんですけれども、どのくらいの町民の要望があって、それが達成というか、要望に応えられたのか、その辺のところをお願いします。

それから、岸辺遊歩道整備事業、先ほどから、遅れていて申し訳ないということで言っていますけれども、これは計画から、最初から埼玉県におんぶにだっこなんですか。宮代町独自として、そういう整備計画を持ったわけだと思うんですよ、共同でね。あそこの御成街道を高架にするという段階で。町の自主性というのはないんですか、分からないけれども、私はね。

やはり宮代台から和戸駅に向かう歩道橋ができないと、まずあれのところから始まりだと思うんですよ。本当は、御成街道の脇に人道橋を造ってくれということで、要望がたくさんあったと思うんですよ。できないんで、あそこの備前堀川に埼玉県の方針として橋を造る。どのくらい遅れるんですか、遅れる、遅れると言っていますけれども。例えば３年ぐらい遅れるんですか。

町民の要望というのは、あそこの歩道も含めて、郵便局も含めて頭の中に入れておかないと、生活設計というのがありますから、どうなるのだろう、不安がいっぱいあるんですよ。ましてや、あそこの備前堀川も草だらけですから、整備してほしいという要望がありますよ。

その辺のところもきちんともう少し、いや、埼玉県の予算が減ってしまったからと、そういう回答じゃなくて、宮代町としてどうするのか。きちんと方針を持たないと、これは埼玉県だって、いいや、あまり宮代はやってくれないから遅れても大丈夫だろうと、そういうふうに考えますよ。きちんと要望するとか、きちんとしないと、これは、はっきりしないんじゃないですか。と思います、私は。その辺のところ、もう一度お願いしますよ。

あと、和戸駅周辺の活性化事業、コンサルタントに指名入札したというんですけれども、これは指名入札なんですか、競争入札。コンサルタントにさっき、指名入札したと言いましたよね、和戸駅活性化の検討調査業務。違いますか、違うんですか。別のところと私は勘違いしたのかな、今。

今、５問目です、コンサルタント。都市計画業務委託料の和戸駅周辺活性化調査業務委託料です。それを、コンサルタントを指名入札をしたということですよね、指名入札と言いましたよね。競争入札じゃないですよね。その辺のところ、ちょっと分からないんですけれども、いきさつをちょっと教えていただきたい。

それと、最後のことなんですけれども、基本的には町内の公園等の環境管理委託料、街区公園の草取りとかそういうやつは、基本的には町内の業者へ委託する。もちろんそういう町の公園とか草刈りは、町内業者を使っていただきたいというのがあります、私も。ぜひその辺のところは、基本的にはということを言いましたけれども、これは町外の業者を使うこともあるんですか。基本的にはというふうに聞こえたんで。全て町内の業者を使うということですね、そういう草取りとかそういうのは全部。よろしいですね。

以上です。お答えください。

○委員長（西村茂久君）　地区生活道路の関係、そ

れから都市計画の関係、それから岸辺遊歩道、この３つ。

答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書174ページ、地区生活道路整備事業の工事請負費の関係です。

要望数ということなんですけれども、こちらは地区生活道路整備事業ではなく、道路維持管理事業のほうの工事請負費で対応しているところなんですけれども、委員会資料の２ページ並びに３ページをご確認いただきたいんですが、こちらに各自治会長の要望の状況、３ページに市街化調整区域別要望箇所数と場所ということで、令和４年度の要望につきましては、市街化区域の中で35か所、市街化調整区域72か所、要望内容につきましては、側溝の修繕や蓋の破損、舗装の修繕や草刈り、街路樹の消毒、枝の越境等ですね。こちらについて、全て対応済みの箇所ということなんですけれども、一応全て対応はしているんですけれども、枝の越境等は、うちのほうで通知をもって、地主の方にやってもらったりということがございますので、その点で、まだ解決していないところはあるとは思いますが、この辺の苦情については大体対応している状況です。

２ページのほうで、自治会長さんからの要望については、表の右側の状況の中で、調査中、対応済みということで記載がございますので、そちらのほうを確認していただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書174ページの岸辺遊歩道整備についてお答えさせていただきます。

こちら、杉戸県土さんのほうの主導で進めているのかというご質問だったかと思います。こちらにつきましては、町のほうといたしましても、早めに架けていただきたいということはお話ししているところではございますが、やはり県のほうの予算の都合もございますので、すぐにはできないというふうに伺っております。

ただ、県のほうといたしましては、今年度、詳細設計のほうを進めておりますし、来年度については、用地のほうの借地のための測量も行うというふうに聞いていますので、人道橋の関係については、一応淡々と進めているのかなというふうに思っているんですけれども、こちらの立体、和戸立体のほうに関しては、なかなか整備費も高額となりますし、物件の移転補償がつきますので、こちらのほう、権利者さんの都合もございますので、なかなか順調には進まないのかなというふうに思っております。

人道橋について、遅れているという表現を使っておりますけれども、和戸立体よりも先に人道橋のほうを架けなくてはならないということは、杉戸県土さんのほうとも調整をしておりますので、何年とははっきり言えませんが、それほど遅くはならないかと思っております。

続きまして、予算書の171ページ、和戸の関係の委託ですけれども、先ほどのご説明の中で、ちょっと抜けてしまったのかなと思うんですけれども、指名競争入札になりますので、こちらのほうは、設計金額に対して何社というような形で指名するような、何社指名するということが決まっていますので、まちづくりコンサル系の入札のほうの登録をしている業者さんを挙げさせていただいて、入札のほうを行っている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。大体分かりました。

一応、和戸駅の岸辺遊歩道、県のほうの人道橋を先につけて、それから和戸交差点を直していく。それと同時に、それが終われば周りの岸辺も整備してほしいというのが、周りの人のあれなんですけれども、ただ、遅れていますので、もう一つは、郵便局がどこに動くのか、そういうところも心配しているところもありますので、早め早めに住民が分かるようにきちんと。そうしないと、いや、和戸駅は銀行なくなっちゃったんだなんていう話になったら、金融機関がなくなっちゃったという話だと、やはり困るんですよ。みんな移動しますからね、そういうことになったらね。

やはり早め早めに住民を安心させる方策を、町としてきちんと、これは大事な問題なんで、していかないといけないということで、やってくださいというだけです。住民にも説明してくださいというのが、できますか、それ。それだけ、１問だけお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

こちら、先ほど説明させていただいたとおり、人道橋の話につきましては、杉戸県土整備事務所のほうで設計を進めておりますので、こちらが終わり次第、来年度説明会をやりますので、うちのほうも同席させていただいて、この内容について説明させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　**角**野です。お願いします。

質疑というか、本当に分からないところなんで、教えていただきたいという内容なんです。よろしくお願いします。

視察でいろいろ見せていただいて、大体分かったんですが、172ページ、道路維持管理事業の、私たちの予算書でいきますと99ページの町道77号線の舗装修繕の話です。

18に工事協力負担金というのがありますが、これは白岡市と共に、200メートルのうち、白岡も入っているということなんですが、どちらが主体になってやるものなのか、その辺詳しく教えてください。ここは日工大のバスも通るところなんで、結構主要な道路だなと思うので、お願いします。

それから、その後の同じページの都市計画道路整備事業の252の負担金、補助及び交付金の橋梁新設負担金というのが入っていますが、今回。これは春日部に、私たちの予算書の101ページ、春日部市負担金ということなんですが、単年度では2,000万円ということなんですが、橋梁新設のためにおおよそどれくらい、視察で、真っすぐこういう形でというのはちょっと聞いたんですが、おおよそどれくらいかかるものなのかお伺いします。

それからあと、今言いそびれてしまって、道路維持管理事業の原材料費と備品購入費というものについて、積算というか、これは誰がどんなふうに使うのかお伺いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　予算書172ページの町道77号線の白岡市と宮代町、どちらが主体で進めるものなのかといったところですけれども、こちらにつきましては、基本的には白

岡市のほうで進めていただくような形を取らせていただいて、町のほうで負担金のほうをお支払いするような形で考えております。そのための白岡市さんとの調整をさせていただいているところでございます。

同じく予算書172ページの町道252号線延伸の春日部市の負担金につきましては、トータルで３億円ぐらいかかるのじゃないかというふうに、今のところ見積もっている状況でございます。春日部市とは、整備については折半というような形で、今考えている状態でございます。

続きまして、予算書の同じく172ページのほうの道路のほうの原材料費と備品購入費なんですけれども、原材料費といたしましては、常温合材と言われるもんですね。職員が直営で、道路の穴ですとかひびですとか、そういったものを直すための簡易的なアスファルトだと思っていただければと思います。こちらのほうをおよそ60袋ぐらい購入するように、今考えている状況でございます。

続きまして、備品の購入なんですけれども、こちらのほうは、やっぱり道路を維持するための直営で職員がやるためなんですけれども、例えばインパクトドライバーですとか、ＬＥＤのスタンドのライトですとか、そういったものを購入する予定で考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

町道77号線の舗装修繕なんですが、白岡市がしてくださるということで、そうしますと、予算は4,040万円となっているんですが、これは負担金のほかにどこの予算が入るのか、ちょっと詳しく教えてください。

それから、職員、今、スマホでまちづくり建設課に連絡するとすぐ、ちょっと穴が空いているとか、ちょっと危ないところ、すぐできるようなシステムができたというのは、すごくこれは大事なことだなと思うんですが、職員が直すというのは、特に技術があるとか、そういうことじゃなくて、穴が空いているからという感じでやるということなのか、そこだけちょっと確認させてもらいます。

それから、トータルで３億円ということは、１億5,000万円ずつというか、今、例えば2,000万円、今年出しますけれども、そうすると順次、年ごとに2,000万円ずつなのか、その辺、そういうことじゃなくて、本当にかけるときになったらどっと出すのか、その辺がちょっと分からないので、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課、副課長の髙橋です。

まず、予算書172ページの町道77号線についてですけれども、負担金については、市町村境のところの重複しているようなところについて、白岡市さんのほうでやっていただくような形になっておりまして、重複しているところのほか、御成街道の交差点に近いほうについては町のほうで施工していくという、発注をしていくということになりますので、同じ路線の中なんですけれども、白岡市さんにお願いしているところと町のほうで行うというところの２つになってきております。

同じく172ページのところなんですけれども、こちらの修繕については、簡易的なものについては、常温合材ですとか接着剤的なものを使えば誰でも直せるような状況のものが、道具がありますので、そのようなものを使って職員が直しているようなところもございます。

負担金の2,000万円、春日部市の負担金の2,000万円についてなんですけれども、こちらのほう、

総額では、春日部市さんと宮代町さんの総トータルで考えると、今、５億9,000万円ぐらいかかるというふうに見込まれております。その中でのおよそ３億円という計上になっておりまして、今年度は2,000万円の負担になりますけれども、やっぱり工事としては山がありますので、今考えているのが、令和11年までの施工でできればいいなというふうに考えているんですけれども、そういった中で、工事の山となるところは、やっぱり負担する額も増えてくるというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

都市計画道路252の延長は、町の命運をかけるような大事な事業ですので、よろしくお願いします。

それから、道路維持管理の77号線は、修繕区間200メートルとございますが、これは宮代分は何メートルだったのか。地勢上、宮代の道路は何メートルだったのか、そこをお伺いします。

それから、今、宮代台のところは、東彩ガスがパイプを久喜まで引いたところを掘って管を入れて、その分、ぐちゃぐちゃになったところを舗装してくださっているんですが、私たち道路を走っていて、舗装がいいんですよね。というか、そう感じちゃうんです。

宮代町、矢島建設さんがやっているんだと思うんですが、メイン道路の舗装と生活道路の舗装と舗装の質、それは舗装した後、監査を町がするのか、舗装の質というのをちょっとお伺いしたいんですけれども、車を走らせていて、すごくいいな、最初、舗装したてのときは皆そう思うんですけれども、特によく感じるんですけれども、そういう舗装の質というのがあるのかどうか、そこをちょっと確認します。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

まず、172ページ、町道77号線の舗装修繕工事なんですが、こちら、200メートルが宮代町の区間、宮代町が工事発注する区間になってございまして、200メートルから先に白岡町と宮代町の行政界が道路の真ん中にある区間がありまして、道路の半分が白岡市、半分が宮代町という区間が、約30メートルぐらいだったと思うんですけれども、ございまして、その区間について、どちらがやるかということで。

宮代町は、御成街道の交差点から白岡市に向けて舗装の修繕を行っているんですが、逆に白岡市も、白岡市の新白岡駅側から御成街道に向けて舗装の修繕工事を行っておりまして、ちょうど行政界で白岡市と宮代町が、今ちょうどぶつかっている状況になっております。そちらの行政界の半分の部分について、白岡市さんのほうでやっていただく、宮代町はその分の負担金をお支払いするという形になっております。

続きまして、舗装の質についてなんですけれども、舗装をかけるときに、フィニッシャーという、機械引きと言われるものがほとんどなんですけれども、機械で引いていくと、やっぱり舗装の平たん性、乗り心地のよさというのは、よくなるものというか、一定になるんですが、ちょっと中に入ってくると、交差点の部分とか細い道路のつなぎ目とかというのは、手で引いたりしなきゃいけない部分があるんですね。そちらについては、多少の平たん性が取れないところがあるんですけれども、基本的に町で検査するときなどは、舗装工事について、平たん性の試験をやったりということ

がございますんで、その平たん性の基準の中に入っていれば検査は合格ということになります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

２問質問をさせていただきます。

福祉産業委員会の資料、こちらの11ページ、都市計画道路の進捗状況で、ここに整備済みとか整備中のところに、全然作業を行っていないゼロメートルの地点が何か所もあるんですね。これは順番に、いつ頃から始めてやるのか、かなりあります。

この中には、３番の新河原橋通り線16メートル、それから次に、清地橋通り線、あと、下のほうには和戸駅東口駅前広場50メートル、あと姫宮駅東口駅前広場50メートル、これはこのとおりにやる予定でいるのか。

それから、２番目、資料のやっぱり12ページ、和戸横町地区進捗状況と新設費用、こちらの２街区は建物は完成しましたが、この建物は、テナントはどのぐらい入居率が決まっているのか。それから、１街区はいつ頃からスタートするのか、お伺いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

午前に引き続き、まちづくり建設課の一般会計分について審議をいたします。

深井委員の質問に対する答弁から入りたいと思います。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

委員会資料12ページの和戸横町地区の進捗状況等の関係なんですけれども、こちらのほう、民間の大和ハウスさんのほうで進めている事業でございまして、２街区のほうのテナントの入居につきましては、聞いている話では、半分ぐらいは埋まったということで聞いておりますが、その後の進捗については発表等されていないような形なので、うちのほうでもそれ以上のことは分からないような状況でございます。

久喜側の１街区については、いつスタートするかといったところのお話についても、同じく民間の業者のほうで進めていることですので、すみません、その辺については、うちのほうでは把握している情報はございません。

以上でございます。

すみません、一つ抜けていましたので。

委員会資料11ページの都市計画道路の進捗状況についてでございます。こちらのほう、私たちの予算書のほうの25ページを見ていただければ分かると思うんですけれども、まず、都市計画道路の整備につきましては、優先順位をつけさせていただいて進めているような状況でございまして、ここの表にありますとおり、都市計画道路の春日部久喜線、町道12号線ですね、こちらのほうと、北春日部に抜ける252号線の延伸、あと万願寺橋通り線、新橋通り線というような形で、基本的にはこちらのほうを優先というふうに考えておりますので、先ほどお話のありました和戸駅の東口ですとか姫宮駅の東口、こちらについては、今のところ、すぐに実施するというような予定はございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　質問させていただきます。

都市計画道路の進捗状況、ここにいろいろと書いてありますが、例えば姫宮駅東口駅前広場、こういうところとか、和戸駅東口駅前広場、こういう予定があるということは、いずれやる予定なんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

こちらの11ページの都市計画道路の進捗状況の表に書かれているものというのは、都市計画法上で都市計画決定されている道路になっております。もともと平成元年から都市計画決定されているものが、何回か変更ですとか追加がされておりまして、今の路線数になっているんですけれども、こちらについては都市計画決定されているもんですので、いずれかはやる予定で、このような形で法的に位置づけられたものになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　都市計画決定とおっしゃいましたが、都市計画決定で、例えば、今から30年ぐらい前に都市計画決定したのが駄目になっちゃったというのがあるんですね。それは県道ですけれども、清地橋から今の道佛に渡る線路ですか、今、線路を迂回しています、東小学校のところを迂回していますが、本来はそれが都市計画道路で、計画立てて、あそこに陸橋がつく予定になっていたんですね。それが、そのために道路が拡幅ということもあって、一部、うちの自宅の前も、都市計画道路で一時広くした経緯があるんですよ。

そういうのが、やっぱりいつの間にか都市計画道路が駄目になって、東小学校のところを迂回していくようになったんですが、こういう予定は予定で、都市計画道路はやっぱりなくなっちゃうんでしょうか、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

先ほどの説明のとおり、平成元年から都市計画決定された路線については、全面的な廃止というものは１本も路線としてございません。起終点の変更ですとか、追加で新しく認定となった都市計画道路等はありますけれども、全面的に廃止となったものがないので、先ほどおっしゃるとおり、県道の整備の計画になったのかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いいたします。

ちょっと順番が逆になっちゃうかもしれませんけれども、まず資料の14、ＬＥＤです。あと、上下水道のＬＥＤも含めてです。この進捗状況なんですけれども、進まない理由というか、そのあたりと、もう一点、今後どうしていくのか、それをＬＥＤに関してお聞きします。

その次は、178、179ページなんですけれども、わくわくロードに関してなんですが、今、実証実験でやっていただいているんですが、ここって、新しい村から奥の山崎の方にとっては生活道路になるんですけれども、毎日使う道路として、構想はいいなとは思うんですが、そのあたり、どう配慮されているのかお聞きいたします。

それとあと、180、181ページ、公園等環境管理

事業です。

公園維持管理と遊具の点検修理費とかが入っているんですが、その中で、公園遊具等の定期点検及び修繕工事の迅速な実施というのができているのかお聞きします。

それで、修繕という中に、去年も質問いたしましたけれども、１年たつと、やっぱり塗装がはげたり、ちょっとみすぼらしくなっている、既存の公園はかなり悪くなっています。ちょっと回ってみたんですけれども、そういうところは修繕に当たるのか、当てていただきたいと思って質問いたします。

次が、ちょっと戻っちゃうんですけれども、178、179ページ、東武動物公園東口周辺整備事業、16節東武動物公園駅東口整備用地費として１億4,330万円、そして、21施設の補償、補塡及び賠償金が、支障物件等移設補償費が１億4,330万円です。これ一応、何件ぐらいで、来年度、用地買収できるのかお聞きいたします。

もう一点です。これ、172、173ページの道路維持管理費に入るか、ちょっと分らないんですけれども、和戸の４丁目と５丁目とか、道路の側溝ですね、広くなくて細い側溝の、以前お願いして、一部直してもらったことがあるんですけれども、側溝の金具部分がかなり壊れちゃっていて、それが今すごくひどくなっているんですけれども、そういうのは定期的に修理するのか、以前お聞きしたときに、言われれば修理しますという話だったんですけれども、その辺、かなり数が増えているので、どう対処していくのかお聞きいたします。

以上です。

ごめんなさい、もう一点あります。176、177ページ、都市計画総務事業の中の12節委託料です。

和戸駅周辺活性化検討調査業務委託料ですが、先ほども質問された委員さんがいますが、本年度の特徴で、土地利用構想作成ですが、800万円と予想を立てている内容、800万円にした、積算になるのかもしれないですけれども、そこをお聞きします。

以上６点かな、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

初めに、予算委員会資料の14ページ、ＬＥＤ公共施設における取組実績ということで、こちらについてご答弁させていただきたいと思います。

こちら、施設のほうで、はらっパークと街区公園、一応ＬＥＤの実施状況のほうを記載させていただいているところなんですけれども、まず、はらっパークのほうなんですけれども、見ていただきますと、ＬＥＤ化のほうがちょっと低いような印象を受けるような感じかと思うんですが、はらっパークのほうなんですけれども、一応ここに書かせていただいている電球の数なんですけれども、施設内に設置されている電球の数になります。

ただ、こちらの電球のほうなんですけれども、実際つけさせていただいている中で、今、間引きとかをして数を減らさせていただいてしまっていて、実際使われているものとはちょっと、少し実情が変わってきているような状況になります。

事務所ですとか倉庫、はらっパークのスタッフが使うところにつきましては間引きなりをして、ＬＥＤ化のほうは少し見合わせている部分とかもあるんですけれども、一応、一般の方が利用する部分、そちらにつきましては、あとトイレのほうとかですかね、そちらにつきましては、一応皆さん、利用者がある場所については、ＬＥＤ化のほうを優先的にさせていただいているというような状況になります。

あと、広場のほうのＬＥＤ化のほうが零％ということになっているんですけれども、あちらの施設のほうは、一応時間で、夕方になると閉園してしまうというのがありまして、電球はついているんですが、実際電気をつけることがないということもありまして、屋外につきましてはＬＥＤ化のほうは進めていないといった状況がございます。

それなので、はらっパークにつきましては、基本的に利用者があるところ、そちらについてはＬＥＤ化のほうは進めさせていただいていまして、事務室とかについては、壊れたら直すというような形で、取扱いを整理させていただいているところでございます。

街区公園につきましては、修繕が必要になった場合について、ＬＥＤのほうに機器を交換するというような形で進めさせていただいております。

ＬＥＤ化につきましては以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷です。

先ほどのＬＥＤのほうということで、上下水道のほうの資料の上下のページ２のほうでございますけれども、基本的に上下水道事務所のほうにつきましては、安定器が壊れたら取り換えるという方針でやっております。

あと、基本的には執務室とかがメインになってくるんですけれども、そちらのほうがやっぱり劣化が早いもんですので、そちらがメインになっております。管理棟とかにつきましては、管理棟の執務室が平成24年度にできて、比較的まだ新しいと。ほかに電気とか機械とか入っているところについては、常にいるわけではございませんので、日々、点検に入ったときに電気をつけて消すというのがありますので、その辺について、ちょっと劣化がまだ見られていないという状況でございますので、それに合わせてやっていくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書の178ページ、179ページの西口の整備についてでございます。こちら、今社会実験をやっているところにつきまして、山崎の生活道路としての利用があれば、その辺をどのように考えているかというところでございます。

こちらの道路につきましては、基本的には、広い県道から山崎に向けてというところは、車道と歩道の幅員を合わせまして18メートルの幅員になってございます。そのうち、車道のほうは10メートル、歩道が両側３メートルずつの道路の構成になっているんですけれども、こちらのおよそ2.7メートルの車道のほうを歩道の休憩スペースとさせていただいています。

こちらの道路、生活道路ではあるんですけれども、そのほかにバス路線となっておりますので、バス路線として最低幅員というふうに考えると、6.5メートル以上という基準もありますので、それ以上に車道を広く取っております。なので、一般的に通行人の支障になるほど狭くしているわけではございません。そこまでの交通量もないというふうに認識しているところでございます。

こちらにつきましては、警察のほうと協議いたしまして、道路使用許可を取って、安全に進めてくださいというふうに警察のほうにも言われていますので、安全確保を行って幅員を減らしているというような形、きちんとした手続も含めて進めているというような状況でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書178ページ、179ページ、東武動物公園駅東口周辺整備事業の16節並びに21節、用地購入費と補償費の関係なんですけれども、来年度予定している件数は、用地費で３件、補償費で６件。３件の用地費のうち、中に入っているテナントさん等もございますので、補償費のほうが多くなっている状況でございます。

続きまして、予算書172ページ、173ページ、道路維持管理事業の中の和戸４丁目、５丁目の側溝の金具が壊れているという件についてなんですけれども、側溝の蓋の網の部分の金具だと思うんですけれども、こちらについては、町の担当のほうも、現場に出るたびに一応確認はするんですが、かなり細かく見ないと腐食している状況が分からないもんですから、こちらについては、なるべくご連絡いただけると、現場のほうに確認していくということが多いんですけれども、一応担当のほうでも、現場に行くと、その辺の道路施設については確認をいたしますので、そういう場合は、うちのほうから交換しに行くということもあるんですけれども、ほぼほぼ、ご連絡いただいて交換するということのほうが多い状況になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いします。

予算書180ページ、181ページ、公園環境管理事業の遊具の点検の関係のご答弁をさせていただきたいと思います。

遊具の点検のほう、専門業者のほうにつきましては年１回ほど、一応、職員によるパトロールで月１回、点検のほうはさせていただいているところなんですけれども、職員のほうで不具合等を見つけた場合につきましては、その都度、対応のほうはさせていただいております。

ただ、専門的な知識があるわけではないので、職員のほうで、明らかに壊れているですとか、腐食があるとか、そういったものについては、その後、対応がすぐ取れるんですが、機器の摩耗ですとか傷み具合の状況によっては、ちょっと職員のほうでは分かりかねる部分があるので、そういったものには、専門業者の点検結果を見て、その中でD判定が出たものから優先的に修繕のほうはさせていただくというような形でさせていただいております。

塗装につきましては、一応、塗装のほうは修繕費を別途取ってありますので、そちらのほうの修繕費の中で、対応できる範囲のものは対応させていただくというような形になるかと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書176ページ、177ページの委託料、和戸の駅周辺の活性化の検討になると思うんですけれども、こちらについては、今年度、業務委託といたしまして、和戸駅周辺の現状とか課題とかを調べさせていただきまして、こちらの土地利用構想のほうをつくっている状況でございます。

また、企業誘致に向けまして、産業系になると思うんですけれども、こちらの企業のほうのヒアリングのほうも実施させていただいております。こちらの検討結果等を踏まえまして、具体的な土地利用の手法や事業主体について検討していくと

いうことが、令和５年度に予定されている内容となっております。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。再質問させていただきます。

ＬＥＤに関しましては状況は分かりました。ただ、環境の負荷ということで、ほかの課が非常にスピーディーに進めているんですね。それで、ほかの課のときにも申しましたけれども、指定管理のほうの意識が高く、しっかり対応もしてくれたりしているので、はらっパークも指定管理が入っているので、できるだけ早く進めていくという考えも持っていただきたいと思いますので、その辺、もう一回お願いいたします。

水道のほうは分かりました。

次が、わくわくロードで、バスの行き違いができるということですかね。あと、私もこの前ちょっと走って、そこの工事の立っているのが、できたばかりですと、やっぱりちょっと走りづらいなというのは思ったんですが、もともと山崎のほうの方たちは、新しい村も笠原小のところが曲がりづらいとか、ちょっと不満をお持ちにもなっているし、まず事故に遭ってはいけないという時点で、暫定的に造っていかれるにしても、やっぱり安全性をまず考えて、やっていただいていると思うんですが、そこがやっぱり一番いいので、お願いしたいです。

都内とかだと、結構そういう道路があって、すごく車より人優先の、そこができてしまえば、本当、流れになると思いますけれども、安全だけは気をつけていただいて、考えていただきたいと思います。そこは大丈夫です。

あと、すみません、178、179ページの東口ですね。３件のテナントもあって、あと、整備事業の用地費が３件で１億4,330万円、補償のほうが６件ということですね。これ、来年度にできるということでしょうか。やっていくけれども、そこまでちゃんと見通し立ててやっていけるのか、もう一回お聞きいたします。

それとあと、すみません、公園の遊具に関して、180、181ページです。

職員さんもパトロールしてくれるし、専門家の方がというので、点検するところもちゃんと見ました。確かに、子供のためには、やっぱり見た目がとても大事なので、そのあたり、しっかりと対応していただきたいと思うので、区長さんとか、お子さんとか保護者の方とか要望あったら、進めていただきたいと思いますので、その辺もう一回お願いいたします。

あと、すみません、和戸の800万円ですね、176、177ページ、和戸駅活性化検討調査費。これって、800万円て妥当な金額なんですか。結構かかるなと思って、ちょっとそこを細かくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書178ページ、179ページ、東武動物公園駅東口周辺整備事業、来年度予定している３件の方ですけれども、一応、交渉を通じて内諾が得られている状況でございます。ただ、契約には至っておりませんので、今後、契約に向けて調整を詰めていくような形となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書176ページ、177ページの和戸の委託の件です。

こちらにつきまして、800万円という委託費がどうかというところなんですけれども、正直、委託は高いとは思っております。ただこれ、事業を途中で終わってしまうと高いものになってしまうと思うんですけれども、最後までやり通して誘致ができるようであれば、逆に安いものかなというふうに認識しておりますので、関係課協力の下、早く誘致ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

遊具の点検のお話なんですけれども、一応遊具の点検、遊具、見た目のほうが大事だというお話なんですけれども、一応うちのほうも、その辺は多少気にはしております。遊具のほう、区長さんなり地元の方から、いろいろご要望のほうもあります。

今回、委員会資料のほうにも、こういった要望がありましたということで載せさせていただいていますけれども、やはり予算の関係もあるので、全ては難しいところあるんですけれども、うちのほうも、できる範囲で対応のほうはさせていただいて、職員でできるもの、例えば今年度であれば、蜂の駆除とかも我々職員のほうでやったりとか、虫の駆除、内容によって、できるもの、できないものあると思うんですけれども、予算かけてやらなきゃならないものは業者のほうにお願いしますし、職員でできるものとかは職員のほうででも対応して、できるだけ皆さんが使いやすい公園になるように対応させていただきたいと思います。

あとちょっと、先ほどＬＥＤの関係で、お話、私のほうで説明がうまくなかったのかなと思うんですけれども、資料の中で電球数という書き方をさせていただいているんですが、この電球数のところは、実際電気がつけられる場所の数を今回書かせていただいております。実際、現地のほうでは間引きをさせていただいているので、ここに書いてある電球数よりも、実際電気がともっているところというのはもっと絞られています。

その中で、一応ＬＥＤ化のほうは進めさせていただいて、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、事務所ですとか、特に倉庫なんかは、職員がいっとき開けて見るぐらいしかしないので、そこについては壊れてから直すというような考えでおります。

ただ、一般の方が来る窓口ですとか、あとトイレ、そういったところについては、利用する方がいらっしゃいますんで、そういうところについてはＬＥＤ化のほうは進めさせていただいているといったような状況です。

すみません、ちょっと資料のほうの書き方が分かりづらくて申し訳ないんですけれども、実際はここに書いてある数よりも、電気がついているのはもうちょっと絞られていて、その中でＬＥＤ化のほうも進めさせていただいているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

ＬＥＤに関してはよく分かりました。

あと、東口のほうについては、契約はまだだけれども内諾ができているということで、よろしくお願いいたします。

あと、180、181ページの遊具に関しましては、私たち３丁目にしますと、すごく家が増えているんですね。やっぱりきれいなほうが公園もいいし、

ちゃんと点検してくれて、整備もしてくれているんだったら、色がちょっとついているだけで、新品とまではいかないですけれども、見た目が本当に変わるって大きいので、そうすると、子供も寄ってくる、保護者もやってくる、コロナもだんだん、今日からマスクが自分でという形になりましたので、そうすると、外に出る人も多くなるので、やっぱりそこを大事にやっていってください。これは要望です。

あと、和戸の800万円、土地利用構想、分かりましたので、この800万円て、私たちにとっては非常に大きいので、無駄にしないようにしっかりと生かしてお願いします。要望です。

あと、すみません、さっき聞き忘れちゃったんですけれども、側溝の網ですね。言ってからという話なんですが、本当に歩くといっぱいなんですね。だから、どこかで重点的に直すとか、何かそういうこと、そこだけ１点、ちょっと考えていただきたいので、答弁お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

そこの網のところにつきましては、一応在庫もございますので、それをつけることで、ある程度の解決になるかなと思いますので、ある程度情報提供もいただいた上で、見させていただきまして、対応できればと思います。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

大小含めて６点についてお尋ねします。

まず、第１点目は、170、171ページの道路台帳整備事業でございます。

これは、単純に予算が約半減しております。道路台帳の補正業務量が単純に減ったのか、それが理由なのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、172、173ページの道路維持管理事業の中に、12節委託料の一番下、災害時業務委託料10万円とあります。これはどういうことなのか、お尋ねいたします。

それから、同じ172、173ページの都市計画道路整備事業の関係でございます。

これについては、先ほど前段の委員でも質疑がございましたので、この整備事業については、私の記憶では、まず252号線の新設橋梁の関係なんですけれども、これは北が春日部駅前の土地区画整理事業に関わる延長なんですけれども、ですからこれは、春日部のほうの都合でと言うと大変失礼なんですけれども、この橋梁の持ち分については、春日部のほうが負担が大きいのかなというふうに思ったんですけれども、これはフィフティー・フィフティーなんでしょうか。そういうふうなやり取りでしたので、もう一度確認させていただきたいと思います。

それと同時に、町道12号線の関係なんですが、時間がかかりましたが、大分整備されてきました。そうしますと、町道第12号線は、令和５年度でほぼ完成する状況なのか。私は、姫宮神社の近くの信号機辺り、これは個人宅もございますので、この辺りがさらに接続を困難にしている状況なのかなと。決して個人攻撃ではないんですけれども、やはり支障があれば、住宅等々ありますので、それがネックになっているのかなと思うんですけれども、その辺の詰めの段階でこれは解消されるのかどうか、その辺の見通しについてもお尋ねしたいと思います。

続いて、174、175ページの主要町道整備事業でございます。

これは、私はずっと前から思っていたんですけれども、やはりアクセス道路として、本当に必要な道路かなというふうに思います。じゃないと、幹線道路と本田、辰新田のほうから行く道路が、道路幅が太いですから、どうしても安全面からいくと、そういうふうにならざるを得ないんですけれども、これができることによって、やはり違うのかなと。

ここからは通れませんというふうになっていますでしょう、これまで。それがなくなると、随分利便性もいいのかなというふうに思いますが、これはあくまでも予備設計というふうになっています。そうすると、次は実施設計、それから工事に移っていくということになると、２年越しになってしまうんでしょうか。その確認です。よろしくお願いします。

続きまして、178、179ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業、これも前段から質問もございました。内容等については分かりますが、これで、進捗状況ですよね、令和４年度の進捗状況もあると思うんですけれども、東口駅前広場と東口通り線の進捗状況、新年度予算が終わった時点でどれぐらいになるのか。

それと同時に、道路は杉戸との関係で、拡幅もちろんされるんですけれども、そうなると、橋梁の関係も出てくると思うんですが、その辺の状況はどういうふうになっているのか、併せてお尋ねしたいと思います。

最後、180、181ページの公園等環境管理事業でありますが、これは、はらっパークの関係でありますけれども、地域の人が集まる憩いの場の整備ということなんですけれども、はらっパーク自体が人が集まる憩いの場なんですけれども、さらに、地域の人が集まる憩いの場の整備というふうになっています。これは市民参加によるということなんですけれども、どういう内容なのかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

まず、１点目、予算書170ページ、171ページ、道路台帳の整備についてお答え申し上げます。

こちらについては、委託料が減っているということなんですけれども、ご指摘のとおり、道路台帳の補正料の減ということで委託料が減となっております。今年度、新規認定改良ですね、道路が新たに認定されたり改良されたりというボリュームが、前年度よりもかなり減っているという状況です。理由については、前年度、横町の関係でかなり業務量がありましたので、今年については、そちらが減ったことによって、大体それ以前の例年ぐらいの委託料に落ち着いたということになっております。

次、２点目、予算書172ページ、173ページ、道路維持管理事業の災害時委託料10万円についてでございます。

こちらにつきましては、台風の時期並びに大雪の時期、道路のパトロール等、例えば台風のときには、土のうの作製と土のうの設置、大雪のときには、橋梁とか凍結しそうなところにあらかじめ塩カルをまいたり、そのような作業が実際出てまいります。こちらについては、職員のほうでも対応するんですが、町内業者の協力がございまして、そちらのほうを町内業者にお願いして、土のうを作ってもらったり、運んでもらったり、設置してもらったりする費用に充てているものでございま

す。

実際、かかった実費全ては出せないんですけれども、人工で待機してもらったり、この間も大雪警報等あったんですけれども、実際降ってみたらそうでもなかったということもあって、ただ、そういうのも待機してもらったりということもありますので、一応そういうのに充てる費用になっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書172ページ、173ページ、都市計画道路春日部久喜線の252号線の延伸のところの橋梁のお金ですね、そちらの負担についてお答えします。

こちら、基本的には春日部市さんのほうに、春日部市、16号線のほうに抜ける道路として整備をお願いしますということで、何年にもわたって、宮代町から春日部市のほうにお願いをしに行っていたという経緯もございます。確かに春日部市のほうが、今回、区画整理事業ということで長い延長を整備するというような形になっておりますけれども、ほとんどの橋梁につきまして、整備については折半というような形にしまして、春日部市に今回、施工のほうを主にやっていただくんですけれども、その負担を宮代町が払うというような形で行いまして、管理につきましては大体順番というような形で、ローカルルールみたいな形でやっているんですけれども、例えば１橋を宮代町が管理をするということであれば、次に造られた新しい橋梁については春日部市というような順番になっておりまして、今回については、管理については宮代町で管理するというような形になっております。

こういったローカルルールも含めて、春日部市とは、２分の１の負担というような形で話が進んでいる状況でございます。

続きまして、予算書の172ページ、173ページ、都市計画道路の春日部久喜線、町道12号線になるんですけれども、こちら、信号機辺りの土地の購入がなかなか進まないというところだと思うんですけれども、こちらについては、以前からのお話のとおり交渉等進めておりまして、一旦進んだり止まったりというようなことを繰り返している状況でございます。

以前からのご説明のとおり、地権者さんが代替わりされています。会えれば話がもうちょっと進むのかなというふうに毎回思っているんですけれども、なかなか会わせていただいていないところ、何人かの権利者さんというか、ご家族の中で全員が集まらないとという話もありまして、そういうところで、なかなか話が進んでいない状況でございます。

そのほかにも、やはり相続が進んでいないところも交差点以外でございますので、同様に、会ってお話ができればというふうに思っております。なかなか、会えないことには話が進まないので、その辺努力をしているつもりなんですけれども、なかなか進まない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

すみません、少し飛んでしまうんですけれども、一番最後のはらっパークの関係のお話についてご答弁させていただきたいと思います。

先ほど丸藤委員のほうから、はらっパークはもともと地域の憩いの場なんじゃないかということ

でご質問あったんですけれども、すみません、今回、うちのほうの予算書の書き方がちょっと分かりづらくて申し訳なかったんですけれども、上段に書いてある地域の人々が集まる憩いの場をとかということで書かれている、ここの内容につきましては、この上に丸で第５次総合計画ということで書かせていただいているんですけれども、うちのほうの地域のオリジナルパークをつくろう！、こちらの部分について、概要説明ということで書かせていただいているものになります。それなので、こちらについては、特にはらっパークをということではなくて、５次総の事業についての概要説明ということで書かせていただいております。

本来なら、そこでさらにちょっと、事業名なりとかが書かれていれば分かりやすかったのかもしれないんですけれども、どうしてもオリジナルパークをつくろう！自体が、公園等環境管理事業の予算の中でやっているものなので、そちらの説明のほうも書く必要があったため、ちょっと分かりづらいような書き方をさせていただいているところです。

あくまでここで、うちのほうでご説明したかったのは、オリジナルパークの内容になるということで、はらっパークとは別のものということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹、和田です。

予算書174ページ、175ページ、主要町道整備事業についてでございますが、こちらについては、今年度、予備設計を実施いたしまして、線形の決定を行います。実際、現地で支障となる場所等を調査したり、今所有している用地をうまく生かして線形をつくるという形の設計となっております。

この後の予定なんですが、こちらについて、線形を決定しましてから詳細設計を行って、その後、用地を割り出すための用地測量設計というものも実施することになります。その後、用地買収を行ってから工事着手ということになるので、２年越しになってしまうということになります。

続きまして、予算書178ページ、179ページ、東武動物公園駅東口周辺整備事業についてお答えいたします。

こちらにつきまして、進捗状況でございますが、現在の用地の進捗率については、63％ということで今までお答えしております。今年度、用地買収、全て買えた場合の進捗率については、全体面積の3,115平米のうち、約2,200平米弱ぐらい買えることになりますので、進捗率としては約70％となります。

橋梁の状況なんですが、こちらは埼玉県の杉戸県土整備事務所のほうで、東口通り線ということで事業を進めております。杉戸県土整備事務所のほうとも事前に協議をいたしまして、進捗のほうを確認しているんですが、今、橋梁の詳細設計のほうを実施している状況でございます。

今後、工事に向けた設計になりますので、工事の予定については、まだはっきりとした年数というのはちょっと分からないんですが、詳細設計を行っている段階ですので、それが終われば工事の着手ということになってくると思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

では、確認しながら、再質問させていただきます。

170、171ページの道路台帳整備事業は分かりま

した。横町の関係ということで、前年度はむしろ平年より多かったということで、了解です。

それから、道路維持管理事業、172、173ページの災害時業務委託料ですね、この10万円というのは。そうすると、これは、台風あるいは大雪が予定される前に業者に委託して、待機も含めて、この予算は使われるわけですよね。

例えば、土のうとかそういうのは、全然ない場合は残りますよね、そうした場合は、ほかに使えると思うんですが、これを作ったり待機する予算で消化されるということで理解してよろしいでしょうか。イエス、ノーでお願いいたします。

それから、172、173ページの都市計画道路整備事業の関係です。

確かに春日部との関係では、16号線につないでいくような、そういった方向でということでは来たと思うんですけれども、ここへ来て、北春日部駅前の土地区画整理事業が具体的に進んだということで、こういうふうになっているんですけれども、これは、先ほど言った負担の割合なんですけれども、素人考えでいうと、そういうふうな考えもあると思うんですけれども、そういった交渉は、全然素人考えで、２分の１、２分の１、最初から半々の折半ということで交渉が進められてきたんでしょうか。交渉の進み具合でこういうふうになったとか、いろいろ考え方はあるんですけれども、その辺についての経緯についてもご答弁お願いしたいと思います。

それから、町道12号線の関係なんですが、田んぼについてはいろいろあると思うんですけれども、やはり信号機の近くの賠償が要になるのかなというふうに思います。確かに答弁であったように、一進一退はあったと思うんですけれども、会うことができないというのが最大の理由だということなんですけれども、こういうところは多々あると思うんですけれども、その先というのは随分前からできていますので、あとはやはり、信号機の周辺の問題が解決すればというところだと思うんですけれども、あそこは、みんなそういう、町民は行き帰り車を利用するのに、そういうふうな思いでいると思うんですけれども、一進一退ということは、一時はやはり進むというふうに思うんですけれども、これはいろいろ考えられるんですけれども、やはり補償の問題だと思うんですけれどもね。

この1,280万円で、そうすると、残りはどういうふうな状況になるんでしょうか。恐らくこれは、内諾しているというか、そういう下で予算化されていると思うんですけれども、その辺で、あと完成まで、そうすると、どういう状況なんでしょうか。

全く会うことができないという、それで話は進んでしまうんですけれども、それで終わらすわけにはいかないと思うんですよ、当然ね。そういう意味では、予算的にはどういうふうになりますか。かなりまだ必要なんでしょうか。その辺の見通しについてもお尋ねしたいと思います。

それから、174、175ページの主要町道整備事業、1381号線、大体分かりました。これは、道路幅はどれぐらいを予定しているんでしょうか。その点だけお尋ねします。

それから、178、179ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業、これについても、今年度、予算実施されて７割ということで、大分目には見えてきていますけれども、まだまだ大変だなという状況はあるかと思うんですけれども、これは、令和７年度には大体めどはつくんでしょうか。その辺の見通しについてお願いいたします。

それから、180、181ページの公園等環境管理事業については分かりました。勘違いしましたね。

そういうことであれば理解しました。この点についてはいいです。

以上。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時１０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課一般会計分について、引き続き審議を行います。

丸藤委員の再質問に対する答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書172ページ、173ページの道路の災害時の10万円ということで、こちらのほう、イエスという回答をさせていただきます。

続きまして、172ページ、173ページ、こちらの春日部市との調整なんですけれども、おっしゃられるとおり、当初２分の１じゃなくて、もうちょっと春日部市のほうにお願いしたいということは伝えてあります。ただ、先ほどのうちのほうの説明のとおり、宮代町から16号に抜ける道路というのを要望してきたという経緯があるでしょうという話がありまして、２分の１に収まっているような状況でございます。

それに加えまして、北春日部のほう、うちのほうの道仏土地区画整理事業と同じように、組合区画整理事業でやっております。なので、こちらのほうの延長ですとか、そういったものが長いように思われてしまうとは思うんですけれども、実際は組合施行の区画整理と、橋については市のほうで架けていただくというような形になりますので、そこの事業の区分けはされているような状況でございます。

続きまして、同じく予算書の172ページ、173ページの都市計画道路春日部久喜線、12号線になるんですけれども、こちらについて、おっしゃるとおり、信号近くの用地買収、かなり肝になっています。こちらが進まないことには、なかなかその先の整備されているところに向かうのにネックとなってしまいますので、こちらのほう、努力いたしまして、購入できるように進めていきたいと思います。

用地のほう、89％ということで、かなり進んではいるんですけれども、そういった肝心なところが書いていないというような状況は、うちのほうも把握しておりますので、努力して購入できるようにしていきたいと思っております。

予算書の174ページ、175ページの主要町道なんですけれども、こちらのほう、幅員10メートルということで、一応、町道の認定が過去にされております。ただ、支障となる物件もございますので、そういったものを避けるような線形にもなるという可能性ありますので、その辺を含めて、来年度、設計のほうをさせていただきまして、幅員のほうも若干異なる可能性もございますけれども、基本10メートルということで考えておいていただければと思います。

続きまして、予算書のほうの178ページ、179ページ、東口の進捗になるんですけれども、こちら、来年度買えれば、７割近くの進捗ということで、予算のほうに上げさせていただいているものにつきましては、おおむね内諾が得られている状況のものが予算に反映されているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。

それでは、前段者がいろいろ多くの質問しておりますので、私は１点だけ聞いておきたいと思います。

予算書の170ページ、道路台帳の問題を絡めて聞いておきたいと思います。

過日、会計課のときにも質問したんですけれども、宮代町には、道路拡幅すると残地が残ります。大分あるはずです。去年も私は、須賀地区のある人に頼まれて、問題じゃないかということで調べたら、また面白い残地だったんですね。名前は個人の名前だけれども、役場の台帳には載っていないらしいんですね。こういう残地もあった。まあ面白いなと思ったですね。

それがいいか悪いかじゃなくて、私は今、宮代町、どのぐらい残地があるのか教えてもらいたい。

まず１点、それだけです。その後、質問したいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

道路台帳の関係に含めまして、用地買収をした残地がどのぐらいあるかというお話なんですけれども、すみません、こちらのほう、データのほうがないので、どのぐらいあるかというのは分からないところではございます。ただ、都市計画道路として今進めさせていただいている東口の駅前広場ですとか、そういったところにつきましては、残地が出たとしても、その周りの方で使っていただけるような方を紹介したりですとか、もしくは、町のほうで一旦全部買って、それをどなたかにお譲りするというような形を取らせていただいておりますので、ちょっと昔の話で残地が出てしまっているというのは、確かにあるというのは認識しておりますけれども、これからの事業といたしましては、できれば周りの方に協力をいただくとか、そういった調整も含めて進めさせていただいております。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　それで済むんだったら、会計課では、税金は間違いなくもらって、固定資産税もらえるんだと、もらってそうですね。それで、いろいろ周りの人に協力してもらえれば、これは金かからないね、収入があって最高だよね。

ところが、地主さんはそれで納得しないですよ。地主さんは税金がかかっているわけですからね。

私、こんなこと言うと、また年寄りかと言われるから、あまり言いたくないんだけれども、今の課長、その前の課長のその前の課長のときかな、残地を整理すべきであるよと、私は口を酸っぱくして言ったことあるんですよ。それでないと、税金は取られる、それで、残された道路のところに残地が幾つも、相当利用できない土地がある。それは問題じゃないかということで。そうしたら、その当時の課長は、分かったと、早急にそれは解決すると約束した経緯があるんです。

私は今日、なぜ口を酸っぱくして言いたいかというと、この任期でこれが最後の予算だよね、当初予算は。ここで解決しておかなかったら、永久に宮代町は残地が残されて、問題が残るわけ。おととし、そういう問題も起きてきたんですからね、問題じゃないかと、議会は何やっているんだというまではいかないにしても、それに近いこと言われたんですよ。

それ何とかしないと、今、残地が把握できない

というけれども、ちゃんと調べてくださいよ。もう何年前から言っているんですから、残地が相当あるはずですよと。その土地に課税しているわけよ。

もう一つ言いたいのは、例えば12号線の問題でいうと問題ですけれども、道路の拡幅しました、そこに広い土地は町が買収してある、ところが、３メートル、３メートルの三角形の土地はそのままほっぽっといて、税金だけ払っているわけだ。使えないんだよ、何も、残された土地の人。そういうのがあるわけよ、それを何とかしてやるのが町の政治でしょう。

ある地主さんは、蜂がそこに巣くっちゃって大変だとか、何も使えない。そういう土地があって、ほっぽっておくわけにいかないんですよね。どうするんですか、それを聞きたいわけです。今みたいな答弁では納得できませんからね。

税金も取られているんだから、それは町は得だ、税金取れるんだからね。そういう利用できない土地から税金もらえる。ところが、利用するだけ利用して、そういうやり方は町民の代表じゃないと言われるんですよ。それを何とかしてくださいということだから、残地はどのぐらいあるんだといったら、分からないと。そんな言い方ないですよ。もう前々から言っているんですから。なぜ、どのぐらいあるんだか言えないですか。すぐ調べて出してくださいよ。

会計室は、金をちゃんと取っていますというんだから、分かっているわけだからね。課税しているんだというから、分かっているわけ、その土地の面積がどのぐらいあるかというの。はっきり言っていた、はっきり頂きますと。まだ取っていないならともかく、課税していないんなら。ばっちり頂きますと言っているんだから、だからはっきりしてくださいよ、どのぐらいあるのか。まず、それ２問目。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求める前に、これちょっと調べてください。曖昧にはできない問題だと思います。

暫時休憩します。

休憩　午後　２時２２分

再開　午後　２時２５分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田と申します。お答えいたします。

残地の問題でございますが、宮代町の用地買収の仕方としては、最近の例でございますが、小さな面積が残るような状況である場合には、一緒に買わせていただいております。過去につきましては、経緯とかは、まだこれから調べてみなければ分からないんですが、今やっている用地買収の仕方といたしましては、先ほど答弁したとおりでございまして、あと、小さな残地が残るようなところにつきましては、残地補償で対応させていただいていると。

あと、都市計画道路の東口通り線などは、先ほども副課長が答弁いたしましたが、隣接する方が使用できる状態でありますので、土地の。町が一度、それも残地も買い上げまして、隣接の方に使っていただくと、買っていただくというようなやり方をしております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　今みたいな答弁で納得しないから言っているんですよ。隣地の人に使って

もらう、とんでもない話よ。逆だよ、ごみ捨て場みたくもなっているよ。

そういう、まだ12号線の拡幅のときに残された土地がある、私、ほかにもあるのは知っているんだけれども、特に言うのは、この予算書に12号線というのが載っているから聞いているんですけれども、今みたいな言い方したら大きな問題ですよ。それはもう、私、言ったでしょう、質問で。今の課長、その前のその前の課長のときに言ったと、残地をどうするんだという。その当時から言っているわけですよ。そうしたら、今はそういうことはないようなこと言って、その後、利用してもらっている。

会計課は税金を取っていると、はっきり言っているんだから、町は知っているわけだ、そういうところがあるということ。そういう、その場その場でうまく話が通ればいいと思うもんじゃないよ、これは。大きな問題、前々から言っているんですから。それで通ると思っているの。じゃ、地主さん、それ言ったら怒るよ、何言っているのよと、怒ると思いますよ、宮代町はとんでもない答弁だと。

それをちゃんと、今委員長も言っていたけれども、ちゃんと調べて、それを直すということをちゃんと約束してもらいたいですよ。それ大きな問題ですよ、町のために拡幅を了解してやって、それで、10センチか20センチ残された残地をどうやって利用するんだ、近隣の人、どうやって利用するの。U字溝が入っちゃっていて、やりようがないじゃないですか。

それで課税されている、怒っているんですよ、何で課税されるんだと。そういう話、知らないんですね、知らないんならしようがない。大きな問題だよ、これ。相手に対しては、本当に税金を取っているんだから、取らないならまだしも。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員の再々質問に対する答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。お答えいたします。

まず、今事業として動いております町道12号線につきましては、そのような残地の関係で、地主様から言われたことはございませんし、そのような小さい形で残しているような土地もございません。今動いている事業でございます。

あと、先ほどもお話ありましたけれども、10センチ、20センチ残して用地買収を行うということは、まずあり得ない話と考えております。

〔発言する人あり〕

○委員長（西村茂久君）　小河原委員、答弁中はちょっと控えてください。

委員長からお願いします。

念のために、この問題について、過去どうだったかということも含めてちょっと調査をして、それで、この後、教育推進課に入りますけれども、それでないとできませんので……暫時休憩しますね。

休憩　午後　２時３１分

再開　午後　２時３２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

ほかに質疑ございますか。

田島委員。

○委員（田島正徳君）　田島です。よろしくお願いします。

私たちの予算書のＰ17、東武動物公園駅西口わくわくロード事業、その一番下のほうに、令和５年度は第５次総合計画の３年目です、表が出てお

りますね。令和３年度、４年度で市民参加によるコンセプトの決定が終了ということになっております。

当初から、このわくわくロード事業ということが説明されていなかったですね、最初の第５次総合計画の始まるときに。具体的にどういうことをやっていくのか、その説明をよろしくお願いします。

あと、もう一点のほうは、令和３年度の予算で、今、役場の前を実証実験ということでやっていますけれども、先ほども塚村委員が聞いていたときに、昨年の予算書でいうと、道路用地工事費でこれを行っているのか、これって新間さんのところの交差点改良工事というふうに説明を受けていて、そこのわくわくロードの事業の予算というのはどこから出てきているのでしょうか。

以上２点だけ、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

予算書資料の17ページ、西口わくわくロード事業というところで、今年度については市民参加によるコンセプトの決定ということで、今後どのような進め方になっていくのかというところだと思うんですけれども、こちらにつきましては、第５次総合計画に記載のあるとおり、市民参加によってコンセプトをつくって、それを実現させていくということで、東武動物公園駅から新しい村までを魅力ある道路に整備して、地区の魅力を高めるという事業になってございますので、それに基づきまして進めていく、最終的にはわくわくロードの整備工事を行って西口のエリアを高めていく。

今回の事業といたしましては、単なる整備だけじゃなくて、市民の人を巻き込んでいくというところで、第５次総合計画にも記載されていると思うんですけれども、市民だけじゃなくて、企業さんなども含めてやっていくような記載がありますので、そのような形で進めるために、今、市民参加によって進めているんですけれども、例えば日工大の教授ですとか、日工大の中でも今、建築学科だけじゃなくて、いろんな情報メディア関係の教授なども関わりまして、教授とか助手さんとかでも６名ぐらい関わったりします。そのほかに、東武鉄道さんから２名来ていただいたり、レジャー企画の方に来ていただいたり、そのほか設計事務所さん、あとグラフィックデザイナーの方とか、いろいろ多方面で活躍されている人が来ていただいているような状況で、市民参加のほうを進めさせていただいている状況でございます。

この方たちが、市民の方の代表というような形になるのかなと思うんですけれども、こういった人たちがメインになりまして、会議のときは、仕事が終わってから夜９時までとか、ずっと検討させていただいて進めている事業でございます。なかなか市民参加で、いろいろ大変なことはあると思うんですけれども、ボランティアで皆さん来ていただいているような状況でございます。これを西口のエリアの活性化につながるような道路にできたらというふうに進めている状況でございます。

続きまして、予算の話ですけれども、こちらにつきましては、道路用地工事費ということで、2,500万円の中から使わせていただいているような状況になります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　答弁ありがとうございます。

文言は第５次総合計画の計画書にも書いてあるし、分かっているんですよ。だから、コンセプトを３年度、４年度で決めて、じゃ、そのコンセプ

トというのは、最初から総合計画のところに書いてあったり、この予算書にも書いてあることを言ってくれるんだったら、令和３年、４年の２年間は全く要らないし、だから、西口エリアをわくわくロードにする、そのために２年間、いろいろ考えているわけじゃないですか。だから、何をするのというふうに聞いているんですよ。

２年間かけて、今度３年目で、そうすると、次の段階の概略設計、整備エリア決定というふうに、もう入っていくわけじゃないですか、じゃ、ここの通りがどうなるのかというのを聞いているんですよ。それがまず１点。

昨年の予算書の171ページにある道路用地工事費2,500万円というのは、議員全員の説明では、あそこの交差点改良ということで計上しているということですから、流用になるんじゃないですか。と私は思うんですけれども。

まず、皆さんが思っていて、実証実験をやります、それは役場の人たちだけの感覚ですから、住んでいる人たちはみんなびっくりしているんですから、何ができるの、あんな道路塞いじゃって。

だから、そちらで単体で実証実験をする、いろんな大学生、いろんな人を集める、それはいいんですよ。だけれども、唐突で、せっかくの唯一の広い道があんなに狭められ、その説明も唐突だから、全然住民サービスというのを考えていないと思うんですよ。

住民にとって、いろんな方が言うのは、みんな言っているじゃないか、側溝の蓋がけだとか、フェンスとか、そういう身近なものを本来やる、それがまちづくり建設課だと思うんですよ。あとは工場を誘致したり、そういう道路設計をしたりと。

今回だけはちょっと納得いかないんで、じゃ、この西口のわくわくロード事業ということは何を目指しているのか。その１点だけですね。流用かどうかということをよろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

こちらのコンセプト的なものとかというのは、市民参加でいただいている内容になっているんですけれども、そもそもの話を聞いていった中でまとめると、第１次の総合計画に遡るところになります。

こちらのイメージとしては、人優先のコミニュティ道路と言われる、ちょっと曲がっているような道路で、歩道が広くなったりというような道路を、簡単に言うと目指しているんじゃないのかなというのが、今回の基本構想の中身になっています。なので、それに近づけるための実験でもあって、あのような形で、本来であれば、車はスピードを抑えてほしいというような意味合いもあります。ということから、ああいう、本来であれば都会なところでやるような実験を宮代町でやっているような状況です。

だから、第１次総合計画というのが、大緑道という計画が昔ありました。それに何年もたって、皆さんのニーズが戻ってきているというような、私としては理解をしているんですけれども。という方向性になっています。

予算書のほう、こちらのほうが、交差点だけのものだったんじゃないかという話だと思うんですけれども、西口エリアでのそういう検討というか、整備については、こちらのほうから出させていただいているような状況になっております。流用にはなっていない状況です。

○委員長（西村茂久君）　田島委員。

○委員（田島正徳君）　ありがとうございます。

自分が言いたいのは、住民目線でやってほしい

ということなんですよ。これ、みんな税金なんですよ。都市計画税も入れているし。その住んでいる住民が、何なのあれと。

先ほどおっしゃったように、道路を狭めていろんなことをやるというのは、都会でいいと思いますよ。きっと、みんな誰しもが思っているのは、みんな、これをやってほしい、あれをやってほしい、例えば防犯灯つけてほしい、カーブミラーつけてほしい、いや予算がないんでと。予算をつくる町にしてほしいんですよ。

ごく一部の人たちが喜ぶようなものじゃなくて、それをまちづくり建設課がやってほしくないんですね、それは道路が関係しているかもしれないけれども。もっとやることあると思いますよ、本当に。だって、議員のみんなだって、何ができるんだろう、この委員会の途中で説明があるような。そうしたら、住民の人なんか全然分かっていないですよ。

最後に、戻りますけれども、じゃ、この西口をどうやって変えていくのか、わくわくロードというふうに言われるのを。市民参加によってとか、そういうんじゃなくて、イメージ的に住民の方、議員のみんながイメージできるような、今の答弁でいくと、じゃ途中途中、道がへこんで広場みたいになると。そんなことをして、道をそんなことに使うのは、往来があって、住民の方がいっぱいいて、遊ぶ広場がないとかイベントができるところがないとかいうんだったら分かるけれども、宮代町はそんなところ、いっぱいありますから。

今後、この駅前通りをどうしていくのか。厳しく言うと、令和３年、令和４年でコンセプトを考えているんだから、そこをはっきりして、そのための今の実証実験ですというふうに言えるようにしてもらわないと、自分らは住民に説明できないですよ。

今回はちょっと、まちづくり建設課が絡んでいるから、道路だから分かるんですけれども、誰しもが、ほかにやることあるんだろうと思っていると思います。だから、とにかく、この駅前道路をどういうふうに、まちづくり建設課として考えていっているのか。

一つ言っておきますけれども、令和３年度の予算のときに道路用地工事費というのは、この話は一切聞いていないですから。新間豆腐さんのところの交差点改良というのは聞いていますけれども、それ以外の説明は受けていないということは確かですから。

以上１問、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課として、どのように西口のわくわくロード事業のほうを考えているかということにつきましては、基となる第５次総合計画の解釈のところもあると思うんですけれども、大変難しい事業となっております。

単純に、これ読んでいただければ分かるとおり、新しい村までのところを町民と観光客、事業者と共にアイデアを出し合いながら、歩いて楽しくわくわくするような道路に整備し、エリアの価値を高めるというふうに書いてあります。なかなかまちづくり建設課としては苦手な分野でございまして、おっしゃるとおり、道路整備だけであれば得意分野ではあるんですけれども、こういった市民参加ですとかエリアの価値を高める、にぎわいを生み出すというところがなかなか難しいところでもありますので、その辺を得意としている無印さんだったり、あとは市民の方にご意見を出し合っていただいているというところが、ソフト面でのところでございます。

やっぱり市民参加の難しいところというのは、うちのほうで描いたものがそのとおりにならないというのがよくあることでありまして、ただ、何も持っていなくて進めているわけではなくて、やっているつもりではあるんですけれども、先ほどの説明のとおり、ご意見を伺っているうちに、過去のものを資料を見ていくと、やっぱり第１次総合計画に戻るのかなというところが見えてきたので、そこをエリアの価値を高めるための整備というふうにイメージしているんですけれども、なかなかその辺は難しいところだと思っております。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　委員長のほうから１点質問します。

このわくわくロード事業について、今質疑があったわけですけれども、私自身も、これは何のためにやっているんだという、そういう懸念に駆られています。私としては、課長から答弁をいただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。お答えいたします。

東武動物公園駅西口わくわくロード事業、この事業のできたきっかけというものは、第５次総合計画を決めるに当たり、住民さんからのアンケートとか、あとは、委員になってくれた方の意見で圧倒的に多いのは、ここの道が寂し過ぎるというんですよ。私なんかも、そこに立っていますと、すみません、東武動物公園はどこですかと、よく聞かれるんですよね。こんなメインストリートでありながら、何かちょっとそれって寂しいですよね。町職員としても、そこをちょこっと行って右に曲がればあるんですけれども、それは何が足りないかというと、まずサインが足りないというのも一つありますよね、あと、にぎわいが足りないというのもあるかと思うんですけれども。

ですから、ただ案内板を作って、それでまちづくりは済むものかというと、そうでもない。ただ、ここに来ていただいて、そこに来れば何があるというのは、まず観光客もそうですし、住民もそうです。ここに来れば、そういうマルシェがあったりとか、ただ道路を整備するだけの事業じゃないんですね、この事業は。

今回、そこにつくっておりますけれども、あれもマルシェ、ここでそういう人たちがお店を出したり、キッチンカーを出したり、そうすると、そこに人がどんどん自然と集うじゃないですか、そういう空間を実証実験でやってみたいと。それが、ちょっと大げさになってしまっていますけれども、まずそういう目的で行っております。

その積み重ねで、今回はこういう形を取っておりますけれども、来年以降も実証実験、社会実験をやっていく予定でございます。それで、どういう形がいいかを決定して、この付近に来ればこういうものがあるんだよ、楽しくなるんだよと、そういうような道路にしたいと、まちづくり建設課は考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑はありませんよね。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上でまちづくり建設課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時５５分

再開　午後　３時０８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより、教育推進課分についての質疑に入ります。

念のため、留意事項を申し上げます。

議会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者紹介をお願いします。

○教育推進課長（大場崇明君）　皆さん、こんにちは。教育推進課長の大場でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　皆さん、こんにちは。教育総務担当主幹の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（新井庸一君）　皆さん、こんにちは。生涯学習室室長の新井です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

皆さん、こんにちは。学校教育担当学校管理幹兼副課長の竹内知子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（加藤裕一君）　こんにちは。学校教育担当指導主事の加藤裕一です。よろしくお願いいたします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（鵜川裕介君）　こんにちは。学校教育担当指導主事の鵜川裕介と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。学校教育担当指導主事の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（宮部俊周君）

皆さん、こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の宮部と申します。よろしくお願いいたします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　皆さん、こんにちは。生涯学習室文化財保護担当主査の横内です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑に入ります。

質疑はございますか。

土渕委員。

○委員（土渕保美君）　土渕です。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書123ページ、予算書116ページ、総合運動公園管理事業。14節工事請負費ですが、プールボイラー更新工事を実施となっていますが、どのようなボイラーを考えているのか。また、工事期間はいつになるのか。

もう一点、町長の施政方針でゼロカーボンシティを宣言しましたが、今回の工事での環境への配慮をどのように考えていますか。

あと、もう一点です。

私たちの予算書124ページ、予算書218ページ、生涯スポーツ振興事業、12節委託料の綱引き大会実施委託料、ハイキングバス運行等委託料ですが、レクリエーション協会が今年度末で解散と聞いていますが、どのように解散するのかお聞きいたします。

また、同じページです。町民スポーツフェスティバル助成金、昨年はミズノの協力により、オリ

ンピアン等の選手を招いての教室をはじめ、各種競技団体のご協力により、初の試みとして体験参加型の様式で行われました。今回のフェスティバルの内容を教えてください。

その点、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長、新井と申します。質問にお答えさせていただきます。

まず、私たちの予算書123ページ、そして、予算書の216ページ、総合運動公園管理事業でございます。

最初に、ボイラーの交換についてご質問いただいたかと思います。

まず、ボイラーにつきましては、プール開設後30年経過いたしまして、いまだに、かつ大規模な工事のほうを行っておりませんので、今回は完全入替えというようなイメージで、更新工事を考えさせていただいております。

現在、ボイラーの機種については選定中というのが現状でございます。予算につきましては、現行のボイラーと同等機能のものをまず入れるということで、予算のほうは計上させていただいております。

また、後からちょっとご質問いただきましたが、ゼロカーボンシティのお話があったかと思いますが、こちらにつきましても、町のほうでお話、町長のほうからもございましたとおりに、エネルギー的なところの施策というのを考えていかなければならないというのは私たちも考えておりますので、今後、来年度に入りましたら、ミズノのほうと、そのような形でのボイラーの機種があるのかというのの選定も含めて、ちょっと考えていきたいなというふうに考えておりますので、現段階では、この機種で、こういう形態のものでいくというものが決まっていないのが状況になります。

そして、もう一つ、工事期間になりますが、工事期間につきましては、なるべく利用者が多くない時期、それと、プールの水の入替えというものも年２回行っておりますので、これに合わせて実施したいなというふうに考えております。時期的には、できれば秋頃かなというふうに考えております。

そして、工事の実施期間ですが、実際の工事のやっている期間といいますかね、こちらが、恐らく１週間ぐらいであろうというふうなお話は伺っております。ただ、実際、入れた後に試運転ですとか工事検査等も行わなければならないということを考えますと、使用期間は、やはり二、三週間、使用できない期間が生まれてくるのではないかなというふうに想定しているところでございます。

もちろん、こちらにつきましては、事前の周知等も含めまして、ご不便がないような形で実施させていただきたいというふうに考えております。

そして、もう一つ、私たちの予算書124ページ、そして予算書218ページ、生涯スポーツ事業につきましてご質問いただきました。

まず、綱引き大会についてです。

委員さんにお話しいただきましたように、レクリエーション協会の解散というのを耳にしておりますが、現段階で総会がまだ終わっていない状況で、それを解散しますからというのは、私たちでは言えないというふうに考えておりますので、まだ実際のところは、レクリエーション協会と一緒にお話をさせていただくというところが現状になります。

ただ、実際に綱引き大会は、レクリエーション協会と、あとスポーツ推進委員さんも一緒に実施していただいたというところもございますので、そちらのスポーツ推進委員さんも含めまして、レ

クリエーション協会の状況も含めまして、どのような形で実施できるかというものも今後検討させていただきたいというふうに考えております。

予定とはなっておりますが、現段階では開催のほうは、本当にまだ予定という形でお考えいただければというふうに思います。

そして、スポーツフェスティバルについてです。

オリンピアン、今回、３名ほど呼ばせていただきました。実際、ミズノのほうに呼んでいただいた部分がありますけれども、今年度につきましては、細かいところは、正直なところ、まだ決まっておりません。

令和４年度の実際の実施につきましては、実行委員会という形で、町内の協力いただいたスポーツ団体等も含めまして、ご協力をいただきながら、意見をいただきながら進めたという経緯もございます。今のところでお話しできるとなると、来年度も同様な形で考えていきたいというふうには考えておりますので、団体さん、あとはミズノも一緒に含めて、どのような形で協力いただけるか。あとは、オリンピアンを呼ぶという話であれば、そういう方を呼ぶという形での一緒のお話をさせていただいた中で、実施させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

今回、プールのボイラー入替えという形で、二、三週間の工事期間、また、ゼロカーボンシティの宣言をなされています町長に対しての意見として、その配慮を模索してボイラーを入れ替えると、そういった方向で捉えていいのかどうか。

あと、もう一点が、その間のプールの使用はもちろんできないんですけれども、ほかの施設に関しては、例えば秋口から冬にかけてですと、ボイラーを使う暖房とか、そういうのは関係ないのかどうかお聞きいたします。

あと、今回、レクリエーション協会の件は、まだ総会が開かれていないという形で、まだはっきりはしていないですけれども、それに対して、これまで宮代町は、大会や教室などのスポーツ事業を町民が主体で実施してきました。今後のスポーツ振興は、誰がどのように進めていくのかお尋ねします。

あと、スポーツフェスティバルに関しまして、昨年大変、若い人たちにはすごい好評でした。あと、ランチの部分も天気で、すごく盛り上がってよかったと思っています。

ただ、私、前にも言ったんですけれども、新しい企画を取り入れていくことも大切ですけれども、今までの体育祭のいい部分を残すことも大切なのではないかと捉えていまして、地域の活性化のためにも、コミュニケーションづくりの考えを基にしてプログラムの導入を取り入れてほしい、その辺を考えていますけれども、その点に対して、町の考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

一つずつ、すみません、ご回答させていただければと思います。

まず、プールの町長の考え方のゼロカーボンシティの取り入れにつきましては、方向的には委員さんがおっしゃっていたとおりでいいと思いますが、ただ、予算等もございますので、その点は並行しながら、取り入れられるものとそうでないものというのを判別しながら、検討させていただければというふうに思いますので、考え方はそのよ

うな形でよろしいかなというふうに思います。

そして、もう一つ、この間のぐるるでの、例えば冷暖房、冷はないですね、暖房のほうですね。こちらにつきましては、あくまでもボイラーはプールに特化したもんですので、暖房について、寒くなるようなことがあるというのはありません。ただ……まさにそのとおりです、ごめんなさい。

それとあと、綱引き大会のレク協とかの話もいろいろあったと思うんですが、今後、町民主体とうたっている中で、誰がどのように行っていくかというようなお話ですが、やはり町民の方々に楽しんでいただく、体験していただく、感じていただくということが一番大事だというふうに考えているのは、今までどおりだというふうには考えております。

よって、今回も実行委員会形式という形で運営はしておりますので、やはり町民の方が、町民の方のニーズというのを一番よく把握されているというふうに思いますので、やはり町民の方主体、あとはご意見をお聞きしながら、実際に一緒に動いてという形での考え方を貫きたいなというように考えております。

そして、もう一つ、スポーツフェスティバルについてですが、体育祭のいいところの部分をということでお話があったと思います。

先日、スポーツフェスティバルが終わりまして、２月に地区連絡会のほうがございまして、こちらのほうにもお邪魔させていただきまして、実際の参加人数ですとかアンケート結果というものを、区長さん、自治会長さんにもお話をさせていただきました。また、当日いただいたご意見というのも、抜粋してお話をさせていただきました。

それを基に、実際どうお考えでしょうかと、また、どういうふうなご要望とかありましたらお伺いさせてくださいという形でお話をさせていただきました。ざっくりで申し訳ないんですが、全体的にはやはり、ありがたいことに高評価をいただいたというのが現状です。

ただ、やはり一部の方もなんですけれども、地区コミュニティというのは、町民体育祭があって、いい助成をしているといいますかね、そういうところもあるので、そういうところは大事にしてほしいという意見というのは、いまだに根強く残っているというのが、私が説明させていただいて感じたところではあります。

実際、どのような形で地区コミュニティにつなげていくかというのが、いまだにまだ具体的なところは見えないところではありますが、やはり皆様が、今まで町民体育祭というものをそのような形で使われていたと、いい場所だったというところでお話をいただいているというのは認識しておりますので、その点につきましては、何ができるとかというのは、この段階では、ちょっとお話しできなくて申し訳ないんですけれども、忘れずに常に課題として持ちつつ、その部分の課題解決ないし、住民に浸透していくための施策というのを少し考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　土渕委員。

○委員（土渕保美君）　ありがとうございます。

それでは、最後です。

プールのほうは承知いたしました。

あとは、生涯スポーツ振興事業のレクリエーション協会の今後にもよりますけれども、今まで行ってきていただいた協会の長年にわたる功績というのは、すごく大きいと思います。私も、若い頃から綱引き大会には参加していました。県大にも行ったことがあります。そんな点から考えますと、本当に、うまく回らなかったのかなというような

ちょっと危惧をしておりますが、ぜひとも、いろんな競技団体ありますけれども、それをぜひとも後押し、サポートしていっていただけるような指導を、ぜひとも今後ともよろしくお願いしたいのと、今、スポーツフェスティバルに対してもそうですけれども、参加する地域とできない地域が結構、どのくらいの割合かは正確には分かりませんが、できる地域が残っている限り、そこがまたベースとなって、ひょっとすると、また違う意味でのスポーツ大会ができるんじゃないかなと。

力のあるところが牽引していってくれると思いますので、またそういう時代が来ると信じて、スポーツはやはり、人の考えや気持ちを変えることのできる、すばらしい手段だと思っていますので、その辺のご理解を賜って、今後もひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いいたします。

４点質問させていただきます。

まず、１点目です。

予算書184ページ、185ページ、小・中学校適正配置事業になります。12節委託料、基本構想等策定支援業務委託料1,364万円ということで、大変高額になっております。

市民参加により、須賀小学校地域拠点施設基本計画の策定に向けた検討をするということになっているわけなんですけれども、新年度ではどのように進めていくのかをまずお聞きいたします。

２問目になります。

予算書の190、191ページになります。私たちの予算書は43ページになります。

日工大サイエンスプロジェクト事業ということで27.9万円、これ、新しいものになると思うんですが、表のほうを見ていきますと、日本工業大学学校教育委員会との情報交換会が終了という形で、令和４年度で終わっております。今回、プロジェクトの実施ということになっておりまして、中学校で３校の２年生を対象にしている、小学校では１校で試験的に実施をされるということになっておりますが、それぞれの詳細についてお伺いいたします。

３問目になります。予算書が212ページになります。私たちの予算書では121ページになります。

文化財保護事業になります。14節になるんですけれども、工事請負費の文化財案内板設置工事30万円、昨年と同じ額になっているわけなんですけれども、これ、ふるさと納税を活用されているということで、今回はどこに設置されるのかをお伺いいたします。

これ、まちしるべで番号が振ってあるんですけれども、今回は何番目になるのかということでお伺いいたします。

最後の４問目で、予算書で218ページ、219ページ、私たちの予算書では124ページになります。

前段の委員のほうからも話がありましたが、生涯スポーツ振興事業で、この中で、まず町民スポーツフェスティバル助成金80万円ですね。こちらのほうは、本当にすばらしい大会というんですかね、フェスティバルが開催できたと思うんですが、私のほうで、一般質問のほうでも質問したことがあったんですけれども、食事提供のほうの課題があったと思うんですね。

それに対して、何か解決できるというものを、今回２月の地区連絡会ということで話し合われたというんですけれども、何かそちらの食事提供のほうの解決方法というのがあったのかどうかをお伺いいたします。

それと、同じように働き世代や子育て世代の運動不足を解消するということで、大人のスポーツフィールドというのが124ページにも書いてあるんですけれども、こちらのほうは毎月１回開催されるということなんですけれども、こちらについて、どのように実施するのかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩で。

休憩　午後　３時３０分

再開　午後　３時３０分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務主幹の小川でございます。

私のほうでは、ご質問いただきました小・中学校適正配置事業、こちらの委託料の関係でご説明いたします。

こちらにつきましては、今現在検討を進めています須賀小学校を地域拠点化するための基本計画の策定ということで、そのサポート業務ということで、コンサルの委託料のほうを計上させていただいております。

須賀小学校の地域拠点施設につきましては、今年度のほうから検討を進めておりまして、今年度につきましては、現在、基本構想、その場所がどんな場所になるのかというようなコンセプトであったりとかビジョンを示す基本構想を今つくっているところでございます。

今年度につきましては、無作為抽出によるワークショップを実施したりとか、あとはアンケートも実施いたしました。また、学校関係者や地域の関係者、有識者、公募委員から成る須賀小学校地域拠点施設検討委員会のほうも立ち上げまして、そちらでも検討を進めているところでございます。

基本構想につきましては、３月末にもう一度検討委員会がありまして、素案のほうができますので、５月の全員協議会の折に皆さんにご説明した上で、６月にパブリックコメントを実施するということで、今のところ予定してございます。

来年度につきましては、その基本構想、コンセプトに基づいて、さらに一歩進めた基本計画を策定いたします。基本計画におきましては、具体的な施設、どのような施設を入れるのかであったりとか、具体的な配置の案であったりとか、そういった、より建築に近いようなところの計画をつくってまいります。

コンサルといたしましては、建築コンサルタントに入っていただきたいなと思っておりまして、また来年度、ワークショップを開催したりとか、また学校も大事になりますので、例えば教員であったりとか、もしくは公民館の利用者であったりとか、そういった関係者の声も拾いながら、基本計画のほうを定めていきたいと思ってございます。

学校につきましては、一度できましたら50年以上、長ければ、もしかしたら100年近く、今後であれば使うようになるのかもしれませんので、地域の声を丁寧に拾いながら、本当に皆さんに使ってもらえる施設、皆さんに愛される施設にしていきたいと思っていますので、そこら辺の声を丁寧に拾っていきながら進めていきたいと思ってございます。

説明については以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内知子と申します。どう

ぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、予算書の190ページ、191ページ、私たちの予算書の43ページの日工大サイエンスプロジェクトについてご説明させていただきます。

まず初めに、中学校のことについてでございます。

中学校では、３校とも中学校２年生に、内容につきましては、電子顕微鏡による観察、それから、電磁誘導の仕組みと実践ということで授業をしていただく予定でございます。

こちらにつきましては、先日３月６日に、須賀中学校の中学２年生が試行的に体験させていただいています。顕微鏡で人間の髪の毛や、それから猫や犬の髪の毛や、それから木炭等について見せていただきました。それから、電磁誘導のほうでは、コイルを使って明かりをつけたり、ミニ四駆を動かすというような実験を見せていただいたりもしました。大変すばらしい施設と設備の中で、子供たちは学習をさせていただきましたが、今回体験させていただいたことを基に、今後、日工大と改善点等について話合いを重ねまして、来年度は３校で実施をさせていただく予定となっております。

続きまして、小学校についてなんですが、こちらのほうは、１校で試行的に行わせていただくということが決まっておりまして、内容等につきましては、来年度検討させていただくことになっています。その際、小学校の教員への聞き取りを初めに行い、日工大の教授の方々といろいろと相談をさせていただきながら、内容についても決定させていただく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

まず、３点目の質問にご回答させていただきます。

予算書212ページ、私たちの予算書121ページ、文化財保護事業になります。

お話しいただきました文化財の案内看板ですが、こちら、今年に関しては、どこに設置していくのかというような話だったと思うんですけれども、場所につきましては、住所でいきますと字中というところになります。細かいところは申し訳ないですけれども、西光院から白岡のはらっパークのほうにといいますかね、向かっていく道路沿いに、ここに実際碑がありまして、島村先生誨誘之碑というのがもう既にあります。これは、島村盛助のお父さんに由来するような碑になります。お父様は、繁さんという方なんですけれども、この方も地域でいろんなことを皆さんに教えていって、先生と呼ばれるような方で、その教えられた子たちが先生のために置いた碑というふうなことで言われております。こちらのほうを今回は設置させていただくという形になります。

今回は、まちしるべのナンバーでいきますと、108番になっていきます。という形になります。

こちらの案内板につきましては、候補を幾つか持っているんですけれども、文化財保護委員会というところにお諮りをいたしまして、毎年できれば更新していきたいということで、どこがよいでしょうという形でお諮りをさせていただいて、実際、今年はここという形で決定させていただいているものになります。来年度につきましては、来年度の文化財保護委員会のほうで検討させていただいて、設置をしていきたいというふうに考えております。

そして、もう一つ、予算書218ページ、私たち

の予算書124ページの生涯スポーツ振興事業の中の、まずスポーツフェスティバルの食事問題の関係になります。

先日、地区連絡会のほうでお話しさせていただいた中では、特に食事のことは、お話のほうはいただかなかったんですけれども、実際、当日は大盛況をいただきまして、全店舗完売というような結果に終わりました。逆に買えない人がいるというような、ちょっと私たちも予想外の問題が起きまして、すごくあれはよかったなというふうなお話をいただいているのは事実です。

ただ、原点として、私たちがやろうとしているのは、やっぱりスポーツが原点でございますので、食のフェスティバルにならないようにというような形で一応気を遣って、今年度は、実際のところは10店舗未満というような形での募集をさせていただいて、最終的には７店舗、８店舗あったんですけれども、当日ちょっとキャンセルがありましたので、７店舗出させていただいてという形になってしまいました。

ただ、食というものに対して、場所柄も含めまして、やはり駐車場もそうですけれども、地理的な部分で、どうしても問題が出てくるということに関しましては、私たちも何かしなければならないなというのを思いつつ、先ほどお話しさせていただいたとおりに、やっぱりスポーツが私たちはメインになりますので、あまりここの店舗を広げていってしまうと、食のフェスティバルなのか、スポーツのフェスティバルなのか分からなくなってしまうという部分もございますので、その点はうまく整理しつつ、また、場合によってはですけれども、商工会ないし商工担当のほうといろいろお話をしつつ、共催ですとかという発想も、なきにしもあらずかなというふうには思いますが、実際実現できるか分かりませんけれども、そういうような部分の発想も含めて、また改めてちょっと検討していきたいというふうに思っております。

数を出すと、やっぱり消防とかの手続とかもいろいろ出てきてしまいまして、その点もございますので、事務手続も含めて、いろいろちょっと考えていきたいなというふうに思います。

それと、もう一つ、大人のスポーツフィールド、月１回やっているようだけれどもということで、どのような形でやっているのかというようなお話だったと思います。

こちらにつきましては、月１回、今、ぐるるの体育館を利用しまして、こちらにもありますように、さいかつぼーるというものを実施させていただいております。これは、埼葛地区で考案されたバレーボールと、何というんですかね、テニスとバドミントンのコートを使ってというんですかね、すごくいろんな面白い要素を集めまして、埼葛でつくったさいかつぼーるというものを、埼葛地区で少し普及していこうという形の流れから、実際に実施させていただいているところです。

月１回実施させていただいているんですけれども、現在大体、月10人から15人ぐらい参加いただきまして、１回２時間程度、一緒に汗を流しているというような形で実施させていただいております。

来年度につきましては、さいかつぼーるもそうなんですが、それ以外のものも少し取り入れていこうという形で、スポーツ推進委員と一緒に考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目、予算書184、185ページの小・中

学校適正配置事業なんですけれども、大体分かるんですけれども、昨年が770万円かけて、この内容は何か、前の答弁だと、人件費と言われていたと思うんですけれども、770万円かけた割には、20年後までのそういうスケジュールみたいなぐらいでしか終わっていないなというイメージがあったんで、すごくお金をかけた割にはとは思ったんですね。

さらに新年度だと、２倍までいかないにしても、1,364万円もかけるんだなというのを感じて、これ本当に、こんなにお金かける必要があるのかなという気がいたしましたので、質問させていただいたわけなんですけれども、この中では、施設を今回は実際的に見ていくとか、建築コンサルタントとかワークショップとか、教員とか公民館関係者と話合いもするとかということなんですけれども、すごく1,364万円という予算は高いんじゃないかなと思いますけれども、その点について再度お伺いいたします。

それから、２問目の190ページ、191ページ、日本工業大学サイエンスプロジェクト事業に関してですけれども、よく分かりました。

今年度、中学校で試験的にやったものは、今度、来年度では、小学校で同じように試験的に行うんだということなんですね。

確かに見てみると、本当、皆さんが、お子さんが興味を引くような実験を通してされるというので、いいなと思ったんですけれども、その中で、自ら学ぶプロジェクトを指導と書いてあるんで、自ら学ぶ、そこのところについて、どのような考えなのかをお伺いするのと、目標が80%、理科を好きになるのが80%とあるんですけれども、現在は何十%ぐらいのお子さんになっているのかということをお伺いいたします。

３問目、212ページ、213ページの文化財保護事業、よく分かりました。

30万円かけて、結構きれいなものがつくられているんですけれども、これ、今後も毎年１か所ずつ設置されていくのかということで、あと幾つぐらい予定されるのか、また、どこで決定というのは、先ほど文化財保護委員会と聞きましたので、製作している会社は毎年変わっているのか、同じなのかということをお伺いいたします。金額が同じなので。

それと、最後の４問目なんですけれども、218ページ、219ページ、生涯スポーツ振興事業ですね。

こちらのほうは、私がすごくこだわって申し訳ないんですけれども、食事で買えない人がいたということが、喜ばしいことと言われましたけれども、これが問題だと私は指摘していますので、それをもっとうまく運営できるような方法をどのように考えていくのかということをお聞きしたかったんですね。それについて、７店舗ぐらい、10店舗予定したけれども７店舗ぐらいだったということなんですけれども、もう少し具体的な対策というものをおっしゃっていただきたいというのと、あと、大人のスポーツフィールドは月１回やられていますけれども、予算が１万円というのはどういうものなのかということと、また、実際に周知されているのかどうか、これを知っている人がどれぐらいいるかと思いますので、その周知についてもお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小・中学校適正配置事業の委託料の関係でご回答いたします。

まず、今年度の委託につきましては、コンサルタントに入っていただいておりますが、今後の須賀地区の人口、児童・生徒数の推計であったりとか、もしくはワークショップ及び会議運営のサポートのほうに入っていただいているところでございます。

来年度につきましては、先ほど言ったように、建築系のコンサルタントに入ってもらいたいと思っております。学校の複合化につきましては、宮代町では事例がないというのと、近隣でもそんなに事例がないという状況もございまして、今、県内及び全国の事例のほうも確認させていただいてございます。

単純に学校を造るのとは違いまして、地域拠点施設として外部の方が入ってくるということ、また、一緒にあるからこそ、どういう効果をもたらせるのかというところが必要になってくるかなというふうに思っております。

今年度の基本構想におきましては、皆さんには５月にお示しできると思うんですけれども、まずは子供にとってどんなメリットがあるのかというところですね。地域の方との交流を通して、学びであったりとか成長していってほしいというところ、また地域の方にとって、須賀地域の人たちにとって、どういった場所になるのかというのも整理させていただいてございます。

また、それだけではなくて、地域拠点施設を拠点として、須賀の小学校の地域全体を元気づける、活性化させていくというようなコンセプトを今つくっているところでございます。まだたたき台なので、多少変わってくるかもしれないんですけれども、そういったところを整理させていただいて、そのためにどんな機能が必要なのかというところを今整理しているところでございます。

来年度につきましては、先ほど説明したとおり、より具体的な施設設備であったりとか配置とかの話に入っていきます。単純に学校と地域拠点施設を並べるだけでは、恐らく入口が別々で、全く別々で、一緒にあるというだけでは全く効果もないと思いますので、できればコンサルタントには、そういった事例を既にやっているところ、また、全国的なところで事例をやっていたりとか、経験のあるところにできれば入っていただきまして、我々では知り得ない今までの経験であったりとか、そういったところを教えていただいて、よりよい場所にしていければいいかなというふうに思ってございます。

金額の多寡につきましては、ちょっとこちら、難しいところがあると思いますけれども、近隣の複合した施設、全国の複合した施設の基本計画の委託料なんかも調べさせていただいておりまして、その中では決して高いほうではないかなというふうには思ってございます。

説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

予算書の190ページ、191ページ、私たちの予算書の43ページ、日工大サイエンスプロジェクトについて２つ、再度質問いただきましたので、お答えいたします。

１点目、自ら学ぶというのをどのように捉えているかということについてでございます。

こちらのほうですが、理科の実践的な学習を通して、子供たちは驚きを持ったり、楽しさを持ったり、そして、その現象に対して理論的なことを学んで納得したり、そのような学習を通して理科に対する興味・関心を高め、理科好きの子供を育成し、それによって、自らこれについてもうちょ

っと勉強したいというような学ぶ意欲につなげていく、そのようなことを自ら学ぶというふうに捉えております。

２点目の現在の子供たちの理科に対する意欲ですが、全国学力・学習状況調査というものを年に一度、小学校６年生と中学校３年生が行っています。その調査の中で、理科のアンケートがございます。そこで、理科の授業は、勉強は好きですかという問いに、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した町内の小学校６年生、中学校３年生の割合ですが、69.5％でございました。少々低かったですかね。

ですので、そのような子供たちの意識を80％ぐらいまで引き上げられたらなと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。順次お答えさせていただきます。

まず、文化財保護事業に関する案内板の件です。

今後も年一つずつ増やしていくのか、また、将来的な最終的な目標、それと、設置会社のお話をいただいたと思います。

こちらにつきましては、今後も、できれば予算のつく限り、できれば年１基ごと増やしたいなというふうには考えております。また、最終的には、ちょっと語弊があるかもしれないんですが、130ほど考えております。

ただ、まちしるべというものが、案内板イコールの数字ではないというところもございますので、実際に130の中の現在は、私どもの文化財保護担当のほうで設置したのは35基程度になります。なので、３分の１ぐらい目標が達成できているのかなというような状況でございますので、長い目で見て、最終的には到達したいなというふうに考えております。

また、業者につきましては、毎回見積りのほうを何社か取らせていただきまして、実施しているんですけれども、長くもたせなきゃいけないという特別な素材も作っておりますことから、数社見積りを取らせていただいてはいますが、比較的同じような業者さんが取られているというのが現状になります。

それと、もう一つ、スポーツフェスティバルにつきまして、食事について買えない人が問題という、まさにそのとおりです。大変失礼いたしました。

私どももやはり、買えなかった人の声というのが一番大きな課題だというふうに思っておりますので、このような形で、どのような形で考えていくかというような話の中で、店舗数を増やすという話もあるとは思うんですが、また、今回初めて実際出店いただいた方も、過去の様子も分からないまま出店いただいたというようなところがございましたので、今回初めてやったというところで、例えば在庫を増やしていくというのもそうだと思いますし、あとは、もちろん天気とかにもよるかなというふうには思いますが、その反面、フードロスだとかそういうところも考えつつ、業者さんと一緒にお話をさせていただいて、令和４年度の様子もお話をさせていただいた中で、対応できるような個数ですとか人ですとか店舗数ですとかというのも、改めて検討させていただければというふうに思っています。

実際にどうしていきたいという、今、具体的なところがないというところで、大変申し訳ないんですけれども、そのような点を少し考えつつ、検討させていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それと、もう一つ、スポーツフィールドの予算

１万円の件です。それと、あと周知方法ですね。

１万円につきましては、参加される方の保険代がメインになります。もちろん、実費相当で頂いてはいるんですけれども、保険代、それとあと、さいかつぼーるというボールが特注で作っているもので、真ん丸じゃなくて、三角形をずらして作ったようなちょっと変わった形をしておりまして、もちろんゴムでできていますので、割れたりするというところもございますので、その修繕というんですかね、買換え費用も含めて、こちらを取らせていただいているところでございます。

また、周知につきましては、町のホームページ、あとは広報ですね、あとは、さいかつぼーるというふうに検索いただくと、ユーチューブでも見られるような形で、周知のほうをさせていただいているところではございますが、町こぞってやろうという雰囲気には、まだなりつつという状況ではありませんので、少しそこら辺は力を入れていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。大変よく分かりました。

特に小・中学校適正配置事業、こちらのほうは、しっかりと設計とかも考えていっていただいて、とにかく国の支援をうまく利用して、それで、建物を造る場合でしたら、それをすごく有効に使っていただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

４点質問をさせていただきます。

予算書184ページ、185ページ、前段でもございましたけれども、小・中学校適正配置事業についてです。

ご説明いただいて分かったんですけれども、ちょっと分からなかったことをもう一度伺います。

こちらの基本構想等策定支援業務委託料の積算の内訳というのは、こちらは設計事務所に全てなのか、それとも、ほかにもございましたら、その積算の内訳をお願いいたします。

こちらの、また、私たちの予算書の44ページにございます、今年度行われておりました須賀小学校再整備に向けた市民ワークショップということで、こちら、全体的にこういったワークショップを何回行ったのか、また、これに関係する何を行ったのかというのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。その中で、やはり学校ということなので、子供たちの声というのは入っているのかというのもお伺いいたします。

２点目です。予算書188ページ、189ページです。いじめ不登校対策事業についてです。

こちらの報酬と旅費とございますけれども、細かいんですが、こちらの積算の内訳を教えてください。全てです。

あと、資料の１ページになります。

こちらで、不登校の児童・生徒の人数を出していただきました。令和４年度で、こちらの小学校で10名、中学校で29名となっています。それで、令和４年度からは教育支援センターができたと思うんですけれども、その関係で、不登校児童・生徒というのが、どういう定義でこの人数になっているのかというのをまずお伺いいたします。

続きまして、予算書190ページ、191ページのＩＣＴ教育推進事業についてです。私たちの予算書113ページになります。

こちらの予算なんですけれども、タブレットに関する予算、１人１台のタブレットに関する予算と、パソコン教室用のＰＣの借上料など、いろい

ろ入っていると思うんですけれども、この辺が、どれがどれなのかちょっと分からないので、教えてください。それで、今年度、タブレットというのは何台、この中に入っているのかというのもお願いいたします。

最後に、予算書の216ページ、217ページで、総合運動公園管理事業についてです。

先ほどもございまして、ご説明いただいて分かったんですけれども、こちら、私たちの予算書で123ページなんですけれども、指定管理料として、指定管理料の中にボイラー工事というのが入っているのか。先日視察に伺って、ボイラーも見せていただいたんですけれども、あと、この改修工事というのが、タイルの改修をされているということだったので、この辺もちょっとよく分からなかったので、もう一度ご説明お願いします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小・中学校適正配置事業の今年度の状況についてということで回答させていただきます。

まず、今年度につきましては、庁内のプロジェクトチームのほうを５月に立ち上げてございます。こちら、学校だけではなくて、地域拠点として様々な機能を持ちますので、こちら、職員10人によるプロジェクトチームを立ち上げております。

教育総務担当から３人、公民館を担当する生涯学習のほうの職員、また、町民生活課から防災の担当及び地域振興担当の職員、また、子育て支援課のほうから職員が１人、こちら、学童保育であったりとか子育てサロン関係だったりとかありますので、そういった職員も入ってございます。また、その他、企画財政課の財政担当の職員、また、若手の経験を積むためということで、若い職員にも入っていただいて、計10名でプロジェクトチームのほうを行ってございます。

まず、プロジェクトチームのほうにおきまして、須賀小学校という場所が市街化調整区域内にありますんで、そこら辺における法的な制限であったりとか、そこら辺を調べてございます。また、全国的な事例のほうも調べておりまして、また、視察のほうも行ったりしてございます。

プロジェクトチームのほうで前提となる条件のほうを調べておりまして、また、先ほど言ったように、国・県補助金等もそちらで調べてございます。

一方で、検討委員会、先ほど言ったとおり、学校関係者、地域の関係者、有識者から成る地域拠点施設検討委員会のほうも立ち上げまして、そちらの会議のほうも、10月、１月、そしてこの３月と開催する予定となってございます。

その他、市民参加におきましては、10月30日にこちら、私たちの予算書にも載っていますワークショップを開催いたしました。

こちらにつきましては、小学生の声も聞きたいということで、今回初めてなんですけれども、10歳ですね、小学校５年生から対象としまして、ワークショップのほうを開いております。

対象者2,000人のほうに案内状のほうを送付いたしました。須賀のエリア、ほぼ人口が１万人ですので、５人に１人が当たるというようなことで、案内状を差し上げたところ、合計36人ですかね、町長、検討委員さんも含めて36人参加いたしまして、話合いのほうを行いました。

こちらにつきましては、須賀小学校の地域拠点施設、新しい施設ができるに当たって、そこがどんな場所になれば、みんなが集まる場所になるのかというような、今回につきましては、大きなテ

ーマで話合いをしてございます。

一番大きかった声は、やはりふらっと立ち寄れるような、気軽に立ち寄れるような場所が欲しい、そういった場所になってほしいというような声があったところでございます。また、子供たちの居場所づくりにもなってほしいという声もたくさんございました。

その他、いろんなご意見があるんですけれども、ホームページのほうで公開しておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

その後に、11月から12月にかけて、こちらアンケートのほうを、住民意識調査のほうを実施しております。これも、須賀小学校の地域にお住まいの方1,000人を対象といたしましてアンケートを行いました。こちらも同じように、地域拠点施設ができた場合に、どんな場所になれば皆さんが集まる場所になるか、地域が元気になる場所になるかというようなテーマで聞いてございます。

また、検討委員会のほうで視察のほうも実施を行っておりまして、12月に視察を行っております。こちら、埼玉県内の志木市立志木小学校というところでございます。こちらにつきましては、小学校に図書館と公民館が一緒に入った施設になってございます。こちらにつきましては、ただ、もう築10年以上たっておりまして、最近のというわけではないんですけれども、見させていただきました。そこで、安全性の配慮をどうしているのか、また、交流のためにどんなことをしているのかなどというのを見てきたところでございます。

また、その同日に南池袋公園というところに行きまして、こちら、学校ではないんですけれども、皆さん、もしかしたら有名な事例なんで、ご存じかもしれませんが、もともとホームレスが集まるような施設ですね。子供たちに行ってはいけないよと言われている公園をリニューアルして、子育て世代を中心に、たくさんの方が集まるようになったという事例がございまして、そちらのほうも視察して、どのような仕掛けであったりとか環境づくりで人が集まっているのかというのを見てきたところでございます。

２月にも、検討委員会のほうで話合いを行いまして、今、それらの結果を踏まえまして、基本構想のたたき台のほうをつくっているところでございます。当然、庁舎内、庁内の合意形成も必要ですので、その間に自治体経営会議のほうを３回ほど図らせていただいて、各課長及び三役の声も反映させながら、基本構想を今たたき上げているところでございます。

今現在は検討委員さんの、ちょっと時間がないので、書面パブリックコメントといたしまして、書面で意見をいただいていまして、さらに修正を行って、この月末に第３回の検討委員会がありますので、そちらに向けて、皆さんの意見を今、編み上げていっているというような状況にございます。

今年度の事業の進捗といたしましては以上となります。

あと、予算の積算の内訳になりますかね。

こちらですが、来年度に向けて、こちらもプロポーザルのほうで、来年度は事業者のほうを募集しようと思っております。具体的な内容につきましては、業者のほうの提案を受けて、よいものをつくっていくんですが、ただ、積算しなくちゃいけませんので、こちらにつきましては、例えば検討委員会の会議を８回行うとか、あとワークショップを開催する、または視察のほうに行くといったもんですね。機会的な人工の部分と人件費のかかる部分について積算をいたしまして、こちらの金額として計上しているところでございます。

ただし、実際は来年度、プロポーザルによって

提案を、この金額の範囲内で提案をいただくという形になりますので、ご了承いただければと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

予算書の188ページ、189ページのいじめに関わることについての質疑について答弁させていただきます。

まず初め、いじめ不登校対策事業の内訳についてでございます。

いじめ不登校対策連絡会議の委員に対しての報酬が3,000円で、３人分予算に上げさせていただいています。そして、いじめ問題調査専門委員への報酬として、委員長には２万2,000円の10回、委員の方には２万円の10回ということで、合わせて42万円を入れさせていただいています。

続きまして、さわやか相談員の費用弁償のほうです、旅費についてです。さわやか相談員の研修会参加に伴う鉄道費ということで、1,080円の４回分の３人ということで上げさせていただいています。

その次が、いじめ不登校対策連絡会議の委員費用弁償です。こちらのほうは、300円の先ほどの方に３人ということで900円で、1,000円上げさせていただいています。

最後に、いじめ問題調査専門委員費用弁償でございますが、こちらのほうが、300円掛ける２人の10回で6,000円と、その他の交通費ということで２万円を加えさせていただいたものとなっています。

内訳については以上です。

続きまして、資料のほうの不登校についてでございますが、その定義についてお答えいたします。

不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者、ただし、病気や経済的理由、コロナ感染回避は除くというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

私のほうから、４点目にいただきました予算書216ページ、217ページ、私たちの予算書123ページ、総合運動公園管理事業について、指定管理料にボイラーの工事費が含まれているかというお話、それと、ちょっと別件で、タイル工事のお話があったと思います。

まず、ボイラーの金額につきましては、私たちの予算書を見ていただきますと分かるとおりに、指定管理料には含まれておりません。こちらにつきましては、ボイラーの交換を来期から４期目として、指定管理者となるミズノグループが自主的に改修するというような形での提案をいただいております。ですので、費用については、最終的にミズノが持つというような提案になっております。

今回、私どもの町のお金で計上させていただいたというところではございますが、いろいろな要素がございまして、まず、本来であれば、100万円以上の工事につきましては本来町が持っていくという中で、ミズノさんが提案をいただいたということが一つ、それと、やはり指定管理期間が終わった後の設備につきましては、町へ帰属していくというような形にもなります。また、実際予算のほうを検討していく中で、町の地方債が使えるというようなこともございましたので、まず、町

のほうで一時、要は立替えみたいな形でお出しさせていただいて、仮にこの1,980万円が工事請負額となれば、この1,980万円を10年間の分割でミズノさんが指定管理料から引いていくというような形での最終的な協定を結ばせていただくという形で調整が取れております。ですので、6,446万円の指定管理料というふうになっておりますが、仮にですけれども、10年で終われば、198万円が毎年そこから引かれて、最終的に請求が来るというようなイメージで考えていただければというふうに思います。

ですので、最終的に町の持ち出しはなくなるというような形でご理解いただければと思います。

また、今年度行っておりましたタイル改修工事ですが、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、10分の10の割合で出ていた交付金がございまして、こちらを活用させていただきまして、まずプールのシャワー室のタイル、それとあと、体育館内にある、更衣室の奥にシャワー室があるんですけれども、こういうところのタイルを抗菌加工のものに替えさせていただいたというのが今回の工事になります。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

私のほうから、ＩＣＴ教育推進事業のタブレットの関係でご説明を差し上げます。

まず、ＩＣＴ関係で使っているパソコンのほうが３種類ございます。一つが、予算書の使用料及び賃借料にもあると思いますが、公務用ＰＣ等借上料ということで、こちらは、学校の先生が生徒の記録をつけたりとか、最終的に通知表をつくる際になるようなものとなる先生の業務用のパソコンとなります。こちらが170台程度を予定してございます。

また、児童用のパソコンが今、２種類に分かれてしまいまして、まず一つが、パソコン教室用ＰＣ等借上料とあるとございますが、こちらにつきましては、ＧＩＧＡスクール構想に入る前にパソコンスクールのほうのリース契約を行いまして、実施しているものの継続となります。こちらは令和６年度の９月までの契約になっていますので、あと１年半ほど契約が残ってございます。現在につきましては、こちらは小学校１年生に使っていただいているという感じになってございまして、280台程度ございます。

また、同じ先生用に70台程度ございますので、合計350台程度、こちらのＰＣ教室用のパソコン、タブレットがございます。

ＧＩＧＡスクールに基づくパソコンにつきましては、小学校２年生から中学校３年生まで使っていただいておりますが、2,000台程度ですね、こちらがございます。こちらはリースではなくて、買い取ったものになりますので、リース料としては上がってきていないという形になります。

私たちの予算書113ページの中にある、授業支援ソフト等があると思いますが、こちらにつきましては、予算書の中では、ＧＩＧＡ情報端末用ソフトウェア借上料の350万円として計上しているものでございます。こちらは、教員の先生が児童のパソコンの遠隔操作をしたりとかコントロールできるようにするもの、また、生徒の画面を確認できたりするようになるものとなります。

また、学習用のドリルソフトも併せて計上している形になります。こちらにつきましては、子供たちがドリルを解いて、タブレット上で、自学というんですかね、勉強を進めていくというものになります。

説明につきましては以上となります。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　いろいろありがとうございました。よく分かりました。

予算書の184ページ、185ページの小・中学校適正配置事業についてもよく分かりました。

今年度のワークショップでは、子供たちも入っていたということで、いろいろご意見が出たのかなとは思うんですけれども、今回、こういう基本の計画を立てるに当たって、そういった子供たちの声を実現するような、そういったことはあるのかというのを、内容がその中に入っていくのか、何か子供たちが企画したものが入っていくのかというのをお伺いいたします。

２点目の予算書188ページ、189ページのいじめ不登校対策事業についてもよく分かりました。

先ほどの資料のほうの１ページについて、もう一度お伺いをいたします。

こちらの不登校児童・生徒の定義というのが、先ほどお伺いした状態ではあるんですけれども、これは30日以上学校に来られていないということも含まれているわけだと思います。それで、こういう状態で、30日以上学校に来られない児童・生徒がこの人数いるということで、この人数も含まれる中に、長期欠席者というのが入ると思うんですけれども、なので、小学校で長期欠席をしている児童17名の中にこの10人も含まれていて、中学校は38名の中にこの29名も含まれているという、ここにそのように書いてあるので、そういうことなのか。

それで、ちょっとこの辺がよく分かりづらいんですけれども、分かるようにもう一度ご説明していただきたいなと思うのと、あと、今、教育支援センターができまして、教育支援センターに行っている場合は、学校に出席扱いとなっていて、支援センターにも毎日行くわけではないので、それも、学校と支援センターも合わせて30日以上の欠席ということが、この10人と29人の中に入っているんだと思います。

それで、伺いたいのは、全く学校に来られていない児童・生徒というのはこの中で何人ぐらいいるのかというのを、もう一度、そのご説明も含めて教えてください。

ＩＣＴ教育については、先ほどのご説明でよく分かりました。

じゃ、その１点だけお願いします。２点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

来年度の基本計画の策定に当たって、子供たちの声をどの程度聞いているのかというお話だったと思います。

実は、今年度ワークショップをやったときも、小学生から呼ぶのは初めてだったんで、話合いにうまく加われるかなとか、難しいんじゃないかというのもあったんですが、実際蓋を開けてみると、大人顔負けのいろんな意見を出していただいたりとか、活発に参加していただきまして、非常に皆さん、今どきの小学生というのはしっかりしているんだなというのを実感したところでございます。

来年度につきましても、当然子供たちの声も聞きながら、基本計画をつくっていく予定でございます。

ただ、令和９年の開校まで、結構まだ先がありますので、今年、来年聞いて終わりというのではなくて、開校まで継続的に関わってもらって、自分たちでつくった場所、自分たちの関わりのある場所なんだというのを、開校に向けて盛り上げていきたいなというふうに思っているところでござ

います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

資料の１ページ、不登校のことについてでございます。

まず初めに、こちらに出させていただいている数字なんですが、こちらは国の行っている調査、児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に上げさせていただいている数字でございます。

その中で長欠というものがございまして、30日以上お休みをしている子供たちが全員で、小学校は17名おります。そのうちの不登校に当たるお子さんが10名ということになっています。

中学校は長欠が38名おります。そのうち、不登校になっているお子さんが29名というふうになっております。

この不登校の数字なんですが、新たに学びの場として、教育支援センターを今年度開設させていただいて、今まで保健室等に登校していたお子さんも、支援センターのほうに通えるようになったお子さんもいらっしゃいます。支援センターは、学校では出席扱いにさせていただいています。ですが、この調査においては、どのような扱いをするようにというところで、それについては、この調査では統計上、不登校で数を数えてくださいというふうに決まりがございまして、支援センターに通っている子供たちは、この調査では不登校の数に入れさせていただいています。そのような内訳です。

すみません、そして、２つ目の内容についてですが、全く来られていない児童・生徒ということについてでございます。

今現在、放課後に登校したりとか、それから、本人のペースで来たりしているお子さんがいて、全くコンタクトを取れていないお子さんはいないということでございます、支援センターも含めてですが。ということです。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　ありがとうございました。

初めの小・中学校適正配置事業は、そのように取り組んでいただいているということで承知をいたしまして、子供たちも自分がつくった意見が入っているとなると、それが宮代愛にもつながると思いますので、ありがとうございます。

先ほどの人数に関しても分かりました。

最後に１点だけ、令和３年から令和４年度になって人数が増えているんですけれども、カウントの仕方を変えたのか、増えたのかなど、そのあたりのことを最後に教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

令和３年度から４年度にかけて、子供たちの不登校の人数が増えているということに関してお答えさせていただきます。

こちらのほうは、先ほど申し上げたとおり、今までは保健室登校していたお子さんたちは不登校の数に含まれていなかった、そして、教育支援センターのほうにその子たちが通うようになった場合には、それを不登校カウントするというふうになっておりますので、それによって、こんなに数が増えたのではないかと課のほうでは共有しております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２９分

再開　午後　４時４３分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

190、191ページの11目の日工大サイエンスプロジェクト事業、13節の使用料及び貸借料のバス借上料の内訳、予定としてどうなっているのか、多分日工大との往復かなと思いますけれども、お願いいたします。

それと、196、197ページ、小学校施設管理事業、視察でも見せていただいたので、トイレの改修等、全体的にトイレとかきれいになっていたんですけれども、周りとかもきれいにしてほしいなという思いがありまして、質問します。

それと、ＬＥＤ化の実施ということで、小・中併せて答弁をお願いいたします。

それと、206、207ページです。社会教育総務費、社会教育活動事業ですかね、本年度の特徴で、町民文化祭をやるようになっているんですけれども、大ホールとかがちょっと、ワクチンで予定が入っているようなんですが、どのように計画しているのかお聞きいたします。

あと、208、209ページの社会教育総務事業で、18節負担金、補助及び交付金の中で、特定分野総括助成金とあるんですけれども、62万6,000円、これって何か、内訳が分かったらお願いいたします。

それと、公民館費です。私たちの予算書の119ページでもあります。視察もさせていただいたんですけれども、この中の金額とは関係がないんですが、すみません、まず公民館はＬＥＤ化についてお聞きいたします。公民館のほう、まだ進んでいないようなんですが、理由と、今後どんなふうにやっていくのかお願いいたします。

ちょっと私、一般質問でもしたんですけれども、公民館は皆さん、利用料を支払いして、使用させていただいているんですけれども、たまに利用料を払わないで使っている人もいるんですけれども、そのあたりの公民館の対応はどうしているのかということをお願いいたします。

それと、視察のときでも和戸公民館で見たんですけれども、赤ちゃんの駅かな、それの答弁をいただいたとき、子育て支援課からいただいたんですけれども、あれは公民館が管理とかチェックしているのかと思っていたんですけれども、そのあたりお願いいたします。

あと、図書館です。210ページ、211ページ、この中で、ちょっと資料を出させていただいたんですけれども、図書館は築30年になると聞いております。その中で、利用者も気持ちよく使っているんですが、修繕のほうはほとんどしていない、資料のほうを16ページ出していただいたんだけれども、本当にちょっとの修繕とまでいかないものしかやっていないんですが、特に小ホールの傷みがひどいんですけれども、これはもしかしたら公共施設になるかもしれないんですが、担当が教育委員会なので、そのあたり、予算請求とか教育委員会とかしているのかお聞きいたします。

あと、資料館管理運営事業です。

210、217ページまでなんですけれども、視察したとき、壁の修繕の箇所を見せていただいたんですけれども、この50万円てどこに入るのか。あと

は、やっぱりＬＥＤの進捗ですね、お聞きいたします。

あと、すみません、運動公園も216、217ページ、こちらもＬＥＤの進捗をお願いいたします。

それと、給食センターも同じく、218、219ページです。

以上です。お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

予算書の190ページ、191ページ、日工大サイエンスプロジェクトのバスの借上料等についての内訳でございます。

まず、小学校１校、来年度、試行的に行わせていただくということで、５万5,000円になっております。

そして、須賀中学校５万6,100円でございます。百間中学校７万7,000円です。前原中学校６万500円の見積りをいただいています。こちらのほうは、日工大までの距離と、それから拘束する時間等によって見積りを出していただいております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

まず、小学校施設管理事業のトイレの工事に関して、トイレの周りも、トイレ以外の外の部分ですかね、きれいになればというご質問だったかと思います。

トイレにつきましては、順次工事を進めているところですけれども、結構予算額もかかってきている状況の中で、財政との交渉でいただいているところでございますので、どこまでできるかというところはあるのかもしれませんが、ちょっと検討していきたいと思ってございます。

また、ＬＥＤの実施になります。

小・中学校のＬＥＤ化ですが、来年度につきましては、須賀小学校を除く小・中学校のほうでＬＥＤのリースの導入を予定しております。須賀小学校につきましては、近々再整備がございますので、リース期間の中に入ってしまいますので、除かせていただいております。

また、体育館につきましては、今、非構造部材の改修工事のほうを行っておりまして、そのときに合わせて、高所ですので足場とか高額な足場が必要になってきますので、そのときに合わせてＬＥＤ化を進めていきますので、体育館も除いて、須賀小学校と体育館を除いた小・中学校のＬＥＤ化のほうを来年度実施する予定になってございます。

あわせて、給食センターのほうのＬＥＤ化のほうもご説明いたします。

給食センターにつきましては、今現在、委託業者のほうで電気料等を支払っている状況ではございます。こちらも当然、ＬＥＤ化の可能性もあるかなと思いますが、やはり高い場所にありまして、かなり足場を組んでという状況もございますので、そこら辺の費用であったりとか、もしくは今後の工事の状況とかを勘案しながら、ＬＥＤ化を検討していくことになるかなと思っております。

説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

順次お答えさせていただければと思います。

まず、予算書206ページ、207ページ、社会教育

活動事業についてです。

町民文化祭の大ホールの使用等の計画についてご質問いただいたと思います。

町民文化祭につきましては、文化協会の全体的なご協力を得て実施しているところでございます。ここ３年実施していないというところもございますので、来年度はぜひ実施したいなというふうに考えてはおりますが、現段階でワクチン会場になるという、いろいろお話も伺ってはいますので、最終的にまだ、どのような形でやっていこうというのを、文化協会ともまだ打ち合わせてはいない状況になりますので、今後その点につきましては、ちょっと検討していきたいなというところで、申し訳ありませんが、ご理解いただければというふうに思います。

そして、予算書208ページ、209ページ、特定分野助成金の内訳というお話をいただきました。

こちらにつきましては、文化協会、それとボーイスカウト、それと子ども会育成連絡協議会、この３団体に、金額はばらばらなんですけれども、お出しするという形で、62万6,000円の計上をさせていただいているというふうな形になります。

そして、予算書210ページ、211ページ、私たちの予算書119ページ、公民館管理運営事業につきましてです。

まず、ＬＥＤ化の状況等、今後の考え方というようなお話をいただいたというふうに思います。公民館につきましては、別事業といたしまして、建築年数が50年近くたっている館が３つ、実際ございます。これにつきましては、施設の適正な管理ということを考えたときに、建て替えですとか、あとは改修、あとは、今ちょっと別件で出ています小学校ないし中学校の再編に合わせた複合化ということもにらんで、少し管理していかなければならないかなというふうに、実際のところは考えているところです。

実際、これがどのようなタイミングで行われるのかというのが、まだ実際、大きなところでの方針が見えていませんので、この中でそれなりの投資をしていくということを考えたときにというのも、実際のところで足踏みしているところというのは事実だとは思います。

ただ、昨今の電気料の値上がりですとかというのもいろいろ考えていきますと、その点は少し煮詰めつつも、どのような形でＬＥＤ化にしていくですとか、ＬＥＤ化以外のところもそうですけれども、少し検討しなければならないのかなという形で考えておりますが、現段階では具体的に、例えばどこどこの公民館にいつ入れますというような形での計画はないという形でございます。

それと、一部だとは思うんですが、利用料を払わないで使われている方がいらっしゃるというようなお話をいただきました。

こちらにつきましては、私どもも、特に自分たちが使う活動の時間の前後が空いている方のところの団体さんに、いろいろ聞き込みとかはしてみたんですけれども、平日使っている方ですか、土曜日使っている方ですとか、にもちょっとお話をお伺いしたんですが、委員言われたとおりの事実というのが確認できませんでしたので、もし情報があるようであれば、お話をいただければというふうに思います。

また、仮にこのような方がいらっしゃったといった場合にですけれども、厳しい言い方をすれば、不法侵入ですとか不法占拠というような形での罰則に当たっていくかなというふうに思っておりますので、この点につきまして、事実が確認できれば、厳重に対応していきたいなというふうに思います。

また、これが日常化しているというような形で

あれば、一部の方の理由かもしれませんけれども、全体として、例えば予約の仕方、あとは鍵の管理の仕方というのも、改めて少し見直さなければならないのかなというふうに考えております。

一般質問でも課長が答弁させていただいたとおりに、宮代町の公民館は無人ですが、実際の利用者の方と一緒に運営していくというような形を取らせていただいておりますので、前提としては、そういう方がいらっしゃらないというふうに考えてはいますけれども、最悪のことを考えたときというものにつきまして、そういう場合にはちょっと検討させていただいて、管理の方法というものを改めさせていただきたいというふうに考えております。

それと、図書館管理運営事業になります。ホールの傷みが激しいというようなお話もいただいております。

図書館につきましては、実際のところ、当初予算での要求というのは担当からはしておりません。実際、図書館の管理というものにつきましては、指定管理者が実際行っているところでもございますので、月に１回、モニタリングという形で定例会を開きまして、もちろん施設の状況ですとか利用状況というものを報告いただいております。これに伴いまして、いろいろ予算要求等もさせていただいているんですが、今年度はしていないというのが現状になります。

ただ、やはり30年、今までになかなか手をつけていないというような部分もございましたので、30年という節目という理由にはならないかもしれませんけれども、現在ホールの壁、それと、実際今、スクリーンがあるんですが、こちらのほう、ちょっと不具合も起きておりますので、そういうところの修理に関する見積りというものを取らせていただいて、来年度どのような形で対応していこうかという形で、検討はさせていただいているところになります。

それと、公民館の中にある赤ちゃん駅の話ですが、基本的にはこちら、管理は子育て支援課になります。公民館としましては、場所をお貸ししているというようなイメージではいるんですが、子育て支援課自体が巡回をすることはございません。なので、公民館の巡回が週に２回ほどありますので、その巡回に合わせて、仮に例えば何かが壊れているだとか、何かが足りないといったものについては、その部分を子育て支援課のほうに報告させていただいて、子育て支援課のほうで対応いただくというふうなイメージになります。

それと、予算書の214ページ、215ページ、資料館管理事業になります。

土壁の修繕ということで、どこに入っているんでしょうというようなお話をいただいたと思うんですが、こちらにつきましては、215ページの10番需用費の中の施設修繕料があると思うんですが、65万2,000円、この中に含まれているというふうにお考えいただければというふうに思います。

それと、資料館のＬＥＤ化につきましてですが、こちら、資料15ページにも記載させていただいていますとおりに、一部分ですが、ちょこちょこと実施させていただいているようなところになります。

資料館につきましては、やはり図書館同様、30年経過している建物になってきまして、実際のところ、現段階で施設全体の、やはり建物もそうですが、設備の適正管理というんですかね、というような見直しをしていかなきゃならないような時期になってきておりますので、なるべくそれに合わせた形で実施したいというふうには思っておりますが、あまり影響のないところで少しでもできればということで、ちょこちょこやらせていただ

いている部分がございます。

資料館となりますと、例えば展示室なんかは、展示に当てる光のルクスというんですかね、あれの光量も決まっているようで、一概にぽんぽん替えられるわけではないというようなお話も聞いておりますので、仮に変えるとなると、一大工事になってしまうというような部分もございますので、その点は財政等も併せて、施設管理、今後の適正管理も併せまして、検討させていただければというふうに思っております。

それと、予算書の216ページ、217ページ、総合運動公園管理事業の中でのぐるるのＬＥＤ化について、ご質問いただいたかなというふうに思います。

こちらにつきましては、指定管理者のほうがやはりＬＥＤ化のほうを徐々に進めておりまして、お客様に利用いただけるような大きな部分につきましては、比較的終了しているというふうな形になります。ただ、まだ共通的な廊下ですとか、そういうところまでは至っていない部分がございますので、できる範囲で少しずつ進めさせていただければなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上になります。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

再質問させていただきます。

日工大サイエンスプロジェクトに関しては分かりました。これ、１回ということで分かりました。

次の小学校、中学校ＬＥＤ化についても分かりました。あと、須賀小が今後の計画もあるのでということと、体育館のほうができない、分かりました。

中学校もそうですね。先ほど質問しました、先日総務文教で視察をさせていただいたときに、きれいになっていた学校のところを見ると、中もきれいで、外の木のボックスというのは学校側が塗ったの、きれいなのに、その間の壁が、そこちょっと壁を塗るだけで、すごくトイレが変わる。だから、そんなに工事費としては高くないと思うので、やっぱり一体感を持って、ちょっと気を遣っていただく、すごく莫大に高くなるものではないと思うので、その壁を塗り直すとか、何かちょっと考えていただきたいと思いますので、そこをもう一回お願いいたします。

文化祭に関しては、今年できるのかなと、ちょっと期待をしていたので、大ホールがワクチン接種ということで、ちょっと心配した部分もあって、ほかのところでやるのかなとね。そういうことで、多分、またちょっと違った文化祭になったらいいなと、私個人としては楽しみにしていたので、思っていますので、分かりました。

あと、すみません、特定分野総括助成金に関しましては、これちょっと、３つの金額分かったらお願いいたします。

あと公民館です。赤ちゃんの駅につきましては分かりました。

ちょっと、和戸公民館を見たとき、赤ちゃんの駅の場所に、あそこ倉庫みたくなっているので、公民館の蛍光灯がいっぱい保管されていて、そこがなっていたりとか、これは赤ちゃんの駅ではないなというのと、それと関連して、公民館用にいっぱい電球を買っちゃっているので、替えられないのかなというのもちょっと疑問に思ったので、そのあたり一括して購入しているのか、かなりの量だったので、お願いします。

あと、図書館につきましては、やっぱり私、議長会で議員の研修に行ったときに、やっぱり松伏とか杉戸の議員さんて、地元ではきれいなところ

を使って、私たちも研修させていただくんですけれども、あまりにも暗くて、ほかはきれいなのに、あれはやっぱり直すべき、担当課かなと思うのと、さっき言ったように、企画財政の公共施設の今後についてということで考えている部分だとは思うんですけれども、やっぱり必要かなというので、ちょっとここで質問なんですけれども、結構いろんな方が利用していますけれども、町内以外の方とかいろんなもので、ほかの方が使っているような数字とかありましたら、お願いいたします。

あと、資料館なんですけれども、さっきちょっと一つ聞き忘れまして、資料館の14節工事請負費ハロン消火設備更新工事というのが351万8,000円になっているんですけれども、これちょっと説明、視察にはなかったので、ちょっと説明をお願いいたします。

壁の修理に関して、分かりました。あの金額でできるかなと、ちょっと見て思ったんですけれども、あれで大丈夫だということなんですけれども、そこの点、もう一回お願いします。かなりいろんなところが悪くなっていたので、お願いします。

あと、すみません、総合運動公園については大丈夫です。ＬＥＤに関して分かりました。

あと、給食センターに関しても、ご説明いただいたので分かりました。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小・中学校施設管理事業のほうのトイレの改修したところと、壁の一部ですかね、きれいになったがゆえに、余計目立ってしまったところがあるということなので、ちょっと確認させていただいて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長の新井です。

順次お答えさせていただきます。

まず、特定分野助成金について、３団体の内訳ということですが、金額をいろいろお話しさせていただきます。

まず、文化協会が40万円、それと、ボーイスカウトが６万7,000円、それと、子ども会育成連絡協議会、これが15万9,000円になります。これを合わせますと、62万6,000円になるというところです。

それと、赤ちゃん駅のところにつきまして、委員さんにお話しいただきましたとおり、ベッドの下というんですかね、蛍光灯がいっぱいあって、私どもも確認したところ、やはりそれは、使いづらいも含めて、言い方は悪いですけれども、ちょっとみっともないという部分もございますので、ここら辺につきましては、早期に対応させていただきたいというふうに思います。

もう一つ、蛍光灯なんですが、あれは購入したものでなくて、庁舎がＬＥＤ化したときに出た蛍光灯を頂いたものです。なので、要は使えるのでもったいないということで、ＬＥＤ化していない公民館で使わさせていただいているというところになりますので、結果的に在庫がいっぱいあるというところでもありますが、そのような形で再利用させていただいているというところでご理解いただければと思います。

ただ、早期に先ほどの保管場所につきましては、対応させていただくという形で、お約束させていただきたいというふうに思います。

それと、図書館についてのホールの関係ですが、おっしゃられるとおりに暗いですとか、本来直す

べきというようなご意見は、委員さん以外の方にもご意見いただいているところでもございますので、先ほどお話しさせていただいたとおりに、ちょっと見積り等も取りまして、またあとは、財政等も調整させていただいた中で対応できればというふうに、担当レベルでは考えさせていただきたいというふうに思います。

それと、ホールの町外統計ではあるんですが、こちらにつきましては、すみません、利用者は把握しているんですが、町外というのは、すみません、利用は把握しておりません。申し訳ありませんけれども、ご理解いただければと思います。

それと、予算書でいきますと214ページ、215ページの資料館管理運営事業の工事請負費のハロン消火設備更新工事、こちらの内容なんですが、ハロンガスというものが実際ございます。これは消火用ガスになります。

本来であれば、水ですとか通常の消火器に入っているような粉末のものを、火事があったらまくというような形なんですが、資料館につきましては、貴重な資料がございますので、燃えたり、逆に消火剤とかが資料に影響を与えてはいけないというところで、図書館もそうなんですけれども、そういうところに関しては、ハロンガスを使って鎮火させるというような設備がございます。

平成25年の消防法の改正によって、設置から30年を迎えるところについては取り替えなさいというような法の改正がございました。来年がちょうど30年目に当たりますので、これに基づいて更新するというような形になります。

以上になります。

すみません、土壁についてなんですけれども、金額については、あちらで見積りを取らせていただいて、できるというような形もございますので、これは間違いなくできるとは思います。

ただ、ご視察いただいたときに、いろいろ傷んでいるねというようなお話もいただきましたので、その点につきましては、実際、第５次総合計画にも移築民家の活用事業というのが載っておりますので、こういうところも踏まえつつ、維持管理できるような予算要求というのをさせていただければなというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。ありがとうございます。

すみません、図書館のホールの利用度というんですか、何割とか。何かそれが分かるようでしたら、お願いしたいです。

あと、ハロンガスの、分かりました。ちょうど30年ということで、図書館と同じく、いろんなものが替わるときだと思いますので、お願いします。

質問は１点です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　５時１３分

再開　午後　５時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（新井庸一君）　生涯学習室長、新井です。

大変失礼いたしました。直近の数字は、すみません、出ておりませんし、稼働率のほうもちょっとまだ出てはいないんですが、令和３年度でお話しさせていただきますと、件数的には260件、人数的にいきますと約3,200人の方がご利用されて

いるというような統計が出ております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　簡単に質問いたします。

教えてもらえれば終わる質問ですので、よろしく。

まず、予算書186ページの会計年度任用職員の問題について、具体的に教えてもらいたいと思います。予算的には8,000万円以上の金が出ていますので。

あと、簡単に教えてもらえば結構なんです、私たちの予算書なんですけれども、まず、私たちの予算書の116ページの小・中学校の英語教育の問題ですけれども、大変小学校に力を入れているというのは分かっていますが、どのぐらい語学力というのはついているのか、具体的に分かるように教えてもらいたい。

もう一つは、中学生の平日のスポーツ指導問題、これ、どうなっているのか教えてもらいたい。学校では指導の問題がどうなっているか、おおよそ分かっているんですけれども、何か先生が離れるような感じを聞いておりますので、スポーツ指導問題についてはどうなっていくのか。

もう一点は、前に私が報告を聞いたのを忘れたのかな、駆け込み案内板、私はまだ大事に入口に置いてあります。あれ、どうなっているんでしょう。大事に置いてあります、私は教育委員会から頼まれていますから。それがどうなっているのか。

以上です。

駆け込み案内板は予算に載っていないと思います。だけれども、それがどうなっているのか、大事にみんな、私たちは持っていますから、子供が何かあったとき、駆け込んでくる案内板です。子ども110番といったっけ、どっちも同じようなもんだよな、子供ね。

それだけ、それ以上質問しません。

○委員長（西村茂久君）　１問目の会計年度については、これは総務課所管になっているんですが、教育委員会として答えられますか。

〔発言する人あり〕

○委員（小河原　正君）　中身については、あまり教えられないんだ。

宮代じゃ答えられないんだったらいいです。分かりました、答えられないで。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。２番と３番ね。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の116ページ、小学校の英語についてでございます。

日本の英語教育は、中学校、高校、大学と英語の学習をして、ですが、なかなか英語を使えることが難しいということから、日本の英語教育全てを見直していくということで、宮代町は平成26年から４年間、小学校における英語教育をどのようにしていくことがよいのかという指定を受けまして、研究をさせていただきました。

小学校においては、子供たちが英語の音声に慣れ親しむことが特に大事である、それから中学校につなげていくということで、知識として英語を学ぶのではなく、習得に近いもので、子供たちに音声をたくさん蓄えさせる、それが大事であろうということで授業をさせていただいています。

そして、小学校の６年生なんですが、毎年、英検のブロンズというものを受けさせていただいています。ブロンズ検定というものを受けさせていただいています。６年生が全員受けるんですけれ

ども、残念ながら１人、２人、ブロンズレベルに達しなかった子もいる年もありますが、大体98%程度、全員に近い割合で、ブロンズレベル合格ということでいただいております。

ということで、子供たち、ＡＬＴや、それから英語助手さん等も担任と一緒に授業させていただいて、力をつけているところでございます。

続きまして、中学校の部活動のことについてでございます。

こちらは、国のほうで、生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、部活動がバランスの取れた心身の成長を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されるという目標が設定されておりまして、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めるというふうにされております。

しかし、指導者や協力してくださる方をどう獲得していくか。また、生徒にとって望ましい大会の推進というところについては、まだまだ課題がございまして、そのため、現在県でも検討を進めているところでございます。

宮代町としましても、県のほうで方向性、方針がはっきりしましたら、それに従い動いていこうと思っているところでございます。

以上でございます。

続きまして、子ども110番の家についてでございます。

子ども110番の家は、現在、協力していただいているご家庭121軒ございます。年度当初の一斉下校のとき等に、教員が子供と一緒に通学路を歩きまして、子ども110番の家について知らせたり、それから、学校だより等で、何かあったときにはそういう協力をしてくださる子ども110番のお家に駆け込むんだよというようなことを指導しているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

これ以上質問いたしますと、しつこいと言われるから、やめたいとは思うんですけれども、ただ聞きたいのは、小学生の英語というのは、どのぐらいしゃべれればいいのか、ちょっと見本を見してもらいたいと思います。

スポーツ指導、これはひとつ、早いうちに決めて、指導者を指導できるようにしておいたほうがいいと思います。遅れれば遅れるほど、宮代のスポーツ熱が下がるので、大分、この入口には相当、スポーツをやっている人がいっぱい貼ってありますけれども、全国的に有名な選手が早く出るように、頑張るように指導者を見つけてもらいたい。それは要望みたいになるけれども、お願いしたい。

あと、子ども案内板か、うちの前はあまり、先生が子供を連れて歩いていないから、要らないのかな。全然そういうこと見えないから。そういうのはどういうんだろうね、ほったらかしてあるのかね。それだけ。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

小学生の英語についてですが、基本的には、自分の好きなことが話せるようになる、自分のことについてお話ができるようになるというレベルで学習をさせています。

例えば、住んでいるところについて、アイ・リブ・イン・ミヤシロタウンとか、それから、好きな色について、ホワット・カラー・ドゥー・ユ

ー・ライク、アイ・ライク・ピンクとか、どんな教科が好きですかというので、ホワット・サブジェクト・ドゥー・ユー・ライク、アイ・ライク・ミュージックとかという感じで話ができるようになっています。

続きまして、子ども110番の家ですが、学期の初め、年度初め等に担任、学校の職員が子供たちと一緒に歩きながら、通学路の危険箇所等についても確認をしに行っているんですが、そのときに一緒に歩いていっているとは思うんですけれども、よろしいですか。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑を求めます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

何点か質問させていただきます。

一つは、184ページの第10款１目小・中学校適正配置事業です。

適正配置については、国論を分ける意見がたくさんあると思いますよ。そして、検討委員会委員の選定の方法、どのようにやったのか、まず最初にお聞きしたいなと思っております。

いろんな公募による選定だとか、そういうことも言っていましたけれども、最終的にはどんなふうな選定方法になったんでしょうかね。分かりませんから、ちょっと教えてください。

それと、188ページ、２目の事務局費(3)の交通安全・防犯対策事業です。

事業概要では、児童・生徒の登下校における安全の確保となっております。現実的には、歩道のないところとか暗いところも通学されているというのが現状です。私も犬の散歩して、夜なんか歩いていると、子供さんたちが暗いところを歩いている、そういうことも見ております。

ＮＨＫの「首都圏ナビ」ＷＥＢリポートというのかな、後を絶たない通学路の事故が報道されたということで、記憶に新しい千葉県の八街市ですか、児童５人が死傷した事故をはじめ、警察庁がまとめた平成28年から令和２年度までの５年間で900人が死亡もしくは重症になったという、そういう報道があるんですよ。この統計は、軽いけがやけがのなかった事故は含まれていない。中学生以上の子供たちは含まれていない。実際は、これ以上に多くの方が、生徒が事故の当事者になっていると、そういう報道になっているんですよ。

宮代町は学校の適正配置として、登下校の計画を立案しようとしていますが、私はそれよりか、通学路の安全対策が優先されるべきじゃないかなという感じがするんですよ。

交通安全の指導員や保護者の地域からの、いろいろな対策事業があると思うんですよ、要望が。何件ぐらいあったのか、内容はどういうものなのか、そして、統計件数は何件か。

それと、報告された事故でも結構でございますけれども、何件ぐらい事故があったのか。去年と今年でも結構です、それは。その辺のところも、あったのかなかったのか、その辺のところもお願いします。

それから、同ページの(4)のいじめ・不登校対策事業です。

教育推進課の資料１ページで、令和１年から令和４年までのいじめ認知件数が小学校で増えている、これはどんな問題があったのかどうか。これとまた、不登校生徒児童数も県の水準に近づいてきている。全国的には、いじめが61万件、これは2021年度の資料だったかな、不登校が24万件あるということで言われているんですけれども、定義は分かるんですよ。いじめはこういうものだ、ああいうものだというの、それは分かったんですけれども、正確な分析、なぜ起きたのか、起きてい

るのか。そして、教育委員会としての評価はどういうふうにやっているのか。今後起こさないための改革みたいなやつはどうやってやるのか、それが大事じゃないかなという感じがするんですよ。分析とかそういうのやらなければ、一向になくなりません。何が原因なのか。

例えば、さっき言った英語のあれでもいいですけれども、ついていけない子はどうするのか。それが一番の肝腎だと思いますよ。できる子ばかりじゃありません。できない子は不登校になるのか、いじめの対象になるのか分かりませんよ、私は。学校教員がよく知っていることだと思います、それは。そういうことをやっているのかどうか、それを教えてください。

それと、190ページのＩＣＴ教育推進事業、(10)になります。

ＩＣＴ教育は始まったばかりなんで、ちょっとまだ先は不透明ですけれども、政府はＧＩＧＡスクール構想ということで、そういうパソコンさえ使えば、すばらしい世の中が開かれるみたいなことを言っていますけれども、私も人類が到達した機械文明とか、そういうコンピューターによる計算とか制御、これは小さいうちからやっておかないと、まずいなという感じがしているんで、勉強する必要はあると思います。

ただ、今置かれている、例えば、あれは各子供に１台ずつ渡してありますけれども、壊した場合とか保護者負担があるのかどうか、将来にわたって。やっぱり、それが負担がないようにしなくちゃいけないんじゃないかなという感じがします。そして、これは肝腎なことなんですけれども、先生方がどう使うかは教員に委ねる、やっぱりそれが必要じゃないかなという感じがします。

最後に、ＩＣＴによる子供の健康・発達への悪影響、研究と対策を取る必要があるんじゃないかなという感じがするんですよ。ただ言われたからやるというんじゃなくて、それの対策点ですか、どういうふうな影響があるのか、やっぱりそれが必要じゃないかなと、それがないと対策が取れない。

最初から、やるんだ、しかしこういう影響がありましたという、後から言ったんじゃ駄目だということですよ。最初から研究する必要があるんじゃないの。その辺のところ、どういうふうに考えているのかお答えください。

それとあと、196ページです。(2)の児童、教職員の健康管理、これは中学生も同じです、202ページの。

この間、新型コロナウイルスによって、児童・生徒、先生が感染して疑いを持たれて、学校教育に多大な影響を受けたということで、宮代町も。政府は今年度より、普通のインフルエンザ同様に扱うということで、もう始まっていると思うんですけれども、もし、これまだ特効薬がないんですよ、はっきり言って。また大流行した場合、町としての対応を伺いたいんですが、その辺のところも、どういうふうにするのか。

２人に１人がぶっ倒れてしまったとか、発熱してしまった、また新型のコロナが出てきてしまった、それはどう対応するのか。マスクは学校として外すのかどうか。その辺のところも、宮代町としての統一した基準というのはあるのかどうか、その辺のところもおっしゃってください。

最後に、218ページ、学校給食費です。学校給食運営事業です。

学校給食ですけれども、私も何度も言っています、学校給食、無償にしたほうがいいんじゃないということで言っています。全国では、学校給食の公費による運営が増えてきている。これは、なぜ増えてきているのか、宮代町としても分析した

ことはありますか。その辺のところをまず。

私はこれは、一つとしては、少子化ということがあるんじゃないかなという感じがするんですよ。今年の１月だったか２月だったか忘れた、79万人になってしまったと、子供が生まれるのが。我々が育ったときは、この倍ぐらいいましたよ、２倍ぐらい。それが半分になった。これは、お父さん、お母さんもいますけれども、２人で１人産むか産まないかぐらいになってしまった。このままいったら、本当に宮代が滅びてしまいますよ、半分、半分、半分となっていったら。だから、今のうちに手を打っておかないと、まずいんじゃないのということで私は言っているんですけれども、それでやっぱり一定の、直接子育てに一番効果がある給食費ですか、それを経費を、一人ひとりの一軒一軒の保護者の経費を少なくするということで、引き下げるか無償にするか、これは考えていく必要があるんじゃないかなと言っているんですけれども、町としてはどういうふうに考えているのか、その辺のところもお答えください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

まず１点目、小・中学校適正配置事業におきます検討委員の選定方法のほうになります。

今、検討委員につきましては、14名の検討委員に委嘱している状況でございます。

読み上げます。まず最初が、須賀小学校のＰＴＡの役員ということで、須賀小学校の保護者の代表として、ＰＴＡの方に来ていただいております。

また、２人目が、隣接する須賀中学校の保護者の代表ということで、やはり須賀中学校ＰＴＡの役員の方になっていただいております。

３人目が、須賀地区連絡会の代表者ということで、自治会、地区の代表の方にお越しいただいております。

４人目が、須賀小学校通学区域内の自主防災組織の役員ということで、防災の観点から、地域の自主防災組織の方、代表の方に来ていただいております。

続きまして、須賀小学校の校長、学校サイドということで、及び須賀中学校の校長、それぞれ参加していただいております。

続きまして、識見を有する者ということで、専門家２名ということで参加いただいております。お一人が、日本工業大学の教授であります佐々木教授、もう一人が、民間の有識者ということで、全国の公共施設の再編等にお詳しい唐松委員という方に参加していただいています。

続きまして、９、10が、地域で活動する者ということで、お二人参加していただいております。１人が、子育てサロン、今、子育て推進課のほうで進めていると思いますが、子育てサロンを行っている方、もう一人が、公民館利用者ということで参加いただいております。

11番目といたしまして、須賀小学校通学区域内の商工業者の代表として、商工会からお一人、参加していただいております。

また、かえで児童クラブの代表者ということで、指導員の方に参加していただいております。

あと、お二人が公募による市民ということで、こちら、須賀小学校の通学区域内の方ということで、お二人公募いただきまして、参加いただいております。お二人とも、お子様がいらっしゃる世代の方になります。

基本的に、須賀小学校の地域拠点施設について話し合う場になっていますので、できるだけ地域の方に参加していただきたいということで、地域

の方を中心に、そこに有識者の方が入って検討を進めているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず、１点目、予算書の188ページ、交通安全のことについてでございます。

まず、通学路の危険箇所についてでございます。

須賀小学校、本年度は16か所が挙がっております。そのうち14か所、要望に対する設置等、済んでおります。残り２か所ですが、継続ということになっております。

百間小学校は５か所、そのうち４か所済んでおります。

東小学校は２か所、そのうち１か所が済んでおります。

笠原小学校が３か所、その全てにおいて設置等が終わっております。

こちらの危険箇所というのは、年度の初めに、各学校とスクールガードリーダーの方等が協力をして確認したものを町民生活のほうに上げていただいて、町民生活課のほうから各担当のところにお願いをして、設置等をしていただいているというものです。内容についてですが、ほとんどが、道路の表示等が薄く消えてしまっているので、もう一度よく見えるように書いてほしいというようなものや、グリーンベルトの設置、それから、道幅を少し広くしてほしいというようなものがあったりします。

今現在、まだ継続等でやっているものにつきましては、道路の幅を少し広げてほしいということで、子供たちが集まる場所が少し狭いので、もう少し広いほうが安全だろうというものがありましたり、側溝のところに蓋がついてないので、子供たちがそこを歩いているときに落ちてしまうのではないかというようなものがありましたり、それから、ご家庭の木が少し伸びてしまっていて、子供たちが歩くときにぶつかったりして、危険なんではないかというようなものが主なものでございます。

継続のことにつきましては、今後も引き続き、こちらからもお願いをしますし、子供たちの安全のために設置等、お願いしていきたいと思っております。

続きまして、交通事故についてでございます。

教育委員会のほうに上がってきたものですが、令和３年度は３件ございました。令和４年度は２件ございました。こちらは、登下校中、出会い頭に自転車と自転車が接触してしまったり、自転車と車が接触してしまったり、子供が飛び出したことによって自動車と接触してしまったりというものでございました。全てにおいて大事には至らなかったんですが、こちらのほうは、その都度、各学校において交通安全ということで指導してもらっています。

続きまして、資料１のいじめのことについてでございます。

こちらは、令和元年度から令和４年度に不登校の小学校の子供が増えているということについてでございますが、先ほども一度ご説明させていただきましたが、こちらは問題行動調査というものについての調査の数字を入れさせていただいたものです。

令和４年度に増えたというものについては、これまでは学校の保健室登校等していたお子さんが、教育支援センターができたことにより、教育支援センターのほうに通えるようになりました。この調査においては、教育支援センターのほうに通っ

ているお子さんについては不登校にカウントするようにという調査ですので、数字が令和４年度は増えているということでございます。

それについての対応ですが、各校では教育相談部会等を定期的に開いておりまして、その中で、心配なお子さん、気になるお子さんについて共有をしながら、何らかの方法で子供たちの悩みや困り感を聞いて、そのお子さん、そのお子さん、一人ひとりに対応するように心がけています。ですが、不登校の理由は、複数の要因であったり、はっきりしなかったりすることが多く、特定するのが大変難しいです。また、欠席し始めたきっかけと欠席が続く理由が変わることも珍しくはありません。

現在、不登校の児童・生徒の欠席し始めたきっかけで最も多いものは、人間関係の不調です。友人同士のトラブルなどの個人的な関係だけでなく、集団における人間関係に疲れてしまうこと等も挙げられています。そのようなことを考えながら、各学校で対応していっているところでございます。

次に、予算書の190ページ、ＩＣＴの活用についてでございます。

教員の利用の仕方、それから子供たちの健康についてでございますが、まず初めに、教員の使い方についてでございます。

こちらは、ＧＩＧＡスクール構想に基づいて、宮代町でもクロームブックを１人１台持たせていただいて、その有効利用について、今現在も、教員が研修を進めながら、使わせていただいているところでございます。

毎月、ＩＣＴの担当指導主事が企画した研修会を行わせていただいておりまして、そこでは、各学校でこのような使い方をしたら、この授業では大変有効でしたというような実践事例を各学校の先生に出していただいています。それを共有することで、次回、また別の学校で同じような方法をしたり、また、新たにそこで行ったことで、こんなやり方も発見できました、こんなやり方が有効でしたというようなことを毎回共有させていただいて、教師自身も学びながら、子供と共に活用を考えているところでございます。

続きまして、健康についての対策でございますが、こちらは新聞等でも、子供たちの視力について、心配な点があるということで載せられているところでございます。

宮代町でも、ＩＣＴを使うことについて、ずっとそれを活用するというわけではなく、効果的に、子供たちの教育にとって、どんな使い方をすれば効果的なのか、それを考えて、効果的な場面で使わせていただいています。

対策としましては、まずは子供たちの姿勢でございます。姿勢の指導、それから、画面と目の距離、そして使う時間、そのようなことを考えながら、授業の中で効果的に使わせていただいています。

それから、予算書の196ページ、中学校は202ページ、児童教職員の健康管理、児童・生徒の健康管理でございます。

こちら、コロナウイルス感染症についてでございますが、世の中では、もうマスクを外してというお話がありまして、今日のニュース等でも大々的に出ておりましたが、学校の教育現場においては、３月31日までは、今と同じ扱いで子供たちに指導するというような通知をいただいております。

今後、県からどのような通知が来るかに従って、教育活動を進められるように配慮していきたいと思っておりますけれども、やはり子供たちがたくさん感染をして、学校の教育活動が進められないということは大変問題でございますので、基本的に大事にされている換気や距離を取るということ

について、また県から指導があると思いますが、そのようなことを大事にしながら指導を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川です。

回答し忘れたところありましたので、追加で回答させていただきます。

まず、１つ目が、ＩＣＴ教育推進事業になります。

こちら、配布しているタブレットが壊れた場合の負担はということで、ご質問があったと思いますが、現状といたしましては、故障した分については、町のほうで修繕対応するということで、現状では進めているところでございます。

もう一点、学校給食の給食費の関係でご質問があったかと思います。

現状、全国的または県内でも、無償にしているところが増えているのではないかというご指摘があったかと思います。そのとおり、増えているところがあると思います。

分析ということで、ちょっと難しいところがあると思うんですけれども、各自治体におきまして、子育て支援、子育て世帯への支援ということで、いろいろな政策をしている中で、そういった選択をする自治体もあるのかなというふうに思っております。

今後の無償化するかということで、これは担当課としての意見というか、なってしまうんですけれども、学校給食法におきましては、食材費などの実費に相当する経費につきましては、保護者の皆様にご負担いただくということを原則としておりますので、そういったところも踏まえまして、担当といたしましては、保護者のほうにご負担のほうをお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

まず、14名の検討委員、やり方、選定の仕方、これを見ると、連絡会だとか防災組織だとか校長先生、これは須賀小と須賀中と、各２人の校長先生ですか、そういう人、あと民間の有識者、地域の活動の子育てサロンの人、公民館を利用した人などなどを言ってきていますけれども、例えば、これは町からのあれということで、校長先生は町ですよね、２人とも。町の意見を聞かないといけない立場の人ですよ。この中で聞いたら、公募による２人が一般から選ばれた人に当たるわけです。そのほかの人はほとんど、地域の何だかんだと言っていましたけれども、公募じゃないですよね。地域の人たちですよ。

やはり意見を聞くんだったら、これは賛成、反対がいるんだから、その辺のところも考慮したほうがいいんじゃないかなという感じがするんですよ。必ずそれは出てきますよ、これを押し通していったら。

やはりそういうことで、本当にどれが一番いい選定の方法なのか、また、こういう学校の適正配置がいいのか。住民の意見を聞くということなんですから、住民の意見も入っていると思いますよ、それは。商工会だとか、かえで児童クラブだとか入れているということなんですから、それは分かりますよ。ただ、反対か賛成かという、そういう人も単純に入れるべきじゃないかなという感じがするんですよ。やっぱり賛成、反対が出てきますから、必ず。最初から分かっている人たちを入れる、これも必要じゃないかなという感じがするん

ですよ、選定の方法の中で。私はそう思います。

もう一度、その辺のところをどういうふうに考えているのか、お願いします。

それから、通学路の安全の問題なんですよ。宮代町でも、軽いけがだということを言っていますけれども、これは公表されていない軽いけがもあるんですよ、はっきり言って。擦れ違いでぶつかってしまったとか、それだと親にも言わない人もいるんですよ、軽いけがで、どこもけがしなければね。

やはり、危険な場所がいっぱいあるということを認識しないと、これはグリーンベルトをつけるとか、下の標示が薄くなったとか、それだけの問題じゃないんですよ、はっきり言って。やっぱり根本的なのは、通学路がどういうところを通っているのか。例えば県道の脇だったら、きちんと横断歩道があって、街路から出てきた人が、車から出てきてぶつかる可能性があるのか、この町、建物と建物の間に道路があるわけですから、暗いところ、突然出てくるわけですからね。通学路で、そこを通っていったら、ぶつかる可能性がありますよ。やっぱりそういうところを直していかなくちゃいけないんじゃないかなという感じするんですよ。

町が行ったところが狭いと、それは常識ですよ、広く安全な場所に町は整備をしなくちゃ、通学路はできませんからね。それができないということも、出てきているということは、やっぱりどこかおかしいんですよ、意見が出てきているということは。私はそう思いますよ。意見が出るということは、やはり危険だということなんです。

木が伸びている、これ町の道路ですから、町の道路の管理が悪いんですよ、はっきり言って、通学路の。子供さんの安全を守るということを最優先にしないと、意見が出て、意見が出たからこれ直しますとか、それじゃなくて、意見が出る前、解決策があると思いますよ、いろいろと。

○委員長（西村茂久君）　山下委員、簡潔に言ってください。

○委員（山下秋夫君）　それをどうやって解決する方法を教育委員会として見つけるのか。言われてからやるんじゃなくて、自分たちで見つける、私はそう感じます。

それから、不登校対策ですが、いじめ・不登校対策です。

これについて、学校のほうでいろいろと分析していると思うんですけれども、人間関係だとか集団関係がうまくいかないということで不登校になった。いじめなんかはちょっと言っていませんでしたけれども、その辺のところをどのように、なぜこういうふうになったのかということを分析ですよ、まず。さっきも私は言いました。それは分かるんですよ、人間関係が悪くなったという原因は分かるんですよ。なぜ起きたのかということを、なぜ起きるのか、その分析をきちんとしないと、これはまた出てきますよ、次から次へと。

だから、子供の立場に立って物事を考えるということが必要じゃないかなということで、教育委員会としては、例えばいじめの問題とか何とかというので、国際の、ありましたよね。国でやっている今回の、子どもの権利条約の４原則ということで言われていると思うんですよ。子供の命、発達に関する権利、最善の利益、意見の表明、尊重、差別禁止などが書かれているんですけれども、やっぱりそれを基本にして考えていかないと、ただありました、そういう事後報告だけで次の段階へいかない。やっぱりそこを基本にして考えていく必要があるんじゃないかなと私は感じておるんですよ。それをどういうふうに町としてやるのか、進めていくのか、それがあればおっしゃってくだ

さい。

ＩＣＴについては、町のほうで壊れた場合はと言っていますけれども、これ、未来永劫に続くわけじゃないと思うんですよね。万が一、いつ頃までこれ、一応今の見解として、いつまで続けるのか、壊れた場合の。例えば５年とかありますよね。そういうつもりでいるということだったら、期間があるのかどうか、その辺のところ、もう一度お願いします。

それと、発達への悪影響の研究ということで言いましたけれども、目の何とかかんとかと言っていましたよ、それは画面で。目を疲れさせないためにということで言っていましたけれども、やはりそれを今後のしんにして、もう少しきちんとやっていってほしいなという感じがするので、まず、その中の保護者の負担の解消だけで結構ですけれども、何年まで無償にしていくというのがあるのかどうか。例えば、ずっとやるというわけじゃないでしょう。その辺のところがあるのかないか、それともずっと無償にするのか、壊れた場合は。それだけお願いします。

あと、コロナウイルスですよね。これは、特効薬がないんで、また大流行した場合なんかが、マスクとかそういうのは、教育委員会は埼玉県のあれを聞いてやりますと言っていますけれども、万が一、またコロナウイルスが再発した場合、今から埼玉県に向かって対策というのは、そういうのは取られるのという感じはするんだけれども、やはり町としても対策は、これはきちんとしておくべきじゃないかなという感じがするんですけれども、手洗いだとか窓の換気というのは、そういうのは分かりますよ。それだけじゃ防げないんですよ、こういう小さなウイルスなんかはね。

だから、普通に私は町の対策を聞いているわけですよ。県の方針じゃなくて、町はどうするんですかということで聞いているわけですから、その辺のところをおっしゃってください。

あと、学校給食費、最後の問題ですけれども、町はそういう対策は取らないということですね、今後も。そういうふうに受け止めてよろしいですね、これは。どんなに周りの自治体が、ほかの自治体が学校給食を無償にして多くなろうが、そのままやっていくんだと、自己負担だということで。今の段階だけですか、それとも、考え方としては。

以上、ちょっとお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩します。

休憩　午後　６時０３分

再開　午後　６時１７分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

山下委員の再質問に対する答弁から入ります。

答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小・中学校適正配置事業のご質問から回答いたします。

検討委員の委員の人選についてということで、再質問があったかと思います。

須賀小学校地域拠点施設検討委員会につきましては、前提といたしましては、須賀小学校にできる地域拠点施設について、そこがどんな場所になればいいのかというのを皆さんと共に検討する場となってございます。

人選につきましては、学校長から、学校サイドから、学校の視点からのご意見をいただければと思っておりますし、また、ＰＴＡの役員につきま

しては、保護者の代表として、子供をそこに預ける場という立場からのご意見等をいただきたいと思って参加していただいております。

ほかの委員もそうなんですけれども、ほとんどの委員が一本釣りではなくて、各団体からの推薦をしていただいておりますので、どの方がいらっしゃるのかというのは、推薦が上がってくるまで分からない状況でございます。また、保護者もしくは地域の方といえども、いろんな意見をお持ちの方がいらっしゃると思いますので、そういった方に参加していただいて、意見交換をしているというところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず初めに、交通安全についてでございます。

子供たちの通学路につきましては、今ある道の中で一番安全と思える道を、保護者と学校が協力しながら、毎年毎年検討して、考えさせていただいています。その道を通っても危険だと思われる場所については、先ほど申し上げたとおり、危険箇所を確認して、町民生活課のほうに危険箇所について、改善の要望を出しているところでございます。

学年の初めに必ず１回、その危険箇所の確認をさせていただき、そして、学期の始めや終わりには、一斉下校で教員も一緒に歩きながら、もう一度それを確認し、子供に交通安全の指導をしているところでございます。これについては、今後も引き続き行ってまいります。

続きまして、資料１のいじめのことについてですが、教育委員会としては、今後も様々なことを学校のほうに指導してまいります。その内容につきましては、積極的な認知を進めるということでアンケート調査等を行う、それから、いじめの解消についての見届けもきちんと行う、最低３か月以上。それから、校内での情報共有を行うこと、いじめ・不登校対策連絡会議で学校区での情報共有もしっかりと行うこと、本人たちの言い分をよく聞いて、教育的な視点から、双方にとってよりよい成長につながるように指導・支援していくことを大事にしていくということで、今後も引き続き指導していきたいと考えております。

続きまして、コロナ対策についてでございます。

こちらは、やはりこの２年を通して、基本的な対策が一番効果的であるということが分かってきましたので、引き続き教育委員会としましても、消毒、換気、それから距離を取る、必要に応じて学級閉鎖等も行いながら、感染が最小限で防げるような対策を取っていきたいと思います。

県からの通知、指示をもってというところはございますが、宮代町の教育委員会でもそのようなことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　私のほうからは、情報端末が壊れた場合について、町のほうで負担をしていくのかということについて、まずお答えをさせていただきます。

令和３年度については、18台修繕をしております。また、令和４年度は、１月末現在で18台の故障などがありました。これは大体、使っている中でいくと、１％未満という割合なのかなというふうに思っておりますが、現状としては、情報端末については、町のほうで今後も修理をしていくことで、教育活動に支障が出ないようにしていきた

いというふうに考えております。

それと、２点目になりますけれども、学校給食の関係でございます。

こちらにつきましては、一般質問でも答弁をさせていただいておりますが、学校給食法においても、食材費などの実費に相当する経費については、保護者の皆様に負担をしていただくということを原則としておりますので、そうした点も踏まえて、今後もご負担をお願いしていきたいというふうに考えております。

なお、ご案内のとおり、就学援助制度というのがございまして、所得等が一定の割合で、就学を援助する必要があるご家庭については、給食費については全額、就学援助のほうで支援をさせていただいているということについても付け加えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

最初に言った公募委員ですけれども、ぜひこれ、公募による選定を多くしてほしいというのが私の願いなんですよ。なぜかといったら、いろんな意見があるんで、校長先生、それは本当、いろんな意見をということになりますけれども、公募によると、やはりその意見の、息がかかっていないというんですか、そういう人が増えるんで、ぜひ公募の選定委員を増やしてほしい、今後は。よろしくお願いします。

それと、交通安全、先ほども、今置かれている3,000円の方法で、交通事故が少なくなるようにということでやっていると思うんですけれども、やはり交通事故というのは、先ほど私が言っているんですけれども、交通事情だとか、道路の幅だとか、ライト、暗いところから出てきたとか、それで必ず起きるんですよ。それがあと、死亡事故につながるか、軽いけがで済むかは、そのときの偶然によってなるわけですけれども、万が一それが起きないようにするのを、前もって分かるようにするのが当然じゃないかなと思うんです。それをやっぱり教育委員会は前もって調べておく。

町の人たちから、父兄から言われたからここだけというんじゃなくて、やはり教育委員会は教育委員会としてきちんと調べておく、必要だと思いますよ。ぜひその辺のところをやっていただきたいと思っております。

それから、いじめの問題、これはいじめというのは、私、小さいときもあったんですけれども、小さいときの成長過程だと思っているんですよ。成長過程で起きることもあるということですね。いろいろとあるんですけれども、やっぱり立ち直る方法で指導してほしいと思っております。ぜひその辺のところは、学校の先生じゃないと分からないところもあります。かといって、学校の先生じゃ分からないところもあります、子供同士で解決させないと。やっぱり大人がそれを援助するということは大事だと思いますよ。そうしてやっていただきたいと思って、私はそのことについては意見を述べたいと思います。

ＩＣＴについては、今言われていました、修理とかそういうのは、今のところは町のほうでやっていますよということで、ぜひそれは続けていってほしいなという感じがします。

それと同時に、健康管理もきちんとやってほしい、ＩＣＴについてはね。やはり子供さんが成長する段階ですから、先ほども言いました、目が悪くなる、離れてということで言っていますので、そういう健康管理をきちんと進めていかないと、何のためのＩＣＴなのか分からなくなってしまうんで、それでも無理して１時間、２時間やっていたということになると、目を悪くしますから、そ

の辺のところはきちんとやっていってほしいなという感じがします。

あと、健康管理、コロナウイルスですよ。できれば町のほうで、万が一がありますから、これだけは、再発するというのがね。そのときになって、慌ててまたやるというんじゃなくて、やはりきちんとしたガイドをつけておくというんですか、ふだんからね。それしないと、やはり増えたとき迷ってしまうんで、県から言われないとできませんよというんじゃ話にならない、子供たちの命と安全がありますからね。その辺のところもきちんとやっていってほしいというのが私の願いです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、７点についてご質問させていただきます。

まず、１点目は、192ページ、193ページの小学校管理運営事業のことばの教室の設置および運営ということで、これについては、私の記憶では、百間小学校に設置されておりました。

192ページ、193ページの小学校管理運営事業の中に、ことばの教室の設置および運営というのがあります。これは新たになんでしょうか。その辺の内容についてもお示しいただきたいと思います。

続いて、196、197ページの児童、教職員の健康管理等対策事業、これは中学校のほうでも、もちろん202、203ページにございます。特に教員のメンタルヘルスについてなんですけれども、やはり依然として深刻だとは思っております。

こういったメンタルヘルス対策をどう進めていくのかということでお尋ねしたいんですが、もちろんいろいろな、特に先生についてはプレッシャー、それから児童・生徒たちとのコミュニケーションがうまくいかない。あとはいじめとか不登校だとか、そういった問題を抱えて、ストレスを感じている現実があるわけなんですけれども、どのように職場におけるメンタルヘルスを指導し、取り組んでいるのか。まずその点について、お尋ねをしたいと思います。

それから、３点目、同じく196、197ページの小学校施設管理事業の非構造部材改修工事の実施ということでございます。

これは中学校のほうにもありますけれども、これは地方債なんですけれども、新たな地方債だなというふうに思うんですけれども、この内容についてお尋ねしたいと思います。

続きまして、198、199ページの関係で、小学校施設管理事業、これは予算にありません。なぜかということを聞きたいんですが、私は小学校のトイレ改修については、特に低学年から順次やっていくという方向で、これまで聞いておりましたので、当然、新年度につきましてもあるのかなというふうに思ったんですけれども、トイレ改修工事は小学校のほうはありません。中学校のほうには、204ページから205ページに記載されております。

この辺の小学校のトイレ改修はなぜやられないのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、198ページ、199ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業、これは中学校もあります。中学校のほうは204ページ、205ページでございます。

小学校のほうは258万5,000円と増えております。ところが、中学校のほうについては29万8,000円、僅かですが減っております。この辺の要因は何なのか、お尋ねをいたします。

それから、同じ198ページ、199ページの小学校環境教育推進事業、これはキッズエコサミットということで、毎年あるわけなんですけれども、や

はり地球温暖化防止のための取組が、今いろんなところで進んでいます。教育行政も例外ではないと思うんですけれども、学校での地球温暖化防止対策への取組について、どのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

続きまして、202ページ、203ページの中学校施設管理事業の次のページですが、14節工事請負費、中学校校舎トイレ改修工事、確認のために、どこどこを新年度予算でトイレ改修を行うのか。その点についても、確認の意味でお示しいただきたいと思います。

それと同時に、先ほども言いましたように、非構造部材改修工事の一式、これもありますので、併せてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず初めに、予算書192ページ、193ページのことばの教室についてでございます。

こちらのほうは、新たにではございません。百間小学校のほうに現在２学級開設しております。そこで、現在47名の子供たちが、難聴言語指導ということで言葉の学習をしております。

続きまして、196ページ、197ページの児童、教職員健康管理、それから202ページ、203ページの生徒、教職員健康管理、メンタルヘルスの対策についてでございます。

現在、様々な教員のストレスということでお話をいただきましたが、まず初めに、何か問題が起きたときに、独りで抱え込まないというような指導をさせていただいております。それから、管理職には、なるべく教職員一人ひとりとコミュニケーションを取って、その教員が何か変化がないか、心に重いものを抱え込んでいないかどうか、そういうものについても管理職としてよく見ていただいて、ふだんから声かけをするように、そして、何かあったときにはチームで対応できるようにということで指導させていただいています。

宮代町のほうでは、ストレスチェックというものもさせていただいておりますが、仕事量についてはなかなか多いという、負担であるというような結果が出ておりますが、教職員間の人間関係は大変良好でありまして、そのことによって負担が軽減されているというような結果が、ここ数年、同じような結果で出ております。

続きまして、予算書の198ページ、199ページ、中学校のほうは204ページ、205ページの就学支援についてでございます。

こちらのほう、小学校のほうは増となっておりますが、中学校のほうは減になっているということで、小学校のほうですが、来年度、十数名の児童数の増加が見込まれております。

それから、国のほうから連絡がございましたが、中学校に入学する前の入学準備金というものなんですが、そちらのほうが１人につき3,000円高くなっております。こちらのほうも、小学校の時点で入学準備をしますので、中学校向けの入学準備金ではございますが、小学校のほうの予算のほうに計上させていただいております。

それから、中学校のほうは、少しですが減っているということで、こちらは今現在、令和４年度と令和５年度の生徒数は同じぐらいになっておりますが、今後、私立受験をするお子さんが例年10名ぐらいおりまして、そのお子さんたちが減っていくと、今年よりも生徒数は少し減るかなということで、予算のほうを少しだけですが、少なくさせていただいております。

続きまして、予算書の198ページ、199ページ、

環境教育についてでございます。

こちらのほうは、地球温暖化だけに特化することではなく、幅広くＳＤＧｓの視点から教育を進めております。ここ２年は、子供たちがごみを減らそうという取組をしております。これは各学校、小・中学校７校全てで同じテーマで取り組み、それについての発表をキッズエコサミットでしてもらい、子供たちで共有して、また新たに次の年には、うちの学校でもこのような取組をしてみようというような意欲づけになっております。

そのほか、冷房をあまり使わないようにということで、緑のカーテン等の取組をしている学校もございました。

私からは以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小学校施設管理事業と中学校施設管理事業、両方質問ありましたので、まとめて回答させていただきます。

まず、非構造部材の改修工事になります。こちらの内容でございますが、地震があった際に、照明であったり、バスケットゴール等であったりとか、建物にくっついているものの落下を防止するという改修工事になります。

こちら、避難所としてもなっている体育館もございますので、そのために落下防止の対策を実施してございます。令和５年度におきましては、東小学校、笠原小学校、百間中学校の３校で実施予定でございます。

なお、令和４年度におきましては、須賀小学校と須賀中学校の体育館について実施したところでございます。

続きまして、トイレの改修工事についてのご質問でございます。

令和５年度におきましては、町内の中学校３校で実施の予定でございます。須賀中学校、百間中学校、前原中学校で実施の予定でございます。

小学校の改修工事、令和５年度にやらないのかという質問でございますが、小学校につきましては、令和３年度と令和４年度におきまして、低学年のトイレから２年間に分けて、順次改修を進めてきたところでございます。

トイレの洋式化率ですが、小学校におきましては、一応、今年度改修を終えて、53%の洋式率になりました。中学校につきましては、44%の洋式率ということで、まだ50%に足りていないという状況もありますので、予算の限りもありますので、令和５年度につきましては中学校３校の改修を行うということで、予算の確保をさせていただいたところでございます。

説明は以上となります。

地方債につきましては、非構造部材のほうがついておりまして、予算書のほうの８ページにもあるとおり、小学校非構造部材改修工事として3,230万円、中学校非構造部材改修工事として2,080万円の地方債のほうがついているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、192、193ページの小学校管理運営事業のことばの教室の設置および運営については分かりました。

続きまして、196、197ページの児童、教職員の健康管理等対策事業についてであります。

先ほど答弁いただきました、独りで抱え込まない、コミュニケーションをできるだけ取るようにしていきたい、チームで対応していくというよう

なことなんですけれども、実際、学校の現場での教職員の病気、休暇者数はどういうふうになっていますでしょうか。

ちなみになんですけれども、教職員の健康管理は、やはり学校長の責任になるんでしょうか。そのあたりについても、関連でお示し願いたいと思います。

今ではなく、ここのところずっと、教職員はなかなか、昼間は教えて、学校で仕事を全て済ませて家に帰るんじゃなくて、家に持ち込んでいく、そういうストレスもあると思うんですね。そういう点での、やはりメンタルヘルスも大事かなと思うんですけれども、そういった状況は、宮代町の場合はどういうふうになっていますでしょうか、併せて答弁お願いしたいと思います。これは小・中併せてお願いしたいと思います。

それから、同じく196、197ページの小学校施設管理事業の非構造部材改修工事の実施、これは建物落下防止対応ということなんですけれども、これは中学校も同じなんですか。これは新しい地方債ですよね。何か地方債を借りる際の条件はいいんでしょうか。その辺の内容についてもお尋ねしたいと思います。

続きまして、198、199ページ、小学校施設管理事業の件で、小学校のほうはトイレ改修工事はないということなんですけれども、先ほども言ったように、私は、小学校については低学年から順次やっていくということで、今答弁でも、令和３年度、４年度と連続してやっているということなんですけれども、どうも気になるのは、予算の関係でというのが最後あるんですけれども、これはやっぱり早く改修すべきだと思います。ですから、その辺の予算は確かにかかるかもしれませんが、毎年順次やっていっていいものだと思うんですけれども、その辺で、令和５年度は小学校はしないで、中学校はしますので、それはそれでいいと思うんですけれども、やはり小学校も例年、なるべく早くやっていくべきだ、そのための予算はつけるべきだというふうに思うんですけれども。

小学校の洋式化も53％ということですので、もっと早くしていいのではないかなと思うんですけれども、その辺の見解についてもお尋ねしたいと思います。

それから、同じく198、199ページの小学校要準特別支援教育就学援助事業なんですが、これも中学校もそうなんですけれども、やはり今、物価高騰の中で、どこも大変な思いをして、四苦八苦していると思うんですけれども、物価高騰で子育て世帯の暮らしが大変だ、そういった保護者に寄り添った対応をしていただきたいと思うんですけれども、そういった点では、予算ですから、例年どおりつけていけばいいということではないと思うんですけれども、そういった点の対応と、それから入学支度金の、入学前についても大事だと思うんですね。せっかく入学式するにしても、そういった対応ができない、そういった子供たちもいらっしゃると思うんで、それは今、もちろん宮代も、入学前の交付はやっていると思うんですけれども、実際、既に２月時点で実施済みだと思うんですけれども、参考までに、今年の２月は小・中どういうふうな状況になっていますでしょうか、併せてお尋ねしたいと思います。

それから、同じく198、199ページの小学校環境教育推進事業、キッズエコサミットの実施については、決して否定はしないし、それはそれとして必要なことだと思います。

先ほど、そういった意味では、質問したら、特化せず、ＳＤＧｓという立場からということなんですけれども、先ほど言った冷房を使わないとか、それから、学校での緑化の問題も一つだと思うん

ですけれども、私は、せっかく理科の関係で、日工大との１年限りということを先ほどおっしゃられていたんですけれども、こういった点で、エネルギーの有効な活用とか自然環境の保全などについて、やはり日工大との関係で、こういった学習も非常に勉強になるんではないかなというふうに思いますので、これは、私はそういうふうに思うんですけれども、そういうふうに持っていく考えもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか、併せてお願いしたいと思います。

続きまして、202、203ページの中学校施設管理事業のトイレ改修工事の関係ですが、これ、百中、前中、須賀中と、私も全部見てきました。これができると44%ということなんですけれども、そうすると今後、小学校、中学校との関係で、どういうふうに進めていくんでしょうか。また、来年度については小学校をやって、中学校については予算をつけないとか、そういうふうになってはいけないと思うんですけれども、その辺の見通しについても併せてお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

教育長。

○教育長（中村敏明君）　それでは、私のほうから、教職員のメンタルヘルスということで、校長の責任ということでお話がありましたので、回答させていただきたいと思います。

まず、直接教員と対峙しているのは校長でございまして、学校を管理運営する役割、責任が校長にはございますので、職員の様子を把握する、そして指導していくという責任は、校長にあるというふうに考えております。ただ、教育委員会は、そういった校長を援助したり、また、メンタルヘルスに関しての管理に関する視点を示したり、また方法を示したりという役割があるというふうに考えております。

学校との関係を密に取りながら、こういったものが町内で起こらないように気をつけていかなくてはいけないというふうに考えております。

それから、現状ですけれども、中学校で１人、小学校で１人、合計２名の者が、病気休暇ということで現在休んでおります。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　私のほうからは、予算書の198ページ、199ページの非構造部材の工事における地方債の関係についてご答弁申し上げたいと思います。

宮代町におきましては、学校については個別施設計画というものを策定しておりまして、それに基づく工事につきましては、学校改善交付金という国の国庫補助が受けられることになります。この国庫補助については、補助率が３分の１ということになっております。そうしますと、３分の２については、町が手当てをする必要が出てきますけれども、この３分の２の手当てをするところについては、地方債が充当できるということになっております。

その地方債の充当率とか交付税措置の内容については、企画財政課のほうで様々なそうしたものを勘案して、有利なものについて予算のほうに反映をさせているということでございまして、言うなれば、施設を改修するに当たっての手当てとして地方債を活用するんですけれども、その前提としては、個別施設計画がある計画に基づく取組であれば、国の補助が受けられると。国の補助の町負担分、どうしても発生しますけれども、その部分については地方債が充当できるということで、これについてはかなり高い充当率になっておりまして、さらに交付税措置も高いということですの

で、こうしたことを行うことで、学校施設の改善を国全体で進めているということでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹（小川雅也君）　教育総務担当主幹の小川でございます。

小学校施設管理事業と中学校施設管理事業のトイレの関係、併せて答弁させていただきます。

令和５年度につきましては、小学校のトイレがなくて、中学校のトイレのみということでございます。予算の関係でということで、先ほどご答弁させていただきましたが、引き続き小学校、中学校ともに予算要求のほうをしていきたいと思ってございます。

現時点で特に、翌年度以降に小学校とか中学校とかというふうには決めてはおりませんので、現状に合わせて要求のほうをしていきたいと思ってございます。

説明は以上となります。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

まず初めに、小・中学校の要準特別支援教育就学援助事業についてでございます。

今年度ですが、新小１になるご家庭に１件５万1,110円を16件分出させていただきます。そして、中学校、新中１年生でございます。こちらのほうは、１件につきまして６万980円を20件分出させていただき、121万9,600円というふうになっております。

以上でございます。

続きまして、環境教育についてでございますが、子ども環境会議、キッズエコサミットには、オブザーバーとして日工大の先生や学生が参加してくださっています。ですから、今後、サイエンスプロジェクトという観点の中で、環境教育とタイアップして、どのようなことができるかということも含め、連携について検討していきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問です。１点だけ。

198、199ページの小学校環境教育推進事業ということで、今、日工大とタイアップということで、ぜひ地球温暖化のいろいろな、各界でもやられておりますし、特に子供たちにとっては、これから大事な環境教育となるわけですので、ぜひお願いしたいと思います。これは要望です。

トイレの改修の関係ですが、先ほど、引き続き予算要求をしていきたいということでした。これについては、先ほどと同じ、ぜひ早急に完了すべきだと思っていますので、お願いしたいんですが、大人の、あるいは教育委員会としての設置の在り方もあるんですけれども、子供たちの意見については、どういうふうに把握してやられているんでしょうか。最後、それだけお願いしたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○教育推進課長（大場崇明君）　教育推進課長の大場でございます。

トイレの改修についての子供たちの意見というようなお話だと思いますが、改めて、トイレの改修どうしますかというような形で、子供たちに問いかけはしておりませんけれども、きっと快適な衛生環境の中で学校生活を送りたいという願いを持って学校に通っているということは、これは聞

かなくても分かるという言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういうことだろうというふうに思っております。

トイレの改修については、私ども教育委員会としても課題だというふうに認識をしておりますので、早く進めていきたいという思いはありますけれども、これは、町の予算というものが全体で決まっているという状況がございます。そうした中で、教育委員会で進めたい取組もありますし、ほかの課で進めたい取組もあるという中の全体の中で、予算というものをどう配分していくかというところが、一つポイントになっていくのかなというふうに思っています。

それとあと、学校の事業の特殊性というところがありまして、学校で大きな改修工事を行う場合は、基本的には夏休みしかできないというのがあります。40日程度の中で、様々な学校施設の改善というのを行うというところになりますと、これは予算の面もあるんですけれども、人的な面なども踏まえて、計画的に取り組んでいくということが必要になっていきますので、そうしたことも踏まえながら、教育委員会としては、できるだけ早急に様々な施設改善について検討し、これからも改善をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で教育推進課分の質疑を終了いたします。

これをもちまして、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　７時０６分

再開　午後　７時１２分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

議案第13号　2023年度（令和５年度）一般会計予算につきましては、本日、まちづくり建設課と教育推進課所管のところが終わったところですので、改めて23日の本会議におきまして、反対の討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

金子委員。

○委員（金子正志君）　閣議決定した令和５年度予算編成の基本方針48ページを読んでいたんですけれども、非常に厳しいんですね。まず、経済を見ると、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増している。また、国内を見ると、コロナ禍において、婚姻件数、出生数が急激に減少するなど、我が国の少子化は危機的な状況にある。

そうしますと、地方財政対策として、財源不足とその補塡措置、令和５年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増高が見込まれるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関連費の増加が見

込まれることなどにより、１兆9,900億円の財源不足が生じる。この財源不足を国と地方が折半して補塡することになる、こういう厳しい状況なんです。

そして、２日前には、アメリカのシリコンバレー銀行が経営破綻しました。28兆円の総資産、こんな大きな銀行が行き詰まったわけです。

１年間、監査委員をやりましたけれども、本当に町の仕事を運営するにはお金がかかる、仕事もたくさんある。そういう中で、何が節約できるかというと、やはり小さいイベント事業、これは今は我慢すべきところだと思うんです。今回の委員会でこの部屋に来まして、その道を見て私はがっかりしたんです。これは今やることじゃない。

９月議会のときも、夏祭りの準備で、そこにステージつくっていました。それ見たときも、やっぱりがっかりしたんです。同じ気持ち、駄目押しされました。こういうことをやっていちゃいけない。

23日の本会議で、たくさんしゃべらせていただきます。取りあえずこの辺にしておきます。反対理由です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第13号　令和５年度宮代町一般会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――◇――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（西村茂久君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月16日木曜日、午前10時から委員会を開き、国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　７時１７分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１３名）

小河原　　正　君		西　村　茂　久　君	
金　子　正　志　君		山　下　秋　夫　君	
丸　藤　栄　一　君		九・山　妙　子　君	
泉　　伸一郎　君		角　野　由紀子　君	
塚　村　香　織　君		田　島　正　徳　君	
土　渕　保　美　君		深　井　義　秋　君	
川　野　武　志　君			
（議　長　合　川　泰　治　君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

副町長	渋谷　龍弘　君	住民課長	草野　公浩　君
住民課副課長	高橋　正巳　君	国保・後期担当主査	齋藤　幸成　君
国保・後期担当主査	安部　麻里亜　君	健康介護課長	井上　正己　君
健康介護課副課長	稲宮　辰男　君	健康介護課主幹	小林　和政　君
まちづくり建設課長	成田　雅彦　君	上下水道室長	忽滑谷　和　君
まちづくり建設課主幹	高橋　暁尋　君	経営総務担当主査	齋藤　智子　君
施設担当主査	冨田　満晴　君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	野口　幹雄	主幹	青木　豊

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（西村茂久君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員13名であります。これより３月13日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１４号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　本日は、議案第14号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第16号　令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第15号　令和５年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第17号　令和５年度宮代町水道事業会計予算について、議案第18号　令和５年度宮代町下水道事業会計予算についての順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第14号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

留意事項です。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

担当課長から出席者紹介をお願いします。

○住民課長（草野公浩君）　おはようございます。

それでは、職員の自己紹介をさせていただきます。

私、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　おはようございます。

住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　おはようございます。

住民課国保・後期担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いをいたします。

質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　おはようございます。

泉です。２問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、１問目です。

予算書266、267ページ、特定健康診査等実施事業になります。ここで私たちの予算書では45ページ、46ページになるんですけれども、第３期国保保健事業実施計画の策定、それから第４期特定健康診査等実施計画の策定とあるんですけれども、これ目標が60％になっておりますが、それぞれの詳細を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、２問目なんですけれども、こちら私たちの予算書45ページの下のほうから５行目になるんですが、「令和６年度からの高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向け」とあるんですけれども、こちらについての説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

予算書266ページ、特定健康診査等実施事業の目標です。60％なんですが、こちらが第２期のデ

ータヘルス計画におきまして、令和５年度の目標値として掲げてある目標、実施率になります。特定健康診査が60%、特定保健指導実施率も60%となっております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

私たちの予算書の45ページの下から後方にあります高齢者の保健事業と介護予防の一体化の関係は、国保ではなくて後期のほうがメインになるわけでございますけれども、内容的には、今まで介護予防を行う高齢者支援担当と住民の健康づくりを行う保健センター、国保・後期医療加入者に対して健診を行う国保・後期担当がそれぞれ事業を実施してきたところですけれども、それぞれ保有する情報とか資源とかが有効に共有されていないということで、今後は高齢者に対する包括的な保険サービスを提供していくために一体化実施ということで、令和５年度に計画をまとめまして、令和６年度から本格的実施に向け、これから準備、計画をつくって進めていくということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　内容について。

答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当の齋藤です。

データヘルス計画につきましては、国民健康保険で行います保健事業について実施計画を定めるものでございまして、その中に保健事業の一つとしまして、特定健康診査を実施しております。そのほか、健康教室ですとか、あと特定保健指導も含めて計画を定めるものでございまして、特定健康診査と特定保健指導につきましては、国のほうで定められております目標60%というのがございまして、それに合わせて計画の最終年度である令和５年度について60%と定めているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時０７分

再開　午前１０時０７分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

すみません。第４期特定健康診査等実施計画の説明が漏れていました。申し訳ございません。

第４期の特定健康診査等実施計画につきましては、特定健康診査の実施の計画を定める計画でございます。

こちらで実施率目標が60%と定められておりまして、令和６年度にその第３期データヘルス計画の策定と第４期特定健康診査等実施計画の策定がございますので、こちら併せて計画を策定する予定でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

まず、１問目のほうで第４期特定健康診査等実施計画の策定というのは、そうしますと267ページの12節委託料の中の特定健診受診率向上業務及びデータヘルス計画策定業務委託料の494万円でよろしいということなんでしょうかね、予算書では。

そうしますと、第３期のほうは予算書のどこに予算が出ているのかというのをお伺いしたいと思

います。

２問目のほうはよく分かりました。ありがとうございました。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

予算書の267ページ、特定健診受診率向上業務及びデータヘルス計画策定業務委託料についてですが、令和６年度第３期の国保保健事業実施計画と第４期の特定健康診査等実施計画を合わせた計画を策定する予定でございますので、このデータデータヘルス計画策定業務委託料の中に含まれているものでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　分かりました。合わせてということなんですね、すみませんでした。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑を求めます。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

まず最初に、予算書の246ページです。

一般被保険者国民健康保険税、今年度の予算としてパーセントで言います。101.6％に増えています。そして、県のほうの次の248ページなんですけれども、保険給付費等交付金ということでなっております。その普通交付金が86.8％にマイナスになっている、去年よりか。特別交付税が去年より88.71％マイナスになっている、この理由をちょっと教えていただきたいと思っておりますので、減った。

それと、この資料を見ますと、資料のほうです。

所得別、それと階層別世帯人数、人員特別被保険者分布図、資料11ページから16ページ。これを見ると、令和２年度と令和４年度を比較して、令和２年度未申告世帯が218人、2.9％、申告世帯がね。令和４年度が295人、4.3％に増えているんですよ。当然、これは皆保険ですから、国民健康保険に入っていると思うんですけれども、これで入っているんですけれども、未申告世帯の人はその保険料はどういうふうになっているのか、まず最初にお聞きしますと、それと。

それと２つ目として、資料Ｐ20を見ると、国保税の軽減・減免の状況ですが、令和４年度で合計2,467世帯が減免を受けている、ですよね。減免を受けている、資料、これは20ページに入っています。減免と、そうは言っても、５番目の国保税の軽減・減免の状況ということで減免を受けている人が４年度で2,467人となっている。これ加入世帯の何％に当たるんでしょうか。

それと加入世帯というのがちょっと出てこなかったもんですから、全体で何世帯ぐらい加入しているのか、その辺のところも教えていただきたい。加入人数は6,608人と出ているんですよ。世帯がちょっと分からなかったので、ちょっと教えていただきたい。

それと資料の15ページから16ページを見ると、加入者の所得構成割合が100万円以下で49.3％と出ている、国民健康保険入っている加入者の所得が100万円以下、15ページから16ページに載っています。これは軽減世帯数と同じぐらいになるのか、ちょっとその辺のところも教えていただきたいと思っております。軽減世帯が大分半分近く、半分以上になるのかなと感じがするので。

それと最後に、令和４年１月末で平均調定額が９万4,449円、これは配付資料一覧で資料２のほうに載っております。令和５年度で必要額として12万3,852円となっていますが、この調定額として、この額は予定としてはどのぐらいになるのか、ちょっと分からないので、まさか12万3,852円を

調定額にしますよというんじゃないですよね。その辺のところも教えていただきたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

予算書246ページの国民健康保険税につきましては、前年度に比べまして増えているわけでございますが、今回税率の見直しをさせていただいたことによりまして、減税の収納予定金額が増えているものでございます。

それと予算書の248ページ、普通交付金につきましては、医療給付費につきまして、県のほうから交付されるものでございますが、こちらにつきましては、被保険者数の減少に伴いまして、医療給付費も減る見込みで予算計上させていただいているものでございます。

それと委員会資料の11ページから16ページにかけての資料です。

未申告世帯数につきましては、令和４年度が合計で295名いらっしゃいます。こちらの方につきましては、所得未申告なので、所得が不明なので所得割は課税されませんが、均等割額は国民健康保険税として課税されます。ただ未申告のため、仮に所得が全くない方の場合、所得が不明のため軽減を受けることができないわけです。均等割課税分がそのまま課税されるものとなっております。

それと委員会資料の20ページです。

法定軽減の世帯数、令和４年度が2,467世帯となっております。こちらの全世帯に対する割合ですが、２月末現在の世帯数が4,622世帯となっております。最新の法定軽減世帯数につきましては、2,337世帯になっておりますので、割合にしますと50.6％となっております。

委員会資料の15ページです。

令和４年度の所得階級別世帯数の被保険者の分布数ですが、100万円以下の被保険者数につきましては、全体の49.3％となっておりますので、ほぼ軽減世帯と割合が同じくらいかなと考えております。

委員会資料の20ページで、国民健康保険税１人当たりの平均調定額は令和４年度分、令和５年１月末現在９万4,449円となっております。令和５年度につきましては、１人当たり保険税調定額が９万5,486円となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございます。

最初の質問とこの予算書の１人頭のこれは利率が見直したということなんですけれども、利率というのは何を指して利率をしているんでしょうか。ちょっと分からないんだけれども、利率の見直しっていうのが、意味が。税率の見直しですか、利率の見直じゃなくて税率の見直しと言ったんですか、はい。

ということは、値上げをしたということなんですか。いつしたんですか、それは。去年もしたんですか。まだ予算で通っていないし、どうなのかな。予定なんですか、それは。これからの、これのまず一般値上げ、約1.461％になったという税率は今年の予算を税率上げますよということで、この予算を立てたということで受け止めてよろしいんですね。はい。もし違ったらお答えください。

それと県のほうのこれ人が減ったということなんですが、加入者が減ったということなんですけれども、加入者が減る理由としては、後期高齢者のほうへ何人ぐらい行ったんでしょうか、回ったんでしょうか。88というんだから11％ぐらいは、利率にして、11、12％は回ったということなんで

すか、１割ぐらいは。70歳になってしまった。国民健康保険の加入者の１割程度は後期高齢者のほうへ回ったと。中には死亡した人もいるかもしれませんけれども、大きく分けて後期高齢者のほうへ行ったということでよろしいんですね。はい、分かりました。お答えください、それは。そうだったらそう、じゃなかったら違うということでね、お答えください。

それから、未申告世帯なんですけれども、令和４年だと295人、4.3％も増えた。当然これは皆保険で入っているということなんですけれども、この所得不明、また届けしていないというのは今均等割だけを加算ということで言っていましたけれども、届けなければ所得割は払わないんですか、じゃ。払わなくてもいいんですか。例えば、毎年１億円納めていた人が所得制限で納めなかった場合、ゼロの人は所得制限ありませんから、これは申告しなければ、均等割も軽減にならない。ちょっと矛盾しているんですか、その辺のところはどうやって調べている、調べないんですか。ちょっと矛盾するような感じがするんですけれども。じゃ届けないということになる人が多くなるんじゃないですか。

きちんとやっぱり国民健康保険ですから、税金ということで言っていますけれども、やはりきちんと調べる必要があるんじゃないかなと、私は感じているんですよ。その辺のところの調査というのはどういうふうにしているのか。正しく評価されて正しく税金をかけているのか、その辺のところをおっしゃってください。

２つ目の国保税の軽減世帯割合50％ぐらい、半数近くが払えないで何らかの形で軽減している、半数ですよね。先ほども言いました。この払えない人が100万以下が49.3％ですから、大体同数。100万円以下ですよね。100万円以上の人に加算をしているというふうに受け止められる感じがしますよ。100万円以下の人は払わないんですから、軽減されているんですから。じゃ増税、先ほど言いました税率を変える、101.6％になる。じゃ払える人のいいほうに税率がアップされていくんじゃないか、100万以上というね。引いていた。そういう人たちの税率が高くなる。ふうに感じられますけれども、その辺のところはどういうふうになっているのか。税率は来たからもう払えない人、ゼロでも税率が上がっていくのか、軽減されていますからね。そういうのも計算しています。どういうふうになっているのか、ちょっと分からないところがあるんですよ。軽減世帯といっても、3,000、2,000幾つだっけ、あるので。100万円以下が49.3％ですので、そういう人たちに軽減、ほぼ同じだったら、そういう人たちが軽減されているんですから。そういうところから取れませんよね、アップしても。

ということは、100万円以上の方に増税をする、悪い意味でね。増税と言っちゃ言葉ありますけれども、加入の税金を上げる、そのように受け止められるんですけれども、間違っていますか。その辺もお答えください。

それと最後に、今年は４月１日で９万4,449円、今年の予算では９万5,485円、大体1,000円ですか、上がるということ。それがさっき言った101.何％になるのか、そういう意味なんですね。上げる予定だということで受け止めてもよろしいですね。

以上のことをもう一度、これオーケーだったらオーケー、駄目だったら駄目ということで、間違っていたら間違っているということで言ってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長です。よろしくお願いします。

先ほど税収のアップの関係でお伺いいただいた件なんですけれども、12月議会の中で国保税率の見直しという中で、医療分、後期分、介護分ということでそれぞれ税率の改正させていただいておりますので、それに基づく増額ということでご理解いただきたいと思います。

続きまして、加入者の関係でございますが、年度ごとで言いますと、平均約４％ほど加入者のほう、国保のほうは減っております。後期高齢者というお話がありましたけれども、１月末で国保のほうから後期高齢者に移動された方が52名ということで、後期高齢者のほうに動かれる方が多いのかなという感じがいたします。

３番目に未申告者の関係でございますが、未申告者に対しましては、税務課のほうで住民税担当のほうで未申告の調査、夏頃しております。また、国保のほうでも、税務課のほうで調査をされない方に対しまして、未申告の方に対して申告をいただきたいということで届出をお願いしております。

また、今マイナンバー、個人番号の加入がされていますので、収入がある方については、そういったところでひもづけされておりますので、１億円とか、そういう方に対して漏れるということはないものだと考えております。

また次の質問で、所得のある方に対して、その方に対して税金を増やしていくというお話でございますが、今回の税率改正につきましては、保険税については、均等割、所得のない方についても軽減が当然あるわけでございますが、均等割のほうについても、見直しをさせていただいておりますので、皆さんが所得があるなしにかかわらず、所得に応じた、またニーズに応じたもので国保税のほうは課税させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

最後に、今回、委員会資料20ページで、一番上の１人当たりの平均調定額ということで、令和５年度、先ほど申し上げましたが、９万5,486円につきましては、その税率の見直しに伴う増ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　最後の質問になります。

これは、最初の所得割世帯でいう保険者の分布図で見たように、これは未申告の人、これは税務課のほうに、住民課のほうですか、住民課ですね。両方で調査をするということですね。これは毎年きちんと調査しているわけなんだけれども、ここの表に未申告ということで出ているんですけれども、これは本当に未申告というか、申告できないほどの収入減が主なんでしょうか。ということ分からないんですけれども、なぜ未申告なのかなという感じがするんですよね。

それのいきさつというのですか、ちょっと分からないところがあるんでね。調べているのに何で未申告なの。申告すれば、保険税が安くなるんだったら教えてやるのが、これは行政の役目ですよね。こうやって申告すれば安くなりますよという。それとも、意識的に未申告にしているのか、ちょっと分からないというのかね、この調査は。しているというんですけれども、確かにこの未申告の世帯だと聞き、その辺のいきさつというか、あれをちょっと教えていただきたいなと思っております。

半分近くは軽減世帯だということは事実だということですよね。国民健康保険加入者が無職が多いということで、無職や低所得者、払いたくても払えないというのが現状だと思うんだよね。真面

目に国保税をやっている職員の方には申し訳ないんですけれども。本当に今払えない人がたくさん、今物価高で払えない人が多くなってきている。それで、あえてこの課税を強めていく。私はどうかなと思うんですけれども、強いて言えば、もう少し一般財源から繰り入れるべきじゃないかなという感じですよ。それを職員に言っても無理なことなので、ちょっとこの現状だけは確かだということですね。こういう払えない人がいるということは、現状だという、分かりました。それはお答えなくてもいいです。それさえ分かれば。

それも３番目の100万円のことです。現実的には100万円以下なんだ。分かりました、それも。お答えなくてもいいです。

それと一番最後の１人頭の1,000円上がるということで、約1,000円ですけれども。これだけの状況の中で上げる必要はどうかなという感じがするんですよ。もう少し、また未申告だとか払えない人、軽減世帯とか、ましてや払えない人が出てくるんじゃないかなと私は感じるんですけれども、その辺の対策というのはどういうふうに思っているのか、それだけ教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

未申告者に対する対応についてのご質問でございますが、国民健康保険に関しましては、ほかのところから引っ越されてくる方がいらっしゃいます。そういった方に対しては、前住所地に申告、所得の状況等を調査をさせていただくんですが、そういったところでも前住所地で未申告の方もいらっしゃるわけでございます。また当然、軽減に該当される方については、７割、５割、２割軽減をさせていただきたいわけなんですけれども、そういったところを含めてアナウンスをさせていただいた上で未申告というわけでございますので、さらに未申告者を減らすために税務課、あとはうちのほうでも通知なりの内容の検討をさせていただければと思っております。

２番目、３番目は言われるとおりです。

４番目の１人当たり平均調定額が1,000円上がるということでございますが、税率改正のときでもお話をさせていただいたわけでございますが、令和５年度以降１億円を超える赤字が毎年出る、また埼玉県の運営方針の中でも赤字解消、一般会計からのその他繰入金の減少という、減額ということが求められておりますので、そういった中で医療費の伸び等を考えながら、加入者の急激な負担にならないように税率の見直しをさせていただいているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点質問をさせていただきます。

予算書の248ページ、249ページ。県支出金の保険給付費等交付金の特別交付金について何点か伺います。

こちら249ページの保険者努力支援分について、こちらの金額の「医療費適正化、保健事業などの取組に対しての交付金」ということなんですけれども、どういう内容をされているのかということと、あとその下の特別調整交付金分ということで、「画一的な測定方法では措置できない特別な事情がある場合に交付される」ということなんですけれども、このあたりのどういう事情なのか、どういうことなのかというのを教えてください。

こちらの交付金がこういった努力に対して県の

ほうから交付金を頂けるということで、毎年その目標が達成されなくて減ってきているというご説明はいただいているんですけれども、その先ほどの人数が減ってきているということでの金額がこう減っているのか。それとも、その目標に対しての町としての捉え方というか、そういうところがあるのかなど教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

予算書249ページ。保険給付費等交付金の特別交付金、保険者努力支援分につきましては、医療費の適正化、保健事業などの取組状況に対して評価によって交付される交付金となっておりますが、具体的には特定健診の受診率ですとか、保健事業を実施している内容ですとか、医療費適正化であれば第三者行為について求償しているですとか、そういった評価項目によって交付金が交付されます。

こちらの評価項目につきましては、年度ごとに多少ちょっと評価項目が変わってきまして、それによって評価のほうも変わってきております。

特に令和２年度につきましては、データヘルス計画の中間評価の年度に当たることがございまして、そちらが評価項目になっている年もございましたが、宮代町については、ほかとデータヘルス計画の計画期間が異なっているため、中間評価の該当じゃない年でございまして、その年については評価が全く取れなかったという年度もございますので、ちょっと年度によっては金額が変わってきております。

あと特別調整交付金につきましては、非自発的の軽減なんですが、会社都合で退職された方、あとリストラに遭った方の分につきましては、保険税のほうが軽減を受けられますので、そういった方の減免分ですとか、こちらは新型コロナの減免の部分も含まれておりまして、令和２年度、３年度につきましては、新型コロナの減免分につきましても、この特別調整交付金のほうで10分の４が交付金として交付されております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁漏れ分、答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

すみません。保険給付費等交付金につきましては、前年度に比べまして３億7,400万ほど減額になっているわけでございますが、こちらにつきましては、普通交付金の部分が減少しておりまして、こちら普通交付金につきましては、保険給付費は県のほうから交付されるものでございますが、こちら被保険者数が減っていることがございまして、保険給付費のほうもその分減少しておるところでございます。

特別交付金につきましては、先ほど保険者努力支援分につきましては、前年度に比べては増額となる見込みでございます。

その他、特別調整交付金の市町村分と県繰入金、特定健康診査等負担金につきましては、前年度と同額ぐらいを見込んでおるところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ありがとうございました。

ご説明いただいて分かったんですけれども、医療費適正化への取組ということで、コロナで受診率が下がっていたりということで以前は減ってい

たということなんですけれども、引き続き取組をしていただいて、来年度は増える予定だということで、はい、その辺は承知いたしました。

それで、全体的な人数によってこの特別交付金も減っているということでよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

今、先ほど説明をさせていただきました予算書の248、249、県支出金、普通交付金、特別交付金２つの節で成り立っております。３億7,000万ほど減少しているわけでございます。

その中で特別交付金につきましても、1,100万ほど減額になっているわけでございますが、その中で減少しているものについては、一番下の特定健康診査等負担金が減ということで、ほかのものについては増ということでご理解いただきたいと思います。

先ほど議員が言われたとおり、特定健診等の負担金については、当然かかる方の人数が加入者の減によって減るわけでございますので、そういったところで減ということでおっしゃられるとおりですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

角野委員。

○委員（角野由紀子君）　角野です。お願いします。

ちょっと基本的なことをお伺いします。

250ページなんですが、他会計繰入金の４番、出産育児一時金繰入金733万となっていますが、これは歳出のほうの260ページで１人当たり、第１子当たり50万ということで22件分のことだと思うんですが、この財源内訳で一般会計の繰入れというのはどれくらいの割合というか、これをちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、７番のほうの250ページのその７番、未就学児均等割保険税繰入金142万5,000円、これは均等割を未就学の補助するというふうになってきたんですが、これは一般会計から入れるということは、ほかからどんなふうなお金の流れでなっているかということをお伺いします。

それから、246ページの国民健康保険税の下のほうの４、５、６で、毎年こんなふうに滞納繰越分が必ずこう上がって結構、これは滞納した分の利息もついて上がってきちゃうんだろうと思うんですが、先ほどの4,622世帯の分の何百世帯かが毎年滞納になっていくということなんだと思うんですが、これ税務課に聞かなきゃいけないのかどうかちょっと分からないんですが、前年度の所得が分かるのが６月ぐらいで、どうしても請求が来るのが遅いですよね。そして、納期が決まっていますよね。そうすると、すごく言い方悪いですけれども、12で割れば安いものを何か上がって高いと感じちゃうところがどうしてもあるんですけれども、納期が宮代は今９期ですかね。９期というのがいいのか、ちょっとあちこち調べてみると８期のところもあれば９期のところもあったり、10期のところもあったりするんですけれども、そういう滞納になった方は、結局滞納分は分割で払う約束でやるわけですよね。そうすると、最初から払うときから現年度分から細かくできないものなのか、その辺はちょっと考えたことがあるのかどうか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

予算書の250ページ。出産育児一時金繰入金に

つきましては、３分の２の金額を繰入れすることとなっております。

すみません。予算書の260ページで出産育児一時金支給事業の財源内訳のところですが、予算額が1,100万のうち、財源内訳としましては国民健康保険税が251万6,000円、繰入金につきましては846万9,000円、諸収入として１万5,000円、繰入金につきましては、出産育児一時金の繰入金と合わせまして、その他一般会計の繰入金を含めて繰入金として受入れしているものでございます。

それと予算書の250ページの未就学児均等割保険税繰入金につきましては、国が２分の１で県が４分の１、町が４分の１を繰入れする割合となっております。

それと予算書の246ページの滞納繰越分に関するご質問ですが、現在、国民健康保険税は７月の末から翌年度の３月末までの９回で納めていただくものとなっております。

こちらにつきましては、保険税を計算するに当たりまして、その加入者の所得が確定するのが６月ぐらいになりますので、所得が確定してから保険税の計算をする関係でございまして、７月末の納期からとなっております。以前は８期で納めていただいていたんですが、できるだけ回数を増やして納めやすくするために、８期から９期、１期増やして現在９期で納めていただくようにしていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　角野委員。

○委員（角野由紀子君）　ありがとうございます。

保険税の話なんですが、年金から引き落とされる方はもう６期かどうか、自然にもう引き落とされてしまうので、自ら払う方が今９期でやっているということなんですが、その９期というのは確定した時点で納付書を発送するというやり方なんでしょうか。そうすると、一度に全部払ってしまう人もいるのかなとは思うんですけれども、そういう自由に何期分も自分で、自営業の方とかいろいろ何期分も払えちゃうという人もいるかと思うんですけれども、やはり4,600世帯、全世帯があった中で600だとか、税務課の審議では、今年は滞納繰越377世帯とかと言っていましたけれども、それは続けて滞納の人の世帯なのかなとは思うんですけれども、そうしますと、介護保険はちょっと難しい、国保に出たり入ったりする人たちもいっぱいいるから分かりにくいというのもあるのかもしれないですけれども、介護保険みたいなのは見越して取るみたいな、そういうやり方もありますよね。そういう形で期を増やすという努力も必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

年金から天引きされている方につきましては、２か月に１回、年６回で年金から天引きさせていただいているんですが、４月と６月、８月につきましては、仮徴収という形で前年度の所得を基に仮で徴収させていただいて、その後、税額が確定した後に４月、６月、８月で徴収した分を差し引いて残りを３回で納めていただく、10月、12月、２月の３回で残りの分を３回で天引きさせていただくという形で徴収させていただいております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野です。

今説明したのは、年金からの天引きの方でして、先ほどありました９期の方というのは、普通徴収の方ですけれども、所得の確定が毎年６月ですの

で、金額としては、正確なものは６月以降じゃないと出ないわけなんですけれども、市町村によっては、その前、４月からの分を例えば、先ほどありました仮の金額で幾らか納めていただいたというやり方をもうやっているところもありますので、その辺は納税者の方になるべく負担を軽減できるような形をちょっと今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、国民健康保険特別会計予算について質疑を続けます。

質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

１点お願いします。

すみません。数字ではないんですけれども、私たちの予算書48ページです。後期高齢者医療特別会計の目標ですね。目標のところにあえて「被保険者に対して丁寧で分かりやい対応を心がけます」と書いてあるんですけれども、やっぱり年齢も75歳以上ということで、あえて書いているということはもう相談も多かったり、私の周りでも何かよく分からないで払っているんだよねという意見があるので、ちょっとお聞きしたいことは、その相談の多いこと、どうやって説明したら分かるのか、何か困っていること、あえてここの目標に書いたことについてお答え願います。１点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

先ほどご質問いただきました私たちの予算書48ページの後期高齢者医療特別会計の中の丁寧な質問ということで、主に質問というのが、昨年の10月から２割負担が導入になって、２割負担になっても、その軽減措置が働いて負担額が3,000円までで抑えられますよというパンフレットが当然入っているわけなんです。そういうのが分からないといったご質問が特に多かったような気がします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

そういう多かったというのはあったんですけれども、質問でどうやったら分かっていただくのかとか、やっぱりそのパンフレットのことだけでもなくて、何か全般的にあえてここに書いているということは、やっぱり後期高齢者という対応というか、そこのあたりがいろいろあるのかなと思って、すみません、細かいですが詳しくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員、質問の内容、ちょっと後期のほうに入っていますので。

九山委員、質疑は大丈夫ですか。

ほかに質疑を求めます。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問しますが、これまで総括質疑、何回か税条例の改正のところでも聞いておりますので、確認をしながらご質問させていただきます。

私、もう何回も言っているように、国民健康保険の加入者は高齢者と低所得者、それから非雇用労働者、そういったところでやはり構造的な問題があるというふうに考えております。

まず、確認なんですけれども、加入者の中で65歳から74歳までの高齢者がどれぐらい、何％占めているのか、まず第１点。

それから、加入世帯の１世帯当たりの平均所得、これも確認の上でお願いしたいと思います。

それから一方、国保税の平均は１世帯当たり幾らなのか。

それから、これまでも高過ぎて、７世帯のうち１世帯が払えないということなんですけれども、この滞納世帯ですね、これがどのぐらいなのか、４点。これは予算書の246、247ページの国民健康保険税の関係で聞いております。

それで、加入者に対して一切関係なく頭割りに課税する均等割額を引き上げています。1,100円ですよね。もう一つが、賦課限度額の見直しということで、医療、後期の関係で３万円引上げです。これによるもう一度、確認の上で影響額とその影響がどういうふうに及んでいるのか、その点についてもお尋ねいたします。

それからもう一つは、今回は令和５年度については、総額4,000万円に及ぶ、それを税で補塡するということで、影響額というのはそれでよろしいですねということです。これも確認させていただきます。

この国保税の引上げによる影響額、今回資料での国保税の積算資料、令和５年度当初予算ということで、これは被保険者数は当初予算は6,730人、それと世帯数が4,622世帯と言っていますけれども、この積算見込みでは4,482ということでよろしいのか。その点についても確認させていただきたいと思います。

国保税、今物価高騰の中で暮らしが大変なときに、国保税も何で引き上げるのか、もう限度じゃないかという声が聞こえます。それに対し急激な負担増を回避するというのがもう何回もやっています。やはり町民にそういう意味では、加入者にきちんと今回の国保税の引上げ、しかも令和５年度と次は２年後の令和７年に引き上げる予定だと、これは県との関係でね。だから、大変な状況になると思うんですけれども、現在でも７世帯のうち１世帯が払えない。そういう状況なんですけれども、これが引き上げられてどういうふうに変わるのか、そうするとまたきちんと滞納世帯から滞納しないように、さらに制裁措置は強くなるのかなというふうに思うんですけれども、現在、保険証の取上げ、これがどういうふうになっているか。

それからもう一つは、短期証の発行状況、どういうふうになっているのか。これも確認させていただきたいと思います。

それで、制裁措置の改善はどういうふうに求めていくのか、その点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、ここへ国保運営協議会の中で附帯意見が出ました。税率改正にのみ重みを置くのはなく、所得の少ない世帯への配慮や加入者の生活状況についても注視をすることというふうになっています。この辺はどういうふうに講じられているのか、その点も併せてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（齋藤幸成君）　国保・後期担当、齋藤です。

まず１点目の65歳から74歳の方の人数ですが、令和３年度の数字になりますが、被保険者数全体が7,250名のうち、65歳から74歳の方が3,733名となっておりまして、約51％ほどの割合となっております。

続いて、１世帯当たりの平均所得ですが、１世帯当たりの平均所得が98万700円ほどとなってお

ります。

それと１世帯当たりの国保税ですが、１世帯当たり13万5,500円ほどとなっております。

それと限度額の世帯数ですが、令和３年度の数字になりますが、限度額を超える世帯数が令和３年度27世帯となっております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

今回、税率改正の当初の税率改正によって何千万上がるという試算をさせていただいたんですけれども、結果的に税収的には1,000万円ほど税収が増えたということがございます。その中で、予算書の250、251ページをお開きいただきたいと思います。

その他一般会計繰入金につきましては3,670万ほど計上させていただいております。前年と比べまして4,400万ほど下がっております。こちらにつきましては、納付金が3,600万ほど減ったということで、税収も当然増えたところはあるんですけれども、納付金の納める金額が減ったということで、その他一般会計繰入金が減っているというところでございますので、一応、その他一般会計繰入金を減らすために税収を、税率の見直しを図っているところでございますが、結果的に税収のほうは1,000万ほど増額ということでご理解いただきたいと思います。

あとは続きまして、福祉産業委員会予算資料の30ページ。当初予算の調定の積算資料ということで被保険者数6,730名、世帯数4,480、４月１日見込みということで、少し前に試算をさせていただいた数字でございます。

この中では先ほど申し上げましたとおり、国保の加入人数については４％ほど減っております。加入者数については、これから後期高齢者のほうに団塊の世代へ移られるということで、そういったところも含めて減っているわけでございますが、そういった中で引上げ等による影響につきまして、被保険者に対しましては、３月広報、またホームページ等で周知をさせていただいているところでございますが、また当初の納付書におきましても、値上げの税率改正につきましては、同封文書の中で説明をさせていただければということで考えております。

続きまして、同じく予算資料の予算委員会資料の20ページでございます。

短期保険者証、資格証明書の交付ということで、４番目でございます。令和５年度１月末現在で短期証が36、資格証は２世帯に対して、まだしているところでございます。

こちらにつきましては、納税相談のほうにおいでいただきまして、分納のお約束であったり、現状をお話しいただいた方については、なるべく通常の保険証が出るような形で進めさせていただいておりますので、あくまでも徴収対策納税相談の一環ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

今回の改正で所得の少ない方への配慮はどのようにされているかというご質問かと思いますけれども、まず今回税率改正の中で、均等割ですけれども、宮代町は医療分、介護分、支援分合わせて1,100円上げているわけです。県内で今回21市町村が今改正をする方向で今予定してございます。中にはこの均等割だけで２万6,000円ぐらい上げる市町村もございます。隣の杉戸町は6,000円上げる予定でございます。

均等割は全世帯の方にかかる額ですので、1,100円ということでかなりこの均等割の額を抑えさせていただいて、宮代町は県内で最低の上げ幅でありますので、その辺はですね。ご理解いただきたいと思います。

それから、税の７割、５割、２割の軽減判定の見直しを４月１日から行う予定なんですけれども、そちらも今回引き上げさせていただいて、軽減判定を受ける方の世帯数を拡大していこうというふうに考えております。

それから、子育て世帯については、均等割の未就学児の軽減を導入いたしましたし、あとさらに子育て世帯に対しまして、出産育児一時金の増額なども予定をしてございます。

それから、当町の特徴としては、特定健診、自己負担を取る市町村が多いんですけれども、うちの町は無料で今やらさせていただいております。これは平成29年度からやらせていただいております。

今後もそういった形で今、委員おっしゃるとおり７年度も見直しを予定ということございますが、所得の少ない方への配慮を忘れず、時にはそういう税の減免を、町の独自の減免を考えたりとか、そういったことで状況を見ながら判断をさせていただいて進めていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　それでは、再質問させていただきます。

先ほどこれまで国保税高くて７世帯に１世帯が、宮代は10世帯に１世帯、すみません。先ほど言い間違いまして。これによる払えない状況、どのようになっているのか。

それと令和５年度の国保税の改定で、どういうふうにその辺がなると予想されるのか、その点についてももう一度お願いしたいと思います。

それから、先ほど賦課限度額の引上げによる影響ということで、税条例改正のときにはたしか58世帯から53世帯というふうに聞いていたんですけれども、今の答弁だと27世帯ということなんですが、この辺で影響額、世帯数もそれでいいのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思います。

それと先ほど課長が、今回県内21市町で国保税の引上げされるけれども、宮代町は最低だというふうにおっしゃっていますけれども、杉戸ももちろん6,000円、均等割だけで引き上げますけれども、宮代が医療分が200円上がって３万2,000円、杉戸はこれは３万円なんですね。上げて３万円。それから、後期分が宮代は400円増税で１万1,400円になる。これは杉戸は１万円、引き上げて１万円なんです。それと均等割が500円上げて、宮代の場合１万4,600円、これは１万2,000円ですから。もともと高いところに引き上げられる。だから、今回の引上げ幅が小さいかもしれませんけれども、負担はかかっている。それが実態じゃないかなというふうに思います。

もう私はね、国保税、所得がゼロでもかかるんです。だから、もちろん２割、５割、７割軽減をしています。しかし、やはりもう限度だと思うんですけれども、それでも上げなければいけない。それはそれを聞くと、また急激な増税にならないためというふうにおっしゃるかもしれませんけれども、それはもう町民、あるいは加入者の声だと思うんですけれども、その辺はどういうふうに思いますか。もう一度お願いしたいと思います。

それとすみません。先ほど聞き忘れたんですけれども、埼玉の東部地域15団体があるんですけれども、これによる国保税の引上げ、税率改正のときに宮代の賦課が上げていない中での順位を示さ

れましたけれども、もう大体、今回の議会で値上げすると、引上げされることはもう確定したと思いますけれども、それでの順位はどういうふうになっていますでしょうか。分かれば示していただきたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

最後の質問にお答えさせていただきたいと思います。

この被保険者の厳しい中で今後も税率を上げていくのかというお話かと思いますけれども、ご承知のとおり、令和９年度には県内税率の統一化というのがございますので、１つはそれに向かって赤字の解消をしていくというのが県内の市町村にとっては必要なことだというふうに思っています。

先ほど段階的にという改正をしていくんだというお話をしましたけれども、先ほど杉戸町の例がございましたが、杉戸町はしばらく改正をしてなくて、今回ほとんど初めてですかね。初めてに近い形で改正をします。これまで少なかったのは、杉戸町さんは法定外繰入金をかなりの額で持っておりまして、それで今まで本当は上げなきゃいけない状況だったんですけれども、それで何とか賄ってきたものがございます。残念ながら、もう令和５年度にはその法定外繰入れもほとんど底をつきまして、今回大幅な引上げとなったわけでございます。杉戸町さんによりますと、来年度も引上げを予定しているということで、今大変これからが特に厳しい状況だというふうに聞いております。

一方、宮代町は平成29年度から段階的に引上げを行いまして、今、来年も法定外、約3,500万ほどになりますけれども、本当に厳しい状況というよりは、改善をしていく方向で運営させていただいておりますので、方向性としては段階で引き上げるのがよかったのかなというふうに思っております。

その段階というのも、実は国の改革も、あと県の改革、それから町の改革、年度ごとにそれぞれ予定されておりまして、来年度も国のほうでマイナンバーの健康保険証化もそうですけれども、国の改革が予定してございます。これによって、医療費の削減が期待をできます。今年度も先ほど３億5,000万ぐらい保険給付費が下がったというお話ししましたけれども、うちのほうでは来年度もこの保険給付費が下がっていくんではないかというふうに見ておりまして、そういった医療費の引下げも含めながら、そのときの状況を見ながらいけば、税率もそんなに大幅に引上げをしなくてもいけるのではないかというふうに見込んでおりますので、そういった医療費の状況とかも含めて判断をしていきたいと思っております。

それから、引上げによって県内で何番目ぐらいになるかということなんですけれども、まず、項目によってちょっと若干順位が違うんですけれども、医療分の所得割は県内で33位になります。それから、均等割は７位です。支援分の所得割が45位、支援分の均等割が22位、介護分の所得割が15位、介護分の均等割が８位となりまして、比較的やはり均等割が順位が高くなっている状況です。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

払えない世帯に対しましては、先ほどご質問がありました短期証、資格証の発行ということが最終的にあるわけでございますが、取りあえず、通

知をお出しいたしまして、納税相談に応じていただけるような形で、丁寧な説明ときめ細やかな対応で進めさせていただきたいと思っています。

また、今回の先ほど申し上げましたが、税率見直しについて、まず収額、予算上の増収額が1,000万円ということでございますが、こういったところもまた５年度決算等を見ながら、７年度、８年度の税率の見直しのときに、また内容については先ほど医療費の削減もありますけれども、併せて検討させていただきたいと思っております。

訂正がありまして、先ほど限度額の中で二十数世帯ということでお話をさせていただきましたが、今、議員からご指摘がありましたように、58から53世帯に影響が出る、あと影響額は160万円ということで、説明に誤りがありましたので訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４４分

再開　午前１１時４４分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下秋夫です。

今現在、委員会が終わったばかしなんで、本会議において意見を述べたいと思います。討論を行いたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第14号　令和５年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任をお願いしたいと思います。

暫時休憩です。

休憩　午前１１時４６分

再開　午前１１時４９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第１６号の審査（住民課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第16号令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

担当課長から出席者紹介をお願いします。

○住民課長（草野公浩君）　私、住民課長の草野と

申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

私たちの予算書48ページ、後期高齢者医療特別会計についてお聞きします。

金額のことではないんですけれども、目標の中で「被保険者に対して丁寧で分かりやすい対応を心がけます」とのことです。75歳以上の方ということで質問も多いかと思いますが、具体的にどのような質問があって、どのような回答をして、そして多い質問とかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の主査の安部です。

お答えいたします。

後期高齢者の方の窓口の質問で多いものは、新しく75歳になられた方にお誕生日の翌月に保険料の通知を送っています。そのことで金額の内容ですとか、これはどういうふうに払えばいいのかというようなご質問というのが毎月多くといいますか、何件かあります。

あとは負担割合についてのご質問、今は２割負担の保険証についてはもうちょっと落ち着いてきたので、今はそんなに多くはないんですけれども、２割の保険証の発送があった直後には、２割負担になる理由などをお尋ねになる保険者の方が多くいらっしゃいました。その場合には、具体的にその方の所得などを提示しまして、基準を超えていますので、こういう理由であなたは２割になりましたなどの具体的に金額を提示しながらの説明をしまして、皆さんにはほとんどの方にご理解いただけまして、納得してお帰りいただいたということが多かったかなと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。ありがとうございます。

ほとんどの方がご理解いただいたということと、２割負担ということで問合せが多かったということですが、ご理解いただけない方が当然いると思うんですけれども、そういう場合は、やっぱり支払いをしてくださってはいるのか、対応とかどうされているのか、何度もいらっしゃるとか、何かそういうことありましたらお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の主査の安部です。

２割負担のことについてのお問合せに限りますと、ご理解いただけなかったという方はいらっしゃらなかったかと思います。皆様に高くなって大変だよねというお話はありましたけれども、こんなんじゃ払わないみたいな、そんなことを言う方もいらっしゃいませんでしたし、保険料についても高いから払わないというような方はお一人もいなかったかなというふうに感じています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ということは、大体ご理解いただいて窓口とし

ては丁寧に説明、今後も丁寧に分かりやすく対応していただいてやっていくということで、しっかりと払っていただくということで引き続きやっていけるということでしょうか。はい、もう一回お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当の主査の安部です。

窓口にいらっしゃる方は、基本的には払わないつもりではなくて、理解した上で払いたいというお気持ちでお越しいただく方が多いので、払っていただけない方というのは、もう何の反応もないというような場合が多いので、窓口に来ていただいた方は納得するかしないかは気持ちの問題もありますけれども、最終的にはきちんと払っていただいているということなので、窓口にいらっしゃらない何の反応もないような方について、こちらから働きかけていかなくてはならないなと感じています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野です。

５年度の目標の分かりやすい対応ということで、今、特にやっていますのは、いろいろ通知とか出すんですけれども、やっぱり専門用語が多かったり、非常に複雑な制度なので、その説明自体が分からないというようなこともございます。それから、字が細かくて小さいとかということもありまして、今、まず字を大きくするのと、なるべく平たい言葉で説明するように通知文の改正のほうを今行っております。それから、町のホームページもなるべくイラストとかを使いながら、分かりやすい説明を今しているところでございます。

それから、マイナンバーカードなんですけれども、健康保険証に今一体化するということで今進めていますが、一体化しますと、今度、保険証の切替えが必要なくなりますので、手続が今度しなくて済みますので、そのマイナンバーカードをやはり普及させていくということも分かりやすさにつながっていくというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、４点ほど質問させていただきます。

これ制度は導入以来は2008年に導入されたと思うんですけれども、これまでに何回ぐらい制度の内容が変わったのか、まず最初にそれをお伺いします。多分、７回かななんて思っているんですけれども、その辺のところをよろしくお願いします。

それと２つ目として、窓口負担、2020年10月よりか、収入によって２割負担、先ほど文句は来ていないということで言いましたけれども、変わったのは宮代町の影響、何人ぐらい影響したんでしょうか。加入者の何％ぐらいがこれ影響したのか、教えていただきたい。

また、限度額66万円になっていますけれども、これも払っている世帯数と人数を教えていただければありがたいなと思っております。

３番目として、資料の33ページ。軽減世帯数で全部で6,011人となっております。資料のＰ31では、被保険者数が6,039人となっているんですけれども、これのほとんど変わっていないんですけれども、全員が軽減されているわけじゃないですよね。されているんですか。あれっと思ったんだけれどもね。その辺のところもちょっと教えていただければありがたいなと思っております。

後期高齢者旧ただし書き所得では、合計で

6,339人となっているんです、これには。どれが本当なのかなと思ってね。はい、教えていただきたいなと思っております。それで軽減が6,000、33ページで軽減数が6,011人となっていますけれども、その辺のところもちょっと教えていただきたいなと思っております。

これは７割軽減等も入っていて数字なのか、全部これ軽減されている人ですよね。それの内訳をお願いします。軽減されている人は加入者の何％なのか、その辺も分かれば教えていただきたいです。

最後になりますけれども、過年度分滞納者が令和５年１月末で26人となっています。令和５年度の３月末で全体の滞納者数がどのくらいになるのか、この後期高齢者の滞納対象がどのくらいになるのか、どういう予想になっているのか、もっと増えるのか減るのか。

滞納者というのは、例えば分納で納めた場合は滞納者になるのかならないのか、その辺のところも教えていただければありがいたいと思っております。

以上、よろしくそれだけです。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　０時５９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き、後期高齢者医療特別会計について質疑を行います。

山下委員の質疑に対する答弁を求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

まず１番目の質問、制度改正の関係でございます。

平成20年４月から後期高齢者医療制度のほうができまして、その間にはいろいろな医療費、高額療養費の一部負担金割合とか等々あったわけでございます。

その中でも、後期の保険料は２年ごとに改正ということでなっております。また、医療費の負担、高額療養費の負担、一部負担金の負担額が変わる場合にはその都度納付書等、保険証等をお送りするときに制度改正のパンフレットを入れさせていただいておりますということで、これからもそういう形で進めさせていただければということで考えております。

２番目に２割負担のその割合等についてのお尋ねでございます。

昨年10月から１割、３割に加えまして、２割負担の方が、該当がなったわけでございます。その２割負担の方の割合が、全体の29％ということでなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

保険料の軽減世帯数についてお答えいたします。

７割、５割、２割の軽減の人数が、令和５年３月現在3,821人で、全体の59.5％に当たる人数です。

次に、保険料の限度額66万円を超えている人数が、令和４年確定賦課の時点で34名です。

次に、保険料の滞納者数ですが、令和３年度までの滞納繰越分がある人数は17名です。

分納している方が滞納に当たるかというご質問に対しては、納期限が過ぎているものが滞納とい

うことになりますので、分納している方も滞納者の中に含まれています。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　じゃ、１つ目の制度加入、２年ごとに改正する。当然そうしなくても７回は改正されているということですよね。そのほかにも改正された面もあるということで受け止めてよろしいんですか。

そういうことで、毎年のように変わっているような制度が見受けられる。その反面、先ほどから私、実態はどうなのだということで２割負担はどうなっているとか、あと滞納者はどうなっているとか、そういうのを聞いていました。これを見ると、資料の31ページを見ると、真ん中の旧ただし書き所得割ということで見ると、これも健康保険のとき言っていたんですけれども、ゼロの人が3,596人、ゼロの人が。これあと43万円を引いたから、多分43万円か何かがもう入っている人かなと思うんですけれども、収入がかなり3,000幾らの人が低いことでよろしいんですか。そういうことを言うと、先ほど資料の軽減者が3,821人だということで59.5％、3,800ということはほとんどゼロの人が多いということですね、この滞納者の中には。3,596人ですから。滞納者じゃなくて軽減人数。プラス10万円だから五十数万円の人が含まれて、この辺のところが多いということですね。せいぜい行っても100万円行かないということで。50万円ぐらいの未満の人がほとんどだということですね、この軽減世帯というのは。

先ほど言った２割負担になった人が29％いますよということなので、これは何人ぐらいになるんですか、全部で。影響ということで何人ぐらいでしょうということも聞いたんですけれども、おっしゃってなかったので、何人ぐらいになるのかなと思いまして。

やはりこれだけの人数が払えない状態というのが一応ありますけれども、半分近く以上の方が払えない状態だということで、まともに払えないということでね。そういう保険だということ、私は認識しているんですよ。

これ制度そのものがもう破綻しているんじゃないですか。私はそう感じるんですけれども、払いたくても払えない。元のあれをやっぱり健康保険を老人保健に変えたほうがいいんじゃないかなと私はいつもかねがね思っているんですよ。払いたくても払えない。収入が少ない。ですから、私はそれを軽減するためには、国の制度として補助金を出すなり何かしないと町だって困るんじゃないかなと、その辺のところの意見はどうなんでしょうか、町としての考えは。

以上、１つだけで結構です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

予算委員会資料31ページの旧ただし書き所得でゼロ円というのは、議員ご指摘のように43万円、基礎控除引いた額なので、単純にゼロというわけではありません。

あと滞納世帯が先ほど滞納の方が17名ということで、所得の少ない方については、国保同様７割、５割、２割軽減があります。ですので、所得が少ない方が滞納者というわけではありません。ただ数字が近いということでご理解いただきたいと思います。

また、２割負担の人数については、10月１日施行のときで1,710人おりました。

あと滞納の方がいらっしゃるということなんですけれども、普通徴収のほうで収納率、徴収率で

すね、99%を超えておりますので、多くは普通徴収ですね、多く年金からの特徴ということで、国の保険基盤とかいろいろな歳入も入っておりますので、そういったところで財政が成り立っているものと考えております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁漏れね。

答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。すみません、答弁漏れがありましてごめんなさい。

今、現役世代の方が減っている、逆に2025年に向かっては後期高齢に団塊世代の方が皆さん移られるということで、現役の方の負担率は減らすということで、後期高齢者負担率というのか、どれくらい負担いただくというのがありまして、それが今４年度、５年度の保険料を計算するときには11.72%、前はこれが11.41%とかだんだん負担率が上がっているんです。現役の方についても負担をいただいているという中で、やはり後期高齢者の方に対しても負担を求めているということで、いろいろ保険料の負担はあると思うんですけれども、ただ持続可能な医療保険、社会保険制度を持続するためには、ある程度所得のある方にはご負担いただく、また所得のない方には軽減でその相応の分に応じたものを納めていただくということで、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　高齢者に負担を求めて保険料を引き上げてやっていく、払わない人には引き下げますよといったとしても、払えない人が50%以上いるんですよ、本当に。払えないんですよ、実際には。収入も、これを見ると相当額の人が払えないと思いますよ、200万、240万ぐらいですから、収入が。そこから健康保険、公共料金など全部払うんですよ。本当に生活やっていけるのかなという感じがします。窓口来たら、それは皆さん、どういう制度だなということで聞きに来るの、当たり前だ。窓口の人に文句言ってもしようがないんでね。それは言えませんよ、恐らく。現実は払えないというのがほとんどじゃないんですか。私はそう思います。

それに制度で今おっしゃったとおりに高齢者にそれなりの負担をしていってもらうんだという、この十四、五年度のあれも負担率が上がってきていることで言っていましたけれども、やっぱり負担率を上げるということは、高齢者の生活をそれだけ収入は増えませんから、今はね。無職の人が多いんですから、後期高齢者は。年金も上がっていないですから。引き下がるぐらいですから。だから、収入が減っているのに負担は大きく、その辺のところをどういうふうに考えているのかなということで、この後、この場で言わなくちゃ言えないので、担当者にこの辺の旨、どういうふうに考えているのか、国がそういう制度だからしようがないんだというんだったら、それは仕方ないですよ。町のほうでこれはどうにもならないところもありますから。やはり、その辺のところをどう考えているのか、まずその辺のところだけおっしゃってくれれば結構です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　副課長、高橋です。よろしくお願いします。

後期高齢者医療制度につきましては、県単位でやっておりますので、現在、宮代町は当然埼玉県後期高齢者医療連合のほうで事務を一括してやっていただいております。ただ国全体といたしまし

ては、現在、現役世代、若い世代が減っている中、後期高齢者、前期高齢者が増えている中で、これをいかに医療保険制度を持続していくかということになると、ある程度、一定程度は今だと11％程度ですけれども、後期高齢者の方に負担いただくということが必要だし、これからも持続していくには必要だということで、ある程度ご負担いただくということでご理解いただきたいということで思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません。前段者の質問とちょっと重複するかもしれませんけれども。

もう一回、ちょっと単純に教えてもらいたいのは利用者負担、１割は何人いて、２割は何人いて、３割は何人いるのか。まず、それを教えてもらいたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長です。高橋です。よろしくお願いします。

昨年10月１日施行の２割負担導入の時点での人数でございます。トータルで5,965人の方が加入されております。その中で１割負担の方は3,835人で64％です。２割負担の方が1,710人で29％、３割負担の方が420人で７％ということでなっております。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　ありがとうございました。

約30％の方が１割から２割という考えでいいのかどうかちょっと確認したんですけれども。

値上げというか負担、３割の人が倍になったということだ、負担がね。確かに私も知っている人に聞くと、利用負担が倍になるというのはきついよなという話は耳によく聞きます。確かに大体そういう話が出るのは、健康に自信がない人が医者にいっぱいかかっている人が多いんだよね。そういう人たちが倍になったということは本当にきついなという話は出ていますよね。

これをもうちょっと国の制度と言われればそうかもしれませんけれども、やはりこれはそれなりの問題があるということでやはりしないと、これから高齢者はますます無理をしてしまう、医者行かないで。それは考える必要があると思うんですよね。それはもう前段者と同じ質問ですけれども、ぜひこれは何とか対策をしなくちゃいけない、そう私は思いますので、その高齢者をどう思っているのか、どういう考えを持っているのか、ちょっと教えてもらいたい。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

10月から１割負担から２割負担に負担割合が上がった方には配慮措置、高額療養費の配慮措置と今呼んでいますけれども、月の１か月の負担を3,000円までに抑えるという配慮措置が設けられています。なので、１か月にかかった医療費全部足して、それが１割のときと比べて3,000円の増までは患者さんのほうに負担いただくけれども、3,000円を超えた分については、健康保険のほうから高額療養費ということで、三、四か月かかりますけれども、後でお返しするという措置があります。

その措置がある関係で高額療養費の件数、金額なども大分増えていまして、９月診療、まだ２割負担が始まっていないときの高額療養費は９月診療分が345件だったものが12月診療、最新のもの

ですけれども、12月診療では910件に増えています。金額も９月診療の分では高額療養費が235万3,198円の高額療養費があったものが12月診療分では406万3,568円ということで大分健康保険のほうからの高額療養費の金額が増えています。

なので、お一人当たり、ご夫婦だと１世帯当たり6,000円の増というところにはなるかと思います。なので、いっときは倍の負担をいただくんですけれども、最終的にはご夫婦の世帯でも月に6,000円の増というのが最高の負担増というところになるかなということです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野です。

補足ですけれども、今は負担のお話だと思うんですけれども、そのほかに今、後期高齢者医療も保健事業を充実をさせて医療費を減らしていこうというようなことを国全体で行っております。

宮代町では、私たちの予算書48ページにもありますけれども、令和６年度から保健事業と介護予防等の一体的な実施ということで、これはフレイル対策になります、フレイル対策。

高齢者の方が重症化する前に早く発見をして、なるべくその重症化しないようにしていこうという事業です。これまでこれ介護と医療が連携してやるわけですけれども、医療と介護での保険者が違うので、なかなか見つけづらかったんですけれども、これをスタートさせますと介護と医療、後期高齢者医療のほうでデータ等のやり取りをいたしまして、そういったフレイルに該当しそうな方を見つけやすくして、その方に専門職、保健師がアプローチをして早めに治療を勧めるとか、相談に乗るとかということを早めにして疾病の予防を図っていくといこうということで医療費の抑制をしていくことを考えております。

それから、健診もそうですし、こちらの広域連合が中心になってやっていますけれども、糖尿病性腎症重症化予防事業も実施したりとか、健診のさらなる受診率の向上とか、そういったことも含めて保健事業を充実させていこうということを今やっております。

それから、あとマイナンバーカード、またマイナンバーカードになっちゃうんですけれども、マイナンバーカードも普及することによりまして、医療費の抑制ができるということが外国の例からも実証済みであります。ですので、マイナンバーカードの普及を進めることも医療費の削減につながっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　どうもありがとうございました。

言っている、説明された内容については、分からないわけじゃないんですけれども、特に私が心配するのは、やはり夫婦でかかっていると3,000円までと6,000円近くまでかかるわけですね。やっぱり２割負担になった人をもう少し優遇するように、3,000円を高額療養費の3,000円をもう少し値上げしてもらうとか、こういうことはできないんですか。それがやっぱり助け合いになるんじゃないかなと、私は思うんですけれども、ご夫婦で２人、同じ利用者負担を払って6,000円近くまで負担するというのはやっぱり大変なことだと思いますけれども、やっぱりこの辺を圧縮してやる方法はないのかどうかね。もう少し高額療養費を考えてあげる必要があるんじゃないかなと、私は思うんだけれども、そういう考えはないんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋です。よろしくお願いします。

今回２割制度が導入されるということで、自己負担額のその追加の額が3,000円ということで、逆にこれは今まで途中から高齢者の方のご負担を減らすということで3,000円までということでなっておりますので、そういった形で国全体で進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

今、前段の議員からも質問がありましたので、執行部の答弁の言い訳は分かりました。

ただ今回、宮代町のこの２割負担、そうしますと１割負担が64.5％、それから２割負担が28.6％、３割負担が7.0％という割合になります。この宮代町の割合は県内でもベストファイブに入っていませんか、２割負担の割合が多い中に。私はそういうふうに捉えているので、それなりの町としても高齢者福祉の拡充とか改善に向けた取組は必要なんだなというふうに思っていましたが、私たちの予算書で書かれているフレイル対策、それからそういうふうに言われましたけれども、私はこれは大変だなというふうに思うんですけれども、実際、どれぐらいになるのか、試算は出ているんでしょうか。総額で幾らになるのか、その点でも出ていればお示し願いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。よろしくお願いします。

先ほど申し上げました昨年10月から２割負担導入の方については、約29％ということでなっております。当初、県・国からもその割合については、約25％程度の方が２割負担に該当されるということだったんですけれども、結果的には29％ということになっております。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当、安部です。

フレイル対策の保健事業と介護予防の一体的な実施については、令和５年度については特に予算は設けておりません。令和５年度に実施計画を策定いたしまして、実際には６年度からの実施をする予定であります。

ですので、特に５年度には予算といいますか、特に費用のかかるような事業は行う予定ではないです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２７分

再開　午後　１時２８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

答弁求めます。

副課長。

○住民課副課長（高橋正巳君）　住民課副課長、高橋と申します。

医療に対するものに対しましては、一般会計の市町村療養給付費負担金ということで10分の１を県の広域連合にお支払いをさせていただいております。お支払いする場合には１割負担、２割負担の方合わせてお支払いさせていただいておりますので、特に分けて請求をいただいておりませんの

で、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　分かりました。

丸藤でございます。

私は、県の今回のこの10月の時点での負担割合の被保険者数が公表されておりますけれども、２割負担が多いのは、市町村では鳩山町が１番、２番目が狭山市、３番目が蓮田市、４番目が所沢市、５番目に宮代町というふうに聞いているんですね。ですから、２割負担の割合が県内でも多いほうなんですよ。ですから、それに見合った高齢者福祉の拡充をしていかなければいけないのかなというふうに思うんですけれども、先ほど聞いた話ではフレイル対策はやっていく方向だけれども、あくまでも計画を策定するというだけで、実施計画は来年度、あとのマイナンバーにしても、全国的な問題だし、特にやはり宮代独自のそういった軽減策とかも必要になるかと思いますけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。最後ですので、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

今後、そうした所得の少ない方の推移とかを見まして、町の独自の施策もしっかり検討をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

引き続き討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ただいま委員会が終わったばかしなんで、本会議において討論を行います。

以上です。

山下です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を認めます。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第16号　令和５年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いしたいと思います。

ここで休憩をいたします。

休憩　午後　１時３２分

再開　午後　１時３９分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

それでは、議案第15号　令和５年度宮代町介護保険特別会計予算についての件を議題といたしま

す。

これより質疑に入ります。留意事項ですが、委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者紹介をお願いします。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いします。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課、介護保険を担当しております主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては、職、氏名を述べていただくようお願いいたします。

質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。３問質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、１問目です。予算書300、301ページになります。趣旨普及事業49万5,000円なんですけれども、この10節の需用費の消耗品費ということであるんですけれども、ここの中で介護保険制度の趣旨普及の実施ということでパンフレット等の購入等、あと作成となっているんですけれども、これについてそれぞれの説明をお願いいたします。

それから２問目ですが、予算書304ページ、305ページになります。居宅介護住宅改修費給付事業1,603万4,000円、こちらのほうは在宅での日常生活の自立を助ける住宅改修費用に対する保険給付というふうになっております。こちらの今年度の実績を教えてください。

それから、３問目になります。予算書の318、319ページ、地域介護予防活動支援事業になります。この17節の備品購入費、健康づくりサロン団体貸出用備品で5.5万円というふうになっているんですけれども、こちらのほうは、例えば品物は椅子とか机とかポット、扇風機、ＤＶＤプレーヤー、パソコンというふうに言われていました。その内容なんですけれども、その5.5万円というのはどういう内容なのかをお聞きいたします。

以上３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林です。ご回答申し上げます。

１問目、趣旨普及事業についてでございます。

パンフレットの購入と作成でございますが、パンフレットは、ちょっと手元にこういうパンフレットを数年作らせていただいています。介護保険は３年ごとに見直しを行っておりまして、来年度は大きく見直す年ですので、大きく買い足したいと思っております。

作成の部分につきましては、既存のパンフレットを、購入を考えながらなのですが、内部におきましては宮代町のカスタマイズの部分がございますので、そういった部分を作成という形で書かせていただいております。

続きまして、住宅改修の支給件数でございますが、本年度１月末現在の数字でございますが、61件ございまして、支給総額が611万5,000円でございます

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

３点目の質疑にお答えを申し上げます。

予算書318ページ、地域介護予防活動支援事業

の17節備品購入費でございます。こちらは健康づくりの団体ですとか、サロン、そういった団体に貸出し用のための備品を購入する金額でございます。予算額につきましては５万5,000円となっておりますが、こちら予算の段階では具体的に何が幾つで幾らという積算はしておりませんので、実際にその団体さんとの協議の中で上がってきた希望する品物について協議をさせていただくということになっておりますので、事前にこちらで予定して金額を設定しているものではございません。あくまでも５万円、それから消費税を足して５万5,000円ということで額を設定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、１問目、300から301ページに関しての趣旨普及事業の中の消耗品費なんですけれども、そうすると、あくまでも作成するというのは、パンフレットを作成するのではなくて、このパンフレットを利用してシールか何かを作って貼って直すということなんでしょうか。その辺をお聞きいたします。

それから２問目、こちら61件ということで611万5,000円ということなんですけれども、予算としては1,603万4,000円、これ昨年度も同じなんですけれども、令和２年度だと88件あって、令和３年だと70件、令和４年度は61件ということで、だんだん減ってきているんですけれども、何か利用されるほうが増えていくようなイメージだったんですけれども、減っているのはなぜなのかなということをお伺いいたします。

それからあと、３問目に聞きました予算書318ページ、319ページの地域介護予防活動支援事業なんですけれども、こちらも予算は昨年と同じ５万5,000円ということで、例えばパソコンなんか必要になったときは５万円じゃ買えないと思うんですけれども、そういうことも考えて、この５万円の予算というのはどういうものなのかなと思ったんですが、これは今年度は何人ぐらい貸出しとかされたのかということと、また、その貸出しの期間とか、または上限幾らまでみたいな、そういう制限があるのかどうかをお伺いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。

１点目の趣旨普及事業でございます。パンフレットの作成をどのように行うかというところでございますが、パンフレットの中に町独自のページというのがございまして、例えば介護保険の保険料のページですとか、地域包括支援センターのページですとか、そういったところが町の独自のページというところでございますので、こういったところの作成分ということで書かせていただいた記述でございます。

続きまして、２点目、住宅改修事業でございますが、令和３年度が90件、令和２年度が88件でございます。直近２か年に比べまして今年度は少ない状況、このまま推移しても月平均で並べれば70件、75件ぐらいになるのかなというところでございます。

理由に当たりましては、一概には言えないと思うのですが、ちょっとまだ分析できていないところではございますけれども、件数が10件ぐらい減っていますので、住宅改修の必要性について……、あとは最近の住宅ですとバリアフリー化なども進んでいて、そういった部分で件数が少なくなっている、そういった分析もできるのではないかと思

います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

貸出し用の備品でございますが、先ほどご説明を差し上げたとおり、予算額は５万5,000円となっております。もしパソコンなどの高額なもののお話が来た場合どうするかということですが、現在のところ、貸出し用の備品として用意しているのは様々なものがありますけれども、例えばプロジェクターですとか、ＤＶＤプレーヤー、それからスクリーン、マイクセット、レクリエーション用の輪投げセット、それから椅子などもございますが、パソコンのほうも、一応貸出し用の備品としてこちらで用意できるものがございますので、それは必要に応じて団体さんのほうと協議をしていきたいというふうに考えております。

実績でございますが、細かな期間、件数、日にち、そういったものについてはまとめた資料が特にないんですけれども、パソコン関係、プロジェクターやスクリーンといったものよりも、むしろマイクですとか椅子とか、そういったものの貸出しが多いような実績となっております。

申込みにつきましては、高齢者支援担当のほうにお申出をいただくようになっておりまして、特にその期間の制限につきましては、実際に利用される日にちについて貸出しをさせていただくので、その利用が終わりましたら速やかにご返却をいただきたいというような形で取り扱っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

そうしますと、そのパンフレットの購入というのは、あくまでも空欄があるパンフレットを購入して、そこにさらに印刷を加えるという形ですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

２問目のほう、そうしますと昨年度の答弁のときは70件でしたけれども、やっぱり３月いっぱいで90件になったということなんですかね。

それとあと、今回も61件て回答ありましたけれども、まださらに年度末までには件数が増えるという可能性はあるということですね。

私の近所でも、やっぱり高齢の方が調子を悪くされて、改修ですか、取っ手をつけたりとか、そういう改修とかをされている方が多かったので、随分増えているんだろうなと思っていたんですけれども、そんなに増えていなかったというのはちょっと驚きでした。もしかしたら知らなくて、その制度を利用していない人があるのかもしれませんので、周知のほうはしっかりしていただきたいと思います。

３問目のほうも分かりました。長い期限ではなくて、その使われる日数等で大体貸したり、返したりしてもらっているということですね。ありがとうございました。よく分かりました。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

深井委員。

○委員（深井義秋君）　深井です。

予算書のページ318から319ページの(2)地域介護予防活動支援事業、こちらの右側に介護予防活動の地域展開を目指し、誰もが参加できる体操やサロン開催による外出機会の提供、本年度の特徴として、住民主体の介護予防や交流事業を行う活動場所の環境整備、介護予防健康づくり支援事業、出前講座、いきいき百歳体操の自主グループ支援、介護予防リーダー等ステップアップ勉強会及び介護予防サポーターの養成と書いてありますが、この右側の12番委託料の明細を教えてください。

介護予防健康事業確保支援事業委託料120万8,000円、介護予防リーダー養成講座委託料45万6,000円、介護予防サポーター養成講座委託料83万円、この内訳をお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

ただいま質疑いただきました予算書318ページ、319ページの地域介護予防活動支援事業でございます。こちら委託料として幾つか上げてございますが、まず項目としますと、説明欄のところにありますように、１つ目として介護予防健康づくり活動支援事業委託料、そして２つ目として介護予防リーダー養成講座委託料、そして３つ目として介護予防サポーター養成講座委託料がございます。こちらのそれぞれの内容でございますけれども、まず、介護予防健康づくり活動事業支援の委託料につきましては、ちょっと確認いたしますので、お待ちいただきたいと思います。

まず、その１点目の介護予防健康づくり活動支援でございますが、大きく分けますと支援事業としての出前講座がございます。こちらは介護予防健康づくり事業の活動を行う自主グループの支援のために町のほうから委託業者、あるいは場合によってはボランティアですとか職員が出向くこともありますけれども、そこに出向いていって出前講座として活動を支援をするものでございます。

そしてもう一つ、いきいき百歳体操自主グループ支援というのがございまして、介護予防の一つでありますいきいき百歳体操を皆さんにやっていくための支援として、そこに講師を派遣をして支援をするものでございます。

また、もう一つ、いきいき百歳体操の体験事業というのもございます。こちらは、先ほど申し上げましたいきいき百歳体操をまず体験していただこうということで、プラザサポーターにおいでいただいてＰＲを行って体験をしていただく、そういったところの事業についての業者に委託をする部分もありますので、そちらの費用となっております。

そして２点目の介護予防リーダー養成事業でございます。こちらは宮代町の特徴としてプラザサポーターという地域で介護予防を進めるためのリーダー的な役割をしていただく方を養成をしております。その養成のための講座の開催、それから今プラザサポーターになっている方のさらなるスキルアップのための講座の開催、そういったものを予定しております。それが介護予防リーダー養成講座委託料と次の介護予防サポーター養成講座委託料に係るものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　再質問させていただきます。

出前講座とか養成講座の説明をしていただきましたが、例えば出前講座は何回ぐらいで、何名ぐらいでやっていらっしゃるのか。あと、リーダーのほうも何件ぐらいリーダーが養成できたのか。リーダーとサポーターの違いも教えてください。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。お答え申し上げます。

まず、出前講座でございます、こちらは令和４年度の実績といたしましては、今年度、延べ22回、団体については19団体について出前講座を実施しております。参加された方の延べの人数につきましては352人というふうになっております。

それから、もう１点でございます。プラザサポーターの人数でございますが、プラザサポーター

の養成の人数につきましては、今までの累計で53人、そして介護予防リーダーの養成の人数につきましては146名となっております。

追加して説明をさせていただきます。

介護予防リーダーとプラザサポーターの役割の違いでございますが、プラザサポーターにつきましては主にボランティアとしていきいき百歳体操を地域で広めるといったことに携わっていただいている方でございます。介護予防リーダーにつきましては、特にプラザサポーターの役割ということだけではなくて、介護予防全般、そして例えば宮代きらきら体操であるとか、そういったことも踏まえて介護予防全般に対して携わっていただく方というふうになっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　深井委員。

○委員（深井義秋君）　ありがとうございました。

内容としては私も大体中身は把握しているんですけれども、やはりこれは毎年度こういう方を養成しているんでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

こちらのプラザサポーター、介護予防リーダーにつきましては、養成講座を毎年開催をしております。ただ１つ課題となっているのが、なかなかプラザサポーターになっていただく方の成り手が余り多くないという現状がございます。現状のプラザサポーターの方もだんだん年齢が高齢化していって、次の世代の方へのバトンタッチというのがやっぱり必要になってくるんですけれども、なかなか新規の方を養成していくというのが思うようにたくさん進んではいないということがございます。

ちなみに、プラザサポーターにつきましては、令和４年度は新たに養成をした人数は１名となっておりますので、その辺は今後の大きな課題かなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

最初に、この資料６ページの認定率とか書いてあるんですけれども、2020年12月現在では高齢者数が１万1,004人、そして認定者数が1,758人、認定率は16％、受給実人数が1,392人、受給率として79.2％、2021年はここに書いてあるとおりなんですけれども、12月現在で高齢者が１万964人、認定率が17％、受給実人数は1,452人、需給率は77.9％と書いてあるんですよ。受給率だけが下がっているんですけれども、この理由をまずおっしゃってください。

それと、この介護施設に入所者は何人ぐらいいるんでしょうか。この認定率17％の中だと思うんですけれども、何人ぐらい高齢者施設に入っているのか、それをおっしゃってください。まず、それをお聞きしたいと思います。

それと、２つ目として、このコロナ禍の中で訪問介護やデイサービスなんかも含めて深刻な利用抑制が起きたということで、介護事業者は大幅な減収、倒産に見舞われたとお聞きしております。この宮代町で介護施設の倒産や他企業に売り渡された――そのほかにもあるかもしれませんけれども――施設は何か所ぐらいあるのか。その理由と町の対策はどのようにやったのか、その辺のところを２つ目としてお願いします。

３つ目として、コロナウイルスによってクラスターが介護施設の中で起きたということですよね、集団感染した介護施設は何か所ぐらいあったのか。

また、職員数と利用者数、これはデイサービスも含めた、どのぐらいの影響が出たのか、クラスターによって。それがデータとしてあれば教えていただきたい。

最後の４つ目として、職員の処遇改善の問題なんですけれども、まず最初に、職員の過重労働が問題視されているんですよ。このコロナ禍で一層過重労働が問題になり、離職する人も相次いだということで聞いております。介護事業者の倒産や休廃業も日本全国では過去最高になったと。この辺のところで介護施設の職員が足りているのかどうか、宮代町は。

それと、労働者賃金の全国平均に比べて８万円ほど介護職員の賃金が低いということで聞いております。そういう中で改善は進んでいるのかどうか、その辺のところ町としてどういうふうに把握して対策を打っているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。

大変申し訳ございません、最初の受給者の低下の質問なんでございますが、資料のページが最初聞き取れなかったものですから、どの資料からの引用か、もう一度お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹の小林でございます。回答を順次申し上げます。

まず、１問目、受給率の低下と施設入所者数でございます。

受給率の低下につきましては、申し訳ございません、確かに前年度と比べると下がっているところがあろうかと思います。分析につきましては、詳細なところは分からないところでございますけれども、利用の抑制というのは確かにコロナ禍の中で起こっている状況と思っておりますので、そういったものが一つの要因になっておろうかと存じます。

続きまして、施設入所者数でございますが、同じ資料の９ページをご覧ください。これは12月の資料でございますけれども、９ページの一番右上のところが施設と在宅の人数という形で書いてございます。323人、300名ほどの方が12月現在の施設の利用者という形になります。

続きまして、２問目といたしまして利用の抑制があった施設、また倒産や他の事業所への統廃合があった施設ということでございます。

昨年度、統廃合といいましょうか、吸収合併があった施設が町内にございました。それはグリーンライフ宮代さん、今まではひだまりの家宮代さんとおっしゃっていた寿老会という会社が運営していた施設がグリーンライフ東埼玉という少し大きな会社、上場企業さんのほうに合併されたということを伺っております。

事業所の合併でございますが、理由のほうは特に把握はしていないところでございます。事業規模が大きくなって、そのメリットを生かしつつということは伺っていますが、それ以上のことは分かりません。

続きまして、４問目、処遇改善の関係と職員数が足りているかどうかということでございます。

処遇改善につきましては、国のほうで処遇改善の加算を拡充しておりますので、各事業所それに基づいて新しい加算を順次取っているところでございます。そういったことにつきまして、町といたしましても周知を行っているところでございま

す。

また、人数が足りているかというところでございますが、各施設が運営基準に基づいて人員を配置しておりますので、運営基準上の人員は満たしているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

私からは、介護施設のコロナのクラスターの関係で答弁をしたいと思います。

ちょっと今手元に細かい数字を持ち合わせていないんですが、記憶では、感染者数の総数が介護施設全体で約100人強だったというふうに記憶しております。大半が職員の感染です。クラスターになった施設数ですけれども、記憶の中では３つまでは数えていられるんですけれども、ほかにも２つ３つあったようには思いますが、そんな状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ありがとうございました。

受給者数が分からないということを言っているんですけれども、分析はしていないということで。このコロナ禍、抑制が起きているんじゃないかということで、介護のほうも抑制が起きた、我慢してしまったと、逆に言えばね。それで減ったんじゃないかということを言われておりますけれども、コロナ禍によって受給者が減った、我慢している、集団感染にはしたくない、そういうところにはデイサービスとかそういったところも行きたくない。じっとうちで我慢の子であったじゃないですけれども、それによって介護施設の倒産や事業が縮小してしまったということが見受けられると思うんですけれども、町として、これは関知しないんでしょうか、事業者が困ったとき。助けることをしないんですか。ただ傍観をしているだけなんですか。その利用をしている人が困ってしまうと思いますよ、今後。その辺のところはどういうふうに考えているのか、その辺のところの考えを述べてください。

介護施設は大きな会社に吸収合併されたということなんですけれども、これに対して利用者がスムーズに新しいところに入れたのか、それとも新しい会社がその中の入札者を選んだのかどうか。その辺のところはどういうふうに把握しているのか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。これは吸収合併ですから、今度は新しい会社の考えでやるわけですから、この人は入っていい、この人は駄目だとか選ぶとは思いますよね。その辺のところをどういうふうに把握しているのか。それも会社だから仕方ない、傍観ですか。その辺のところ教えてください。

３つ目として、コロナ感染症100人強、これ職員だけだということで言いましたけれども、本当に増えていますよ、私の母がデイサービスに行っても、やっぱり職員だけじゃありませんよ。今日は１人休んだ、２人休んだと言っていました。ほかのところを聞いても同じですよ、それは。これが集団感染ということで３か所あったかな、その後合わせて６か所かななんて言っていましたけれども、その対策を早め、早めに打たないと、これは感染者数は増えますよね。今後、国のほうではマスクを取ってもいいなどと言っていますけれども、また新しい型のウイルスが出た場合、これは相当今度は増えるなと、私は個人的には思っているんですよ。絶対にこのウイルスに勝てる薬がないんですから、今のところは。予防するしかないんですよ。高齢者ですから、抵抗力がありません

からね、その辺のところの対策というのはどういうふうに考えているのか、介護について。本当にばたばた亡くなっていく人が多くなると思いますよ。その辺のところの考え方をおっしゃってください。

それと、最後の処遇改善、運営基準に達しているということなんですけれども、本当に運営基準だけでやっていけるんですか、それ。基準だってぎりぎりのあれですよね。コロナにかかって職員が休んだ場合は、もう基準を下回ってしまうんですよ。もうどこの職場でもそれは起きていることですよ。その辺のところ、基準じゃなくて、運営するのにどうやって間に合わすかということが大変なことじゃないんですか。職員が100人もになった場合は運営成り立つんですか、基準だけで。その辺のところどういうふうに考えているのかおっしゃってください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。順次ご答弁を申し上げたいと思います。

まず１点目、コロナで受給者が減ったという点についてでございます。

議員お尋ねのとおり、コロナによって出ることを控えたりという影響がある点も否めませんが、この減少の背景はもう一つありまして、後から質問いただいた感染者が増えたことによってクラスターを起こす、結果、施設が通所の方を受け入れられない時期ができてしまうということなんです。結果として受給が減ったということにつながっているものではないかなというふうに考えております。

いま一つ、吸収合併というお話がございましたが、私どもに対しましては、事業者の運営主体が変わったという届出をお預かりする立場でございますので、その経営の実態まで把握するものではございません。あくまで事業が譲渡されたというところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

したがいまして、傍観ということではございませんのでというのが１点と、あと、今日ご審議いただいている予算には上がっていないんですが、これまでの中で、例えば埼玉県ですとか、町も介護事業者に対しては物価対策ですとか、あるいは緊急支援的な助成・支援というのはさせていただいているかと思います。

今後も、時勢を見ながら必要な支援は講じていくべきではないかというふうに考えております。

その次は、コロナの対策ということです。

こちらにつきましては、高齢者施設の場合は一つのバブルになっていますから、やはり持ち込ませないというのが一番肝要でございます。そのためのポイントが頻回検査、複数回数の検査になっておりまして、現在、抗原キットを使って各施設適切に務めていただいていると思っております。国・県からも様々な情報が参りますので、そこは速やかに施設にご案内をして対策に努めていただこうというふうに考えております。

それと、介護人材の確保でございます。先ほどおっしゃったように、基準は満たしております。基準は基準と言えばそれまでなんですが、これに対しましては、ちょうど来年度、第９期の次期の介護保険計画の見直しの時期が参りまして、この見直しの幾つかの柱の一つに介護人材の確保という柱が立っておりまして、コロナ禍では処遇改善に加えまして現場の生産性向上ということで様々な取組が幾つか提案をされてとおります。こういったものが今後、国からの支援という形で各事業所に届くんではないかというふうに期待をしてい

るところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。簡潔にお願いしますね。

○委員（山下秋夫君）　はい。私なりの簡潔でやります。

介護施設に入っている人数、いろいろとあります。これは大体分かりました。

あと、この倒産したところというんですけれども、これは傍観しているわけじゃないと言っているんですけれども、いろいろな対策を打っているということなんで、その対策が必要なんですよ。やはりその対策を強めるべきじゃないかなと私は考えているんですよ。その辺のところをきちんとしていただきたいと思っております。

３番目に言った、この集団感染した職員も多くいる。基準は満たされている、それは分かるんですけれども、基準だけじゃやっていけないと先ほども言いました。ですから給金の見直しをやるということなんでしょう、人数の確保だとか、生産性を高める。足りないということが前提でこれを見直すということなんですよね。実際には足りないんですよ。何で足りないのかといったら、コロナじゃないですけれども、全産業よりか８万円も低いと言われている介護職員の賃金があるんじゃないかなという感じがしますよ。ある程度の平均的な賃金であれば、これは辞める人はいませんよ、余り。よほどのことじゃないと。その職種に合っていない人とか、そういう人は辞めていくんだと思いますけれども、普通であれば、介護職員として入った以上は辞めないと思いますよ。

ですから、町もこれは関心を持って、各介護施設の職員の確保もそうですけれども、賃金、労働条件なんかも積極的に入っていくべきじゃないかなという感じがするんですよ。幾ら上げなさいとは言えませんけれども、そういう感じで処遇改善を進めていかないと、これは続かないと思いますよ、国からどうだこうだと言ったって。金が9,000円しか下りなかったんでしょう、もっと少ないんですか、介護施設に対しては。その辺のところ、最後に１つだけ、介護施設の処遇改善にどのぐらい国から出たのか、お願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。お答えをします。

ご質問のとおり、介護職員につきましては、これは全国的なお話として、やはり人材不足というのは声高に言われているところかなと思っております。その１つの要因が、委員おっしゃるとおり報酬にあることは、これもひとつ事実なんだろうというふうに思います。これに対して町からの積極的な介入というお尋ねかと思われますが、介護保険に限らずですけれども、そもそも保険というものは、そこに参加される加入者の保険料と、それから国等からのそういった公的な支援によって成立しているものでございますので、町が独自にこういったところにお金をもって介入するというのは、保険制度そのものの根幹に関わることでございますので、そこについてはご容赦願いたいというふうに考えております。

一方で、各種制度というのは、これは利用するかしないかという事業者の判断というのもございますから、利用できるよう、またそういった情報が必ず届くよう、私ども保険者としては努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹

の小林でございます。

処遇改善の関係のご答弁を申し上げます。

処遇改善につきましては、委員さんご指摘のものは令和４年２月からスタートした処遇改善支援補助金の内容を含んだものと思われます。それは介護職員１人当たり月額9,000円相当の補助金を出しますというのが国の方針でございました。それにつきましては一旦終わりまして、今年度から新たにベースアップ加算という形で各事業所が加算をとっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　小河原です。簡単に質問します。簡単に説明もお願いします。

３点ほど。

介護については全然分からないことばかりで、ちょっと申し訳ないんですけれども、１点目は、介護の認定方式、認定審査会というのありますね、これの審査の仕方を詳しく教えてもらいたいんです。

２点目は、認定されて要支援、要介護というのありますね、認定されても、要支援と要介護は扱いが何か違うみたいなんですね。この扱いの違いを教えてもらいたいと思います。

３点目は、308ページあたりの内容なんですけれども、認定される前に特別サービスの給付の問題、これの内容について、どういう立場の人が特例になるのか、ちょっと詳しく、具体的に教えてもらいたい。

まず、その３点です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　介護保険担当主幹の小林でございます。

委員さん質問の件につきまして随時お答え申し上げたいと思います。

１点目、介護認定審査会の方法、またその他ということでございますけれども、まず、介護認定に当たりましては介護認定の調査というのをやらせていただきます。体の動かしづらさとか生活のしづらさ、あとは認知面の関係、そういったものの認定調査をさせていただきます。

また、それとは別系統で、お医者様のほうから医療的な「主治医意見書」という意見書を頂戴いたします。その２つの書類を合わせてコンピューターに入れて１次判定というのを行います。その１次判定というのは、国が、要するに、こういったことはこれぐらいの要介護の方だという累計に基づいた第１次判定というのを行います。

その１次判定を基に認定審査会という会議を行います。その判定結果がその人にとって妥当かどうか、要するに累計でコンピューターで判断しているものですから、人間の目で見て、もう少し手間がかかっているんじゃないか、そういったところを人間の目で見て判定する、それが認定審査会、２次判定で行っております。

以上が認定審査会の審査の方法でございます。

続きまして、要支援と要介護の扱いが異なるということでございますが、どういったところで異なるかというところで申し上げますと、まず、要支援１から要介護５まであるわけなんですが、要支援１の方のほうが介護度、手間の少ない方、要介護５の方のほうが介護度の手間のかかる方、より多く介護の時間を要する方になります。

要支援の方につきましては介護の手間のかからないという方になりますが、どういうところが違うかといいますと、まず、該当する方が異なります、要支援の方は地域包括支援センターもみの木の事業所の方がケアマネジャーさんになります。

またサービスの内容で異なるところがあります。介護度の重い方のほうがより多くサービスを使えるようになっているので、要支援の方は使えるサービスが少なくなっています。例えば何が使えないかというと、施設に入所ができない、あとは福祉用具にも使えない福祉用具があります。例えば介護のベッドとか車椅子というのは、より介護度の重い方が使うものという形で指定があるものですから、要支援の方は使えない品目があります。

あと、例えば従来から、介護要支援の方につきましては家事のサービスとデイサービスと言われるサービスが介護保険の仕組みの中では制度上違うサービスというふうに位置づけられておりまして、受けられるサービスも、要支援の方は家事援助につきましては、いわゆる体にタッチして世話をしていただくことはできない、お風呂の入浴をお手伝いしてもらうことはできなくて、家事援助だけのご利用という形になります。若干そういうところが異なっているところでございます。

続きまして、３点目、特例給付でございます。

特例給付につきましては、どうしても介護の認定が出る前に緊急、その他やむを得ない理由によって介護のサービスをご利用したときに、後から遡ってその分が介護の認定を取ったものとして取り扱いたいので、給付を求めるものでございまして、緊急やむを得ない理由により、効果の発生前に使ったものに対して宮代町のほうに請求をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。

もうちょっと要望みたいなこともあるかもしれませんけれども、例えば１点目の認定問題、今の説明聞くとややこしいんだよね。認定受けるまで大変だよね。介護受ける人が医者行ったり、何したり、こっちへ行ったりあっちへ行ったりやらないと認定受けるまでにいかないんだよね。これ何とかならないのかなと。

あと、認定期間が長過ぎるような気がするの。早く認定もらって施設利用したりしたいわけ。１か月もかかる認定だといらいらするわけだよね。それ何とかならないのかなと。どうも話など聞いていると１か月くらいかかるなと。１か月も待てない人はいるわけですよね。それが特例方法なのかもしれませんけれども、そういうことよりも、ちゃんとした認定を受けて利用したいというのが本来だと思いますので、それ何とかならないのか。

あと、２点目につきましては、要支援、要介護、施設の利用日数が違うんだよね、それが理解できない。早く何とか治したい、そういう気持ちの人が多いわけですから、施設の利用が要支援１と２とも違うし、介護となってもまた違う、施設を利用する日数が。あと内容も違うんでしょうけれども。それがなぜそういうふうに違うのか、同じようにできないのかどうか。

その２つだけ取りあえず教えてもらいたい。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（小林和政君）　健康介護課主幹、小林でございます。

質問に対しまして随時お答え申し上げます。

まず１点目、認定審査についてでございます。

今、認定審査に係る申請の手間が大変だというお話だったかと思います。

介護の認定につきましては、今、町の窓口で申請をしていただいている状況でございます。できない方につきましては代行も広く認められておりまして、ケアマネさんですとか地域包括支援センターの職員に代行して持ってきてもらうことも可能でございますし、郵送での受け付けもしており

ますので、それぞれそれに応じた形で、少なくても申請書のご提出をお願いしているところでございます。

続きまして、認定をしてから認定の結果が出るまで期間が長いんではないかという話だと思います。

それにつきましては、国の標準では１か月で出しなさいというふうに言われています。町につきましても随時１か月でできるように努力をしているところでございますが、現状、２週間先、３週間先までには認定調査のお約束はさせていただいているところでございますが、主治医の意見書というところで、やはり期限を切ってお医者様にお願いはしているのですが、なかなかその期限どおりに意見書が集まらない状況がございまして、１か月を若干超える形での認定になっているのが現状でございます。

続きまして、３点目、要支援の方と要介護の方で使えるサービスの日数が違うというご質問でございます。

介護サービスの考え方でございますけれども、介護サービスの方は、いわゆる要介護度の重い方のほうがより多くサービスが使える、そういう仕組みになっておるものですから、どうしても要支援の方は使えるサービスの種類も限られますし、回数もより少ない回数になっているところが介護保険上のルールという形になっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　小河原委員。

○委員（小河原　正君）　分かりました。これ以上言っても、何か決めがあるようですので、やめますが、１つ、認定についてはできるだけ、医者から長くなることがうちのほうはあると思いますけれども、町の手続としてはできるだけ簡単に、スムーズに進むように努力してもらいたい。

あと、要支援・要介護については、どうも利用すると何か不満があるようですので、もう少し改善できるように何か考えてもらえればなと思います。

それだけ申し上げて、やめます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。お願いします。

３点です。

320、321の地域生活支援事業なんですが、この中の高齢者等給食配食サービスについてお聞きします。資料は43です。

この予算2,012万円になっているんですけれども、資料を見せていただくと非常に細かく、丁寧、糖尿病の方とか、心臓病とか細かくしていただいているんです。それで、とてもおいしいということを利用者の方から聞いているんですけれども、配達時間がとても早かったりして、３時過ぎにもう配達がされてしまうと、糖尿病の方とかは減塩だったり、量も少なかったりするので、夕飯まで待てずに食べてしまうと夜おなかがすいてしまうと。結局、何かを食べて、せっかくちゃんとカロリーとかしっかり対応の夕飯を作っていただいているのに、この時間がどうかならないのかなという相談というか、もっと後にいただければ、その後いっぱい食べなくて済むのにとかと、そういう話も聞くんですけれども、そのあたりちょっとお聞きしたいのと、シルバー人材センターさんにお願いしていると思うんですけれども、この時間とかというのは、みどりの森のほうとの連絡とかは取っているのか、せっかくいいことをやっていただいているので、そのあたりお願いいたします。

２点目は、資料の45ページ、高齢者宅見回り事業の状況についてです。

包括支援センターの方と民生委員さんが回って

いただいているんですけれども、対象者のうちの大体３分の２ぐらい回れていると思うんですが、この回れていないうちというのは、会えないのか、健康なのか、そのあたりでどうなのかということ。

もう１点、これ地域包括センターなので、町と健康介護課との連携はどうしているのかお願いいたします。

３点目は、予算書324、325、326、327です。生活支援体制整備事業です。

生活支援コーディネーター地域支え合い推進委員で420万円なんですが、この中で協議会の運営、この３つの金額についてと、あと協議体の運営ということがちょっと分からないので、どうしているのかお願いいたします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

まず、１点目のご質問でございます。高齢者の給食配食サービスでございます。

こちらは町のほうからシルバー人材センターのほうに配食を委託して行っている事業でございます。先ほどのご質問にありましたように、配達するお時間というのが、実はコースとして４コース、４台で町内を回っているところでございます。実際の調理のほうはみどりの森にお願いしておりまして、そちらで出来上がったものをシルバー人材センターが直接みどりの森に取りに行って、そこから配達というふうになりまして、およそ時間帯は、コースによっても違うんですけれども、大体３時ぐらいから始まって、大体５時半とか６時近くがコースとなっております。

ですから、先ほどおっしゃられたように、早い方によっては、まさに３時過ぎぐらいに届くということがあろうかと思います。こちらにつきましては、どうしても人数も全部で100人近くいらっしゃることから、同じ食事の時間に配達するというのはなかなか困難な事情もございます。また、配食につきましてはきちんと密閉されたお弁当の容器で配達されている面もございますので、衛生上は、例えば３時に配達されて、それを６時ぐらいに食べても特に問題はないと思いますので、そこら辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから２点目でございます。資料45ページの高齢者宅見回り事業でございます。

こちら資料の46ページにありますように、令和４年度につきましては80歳以上の方の独り暮らしを含む高齢者のみの世帯を対象に回っておりますが、対象者の方は963名いらっしゃいます。こちら実際に回るのは地域包括センターの職員、それから地域の民生委員さんに一緒に回っていただいております。ですから、実際に対象者の方と会えた方との差、約３分の１ですが、こちらについては基本的には会えなかった方というふうに考えていただいて結構でございます。ただ、一度行って会えないからそれで終わりということではなくて、何回か訪問をいたしまして、それでも会えなかった方についてはこちらのほうの数字になっているという状況でございます。

包括支援センターと町との連携でございますが、この事業につきましては令和４年８月から12月までの期間で行っておりました。毎月、町と地域包括支援センターの間で月例の会議を設けておりまして、その中で、その都度、状況について前月の内容、数字、そういったものについて報告をいただいていて、何か問題点があったかどうか、そういったことも話をして、包括支援センターのほうと連携をしているところでございます。

それから３点目でございます。予算書324ページの生活支援体制整備事業でございます。こちらの協議体委員の謝礼の内容ということでよろしいでしょうか。

こちらは謝礼ということで現金でお支払いするのではなくて、１回のご出席について、商工会が発行しております「ありがとう商品券」3,000円分を１回につきお支払いというか、差し上げている状況でございます。

あと、協議体の活動の内容でございますが、この生活支援体制整備事業のところに深く関係してくるところなんですけれども、地域で高齢者の方の生活支援のためにどういったことをしていくべきか、その一環として、例えば町の第５次総合計画でもあります「おかえりなさい地域デビュー」の事業ですとか、そういった事業も含めてどういった形で行っていったほうがよろしいか、どういったアイデアがあるか、そういったことを協議体の中でアイデアを出し合って話をしていく状況でございまして、およそ２か月に一度会議のほうを開いている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

再質問させていただきます。

これ先ほど申しましたけれども、安全に６時頃までで大丈夫なんですけれども、このシルバー人材センターに頼んでいるんですけれども、コースを変えるとか、時間が早いとき、３時台のときもあれば、後のほうとか、頼むとずっと３時台は３時台になってしまうんですけれども、そうすると、せっかく栄養士さんが考えて、ちゃんと糖尿病の方でもそれぞれまた違ってきちっとやっていくものが、きちっと成果が出ないというんですか、だから、そこをシルバーさんのほうでもうちょっと順番を変えるとか、難しいかもしれないんですけれども、そういうことをすることで、今月は３時台だったけれども、次の月は５時台とかとなると、その利用者の方の受け止め方も違うと思うんですね。そうしたら、間食に食べないし、確かに味がいいというんですね、病食用になっているし、配慮されていて。だから、そのあたり効果が出るようなことができないのか、もう一回お聞きします。

それと、２番目の会えない方が３分の１ぐらいいるんですけれども、何度かは伺っているというんですけれども、その会えない方の対策をどうしているのか、どうする予定なのか、やっぱり対象者にはきちっと会えることが大事だと思いますので、その対策をどうするのかお聞きいたします。

３番目の生活支援体制整備事業に対しましては、この協議会の運営というのが１回3,000円のありがとう商品券でということなのか、もう一回確認いたします。

あと、いろんな講座をやっていただいていますけれども、参加者の数はしっかり増えているのかもお聞きします。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

まず１点目でございます、配食の関係でございますけれども、時間を変えたほうがその方にとって早い時間もあり、遅い時間もあったほうがいいのではないかというご質問でした。

確かにご質問にありますように、時間を変えれば、せっかくのお弁当をおいしく食べられる機会もより増えていくのではないかと思います。ただ一つ考えられる問題として、お弁当の配食という点も高齢者の食生活の栄養改善ということが大き

な目的なんですが、もう一つの大きな目的として見守りというのがございます。通常、いつも何時に行ったときに、その方がいるかどうか、いない場合にはどうしたんだろう、その見守りというのがこの事業の大きな一つの目的でございますので、曜日によって時間を変えてしまうと、業者の方がそこをきちんと理解していただいて、その時間に合わせていていただければ大丈夫なんですけれども、なかなかその見守りが必要な方というのは様々な方がいらっしゃっていて、認知症のような症状を持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、なかなかその時間を変えたときにいらっしゃるかどうかというところが難しい面もあって、見守りという点が十分な効果を発揮できないのかなという懸念もございますが、ちょっと時間については貴重なご意見として、今後また検討していきたいというふうに考えております。

それから、２点目の高齢者宅見守り事業でございます。963名の対象者に対して636人ということなんですよね、230名程度会えない方がいらっしゃるということがございます。確かにこちらは、この人数、決して少なくない多い人数かなと考えていますので、なるべくこの人数が少なくなるよう、会える対策というのを考えていきたいというふうに思っております。

それから、３点目の協議体の運営でございます。こちら協議体の中でも、先ほどお話ししたように、高齢者の生活支援ということで様々な話やアイデアを出したりとか行っております。ちなみに３年度から４年度にかけましては高齢者向けのサービス冊子というのを先日作成しまして、その作成に当たってはどんな冊子にしたらいいだろうかという形で、この協議体のほうからご意見、アイデアなどもいただいております。

また、令和４年度からエンジョイチャンネルというユーチューブのチャンネルがございまして、そこに動画を町では上げておりますが、そちらの中でいろんな地域の活動される方や団体、そういった方のご紹介もさせていただいていますので、そういったところもご支援をいただいているところでございます。

先ほど、２か月に一度程度開催をしているということですが、その構成のメンバーについては様々な方がいらっしゃいますが、介護事業所の方ですとか、プラザサポーターの方、老人クラブの方、ＮＰＯ法人の方、地域包括センターの職員などいろいろいらっしゃいまして、全部で９名の方に参加をいただいております。おおむね毎回多くの方にご出席をいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問させていただきます。

予算書320ページ、321ページです。認知症高齢者見守り事業についてです。

こちらの内容をまず教えてください。

次に、同じページの(3)地域自立生活支援事業です。こちらの緊急時通報システム、固定電話基本料などの緊急時通報システム委託料、こちらは資料の44ページにも内容等は載ってはいるんですけれども、内容がよく分からないんですけれども、ここに会計年度任用職員報酬も入っているので、この方がこの相談を担当されているのかとか、ちょっとそのあたりのことを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁を求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮

でございます。

まず１点目のご質問でございます。

認知症高齢者見守り事業、予算書の320ページでございますが、こちら事業の内容といたしますと大きく２つございます。１つは徘回高齢者の検索サービス事業ということで、これは徘回の可能性のある方に対してＧＰＳ、位置情報を発信できるような機器を持っていただいて、万が一徘回をして居場所が分からなくなってしまったときに、その端末の発するＧＰＳの位置情報によってその場所が分かるという内容でございまして、これがもう一つでございます。

もう一つについては、令和４年度の９月から新しく始めた事業がございまして、これは高齢者見守りシール事業というふうに呼んでいるんですけれども、先ほどのＧＰＳの端末を持つというのは、認知症の徘回をする方にとってはなかなか難しい面もございます。そもそもＧＰＳの発信機を持たないと位置情報が分からないという面もありますし、また充電が切れていては分からないといったものがございまして、なかなか一部の方にとっては使いにくいというふうなお答えもいただいていまして、それで新しく始めたのがこの見守りシール事業というものでございまして、これはシールに２次元コード、いわゆるＱＲコードと言われるものが印刷をされております。これはシール状になっていまして、例えば洋服ですとか帽子とかバッグとか靴とか、そういったふだんその方が身に着けていらっしゃるものにシールとして貼っていただきます。そうすると、その方がもし徘徊とかをしていなくなってしまったときに、それを見た方がＱＲコードを読み取っていただくと、それであらかじめ登録していたご家族などのところに連絡がいくというようなシステムになっております。

これは比較的ＧＰＳよりも利用しやすいような、徘回の対象となる方は洋服とかバッグとか靴とかに貼ればいいということなので、恐らくそれをつけている可能性も結構高いんではないかというふうに考えておりまして、９月からこの事業を開始いたしまして、今のところ４名の方のご利用をいただいております。

それから、もう一つでございますが、地域自立支援事業でございます。同じく予算書320ページでございます。

まず、１つ目の緊急時通報システム事業でございます。これは、例えば在宅での独り暮らしの高齢者の方に対して、もしも家で倒れてしまったりとか、けがをされたりとかして緊急に助けを呼ぶということが生じたときに、ボタンを押すだけで簡単に連絡が行くような端末となっております。ですから一々電話機を取って電話番号をかけてという手間がなく、ボタンを押すだけで連絡がいって、そこでオペレーターが対応して、もしものときにはそういった形で連絡を取るというシステム、これも対象となる方にその機械を貸与しているものでございます。

また、ちなみにその電話機の大きさぐらいの端末もあるんですが、もう一つ、ペンダント型の小さなものもございまして、そちらはふだん、ちょっと首にかけておくとか、腰からぶら下げるとかいう形で身に着けておくこともできますので、例えばトイレにいったときに急に倒れてしまったとしても、わざわざ機械のところまで行かなくても、そのペンダント型のボタンを押せば連絡ができる、そういった利便性も兼ねていると思います。

それから、先ほどの地域自立生活支援事業の中での相談員の関係の予算が計上されておりますけれども、こちらは、こういった緊急時通報システムとはまた違うものでして、介護サービス相談員というものが町のほうに現在３名おります。コロ

ナ禍の前は、直接施設に訪問をして入所されている方のお話を聞いていたところなんですけれども、新型コロナウイルスの感染の拡大によりまして、なかなか施設に直接訪問することができなくなりましたので、現在は役場から電話をかけてご本人でありますとか、ご家族の方に直接お話をして、何か生活の中でお困り事とか、そういったことはありませんかということでご相談を受ける事業です。ただ、急に電話しても、皆さんびっくりしてしまって、なかなかお話ができないということもありましたので、事前にお手紙を出させていただいて、連絡を電話で差し上げますという事前通知のもとに電話させていただいていまして、やはり介護する家族の方の悩みというのが、聞いていますといろんな悩みを抱えているようでいらっしゃいまして、そういった声についてご相談に応じているという状況でございます。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

分かりました。

再質問なんですけれども、認知症高齢者見守り事業については、ＧＰＳと、あとＱＲコードで情報を確認できるということで、こちらはこれから啓発活動というか、お知らせをしていくのかなと思っています。

宮代町でこういった認知症の方というのを把握をしようというか、そういう方が宮代町で暮らしやすいようにしていくような活動が見られるんですけれども、そういったご家族と一緒にこういうことをされているのかというか、例えばこういう２次元コードをつけている、ヘルプマークみたいな感じで、ちょっと支援が必要ですよということをお知らせするような、またそれを町民の方にお知らせして、その方を支援するような感じにしたいのかなというような気もしたんですけれども、そのあたりどういうふうにしていくのか。

認知症の方というのは何名ぐらいいらっしゃるのか把握されているのかなど教えてください。

次に、地域自立生活支援事業のほうなんですけれども、こちらの相談員は分かりました。

この緊急時通報システムというのは、資料の44ページに書いてあるこの委託業者のほうに委託をされて、そこから消防などに通報が行くということで、この間の業者の方がその方の全部情報とかを知っていて、そこがうまく、すぐに来てもらえるようになっているんですかね。そういうことなのか。

それで、こちらは高齢者の方だと誰でも使えるものなのか、利用人数というのがどういうことになっているのかというのを教えてください。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ここで休憩とします。

再開は３時25分とします。

休憩　午後　３時０５分

再開　午後　３時２０分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

引き続き介護保険特別会計予算についての質疑を続けます。

塚村委員の２回目の質問に対する答弁から始めます。

答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

では、質問に対して、お答えを申し上げます。

まず、最初の緊急時通報のシステムについての

ことでございます。先ほどご説明をさせていただきましたが、この事業につきましては位置情報を表す端末機、それから見守りのシール、そういった制度で進めているところでございますが、特にシールにつきましては今年度から始めた事業ということもありますので、広報等で周知はしているところですが、今後、介護事業所、ほかセンターも含めて、積極的に周知を図っていくように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、あとは認知症についてでございます。認知症についての正しい理解を皆さんにしていく。そして、あわせて認知症のご本人、それから家族の方の支援ができるための事業として、町として行っている事業の一つとして、まず認知症カフェがございます。これは、現在、地域包括センターで行っている認知症カフェ、それからアクティブクラブさくらそうで行っている認知症カフェがございます。

こういったところで、ご本人のみならず、ご家族のふだんのそういった認知症の方についての心配事、悩み事などを聞いてご相談を受けているといった形で行っております。

また、あわせて、認知症の関係ですと認知症初期集中支援チームというのがございまして、こちらは新しらおか病院に委託をしているものでございます。こちらは、まだ認知症ということで医療につながってない方を対象として、チームを組んで介護、そして医療という形でスムーズにつなげていくような形ができるように、認知症初期集中支援チームというのを設置をしております。

また、あわせて、認知症地域支援推進員というのがございまして、こちらは包括支援センターで１名、それから町の職員で１名ということで、認知症の方、それからご家族などの相談に対応をしているところでございます。

また、認知症について、やはり皆さんに認知症についての正しい知識を理解していただくということが非常に大切かなというふうに考えておりまして、その目的として認知症サポーターの養成を行っております。これは、先ほど申し上げました、認知症に対して正しい知識と理解を皆さんに身につけていただきたいということで、平成21年度から行っている事業でございまして、現在のところ延べで1,700人を超える方に受講していただいております。ちなみに、令和４年度におきましては、45名の方に認知症サポーターの講座を受けていただいております。

また、認知症の方の人数でございますが、介護認定のときに、調査の内容として認知症の症状があるといった形での項目がございます。そこに、項目として入っている方ということでの情報は町として把握はしておりますが、特にそれについての人数といった集計は出しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、もう１点ですね。緊急時通報システムの事業でございます。こちらは、まず対象となる方でございますが、おおむね、大体65歳以上の独り暮らしの高齢者の方、そして障がいの程度が１級から３級までの身体障害者手帳を受けている方などが対象となっておりまして、必ずしも介護認定を受けているといった必要がございません。

利用をなさっている方の人数でございますが、令和４年度ですと、現在、66名の方にご利用をいただいております。そのシステムの利用の流れですが、独り暮らしの高齢者の方がもし急に体調を崩されたりとかしたときに、その通報機のボタンを押しますと、それが株式会社エースの緊急通報センターに通報が参ります。そこで、エースとのそのご本人の方、緊急通報センターとご本人の方で話をして、必要があると判断された場合は、エ

ースのほうから東部消防組合のほうに連絡が行って、必要に応じて救急車といった形になってまいります。

そういった形で、この事業については、目的というのはそういった緊急事態に対応するための対応ということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

最後、１点だけ伺いたいんですけれども、緊急時通報システムなんですけれども、どういうところでお知らせをしているのか。対象者が先ほど65歳以上の高齢者ということで、特に介護や障がいの認定をされてなくても利用できるということで、独り暮らしで不安に今の現状でなられている方でも利用できるということで、多分、こういうのがあるのを知らないのかなとも思うんですけれども、どういったところでこういうお知らせをしているのか、お願いいたします。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

緊急時通報システムの周知でございますが、先ほど申し上げましたが、対象となる方は必ずしも介護認定を必要としているわけではございません。したがいまして、介護認定を受けている方に対しましては、こちらで今、既にＰＲを行っている介護事業所、あるいはケアマネジャーの方には制度の利用を周知しているところでございますが、介護認定に関わる人については、そこから情報が入ってシステムの利用というふうにつながっていくことがあると思いますが、確かに今おっしゃられるように、介護認定に関係のない方ですと、この制度を知るということ自体がなかなか、もしかしたら知らないこともあるかもしれません。

一応、町ではホームページのほうにも出しているですが、なかなか高齢者ですと、ホームページを見るということも難しいこともあるかもしれませんので、今後、例えば高齢者とかの見守り事業の一環ですとか、そういった形の中で、直接高齢者の方に何かお知らせをできる方法というのを考えてやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

前段の委員さんがそれぞれ質問していますので、１点だけ、お願いしたいと思います。

認知症施策の推進ということで、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図るとか啓発活動ってあるんですけれども、これは78万円となっているんですけれども、具体的には、ページ数では326、327ページの45万5,000円は分かるんですけれども、あとはどこにあるんでしょうか。その点だけお示しいただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

予算書326ページの認知症総合支援事業についてのご質問でございます。

こちらは予算書ですと、委託料として35万6,000円を計上いたしております。また、負担金、補助及び交付金としまして、令和４年度に新たに新設をいたしました認知症カフェの運営補助金というのを９万円計上しているところでございます。

認知症初期集中支援チームの事業の委託料につきましては、白岡市にあります新しらおか病院に

委託をしているところでございまして、そのための委託料として35万6,000円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○委員（丸藤栄一君）　その内容は分かるんですけれども、ごめんなさいね。私たちの予算書の89ページで、事業の中の一つに認知症施策の推進ってなっていて、78万円はあるんですけれども、今の説明だと45万5,000円ですよね。あとは、これらを含めてどこに予算としてあるのか。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　３時３１分

再開　午後　３時３２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

副課長。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　副課長の稲宮でございます。

先ほどご質問いただきました認知症の施策の78万円の内訳でございます。

まず、最初に予算書の320ページでございます。中頃の認知症高齢者見守り事業、こちらが予算額が27万3,000円となっております。予算書の322ページですね。こちら下のほうですけれども、認知症サポーター等養成事業、こちらが５万6,000円となっております。そして、最後に予算書の326ページ、認知症総合支援事業45万5,000円、こちらの合計額で78万円となっております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

引き続き討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

ただいま委員会が終わったばかりなので、本会議において発言をしたいと思います。

以上です。討論を行いたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第15号　令和５年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで暫時休憩します、入替えのため。

休憩　午後　３時３５分

再開　午後　３時３８分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第１７号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第17号令和５年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項として、委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者、紹介お願いします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしく願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　同じく上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。お願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当主査、冨田です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　答弁に当たりましては職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑ございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いいたします。

大きく５問質問させていただきます。

まず、１問目です。

予算書の24ページ、２目配水及び給水費、６節委託料、配水管洗浄作業業務委託料、この2,024万円ですね。これについて、どのような作業方法か。また、どこの場所で、長さがどのくらいかということをお聞きいたします。

２問目です。予算書の同じ24ページになります。３目総係費、13節委託料、新水道ビジョン改定業務、これ1,300万円ですけれども、これの詳細を伺います。

３問目になります。予算書の25ページになります。18節負担金、圧着機購入にかかる負担金90万円、これがどういうものなのかをお聞きいたします。

４点目です。予算書、同じく25ページで、４目減価償却費、１節有形固定資産減価償却費、機械及び装置ということで9,304万1,000円。これ、どのような機械等装置になるのか、また何年償却かをお聞きいたします。

最後に５問目になります。予算書の27ページになります。１款建設改良費、１節建設改良費で、まず配水管整備事業３億4,620万円ですね。それと、浄・配水場施設整備事業、これが３億9,510万円。それぞれの詳細を伺います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず、24ページの一番上の６、委託料、洗管業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては町内全域を予定しております。まず、夏場とかに町内全域に向けてグループ分けをした地区ごとにやり、夜間において作業をするものでございます。

それで、町内が１周終わった後、秋以降から冬にかけてなんですけれども、調査洗管というものをやっておりまして、夏頃に全域やったところの悪い箇所を主に調査して、水質のほうを保全していくという作業をやる予定でございます。

夜間でやることでございますので、ちょっと多少、金額2,024万円ということになっております。また、こちらにつきましては春頃に入札やりまして、業者のほうを選定していきたいと考えております。

作業方法につきましては、委託会社のほうから出てきまして、例えば消火栓、あと水を捨てるところの排泥というところがありまして、そういったところに水を開けて、水を出して、夾雑物、汚いかきれいか判断して、それがきれいになるまで出すという作業で、一応汚濁とか、あと濁度、色度、あと水の中にあります電気がどのくらい通るかというもので水質を判断するんですけれども、それによって水がきれいになったかどうかの判断となります。

続きまして、24ページの委託料の一番下の新水道ビジョンの改定業務でございますけれども、こちら平成30年度に新水道ビジョンというものを策定させていただきました。その中の、まず５年経過したということでどれだけ進捗しているか、そういったものを評価します。

また、昨今の経済状況とか今後の工事とかの進捗とか、あと将来にわたる更新作業とかの工事に合わせて、費用の推定とかをさせていただいて、経済状況とかの収支をチェックするものでございます。それらを基に、今後、案を策定させていただきまして、審議会においてその案を審議していただくということになります。

一般質問にもあったんですけれども、県水のほうの水道料金の改定とかありますので、そちらの動向を見ながら今後進めていきたいなと考えているところでございます。

続きまして、25ページ。圧着機の18、負担金、372万9,000円のうちの圧着機購入にかかる負担金ということで90万円でございますけれども、こちらは郵便の水道の料金とかのお知らせとかに目隠しシールといいますかね。圧着して宛名とかを隠す郵便用の機械でございます。

こちらについて、基本的に一般会計のほうでもそういった税金とかで出しておりますので、それの負担金ということで、水道に係る郵送代の分担ということで90万円ということで積算させていただいておるものでございます。一般会計と併せて買うことでコストを下げるというか、効率よく水道のほうでも負担してやっていくという考えでやっております。

続きまして、その下の４、減価償却費の機械及び装置でございますけれども、こちらにつきましては、今まで水道のほうで設備として投資、設置したものの機械及び装置でございます。主にポンプとか電気機械、それの操作する装置とかでございまして、今まで積み上げてつくってきたものでございます。

また、こちらにつきましては、種類の部材とかによって15年とか10年とか、ものによって耐用年数変わりますので、こちらについては、こういうシステムの中に入れて、一律的に減価償却費といたしておりますので、ちょっとそちらの内容については、そちらを見ないと分かりませんので、一応また、何か機会があれば、水道のほうに来ていただければ、出せるものについては出していきたいなと考えております。

続きまして、27ページでございます。こちら下のほうの支出、資本的支出の建設改良費の中の建設改良費として配水管整備事業３億4,620万円、

浄・配水場施設整備事業ということで３億9,510万円でございます。

こちらにつきましては、福祉産業委員会資料のほうの上下１ページのほうをお開きしていただきたいと思います。後ろのほうからちょっとめくっていただきまして、ページのほうで上下Ｐ１という、１ページというものを、Ａ３になっているんですけれども、こちらをお開きください。

こちらにつきましては、まず配水管布設替え工事として図面の上、左側、和戸・桃山台のところにつきまして、大字和戸ということで、配水管200の口径、64メーター、150、300メーターが１工区でございます。

２工区としまして、こちらちょっと右下のほうになってしまうんですけれども、配水管布設替え工事２工区ということで、道佛地区、道佛３丁目の字姫宮、寺の前橋に係るところでございます。こちら、配水管の150Ａ、59メーター、150が80メーター、75が１メーターとなっております。

こちら、県のほうの橋梁の架け替えに伴いまして布設替えするものでございますので、こちらの県と工事の進捗、県のほうで工事が進めば、我々のほうが水道入っていくという予定でございます。

続きまして、３工区、またちょっと左のほうのページの上から２番目ぐらいになるんですけれども、配水管布設替え工事３工区ということで、大字和戸。165号踏切、こちらは伊勢崎線の宮代台の北遊水池公園からちょっと北のほうに向かったところに踏切がございまして、こちらのところの下に水道管が入っております。こちらの水道管も結構古いものですので、200という口径で58メーターの布設替えをするものでございます。

一応、推進工事と言いまして、土の中をモグラみたいな形で横に突き抜けて、管を布設する工事でございます。こちらについては、東武鉄道と協議しながらやっていきたいと思います。

続きまして、４工区ということで、図面の上の真ん中の辺りなんですけれども、配水管布設替え工事４工区ということで、こちら踏切で言いますと、153号踏切、配水管の150、68メーターの管が入っております。

こちらは昨年、漏水調査。今年度か、今年度、漏水調査をしたところ、鉄道の下で水が漏れているということで、急遽、踏切の下のところを水を止めさせてもらいました。それのための布設替えという工事になっております。

続きまして、５工区としまして、右のほうになるんですけれども、配水管布設替え工事５工区、宮代１丁目ほか144号踏切、パイ150、108メーター。こちらにつきましては、旧百間新道のところで水道管の同じく水深工事をやる予定でございます。こちらも併せて東武線と協議をしながら行っていきます。

こちらにつきましては、配水管整備事業。すみません、あと舗装工事がございまして、点線があるんですけれども、桃山台地区のちょっと下のほうに点線して、図面の真ん中上にあるんですけれども、舗装普及工事ということで、町道の214メーター、面積としては1,612平米、県道部分として20メーター、面積として240平米でございます。今ちょっと、こちらのほうの配水管の布設替え工事やっておりまして、これの本復旧工事となっております。

今度、学園台３丁目、図面でいいますと真ん中なんですけれども、そこからちょっと点線で下のほうに舗装復旧工事２工区ということで、学園台３丁目、町道で延長が222メーター、面積が1,066平米。こちら学園台３丁目で配水管布設工事をやっているものの本復旧ということでやらせていただきます。

今度、一番左上なんですけれども、舗装復旧工事３工区ということで、大字和戸、町道で300メーター、面積としては1,800平方メートルでございます。こちらにつきましては、圏央道に伴う配水管布設工事ということで２年ほど前にやっているんですけれども、工事とかが重なっておりまして、そろそろ工事が終わってきましたので、一応それに合わせて舗装復旧工事をやる予定になっております。

以上が、取りあえず配水管整備事業の内容でございます。

続きまして、浄・配水場施設整備事業として３億9,510万円でございますけれども、まず一番右のほうで宮東配水場、ナンバー２の配水池ということで、土工事、基礎工事、躯体工事、計装設備更新という工事をやる予定でございます。

また、図面の真ん中からちょっと左のところに第２浄水場がございまして、こちらが電気機械関係、自家発電装置の更新、配水ポンプ板の更新を予定しております。

取りあえず、建設改良工事の説明は以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　大変よく分かりやすい説明いただきまして、ありがとうございました。

１問目なんですけれども、これは町内全域をされるということで、これは毎年やっているのかどうかということをお伺いいたします。

どういう作業なのかなと思ったら、水を出して、目視で検査をするという作業でよろしいということですね。分かりました。

それから、２問目もよく分かりました。

あと、３問目の圧着機購入に関しましても分かりました。結構、お金かかるもんなんですね。

それから、減価償却のほうなんですけれども、そうしますと、こちらのほうは10年から15年の償却がほとんどだということでよろしいかどうかをお伺いいたします。

あと、最後ですね。大変詳しく言っていただいたので、分かりやすくてありがたいと思いましたが、今の現在の宮東第２ポンプ場ですかね。今度工事するところがきれいに平地されていまして、期待しているわけなんですけれども、そうしますと、今回５年度というのは、宮東配水場ナンバー２、配水池となっているところの２行の工事とか設備更新を、今回５年度だけはここだけをやるということの金額として２億9,000万円分ということでよろしいのかどうかもお伺いいたします。

以上です。

私たちの予算書の107ページでしたね。失礼いたしました。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず、１問目の洗管作業につきましては、毎年やっているものでございます。

続きまして、減価償却に係る機械なんですけれども、主に10年から15年ということで、それぞれ機械ごとに設定されておりますので、一応、目安として出して10から15年ということでご承認願います。

続きまして、浄・配水場の整備工事になりますけれども、予算書の11ページをご参照願いたいと思います。

こちらにつきましては、配水池整備工事ということで３か年にわたる工事でございます。令和５年につきましては２億9,000万円、令和６年については４億1,000万円、令和７年には４億5,000万円ということで、11億5,000万円の工事を用意さ

せていただいております。

こちらのうちの、まず初年度２億9,000万円ということで、資料のほうの１、箇所図によりますと、該当するのがまず土工事と基礎工事になるのかなと。令和６年から躯体工事及び計装設備更新工事に入っていくかなというのが今の現状の予想でございます。

残りの２億9,000万円から３億9,510万円、残りの１億円につきましては計装設備ということで、まず第２浄水場で自家発電装置板の更新と配水ポンプ板の更新が、あと第２浄水場、宮東配水場の計装設備の中で残留塩素計が残りの１億円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ありますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

それでは、私、宮代町の町民から水道料金が高いという指摘を受けております。その立場から質問させていただきます。

最初に資料の５ページを見ますと、各自治体の水道料金が書かれております。13ミリで１か月税込みということで、令和３年７月現在となっておりますけれども、見ますと、宮代町、基本料金で埼玉県で何番目に高いんでしょうか。

それと、近隣の自治体では何番目になっているのか。宮代町に接している自治体でも結構です、そういうところと比べて。

あと、資料に含まれてないですけれども、宮代町の水道加入料金、宮代は幾らになっているのか。埼玉県内自治体の中で何番目になっているのか、加入料金が。ここには13ミリになっておりますので、13ミリで結構です。言っていただければありがたいなと思っております。

それと、最後になるんですけれども、資料７ページの耐震化率です。宮代町は12.8％と低い位置にあります。前にも聞いたんですけれども、水道に加入した年月日が比較的新しいからという話も聞きましたけれども、でも12.8％、これ低い確率ですよね。料金は高い、で耐震化率は低い。この理由を、なぜ進まないのか、その辺のところの理由をおっしゃってくれればありがたいです。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まず、１問目の基本料金につきましては、宮代町におきまして、13ミリの場合ですと２番目に高いということになっております。また、20ミリにおきましては７番目ということになっております。

また、近隣に比べまして、久喜市、杉戸町、白岡市、春日部市と比べますと一番高い状況となっております。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩です。

休憩　午後　４時０１分

再開　午後　４時０２分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷です。失礼しました。

すみません、水道料金の他の市町村につきましては、今、資料としてお持ちしておりませんので、ちょっと今、こちらで答えることは難しい。

〔「加入料金だよ」と言う人あり〕

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　加入料金なんですけれども、今こちらで資料を持っておりません

ので、他の自治体についての回答はできない状況でございます。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時０２分

再開　午後　４時０３分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

資料について、23日までに各委員にわたるよう、お願いいたします。

答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室の忽滑谷でございます。

耐震化率、ページ７につきまして、なぜこれだけかかっているかといいますと、まず平成７年に阪神・淡路大震災がありました。それから２年後、水道の耐震工法指針が改定されました。そのときに大きい見直しがありまして、レベル１、レベル２という耐震基準が設定されました。

レベル１は中規模の地震で、無傷で耐える基準です。レベル２については、将来にわたって発生する大規模の地震ということで、阪神・淡路大震災のような地震のような大地震を受けて、損傷しても機能を保てるよう設計する基準でございます。

その後、厚生労働省とかのほうで、その後、東日本大震災などの大規模の被災状況とかの調査をして、管種ごとに被災状況を調べたんですよね。それが、平成26年のときに、６月に管路の耐震化に関する検討報告書で調べた結果、平成18年度ぐらいまでは管種間の耐震レベル適合性ではダクタイル鋳鉄管のＮＳというのがありまして、そちらはレベル１に共に適合。ダクタイル鋳鉄管のＫ型ではレベル１は適合、レベル２は岩盤とか洪積層などの固いところの層だったら適合、Ａ型ですとレベル１は適合、レベル２では不適合とかなっておりました。

宮代町は洪積層というのは古い層ということでございまして、固い地盤でありまして、大体宮代町ですと、主に５メーターから30メートルぐらいの深い位置に存在するものでございまして、ダクダイル鋳鉄管のＫ型があったとしても適合しないという状況になっております。

平成26年６月の調査の結果によって、被災状況、国のほうで調べまして、そのときに、結果としてはダクタイル鋳鉄管のＧＸ、こちらはＮＳというもののＤ径種になっておりまして、最新のものでございます。それで、資料につけさせていただいたんですけれども、ＳとＵＳとかのほうがダクダイル鋳鉄管のほうで耐震管ということになっております。

また、鋼管など水管橋でございます。ステンレス鋼管とかも溶接つぎ手なんか水管橋などで使っているものなんですけれども、こちらも適合ということになっております。硬質塩化ビニル管で、ＲＲロングつきでというのが耐震性の判断する、被災経験はないんですけれども、小口径のものだったら問題はないと形で、耐震管として使えるようになっております。

また、道佛地区で布設したポリエチレン管、融着つきで、こちらについても悪い地盤でおける被災経験が少ないんですけれども、耐震化として採用されているということでございます。

そのため、平成26年度に基準が変わったものだったので、今までダクタイル鋳鉄管、レベル１でもつという話で進めていたんですけれども、それが一斉に駄目になっておりまして、ＧＸということで市場はもうＧＸ一極。ＧＸの適合しないものについてはＮＳとかＳ型とかＵＳ型を使っていき

なさいということで今、進めているところでございます。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。

ちょっと補足してご説明させていただきます。

ご質問の中で、耐震化率が低いということでご質問いただいておりますが、経営比較分析の項目の中で管路更新率というものがございます。こちら当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標でございまして、令和２年度では本町は1.35%。近隣ですと杉田町は0.68%、白岡市は0.79%、久喜市が0.54%、春日部市が0.72%で、年間の更新率では他の事業体を大きく上回っている状況でございます。

また、法定耐用年数40年を超えた管路延長の割合を表す指標として、管路経年化率というのがございます。こちらは、本町は6.96%、杉戸町は14.39%、白岡市は17.48%、久喜市は1.81%、春日部市は37.86%となっておりまして、近隣では久喜市に次ぐ、老朽管が少ない状況となっております。

これらの数値にも表れておりますとおり、本町は平成25年度に老朽管更新計画を策定しておりまして、強靭な水道への取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　宮代町の町民から本当に高いと言われているんですよ。ここで、この13ミリの資料を見ますと、宮代町は10立方で1,463円ですよね。ここで見ると本当に２番目に高い。この間までは７番目かそのくらいだと思いますけれども、ほかの地域が下がったんですか。この状況の中で下げたんでしょうか、宮代町は動いていませんけれども。たしか埼玉県で七、八番目だと思いましたね、13ミリでも。ちょっと数えるの忘れましたけれども、これはほかの自治体が下げたという意味なんでしょう。まず、そこの辺のところおっしゃってください。

あと、私も前、加入料金が幾らなんだということで言いましたが、私も埼玉県の資料を見まして、その辺のところで確認の上で聞いたんですけれども、宮代町は非常に高かった。そういう事実があるんですよ。だから、町民に高いと言われるんですよ、この値段からするとね。

いろいろ耐震もやっている、いろんな設備を交換している、そういうことを言っていますけれども、町民はそういうことじゃない。利用料金が高いということで一本で言ってくるんですよ。この資料を見ても、えっ、こんなに高いの。２番目で載っていたよって。

そういうことで、私は引き下げるべきじゃないかなって感じがするんです。その辺のところ、どういうふうに考えているのか、おっしゃってください。

耐震化率、いろいろと理由述べました。老朽管のパーセント数字も言っていました。確かにそういうこともあると思いますけれども、全体としてはやっぱり宮代町はこのとおりに低いんだということ。これだと町のほうでも12.8%ということは、耐震化率は、なっていますので、あれこれ理由を言っても、これは12.8%ということなんですから、低い。地震が来たら、これは間に合わないですよね、大地震が来たら。東日本とか淡路とかそういうふうな二の舞になりすまよ、このままでいったら。最近も地震が多くなりましたのでね。早く、早急に進めるべきじゃないかなと思っています。

私は、料金が高い、水道加入料金も高いという

ことですから、そういう点ではやる気になればできるという感じはするんです。ただ、それだと町民との感情がありますから、その辺を見極めながらやっていくべきじゃないかなという感じがしますので、その辺のところをもう一度おっしゃってください。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

先ほど、すみません。１問目の順位についてちょっと訂正させていただきたいと思います。

申し訳ございません、３番目でございました。一番高いのが春日部市の1,870円、

〔発言する人あり〕

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　越生町が２番目で1,705円。こちら基本料金でございますので、宮代が1,463円ということで３番目になっております。

耐震化率につきましては、先ほどもお答えしたんですけれども、制度が変わったということで、それに続いて率が悪くなっているものでございます。これにつきましては、老朽管の更新に合わせて、先ほど言ったＧＸというのがデフォルトになっておりますので、必然的に更新していけば耐震化になっていきます。

また、加入金につきましては、高いということでありますけれども、一応高い加入料金頂いておいても、なお平成41年、水道ビジョンのほうで令和11年には赤字経営になると。続いて、令和14年についても水道の更新をするための内部留保資金が底をつくということで、経営の改革、料金の改定とかを踏み込まなければいけないなという水道ビジョンのほう策定させております。

また、新年度におきましては、水道ビジョンのほうの見直しをしますので、最近の物価高とか今後の更新工事を踏まえて検討させていただきますので、また県水も上がりますので、ちょっと厳しい世界が、状況は末路はあるのかなと考えております。

以上でございます。

すみません、３番目になったので、先ほど……

すみません。こちら要求された資料ということで基本料金の……

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時１５分

再開　午後　４時１６分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

たしか、すみません、料金が引き下がった団体は、ちょっと吉見かどこかで１団体、料金の階段を変えて料金改定をしたという話はちょっと記憶にあります。ただ、ちょっと今、記憶の定かなので、たしかそういったものがあったなというのは覚えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

料金のことなんで、宮代町民が言っているんで、高いって。埼玉県の各自治体のあれも記憶がちょっと分からないということを言っていますので、これも調べていただきたいなと思っております。２年前と、宮代町のあれをどうなっているのか。同じなのか、下がったのか、ほかの自治体は。お

願いします。

これが分からないと高いのか低いのか分かりません、私は。宮代町は変わらないですけれども、ほかの自治体はどうなのかということで聞いているだけですから、お願いします。

私は、高いから引き下げろと言っていますので、それ以上のことは言えません。ちょっとここで言ってもしようがないんで、後のことはまた後でしゃべります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　暫時休憩します。

休憩　午後　４時１８分

再開　午後　４時１９分

○委員長（西村茂久君）　再開します。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

山下委員さんのご要望ということで、２年前の水道料金との比較ということで、一応、埼玉県のほうで「埼玉県の水道」というものを出しておりますので、今、最新のものが令和３年度版、令和２年度の水道統計調査資料の基でございます。こちらの２年前というものをちょっと調べさせていただきまして、そちらと比較したいと思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

小河原委員。

○委員（小河原　正君）　すみません。小河原です。

質問をしますけれども、答弁はいいと思いますので。

というのは、12月に意見書を出したよね。独り暮らしの人が水道料金を使わないと、何とかしてくれよという意見書を出した。

〔「請願」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　請願か、請願だ。請願だ、意見書じゃなかった。

〔「請願だよ、請願が採択されなかった」と言う人あり〕

○委員（小河原　正君）　されないんだ、分かっているんだよ、そんなのは。だから、言うだけ言うんだよ。採択されないからといって、言っちゃいけないんかな。そんな議会ないんだからね。

そういう困った人がいるということを頭に入れて、これから運営してくださいということを言いたいわけですよ。本当に困った人がいるの、何人か。請願だか採択だか知らないけれどもね、不採択されたからって知らんぷりする必要はないと思っています、私は。そういうのを助けるのが政治なんですよ。不採択だから言うなっていうのと同じだからね、今の。そういうことを私は頭の中に入れて、これから運営してくださいということを言いたいわけ。そのことを言って、私は答弁は要らないと言っているんですよ。そのことを忘れないでください、そういう人がいるということだけ。

○委員長（西村茂久君）　要望と捉えます。

ほかに質疑ありますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

何点かご質問させていただきます。

前段の委員の質問もございますので、ダブらないようにしたいと思います。

まず、第１点目は資料で３ページですね。令和２年度と令和３年度の給水停止件数がそれぞれ212件と226件ございます。この内容について、お示しいただきたいと思います。

それから、23ページの県水の受水費なんですけれども、先ほどちょっと室長が言っておりました

けれども、まだ給水単価改定の動きが出ているというふうにも聞いているんですけれども、どうなっているのか、見通しについて伺いたいと思います。

それから、ちょっと前後します。

22ページの分担金で２目、7,117万円ございます。前年と比較して2,816万円の増額。その理由は、宮代１丁目での建設中のマンションの収益を見込んでいるということなんですけれども、これとそのほかの収益の見込みを別々にして、積算はどういうふうになっているのか、その点、お尋ねをしたいと思います。

それから、24ページの総係費の水道ビジョン策定業務委託料1,300万円がございますが、これについての内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど今、前段の委員が言っておりました。今、物価高騰の中で水道料金、大変高い。しかも、使用水量が使っていないのに、やはり基本料金が高いから非常に宮代は高い。そういう請願も出ました。

国の創生交付金によって、まちづくり建設課としても、８、９の検針で９月、10月の減免。それから11月、12月の検針で12月分、１月分の水道基本料金の減免を行いました。

私は、こういうときだからこそ町独自でもやる必要があるのかなと。水道料金の財政も厳しいのは分かるんですけれども、そういった、こういう状況なんで、町民もやはり、特に水道を使っていない方ね。だから、老夫婦とか独り暮らしとか、そういう方の切実な願いというのも私どもは分かるんですよ。ですから、独自でそういった方々への負担軽減という意味で軽減はできないかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

まず１問目の質問として、資料３ページの給水停止件数ということで、こちらにつきましては、一般質問でもございましたように、４か月後、いろいろ給水停止の予告や納付の催促とかやった上で、それでもお支払いしていただかなかった方に対して給水停止を行ったものでございます。

大変残念なことといいますか、大体、すみませんけれども、常連さんとかが多いものでして、停止の予告を受けて停止されてから、次の日、払っていただくとか、それについても連絡しないで、ただ単にお金を振り込んでくるところの方とかもいらっしゃいます。現状としましては、この226という数字は、そういった状況の給水停止を行った件数だけというものでございます。

続きまして、ページ23の受水費の単価の見通しということでございます。

こちらにつきましても、山下委員さんのほうで一般質問が出たときの答弁と同じになってしまうんですけれども、県の企業局に確認したところ、やはり県のほうで懇話会やった結果で、令和７年から10％の試算、令和11年度で10％の試算が１つ。令和11年から20％上げるというものを示させていただいたということでございます。

今後については、令和５年とか６年に企業局からどうするかというのが出てくるかと思います。それを踏まえて、町のほうでもどうするかということになってくると思います。

あと、課長のほうから回答あったように、なるたけ生活に支障のないようにとして、町のほうでもそういう回答を出していきたいなというふうに考えているところでございます。

続きまして、ページ22の分担金でございます。

こちらにつきましては、まさしくマンションを140戸ということで出しているものを分担金として見越しているものでございます。残りにつきましては、基本的には水道というのはお客様が申請をしてきて、家を建てて、分担金を加入してくれるという見通しがちょっと立たないものでございますので、こちらについては、残りのマンション以外については例年どおりのものという形で推測をさせていただいております。

こちらで、例えば7,117万円ということで結構大きい額でございますので、例えば半年とか過ぎたときに収入が多かったり少なかったりしたら、その際には経営に難があるようであれば補正とかの対応をさせていただきたいと思います。

また、続きまして、ページ24の水道ビジョンでございますけれども、前段の質問に答えさせていただいたんですけれども、まず平成30年に制定させていただきました水道ビジョンの経過進捗、そちらについての評価とかを行ってまいりたいと思います。

また、経営戦略ということで、水道ビジョンの中に今後の収支とかも含めた予測、シミュレーションを出しておりますので、平成30年度につくったものが今の物価高、あと今後の更新の過程とか、あと今までやってきた資産の更新によって変わってきますので、そちらの減価償却益とかそういったもろもろの試算をしまして、今後の収支の見通しを立てたいと思います。

もちろん県水の費用の増額とかも、何か県のほうからそういう案内がというか、ジャブのように来ていますので、そちらもその動向を見ながら検討していきたいなと考えております。そして、その辺の案ができましたら審議会のほうを予定しておりますので、そちらでもんでもらうような形を考えております。

また、水道料金が高いことにつきましては、確かに高いのは高いんですけれども、全国で考えますと3,300円。一月13ミリの口径、10立方で3,300円ということで、厚生労働省のほうが数字を出しておるものでございます。それについて、宮代町は3,003円ということで、全国に比べれば若干安いということになっております。

それなので、宮代町だけが高いというわけではございません。埼玉県の中の団体は、やはり全国でも１桁台の水道の規模とかのものでございますので、経営的には効率がいいものですね。ただ、宮代町については３万人台ということで、事業規模としては、ほかの市とか大手に比べるとやはり弱いものでございますので、その差が出ているものと認識しておるものでございます。

また、減免とかにつきましては、やはり水道料金というのは水道を使った者から頂くものでございますので、そういった施策については、福祉とかそちらのほうでやらなくてはいけないものかなと思います。日本国の憲法においても、そちらのほうの一般会計というか、そちらのほうで、その事業者からやるものではございませんので、町としても水道としては、例えば町のほうから、国とか、８月とか９月にやらせていただいたように補助金とか出るようであれば、そういったものにやっていきたいなというふうには考えております。猶予とかしていきたいと思います。

あと、使っていない方の水道料金ということで、これについては平等性から考えますと、やはり今、一月10立方、二月料金頂いて20立方ということでございますので、そちらについては今後、料金改定する際には検討する一つの重大な要項になると思います。

ただ、いろいろ生活保護とか受けている方で、ちょっとテレビとか見た話ですと、例えばいろい

ろ制限されている生活保護の方という話とかも出ていますので、一概にそれを10立方とか５立方とか落とすものはどうかなとも考えております。

例えば、基本水量を付与していれば、その間で基本料金というのは一定になりますので、その辺については、そちらの方については助かるのかなとも考えております。

こちらについては、ちょっと私も根拠がないので何とも言えないんですけれども、人がやっぱり最低限使える水量というのはありますので、そういったものと見合わせながらという考えもあるとは思います。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、確認をしながら再質問させていただきます。

まず、第１点目の給水停止件数についてでございますが、確認なんですが、今、こうした物価高騰の中で経済的弱者の世帯、つまり母子世帯だとかひとり親だとか高齢者、障がい者の方々の給水停止はないということで確認させていただいてよろしいですか。まず、それが第１点。

第２点、ページごとに伺いますが、22ページの分担金の関係でございますが、そうしますと、宮代１丁目の建設中のマンション、これで140戸、140軒ですね。そうすると全部20ミリで、そうするとほかのが合計別の分担金ということになるわけなんですけれども。

すみません、今、募集もしているようなんですけれども、15階建て。その辺、町のほうは詳しいと思いますので、これの積算になっている概要で結構ですので、お願いしたいと思います。

そうしますと、口径変更が13件というのは、これはある程度、具体的な数字になっていますので、科目設定じゃないですよね。それなりの理由があると思うんですが、それについてもお尋ねしたいと思います。

それから、県水の受水費なんですけれども、そうすると、今後の見通しなんですけれども、これは昨年度からも言われていましたよね、県水の単価改定の動きがあるというようなことで。ですから、その辺の見通しについて、この段階で分かっていればということで聞いたんですけれども、どうなりそうなのか、それ以上の答弁はありませんか。ないということであれば、それはそれで結構なんですが。

それと、24ページの総係費の水道ビジョンの関係について分かりました。これは委託料なんですけれども、どこに委託しているのか。これは、ほかのもちろん自治体も新水道ビジョンということで、宮代と同じように策定業務やっているわけなんですけれども、これはどういうところでほかはやっているのか。宮代も同じなんでしょうか。その辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

それから、すみません。先ほど23ページから24ページにかけて、配水及び給水費の中の増額となっているんですけれども、漏水調査業務委託料の増額というふうに説明をされましたが、これは最近の実績を踏まえてということをおっしゃっていたんですけれども、これについてももう少し詳しくお願いしたいと思います。修繕等もかかると思うんですけれども、併せてお願いしたいと思います、すみません。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

資料の上下のページ３でございますけれども、

給水停止ということで、弱者とかの影響ということで、母子世帯とかあるかどうかにつきましてなんですけれども、こちらにつきまして、一般質問でお答えさせていただいたんですけれども、水道のほうで給水停止を行った際に、福祉とか後期高齢とかそちらの部署のほうに、給水停止の対象の世帯とかを資料をお渡しさせていただいております。

その中で、例えば該当しているようであればそちらのほうの部署が動くような形になっておりまして、水道のほうとしましては、こういった弱者とか細かいデータについては、ちょっとこちらでは把握してない状況でございます。

例えば、個別でお客様のほうからご連絡あったりしたときに、こういった状況で何とかならないかとかといったときには猶予とかそういったご相談、いつ、収入あるからとか、あとどうしたらいいかということであれば、こういった部署のほうをご案内とかしたりします。

ただ、基本的にはお客様のほうはなかなか、水道のほうにはそういった事情というのは、めどが立っていればお話しいただけるんですけれども、どうしたらいいか分からないといったときには、我々のほうもそういった関連の部署のほうに、こういった給水停止のリストとかをお渡ししているという状況でございます。

続きまして、予算書の22ページの分担金のほうでございますけれども、ちょっと答弁者、替わります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

担当主査。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　経営総務担当、齋藤です。

口径別分担金の内訳なんですけれども、13ミリにつきましては、例年、大体平均値がこのぐらいの件数であるため20件という数値になっております。その次に、20ミリのほうなんですけれども、予算書の22ページのほうに152件ということで記載させていただいているんですけれども、その内訳につきましては、マンションのほうで67件、それで一般、その他の建築等で大体、例年そのぐらいの件数があるということで、85件ということで見込ませていただいております。

そうしまして、次に口径変更ということで13件見込んでおるんですけれども、まず一般的に建て替え等する場合、13ミリから20ミリに建て替えのときに口径変更なさる方というのが大体、年平均10件ほどいらっしゃるんで、そちらのほうをまず見込んでおりまして、次に、あとマンションのところなんですけれども、こちら既存の権利がございまして、そちらの権利を使用してマンションを建て替えるという形なので、その分で３件見込んでおりまして、トータルすると、マンションのほうで20ミリで67件、あと口径変更で３件ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

ちょっとすみません、先ほどの分担金140件のところ67件と間違えて申し訳ございませんでした。

続きまして、県水の受水費の料金改定の見通しということでございますけれども、基本的には答弁したとおりでございまして、今の時点ではこれ以上の情報がないといった状況でございます。

続きまして、ページ24の水道ビジョンでございますけれども、こちらの業者ということで、前回やったのが日水コンという会社でございます。その前にやったのが東洋設計事務所ということでご

ざいます。そちらについては、各自治体でいろいろ受注はされておりますので、そういった業者のほうから一応見積りをそれぞれもらって、今後は入札という形になると思います。で決めていきたいと考えております。

続きまして、予算資料のページ24の漏水調査業務ということで、増額したかということでございますけれども、一応、昨年度も町内全域で漏水調査させていただきました。一応、有収率のほうにつきましては、今後の４年度が終わって決算の形で出させていただきますので、動向としてはちょっとまだ正確な数字は出せないんですけれども、日々、日水量とか見ていますと、大体、昔は最大で１万1,000トンとか最少で１万500トン、１日当たりですね。出ていたのを確認していたところ、大体、今、最少で１万トンとか１万トン割ったりとかします。多くても１万500トンとかということで、一応それなりに効果あるのかなということでございます。

ただ、東武鉄道とかの下で漏水とかありましたので、そういったところの調査も含めてちょっと強化したいなということで、ちょっと鉄道とかに影響あったりするととても大変なことになりますので、その辺を見込んだ数値ということでご理解していただきたいと思います。

○委員長（西村茂久君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

それでは、再々質問をお願いしたいと思います。

給水停止件数というのはどこの自治体でもやはりあるんですよね、聞いています。これは、まちづくり建設の水道担当としては、内容まで聞いてないんだと思うんですけれども、やはりこういった税金だとか、そういった滞納状況だとか、そういうのも絡めて給水停止にしているのかどうか。

答弁を聞くと、水道担当としては、その辺の内容については分かっていないのかなというふうに思うんですけれども、少なくても先ほど言った経済的弱者って言ったんですよ。だから、そういう方たちの給水停止は、私は生きていく上でもこれは大変な状況になりますので、私も過去にそういった方がいて、どうしているかというと、公園の蛇口のところへ行って、自分の家は給水停止されているから、そこで命をつないでいたというの。これは本当に宮代の話なんですから。そういうことはないでしょうねという意味で私は確認したいので、そういったのはないですねということで、もう一度お願いしたいと思います。

あと、すみません。水道料金の基本料金の減免とか、これは国からの交付金があればやる、なければやらないというような答弁があったんですけれども、私はやはり今、置かれている、先ほどからも言っているように、独り暮らしのお年寄り、それから２人暮らしでもいかないんですよ、水道量が。

水道料金をやっぱり軽減するためにも、水道を使わないようにしようと思ってもしようがないというんですよね。そうだと思いますよ、決まっているんだから、10立方、１か月当たり。だから、そういうふうな方々に対して、やっぱりもう少し温かい行政ですよね。

ましてや、こういう物価高騰のあおりを受けているときだから、余計そういうふうなことは必要だと思うんですけれども、再度その点について、最後ですのでもう一度お尋ねしたいと思います、その２点。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

給水停止に伴って、使用者の方が公園とかで水

をくんでいるということにつきまして、ちょっと我々のほうもそういった情報がなかったので、それがちょっといつのときか分からないんですけれども、それについては、やはりお客様のほうから相談ということで、こちらのほうにご連絡をいただけなきゃ、我々も分からないという状況でございます。

また、そういった方をなくすためにも、福祉とかそういった部門のほうに情報のほうは提供させておりますし、国のほうからもそういった情報を提示するようにという指導はされておりますので、それに従ってやっているものでございます。

また、水道料金の猶予と減免につきましては、やはり水道料金が水道事業を行うものでございますので、そういったものについては、やはり税金の部署のようなところでやっていただくのが、水道事業としては本来の姿でないかなと思っております。

なので、ちょっと申し訳ございませんけれども、水道事業のほうから水道の減免とかはちょっと考えづらいかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

引き続き討論に入らせていただきます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　山下です。

私は、ただいま委員会が終了したばかりなんで、本会議において反対意見を述べたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論認めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第17号　令和５年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

再開は５時ちょうどといたします。

休憩　午後　４時５２分

再開　午後　５時００分

○委員長（西村茂久君）　再開いたします。

―――――――――――◇―――――――――――

◎議案第１８号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（西村茂久君）　それでは、議案第18号令和５年度宮代町下水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

担当課長から出席者、紹介お願いします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。よろしくお願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当主査、齋藤です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当主査、冨田です。よろしくお願いします。

○委員長（西村茂久君）　質疑はございますか。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　１点だけお伺いします。

令和４年３月に宮代町から発行された、宮代町下水道事業経営戦略、これ見まして、私、この中身はどういうものかなと見たんですよ。そしたら、この48ページ中６ページにわたって値上げの説明がされているわけですよ。この経営戦略というのは、値上げをするための説明戦略なんですか。私は分からないけれども、値上げをおおむね５年間、一番最後のページにおおむね５年で値上げを考えていくということで、最後には詰めてありますけれども、確かにこれを見ると、値上げはするんだなというふうな感じはします。その辺のところのいきさつを説明していただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

宮代町下水道事業経営戦略ということでございまして、こちらのほうは令和４年３月に策定させていただきました。下水道は基本的に借金をして今まで造っておりまして、それが多額になっております。そに伴って一般会計の負担金とかも入っておりまして、当然、一般会計負担金につきまして、こちら下水道事業については公営企業ということでございますので、国の法律の下、経済性を発揮するという条項ございますので、基本的には改定に取り組まないといけないものかなと思っております。

ただ、こちらの中につきまして、ページ47になるんですけれども、今のところ収支比率が現状70％なんですけれども、令和13年度に90％を目標として掲げるということで、こちらについて償還金とかが、要は企業債の返済が終わってくるものなので、そこのところで、ちょっと料金改定とか収支改善にしたほうがいいんじゃないかというほうを出させていただいておりまして、あくまでもこちらついては方針でございます。

ただ、今現在、物価高騰とかありますので、その辺の経済状況を見ながら、もちろん一般会計から補助金頂いてやっておるものでございますので、そちらの部局と調整しながら、そちらに入っていくかどうかはまた今後の検討の課題となっておりますので、今時点でどうするかというのは、今時点だとまだ出ていない方向性については改定するとかという方向は決定しているものではございません。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　山下委員。

○委員（山下秋夫君）　私は、この下水道事業というのは公衆衛生の立場から進めるべきだと感じていますよ。しかし、値上げをするということについては、私は町民の合意をする必要があるんじゃ

ないかなという感じがしております。

そういうところで、こういう戦略の案に値上げの文が６か所だったかな、５か所だったかな、６か所ですね。あったということについては、相当値上げを意識して、農業排水も含めてですけれども、意識しているなという感じはしました。

ぜひ、これだと下水道事業というのはもうける事業じゃないんですよ。公衆衛生ということで、公共の工事、また町からの助成金でやっていくべきじゃないかなという感じがするんで、その辺のところがすぐに町民に転換するというのはちょっとおかしいなと。私は賛成はできません、はっきり言って。

そういう点では、町の町民に意見を聞くべきだというふうに感じておりますので、その辺のところがどういうふうに考えているのか、もう一度おっしゃってくれれば、それで私は質問を終わります。

○委員長（西村茂久君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

下水道事業につきましては、昭和60年から始まりまして、63年から工事とかに着手して、平成５年になって供用を開始したものでございます。

それから料金を設定させていただきまして、たしか平成19年に１回、料金改定させていただきました。こちらにつきましても、収支改善ということで料金改定をさせてもらったんですけれども、こちらの供用のときも、やはり住民参加ということで審議会のほうにかけさせていただきまして、料金を決定したものでございますので、今後も審議会をかけた上で住民とかの説明しながら、そういった代表者とかの審議を図りながら、やっていく流れになるかと思います。

今時点ですと、先ほど申したように、料金改定するというのは、まだいつやるかとか決まっているものではございませんので、その辺、ご了承していただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村茂久君）　ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

山下委員。

○委員（山下秋夫君）　ただいま委員会が終了したばかりなんで、本会議において討論を行いたいと思います。

以上です。

○委員長（西村茂久君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　反対討論なしと認めます。

念のため、次に賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（西村茂久君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（西村茂久君）　起立多数であります。

よって、議案第18号　令和５年度宮代町下水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決さ

れました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任、お願いしたいと思います。

――――――――――◇――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（西村茂久君）　以上で当委員会に付託されました議事は終了いたしました。

これにて予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　５時０８分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

予算特別委員会委員長　　西　　村　　茂　　久